

イタリアにおける歴史的市街地の震災復興にみる
共編集型都市計画論の構築

Establishment of Co-Editing Planning in Post-Quake
Reconstruction of Historical Center in Italy

2021年2月

益子 智之

Tomoyuki MASHIKO

イタリアにおける歴史的市街地の震災復興にみる
共編集型都市計画論の構築

Establishment of Co-Editing Planning in Post-Quake
Reconstruction of Historical Center in Italy

2021年2月

早稲田大学大学院 創造理工学研究科
建築学専攻 都市空間・環境デザイン研究

益子 智之
Tomoyuki MASHIKO

イタリアにおける歴史的市街地の震災復興にみる共編集型都市計画論の構築

序論 研究の視座	001
序-1 はじめに：研究の問題意識とねらい	003
序-2 研究の視座	004
序-2-1 成熟社会に求められる「都市計画」の理論	004
序-2-2 関係性のデザインとしての「都市デザイン」	005
序-2-3 「編集」による計画	006
序-2-4 地方分権と市民参加の制度と仕組みの確立されたイタリアの都市計画	008
序-2-5 歴史的市街地の保存と再生を核としたイタリアの都市計画	009
序-2-6 災害復興という有事の際の計画条件	010
序-2-7 度重なる大規模地震災害からの歴史的市街地の震災復興	011
序-3 既往研究の整理	015
序-3-1 複数のイタリアの震災復興を比較考察した研究	015
序-3-2 1つのイタリアの震災復興を分析した研究	017
序-3-3 既往研究を踏まえた本研究論文の位置づけ	021
序-4 訳語の定義	024

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

第1章 研究の目的と方法並びに「編集」の再定義	029
1-1 研究の目的と方法	031
1-1-1 研究の目的と研究の課題	031
1-1-2 研究の構成と各章の目的	032
1-1-3 研究の方法と分析枠組み	034
1-2 関連する既往研究との関係	036
1-2-1 「編集」に関する既往研究との関係	036
(1) 編集主体に関する研究	036
(2) 編集対象に関する研究	037
(3) 編集技術に関する研究	037
(4) 編集文脈に関する研究	038
(5) 「編集」に関する既往研究に対する位置づけ	038
1-2-2 災害復興に関する既往研究方法論との関係	039
(1) 着眼点1：時間軸	039
(2) 着眼点2：側面と規模	041
(3) 着眼点3：立場	042
(4) 災害復興に関する既往研究方法論に対する位置づけ	044
1-3 本章の目的と方法	048
1-4 「編集」の概念整理と位置づけ	049
1-4-1 「編集」の多義性	049
1-4-2 「編集」の動態性	051
1-4-3 「編集」の相互性	052
1-4-4 都市計画分野における「編集」の位置づけ	054
1-5 「編集」の理論的課題と再定義	056
1-5-1 「編集」の理論的課題の設定と整理	056
(1) 「編集」主体の曖昧さ	056
(2) 「編集」対象の膨大さ	058
(3) 「編集」権限の不明瞭さ	060
1-5-2 「編集」の再定義と共編集の条件	062
(1) 複数主体の協働	062
(2) 複数主体間での価値観の共有	062
(3) 複数主体による共同体の存在	062
1-5-3 共編集の重要性	064
1-5-4 共編集からみた研究対象の妥当性	065
1-6 共編集計画手法の構成と共編集型都市計画の進行過程	070
1-6-1 共編集計画手法の4要素と構成	070
1-6-2 イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程	073
(1) 漸進的な都市計画における共編集計画手法の位置づけ	073
(2) イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程	073
1-6-3 関連する既存の計画理論と位置づけ	075
(1) 「構想」「造景」「編集」による都市デザイン論	075
(2) Childsによる都市デザイン論	075
(3) Healeyによる討議型都市計画論	075
(4) 藍谷による編集型アーバンデザイン論	076
(5) 共同化・協調化事業論	076

1-7	共編集の評価指標の設定	080
1-7-1	評価指標1：制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか	080
1-7-2	評価指標2：段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか	080
1-7-3	評価指標3：空間像に即した実空間が実現されたか	082
1-8	第1章のまとめ：編集と共編集の再整理	083
第2章	近現代イタリアにおける平時の都市計画の理論と実践の展開	085
2-1	本章の目的と方法	087
2-1-1	本章の目的	087
2-1-2	対象とした既往文献	087
2-2	19世紀末以降の都市計画	090
2-2-1	近代化都市改造期：特別法による都市インフラの整備	090
2-2-2	ファシズム政権期：社会主義政治体制下での都市計画法の萌芽	092
2-3	第二次世界大戦以後の都市計画	097
2-3-1	戦災復興期：都市郊外と中心部における無秩序な乱開発	097
2-3-2	制度改革期：中道左派政権の誕生と著名都市計画家による計画モデルの提示	102
2-3-3	制度確立期：革新自治体における保存再生理論の実験と参加と分権の制度化	108
2-4	都市の思想の転換点以後の都市計画	116
2-4-1	同質化更新期：地域景観保全制度の確立と都市更新のための既成市街地の同質化	116
2-4-2	複合プログラム期：複合プログラムによる戦略的再編と地方分権の確立	120
2-5	第2章のまとめ	126
2-5-1	開発と保全の規制による私権制限の変化	126
2-5-2	地方分権と市民参加の改革過程とそれらの重要性の高まり	126
2-5-3	共編集の必要性が高まる時代区分	128
第3章	4つの大規模震災後の復興ガバナンス体制の特性とその歴史的展開の解明	131
3-1	本章の目的と方法	133
3-1-1	本章の目的	133
3-1-2	本章の方法	133
3-2	4つの震災復興の特質の概観	135
3-2-1	1976年フリウリ地震からの震災復興	135
3-2-2	1997年ウンブリア・マルケ地震からの震災復興	135
3-2-3	2009年アブルッツォ地震からの震災復興	135
3-2-4	2012年エミリアロマーニャ地震からの震災復興	136
3-3	復興ガバナンス体制の可視化方法	137
3-3-1	震災復興プロセスの段階に応じた時期区分	137
3-3-2	主体間関係に関連する用語の種類	137
3-3-3	テキスト分析の方法	138
3-3-4	復興ガバナンス体制を可視化するための主体間関係の図化方法	141
3-4	4つの復興ガバナンス体制の特性	144
3-4-1	震災復興プロセスの3期を通じた4つの復興ガバナンス体制の特性	144
3-4-2	各期における4つの復興ガバナンス体制の比較	150
3-5	4つの復興ガバナンス体制のモデル化とその歴史的展開	151
3-5-1	2つの分析軸の設定	151
3-5-2	復興ガバナンス体制のモデル化とその歴史的展開の解明	151
3-6	第3章のまとめ：共編集の存在が想定される震災復興事例の同定	154

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

第4章 ヴェンゾーネ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態	159
4-1 本章の目的と方法	161
4-1-1 本章の目的	161
4-1-2 本章の方法	162
4-1-3 研究対象地ヴェンゾーネ市の概要	163
4-2 ヴェンゾーネ市震災復興プロセスの4つの時期区分	165
4-2-1 2つの取組みによる時期区分	165
4-2-2 ヴェンゾーネ市の震災復興プロセスの4つの時期区分	167
4-3 テキスト分析結果と主体間関係の図化方法	168
4-3-1 MAXQDAを用いたテキスト分析結果	168
4-3-2 主体間関係の図化方法	171
4-4 復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性	172
4-4-1 復興ガバナンス体制の構築プロセスの記述方法	172
4-4-2 復興ガバナンス体制の構築プロセスの全体特性	172
4-4-3 復興ガバナンス体制の構築プロセスの詳細特性	173
4-5 復興事業の実施プロセスの特性	176
4-5-1 参照資料と専門用語の定義	176
4-5-2 類型分類の概観	178
4-5-3 介入カテゴリーの概観	180
(1) 第1段階：一般的な介入カテゴリー	180
(2) 第2段階：介入の特殊分類	181
4-5-4 介入ユニットによる共同事業範囲の概観とその分類	182
4-5-5 復興事業の実施プロセスの特性	184
4-6 復興事業「4/A」の空間変容の実態	186
4-6-1 分析対象とする復興事業の選定	186
4-6-2 空間の定義と空間変容の分析方法	186
4-6-3 復興事業「4/A」の空間変容の実態	190
4-7 第4章のまとめ：共編集の観点からみた本事例の考察	203
第5章 ラクイラ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係	207
5-1 本章の目的と方法	209
5-1-1 本章の目的	209
5-1-2 本章の方法	210
5-1-3 研究対象地ラクイラ市の概要	211
5-2 ラクイラ市震災復興プロセスの6つの時期区分	215
5-2-1 2つの取組みによる時期区分	215
5-2-2 ラクイラ市震災復興プロセスの6つの時期区分	217
5-3 テキスト分析結果と主体間関係の図化方法	218
5-3-1 MAXQDAを用いたテキスト分析結果	218
5-3-2 主体間関係の図化方法	220
5-4 復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性	222
5-4-1 復興ガバナンス体制の構築プロセスの記述方法	222
5-4-2 復興ガバナンス体制の構築プロセスの全体特性	222
5-4-3 復興ガバナンス体制の構築プロセスの詳細特性	223
5-5 復興事業の実施プロセスの特性	227

5-5-1	3種類の復興事業実施状況の把握方法	227
5-5-2	復興事業の実施プロセスの全体特性	227
5-5-3	2つの復興事業の実施プロセスの詳細特性	227
5-6	3つの復興事業の空間変容の実態	230
5-6-1	分析対象とする復興事業の選定	230
5-6-2	空間の定義と空間変容の分析方法	230
5-6-3	3つの復興事業の空間変容の実態	234
5-7	復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係	246
5-7-1	共同事業単位に基づく復興事業の実施プロセスとの相互関係	246
5-7-2	市民組織による復興事業の実施プロセスとの相互関係	246
5-8	第5章のまとめ：共編集の観点からみた本事例の考察	248
第6章	ノヴィディモデナ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態	251
6-1	本章の目的と方法	253
6-1-1	研究の目的	253
6-1-2	研究の方法	253
6-1-3	4つの重大被災都市の選定	254
6-2	4つの重大被災都市の震災復興プロセスの実態比較	256
6-2-1	発災以前の平時の都市計画ツール	256
6-2-2	震災復興プロセスの4つの時期区分	257
6-2-3	4つの重大被災都市の震災復興プロセスの比較	258
6-3	ノヴィディモデナ市コミュニティ参加の動的メカニズム	260
6-3-1	参加型提案文書と都市計画ツールの関係	260
6-3-2	4つの時期毎のコミュニティ参加プロセスの成果	261
6-3-3	2つの分析軸によるコミュニティ参加の動的メカニズム	265
6-4	復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性	268
6-4-1	4つの時期区分に応じた復興ガバナンス体制の可視化方法	268
6-4-2	復興ガバナンス体制の構築プロセスの記述方法	272
6-4-3	復興ガバナンス体制の構築プロセスの全体特性	272
6-4-4	復興ガバナンス体制の構築プロセスの詳細特性	273
6-5	復興事業の実施プロセスの特性	277
6-5-1	3種類の復興事業実施状況の把握方法	277
6-5-2	復興事業の実施プロセスの全体特性	277
6-5-3	復興事業の実施プロセスの詳細特性	277
6-6	4つのパイロット事業の空間変容の実態	280
6-6-1	分析対象とする復興事業の選定	280
6-6-2	空間の定義と空間変容の分析方法	280
6-6-3	4つのパイロット事業の空間変容の実態	282
6-7	第6章のまとめ：共編集の観点からみた本事例の考察	299

第3部 共編集の評価と「共編集型都市計画論」の構築

第7章 3つの震災復興事例における共編集の評価	305
7-1 本章の目的と方法	307
7-2 3つの震災復興事例都市における共編集の条件	308
(1) ヴェンゾーネ市の震災復興	308
(2) ラクイラ市の震災復興	308
(3) ノヴィディモデナ市の震災復興	309
7-3 3つの指標を用いた共編集の評価	310
7-3-1 ヴェンゾーネ市の震災復興での評価	310
7-3-2 ラクイラ市の震災復興での評価	314
7-3-3 ノヴィディモデナ市の震災復興での評価	319
7-4 第7章のまとめ：共編集の特徴の比較考察	324
第8章 共編集の計画手法化と「共編集型都市計画論」の構築	329
8-1 本章の目的	331
8-2 計画手法化のために3つの震災復興事例から学ぶこと	332
(1) ヴェンゾーネ市の震災復興から学ぶこと	332
(2) ラクイラ市の震災復興から学ぶこと	333
(3) ノヴィディモデナ市の震災復興から学ぶこと	334
8-3 規模と主目的に着眼した「共編集計画手法モデル」の導出と提案	336
(1) 小規模歴史的市街地の復元と修復を主目的とした「共編集計画手法モデル」の導出	338
(2) 小規模歴史的市街地の修復と再価値化を主目的とした「共編集計画手法モデル」の導出	340
(3) 中規模歴史的市街地の修復と再生を主目的とした「共編集計画手法モデル」の導出	342
(4) 大規模歴史的市街地の複合目的を達成する「統合的共編集計画手法モデル」の提案	344
8-4 イタリアにおける「共編集型都市計画論」の構築	347
8-5 第8章のまとめ：イタリアの既成市街地への応用可能性の考察	354
結論 研究の総括	357
結-1 各章のまとめ	359
結-1-1 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開	359
結-1-2 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明	360
結-1-3 共編集の評価と「共編集型都市計画論」の構築	361
結-2 研究の総括	362
研究業績一覧	364
謝辞	367

図表一覧

序章

表序-1 戦後イタリアで発生した7つの地震災害の概要 p.11

第1章

- 図 1-1 本研究の構成 p.33
- 図 1-2 時間軸による既往研究方法論の整理 p.40
- 図 1-3 側面による既往研究方法論の整理 p.42
- 図 1-4 本研究方法論の位置づけ p.44
- 図 1-5 「編集」の多義性 p.50
- 図 1-6 「編集」の動態性 p.51
- 図 1-7 「編集」の相互性 p.53
- 図 1-8 都市計画分野における「編集」の位置づけ p.54
- 図 1-9 理論的課題「『編集』主体の曖昧さ」の整理 p.57
- 図 1-10 理論的課題「『編集』対象の膨大さ」の整理 p.59
- 図 1-11 理論的課題「『編集』権限の不明瞭さ」の整理 p.61
- 図 1-12 共編集計画手法の4要素 p.71
- 図 1-13 共編集計画手法の構成 p.72
- 図 1-14 漸進的な都市計画における共編集計画手法の位置づけ p.73
- 図 1-15 イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程の仮説的提示 p.74
- 図 1-16 共編集を評価するための3つの指標 p.81
- 図 1-17 第1章で整理・設定した内容のまとめ p.83

第2章

表 2-1 近現代イタリアの都市計画の7つの時期区分 p.88

- 図 2-1 ボローニャの1989年建築規制と都市拡張計画 p.91
- 図 2-2 ミラノの1912年一般的な建物規制と拡張計画 p.91
- 図 2-3 コモの1933年都市の規制計画のためのコンペティションでの計画面 p.93
- 図 2-4 コモの1937年都市の規制と拡張の計画 p.93
- 図 2-5 ピアチェンティーニによる1929年ブレシアの都市の中心部の建物規制計画 p.95
- 図 2-6 1947年フィデンツァの復興計画 - 当時の現況図(上) 計画図(中) 中心部の詳細図(下) - p.99
- 図 2-7 1948年マチェラータの復興計画 - 当時の現況図(上) 計画図(中) 城門付近のイメージ(下) - p.101
- 図 2-8 ジョヴァンニ・アステンゴにより作成された1958年アッシジの都市基本計画 p.103
- 図 2-9 ジャンカルロ・デ・カルロにより作成された1960年ウルビーノの都市基本計画 p.103
- 図 2-10 1958年ボローニャの都市基本計画 p.105
- 図 2-11 1970年ボローニャの都市基本計画 p.107
- 図 2-12 ボローニャのサン・レオナルド地区の修復計画 p.111
- 図 2-13 1975年フェッラーラの都市基本計画の修正計画 p.112
- 図 2-14 1975年フェッラーラの都市基本計画での保存計画(上)と施設計画(下) p.113
- 図 2-15 1993年エミリアローマニャ州政府の州域での景観計画図 p.117
- 図 2-16 1993年エミリアローマニャ州政府のボローニャ周辺での景観計画図 p.117
- 図 2-17 1981年レッジョエミリアの歴史的市街地内の都市基本計画 p.119
- 図 2-18 1984年レッジョエミリアの都市基本計画 p.119
- 図 2-19 1999年レッジョエミリアの新しい都市基本計画 p.121
- 図 2-20 レッジョエミリアの市街地再価値化プログラムの位置図 p.121
- 図 2-21 レッジョエミリアの郊外産業地区再生のための再価値化プログラム p.123
- 図 2-22 レッジョエミリアの郊外住宅地区再生のための再価値化プログラム - 現状図(左)と計画図(右) - p.123

第3章

- 図 3-1 テキスト分析の4つの段階と用語の定義 p.139
- 図 3-2 主体間関係の図化方法 p.142
- 図 3-3a 1976年フリウリ地震からの復興ガバナンス体制 p.145
- 図 3-3b 1997年ウンブリア・マルケ地震からの復興ガバナンス体制 p.146
- 図 3-3c 2009年アブルツォ地震からの復興ガバナンス体制 p.148
- 図 3-3d 2012年エミリアロマーニャ地震からの復興ガバナンス体制 p.149
- 図 3-4 4つの復興ガバナンス体制モデルと歴史的展開 p.153
- 図 3-5 共編集の存在が想定される震災復興事例の同定 p.155

- 表 3-1 4つの大規模地震からの震災復興の特質 p.136
- 表 3-2 キータームの定義と種類 p.137
- 表 3-3 フリウリ地震復興に関するテキスト分析結果の一例 p.139
- 表 3-4 各段階におけるコード数を付したガバナンスカテゴリーのマトリックス表 p.140
- 表 3-5 質的データ分析に用いた文献リスト p.140
- 表 3-6 主体間関係の図化に用いたコード数 p.142

第4章

- 図 4-1 ヴェンゾーネ市の概要 p.163
- 図 4-2 ヴェンゾーネ市の震災復興プロセスの全体像 p.167
- 図 4-3 主体間関係の図化方法 p.171
- 図 4-4a ヴェンゾーネ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図-1 p.174
- 図 4-4b ヴェンゾーネ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図-2 p.175
- 図 4-5 参照とする文献抜粋資料とアーカイブ室の様子 p.177
- 図 4-6 地区詳細計画の類型分類図面 p.178
- 図 4-7 地区詳細計画の復興実行計画 p.180
- 図 4-8 事業実施された共同事業範囲図 p.182
- 図 4-9 2年毎に可視化した復興事業の実施プロセス p.185
- 図 4-10 復興事業の実施プロセスの全体 p.185
- 図 4-11 「空間」の定義 p.187
- 図 4-12 空間構成要素の分類と具体例 p.187
- 図 4-13 空間秩序の種類 p.189
- 図 4-14 空間構造の種類 p.189
- 図 4-15 復興事業「4/A」の実施設計の基礎情報 p.190
- 図 4-16 抽出された空間構成要素 p.190
- 図 4-17 事業介入ユニット7番・8番の空間変容 p.192
- 図 4-18 事業介入ユニット7番・8番の実施設計図面一覧 p.193
- 図 4-19 事業介入ユニット9番・10番の空間変容 p.195
- 図 4-20 事業介入ユニット9番・10番の実施設計図面一覧 p.196
- 図 4-21 事業介入ユニット11番・13番の空間変容 p.198
- 図 4-22 事業介入ユニット11番・13番の実施設計図面一覧 p.199
- 図 4-23 事業介入ユニット12番の空間変容 p.200
- 図 4-24 事業介入ユニット12番の実施設計図面一覧 p.201

- 表 4-1 調査概要 p.162
- 表 4-2 テキスト分析を用いたドキュメント一覧 p.168
- 表 4-3 テキスト分析結果の一例 p.168
- 表 4-4 キータームの分類 p.169
- 表 4-5 文書ドキュメントに対する分析結果のコード数と図化に用いたコード数 p.169
- 表 4-6 各期におけるガバナンスカテゴリーとコード数のマトリックス表 p.170
- 表 4-7 類型学的分析による類型分類の設定 p.179
- 表 4-8 一般的な介入カテゴリーによる共同事業範囲の分類 p.183

第5章

- 図 5-1-1 ラクイラ市の概要 p.211
 - 図 5-1-2a ラクイラ市震災復興の主要計画図面 - 歴史的市街地内部のゾーニング (上), 事業介入タイプ (下)- p.212
 - 図 5-1-2b ラクイラ市震災復興の主要計画図面 - 復興空間像 (上), 中心部の優先的事業実施ガイドライン (下)- p.213
 - 図 5-2 ラクイラ市の震災復興プロセスの全体像 p.217
 - 図 5-3 主体間関係の図化方法 p.221
 - 図 5-4a ラクイラ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図 -1 p.224
 - 図 5-4b ラクイラ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図 -2 p.225
 - 図 5-4c ラクイラ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図 -3 p.226
 - 図 5-5 可視化された歴史的市街地における復興事業の実施プロセス p.228
 - 図 5-6 可視化された周辺地域における復興事業の実施プロセス p.228
 - 図 5-7 ラクイラ市における戦略的事業の立地 p.231
 - 図 5-8 「空間」の定義 p.232
 - 図 5-9 空間構成要素の分類と具体例 p.232
 - 図 5-10 空間秩序の種類 p.233
 - 図 5-11 空間構造の種類 p.233
 - 図 5-12 戦略的事業「Banca d'Italia / Via XX Settembre」の準備設計の基礎情報 p.235
 - 図 5-13 戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」の準備設計の基礎情報 p.236
 - 図 5-14 市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」の実施設計の基礎情報 p.237
 - 図 5-15 抽出された空間構成要素 p.239
 - 図 5-16 戦略的事業「Via XX Settembre / Banca d'Italia」の空間変容 p.239
 - 図 5-17 戦略的事業「Via XX Settembre / Banca d'Italia」の準備設計一覧 p.240
 - 図 5-18 戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」の空間変容 p.242
 - 図 5-19 戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」の準備設計一覧 p.243
 - 図 5-20 市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」の空間変容 p.245
 - 図 5-21 市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」での広場整備案 p.245
-
- 表 5-1 調査概要 p.210
 - 表 5-2 インタビュー調査対象とした市民組織のリスト p.218
 - 表 5-3 テキスト分析結果の一例 p.218
 - 表 5-4 キータームの分類 p.219
 - 表 5-5 インタビュー組織ごとのコード数と図化に用いたコード数 p.219
 - 表 5-6 各段階ごとのコード数を付したガバナンスカテゴリーのマトリックス表 p.220
 - 表 5-7 民間・行政イニシアチブによる戦略的事業の概要 p.231

第6章

- 図 6-1 2012年エミリアローマニャ地震の基礎情報と重大被災4都市の位置 p.254
- 図 6-2 4つの重大被災都市の震災復興プロセスの全体像 p.259
- 図 6-3-1 参加型提案文書と都市計画ツールの関係 p.260
- 図 6-3-2a 参加型提案文書の主要図書 - 参加過程の全体像 (上), 歴史的市街地の復興戦略 (下)- p.262
- 図 6-3-2b 参加型提案文書の主要図書 - 3つの歴史的市街地毎の広場を核とした公共空間再価値化プログラム - p.263
- 図 6-4 ノヴィディモデナ市のコミュニティ参加の動的メカニズム p.266
- 図 6-5 主体間関係の図化方法 p.271
- 図 6-6a ノヴィディモデナ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図 -1 p.274
- 図 6-6b ノヴィディモデナ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図 -2 p.275
- 図 6-7 歴史的市街地とその周辺地域での復興事業の実施プロセス p.278
- 図 6-8 「空間」の定義 p.281
- 図 6-9 空間構成要素の分類と具体例 p.281
- 図 6-10 空間秩序の種類 p.281
- 図 6-11 空間構造の種類 p.283
- 図 6-12 パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」の実施設計の基礎情報 p.284
- 図 6-13 パイロット事業「Spazi inFESTATI」の実施設計の基礎情報 p.284

- 図 6-14 パイロット事業「Parcobaleno」の実施設計の基礎情報 p.285
- 図 6-15 パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」の実施設計の基礎情報 p.285
- 図 6-16 抽出された空間構成要素 p.286
- 図 6-17 パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」の空間変容 p.288
- 図 6-18 パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」の実施設計図面一覧 p.289
- 図 6-19 パイロット事業「Spazi inFESTATI」の空間変容 p.291
- 図 6-20 パイロット事業「Spazi inFESTATI」の実施設計図面一覧 p.292
- 図 6-21 パイロット事業「Parcobaleno」の空間変容 p.294
- 図 6-21 パイロット事業「Parcobaleno」の実施設計図面一覧 p.295
- 図 6-22 パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」の空間変容 p.297
- 図 6-23 パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」の実施設計図面一覧 p.298

- 表 6-1 復興計画を策定した 28 の被災自治体一覧 p.255
- 表 6-2 4 つの重大被災都市の発災以前の既存の都市計画ツール p.256
- 表 6-3 コミュニティ参加プロセスの成果 p.264
- 表 6-4 テキスト分析に用いた文書ドキュメント一覧 p.268
- 表 6-5 テキスト分析結果の一例 p.268
- 表 6-6 キータームの分類 p.269
- 表 6-7 文書ドキュメントに対する分析結果のコード数と図化に用いたコード数 p.269
- 表 6-8 各期におけるガバナンスカテゴリーとコード数のマトリックス表 p.270

第 7 章

- 図 7-1 ヴェンゾーネ市の震災復興における共編集の評価 p.313
- 図 7-2 ラクイラ市の震災復興における共編集の評価 p.315
- 図 7-3 ノヴィディモデナ市の震災復興における共編集の評価 p.321

第 8 章

- 図 8-1 小規模歴史的市街地の復元と修復を主目的とした「共編集計画手法モデル」 p.339
 - 図 8-2 小規模歴史的市街地の修復と再価値化を主目的とした「共編集計画手法モデル」 p.341
 - 図 8-3 中規模歴史的市街地の修復と再生を主目的とした「共編集計画手法モデル」 p.343
 - 図 8-4 大規模歴史的市街地を対象とし複合目的を達成する「統合的共編集計画手法モデル」 p.345
 - 図 8-5 イタリアにおける共編集型都市計画の枠組み p.348
 - 図 8-6 「過程」に対する適用方法 p.349
 - 図 8-7 「ガバナンス体制」に対する適用方法 p.350
 - 図 8-8 「実空間」に対する適用方法 p.351
 - 図 8-9 3 つの適用方法を支える制度的な仕組み p.352
 - 図 8-10 共編集型都市計画の体系 p.353
- 表 8-1 モデル導出とモデル提案のための規模と主目的の整理 p.337

序論
研究の視座

序－1 はじめに：研究の問題意識とねらい

我が国は、明治維新以降欧米諸国の先端技術を取り入れることで工業化が進められ、第二次世界大戦後の経済成長を経て急速に発展してきた。このような右肩上がりの時代において、都市計画は、都市部への人口の過密化や居住環境の悪化に対処することを主眼とし、大規模な公共事業によって、既成市街地では居住環境の改善を図り、郊外地域では主に鉄道路線沿線を中心に新たな住宅市街地を整備してきた。法制度に基づいた都市計画は、都市問題の解決に対して一定の成果を挙げてきたものの、1970年代以降に公害や歴史的町並みの破壊などの問題が深刻化し、国内外で住民の主体的な参加による生活の質を漸進的に改善するまちづくり運動が活発化してきた。このような市民社会におけるまちづくり運動を受けて、1990年代以降に都市計画法が改正されたが、法定都市計画とまちづくりは併存している現状にあり、両者を有機的に結びつけることが求められている。

他方、21世紀初頭は、我が国にとって右肩上がりの成長社会から成熟社会への変曲点にあたる。20世紀末以降、多くの都市計画の専門家らは、成熟社会に対応するために都市計画制度を根本から見直すことの必要性を指摘してきた。新たな社会的な枠組みに対応するには、これまで築き上げてきた分権と自治の仕組みを基盤とし、成長社会で実装されてきた事前確定的なマスタープラン型の計画手法だけではなく、事態の変化に柔軟に対応できる動的な計画手法が求められている。しかしながら、現在まで国の都市計画の制度と仕組みは、大きく転換されることなく、各種制度の場当たりの見直しに止まっており、日本の都市計画が抱える構造的な課題の抜本的な解決に至っていない。

2011年東日本大震災に代表される未曾有の災害を経験してもなお基本的な構造改革がなされていない現状を踏まえると、日本の各地で制度的な壁を乗り越えた先進的な取り組みを生み出し、現行制度を改編するだけでは、限界があるのではないだろうか。

一方で、イタリアは、我が国と同様に、戦後の工業化により急速に経済成長を遂げ、社会的・経済的成熟化が進んでいる先進諸国の1つである。我が国が80年代後半にバブル経済成長期を経たのに対して、イタリアは70年代のオイルショック以降長期的な経済低成長期へと突入したため、約10年早く経済的成熟化が進行している。また、イタリアでは、地区住民評議会や州政府の設置に見られるように、参加と分権の仕組みの改革に継続的に取り組み、60年代末以降歴史的市街地や地域を保存再生する計画制度の改革を推し進めてきた。90年代以降には、EUの都市政策の影響を受けて、プロセス重視の都市計画が試行されており、戦後一貫して都市計画とその関連分野の制度の改革が進められてきている。

以上のように、我が国の都市計画に対する問題意識と成熟社会の課題に直面しながらも継続的に計画制度の改革を推し進めてきたイタリアの現状のもと、本研究のねらいは、イタリアの都市計画を研究対象として、成熟社会における新たな計画手法とその計画手法による計画論を構築することである。つまり、制度改革を継続的に推し進めてきたイタリアの都市計画の調査研究を通じて、成熟社会における新たな都市計画論を構築し、我が国の都市計画の新たな可能性を切り拓くことを目指すものである。

序－２ 研究の視座

序－２－１ 成熟社会に求められる新たな「都市計画」の理論

成熟社会における平時の都市計画やまちづくりは、少子高齢化や市街地の縮退などの新たな社会構造により表出する課題に対処しなければならず、行政主導により計画される事前確定的なマスタープラン型の計画手法では限界がある。そのため、右肩上がりの時代に開発・実践された静的な計画手法を見直す必要がある^{注序-1)}。

石田(2004)は、日本近現代都市計画史の展開を踏まえ、今後の都市農村計画のあり方を展望するために、21世紀の課題や目標像に関する5つの論点を提示している^{注序-2)}。これらの論点の1つとして、「まちづくりと都市づくりの関係と計画の問題」を挙げ、都市農村計画の変化を担い展望を切り拓くのは、「地域独自の課題を見つけ問題を解く計画能力を身につけつつある地方自治体、特に市町村と、身近な都市農村空間をつくり・保全する共同のいとなみを意識しはじめた住民であることは間違いない^{注序-3)}」と主張している。このように市町村と住民の役割が重要になる場合には、「都市づくりとまちづくりをあえて区別し、その計画としての役割とつくり方の違いを考え、それを如何に有機的・総合的に結びつけるか^{注序-4)}」を重要な課題として挙げており、市町村の策定する法定都市計画と住民主体のまちづくりを有機的・総合的に結びつけることで現れる21世紀の都市計画のあり方を提唱している。

他方、21世紀における新たな都市計画のイメージとして、佐藤(2011)は「地域の多様な主体が協働して、さまざまなプロセスにおける討議・協議を経ながら、計画・実施・運営が一体となつてすすむというプロセス^{注序-5)}」が定着されている、とまちづくりの観点から指摘する。さらに、「せまい意味での「計画」ではなく、個々の地域における自律的・自発的な動きを「編集」することを通じて都市・地域空間を創出していく^{注序-6)}」と続けており、固定的に捉えられてきた「計画」概念を拡張することを主張している。

また、有賀(2017)は、上記の市民主体による自律的な社会運動を肯定しながらも、「地域の計画資源や素材を包含的にとらえながら、個々のまちづくりに明確な方向を与えていく動的な過程としてのマネジメントの計画と技術の研究・開発が、各地の実践を通してすすめられている^{注序-7)}」と捉えている。その上で、21世紀における災害リスク軽減や環境再生などのグローバル課題に向き合うために、「自然環境の再生と災害リスクの低減を相互編集し、地域マネジメントする生態有機まちづくり^{注序-8)}」を理論構築することの必要性を説いている。

さらに、大野(2016)は、今後本格化する成熟社会への対応の仕方を示す都市計画理論の重要性を述べ、「縮小する都市に包容力のある「場所」と活気に満ちた「流れ」を作り出すための実現可能な都市戦略、そしてそれらに一貫性を与える理論^{注序-9)}」としてファイバシティを提唱している。この理論構築の試みの中から生まれてきたいくつかの重要な思考の1つとして「編集による計画^{注序-10)}」をあげ、「既にあるものと新しいもの、そして自然と人工物が一緒になって緻密で豊かな織物を織り上げることこそが都市デザインの目標となる^{注序-11)}」と指摘している。

以上を踏まえると、成熟社会に求められる都市計画の理論の1つとして、法定都市計画とまちづくりを有機的・総合的に結びつけることやある明確な志向性に基づいて自律的な動きを都市計画へと「編集」することによる都市計画のイメージ、異なるものを織り上げるように編集して都市を計画することが浮かび上がってくる。本研究では、このような新たな都市計画の理論のイメージを踏まえ、「異なるものの編集により計画すること」に可能性を見出すこととする。

序-2-2 関係性のデザインとしての「都市デザイン」

都市空間の「計画」と「デザイン」は、本来一体的に進められてきたものであるが、近代都市計画においては、「狭い意味の計画行為とその後の都市デザインは分離^{注序-12)}」された。佐藤(2006)は、この分離によって、「計画」は機能が最優先される固有の論理で一人歩きをし、デザインは与えられた条件の下で、実施のプロジェクトとして進められ、両者は乖離し、デザインの相互関係が計画により調整されることはなくなってしまった^{注序-13)}」と指摘している。

このような都市の「計画」と「デザイン」の乖離を解消するために、1970年代以降にアメリカを中心としてアーバンデザインの試みが始められた。その試みの先進事例は、サンフランシスコでのAllan JacobsとニューヨークでのJonathan Barnettによる成果^{注序-14)}である。例えば、Jacobs(1998)は、「都市デザインは、主として都市環境の感覚的、審美的、視覚的な質を扱う、都市計画の一分野である^{注序-15)}」と述べており、「資本主義経済下における「計画」という概念の中に、都市デザインを位置づけた^{注序-16)}」のである。

同じ頃、アメリカだけではなく我が国においても、横浜市や東京都世田谷区においては都市デザイン専門部門が立ち上げられ、仙台市では早稲田大学吉阪研究室を中心としたデザインチームが「杜の都・仙台」という新たな都市デザインの構想を打ち出していた。その後、時代に応じて都市デザインに求められる役割が変化し、地域運営・都市経営の時代に突入した1990年代中頃以降、都市デザインは、「従来の空間デザインや公共政策の枠」を超えて、都市文化政策へと展開しつつある、と都市計画史家の中島直人は指摘している^{注序-17)}。

我が国における基本的な都市デザインの方法や具体的な進め方についてまとめた書籍は少なく、体系的にまとめられた書籍として佐藤・後藤ら(2006)による『図説 都市デザインの進め方』が挙げられる。この書籍の冒頭で後藤は、「より良い都市デザインは、「構想」、「造景」、「編集」のゆらぎの中で育まれる^{注序-18)}」と述べており、3つの実践的行為による都市デザインの進め方を整理している。本論文で着目する「編集」という行為は、「構想」と「造景」の間に組み込まれており、「編集」という行為によって部分と全体の関係や、空間像と社会像の関係を構築していくこと^{注序-19)}」が、現代の都市デザインに求められていると指摘されている。ここで指摘されている関係性のデザインとしての都市デザインについては、中島(2018)も論じており、空間・時間・主体の関係性に着目している^{注序-20)}。

佐藤や後藤、中島は包括的に関係性をデザインすることの重要性を指摘しているのに対して、我が国では2000年代以降、限定的に関係性のデザインが謳われてきた動きもみられている。例えば、近年の無縁社会化という社会問題を解決するために、住宅や公園などの物理的なデザインではなく、人のつながりをデザインすることを重要視した山崎(2011)によるコミュニティデザイン^{注序-21)}や主に遊休化した不動産という潜在資源を有効活用することで都市地域経営課題の解決を実践した清水(2014)によるリノベーションまちづくり^{注序-22)}である。

このようなフィジカルなものをつくらないデザインが現代的都市デザインとして流行した理由の一つとしては、渡辺(2019)により指摘されている、我が国の都市計画法の抱える構造的課題^{注序-23)}が関係していると思われる。しかし、今後成熟社会に対応した都市計画の長期的な課題を抜本的に解決するためには、フィジカルなものとの関係性も含めた都市デザインが必要であり、その際に重要となるのが「編集」という実践的行為なのではないだろうか。つまり、この「編集」という行為を計画手法として位置づけることができれば、事前確定的な都市計画と事後の建築設計との間に関係性を生み出せる、新たな都市デザインの理論の構築に近づけるのではないだろうか。

序-2-3 「編集」による計画

成熟社会に求められる都市計画の理論の1つでは、「編集」という言葉がキー概念として用いられており、本研究では、異なる環境や主体の行為の間の関係性を「編集」する実践的行為に可能性を見出そうとする試みである。ここであげている「編集」に関する歴史や概念、方法については、編集工学を提唱した松岡正剛により多くの著書^{注序-24)}で論じられており、「編集」の基本的特徴を以下のように述べている。

『編集というしくみの基本的な特徴は、人々が関心を持つであろう情報のかたまり（情報クラスター）を、どのように表面から奥に向かって特徴づけていくかというプログラミングだったのである。（中略）こうしてみると、編集とは、「該当する対象の情報の構造を読みとき、それを新たな意匠で再生するものだ」ということが、とりあえずわかってくる。^{注序-25)}』

ここで示されている基礎的特徴を鑑みると、都市計画における「編集」とは、極めて複雑で多層的な都市空間や環境の構造を読み解いて、そこに新たに介入することで都市に対して何かしら良い影響や効果を引き起こすものであることがわかる。さらに、松岡(1996)が、このような都市計画や都市政策の領域にこそ「編集」の技法が生かされるべきである^{注序-26)}と主張していることから、都市計画分野における「編集」の再定義が期待されていると言えよう。

それでは、都市計画と都市デザインの専門家や研究者は、どのように「編集」という言葉を用いてきたのだろうか。筆者が国内の専門書籍や既往文献を整理した範囲では、佐藤(1999)が阪神淡路大震災からの復興まちづくりの経験を踏まえて、21世紀のまちづくりの展望を論じている文章が初出である^{注序-27)}。また、2004年早稲田まちづくりシンポジウムでは、「都市の編集」をひとつのキーワードとして、選択可能都市の原型となる21世紀の都市像とそれを実現するための仕組みについて議論が行われた^{注序-28)}。

他方国外では、カナダの都市計画の実務家・研究者である Sandercock(2003)が、プランニングプロセスの物語の編集行為の重要性^{注序-29)}を論じている。また、ニューメキシコ大学で教鞭をとる Childs(2010)は、都市デザインの専門的な職能を再考する際にアナロジーとして「編集(Editing)」に着目し、主体の役割を提示^{注序-30)}しており、建築史・都市史を専門とする Lasansky(2004)は、1920年代から30年代にかけてのファシスト政権のイデオロギーに応じたイタリアのサンジミニャーノ広場の物的な改造過程を編集プロセス^{注序-31)}として読み解いている。

以上のように、日本のみならず、アメリカやカナダ、イタリアの都市計画分野において「編集」という言葉が用いられている。しかし、この専門分野における「編集」の概念や定義が明確化されないまま、多くの研究者が「編集」という言葉を用いており、具体的な概念の整理は、佐藤(2004)による整理のみである。

『ここで用いている編集という概念は、事業や規制によって粛々と実現していくこれまでの事前確定的な近代都市計画の考え方を転換して、多様な主体が自律的に活動し、その動きを全体として「編集」するものである。それは個々の動きを組み立てて全体としての方向性を作り上げていく方法をイメージしている。^{注序-32)}』

以上のような現状を踏まえると、都市計画の分野における「編集」という言葉は、その言葉の持つ観念

的なイメージに基づいて、各論者によって多様な概念と定義で用いられている。そのため、これまでの仮説的な議論を踏まえつつ、「編集」という実践的行為を計画手法として位置づけるためには、都市計画分野における「編集」を再定義することが求められよう。

序-2-4 地方分権と市民参加の制度と仕組みの確立されたイタリアの都市計画

研究の問題意識とねらいで既に記した通りに、本研究は、日本ではなく、日本と同様に社会的・経済的に成熟しているイタリアの都市計画の法制度と理論、実践を対象とするものである。「編集」という実践的行為を計画手法として確立するために、なぜイタリアの都市計画が選定されうるのか。参加と分権の観点からその理由を述べる。

イタリアは、戦後に制定されたイタリア共和国憲法において、立法権の与えられる州政府の設置を明記し、1970年の州政府の設置を受けて、国から州政府への都市計画権限が部分的に移譲された。さらに、1990年には新地方自治法が制定され、都市計画権限は州政府へ完全に移譲されており、中央から地方への分権化改革を継続してきている^{注序-33)}。

また、イタリアの基礎自治体であるコムーネにおいても、60年代末以降に革新系自治体であるボローニャ市やフィレンツェ市を中心に、参加と分権に関する先進的な試みが行われた。住民選挙で選ばれた評議員らにより構成される地区住民評議会が、市行政から地区内の都市計画の決定権や予算執行権を付与され、地区住民の参加と自治に大きく貢献した。この地区住民評議会の実験は、1976年分権・参加法により、権限を縮小された組織として全国的に展開され活動の停滞している自治体も見られているが、革新系自治体では、制度改編を経た現在においても、地区への参加と分権のシステムとして重要な役割を担っている^{注序-34)}。

地区レベルでの参加と分権の仕組みに加えて、1990年代末以降、イタリアでは、アーバンセンター(Urban Center)と呼ばれる多主体の参画する組織体が設立されており、その設立背景や活動目的、運営体制は、都市毎に異なっている。例えば、2002年に設立されたアーバンセンターボローニャは、行政、大学、民間企業、財団など利害関係者から構成される組織であり、ボローニャ市の都市計画への積極的な市民参加を促すことを目的としているのに対して、2005年に設立されたアーバンセンタートリノでは、大学からの発案で基礎自治体と企業により共同設立され、トリノ大都市圏の構想とシナリオ作成と住民への情報発信を主な目的としている^{注序-35)}。

以上のような都市毎に目的に応じた多主体連携組織による活動の活発化と並行して、今もなお多くの革新系自治体を有するエミリアロマーニャ州とトスカーナ州では、2000年代末以降、都市計画における市民参加の法律を新たに制定している。例えば、2009年に制定、2018年に改訂された都市政策や計画の策定過程における参加を促進するエミリアロマーニャ州法により、隔年で基礎自治体に対して住民参加に関する事業公募が行われ、住民参加の過程での議論や提案をまとめた参加型提案文書は、政策や計画へと反映させるための公的な文書として位置づけられている。

さらに、ボローニャ市議会において都市のコモンズ(Beni Comuni)を育み再生するための市民と基礎自治体との間の協働に関する規定が、2014年に承認されたことを皮切りに、市民や住民団体が、直接的に自治体との間に「協働協定(Patto di Collaborazione)」を締結し、緑地や公共空間の維持管理や地域イベントを開催する自治の仕組みが整備されてきている。「協働協定」に関する規定は、ボローニャ市のみならず多くの自治体での条例制定により取り入れられており、市民が直接的に身近な都市空間の自治に関与する仕組みとして期待されている。

以上により、イタリアでは、戦後一貫して都市計画に関連する地方分権と市民参加の改革を押し進められてきており、それに関する社会的な制度と仕組みが成熟していると言えるであろう。

序一 2-5 歴史的市街地の保存と再生を核としたイタリアの都市計画

分権と参加の制度改革という観点からイタリアの都市計画を研究対象とする理由について言及した。次に、イタリアの都市計画法制度の改革について述べる。

イタリアの現行の都市計画法は、ファシズム政権下であり第二次世界大戦中であった1942年に制定されたが、戦時中の混乱により実施規定が定められなかった。「計画なければ開発なし」と「何人も徐に開発利益を独占してはならない」というイタリア都市計画の2つの原則が遵守されるようになるのは、1967年橋渡し法の制定以降となる。そのため、戦後の高度成長期における、郊外での質の低い住宅系市街地の無秩序な整備や歴史的市街地での乱開発が横行し、戦時中以上に歴史的建造物が破壊されるほどであった。このような状況に対して、建築と都市の専門家らは、歴史・文化的都市保存全国会議 ANCSA を設立し、1960年に歴史的市街地の保存と再生の重要性を表明するグッピオ憲章を定め、その後の社会闘争の流れを受けて、橋渡し法制定へと至っている。

この法律により、イタリアの平時の都市計画ツールである都市基本計画 (Piano Regolatore Generale) の土地利用規制により、市街地全体に保全規制がかけられ、特に歴史的市街地 (Centro Storico) においては厳しい私権制限がなされたが、1977年ブカロッシ法の制定により、橋渡し法は固定化され、建築許可制度は強化されていく。その後も、1985年ガラッソ法に基づいた景観法の策定により、地域全体に規制の網が張り巡らされるが、80年代後半には同時に土地利用や容積率の規制を緩和させることで民間に対してインセンティブを与え、都市更新を目指す流れも動き始める。この流れは、1990年代以降の複合プログラム (Programmi Complessi) と総称されるいくつかの動的な手段により、主に歴史的市街地と地域間の質の低い市街地を特別地区として指定し、開発と保全の規制の弾力的な変更が行われるようになり、現在に至っている。

イタリアの都市計画制度のより詳しい変遷の整理は、後の本論に譲るが、上記の様な制度改革の背景には、建築類型学 (Tipologia Edilizia) と都市形態学 (Morfologia Urbana) という学問の発展に依拠している。イタリア特有の都市を解説する手法や都市再生の論理は、陣内秀信による多くの著書^{注序-36)} やその他の研究者らの著書^{注序-37)} により我が国にも紹介されており、専門雑誌『都市住宅』と『造景』では、歴史的市街地で蓄積された実践的な保存再生手法を活かした都市再生と地域づくりについて特集を組まれるなど、広く周知されていると言えるであろう。

70年代のオイルショック以降もバブル経済成長を経験した日本では、開発圧力の高い時期が長く継続されたが、他方イタリアは1969年の民主化運動「熱い秋」と70年代のオイルショックを経て、経済危機に直面したことで構造改革が進められ、1980年代中頃には第三のイタリアと呼ばれる地域において「第二の経済成長」を遂げた。このことは、「都市の思想の転換点としての保存」が、地域社会の中で受け入れられ、歴史的市街地の保存と再生を核としたイタリアの都市計画が、社会的・経済的に成熟した社会に貢献したと言えるのではないだろうか。もちろん、イタリア社会は、2008年リーマンショックによる金融危機や近年の移民難民の受け入れなど様々な問題に直面していることは事実であるが、日本と同様に成熟社会の課題を共有しているイタリアだからこそ、日本の都市計画への知見を得ることができると考えている。

以上により、戦後段階的に改革が進められてきたイタリアの都市計画では、「都市を読む」方法が、歴史的市街地や地域全体の再生に寄与しており、都市を読んだ後の「都市の編集」という行為を立証するために適していると考えられる。よって、イタリアの都市計画を研究対象とすることで、本研究のねらいはより達成に近づくことができると想定される。

序-2-6 災害復興という有事の際の計画条件

分権と参加の制度と仕組み、都市計画制度の改革という観点から、本研究においてイタリアの都市計画を研究対象とする理由を述べた。社会的・経済的に成熟した地域社会における都市計画の実践の調査分析を通じて、「編集」という実践的行為の存在を論証できる兆しが見えてきている。

都市計画における「編集」は、都市の将来ヴィジョンの構想段階から、計画やプログラムの策定段階、空間プロジェクトの実施段階の全ての段階において効果を及ぼす実践的行為^{注序-38)}として位置づけられている。したがって、「編集」の効用を評価するためには、ヴィジョン構想から計画策定、空間設計、事業実施という一連の過程を分析対象とする必要がある。また、そのような都市計画の一連の過程では、構想を開始してから具体的な空間が実現するまでに数十年の時間を要するため、非常に長い時間軸で研究対象を選定しなければならない。さらに、イタリアの都市計画では、歴史的市街地を中心として市街地全体に対して、開発と保全の強い規制がかけられており、構想から実施という一連の過程を対象とするためには、四半世紀以上の長い時間軸で調査分析をすることが求められよう。

このような長い時間軸では、社会変化などの外部要因による都市政策の変更が行われる可能性があるため、当初の「編集」とその効果に対する評価を行うことが難しくなってしまう。そのため、本研究では、災害復興という有事の際の都市計画を研究対象とした。なぜなら、災害復興という特異な計画条件下では、「編集」の評価を行いやすいからである。

まず着目した計画条件は、「時間圧縮」である。この「時間圧縮」は、これまで被災した都市や地区の計画策定に関わるプランナーや研究者らによって指摘されてきた^{注序-39)}。Olshanskyら(2012)は、「時間圧縮」の特徴を、「災害復興の環境が、ある時間や限られた空間における都市発展に関わる取り組みの圧縮により構成されていること^{注序-40)}」と記している。この時間圧縮の計画条件下では、上記の一連の構想・計画・実施の過程が、10年から15年ほどの短期間に圧縮されるため、それぞれの段階における「編集」とその効果の評価を行いやすいと考えられる。

次に着目した計画条件は、「ヴィジョン共有」である。牧(2013)は、大規模な被害を受けた地方自治体により策定される復興計画は、「『組織、集団が共有する夢の集合体としてのビジョン』であり、復興後のまちの姿^{注序-41)}」を提示しており、その役割の一つは、「まちの全体像、復興後にまち全体はこんな姿になるのだ、というビジョンを示すことにある^{注序-42)}」と指摘している。つまり、理想的には、適切に災害復興に関する計画策定がなされれば、多様な主体の関与により描かれたされたヴィジョンが、被災都市の復興計画にまとめられ、共有されることになる。さらに、災害発生後はコミュニティの結束が強くなるため、利害関係者間で都市の将来ヴィジョンを共同で描き、共有しやすいと考えられる。このヴィジョン共有の計画条件下では、構想から実施に至る一連の過程において、都市政策や復興方針が変更されることは起こりにくいため、「編集」の評価を行いやすいと考えられる。

以上により、平時ではなく災害復興という有事の際の都市計画では、「時間圧縮」と「ヴィジョン共有」という2つの計画条件に起因して、「編集」の評価を行いやすいため、本研究では、災害復興後の都市計画を対象とする。

序-2-7 度重なる大規模地震災害からの歴史的市街地の震災復興

これまでの整理により、本研究では、災害復興という有事の際のイタリアの都市計画を対象として、「編集」という実践的行為を評価するが、イタリアではどのような災害が発生しているのだろうか。

欧州諸国の中でも有数の災害多発国であるイタリアは、洪水や高潮、火山噴火、地震など多種多様な災害による被害を経験してきた。このような被災経験を通じて、1990年代以降に、防災を専門とする公的機関である市民防災局（Dipartimento della Protezione Civile）が設置され、災害発生後の避難所の設営や文化遺産の保護、仮設住宅の供給など主に救助と緊急事態の対応で重要な役割を担っている。

恒常的な防災専門の公的機関設置の背景には、戦後に大規模地震災害が発生したことが強く関係している。イタリアでは、**表序-1**に示すように、1960年代以降大規模地震災害が7度発生しており、約10年毎に異なる地域が大規模震災の被害を経験している。1980年イルピーニャ地震では、イタリアの地震災害の歴史の中でも最も甚大な人的・物的被害をもたらしており、ここ10年強の間に大規模地震災害が立て続けに3回発生している点も特徴である。

大規模地震災害による建物被害は、脆弱性の高い歴史的市街地やより小さな歴史地区に集中するため、災害発生以前より保全していた歴史的な町並みと建造物をいかに取り戻すかが、イタリアの震災復興の重要な課題である。1976年フリウリ地震では、地震により被害を受けた歴史的市街地を可能な限り復元する方針が採用され、建築類型学的アプローチによる分析に基づいた、歴史的市街地復興のための計画が策定されている^{注序-43}。この1976年フリウリ地震で試行された歴史的市街地の復興方法は、その後の地震災害からの復興においても引き継がれながら、それぞれの地域の特性に応じた多様な復興の方法が蓄積されている現状にある^{注序-44}。

以上のような、イタリアで発生している災害種別と地震災害のもたらす被害特性に基づいて、本研究では、イタリアで発生する大規模な地震災害からの震災復興に着目し、その中でも特に地震による被害が集中する歴史的市街地を研究対象とする。これら7つの大規模地震災害からの震災復興の中で、具体的に調査分析を行う対象事例は、本論文で取り扱う「編集」の再定義とイタリアの都市計画理論と実践の展開を踏まえて、同定する。

表序-1. 戦後イタリアで発生した7つの地震災害の概要

	年/月/日	最大 マグニチュード	被災基礎 自治体数	被災地域面積	避難者数	死者数	被害建物数
ベリーチェ 地震	1968/1/15	6.1 Mw	1州 14	5,725 km ²	100,000人	296人	19,087棟
フリウリ 地震	1976/5/6	6.4 Mw	1州 137	5,500 km ²	45,000人	965人	93,000棟
イルピーニャ 地震	1980/11/23	6.9 Mw	2州 687	17,000 km ²	280,000人	2,735人	100,000棟
ウンブリア・ マルケ地震	1997/9/26	6.1 Mw	2州 76	4,160 km ²	22,600人	11人	10,136棟
アブルッツォ 地震	2009/4/6	6.3 Mw	1州 57	3,565 km ²	65,000人	308人	36,548棟
エミリア ロマーニャ地震	2012/5/20, 29	5.9 Mw	1州 60	2,700 km ²	15,000人	27人	37,122棟
イタリア 中部地震	2016/8/24/ 10/30, 2017/1/18	6.5 Mw	4州 140	8,000 km ²	40,000人	299人	60,721棟

注釈

- 注序-1) 蓑原敬(参考文献序-1, p.64)は、成熟社会の引き起こす深刻な課題を指摘した上で、「直ちに、長期的な課題の解決に向けて方針転換を行い、個別の事業や制度の改革を通じて漸次組織的な改革を進めることが必要である」と述べている。また、西村幸夫(参考文献序-2, p.35)は、新しい時代の都市計画の姿に関する論説の中で、「右肩上がりの時代に考案された現行の都市計画制度全体が、人口減少時代に機能不全を起こしているのではないかとの印象が強い。」と述べており、現行の都市計画制度について疑問点を示し、その改革の必要性を指摘している。
- 注序-2) 参考文献序-3, p.327を参照。
- 注序-3) 同上(参考文献序-3), p.333から引用。
- 注序-4) 同上(参考文献序-3), p.333から引用。
- 注序-5) 参考文献序-4, pp.21-22から引用。
- 注序-6) 同上(参考文献序-4), p.22から引用。
- 注序-7) 参考文献序-5, p.94から引用。
- 注序-8) 同上(参考文献序-5), p.93から引用。
- 注序-9) 参考文献序-6, p.78から引用。
- 注序-10) 同上(参考文献序-6), p.103から引用。
- 注序-11) 同上(参考文献序-6), p.103から引用。
- 注序-12) 参考文献序-7, p.219から引用。
- 注序-13) 同上(参考文献序-7), p.219から引用。
- 注序-14) Allan Jacobsによる試みは参考文献序-8、Jonathan Barnettによる試みは参考文献序-9において、日本の都市計画や都市デザインを専門とする研究者らにより翻訳・紹介されている。
- 注序-15) 参考文献序-8, p.205から引用。
- 注序-16) 参考文献序-7, p.219から引用。
- 注序-17) 参考文献序-10, pp.95-96を参照。
- 注序-18) 参考文献序-7, p.iii「はじめに」から引用。
- 注序-19) 同上(参考文献序-7), p.iii「はじめに」から引用。
- 注序-20) 参考文献序-10, pp.96-101を参照。
- 注序-21) 参考文献序-11, p.20を参照。
- 注序-22) 参考文献序-12, pp.10-12を参照。
- 注序-23) 参考文献序-13, p.13を参照。
- 注序-24) 代表的な著書として、参考文献序-14, 序-15, 序-16があげられる。
- 注序-25) 参考文献序-14, p.14から引用。
- 注序-26) 参考文献序-14, p.16を参照。
- 注序-27) 参考文献序-17, p.295を参照。
- 注序-28) 参考文献序-18, p.5と参考文献序-19, p.30を参照。
- 注序-29) 参考文献序-20, p.21を参照。
- 注序-30) Mark C. Childs(参考文献序-21, p.7)は、都市デザインの役割を考える上で、編集(Editing)を有効なアナロジーである理由を述べた上で、Editingを担う3つの専門的な役割を提示している。それらは、作者(Authors)、編集主幹(Editors)、フェロー(Fellows)である。
- 注序-31) 参考文献序-22, p.323を参照。
- 注序-32) 参考文献序-19, p.30より引用。
- 注序-33) イタリアの都市計画と地方自治の仕組みについては、工藤裕子(参考文献序-23)による論考に詳しい。
- 注序-34) 革新系自治体ボローニャ市とフィレンツェ市の当時の地区住民評議会については、イタリアCdQ研究会(参考文献序-24)に詳しく、近年のボローニャ市の地区住民評議会については、山田公平(参考文献序-25)による研究でその役割について論じられている。
- 注序-35) イタリアのアーバンセンターの都市情報拠点としての役割については、関谷ら(参考文献序-26)による研究に詳しい。
- 注序-36) 陣内秀信による代表的な書籍としては、参考文献序-27と参考文献序-28が挙げられる。
- 注序-37) 陣内秀信以外の書籍としては、宗田好史(参考文献序-29)による書籍が代表例として挙げられる。
- 注序-38) 参考文献序-7, p.15を参照。
- 注序-39) 例えば、佐藤滋(参考文献序-30)は、1995年阪神淡路大震災から10年経過した時点での、復興まちづくりの

プロセスを振り返りながら、「まちづくりを通常の5倍から10倍の早さで見せてくれた社会実験であったともいえる。」と述べており、災害復興期における時間の圧縮について指摘している。また、Robert B. Olshanskyら（参考文献 序-31）は、災害発生後の状況と通常時の状況の違いを表す重要な特徴として、時間圧縮をあげている。

注序-40) 参考文献 序-31, p.173 から引用。筆者翻訳。

注序-41) 参考文献 序-32, p.60 から引用。

注序-42) 同上（参考文献 序-32）, p.60 から引用。

注序-43) 陣内秀信（参考文献 序-28）によるヴェンゾーネ市での建築類型の調査分析に詳しい。

注序-44) Federico Oliva（参考文献 序-33）は、2009年アブルツォ地震により被災したラクイラ市における復興の課題に関する考察の中で、復興方法の歴史的な発展について言及している。

参考文献

- 序-1) 蓑原敬：地域主権で始まる本当の都市計画・まちづくり - 法制度の抜本改正へ，学芸出版社，2009.12
- 序-2) 西村幸夫：近代日本都市計画の中間決算，蓑原敬編著，根底から見なおし新たな挑戦へ，学芸出版社，pp.34-56, 2011.2
- 序-3) 石田頼房：日本近現代都市計画の展開 1868-2003, 自治体研究社，2004.4
- 序-4) 佐藤滋：東日本大震災の意味と復興まちづくりの方法，佐藤滋編，東日本大震災からの復興まちづくり，pp.11-49, 大月書店，2011.12
- 序-5) 有賀隆：生態有機まちづくり論，佐藤滋・饗庭伸・内田奈芳美 編，まちづくり教書，鹿島出版会，pp.89-96, 2017.2
- 序-6) 大野秀敏：ファイバーシティ 縮小の時代の都市像，一般財団法人東京大学出版会，2016.8
- 序-7) 佐藤滋・後藤春彦・田中滋夫・山中知彦：図説 都市デザインの進め方，丸善出版株式会社，2006.5
- 序-8) Allan Jacobs：サンフランシスコ都市計画局長の闘い 都市デザインと住民参加，蓑原敬他翻訳，学芸出版社，1998.4
- 序-9) Jonathan Barnett：アーバン・デザインの手法，六鹿正治翻訳，鹿島出版会，1977.11
- 序-10) 中島直人：都市デザイン 魅力的な都市空間をつくる，中島直人他著，都市計画学 変化に対応するプランニング，pp.87-105, 学芸出版社，2018.9
- 序-11) 山崎亮：コミュニティデザイン 人がつながるしくみをつくる，学芸出版社，2011.5
- 序-12) 清水義次：リノベーションまちづくり 不動産業でまちを再生する方法，学芸出版社，2014.9
- 序-13) 渡辺俊一：都市計画技術と制度理論：休法体制の都市計画技術、そして今後は、都市計画法 50年・100年記念シンポジウム，日本都市計画学会，2019.11
- 序-14) 松岡正剛：知の編集工学，朝日新聞社，1996.8
- 序-15) 松岡正剛：フラジャイル，筑摩書房，2005.9
- 序-16) 金子郁容・松岡正剛・下河辺淳：ボランタリー経済の誕生，東京研文社，1998.1
- 序-17) 佐藤滋：阪神・淡路復興まちづくりから，佐藤滋編著，まちづくりの科学，pp.292-300, 鹿島出版会，1999.9
- 序-18) 早稲田大学まちづくりシンポジウム 2004 企画委員会：実行委員会：選択可能都市を相互デザインするための7つのアジェンダ，早稲田まちづくりシンポジウム 2004 講演資料集，pp.5-6, 2004.7
- 序-19) 佐藤滋：選択可能都市への相互デザイン，家とまちなみ，Vol.23, No.2, pp.28-31, 2004.9
- 序-20) Leonie Sandercock：Out of the Closet: The Importance of Stories and Storytelling in Planning Practice, Planning Theory & Practice, Vol.4, No.1, pp.11-28, 2003
- 序-21) Mark C. Childs：A Spectrum of Urban Design Roles, Journal of Urban Design, Vol.15, No.1, pp.1-19, 2010.2
- 序-22) D. Medina Lasansky: Urban Editing, Historic Preservation and Political Rhetoric: The Fascist Redesign of San Gimignano, Journal of the Society of Architectural Historians, Vol.63, No.3, pp.320-353, 2004.9
- 序-23) 工藤裕子：イタリアの都市計画と土地利用 - 住宅政策を軸とした都市計画の展開 -, 総合都市研究, No.62, pp.81-109, 1997
- 序-24) イタリア CdQ 研究会：地区住民評議会 イタリアの分権・参加・自治体改革，自治体研究所，1982.5
- 序-25) 山田公平：イタリア・ボローニャ市地区評議会 (CdQ) システムと市民参加の現状，コミュニティ政策，Vol.6, pp.99-123, 2008
- 序-26) 関谷進吾・前田英寿・阿部大輔・出口敦：欧州主要都市における都市情報拠点 民間主体の参加・主導的運営による事例，日本建築学会計画系論文集，Vol.77, No.676, pp.1397-1404, 2012.6
- 序-27) 陣内秀信：イタリア都市再生の論理，鹿島出版会，1978.11
- 序-28) 陣内秀信：都市を読むーイタリア，法政大学出版局，1988.12

イタリアにおける歴史的市街地の震災復興にみる共編集型都市計画論の構築

- 序-29) 宗田好史：にぎわいを呼ぶイタリアのまちづくり 歴史的景観の再生と商業政策，学芸出版社，2000.1
- 序-30) 佐藤滋：復興まちづくりを論じる，佐藤滋・真野洋介・饗庭伸 編，復興まちづくりの時代 震災から誕生した次世代戦略，建築資料研究社，pp.8-28, 2006.9
- 序-31) Robert B. Olshansky, Lewis D. Hopkins & Laurie A. Johnson: Disaster and Recovery: Processes Compressed in Time, *Natural Hazards Review*, Vol.13, No.3, pp.173-178, 2012.8
- 序-32) 牧紀男：復興の防災計画 巨大災害に向けて，鹿島出版会，2013.6
- 序-33) Federico Oliva：The difficult reconstruction of L'Aquila, *Urbanistica*, Vol.154, pp.49-52, 2014

序－3 既往研究の整理

ここでは、本研究の問題意識とねらい、視座を踏まえ、戦後イタリアにおける発生した地震災害からの震災復興に関する既往研究をまとめ、本研究論文の位置づけを定める。

イタリア震災復興に関する研究は、イタリア国内の査読付き論文集「Archivio Studi Urbani e Regionali」やイタリア都市計画学会発行の雑誌「Urbanistica」、複数の国際ジャーナル「Disasters」と「Disaster Prevention and Management」に掲載されており、2009年アブルッツォ地震による州都ラクイラの壊滅的な被害を契機に、多数の研究論文が執筆されている。また我が国においても、上述した2009年アブルッツォ地震以後にいくつか研究論文が執筆されている。

ここでは、複数の震災復興手法や政策を比較考察した研究と1つの震災復興の実態を分析した研究に分けて整理した。

序－3－1 複数のイタリアの震災復興を比較考察した研究

先に述べたように、イタリアではマグニチュード6クラスの大規模な地震災害が戦後に7回発生している。複数の震災復興を比較考察している研究は、10年程の期間に複数の地震災害が異なる地域で発生しており、さらに大規模地震災害の発生や中央政府の強い介入など課題に直面した際に、みられている。

例えば、1968年ベリーチェ地震は、シチリア島で発生した戦後最初の大規模地震災害であるが、その8年後1976年にイタリア北西部のフリウリ・ヴェネツィア・ジュリア州で地震が発生し、この地震から4年後1980年にイタリア南部のイルピーニャ州で大規模地震が発生している。この12年の間に発生した3つの震災復興の比較考察は、Alexander(1989)^{序-34)}、Menoni(1998)^{序-35)}、Chubb(2002)^{序-36)}により行われている。

Alexander(1989)による研究^{序-34)}では、アペニン山脈地域に立地する小さな歴史的居住地の特性や災害時に直面する問題を整理した上で、主に1968年ベリーチェ地震と1980年イルピーニャ地震により被災した歴史的な小居住地における実践経験をレビューしている。このフィールドでの経験は、避難や建物構造の被害調査、取り壊し、居住地分散、建築的問題、再建、法制度と資金、に分けてまとめられ、アメリカなど異なる地域特性を有する都市での経験を踏まえて構築された既存の復興モデルが、イタリアの小さな歴史的居住地に適応できないと結論づけている。

Menoni(1998)による研究^{序-35)}が行われる前年1997年には、ウンブリア州とマルケ州において大規模地震災害が発生している。戦後から当時までの震災復興事例である、3つの震災復興を対象とした研究であり、1968年ベリーチェ地震からは30年経過、1980年イルピーニャ地震からは20年経過している時点で考察している。このMenoni(1998)の研究^{序-35)}では、地震災害からの復興において一般的かつ象徴的として捉えられている3つの側面を述べている。それらは、災害前後における社会の断絶、モニュメントや歴史的建造物の脆弱性の露呈、地震後の社会的秩序の弱体化、である。次に、復興のための公的資金管理や権限移譲の度合いについて、3つの震災復興での違いを比較考察し、最後に3つの震災復興において共通する具体的側面として、避難生活の長期化、復興における特別な行政手続きと体制の仕様の2つを指摘している。

Chubb(2002)による研究^{序-36)}では、3つの地震災害に対する政府の対応に注目しており、復興に向けた政治的対応や政府の組織構造を中心に比較している。各々の地震からの復興について、政治的、社会

経済的、歴史的・文化的側面を考慮しつつ、政府対応の成果を考察し、政府対応の良い点はどの程度後の地震災害に引き継がれたかを明らかにしている。最終的には、復興の行われる地域の社会・経済的文脈、中央政府と州政府、市政府の行政構造、の2つの事項を、震災復興における政府対応への決定的な変数として結論づけている。

また、2009年アブルッツォ地震からの復興では、州都ラクイラ市の壊滅的な被災やベルルスコーニ元首相の指示のもとでの中央政府の強い介入により注目が集まった。過去の震災復興とラクイラ復興の現状を比較考察することで、ラクイラ市の震災復興に対して示唆を与えようとする研究が行われている。代表的な例としては、Oliva(2014)^{序-37)}、Venuti(2014)^{序-38)}、Camiz(2014)^{序-39)}、O'zerdem&Rufini(2013)^{序-40)}による研究が挙げられる。

Oliva(2014)による研究^{序-37)}では、ラクイラの抱える復興課題や郊外に建設された恒久的な集合住宅団地の問題点を指摘した上で、成功事例として参照される過去の震災復興事例を考察している。その結果、成功した震災復興に共通する点として、緊急時対応と復興のためのプランニングの間の関係性が効果的に構築されていたことを指摘しており、1976年フリウリ地震と1997年ウンブリア・マルケ地震での成功を経て、2012年エミリアロマーニャ地震において歴史的市街地の復興モデルが完成したと歴史的展開を考察している。

同様に、Venuti(2014)による研究^{序-38)}では、1972年に発生した比較的小規模な地震災害からのアンコーナの復興を都市プランナーとして牽引した自身の経験を振り返りながら、復興のアドバイザーとして関与した1980年イルピーニャ地震で被災したナポリの復興と2009年アブルッツォ地震被災地ラクイラの復興、2012年エミリアロマーニャ地震被災都市の復興を比較考察している。その中で、Oliva(2014)による研究^{序-37)}でも指摘されていたが、2012年エミリアロマーニャ地震からの震災復興プロセスでは、市民や政策立案者などの関与者らが地域コミュニティの結びつきをしなやかな復元力に基づいて強化しており、現在までのエミリアロマーニャでの震災復興は成功していると結論づけている。

また、Camiz(2014)による研究^{序-39)}では、ラクイラ復興への示唆を得るために、イタリアにおける過去の震災復興における都市組織の復興アプローチの比較考察を行っている。1976年フリウリ地震被災都市ヴェンゾーネにおける復興手法を主軸としながらも、1968年ベリーチェ地震被災地ジベリーナ、1980年イルピーニャ地震被災地アンジェロ・デイ・ロンバルディにおける都市組織の復興アプローチと比較している。具体的な比較項目は、建築類型、都市組織、道と広場の公共空間ネットワークの3つであり、各々の被災地域の条件に応じて、異なる保存と再建の割合が適応されていることを指摘している。

一方で、O'zerdem&Rufini(2013)による研究^{序-40)}では、現在進行中の2009年アブルッツォ地震被災都市ラクイラの復興プロセスへの示唆を得るために、ラクイラ復興が直面している4つの課題点を整理している。それらの課題点とは、復興の政治的利用、中央・州・市政府の協力関係、ローカルなオーナーシップの不足、既得権益と汚職である。これらの課題点が、1968年ベリーチェ地震、1976年フリウリ地震、1980年イルピーニャ地震、1997年ウンブリア・マルケ地震、2002年モリーゼ地震の5つの地震災害からの復興において、どのように見られたのかを比較検証し、ラクイラ復興の位置づけを明確化している。

序-3-2 1つのイタリアの震災復興を分析した研究

次に、1つの震災復興を分析した研究について整理する。ここでは、戦後に発生した7つの大規模地震災害の内、近年発生した2016年イタリア中部地震を除く6つの地震災害毎に、それぞれの震災復興で行われた分析をまとめた。

1) 1968年ベリーチェ地震後の震災復興

1968年ベリーチェ地震からの震災復興に関する既往研究は、Cannarozzo(1996)による研究^{序-41)}とRodeghiero(2009)による研究^{序-42)}が挙げられる。

Cannarozzo(1996)^{序-41)}は、地震から30年経過後においても被災者らのバラック住宅への避難実態や莫大な公共インフラ整備に対して問題意識があるものの、このベリーチェでの悲劇を弁解するために、長い復興プロセスの中でその段階毎にイタリアの最先端の建築デザインが実践されたプロセスと捉え直し、震災復興を分析している。

一方で、Rodeghiero(2009)による研究^{序-42)}では、ベリーチェとサレミの2都市における住宅及び住生活の再建プロセスを分析している。この研究論文では、被災以前の旧市街地の構成や生活様式をレビューし、被災後の仮設住宅への避難から新市街地における居住、現在までの住民らの新市街地への適応という一連のプロセスを分析し、物理的な復興のかたちではなく復興プロセスそのものの価値を論じている。

2) 1976年フリウリ地震後の震災復興

1976年フリウリ地震からの震災復興に関する既往研究は、Norsa(1979)による研究^{序-43)}、Hogg(1980)による研究^{序-44)}、Johnson(2007)による研究^{序-45)}が挙げられる。

Norsa(1979)による研究^{序-43)}では、発災から3年後の時点に至るまでの、避難者への仮住まいの提供や仮設住宅の建設などの緊急時対応、公営住宅の供給や民間の修復事業の進捗状況など長期的な復興に対する政府の対応プロセスが分析されている。その上で、1968年ベリーチェ地震からの復興における失敗とは異なり、フリウリの震災復興は、緊急事態をより長期的なプランニングへと連続させる良い事例となると指摘している。

また、Hogg(1980)による研究^{序-44)}では、ヴェンゾーネの歴史的市街地及び周辺集落における再建と再生のプロセスをコミュニティ全体としての変化と家族の変化の2つに着目して分析している。その上で、震災復興の時間ファクターに注目し、既存の理論的な震災復興プロセスモデルと比較して、ヴェンゾーネのプロセス実態と理論プロセスモデルの類似性を評価している。

最も直近に行われたJohnson(2007)による研究^{序-45)}では、災害後の仮設住宅供給のための戦略的計画の枠組みを構築するために、6つの国の仮設住宅供給プログラムのケーススタディが行われている。そのイタリアの事例において、1976年フリウリ地震の仮設住宅の供給プロセスとその結果が評価されており、州政府と市政府の協力のもとで地域コミュニティに配慮して建設された仮設住宅地区によって、歴史的市街地の震災復興にも寄与したことが指摘されている。

3) 1980年イルピーニャ地震後の震災復興

1980年イルピーニャ地震からの震災復興に関する既往研究は、D'Souza(1982)による研究^{序-46)}、Ventura(1984)による研究^{序-47)}、Becchi(1993)による研究^{序-48)}が挙げられる。

D'Souza(1982)による研究^{序-46)}では、1980年11月の発災から約半年後に実施した現地調査において訪れた2つの農村集落コミュニティにおいて、地震発生以前の前提条件が復旧と復興のプロセスに対する対応にどのような違いをもたらしているのかを比較考察している。その結果、発災以前から公共施設の新規建設や新たな雇用創出などに住民と共に取り組んでいた基礎自治体の方が、震災発生後の迅速な対応や公共集会所の定期開催、復興計画の早期策定に適切に対応できていたことが明らかにされている。

Ventura(1984)による研究^{序-47)}では、発災から2年経過した時点での復旧・復興プロセスを考察している。Venturaは2年経過時点では、緊急時の対応と今後なされる復興への介入プロセスが不確実であるため評価するのは難しいとしながら、農村コミュニティの復興に対していくつかの問題点を指摘している。代表的な問題点としては、プレハブ住宅により構成される仮設集落における再居住化と歴史地区の復興が不連続に設計されていること、政府による歴史的建物の再建にかかる費用への補助金が不十分であることが挙げられているが、1968年ベリーチェ地震からの復興の教訓が踏まえられており、1976年フリウリ地震からの復興に近い良い結果になると主張している。

また、Becchi(1993)による研究^{序-48)}では、発災から10年以上経過した時点での市政府によるナポリの復興計画策定とその実装状況を考察している。主に、郊外地域における公営住宅団地の計画と実施のプロセスに着目しており、今後の事業促進に対する考察と不法に建設された住宅の撤去の必要性を指摘している。

4) 1997年ウンブリア・マルケ地震後の震災復興

1997年ウンブリア・マルケ地震からの震災復興に関する既往研究は、ウンブリア州政府が発災から10年後に出版した記念報告集^{序-49)}の中にいくつかみられるものの、歴史的建造物の再建費用の分析や伝統的なスラブの修復可能性の評価などに関する研究が多く見られ、震災復興プロセスを分析した研究は行われていない。

5) 2009年アブルッツォ地震後の震災復興

2009年アブルッツォ地震からの震災復興に関する既往研究は、州都ラクイラの壊滅的な被災と緊急時対応における中央政府による強い介入によりイタリア国内外から注目を集め、その他の震災復興と比較すると非常に多くの研究論文が執筆されている。その中でも、発災直後の全国市民防災局による緊急時対応に関する既往研究が多く見られ、Alexander(2010, 2013)による研究^{序-50)}・^{序-51)}、O'zardem&Rufini(2013)による研究^{序-52)}、野村・佐藤(2015)による研究^{序-55)}、Oliva(2014)による研究^{序-54)}が挙げられる。

Alexander(2010)^{序-50)}は、災害リスク軽減の観点から、ラクイラの緊急事態と初期の復旧段階までのプロセスにおける政府対応の特徴とその効果を分析し、資金流用の防止などの6つの重要なレッスンを明らかにしている。また、Alexander(2013)^{序-51)}による研究では、上記の研究結果を踏まえて、脆弱性評価と災害リスク軽減に関連する指標に基づいて、短期・中期に及ぶラクイラの復旧・復興プロセスを評価している。その結果、緊急事態および初期の復旧段階で郊外地域に建設された免震低層

集合住宅団地と仮設住宅に関わる政策に関する11の問題点を明らかにしている。

他方、O'zardem&Rufini(2013)^{序-52)}は、Alexander(2013)による研究^{序-50)}と同時期までのラクイラの復興プロセスを社会経済的側面、政治的側面の2つの側面から評価している。この研究は、中央政府による緊急事態のドップダウンアプローチに対して、住民や市民組織など地域社会がどのように参加を試みたかを合わせて評価している点が特徴である。

野村・佐藤(2015)による研究^{序-55)}では、緊急時対応において全国市民防災局の管理のもとで建設された住宅とその他公共サービス施設を応急建設と総称し、その事業計画から竣工に至るまでのプロセス実態を分析している。また、Oliva(2015)による研究^{序-54)}では、その他の震災復興にはみられないラクイラの復興において特殊な課題点を指摘し、特に緊急時対応とその後の復興に関わる都市計画の間の関係性が構築されなかった点を強調している。これらの野村・佐藤(2015)による研究^{序-55)}とOliva(2015)による研究^{序-54)}は、建築計画・都市計画的観点からプロセスを分析した点において、Alexander(2010, 2013)^{序-50), 序-51)}とO'zardem&Rufini(2013)による研究^{序-52)}と異なっている。

以上に挙げたラクイラの震災復興研究では、概ね発災から5年経過までのプロセスを対象として分析・評価されていた。災害軽減とマネジメントに関する国際ジャーナル「Disaster Prevention and Management: An International Journal」では、2009年アブルツォ地震から10年後の2019年にラクイラの震災復興に関する特集号がForino&Carnelli(2019)^{序-56)}により編集され、著者らは各々の観点から10年間の復旧・復興プロセスを分析・評価している。

Alexander(2019)による研究^{序-57)}では、緊急時対応において全国市民防災局の管理のもとで整備された免震低層集合住宅と仮設住宅を中心に10年間の復興プロセスを分析し、災害サイクルの5段階モデルと比較することで、そのプロセスの主な特徴を考察している。

Di Giovanni&Chelleri(2019)による研究^{序-58)}では、Build Back Betterの概念と原則が、人口減少と経済的縮小に直面する縮退地域においても、適応可能であるかを検討するためのケーススタディとしてラクイラの震災復興のプロセスを扱っている。「地方行政やコミュニティの参画とエンパワーメント」や「長期的な災害リスク軽減や災害レジリエンスの向上」などの5つの項目に沿って、ラクイラの震災復興プロセスにおける計画と政策を分析し、縮退地域におけるBuild Back Betterの改善点を明示している。

Tomassi&Forino(2019)による研究^{序-59)}では、ラクイラの周辺集落ペスコマッジョーレにおいて自然発生的に組成されたエコビレッジコミュニティを対象に、災害後のプロセスにおけるエコビレッジコミュニティの変化を分析している。この分析の結果、設立当初の持続可能性に関わる自律建設プロジェクトの実施など共通の目標を描いていたが、プロセスの中での組織の構成員の描く目標の変化と垂直的な意思決定システムに起因して、エコビレッジコミュニティが崩壊したことを明らかにしている。

6) 2012年エミリアローマニャ地震後の震災復興

最も直近に発生した2012年エミリアローマニャ地震からの震災復興に関する既往研究は、Dolce&Di Bucci(2014)による研究^{序-60)}、Franz(2014)による研究^{序-61)}、野村・佐藤(2016)による研究^{序-62)}、Lazzati(2018)による研究^{序-63)}が挙げられる。

Dolce&Di Bucci(2014)^{序-60)}は、発災後に一般的な枠組みの中で実施される市民防災局による緊急対応だけではなく、復旧期における被害調査や建物の安全性の評価などの技術的な活動を評価し、イタリアにおいて制度化されている市民防災国民サービスの貢献度を評価している。また、Franz(2014)による研究^{序-61)}では、緊急事態や復旧だけではなく、被災市街地の震災復興の初動段階までを含めて、法律や都市計画制度、復興事業の実装状況などを総合的に考察し、エミリアローマニャの震災復興の取り組みにおける限界と成果を論じている。

上記の2つの既往研究が、包括的に復旧・復興プロセスを考察したのに対して、野村・佐藤(2016)による研究^{序-62)}とLazzati(2018)による研究^{序-63)}では、明確な指標に基づいてプロセスが分析されている。野村・佐藤(2016)による研究^{序-62)}では、この地震により被災した4都市を対象として、各々の歴史的市街地における復興計画と事業の実態を分析指標に基づいて明らかにし、エミリアローマニャの震災復興における復興計画手法を考察している。一方で、Lazzati(2018)による研究^{序-63)}では、フィナーレエミリアにおける計画策定プロセスとそれに付随した住民参加型のプログラムを分析し、イタリアの震災復興におけるコミュニティ参画の役割を論じている。

序-3-3 既往研究を踏まえた本研究論文の位置づけ

ここまでの整理を踏まえると、イタリアの震災復興に関する研究は、イタリア国内外で蓄積されてきており、特に2009年アブルッツォ地震以降において、イタリア国外で多くの研究論文が執筆されている。ここでは、整理した既往研究を踏まえ、本研究論文の位置づけを定める。

複数の震災復興を比較考察した研究論文では、ある観点を定めて比較しているものの、一般的な考察に留まっている。本研究論文では、「編集」の評価を行うために適切な震災復興事例を同定しなければならない。その際に、既往研究でみられた一般的な考察という方法では、複数の震災復興の特性を明確に比較できないため、分析軸を設定することが求められる。

1つの震災復興を分析した研究論文では、実に様々な調査・分析方法によって実態解明や評価、効果検証が行われている。本研究論文では、「編集」を評価し、計画手法として位置づけることを目指しているが、まずは、既往研究の方法論を参照としながら、研究対象とする震災復興事例の実態を詳細に解明することが求められよう。つまり、実態解明を行った上で、その事例を本論で設定する「編集」の指標により評価し、評価された「編集」を計画手法として位置づけ、その計画手法による新たな計画論を構築することとする。

参考文献

- 序-34) David Alexander: Preserving the Identity of Small Settlements during Post-Disaster Reconstruction in Italy, Disasters, Vol.13, No.3, pp.228-236, 1989
- 序-35) Scira Menoni: La ricostruzione dopo i terremoti del Belice, del Friuli e dell'Irpinia, Urbanistica, No.110, pp.127-132, 1998
- 序-36) Judith Chubb: Three Earthquakes: Political Response, Reconstruction, and the Institutions: Belice(1968), Friuli(1976), Campania(1980), in J. Dickie, J. Foot & F.M. Snowden (eds), Disastro! Disasters in Italy Since 1860: culture, politics, society, Palgrave, pp.186-233, 2002
- 序-37) Federico Oliva: La difficile ricostruzione dell'Aquila, Urbanistica, No.154, pp.39-52, 2014
- 序-38) Giuseppe Campos Venuti: Terremoti, Urbanistica e Territorio, Urbanistica, No.154, pp.53-67, 2014
- 序-39) Alessandro Camiz: Different Approaches in Post-seismic Rebuilding of Urban Fabric: Venzone, S. Angelo dei Lombardi, Gibellina, Proceedings of the 2nd ICAUD International Conference in Architecture and Urban Design, pp.1-10, 2014
- 序-40) Alpaslan O'zerdem & Gianni Rufini: L'Aquila reconstruction challenges: has Italy learned from its previous earthquake disasters?, Disasters, Vol.37, No.1, pp.119-143, 2013
- 序-41) Teresa Cannarozzo: La ricostruzione del Belice: il difficile dialogo tra luogo e progetto, ARCHIVIO DI STUDI URBANI E REGIONALI, No.55, pp.5-50, 1996
- 序-42) Benedetha Rodeghiero: Rebuilding the housing: city life after a disaster, Proceedings of the EURA Conference 2009, p.1-17, Madrid, 2009
- 序-43) Aldo Norsa: The Reconstruction of Friuli - Emergency Versus Long-Term Planning, Disasters, Vol.3, No.3, pp.264-265, 1979
- 序-44) Sarah Jane Hogg: RECONSTRUCTION FOLLOWING SEISMIC DISASTER IN VENZONE, FRIULI, Disasters, Vol.4, No.2, pp.173-185, 1980
- 序-45) Cassidy Johnson: Strategic planning for post-disaster temporary housing, Disasters, Vol.31, No.4, pp.435-458, 2007
- 序-46) Frances D'Souza: Recovery following the South Italian earthquake, November 1980: Two contrasting examples, Disasters, Vol.6, No.2, pp.101-109, 1982
- 序-47) Francesco Ventura: The long-term effects of the 1980 earthquake on the villages of Southern Italy, Disasters, Vol.8, No.1, pp.9-11, 1984
- 序-48) Ada Becchi: Dopo il terremoto: economia, società e politica dell'emergenza, ARCHIVIO DI STUDI URBANI E REGIONALI, No.46, pp.7-30, 1993
- 序-49) Regione Umbria: 1997-2007: Dieci anni dal sisma: oltre la calamità: sviluppo e innovazione, Quattroemme, 2007
- 序-50) David E. Alexander: The L'Aquila Earthquake of 6 Aprile 2009 and Italian Government Policy on Disaster Response, Journal of Natural Resources Policy Research, Vol.2, No.2, pp.325-342, 2010
- 序-51) David Alexander: An evaluation of medium-term recovery processes after the 6 April 2009 earthquake in L'Aquila, Central Italy, Environmental Hazards, Vol.12, No.1, pp.60-73, 2013
- 序-52) Alpaslan O'zerdem & Gianni Rufini: L'Aquila reconstruction challenges: has Italy learned from its previous earthquake disasters?, Disasters, Vol.37, No.1, pp.119-143, 2013
- 序-53) Francesca Fois & Giuseppe Forino: The self-built ecovillage in L'Aquila, Italy: community resilience as a grassroots response to environmental shock, Disasters, Vol.38, No.4, pp.719-739, 2014
- 序-54) Federico Oliva: La difficile ricostruzione dell'Aquila, Urbanistica, No.154, pp.39-52, 2014
- 序-55) 野村直人・佐藤滋: イタリアにおける震災復興プロセスに関する研究 2009年ラクイラ地震における緊急時対応及び応急建設に着目して, 都市計画論文集, Vol.50, No.3, pp.387-393, 2015
- 序-56) Giuseppe Forino & Fabio Carnelli: The L'Aquila earthquake 10 years on (2009-2019): impacts and state-of-the-art, Disaster Prevention and Management, Vol. 28, No. 4, pp.414-418, 2019
- 序-57) David Alexander: L'Aquila, central Italy, and the "disaster cycle", 2009-2017, Disaster Prevention and management: An International Journal, Vol.28, No.2, pp.272-285, 2019
- 序-58) Grazia Di Giovanni & Lorenzo Chelleri: Why and how to build back better in shrinking territories?, Disaster Prevention and Management, Vol.28, No.4, pp.460-473, 2019
- 序-59) Isabella Tomassi & Giuseppe Forino: The Ecovillage of Pescomaggiore (L'Aquila) Birth and death of a self-

- determined post-disaster community (2009-2014), *Disaster Prevention and Management*, Vol.28, No.4, pp.513-526, 2019
- 序-60) Mauro Dolce & Daniela Di Bucci: National Civil Protection Organization and technical activities in the 2012 Emilia earthquakes (Italy), *Bull Earthquake Eng*, No.12, pp.2231-2253, 2014
- 序-61) Gianfranco Franz: La ricostruzione in emilia dopo il sisma del maggio 2012. Successi, Limiti e incognite di un'esperienza straordinaria, *Urbanistica*, No.154, pp.30-38, 2014
- 序-62) 野村直人・佐藤滋：イタリアにおける歴史地区の復興計画手法に関する研究 2012年エミリアローマニャ地震における被災4都市を対象として，都市計画論文集，Vol.51, No.3, pp.603-610, 2016
- 序-63) Lorenza Lazzati: The Role of Community Engagement in Post-Disaster Reconstruction: The case of L'Aquila and Emilia Romagna, Italy, in Graham Marsh et al. (eds), *Community Engagement in Post-Disaster Recovery*, Routledge, pp.102-114, 2018

序-4 訳語の定義

本節では、本研究で用いるイタリア語の訳語を定義する。

海外の都市計画を研究する際に常に問題になるのが、原語をどのように日本語に記述するかである。日本語の訳を当てたことで、異なる概念やイメージを想起させてしまいかねない。また、原語表記を多用しすぎても、日本においてイタリア語は英語のように汎用性のあるものではないため、読んだとしても認識しづらくなってしまう。

そのため、本研究の第1部以降では、基本的に日本語の訳語を当て、必要な場合には、重要な用語と固有名刺に関しては、原語を併記することにする。

我が国におけるイタリアの都市計画の取り組みに関する既出文献^{注序-45)}は、陣内秀信らにより多数出版されてきた。そのため、本研究では、これまでのイタリア都市の知見に則って論じるために、既出の訳語を参照することにした。特に、パオラ・ファリーニと植田暁編集、陣内秀信監修『イタリアの都市再生』を参考とし、既出文献に記載のないもの、または論じられていない概念の用語に関しては、辞書を参考にしながら新たに訳語を定義した。

注釈

注序-45) 主要な参考文献として、序-64, 序-65, 序-66, 序-67 があげられる。

参考文献

- 序-64) マルチェット・ヴィットリーニ編：都市の思想の転換点としての保存 イタリア都市・歴史的街区の再生，都市住宅，鹿島出版会，No.105，1976.7
- 序-65) 陣内秀信：イタリア都市再生の論理，鹿島出版会，1978.11
- 序-66) パオラ・ファリーニ，植田暁編：イタリアの都市再生，造景別冊1，建築資料研究所，1998.11
- 序-67) 宗田好史：にぎわいを呼ぶイタリアのまちづくり 歴史的景観の再生と商業政策，学芸出版社，2000.1

第1部

「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

第1章
研究の目的と方法並びに
「編集」の再定義

1-1 研究の目的と方法

1-1-1 研究の目的と研究の課題

本研究では、戦後継続的に都市計画制度と参加・分権の制度と仕組みを改革し、大規模な地震災害が異なる地域で発生しているイタリアを研究対象国としている。本研究の目的は、大規模震災により被災したイタリアの歴史的市街地の震災復興の調査分析を通じて、後に再定義する「編集」を評価し、その行為を都市計画手法として位置づけ、新たな都市計画論を構築することである。

つまり、本論文が最終的に明らかにする研究課題は、「『編集』という実践的行為に着目し、イタリアの歴史的市街地の震災復興事例の調査分析を通じて構築される新たな都市計画論とはどのようなものであるか」である。この最終的な課題に対して、本論文の各部における研究課題は以下のように整理できる。

第1部 都市計画分野において「編集」は、どのように再定義されるか？どのイタリアの歴史的市街地の震災復興事例であれば、再定義された「編集」を適切に評価できるのか？

既存の「編集」に関する定義や概念を踏まえながら、どのように都市計画分野における「編集」は再定義されるか。イタリアの平時の都市計画の理論と実践は、権利の細分化と民主的手続きの重要性の高まりに対して、開発・保全規制による私権制限と参加・分権の仕組みを整えることでどのように展開してきたのか。さらに、大規模震災からの震災復興の中で、どの事例であれば再定義された「編集」を適切に評価できるか。

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態とは？

第1部で同定された3つの歴史的市街地の震災復興は、「過程」、「ガバナンス体制」、「空間・像」、という3つの観点から、それぞれどのような特性を有しているのか。

第3部 再定義される「編集」の評価により、どのような都市計画手法と都市計画論が構築されるか？

第2部で実態を把握した3つの歴史的市街地の震災復興では、どのように再定義される「編集」が評価されるのか。また、震災復興事例から導出される新たな都市計画手法のモデルは、「過程」「ガバナンス体制」「空間・像」の間にどのような関係を有しているのか。さらに、新たな計画手法を踏まえ、どのような新たな都市計画論が構築されるのか。

1-1-2 研究の構成と各章の目的

本論文は、3つの部と8つの章で構成されており、本研究の構成を図1-1に示した。

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

第1部では、「編集」の再定義と評価指標の設定を行い、イタリアの都市計画の理論と実践の展開並びに震災復興時のガバナンス体制の特性を解明し、詳細に実態を把握する震災復興事例を同定する。

第1章「研究の目的と方法並びに『編集』の再定義」では、文献調査により用語としての「編集」の概念を整理し、計画手法として用いるための「編集」の理論的課題と条件を設定し、成熟社会の都市計画において用いる「編集 (Editing)」を「共編集 (Co-Editing)」として再定義する。次に、共編集計画手法の要素と構成、共編集計画手法による都市計画の進行過程を仮説的に設定し、関連する既存の計画理論に対する位置づけを明確化する。最後に、共編集を評価するために、「過程」、「ガバナンス体制」、「空間・像」についてそれぞれ指標を設定する。

第2章「近現代イタリアにおける平時の都市計画の理論と実践の展開」では、文献調査により19世紀末以降のイタリアの都市計画の理論と実践の展開を整理し、特に戦後一貫して権利の細分化が進行し、民主的手続きの重要性の高まりに対して、都市計画がどのように対応してきたのかを明らかにする。これらの都市計画理論と実践の歴史的展開から、開発・保全に対する私権制限と参加・分権の仕組みの制度化の過程を把握し、イタリアの都市計画において共編集の必要性が高まる時代区分を明らかにする。

第3章「4つの大規模震災後の復興ガバナンス体制の特性とその歴史的展開の解明」では、公開報告書を主な資料としたテキスト分析と主体間関係の図化により、復興ガバナンス体制を可視化し、4つの復興ガバナンス体制の特性を明らかにする。次に、設定する2つの分析軸により4つの復興ガバナンス体制をモデル化し、その歴史的展開を解明する。これにより、共編集の存在が想定される震災復興事例を同定する。

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

第2部では、物的・社会的側面から3つの震災復興の実態を詳細に解明する。

第4章「ヴェンゾーネ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態」では、1976年フリウリ地震被災地ヴェンゾーネ市を対象とし、発災から共同事業範囲に基づく全ての復興事業の竣工を迎えるまでのプロセスを分析対象とする。まず、文献調査によりヴェンゾーネ市の震災復興プロセスの時期区分を設定する。次に、この時期区分に応じて、テキスト分析により主体間関係を図化することで、復興ガバナンス体制の構築プロセスを可視化し、その特性を明らかにする。さらに、歴史的市街地の類型分類、介入カテゴリー、共同事業範囲を概観し、共同事業範囲に基づく復興事業の実施プロセスの特性を明らかにする。最後に、1つの共同事業範囲の事業介入ユニットにおける空間変容の実態を解明する。

第5章「ラクイラ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係」では、まず2009年アブルッツォ地震被災地ラクイラ市を対象とし、発災から10年間の震災復興プロセスの時期区分を設定する。次に、この時期区分に応じて、市民組織、大学、行政へのインタビュー調査結果スクリプトの分析により、復興ガバナンス体制の構築プロセスを可視化し、その特性を明らかにする。さらに、歴史的市街地における民間建築物の修復事業および市民組織による復興事業の実施プロセスを可視化し、その特性を明らかにする。最後に、戦略的事業と市民組織による事業の空間変容の実態を解

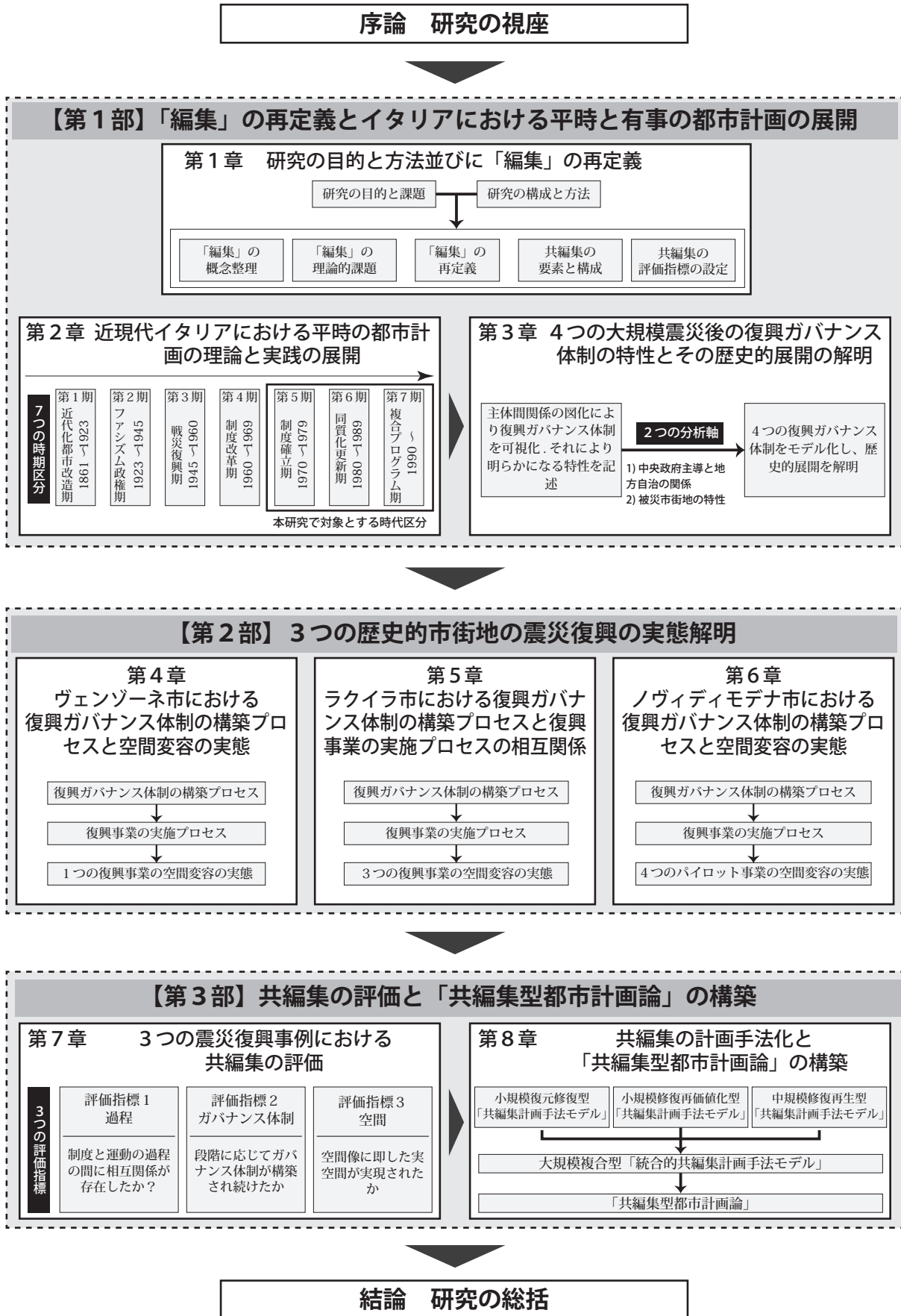


図 1-1. 本研究の構成

明する。

第6章「ノヴィディモデナ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態」では、2012年エミリアローマニャ地震被災4都市を対象として、復興計画策定プロセスにおけるコミュニティ参加の実態を把握する。次に、ノヴィディモデナ市における民間建築物の修復事業と公共空間の再生事業の実施プロセスを可視化し、パイロット事業の空間変容を明らかにする。

第3部 共編集の評価と「共編集型都市計画論」の構築

第3部では、第1章で設定した評価指標に基づいて、第2部で実態を明らかにした3つの震災復興事例における共編集を評価し、計画手法化するとともに、「共編集型都市計画論」を構築する。

第7章「3つの震災復興事例における共編集の評価」では、第2部で明らかにした3つの震災復興事例が、「共編集」の条件を満たしていたかを把握する。次に、第1章で示した3つの評価指標を用いることで、それぞれの震災復興における共編集を評価する。最後に、3つの震災復興の事例都市の評価結果を比較考察することで、共編集の特徴を明らかにする。

第8章「共編集の計画手法化と『共編集型都市計画論』の構築」では、共編集を計画手法化するために、3つの震災復興事例から学べることを記述した上で、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に着眼して、それぞれの震災復興事例を「共編集計画手法モデル」として導出する。次に、大規模な歴史的市街地の複合目的を達成しうる「統合的共編集計画手法モデル」を提案する。さらに、「統合的共編集計画手法モデル」をイタリアの平時の都市計画制度に適用させることで、共編集型都市計画の枠組みを提示し、その枠組みに基づく適用方法と制度的な仕組みの体系化を通して、「共編集型都市計画論」を構築する。最後に、構築した「共編集型都市計画論」のイタリアの既成市街地への応用可能性を考察する。

結論「研究の総括」では、各部・各章の知見をまとめ、日本の歴史的都市の旧市街地への応用可能性を述べ、研究を総括する。

1-1-3 研究の方法と分析枠組み

本研究では、共編集を評価する指標を設定し、実態を把握する3つの震災復興事例における共編集の評価を通じて、「共編集型都市計画論」の構築を目指すものである。

まず、共編集という計画手法が、社会的・経済的に成熟した社会における都市計画の抱える課題を解決できるという考えのもと、共編集の評価指標を設定する。

評価指標の設定のために、第一に、用語としての「編集」の概念整理と都市計画分野における位置づけを把握した上で、「編集」の理論的課題を設定し、整理する。次に、「編集」の再定義を行ったのちに、その条件を明確化し、共編集の重要性を論じる。ここまでは、1-4と1-5において論じている。

第二に、共編集計画手法の要素と構成、共編集計画手法による都市計画の進行過程を仮説的に提示した上で、関連する既存計画理論に対する位置づけを示す。共編集計画手法の要素と構成を踏まえ、共編集の評価指標を設定する。ここまでは、1-6と1-7において論じる。

以上により評価指標を設定するが、イタリアの都市計画において共編集の必要性が高まる時代区分を把握するために、私権制限と参加・分権の仕組みがどのように整えられてきたのかを把握する。

ここまでの論証は、本論文の第1章と第2章に該当しており、演繹的アプローチにより共編集の評価指標を設定し、イタリアの都市計画理論と実践の展開を概観し、共編集の求められてきた時代区分を選定している。

本論文の第3章から第6章では、演繹的に設定された評価指標と時代区分を鑑みて、帰納的アプローチにより震災復興事例の実態解明を行った。

まず、第3章では、演繹的に導かれた時代区分に該当する4つの大規模震災後の震災復興を対象としている。これらの震災復興は、発災時期と被災地域が異なるために、細かな比較分析を行わずに、一般的な震災復興の時期区分を設定した上で、社会的側面から分析を行っている。分析に用いたデータは、既往文献資料調査とインタビュー調査により収集したテキストデータであり、質的データ分析法に基づき主体間関係を図化することで復興ガバナンス体制を可視化する分析方法論を確立している。この分析方法論を用いて復興ガバナンス体制の特性を明らかにした上で、それらのモデル化を行うことで、共編集の存在が想定される3つの震災復興事例を同定した。

次に、第4章・第5章・第6章では、同定された3つの震災復興を対象とし、より詳細な実態を解明するために、プロセスの実態に即した時期区分を設定し、物的・社会的両側面から分析を行っている。社会的側面からの分析に用いたデータは、第3章同様に文献資料調査とインタビュー調査により収集したテキストデータであり、復興ガバナンス体制を可視化する分析方法論を用いる。他方、物的側面の分析に用いたデータは、計画や事業の図面並びに関連文書と事業実施に関する文書であり、各自治体の担当課より入手した一次資料である。これらの資料を地図上で重ね合わせることで、復興事業の実施プロセスを可視化する分析方法論を確立している。以上の分析を踏まえて、いくつかの復興事業の空間変容の実態を明らかにしている。

要するに、物的・社会的両側面においてオリジナルな分析方法論を確立し、各章のまとめで共編集の観点から実態を考察することで、第7章以降の共編集の評価へと接続させようとしている。ここまでの帰納的論証は、確立した分析方法論に基づいて、震災復興事例の実態を明らかにしている。

最後に、本論の第7章と第8章では、第1章と第2章での演繹的アプローチにより設定された評価指標と時代区分、第3章から第6章での帰納的アプローチにより解明された震災復興の実態を踏まえ、再び演繹的な枠組みの中で共編集を評価する。その後、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に着眼することで、共編集を計画手法化し、「共編集型都市計画論」を構築する。

1-2 関連する既往研究との関係

1-2-1 「編集」に関する既往研究との関係

ここでは、本研究の位置づけを示すために、都市計画分野における「編集」の既往研究を整理する。

都市計画分野の既往研究において、「編集」に関して言及している論文は、国内外の論文ジャーナルに掲載されており、特に都市デザインや計画理論の研究で多く見られている。これらの該当論文の主題に基づいて分類すると、「編集主体」、「編集対象」、「編集技術」、「編集文脈」、に分けることができる。

(1) 編集主体に関する研究

編集主体に関する既往研究は、その他の分類と比較すると極めて少なく、Childs(2010)の研究¹⁻¹⁾のみである。Childsは、近年の都市デザインの再考に関する議論の中心が、より良い都市とは何により構成されるのか、に偏っている点を指摘し、都市デザインの専門的な職能を改めて問い直すことの重要性を述べている。その議論の中で、都市デザインの主体の役割を再考する際に有効なアナロジーとして「編集 (Editing)」を取り上げ、「編集 (Editing)」を担う以下の3つの役割を提示し、その後具体的に個々の都市デザインの事例を用いて説明している。

1つ目の役割は、「作者 (Authors)」であり、公園や道路、建物、その他の構築物などそれぞれの事例の設計者のことを指し示している。具体的には、民間事業の設計者 (Private Project Designer)、ストック事業の設計者 (Stock Project Designer)、公共事業の設計者 (Public Project Designer)、の3つが想定されている。

2つ目の役割は、編集主幹 (Editors) であり、より良い都市のかたちへの道筋を審議、指導、構成、組み立て、創造する者のことである。これらは、主に行政のデザイン審議を担う完成図面を審査する編集主幹 (Copy Editor)、デザインの型やパターン、アプローチなどを開発する編集主幹 (Commissioning Editor)、デザイン審議やパターンなどを具体的なツールへと適応させる編集主幹 (Format Editor)、ある場所の物理的なデザインに関わるいくつかの設計者を相互に関連づけるために編集戦略を描く編集主幹 (Venue Editor)、の4つに分けられている。

3つ目の役割は、フェロー (Fellows) であり、公共政策やローカルアジェンダなどを発展させる公的な団体に所属する者のことである。これらのフェロー同士の協働ネットワークとして、NPO や地縁的コミュニティに関わる場所に対応したネットワーク (Place-based Network)、より専門性の高いネットワーク (Professional Network)、全国的な専門家のネットワーク (National Academy)、の3つを挙げている。

また、1人の人間が上記の3つの役割の中で複数を担当することもありうると述べられており、行政の公共事業のデザイン審議を担っていた編集主幹 (Copy Editor) が、地域のコミュニティを支援するネットワーク (Place-based Network) の核となるフェロー (Fellow) であることも考えられる。

(2) 編集対象に関する研究

編集対象に関する既往研究は、以下の通りに3つの対象に分けて整理できる。

1つ目の対象は、「空間像」であり、地域住民の持つ現状の空間に対する認識イメージや地区の将来の空間像などが挙げられる。志村ら(2002)による研究¹⁻²⁾や深沢ら(2000)による研究¹⁻³⁾では、既存住宅市街地の漸進的な更新を地域住民らと共にゲーミング・シュミレーションの手法を用いたデザインゲームを通じて、どのように参加者らの目標とする空間像が相互に編集されたかを論じている。また、Shannon&Banerjee(2017)による研究¹⁻⁴⁾では、1つの都市の共同イメージを描くために、どのように複数の都市プランナーの描く将来像が編集されたのかを論じている。

2つ目の対象は、「空間」であり、都市内部の自然生態的空間が挙げられる。Marcusら(2016)による研究¹⁻⁵⁾では、都市内部の自然生態的空間の劣化により、その空間の質の変化に応じて、人々の空間に対する認識も変化することを空間の編集として論じられている。

3つ目の対象は、「過程」であり、都市計画家によるプランニングの過程やコミュニティ組織によるまちづくりの過程が、物語として分析されている。例えば、Sandercock(2003)による研究¹⁻⁶⁾では、プランニングの実践プロセスに関わった都市プランナーへのインタビューを物語として編集することの意義を論じており、Sandercock&Attili(2010)による研究¹⁻⁷⁾では、アクションリサーチの手法として注目を集めている参加型映像(Participatory Video)をヴァンクーバーのコミュニティ組織に対して実践し、地域の物語として編集している。

4つ目の対象は、「計画・設計関連文書」であり、行政職員の作成する条例や住民参加のプロセスを経て作成する再生デザイン案などが挙げられる。G. Loh&K.Norton(2013)による研究¹⁻⁸⁾では、行政職員が行う最も一般的な仕事としてゾーニングなど計画に関わる条例の編集をあげ、Sager&Ravlum(2004)による研究¹⁻⁹⁾では、都市計画コンサルタントの主な役割の一つとして利害関係者の調整を通じた法定計画の編集を指摘している。他方で、Owen(1998)による研究¹⁻¹⁰⁾では、住民自らが集落デザイン提案書を編集することの重要性を指摘している。

(3) 編集技術に関する研究

技術としての「編集」に関して論じている既往研究は、地理情報システム GIS などのソフトウェアを用いた分析・解析手法などの発達に伴い、近年増加傾向にある。都市計画分野において用いられてきた編集技術は、以下の通りに3つに分けることができる。

1つ目の技術は、「エキスパートシステム」であり、1980年代90年代主にアメリカで都市プランナーや地域住民らが地区を計画する際に用いられたコンピュータープログラムである。このプログラムの中に、編集システムが備わっており、Ortolano&D. Perman(1987)による研究¹⁻¹¹⁾やGeraghty P. J.(1992)による研究¹⁻¹²⁾で紹介されている。

2つ目の技術は、「映像・画像編集技術」であり、2000年代以降CG画像やインタビュー映像に対して用いられてきた。例えば、瀬田ら(2004)による研究¹⁻¹³⁾では、都市空間における人々の感性を評価する手法としてFinal Cut Proを用いて編集された映像とVRMLを用いて作成されたCG動画を見比べて、双方の有効性を検証している。また、Limら(2016)による研究¹⁻¹⁴⁾では、都市デザインの教育プログラムの中でのFinal Cut Proを用いた映像編集を取り込み、今後デザイナーの担うべき役割として映像編集技術の獲得を主張している。さらに、Sandercock&Attili(2010)による研究¹⁻⁷⁾では、アクションリサーチの手法である参加型映像(Participatory Video)により、インタビュー映像の編集プロセスにおいて対象者

からのフィードバックを得ながら物語として編集していくことの意義が論じられている。

3つ目の技術は、「地理情報システム GIS」であり、2000年代以降に都市空間に関するデジタルデータの編集ツールとして用いられてきた。例えば、土地利用とその混在度の変化を論じるために水際線のラインデータを編集した客野・外間(2004)による研究¹⁻¹⁵⁾、オープンスペースの種別と所有の関係を評価するモデル構築のために、GISを用いたデータ編集を行った Kaya&Mutlu(2017)による研究¹⁻¹⁶⁾が挙げられる。

(4) 編集文脈に関する研究

最後に、場所や状況に応じた文脈化としての「編集」プロセスに関する既往研究が、いくつか挙げられる。建築史・都市史を専門とする Lasansky(2004)による研究¹⁻¹⁷⁾では、1920年代30年代のファシスト政権の政策とレトリックに応じて、サンジミニャーノの広場の物理的な改編を編集プロセスとして読み解いている。都市計画史を専門とする Beeckmans(2013)による研究¹⁻¹⁸⁾では、ヨーロッパの近代都市計画の理想やモデルがローカルな地理的・民族的な文脈へと適応されることを編集と定義されている。このような理想やモデルが新しい場所や状況に応じて文脈化されることは、編集として解釈されており、近年では Moonstadt&Schramm(2017)による研究¹⁻¹⁹⁾において、ネットワークシティの理想とモデルがローカルな文脈に応じて現実感を創出するプロセスが、編集プロセスとして論じられている。

(5) 「編集」に関する既往研究に対する位置づけ

「編集」に関する既往研究は、編集の主体論、編集の対象論、編集の技術論、編集の文脈論、に分けることができた。これらの分類の中でも、本研究は、編集の主体論における Childs(2010)が都市デザインの役割を再考する上で、「編集 (Editing)」をアナロジーとして着目し、「編集」を担う主体と行為の具体的内容の考察が最も親和性が高い議論である。この Childs(2010)による研究が、これまでの都市デザインの過去の事例を参照としながら、3つの異なる役割を仮説的に構築しており、本研究でも既往文献における記述に基づいて、「共編集 (Co-Editing)」を担うべき主体と対象を具体的に規定し、評価指標を設定することが求められる。

また、編集の対象論において、「編集」をアナロジーとして用いているのは「空間像」、「空間」、「過程」であり、本研究においても、共編集の対象として想定できる。

一方で、編集の技術論と編集の文脈論に関しては、本研究では、実践的行為としての共編集の評価を行うものであることから、分析技術としての「編集」や文脈化としての「編集」は本研究に含まれていない。

1-2-2 災害復興に関する既往研究方法論との関係

次に、災害復興に関する既往研究の方法論を整理し、本研究の研究方法を位置付ける。既往研究の調査に当たっては、以下に記す日本、アメリカ、イタリアの査読付き研究論文集を対象とした。

- ・日本 : 日本建築学会計画系論文集、日本都市計画学会都市計画論文集
- ・アメリカ : Journal of the American Planning Association
- ・イタリア : Archivio di Studi Urbani e Regionali

また、既往研究の方法論を整理するために、以下に記す3つの点に着眼した。

- ・着眼点1 <時間軸> : どのような時間軸で災害復興を分析するのか?
- ・着眼点2 <側面と規模> : どのような側面と規模に基づいて災害復興を分析するのか?
- ・着眼点3 <立場> : どのような立場で災害復興を分析するのか?

(1) 着眼点1：時間軸

既往研究の整理を行なった結果、着眼点1「時間軸」については、**図1-2**に示すように2つの時間軸により枠組みを整理した。

1) 共時的時間軸

共時的時間軸では、長い災害復興プロセスの中である時期に限定して分析を行い、その時期区分内でのプロセスや成果を評価する観点である。この時間軸に該当する既往研究は、以下の通りである。

越山・室崎(1996)¹⁻²⁰⁾は、1995年阪神淡路大震災により被災した複数の市を対象として、仮設住宅の供給実態や居住者の住環境とコミュニティの変化について分析しており、Nguyen & Salvessen(2014)¹⁻²¹⁾は、2005年ハリケーンカトリーナにより被害を受けた多民族移民コミュニティの避難や生活再建に関する障壁を調査している。これらの研究では、緊急時対応期と避難生活期の災害復興プロセスを共時的時間軸で分析している。

また、岸・小泉ら(1997)¹⁻²²⁾は、1995年阪神淡路大震災で導入された「2段階計画決定方式」の決定に至るまでの過程を分析し、塩崎(1998)¹⁻²³⁾は、この方式の導入された全地区において計画変更や追加の実態を分析している。さらに、Olshansky, Johnson, Horne & Nee(2008)¹⁻²⁴⁾は、2005年ハリケーンカトリーナにより被災したニューオーリンズでのプランニングの経験から得た教訓をまとめ、Chandrasekhar, Zhang & Xiao(2014)¹⁻²⁵⁾は、3つの異なる自然災害からの復興プランニングのプロセスにおける利害関係者の参加に関する知見をまとめている。これらの研究では、計画策定期の復興プロセスを共時的時間軸で分析している。

さらに、宮定・塩崎(2012a)¹⁻²⁶⁾と宮定・塩崎(2012b)¹⁻²⁷⁾では、神戸市における復興土地区画整理事業に着目し、事業地区内の住宅再建動向や受皿住宅への入居プロセスの問題点を明らかにしており、Sipe & Vella(2014)¹⁻²⁸⁾による研究では、2010年にオーストラリアのロッキンガム市で洪水被害により被災したグランサム地区のコミュニティ移転事業のプロセスを評価している。これらの研究では、事業計画期と事業実施期の復興プロセスを共時的時間軸で分析している。

2) 通時的時間軸

通時的時間軸では、発災からある程度まとまった時間経過を一連の連続した災害復興プロセスとして捉えて分析を行い、その一連のプロセスにおいて包括的にプロセスや成果を評価する観点である。この時間軸に該当する既往研究は、以下の通りである。

福留・中林(2000)¹⁻²⁹⁾による研究では、1995年阪神淡路大震災により被災した長田区における住宅再建過程の実態を土地と建物の所有関係から分析しており、阿部・藤岡ら(2017)¹⁻³⁰⁾は、2011年東日本大震災により被災した気仙沼市内湾地区におけるまちづくり会社の結成に至るまでの組織体制の変化を明らかにしている。これらの研究では、発災から5年以内の災害復興プロセスを通時的時間軸で分析している。

また、Iuchi(2014)¹⁻³¹⁾は、2004年中越地震により被災した山古志地域を対象として、再定住計画の進行過程の実態を明らかにしており、Munrin & Tosi(1989)¹⁻³²⁾による研究では、1980年にイタリア南部で発生したイルピーニャ地震により被災した3都市における復興プロセスの特徴と課題を示しており、Andreassi(2018)¹⁻³³⁾による研究では、2009年アブルッツォ地震により被災したラクイラ市の復興プロセスにおける公的なアクションの果たした役割について考察している。これらの研究では、発災から10年以内の災害復興プロセスを通時的時間軸で分析している。

さらに、柄澤・窪田(2015)¹⁻³⁴⁾は、1995年阪神淡路大震災から復興のモデルケースとして取り上げられる芦屋市若宮地区において、復興まちづくりから日常のまちづくりへと繋がっていった20年間のプロセスを分析しており、Nelson(2014)¹⁻³⁵⁾による研究では、2005年ハリケーンカトリーナにより被災したニューオーリンズ市で、NPO法人により実施された革新的な土地交換プログラムが終了するまでの15年間のプロセスを概観している。これらの研究では、発災から20年以内の災害復興プロセスを通時的時間軸で分析している。

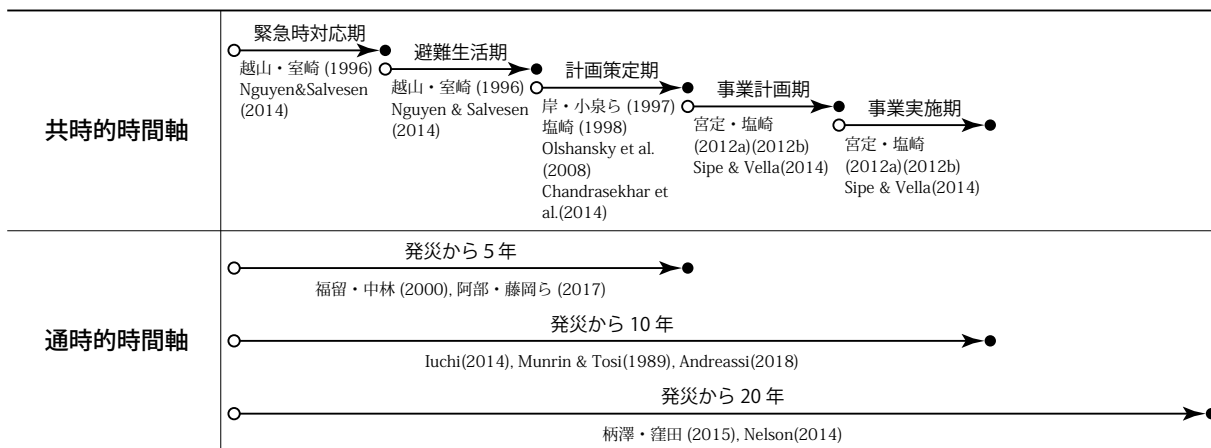


図 1-2. 時間軸による既往研究方法論の整理

(2) 着眼点2：側面と規模

次に、着眼点2「側面と規模」については、図1-3に示すように4つの分析対象規模に応じて6つの側面により枠組みを整理した。

1) 意識的・社会的・物的側面

「人」スケールを分析対象とした研究論文では、意識的側面、社会的側面、物的側面、の3つの側面に着目しているものが多く見られており、1995年阪神淡路大震災復興における塩崎らの一連の研究が代表例としてあげられる。塩崎・田中ら(2007)¹⁻³⁶⁾では、神戸市で供給された災害復興公営住宅の入居者を対象とし、従前・従後の居住空間特性の変化と社会的「孤立化」の影響関係を明らかにしており、田中・塩崎ら(2007a)¹⁻³⁷⁾では、残留居住者への意識アンケート調査を通じて、土地区画整理事業による市街地空間再編の評価しており、田中・塩崎ら(2007b)¹⁻³⁸⁾では、区画整理事業の実施と受皿住宅の供給という空間再編システムによりもたらされた居住者間の近隣関係の変化を明らかにしている。

2) 社会的・物的側面

「地区」スケールを分析対象とした研究論文では、社会的側面、物的側面、の2つの側面に着目しているものが多く見られている。塩崎・田中ら(2006)¹⁻³⁹⁾では、神戸市築地地区における改良住宅入居者を対象に、住宅およびその周辺地区の空間特性が社会的「孤立化」にもたらす影響を明らかにしており、塩崎・堀田ら(2006)¹⁻⁴⁰⁾では、神戸市新長田地区における再開発事業の実態と居住者の属性を論じており、山崎・伊藤ら(2001)¹⁻⁴¹⁾では、1999年台湾集集地震により被災した3つの地区における、住民と専門家の関係性と物理的な空間の内容・範囲に着目して復興まちづくりの特徴を明らかにしている。

3) 社会的・物的・経済的・政策的側面

「都市地域」スケールを分析対象とした研究論文では、社会的側面、物的側面、経済的側面、政策的側面、の4つの側面に着目しているものが多く見られており、イタリア人による震災復興研究が代表例としてあげられる。Fabbro(1985)¹⁻⁴²⁾では、1976年フリウリ地震からおおよそ10年経過した時点での復興プロセスを多面的に論じており、Andreassi(2016)¹⁻⁴³⁾では、欧州連合の社会的連帯基金を活用した2009年アブルツォ地震と2012年エミリアローマニャ地震における被災者のための住宅供給実態を明らかにしており、Zhang & Peacock(2009)¹⁻⁴⁴⁾による論文では、1992年ハリケーンアンドリューで被災した単身世帯の住宅復興が、住宅マーケットや住宅資産の放棄に与えた影響を明らかにしている。

4) 経済的・政策的・制度的側面

「社会システム」を分析対象とした研究論文では、経済的側面、政策的側面、制度的側面、の3つの側面に着目しているものが多く見られており、1980年イルピーニャ地震復興におけるBecchiによる一連の研究があげられる。Becchi(1988)¹⁻⁴⁵⁾では、大規模地震後の復興と被災地域の経済的発展の関係性に関して論じるために、総固定投資の推移を1976年フリウリ地震と1997年ウンブリア・マルケ地震と比較しており、Becchi(1989)¹⁻⁴⁶⁾では、復興と経済発展のための政策と法律を概観した上で、実現された事業の実態を明らかにしており、Becchi(1993)¹⁻⁴⁷⁾では、この地震により被災したナポリ市における復興のための介入事業と領域について詳細に明らかにしている。

	意識的側面	社会的側面	物的側面	経済的側面	政策的側面	制度的側面
人		塩崎・田中ら (2007) 田中・塩崎ら (2007a) 田中・塩崎ら (2007b)				
地区		塩崎・田中ら (2006) 塩崎・堀田ら (2006) 山崎・伊藤ら (2001)				
都市 地域			Fabbro (1985) Andreassi (2016) Zhang & Peacock (2009)			
社会 システム					Becchi (1988) Becchi (1989) Becchi (1993)	

図 1-3. 側面による既往研究方法論の整理

(3) 着眼点3：立場

次に、着眼点3「立場」については、災害復興プロセスへの関与の度合いに応じて、論じられる事象や内容が異なっている。プロセスに対する関与度合いの高い順で、以下の3つの立場により研究枠組みを整理した。

1) 計画者・実施者としての立場

被災した地区や都市の災害復興の最前線にたち、計画策定や協議会運営、事業化検討に関わるプランナーとコーディネーター、設計士の立場である。当事者として災害復興プロセスを調整・推進するため、刻々と変化する状況に応じた貴重な資料やデータを入手することができ、動的な災害復興プロセスの実態を詳細に明らかにできる。

この立場に該当する論文としては、2011年東日本大震災により被災した気仙沼市内湾地区の復興プロセスにプランナー・コーディネーターとして関与した阿部・藤岡ら (2017)¹⁻³⁰⁾ による研究、2005年ハリケーンカトリーナにより被災したニューオーリンズ復興の将来計画にプランナーとして関与したOlshansky(2006)¹⁻⁴⁸⁾ による研究、ニューオーリンズの復興計画策定プロセスから得た教訓から学べることを明らかにしたOlshansky, Johnson, Horne & Nee(2008)¹⁻²⁴⁾ による研究があげられる。

2) 観察者・併走者としての立場

当事者のバックアップを担う研究者や行政委員会の委員を務める学識経験者の立場である。当事者と比較すると客観的かつ多面的に災害復興プロセスを捉えられるため、行政の公開資料の分析やアン

ケート調査・インタビュー調査により、複数の変数を掛け合わせた復興プロセスの評価や複数の被災都市の比較分析などを明らかにできる。

この立場に該当する論文としては、1995年阪神淡路大震災における共同建替事業関係者の事業化に対する意識変化とそれら主体の関係を緻密に調査した田中・塩崎(2009)による研究¹⁻⁴⁹⁾、2005年ハリケーンカトリーナにより被災したバイユー・ラ・バターの多民族移民コミュニティの生活再建の問題点を明らかにするためにNGOや地元行政など様々な関係者にインタビュー調査を実施したNguyen & Salvesen(2014)¹⁻²¹⁾による研究、2010年ハイチ地震からの復興プロジェクトの参加プロセスを評価するために、プロジェクト関与主体へのインタビュー調査とヒアリング調査を行なったContreras(2019)による研究¹⁻⁵⁰⁾があげられる。

3) 第三者・外部者としての立場

災害復興プロセスの研究において最も関与の度合いが低く、定量的データによる統計分析や大局的に災害復興プロセスの特徴を捉える研究者の立場である。外部者として現地の災害復興プロセスを捉えるため、資料や各種データの入手に困難を伴うものの、過去の災害復興の教訓を踏まえた批評や異なる都市の災害復興のプロセスの比較、他国との制度や計画技術の比較などの研究を遂行できる。

この立場に該当する論文としては、日本では、1925年北但馬地震により被災した2つの都市における復興計画事業の進捗状況を行政と住民の関係性に着目して論じた越山・室崎(1999)による研究¹⁻⁵¹⁾、戦後日本において発生した大火からの復興都市計画手法の展開について明らかにした越山・室崎ら(2001)による研究¹⁻⁵²⁾があげられる。一方、米国では、87のローカルな事前復興計画の質について指標を設定して評価したBerke, Cooper, Aminto, Grabich & Horney(2014)による研究¹⁻⁵³⁾、3つの州を対象に歴史保全と災害リスク軽減に関する計画の関係をGIS上で分析したAppler & Rumbach(2016)による研究¹⁻⁵⁴⁾があげられる。

(4) 災害復興に関する既往研究方法論に対する関係

以上で整理した3つの着眼点を踏まえると、本研究の方法論は、既往研究方法論の枠組みの中で図1-4のように位置付けることができる。

本論文第3章では、発災時期の異なる4つの地震災害発災から一連の震災復興プロセスを分析し、復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性を明らかにしている。4つの地震災害の中で全ての復興事業が竣工している1976年フリウリ地震では、発災から20年弱の震災復興プロセスを分析対象としている。他方、フリウリ地震以外の3つの震災復興プロセスは、現在も進行しており、最も近年に発生した2012年エミリアローマニャ地震では、10年弱の震災復興プロセスを分析対象としている。つまり、5年や10年、20年というある程度まとまった通時的時間軸で、社会的側面に着眼し、第三者・外部者としての立場で震災復興プロセスを分析している。

他方で、本論文第4章、第5章、第6章では、3つの震災復興事例を対象とし、プロセス毎に時期区分を設定し、復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの特性を解明している。つまり、災害復興プロセスの段階の特性を考慮した共時的時間軸で、社会的・物的側面に着眼し、観察者・併走者としての立場で震災復興プロセスを分析している。

以上により、本研究方法を既存の研究手法論の枠組みの中で位置づけた。これにより、本研究で用いる研究方法論は、これまでの災害復興プロセス研究の方法論の延長線上にあり、2つの異なる時間軸で研究対象事例を取り扱っている点で新規性を有すると言える。

時間軸 側面	共時的時間軸					通時的時間軸		
	緊急時対応	避難生活	計画策定	事業計画	事業実施	5年	10年	20年
意識的				▲田中・塩崎(2009)	▲田中・塩崎(2009)	●阿部・藤岡ら(2017)		
社会的	▲越山・室崎(1996)	▲越山・室崎(1996)	▲岸・小泉ら(1997) ▲塩崎(1998)	▲宮定・塩崎(2012a) ▲宮定・塩崎(2012b)	▲宮定・塩崎(2012a) ▲宮定・塩崎(2012b)	●阿部・藤岡ら(2017)	第3章 該当	■柄澤・窪田(2015) ■越山・室崎(1999)
物的	▲越山・室崎(1996)	▲越山・室崎(1996)	▲岸・小泉ら(1997) ▲塩崎(1998)	▲宮定・塩崎(2012a) ▲宮定・塩崎(2012b)	▲宮定・塩崎(2012a) ▲宮定・塩崎(2012b)	▲福留・中林(2000)		■柄澤・窪田(2015) ■越山・室崎ら(2001) ■越山・室崎(1999)
経済的								■越山・室崎(1999)
政策的			▲塩崎(1998)	▲宮定・塩崎(2012b)	▲宮定・塩崎(2012b)			
制度的			▲塩崎(1998)	▲宮定・塩崎(2012b)	▲宮定・塩崎(2012b)			

立場凡例
 ● 計画者・実施者の立場
 ▲ 観察者・並走者の立場
 ■ 第三者・傍観者の立場

図1-4. 本研究手法論の位置づけ

参考文献

- 1-1) Mark C. Childs: A Spectrum of Urban Design Roles, *Journal of Urban Design*, Vol.15, No.1, pp.1-19, 2010.2
- 1-2) 志村秀明・辰巳寛太・佐藤滋: 目標空間イメージの編集によるまちづくり協議ツールの開発に関する研究, *日本建築学会計画系論文集*, No.558, pp.219-226, 2002.8
- 1-3) 深沢一繁・饗庭伸・志村秀明・佐藤滋: 建替えデザインゲームの分析による目標空間イメージの相互編集プロセスの解明, *都市計画論文集*, No.35, pp.847-852, 2000
- 1-4) Brittany Shannon & Tridib Banerjee: Dialectic of design, rhetoric of representation, *Journal of Urban Design*, Vol.22, No.3, pp.326-346, 2017
- 1-5) Lars Marcus, Matteo Giusti & Stephan Barthel: Cognitive affordances in sustainable urbanism: contributions of space syntax and spatial cognition, *Journal of Urban Design*, Vol.21, No.4, pp.439-452, 2016
- 1-6) Leonie Sandercock: Out of the Closet: The Importance of Stories and Storytelling in Planning Practice, *Planning Theory & Practice*, Vol.4, No.1, pp.11-28, 2003
- 1-7) Leonie Sandercock & Giovanni Attili: Digital Ethnography as Planning Praxis: An Experiment with Film as Social Research, *Community Engagement and Policy Dialogue, Planning Theory & Practice*, Vol.11, No.1, pp.23-45, 2010
- 1-8) Carolyn G. Loh & Richard K. Norton: Planning Consultants and Local Planning, *Journal of the American Planning Association*, Vol.79, No.2, pp.138-147, 2013
- 1-9) Tore Sager & Inger-anne Ravlum: Inter-agency transport planning: co-ordination and governance structures, *Planning Theory & Practice*, Vol.5, No.2, pp.171-195, 2004.6
- 1-10) Stephen Owen: The role of village design statements in fostering a locally responsive approach to village planning and design in the UK, *Journal of Urban Design*, Vol.3, No.3, pp.359-380, 1998
- 1-11) Leonard Ortolano & Catherine D. Perman: A Planner's Introduction to Expert Systems, *Journal of the American Planning Association*, Vol.53, No.1, pp.98-103, 1987
- 1-12) Geraghty P.J.: Environmental assessment and the application of an expert systems approach, *The Town Planning Review*, Vol.63, No.2, pp.123-142, 1992
- 1-13) 瀬田恵之・松本直司・高木清江・三輪律江: 都市空間の物的要因が感性分析の評価傾向に与える影響, *日本建築学会計画系論文集*, No.577, pp.65-72, 2004.3
- 1-14) Regina Mapua Lim, Laura Novo de Azevedo & Jon Cooper: Embracing the conceptual shift on new ways of experiencing the city and learning urban design: pedagogical methods and digital technologies, *Journal of Urban Design*, Vol.21, No.5, pp.638-660, 2016
- 1-15) 客野尚志・外間正浩: 水際線からの距離からとらえた臨海部における土地利用及びその混在度の変化に関する研究, *日本建築学会計画系論文集*, No.579, pp.75-80, 2004.5
- 1-16) H. Serdar Kaya & Hasan Mutlu: Modelling 3D spatial enclosure of urban open spaces, *Journal of Urban Design*, Vol.22, No.1, pp.96-115, 2017
- 1-17) D. Medina Lasansky: Urban Editing, Historic Preservation and Political Rhetoric: The Fascist Redesign of San Gimignano, *Journal of the Society of Architectural Historians*, Vol.63, No.3, pp.320-353, 2004.9
- 1-18) Luce Beeckmans: Editing the African city: reading colonial planning in Africa from a comparative perspective, *Planning Perspectives*, Vol.28, No.4, pp.615-627, 2013
- 1-19) Jochen Monstadt & Sophie Schramm: Toward The Networked City? Translating Technological ideals and Planning Models in Water and Sanitation Systems in Dar es Salaam, *International Journal of Urban and Regional Research*, Vol.41, N.1, pp.104-125, 2017.1
- 1-20) 越山健治・室崎益輝: 阪神・淡路大震災における応急仮設住宅供給に関する研究, *都市計画論文集*, Vol.31, pp.781-786, 1996
- 1-21) Mai Thi Nguyen & David Salvesen: Disaster Recovery Among Multiethnic Immigrants: A Case Study of Southeast Asians in Bayou La Batre (AL) After Hurricane Katrina, *Journal of the American Planning Association*, Vol.80, No.4, pp.385-396, 2014
- 1-22) 岸幸生・小泉秀樹・渡辺俊一: 阪神淡路大震災復興区画整理事業における「2段階都市計画決定方式」の問題点と有効性に関する一考察 神戸市松本地区・森南地区と尼崎市築地地区を対象として, *都市計画論文集*, No.32, pp.757-762, 1997.10
- 1-23) 塩崎賢明: 阪神・淡路大震災の復興都市計画事業における「2段階都市計画決定方式」の評価に関する研究, No.33, pp.97-102, 1998.10

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

- 1-24) Robert B. Olshansky, Laurie A. Johnson, Jedidiah Horne & Brendan Nee: Longer View: Planning for the Rebuilding of New Orleans, *Journal of the American Planning Association*, 74:3, 273-287, 2008
- 1-25) Divya Chandrasekhar, Yang Zhang & Yu Xiao: Nontraditional Participation in Disaster Recovery Planning: Cases From China, India, and the United States, *Journal of the American Planning Association*, Vol.80, No.4, pp.373-384, 2014.
- 1-26) 宮定章, 塩崎賢明: 復興土地区画整理事業における権利関係・建物用途に着目した再建動向に関する研究, *日本建築学会計画系論文集*, Vol.77, No.673, pp.601-607, 2012.3
- 1-27) 宮定章, 塩崎賢明: 都市型災害時における従前居住者用賃貸住宅の入居プロセスに関する研究, *日本建築学会計画系論文集*, Vol.77, No.677, pp.1673-1780, 2012.7
- 1-28) Neil Sipe & Karen Vella: Relocating a Flood-Affected Community: Good Planning or Good Politics?, *Journal of the American Planning Association*, Vol.80, No.4, pp.400-412, 2014
- 1-29) 福留邦洋, 中林一樹: 阪神・淡路大震災の被災市街地における住宅被害と再建過程に関する分析 - 所有関係の視点から -, *Vol.35*, pp.403-408, 2000
- 1-30) 阿部俊彦, 藤岡諒, 佐藤滋: 復興まちづくりにおけるまちづくり会社の組成プロセスに関する研究: 気仙沼市内湾地区復興まちづくり協議会を事例として, *日本建築学会計画系論文集*, Vol.82, No.735, pp.1221-1230, 2017.5
- 1-31) Kanako Iuchi: Planning Resettlement After Disasters, *Journal of the American Planning Association*, Vol.80, No.4, pp.413-425, 2014
- 1-32) Stefano Munrin e Maria Chiara Tosi: La politica di industrializzazione e ricostruzione in Irpinia nel dopo-terremoto, *Archivio di studi urbani e regionali*, No.34, pp.41-74, 1989
- 1-33) Fabio Andreassi: Il ruolo dei disastri naturali e dell'azione pubblica nella destrutturazione dell'immaginario collettivo della città, *Archivio di studi urbani e regionali*, No.123, pp.5-25, 2018
- 1-34) 柄澤薫冬, 窪田亜矢: 阪神・淡路大震災の被災地である芦屋市若宮町における復興評価に関する研究: 一被災前・被災直後・20年後の現在の日常のまちづくりに至る復興プロセスに着目して一, *都市計画論文集*, Vol.50, No.3, pp.1114-1121, 2015.10
- 1-35) Marla Nelson: Using Land Swaps to Concentrate Redevelopment and Expand Resettlement Options in Post-Hurricane Katrina New Orleans, *Journal of the American Planning Association*, Vol.80, No.4, pp.426-437, 2014
- 1-36) 塩崎賢明, 田中正人, 目黒悦子, 堀田祐三子: 災害復興公営住宅入居世帯における居住空間特性の変化と社会的「孤立化」- 阪神・淡路大震災の事例を通して -, *日本建築学会計画系論文集*, Vol.72, No.611, pp.109-116, 2007.1
- 1-37) 田中正人, 塩崎賢明, 堀田祐三子: 復興土地区画整理事業による市街地空間の再編とその評価に関する研究 - 阪神・淡路大震災における御菅地区の事例を通して -, *日本建築学会計画系論文集*, Vol.72, No.618, pp.57-64, 2007.8
- 1-38) 田中正人, 塩崎賢明, 堀田祐三子: 市街地復興事業による空間再編システムと近隣関係の変化に関する研究 - 阪神・淡路大震災における御菅地区の事例を通して -, *日本建築学会計画系論文集*, Vol.72, No.618, pp.65-72, 2007.8
- 1-39) 塩崎賢明, 田中正人, 堀田祐三子: 被災市街地における住宅・市街地特性の変化と居住者の「孤立化」に関する研究 - 尼崎市築地地区の市街地復興事業を通して -, *日本建築学会計画系論文集*, Vol.71, No.605, pp.119-126, 2006.7
- 1-40) 塩崎賢明, 堀田祐三子, 石川美智子: 震災復興再開発地区における事業実態と入居者の属性・意識 - 新長田駅南地区を事例として -, *日本建築学会計画系論文集*, Vol.71, No.599, pp.87-93, 2006.1
- 1-41) 山崎正洋, 伊藤史子, 渡辺俊一: 台湾震災復興まちづくりの特徴, *都市計画論文集*, No.36, pp.25-30, 2001.10
- 1-42) Sandro Fabbro: La ricostruzione del Friuli: un problema, una ricerca, un progetto, *Archivio di studi urbani e regionali*, No.23, pp.55-80, 1985
- 1-43) Fabio Andreassi: Le trasformazioni delle città dopo le calamità naturali: il ruolo della solidarietà pubblica nell'iperdotazione insediativa, *Archivio di studi urbani e regionali*, No.116, pp.27-48, 2016
- 1-44) Yang Zhang & Walter Gillis Peacock: Planning for Housing Recovery? Lessons Learned From Hurricane Andrew, *Journal of the American Planning Association*, Vol.76, No.1, pp.5-24, 2009
- 1-45) Ada Becchi: Catastrofi, sviluppo e politiche del territorio: alcune riflessioni sull'esperienza Italiana, *Archivio di studi urbani e regionali*, No.31, pp.3-36, 1988
- 1-46) Ada Becchi: La ricostruzione come prerequisito dello sviluppo, ed i suoi possibili esiti; l'esperienza della Campania e Basilicata, *Archivio di studi urbani e regionali*, No.34, pp.3-40, 1989
- 1-47) Ada Becchi: Dopo il terremoto: economia, società e politica dell'emergenza, *Archivio di studi urbani e regionali*, No.46, pp.7-30, 1993
- 1-48) Robert B. Olshansky: Planning After Hurricane Katrina, *Journal of the American Planning Association*, 72:2, 147-153, 2006

- 1-49) 田中貢, 塩崎賢明: 震災復興共同建替事業関係者の各立場からの事業化意識に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, Vol.74, No.635, pp.217-222, 2009.1
- 1-50) Santana Contreras: Using Arnstein's Ladder as an Evaluative Framework for the Assessment of Participatory Work in Postdisaster Haiti, Journal of the American Planning Association, Vol.85, No.3, pp.219-235, 2019
- 1-51) 越山健治, 室崎益輝: 災害復興計画における都市計画と事業進展状況に関する研究, 都市計画論文集, Vol.34, pp.589-594, 1999
- 1-52) 越山健治, 室崎益輝, 高田祐孝: 戦後の大火に見る復興都市計画に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, Vol.66, No.550, pp.217-223, 2001.12
- 1-53) Philip Berke, John Cooper, Meghan Aminto, Shannon Grabich & Jennifer Horney: Adaptive Planning for Disaster Recovery and Resiliency: An Evaluation of 87 Local Recovery Plans in Eight States, Journal of the American Planning Association, Vol.80, No.4, pp.310-323, 2014
- 1-54) Douglas Appler & Andrew Rumbach: Building Community Resilience Through Historic Preservation, Journal of the American Planning Association, Vol.82, No.2, pp.92-103, 2016

1-3 本章の目的と方法

第1章「研究の目的と方法並びに『編集』の再定義」では、これまで述べた本研究の目的と方法を踏まえ、以下の2点を目的とする。

第一に、文献調査により用語としての「編集」の概念を整理し、成熟社会の都市計画において用いる「編集 (Editing)」を「共編集 (Co-Editing)」として再定義する。

第二に、共編集を評価するために、「過程」、「ガバナンス体制」、「空間・像」に対する評価指標を設定する。

また、本章の研究の方法を以下に記す。

第一に、文献調査により、1) 多義性、2) 動態性、3) 相互性、の3つの観点から用語としての「編集」の概念を整理し、都市計画分野における「編集」の位置づけを明確化する。

第二に、1) 「編集」主体の曖昧さ、2) 「編集」対象の膨大さ、3) 「編集」権限の不明瞭さ、という「編集」を計画手法として用いるための理論的課題の設定と整理を行い、その課題を解決するための条件を示し、「編集」を共編集として再定義する。

第三に、成熟社会における都市計画手法として再定義された共編集の要素と構成、共編集計画手法による型都市計画（以下、共編集型都市計画）の進行過程を仮説的に提示する。

第四に、共編集計画手法の要素と構成を踏まえ、1) 過程、2) ガバナンス体制、3) 空間・像、について共編集を評価するための指標を設定する。

1-4 「編集」の概念整理と位置づけ

本節では、都市計画の分野における「編集」の概念や定義を整理する前に、「編集」という用語そのものの概念を整理する。その整理は、1)「編集」の多義性、2)「編集」の動態性、3)「編集」の相互性、の3つの観点から行った。さらに、3つの「編集」概念を都市計画分野の中で位置づけ、「編集」概念と都市計画の接点を明確化する。

1-4-1 「編集」の多義性

一般的に「編集」という言葉は、文献資料やインタビューなどを経て得られた情報のある企画や方向に基づいて記事にまとめる「編集」作業や撮り溜めた取材映像を一本の作品としてまとめる「編集」作業などを想起させる。大辞林では、以下のように定義されている。

『一定の方針のもとに、いろいろな材料を集めて新聞・雑誌・書物などを作ること。また、その仕事。映画フィルム・録音テープなどを一つの作品にまとめること。^{注1-1)}』

急速に発展してきた情報化の時代において、日常的に「編集」という言葉に触れる機会は、格段に増えてきている。しかし、松岡正剛が述べるように、「編集」は近年に発達した技術や方法ではなく、人類の歴史上「編集はつねに社会技術としても、文化技術としても、さまざまな表情を見せ、多様な役割を果たしてきた^{注1-2)}」。例えば、編集を担う者は意味する"Editor"の語源は、ラテン語"editus"であり、ローマ時代の"editor ludorum"は、競技場での闘いを運営する主催者を示していた^{注1-3)}。その後、"Editor"は1712年以降に印刷や出版の内容や方針に対する責任者として用いられる^{注1-4)}ようになり、現在は書籍から映像に至るまで様々なメディアにおける仕事として頻繁に使用されている。

また、松岡は、「情報を集め、これを並べて、そこからいくつかを選択し、それらに何らかの関係をつけていくという、この作業の全体が<編集>^{注1-5)}」であると指摘している。日本語「編集」の英語訳は、一般的に"edit"として訳されるが、この"edit"は、「to give out」という意味^{注1-6)}」であり、「出し与える」や「外に出す」などの意味を持っている。この"edit"の類義語を調べると、以下の通りに大きく3つに分類されており、非常に多義的であることがわかる^{注1-7)}。

1) Ex. she has expertly edited the text to avoid anything that would jar in an English context

List of Thesaurus: correct, check, copy-edit; improve, revise, emend, polish, modify, adapt, rewrite, reword, rework, redraft, rephrase; assemble, prepare for publication; shorten, condense, cut, abridge; approve, censor; clean up, iron out (informal); redact (rare);

2) Ex. this volume of essays and interviews was edited by a consultant psychotherapist

List of Thesaurus: select, choose, assemble, organize, put together, arrange, rearrange

3) Ex. he edited The Times for many years

List of Thesaurus: be the editor of, control the content of, control, direct, run, manage, be in charge of, be responsible for, be at the helm of, be chief of, head, lead, supervise,

superintend, oversee, preside over, be the boss of; head up (informal).

以上のように、「編集」の英語訳である "edit" には、多数の類義語が存在しており、管理 (supervise) や調整 (arrange)、取捨選択 (select)、構成 (organize)、運営 (manage)、組み立て (assemble)、構築 (put together) など都市計画においてしばしば用いられる用語が多くあることがわかる。そのため、この多義性に起因して、都市計画及びその関係領域において、「編集」という用語は多種多様に用いられてきたのであろう。今後都市計画分野において「編集」を位置付けるためには、「編集」に隣接する用語を整理し、「編集」という実践的行為の傘の下で位置付けることが求められる。(図 1-5)

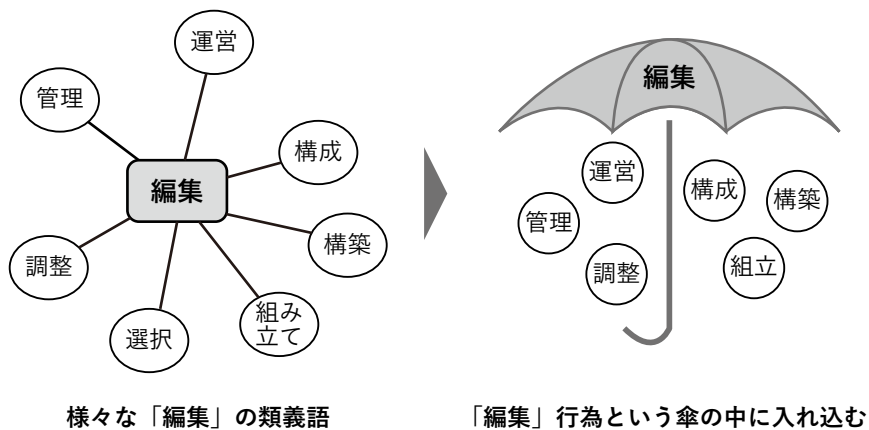


図 1-5. 「編集」の多義性

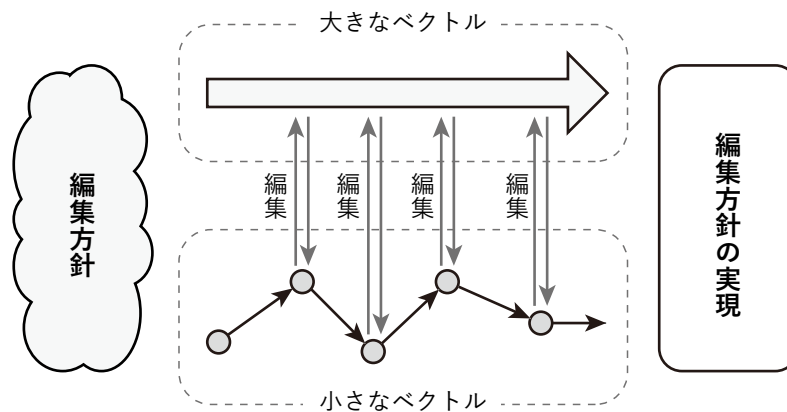
1-4-2 「編集」の動態性

上記で示した「編集」の言葉の定義により、「編集」という概念は、一定の方針に基づいて集めてきた情報を取捨選択し、それらに関係性を発見しながら組み立てていく作業過程の全体を指し示していることがわかった。つまり「編集」は、ある編集者により定められた方針へと向かう大きなベクトルと各々の段階における編集作業に含まれる小さなベクトルを含んでおり、その過程は動的でありかつ「連続的変化力に富んでいる^{注1-8)}」。(図1-6)

この「編集」の動態性については、松岡も以下のように記している。

『編集は、時間とともに変化をする環境条件や意識の変化によって進行し、しだいにそこにかかわるすべての関係を変容させていくところに醍醐味がある。エディティングの進行は、ひとえに関係発見的なのである。^{注1-9)}』

以上により、「編集」という言葉の概念は、動態性という特質を含んでいると言える。



「編集」は、時間経過と共に環境や意識の変化により連続的に進行

図1-6. 「編集」の動態性

それでは、この「編集」の動態性という観点に基づくと、なぜ都市計画やまちづくり分野において、「編集」という言葉が用いられるようになったのか。この問いに対する答えは、佐藤による以下の記述が参考になる。

『都市とは、静的で安定的な状態にあることが理想なのではなく、ダイナミックな自己組織化のプロセスを少しずつ進んでいくことが平常なのである。そのようなダイナミックなプロセスに都市計画の仕組みは対応できていない。大切なのは全体計画ではなくプロセスである^{注1-10)}』

上記の記述から、近年都市計画分野において、「編集」が度々用いられてきた2つの理由が浮かび上がる。

第一に、都市は本質的に動態性を含有しており、動的な自己組織化のプロセスを経て構築される有機的複合体であるからである。つまり、都市そのものが編集的な本質を含有しているということである。

第二に、近代都市計画が、このような動態的な都市に対応できる制度や仕組みを具備していなかったためである。ゾーニングという静的な手法により、事前確定された大きなマスタープランを描く近代都市計画の制度的課題により、我が国では身近な生活環境の改善運動から始まったまちづくりが現在に至るまで発展し、都市計画を包含する概念にまで成熟してきた。一方でアメリカでは、70年代以降にアーバンデザインの運動が試みられ始め、近代都市計画を補完する役割を担う都市デザインの実践が進められてきた。以上のような背景により、都市計画が編集的な特質を含むことの必要性から、「編集」という言葉が用いられてきたのであろう。

1-4-3 「編集」の相互性

再び「編集」の言葉の定義を振り返ると、「編集」とは集めてきた色々な材料を取捨選択しながら、それらの関係性を発見し、ある一つの形にまとめる作業である。つまり、二つ以上の複数の要素を相互に比較しながら、それらの間に見いだせる意味を構造化していると言えるであろう。この「編集」の相互性については、松岡が以下のように記している。

『編集技術の思想を「強さ」による提示やシステム化に依存するのではなく、むしろ「弱さ」によって表現すべきだろうという考え方にいたっている。なぜならば、編集とはそもそも相互作用なのである。相互作用とは、相手と何かをあれこれ交換することなのだ。自分の持ち物だけを誇っていてもしょうがない。^{注1-11)}』

以上の記述を踏まえると、「編集」とは、複数の要素に自律性を認めつつも、それらの間に関係性を見出し、相互作用を引き起こすことであることがわかる。(図1-7)

この「編集」の相互性という観点から考えると、都市計画分野において、「編集」という言葉が用いられるようになった理由は容易に想定がつく。なぜなら、佐藤はまちづくりの10の原則の中の1つとして「相互編集の原則」をあげ、以下のように説明している。

『目標とする将来像が事前確定的ではなく、個々のまちづくり活動の成果が相互作用の過程を経ながら整合的に組み立てられ、徐々に「まち」の全体を形づくる。このプロセスを相互編集、相互デ

ザインと呼ぶ。^{注1-12)}』

また、都市デザインの役割を Authors、Editors、Fellows の3つのカテゴリーに分類した Childs は、都市の編集者の仕事について以下のように述べている。

『都市の編集者は、複数の著者の仕事の調和としての全体を創出するために、部分の技巧的かつ協動的な適応または組み合わせを目指すものだ。^{注1-13)}』

このようにまちづくりや都市デザインの分野においては、動的な相互作用の過程を経ることが前提として捉えられている。この相互性に関しては、多元的な価値観に基づく都市空間や環境構築のための仕組み^{注1-14)}や協働の計画づくりを促進する特徴^{注1-15)}としてもその重要性が指摘されている。以上のように「編集」とは、そもそも相互性を含んでおり、さらに成熟社会において地域協働を目指し、既存の多様な価値観に基づいて都市の空間や環境を更新していく計画論が求められているために、近年「編集」という言葉が用いられてきたのである。

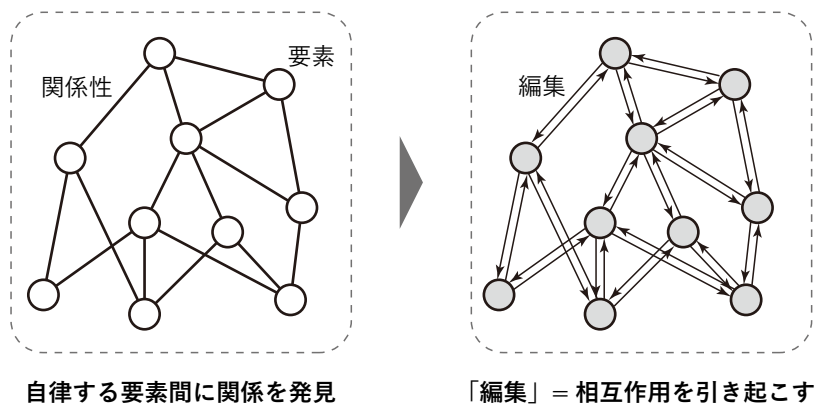


図 1-7. 「編集」の相互性

1-4-4 都市計画分野における「編集」の位置づけ

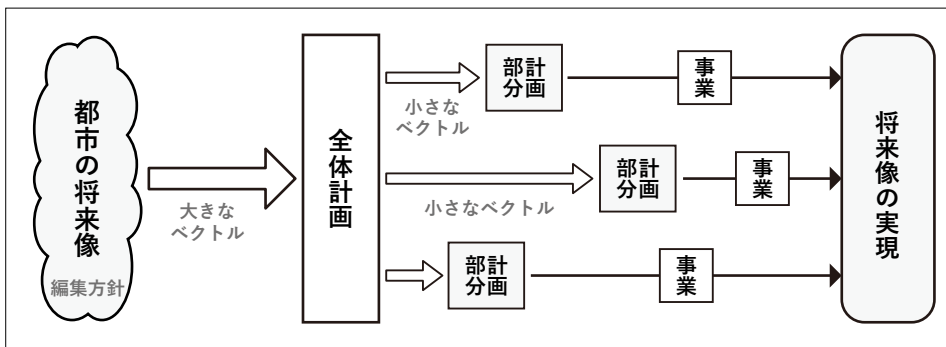
以上により、1) 多義性、2) 動態性、3) 相互性、という3つの観点から「編集」の言葉の概念を整理し、都市計画分野において「編集」という用語が用いられてきた理由を考察した。この考察を踏まえ、より「編集」と都市計画の接点を明確化するために3つの概念を包括的に捉え直し、**図1-8**のように都市計画分野における「編集」の位置づけを整理した。

まず、編集の動態性に関連する編集方針は、「都市の将来像」に置き換えられ、さらに大きなベクトルは、都市計画マスタープラン等の「全体計画」の策定過程、小さなベクトルは、地区計画等の「部分計画」の策定過程として置き換えられ、編集の相互性に関連する相互作用は、編集の多義性で把握した編集の類義語である調整や反映に置き換えられる。

事前確定的な都市計画では、都市の将来像に基づいて大きな全体計画が策定された後に、小さな部分計画が策定され、将来像を実現している。他方、ここまでで整理した「編集」の含まれる漸進的な都市計画では、都市の将来像に基づいて、全体計画と部分計画が同時並行的に策定され、それらの間の相互に調整や反映が行われ、その一連の過程が繰り返し行われることで、将来像を実現している。つまり、3つの観点に基づく「編集」の概念は、漸進的な都市計画において位置づけられる。

要するに、静的な手法であるゾーニングを用いた事前確定的な都市計画は、制度的課題を抱えていたため、その課題を解決するために70年代以降都市デザインやまちづくりが台頭してきた。その結果、事態の変化に可変的に対応可能な漸進的な都市計画への希求が高まることで、都市計画で用いられる多数の類義語を有しており、さらに動態性と相互性という性質を含有している「編集」という言葉が、都市計画分野において用いられてきたのである。

①事前確定的な都市計画



②漸進的な都市計画

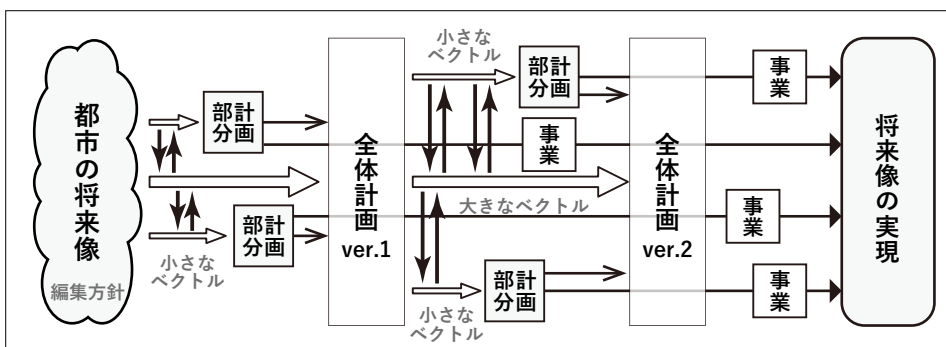


図1-8. 都市計画分野における「編集」の位置づけ

注釈

- 注 1-1) 参考文献 1-56, p.2192 から引用。
- 注 1-2) 参考文献 1-60, p.77 から引用。
- 注 1-3) 同上 (参考文献 1-60) , p.7 を参照。
- 注 1-4) 参考文献 1-58, p.315 を参照。
- 注 1-5) 参考文献 1-60, p.78 から引用。
- 注 1-6) 同上 (参考文献 1-60) , p.190 から引用。
- 注 1-7) 参考文献 1-59, p.295 から引用。
- 注 1-8) 参考文献 1-60, p.9 から引用。
- 注 1-9) 同上 (参考文献 1-60) , p.181 から引用。
- 注 1-10) 参考文献 1-61, p.296 から引用。
- 注 1-11) 参考文献 1-60, p.144 から引用。
- 注 1-12) 参考文献 1-62, pp.3-4 から引用。
- 注 1-13) 参考文献 1-57, p.7 から引用。
- 注 1-14) 参考文献 1-63, p.149 を参照。

参考文献

- 1-56) 松村明編：大辞林，三省堂，1988.11
- 1-57) Mark C, Childs: A Spectrum of Urban Design Roles, *Journal of Urban Design*, Vol.15, No.1, pp.1-19, 2010.2
- 1-58) Robert K. Barnhart edit. : *The Barnhart dictionary of etymology*, The H. W. Wilson Company, 1988
- 1-59) Patrick Hanks edit. : *New Oxford Thesaurus of English*, Oxford University Press, Inc., 2000.
- 1-60) 松岡正剛：知の編集工学，朝日新聞社，1996.8
- 1-61) 佐藤滋：阪神・淡路復興まちづくりから，佐藤滋編著，まちづくりの科学，pp.292-300, 鹿島出版会，1999.9.
- 1-62) 佐藤滋：まちづくりとは何か その原理と目標，日本建築学会編，まちづくり教科書1 まちづくりの方法，丸善出版，pp.2-11, 2004.3
- 1-63) 有賀隆：多元的都市を創造する循環型デザイン論，早稲田大学まちづくりシンポジウム実行委員会編，選択可能都市への相互デザイン，早稲田まちづくりシンポジウム 2004 講演資料集，pp.149-150, 2004.7
- 1-64) 早田宰・志村秀明：協働の計画の基礎理論，佐藤滋ほか編著，地域協働の科学 まちの連携をマネジメントする，pp.44-56, 成文堂，2005.11

1-5 「編集」の理論的課題と再定義

1-5-1 「編集」の理論的課題の設定と整理

この「編集」という言葉が用いられてきた必然性を踏まえ、「編集」を都市計画の新たな手法として位置づけるためには、その理論的課題を整理することが求められる。

ここでは、前節で整理した「編集」の言葉の概念を踏まえ、都市計画の新たな手法として「編集」を位置づけるための理論的課題を整理する。「編集」について言及されている国内外の都市計画の専門書籍と関連文献をレビューし、その理論的課題を以下の通りに3つ設定した。

(1) 「編集」主体の曖昧さ (図 1-9)

第1の理論的課題は、「編集」主体の曖昧さである。都市計画の専門家らが「編集」について言及する際には、この「編集」を担う主体が定められておらず、計画手法として「編集」を位置づけるためには、この課題を解決することが求められる。

この課題解決には、既往研究の整理で前述した「編集」主体に関する Childs(2010)の既往研究^{注 1-16)}が参考になる。この研究では、都市デザインの主体の役割を再考する際に有効なアナロジーとして「編集 (Editing)」を取り上げ、「編集」を担う以下の3つの役割を提示している。それらは、公園や道路、建物、その他の構築物などそれぞれの設計者「作者 (Authors)」、より良い都市のかたちへの道筋を審議、指導、構成、組み立て、創造する者「編集主幹 (Editors)」、公共政策やローカルアジェンダなどを発展させる公的な団体に所属する者「フェロー (Fellows)」であり、3つの役割毎により具体的な主体を設定している。本研究では、この Childs(2010)による、都市デザインにおける「編集」を担う3つの主体の役割の整理を踏襲し、さらに既出文献における「編集」の主体の役割に関する記述を整理する。

筆者が行った文献調査によると、「編集」に関する記述の中で主体について言及されていたのは、以下の3つの記述であった。

1つ目の記述は、佐藤による阪神淡路大震災からの野田北部地区における復興まちづくりのプロセスに関して述べられている箇所^{注 1-17)}である。ここで述べられている編集を担う主体は、野田北部地区の「まちづくり協議会」であり、個々の部分におけるまちづくりの動きをつなぎ合わせて全体として編集する役割を担っていた。ここでいう協議会とは、住民や行政、専門家などの参画する組織体であり、Childsによる役割の整理では、「フェロー (Fellows)」の中の「NPO や地縁的コミュニティに関わる場所に対応したネットワーク (Place-based Network)」に該当する。

2つ目の記述は、佐藤による選択可能な都市の実現に向けた「編集」の概念に関して述べられている箇所^{注 1-18)}である。ここで述べられている編集を担う主体は、「多様な主体」であり、抽象的な表現にとどまっている。しかし、このような表現から読み取るに、編集者となりうる主体は、絶対的な者が存在するわけではなく、Childsによる整理が、具体的な事業の設計者から行政の審議会、地縁的なネットワークまでを含む幅広い役割を設定していることから、通ずるものがあると想定される。

3つ目の記述は、北原による都市の中の空間を場所に変える創造的編集に関して述べている箇所^{注 1-19)}である。ここで述べられている編集を担う主体は、その地域に住み続けたいと考える「市民」であり、都市計画の専門家だけではなく、その都市を熟知している市民も編集者の役割を担うことがわかる。この「市民 (Citizens)」は、既に述べた Childsによる整理の「フェロー (Fellows)」の中の「NPO や地縁的コミュニティに関わる場所に対応したネットワーク (Place-based Network)」と似通っているが、Childsによる「フェ

ロー (Fellows)」は、公共政策やローカルアジェンダなどを発展させる公的な団体と記されているため、北原の言及する「市民 (Citizens)」は、Childs による「フェロー (Fellows)」に含まれないと言える。そのため、本研究では、「市民 (Citizens)」を「編集」を担う4つ目の役割として位置づける。

以上により、Childs(2010) による「編集」を担う3つの主体の役割と既出文献を整理した。その結果、「編集」を担う主体として、以下の4つを想定できる。

1) 作者 (Authors) : 公園や道路、建物、その他の構築物の設計者

民間事業の設計者 (Private Project Designer)、ストック事業の設計者 (Stock Project Designer)、公共事業の設計者 (Public Project Designer)

2) 編集主幹 (Editors) : より良い都市のかたちへの道筋を審議、指導、構成、組み立て、創造する者

行政のデザイン審議を担う完成図面を審査する編集主幹 (Copy Editor)、デザインの型やパターン、アプローチなどを開発する編集主幹 (Commissioning Editor)、デザイン審議やパターンなどを具体的なツールへと適応させる編集主幹 (Format Editor)、いくつかの設計者を相互に関連づけるために編集戦略を描く編集主幹 (Venue Editor)

3) フェロー (Fellows) : 公共政策やローカルアジェンダなどを発展させる公的な団体に所属する者

NPO や地縁的コミュニティに関わる場所に対応したネットワーク (Place-based Network)、より専門性の高いネットワーク (Professional Network)、全国的な専門家のネットワーク (National Academy)

4) 市民 (Citizens) : 都市を熟知している者

「編集」主体の曖昧さという理論的課題を指摘し、Childs による整理と既往文献の整理により、「編集」を担う4つの主体を整理した。

「編集」の理論的課題 - (1)「編集」主体の曖昧さ -			
1) 作者 (Authors)	2) 編集主幹 (Editors)	3) フェロー (Fellows)	4) 市民 (Citizens)
【役割】 公園や道路、建物、その他の構築物など設計する	【役割】 より良い都市のかたちへの道筋を審議、指導、構成、組み立て、創造する	【役割】 公共政策やローカルアジェンダなどを発展させる公的な団体に所属する	【役割】 その地域に住み続けたいと考えており、都市を熟知している
【種類】 1. 民間事業の設計者 2. ストック事業の設計者 3. 公共事業の設計者	【種類】 1. 審議担当者 2. 型・パターン・アプローチ開発者 4. ツールへの適応者 5. 調整担当者	【種類】 1. 場所に対応したネットワーク 2. 専門性の高いネットワーク 3. 全国的な専門家のネットワーク	【種類】 1. 住み続けたい住民 2. 都市を熟知した住民
【例】 民間企業、設計者	【例】 行政、景観審議会等の行政委員会、計画者、住民参加のコーディネーター	【例】 NPO、NGO、協同組合、大学、プラットフォーム組織、フォーラム組織	【例】 市民

図 1-9. 理論的課題「『編集』主体の曖昧さ」の整理

(2) 「編集」対象の膨大さ (図 1-10)

第2の理論的課題は、「編集」対象の膨大さである。都市計画の専門家らが「編集」について言及する際には、この「編集」の対象が定められておらず、計画手法として「編集」を位置づけるためには、この課題を解決することが求められる。

1つ目の課題と比較すると、「編集」の対象については、専門家らが既往文献においてより多く用いている。しかし、用語としての「編集」の多義性に起因して、様々な都市に関連する要素を対象とした「編集」が見受けられており、抽象度の高いものから低いものまで様々である。そのため、より具体的に検証可能な対象に関する言及内容を整理し、何が「編集」の対象となりうるのかをまとめる。

筆者が行なった文献調査によると、「編集」に関する記述の中で言及されていた対象を整理すると、以下の通りに分類1から分類4の4つに分類できる。

1) 分類1：過程

分類1は、「過程」であり、佐藤により市街地の更新プロセス^{注1-20} やまち全体を形づくるプロセス^{注1-21} を対象とした「編集」について言及されている。

2) 分類2：主体

分類2は、「主体」であり、早田・志村による複数の主体間の関係^{注1-22} を対象とした「編集」、佐藤によるまちづくり連携組織の関係^{注1-23} を対象とした「編集」、真野による主体の意識と関心^{注1-24} や感性^{注1-25} を対象とした「編集」が指摘されている。

3) 分類3：空間

分類3は、「空間」であり、佐藤による個々の空間プロジェクト^{注1-26} を対象とした「編集」、有賀による重なり合う都市空間^{注1-27} を対象とした「編集」、北原による中心市街地の中で使う術がなく埋もれた空間^{注1-28} や再び場所を取り戻すために都市の中の空間^{注1-29} を対象とした「編集」が指摘されている。

また、この佐藤や有賀、北原により言及されている「空間」より広範囲な規模のものとして、佐藤によるまち全体という領域^{注1-30} を対象とした「編集」、嘉名による大阪の都市圏という領域^{注1-31} を対象とした「編集」、矢吹らによるデトロイトのグリーンインフラストラクチャを中心とした都市圏という領域^{注1-32} を対象とした「編集」が指摘されている。これらの佐藤、嘉名、矢吹らにより言及されている領域や都市圏は、空間という言葉こそ用いられていないものの、「編集」の対象分類としては、「空間」に分けることができる。

4) 分類4：像

分類4は、「像」であり、佐藤による様々なまちづくりの像^{注1-33} を対象とした「編集」、都市の全体像^{注1-34} と複数の地域の社会像^{注1-35} を対象とした「編集」が指摘されている。

以上に記した、4つの分類は、検証可能な都市を対象とした際の「編集」の具体的な対象である。より抽象的な対象としては、佐藤^{注1-36} や小浦^{注1-37} が指摘した「動き」、北原^{注1-38} や Sandercock^{注1-39} が指摘した「物語」、北原^{注1-40} が指摘した「文脈」、佐藤^{注1-41} が指摘する「成果」が代表例として挙げられる。

以上のように、「編集」対象を4つに分けて分類した。この分類に加えて、1-4において整理した「編集」の用語としての概念を踏まえると、編集は一定の方針に基づいて集めてきた情報の間の関係性を構造化していく作業全体のことである。

そのため、都市を対象とした際の「編集」の対象は、以下の3つの場合が想定される。

1) 1つの分類を「編集」の対象とする場合

例えば、民間事業の設計過程や歴史的市街地内の広場など公共空間が、対象として想定される。

2) 1つの分類の複数の要素間の関係を「編集」の対象とする場合

例えば、行政による計画策定過程と住民組織による運動過程の間関係、行政・市民・専門家の間の関係が、対象として想定される。

3) 複数の分類の関係を「編集」の対象とする場合

例えば、共有空間の事業実施過程と事業竣工後の空間の維持運営主体の間関係、街区を単位とした空間像と事業対象の空間の間関係、が対象として想定される。

以上により、「編集」対象の膨大さという課題を指摘し、「編集」対象を4つに分けて分類し、「編集」の対象を3つの場合に分けて整理した。

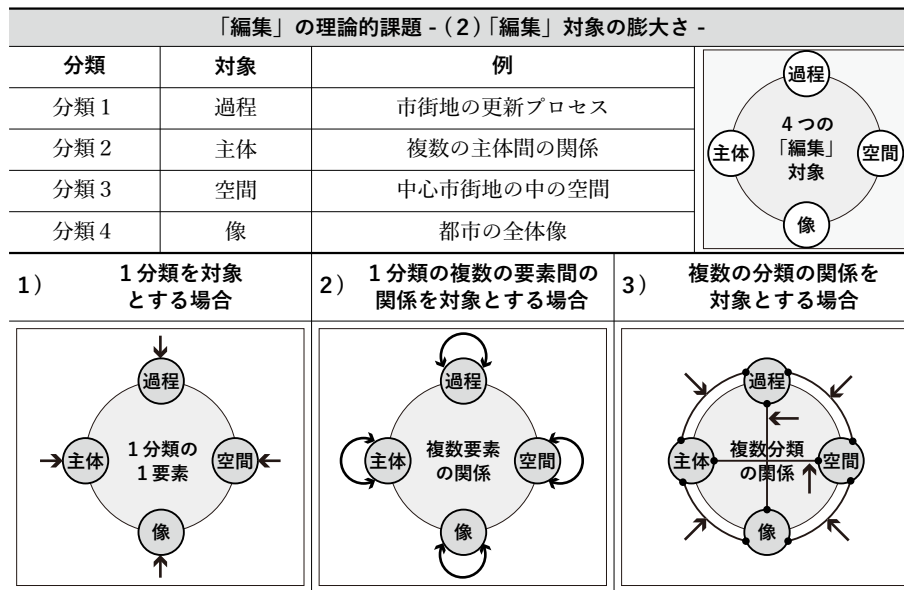


図 1-10.理論的課題「『編集』対象の膨大さ」の整理

(3) 「編集」権限の不明瞭さ (図 1-11)

第3の理論的課題は、「編集」権限の不明瞭さである。都市計画の専門家らは、「編集」を担う可能性のある主体とその行為の対象について言及しているが、計画手法として「編集」を位置付けるためには、その行為を担う権限を明確にすることが求められる。

この課題は、1つ目と2つ目の課題と比較すると、「編集」の権限については、既往文献においてほとんど触れられていない。しかし、「編集」という実践的行為なるものが存在すると仮定した場合に、その行為を担う編集権限(Editorship)とはどの主体に付与すれば良いのか、またどのような権限なのか、という問いに答えることができるならば、「編集」を計画手法として位置づけることに繋がると考える。

佐藤は、都市を対象とした時の編集という言葉について、「自律的に見えない手により編集される都市」というニュアンスと、「ある価値観の元での編集行為」というイメージの二つがあり、「編集行為」をイメージしたとき、そこには全体を見通す編集者の存在が必要になる^{注1-42)}と主張している。さらに、それぞれの地域には1人あるいは複数人の編集者が存在し、「全体を編集する役割を担い相互の調整もなされるであろう^{注1-43)}」と指摘している。この佐藤による「編集」の権限を与えられる編集者のイメージは、以下の2つの場合が想定される。

1) 絶対的な権限の付与された1人の編集者が存在し、全体を編集する場合

2) 権限の付与された複数の編集者が存在し、相互調整により全体を編集する場合

以上の2つの場合により、編集権限の付与される編集者のイメージを整理したが、本研究では、社会的・経済的に成熟した社会における新たな計画手法として「編集」を位置づけることを試みているため、権限の付与された複数の編集者の存在する後者の場合が想定されよう。

次に、編集権限の具体的な権利内容に関して、既往文献を参照し、「編集」主体と「編集」対象を「公」「共」「私」の関係^{注1-44)}から考える。

はじめに、佐藤は、市民参加による都市計画マスタープランが制度化されたことを受け、「都市計画の全体像の議論に様々なまちづくり団体が関与することとなり、個別のまちづくりを全体として都市計画に編集する役割を担っている^{注1-45)}」と指摘している。この記述から推察される編集主体とは、様々なまちづくり団体が議論へ参画する「公」的な都市計画委員会であり、編集対象は、「公」的な都市の全体像であると考えられる。すなわち、「公」的な主体である都市計画委員会が、「共」的なまちづくり団体の活動を「公」的な都市計画の全体像へと位置づけるものである。

第二に、佐藤は、神戸市長田区の野田北部地区でのまちづくり過程について、まちづくり協議会が「地区全体の中で起きている部分の動きの関係性を編集する作業^{注1-46)}」を行ったと述べている。この記述から推察される編集主体とは、住民と行政、専門家の参画する「共」的なまちづくり協議会であり、編集対象は、「公」的な地区全体の動きであると考えられる。すなわち、「共」的な主体であるまちづくり協議会が、「共」的な地区内部の部分の動きを「公」的な地区全体へと位置づけるものである。

第三に、佐藤は、上尾の仲町愛宕地区のまちづくりプロセスを通じて、「小規模な単位での持続的な市街地の更新を編集すること^{注1-47)}」による建て替えによって段階的にまちを更新する新しい都市空間のあり方が見えてきたと指摘している。この記述から推察される編集主体とは、小規模な建て替え事業に関与する「私」的な所有住民と設計者であり、編集対象は、密集市街地という「私」有空間であり、その空間の中に「共」有空間を整備している。つまり、「私」的な主体である所有住民と設計者が、密集市街地という「私」有空間を更新し、その空間に「公」「共」空間を整備するものである。

最後に、北原は、黒石での中心市街地の再生について、「私」から「公」へのコンバージョンを無意識に取り入れながら、使う術がなかった埋もれた空間を、一つのストーリーの中で編集していこうとしている^{注1-48)}」と述べている。この記述から推察される編集主体とは、隠庭という街区内空地を保有する「私」的な住民と専門家であり、編集対象は、「私」有の街区内空地であると考えられる。すなわち、「私」的な主体である住民と専門家が、街区内空地という「私」有空間の利活用を検討し、「公」「共」空間へとコンバージョンするものである。

以上のように、「編集」権限の内容を「編集」主体と「編集」対象と「公」「共」「私」の関係から考察した。これらの「編集」権限の具体的内容を以下の通りに改めて箇条書きでまとめ直す。

- 1) 「公」的主体が、「共」的な対象を「公」的な対象へと位置づける場合
- 2) 「共」的主体が、「共」的な対象を「公」的な対象へと位置づける場合
- 3) 「私」的主体が、「私」的な対象の中に「公」「共」的な対象を生み出す場合
- 4) 「私」的主体が、「私」的な対象を「公」「共」的な対象へと変更する場合

以上により、「編集」権限の不明瞭さという課題を指摘し、「編集」権限を担う主体の2つの場合分けと編集権限のあり方の4つの場合分けを行った。

これにより、既往文献での「編集」に関する議論を踏まえて、それぞれの理論的課題について整理を行うことができた。次節以降では、「編集」の理論的課題を踏まえつつ、「編集」を共編集と再定義し、その重要性を論じる。

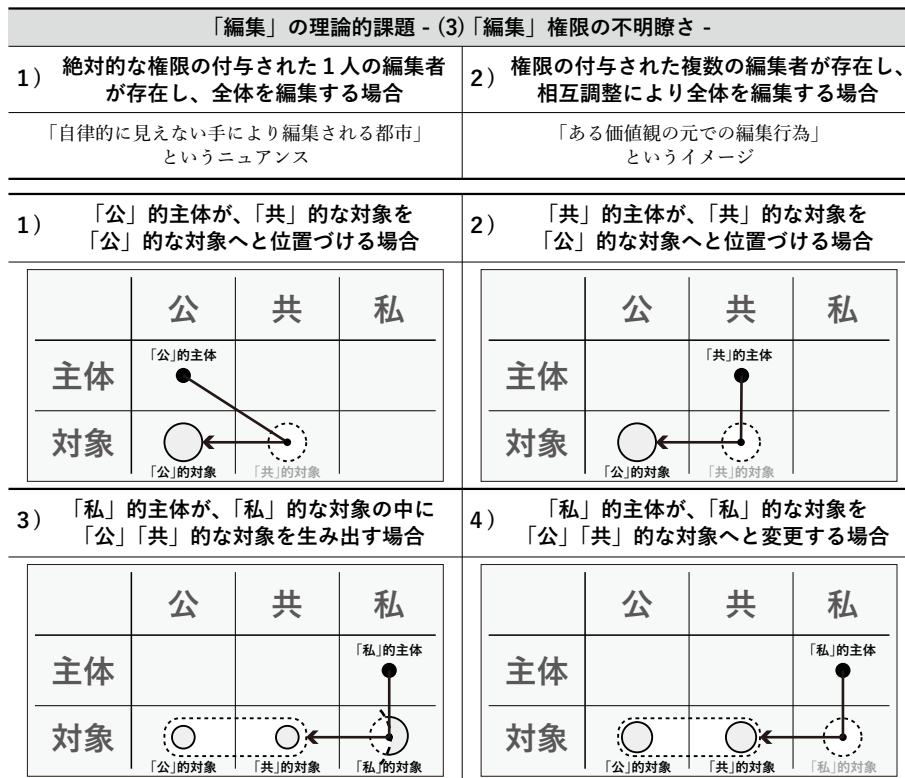


図 1-11.理論的課題「『編集』権限の不明瞭さ」の整理

1-5-2 「編集」の再定義と共編集の条件

これまでで「編集」の理論的課題を設定し、既往文献を参照とすることでそれらの課題を整理した。これらの課題については、これまでの既往文献における「編集」の使われ方を踏まえながら、概ね整理されたと言えるが、その整理により理論的な課題が解決されたわけではない。「編集」を都市計画分野における新たな計画手法として成り立たせるためには、これらの理論的課題を解決するための条件を設定し、「編集」を再定義することが重要である。そのため、ここでは、前節で設定した3つの理論的課題の整理を踏まえ、改めてその課題を解決するための条件を考察する。

(1) 複数主体の協働

第一に、1つ目の課題である「『編集』主体の曖昧さ」の整理では、「編集」を担う主体を、1) 作者 (Authors)、2) 編集主幹 (Editors)、3) フェロー (Fellows)、4) 市民 (Citizens)、の4つに分類した。この整理により、概ねその主体と役割が把握できたものの、3つ目の課題で指摘した様に、「編集」主体は、1人の編集者だけではなく、複数の編集者が存在し、相互調整がなされることで全体を編集することが想定される。そのため、4つの異なる役割の与えられる主体による「編集」が、相互調整されることで全体を組み立てることが求められるため、それら複数の「編集」主体の協働が必要不可欠である。つまり、1つ目の「編集」の理論的課題を解決するためには、「複数主体の協働」が重要な条件であると言える。

(2) 複数主体間での価値観の共有

第二に、2つ目の課題である「『編集』対象の膨大さ」の整理では、既往文献の整理により「編集」対象を、1) 過程、2) 主体、3) 空間、4) 像、の4つに分類し、さらに「編集」対象の3つの場合分けを行った。この整理により、概ね「編集」の対象を把握できたものの、成熟社会における都市計画では、複数の「編集」を担う主体が存在し、それらの主体の行為の相互調整により全体が編集されることが想定される。これらの複数の「編集」主体が、それぞれ異なる分類を対象とした「編集」を行ったとしても、相互調整により全体がうまく組み立てられるためには、複数の「編集」を担う主体の間で、価値観が共有されていることが求められる。つまり、2つ目の「編集」の理論的課題を解決するためには、「複数主体間での価値観の共有」が重要な条件であると言える。

(3) 複数主体による共同体の存在

第三に、3つ目の課題である「『編集』権限の不明瞭さ」の整理では、「編集」権限の具体的な内容を「編集」主体と対象の「公」「共」「私」との関係から、想定される4つの編集権限のあり方を整理した。これらの「編集」権限の中で最も困難を極めるのは、「私」有な対象に対して何かしら行為を及ぼす時であり、3つ目と4つ目の場合であろう。例えば、「編集」の対象を空間として考えた際に、複数の住民がそれぞれ所有する「私」有空間の中に、「公」「共」空間を生み出す、あるいは「私」有空間を「公」「共」空間へと変更する場合には、「私」有空間を所有する者間での合意形成が必要である。そのため、利害関係者間の中で共同体 (コミュニティ) に属しているという意識が育まれていることが求められる。つまり、3つ目の「編集」の理論的課題を解決するためには、「複数主体による共同体の存在」が重要な条件であると言える。

以上により、「編集」の理論的課題を解決するためには、上述した3つの条件を満たしていることが望ましいと言えるだろう。つまり、「協働 (Collaboration)」、「共有 (Common)」、「共同体 (Community)」という3つの条件を満たした「編集」が、成熟社会の都市計画手法として想定できる。そのため、「編集」にこれらの条件を満たしていることを強調するために、「共」に行うことを意味する接頭辞「Co-」を「編

集 (Editing)」の前につけて、「共編集 (Co-Editing)」と再定義し、今後「共編集」という言葉を用いることとする。

ただし、「共編集 (Co-Editing)」であるためには、一概に3つの条件を全て満たしていなければならないというわけではない。

例えば、複数主体間で価値観の共有がなされていない場合でも、共同体が存在し、協働の機運が高まっている場合には、「共編集」を用いることで、複数の主体間で価値観が共有されていくことも考えられる。さらに、複数主体による共同体が存在しない場合でも、少なくとも複数主体の協働機運の高まりがみられれば、「共編集」を用いることで、徐々に活動テーマに応じた複数主体間での価値観の共有がなされ、結果的に共同体が再構築されることも想定される。そのため、3つの条件の中で最低限1つの条件を満たしていれば、複数主体で「共編集」を用いることが可能であり、その過程の中で、徐々にその他の条件も満たしていくことが考えられる。

1-5-3 共編集の重要性

以上により、成熟社会の都市計画で用いる「編集」を「共編集」として再定義した。ここでは、共編集の重要性をより明確化するために、成熟社会において共編集が求められる社会的背景に触れておきたい。我が国は成熟社会に突入しているが、戦後民主主義国家としての体をなして半世紀以上の時間が経過している。共編集が求められる社会的背景は、この自由を尊重する民主国家であることが関係していると考え、以下にその2つの理由を述べる。

1) 権利の細分化

第1の理由は、「権利の細分化」である。国民の権利を保護する民主主義国家である我が国では、戦後一貫して権利を持つ者が細分化されてきている。この権利の細分化が進行すればするほど、都市計画の計画や事業では、より多くの権利者が関与することになる。さらにこの権利の細分化では、権利を持つ者の数だけではなく、権利の種類が極めて多様化してきたために、合意形成や意思決定を達成することが難しくなっている。そのため、ある領域を設定した上で細分化された権利を集合させ、共に編集する共編集が求められるのである。

2) 民主的手続きの重要性の高まり

第2の理由は、「民主的手続きの重要性の高まり」である。我が国では、上述した個人の権利を保護するために、戦後継続的に民主的手続きの重要性が高まっている。民主国家であるが故に、行政は民主的手続きを取り入れるようになり、都市計画の分野では市民の参加を促す社会的仕組みを整え、多様な主体の協働による新たな地域社会のあり方が出現してきている。今後民主主義国家であり続ける限り、参加と協働を重視した民主的手続きへの希求は高まり続け、各時代の社会背景に応じた手続きのあり方を構築することが求められる。そのため、共に編集する「共編集」が今求められているのである。

以上の2つの理由により、成熟社会に突入した各国の都市計画では、共編集という計画手法による都市計画が求められるのである。

つまり、本論文で確立しようと試みる共編集型都市計画の方法論が確立されれば、社会的・経済的に成熟した社会における新たな計画理論への道が切り拓かれるのである。

1-5-4 共編集からみた研究対象の妥当性

これまでで、共編集の条件と重要性を論じた。ここでは、整理した共編集の3条件の観点から、イタリアの都市計画を研究対象とする理由を述べ、その研究対象の妥当性をより強めておく。

第一の条件である「複数主体の協働」に関しては、70年代以降イタリア北中部のポローニャやフィレンツェなどでは、地域住民の参加を可能とするために各地区で「地区住民評議会」が実験的に設立され、その後1976年国の法律により全国的に地区議会の導入が行われていった^{注1-49)}。また、2000年代以降、盛んに住民参加が行われていたエミリアローマニャ州やトスカーナ州では、計画策定や政策決定における住民参加の仕組みを強化する州の法律を策定しており^{注1-50)}、異なる利害関係者の参加や協働を担保する社会的な仕組みが存在していると言えるため、「協働 (Collaboration)」という共編集の1つ目の条件を満たしていると言える。

第二の条件である「複数主体間での価値観の共有」に関しては、陣内(1976)は、1960年以降に、イタリアの社会で歴史的市街地 (Centro Storico) を保存する考え方が支持され始め、「文化財側の建築家、都市学者、歴史家が手を組んだ町づくりの態勢が整い、今や論理の上では、この保存的都市計画の思想が完全に受け入れられ^{注1-51)}」ている、と70年代中頃に指摘している。さらに、宗田(2000)が、2000年代においても、イタリアのまちづくりの最大の特色として、「議論、すなわち延々と続ける対話^{注1-52)}」を挙げており、「議論を市民同士が延々と続ける能力をもっている^{注1-53)}」と言及し、「対話からはかならずしも絶対的な真理は生まれてこないだろう。しかし、妥協を繰り返すことで、対立を越えることができる^{注1-54)}」と指摘している。以上の言説により、イタリアでは、70年代中頃より歴史的市街地を保全する保存的都市計画の思想は、関係主体の間で共有された価値観として存在していると考えられ、「共有 (Common)」という共編集の2つ目の条件を満たしていると言える。

第三の条件である「複数主体による共同体の存在」に関しては、イタリアの基礎自治体であるコムーネ (Comune) は、中世にイタリア半島北・中部で、都市部を中心に「住民の自治による共同体^{注1-55)}」として誕生し、「その中でも有力なコムーネが次第に周辺の小都市や農村地域を併合し^{注1-56)}」、都市国家が形成された。大小様々な都市国家の領域内で固有の自治の仕組みが構築され、豊かな生活文化や個性的な芸術が生まれたのである。現代では、特にロンバルディア同盟などの歴史を持つイタリア北・中部の都市が、都市国家としての特徴を色濃く残しており、南イタリアのコムーネと比較すると異なる自律性を有している。このような都市が国家として存在していたイタリアの強い共同体性により、「共同体 (Community)」という共編集の3つ目の条件を満たしていると言える。

以上により、イタリアの都市計画を研究対象とすることは、改めて妥当であると確認できた。

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

注釈

注 1-15) 参考文献 1-64, pp.50-51 を参照。

注 1-16) 参考文献 1-65 を参照。

注 1-17) 佐藤滋 (参考文献 1-66, p.299) は、「神戸市長田区の野田北部地区でのまちづくりプロセスでは、地区全体の中で起きている部分の動きの関係性を編集する作業が、まちづくり協議会の手で進められた。いわゆる灰色地区と区画整理地区の両方を含む地区を持ち、その両方を組み合わせることで全体のまちづくりを進めようとするのが野田北部まちづくり協議会の活動である。(中略) ここで進められているのは、まちづくり協議会が全体で計画しようということではなく、いろいろな可能性が見えてきた小さなものを少しずつ形にし、つなぎ合わせ全体を形づくる作業である。まちが動いていくときの情報のつなぎ役を果たし、ダイナミックなプロセスの中から全体が秩序を生んでいくことに貢献する。それが野田北部のまちづくり協議会の役割であり、まさにまちの編集者である。」と記述している。

注 1-18) 佐藤滋 (参考文献 1-67, p.30) は、「多様な主体が自律的に活動し、その動きを全体として「編集」するものである。それは個々の動きを組み立てて全体としての方向性を作り上げていく方法をイメージしている。」と記述している。

注 1-19) 北原啓司 (参考文献 1-68, p.154) は、「そして一方で、現実の課題を正確に市民に伝えたいという思いで、それでも、その地域に住み続けたいと考える市民と一緒に編集を進めていく覚悟のときが、いま目の前に登場しているということである。」と記述している。

注 1-20) 佐藤滋 (参考文献 1-69, p.19) は、上尾の仲町愛宕地区のまちづくりに関して、「小規模な単位での持続的な市街地の更新を編集することにより見えてきた安定したまちの姿である」と指摘している。

注 1-21) 佐藤滋 (参考文献 1-67, pp.3-4) は、まちづくりの原則の1つとして、相互編集の原則をあげており、「個々のまちづくり活動の成果が相互作用の過程を経ながら整合的に組み立てられ、徐々に「まち」の全体を形づくる。このプロセスを相互編集」とすると指摘している。

注 1-22) 早田幸と志村秀明 (参考文献 1-70, pp.50-51) は、協働の計画重要な点として、プランニングプロセスにおける相互編集の重要性を述べ、「相互編集とは、複数の主体（地域協働を形成する市民）の関係を促進 (facilitate) し、それぞれの情報とイメージが組み替えられることによって新たなイメージが想像される過程である。」と指摘している。

注 1-23) 佐藤滋 (参考文献 1-71, pp.57-58) は、地域協働の時代における都市計画においては、様々なまちづくり組織の関係を調整・編集し共有された都市像を実現するための制度改革が求められると指摘している。

注 1-24) 真野洋介 (参考文献 1-72, p.80) は、新たな計画や政策対象のために設定する「エリア」は、主体の意識や関心を編集する役割を担っていると主張している。

注 1-25) 真野洋介 (参考文献 1-73, p.39) は、21世紀の多元的都市像に関する一つの都市像として感性編集都市をあげており、地域に散在する都市や地域に対する無数の感性を編集して、新たな多発的な活動へと繋げていくことが求められると述べている。

注 1-26) 佐藤滋 (参考文献 1-74, pp.295-296) は、阪神淡路大震災被災地野田北部地区のまちづくりのプロセスを通じて、「地区全体の整備と個々の(空間)プロジェクトが常にフィードバックされ、自律的な個の編集により全体を構成する方法が見えてきた。」と述べている。

注 1-27) 有賀隆 (参考文献 1-75, p.94) は、地域マネジメント計画論を試論する中で、重なり合う都市空間を対象とした「自律的かつ協調的なデザインの編集プロセスを構築すること」の重要性を指摘している。

注 1-28) 北原啓司 (参考文献 1-76, pp.154-155) は、市街地内部に新たな公共性を生み出していくために、使う術がなく埋もれていた私的空間を対象としたストックの再編集作業が重要だと主張している。

注 1-29) 北原啓司 (参考文献 1-67, p.33, p.153) は、今後のまちづくりのあり方として、都市の中の「空間」を「場所」として編集することを「まち育て」の1つの作業として位置づけている。

注 1-30) 佐藤滋 (参考文献 1-74, pp.299) は、野田北部の復興まちづくりを通してまちづくりのあたらしい像が現れてきたと述べており、その像とはまちの編集者である野田北部のまちづくり協議会が、部分のまちづくり活動をつなぎ合わせて領域としてのまち全体を編集することである。

注 1-31) 嘉名光市 (参考文献 1-77, p.27) は、2025年大阪・関西万博に向けた大都市大阪の再編集に関する論考において、再編集の対象として都市圏という領域を挙げている。具体的な記述内容は、以下の通りである。「大阪・関西万博のコンセプトは「未来社会の実験場」だ。万博会場のみならず、周辺の大阪・関西の一連の都市づくりが、実際に未来社会を共創する場となり、それらが互いに連携しながら都市圏を再編集していく。」

注 1-32) 矢吹剣一と黒瀬武史 (参考文献 1-78, p.47) は、人口減少という課題に取り組むデトロイト市の事例を元に、グリーンインフラストラクチャを起点とすることで領域としての都市圏を再編集することを指摘している。

注 1-33) 佐藤滋 (参考文献 1-79, p.377) は、まちづくりを通じて醸成された文化は、21世紀が目指す都市社会の基礎で

あると述べ、「様々なまちづくりの像が編集されて都市像を形作ることになる」と主張している。

- 注 1-34) 佐藤滋（参考文献 1-71, pp.64-65）は、都市の全体像を編集する都市計画への変革を主張しており、ここでいう編集とは、構想から造景おして実施と運営をまとめあげる包括的な概念として捉えられている。
- 注 1-35) 佐藤滋（参考文献 1-71, p.82）は、有機的な都市の全体像を表現するために、まちづくり市民事業などの成果や複数の地域社会像を再編集することが重要だと述べている。
- 注 1-36) 佐藤滋（参考文献 1-67, p.30、参考文献 1-71, p.72）は、21 世紀という新たな時代の都市計画では、各地区における自律的なまちづくりの動きを全体として編集し、都市の全体像を描き共有することが重要であると述べている。
- 注 1-37) 小浦久子（参考文献 1-80, p.5）は、ローカルなスケールでの様々な動きを創発編集しうる都市・地域の計画フレームについて論じている。
- 注 1-38) 北原啓司（参考文献 1-67）は、今後の都市の空間を場所へと転換するまち育てに着目し、多様な主体から生まれてくる小さな物語を紡ぎ編集することで、私的な都市空間をネットワーク化していくことであると述べている。
- 注 1-39) Leonie Sandercock（参考文献 1-81, p.23）は、都市計画におけるプランニングの実践的仕事のプロセスを物語として編集することの重要性を指摘している。
- 注 1-40) 北原啓司（参考文献 1-67, p.137,p.148）は、古いストックを活かす持続可能なまちづくりを「まち育て」として総称しており、この「まち育て」では、今あるストックを上手に使い、育て続けていくためにストックという「まち」の文脈を再編集することの必要性を述べている。
- 注 1-41) 佐藤滋（参考文献 1-71）は、今後のまちづくりや都市計画のあり方として、全体の中の部分であるそれぞれの地区における自律的かつ先進的な取り組みや事業の成果を編集して動的なマネジメントへと繋げていくことの重要性を指摘している。
- 注 1-42) 参考文献 1-67, p.30 から引用。
- 注 1-43) 同上（参考文献 1-67）, p.30 から引用。
- 注 1-44) 石田頼房（参考文献 1-82, p.331）は、21 世紀に都市計画が目指すべき目標像に関する記述の中で、都市計画の「公共性」の問題に関して、計画主体と「公」「共」「私」の関係として捉え直し、整理している。ここでは、石田による整理と同様に、付与されるべき編集権限の問題に関して、編集主体と対象を「公」「共」「私」の関係から捉え直す。
- 注 1-45) 参考文献 1-83, p.33 から引用。
- 注 1-46) 参考文献 1-74, p. 299 から引用。
- 注 1-47) 参考文献 1-68, p.19 から引用。
- 注 1-48) 参考文献 1-67, p.155 から引用。
- 注 1-49) 参考文献 1-85, pp.267-269 を参照。
- 注 1-50) 例えば、トスカナ州では、2007 年第 69 号州法「都市・地域政策の策定における参加促進に関する規則」、エミリア・ロマーニャ州では、2010 年第 3 号州法「都市・地域政策の策定における相談と参加手続きの定義・再整理・促進に関する規則」が策定されている。
- 注 1-51) 参考文献 1-85, p.3 から引用。
- 注 1-52) 参考文献 1-86, p.15 から引用。
- 注 1-53) 同上（参考文献 1-86）, p.15 から引用。
- 注 1-54) 同上（参考文献 1-86）, p.15 から引用。
- 注 1-55) 参考文献 1-87, p.4 におけるコムーネの歴史的形成過程に関する記述から引用。
- 注 1-56) 同上（参考文献 1-87）, p.4 から引用。

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

参考文献

- 1-65) Mark C, Childs: A Spectrum of Urban Design Roles, *Journal of Urban Design*, Vol.15, No.1, pp.1-19, 2010.2
- 1-66) 佐藤滋：阪神・淡路復興まちづくりから、佐藤滋編著、まちづくりの科学, pp.292-300, 鹿島出版会, 1999.9.
- 1-67) 佐藤滋：選択可能都市への相互デザイン, 家とまちなみ, Vol.23, No.2, pp.28-31, 2004.9
- 1-68) 北原啓司：「空間」を「場所」に変えるまち育てまちの創造的編集とは, 萌文社, 2018.4
- 1-69) 佐藤滋：まちづくりとは, 佐藤滋編著, まちづくりの科学, pp.12-21, 鹿島出版会, 1999.9
- 1-70) 早田幸・志村秀明：協働の計画の基礎理論, 佐藤滋ほか編著, 地域協働の科学 まちの連携をマネジメントする, pp.44-56, 成文堂, 2005.11
- 1-71) 佐藤滋：地域協働の時代の都市計画 まちづくり市民事業からの再構築, 袁原敬編著, 根底から見なおし新たな挑戦へ, 学芸出版社, pp.57-84, 2011.12
- 1-72) 真野洋介：ローカルイニシアティブからアッセンブルへ, 佐藤滋・饗庭伸・内田奈芳美編, まちづくり教書, 鹿島出版会, pp.67-82, 2017.2
- 1-73) 真野洋介：場所の記憶、場の記録, 早稲田大学まちづくりシンポジウム実行委員会編, 選択可能都市への相互デザイン, 早稲田まちづくりシンポジウム 2004 講演資料集, pp.39-41, 2004.7
- 1-74) 佐藤滋：阪神・淡路復興まちづくりから, 佐藤滋編著, まちづくりの科学, pp.292-300, 鹿島出版会, 1999.9
- 1-75) 有賀隆：地域マネジメント計画論の展開, 八甫谷邦明編, 季刊まちづくり, No.29, pp.81-96, 2010.12
- 1-76) 北原啓司：地方都市のストック編集にみる新たな公共性, 早稲田大学まちづくりシンポジウム実行委員会編, 選択可能都市への相互デザイン, 早稲田まちづくりシンポジウム 2004 講演資料集, pp.153-158, 2004.7
- 1-77) 嘉名光市：都心の都市再生と臨海部をつなぐ都市・大阪の再編集, 建築雑誌, Vol.134, No.1729, pp.26-27, 日本建築学会, 2019.10
- 1-78) 矢吹剣一・黒瀬武史：グリーンインフラストラクチャを中心とした市民生活と都市圏の再編集, 日本建築学会都市計画委員会編, ローカルな動きを創発編集する都市・地域の計画フレーム, pp.47-48, 日本建築学会, 2019.9
- 1-79) 佐藤滋：まちづくりが望む世界, 佐藤滋編著, まちづくりの科学, pp.372-379, 鹿島出版会, 1999.9
- 1-80) 小浦久子：ローカルな動きを創発編集する都市・地域の計画フレーム, 日本建築学会都市計画委員会編, ローカルな動きを創発編集する都市・地域の計画フレーム, p.5, 日本建築学会, 2019.9
- 1-81) Leonie Sandercock: Out of the Closet: The Importance of Stories and Storytelling in Planning Practice, *Planning Theory & Practice*, Vol.4, No.1, pp.11-28, 2003
- 1-82) 石田頼房：日本近現代都市計画の展開 1868-2003, 自治体研究社, 2004.4
- 1-83) 佐藤滋：まちづくりのこれまでとこれから, 佐藤滋・饗庭伸・内田奈芳美編, まちづくり教書, 鹿島出版会, pp.9-38, 2017.2
- 1-84) 佐藤滋：東日本大震災の意味と復興まちづくりの方法, 佐藤滋編, 東日本大震災からの復興まちづくり, pp.11-49, 大月書店, 2011.12
- 1-85) 陣内秀信：都市の思想の転換, マルチェッロヴィットリーニ 編著「都市の思想の転換点としての保存」, 『都市住宅』, 鹿島出版会, pp.2-3, 1976.7
- 1-86) 宗田好史：にぎわいを呼ぶイタリアのまちづくり 歴史的景観の再生と商業政策, 学芸出版社, 2000.1
- 1-87) 飯田巳貴：コムーネからみるイタリア社会とことば, GCI キャンパスレクチャー, Vol.2, pp.3-9, グローバル・コミュニケーション研究所, 2014

1-6 共編集計画手法の構成と共編集型都市計画の進行過程

1-6-1 共編集計画手法の4要素と構成

これまでの整理では、「編集」の理論的課題の整理と解決するための条件を定め、社会・経済的に成熟した社会の都市計画における「編集」を共編集と再定義し、その重要性について論じてきた。共編集を計画手法としてより一層具体化するために、本節では共編集計画手法の要素と構成を明確化した上で、イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程を仮説的に示す。

2つ目の「編集」の理論的課題である『「編集」対象の膨大さ』の整理では、既往文献のレビューにより、1) 過程、2) 主体、3) 空間、4) 像、の4つに対象を分類した。これら4つの対象は、「編集」による対象であるが、共編集を計画手法として成り立たせるための要素になりうると想定される。したがって、これまでの議論を踏まえ、共編集計画手法の要素を以下に述べる。

1) 過程：制度過程と運動過程の関係

まず、「過程」についてである。1-5-1での課題整理では、佐藤による市街地の更新プロセス^{注1-57}とまち全体を形づくりのプロセス^{注1-58}を引用した。また、「編集」権限のあり方の整理では、都市計画マスタープランの検討を行う都市計画委員会での議論に、個別のまちづくり運動を担うまちづくり団体が関与することを一例として挙げた。この「編集」権限のあり方は、都市計画の将来像を示すマスタープラン策定という制度過程とまちづくり団体による個別の活動という運動過程に相互作用を引き起こすことだと言えるであろう。そこで、共編集の要素となる過程とは、制度過程と運動過程の2つと定め、共編集によりこれら2つの過程の間に相互関係を持たせられると考える。

2) ガバナンス体制：複数主体の関係による共治の形態

第二に、「ガバナンス体制」についてである。1-5-1での課題整理では、「主体」を「編集」の対象として挙げたが、ガバナンス体制を共編集の要素とした。これは課題整理においても、早田・志村による複数の主体間の関係^{注1-59}と佐藤によるまちづくり連携組織の関係^{注1-60}を引用しており、大きな分類としては主体であるものの、より詳細には主体間の関係や組織の関係と述べられている。よって、共編集の要素としては、複数の主体間の関係により構成される共治の形態、すなわちガバナンス体制^{注1-61}であり、共編集によりガバナンス体制の構築に良い影響をもたらすと考えられる。

3) 空間：部分の空間と全体の空間の関係

第三に、「空間」についてである。1-5-1での課題整理では、街区・地区スケールの空間とより広範囲のまち・都市圏スケールでの空間に分けて整理していた。この整理を踏まえると、具体的な空間変容の明確な部分としての空間と市街地全体の空間の2つのことであると考えられる。よって、共編集の要素としては、部分の空間と全体の空間の関係として定め、それらの間に整合性を持たせることで、より良い都市空間の創出に影響をもたらすと考えられる。

4) 像：空間像と社会像の関係

第四に、「像」についてである。1-5-1での課題整理では、都市の全体像や地域の社会像などを引用した。すでに整理した共編集の要素は、過程、ガバナンス体制、空間であり、これらを踏まえると、都市像がまず描かれて、過程を経て像に即したガバナンス体制と空間が実現されると位置づけられる。つまり、共編集の要素としては、社会像と空間像の2つと定め、共編集によりこれら2つの像を包括する都市像が描かれると考えられる。

以上により、整理された共編集計画手法の4つの要素を図1-12に示した。

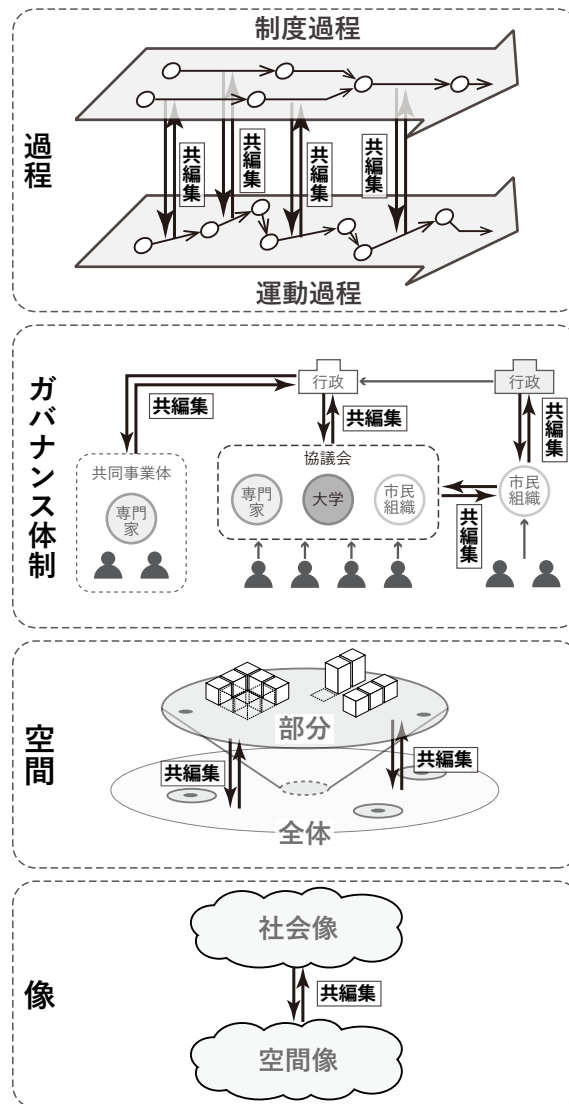


図 1-12. 共編集計画手法の4要素

次に、明確になった共編集計画手法の4要素とそれらの構成を図1-13に示す。

まず、図中最上部に社会像と空間像により構成される「像」が位置づけられ、共編集計画手法は社会像や空間像、あるいはそれら2つの都市の将来像の実現を目指すものである。

次に、「像」の下には、「過程」と「ガバナンス体制」が位置づけられ、制度過程と運動過程の間にガバナンス体制が挟まっている図式となっている。これは、複数の主体によるガバナンス体制が構築されることにより、運動過程と制度過程の間に相互関係を生み出すことができ、それぞれの段階毎に上位の「像」と下位の「空間」へ漸進的に影響を及ぼすものである。

最後に、「過程」と「ガバナンス体制」の下には、「空間」が位置づけられ、地区や市街地などの全体の空間とよりスケールダウンした部分の空間に分けられる。それぞれの段階におけるガバナンス体制と過程の成果が、全体のガイドラインや計画、プログラムへと反映され、その結果として部分の具体的な事業へと結実する枠組みである。

ここで示した、1) 過程、2) ガバナンス体制、3) 空間、4) 像、という4要素とそれらの構成を有する共編集は、演繹的な整理に基づいて導かれた、事態の変化に対応可能な漸進的な都市計画の計画手法である。

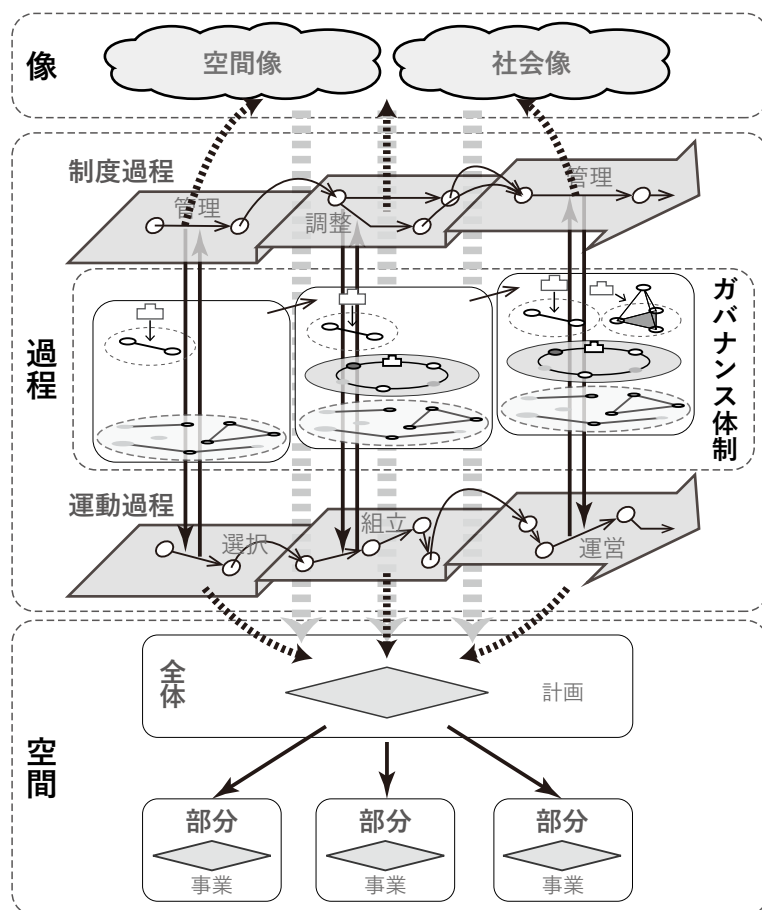


図 1-13. 共編集計画手法の構成

1-6-2 イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程

次に、漸進的な都市計画における共編集手法の位置づけを示し、イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程を仮説的に示す。

(1) 漸進的な都市計画における共編集計画手法の位置づけ

1-4-4では、事前確定的な都市計画の抱える制度的な課題を解決するために、70年代以降に都市デザインが台頭してきたことに触れ、漸進的な都市計画へと移行させるために「編集」という言葉が用いられてきたことを指摘した。この都市計画における「編集」の位置づけを踏まえると、漸進的な都市計画における共編集計画手法の位置づけは、**図 1-14**の通りである。

漸進的な都市計画とは、段階的に計画を更新するものであるが、共編集計画手法が取り入れられることで、都市の将来像に基づいた、全体計画の策定過程と部分計画の策定過程を同時並行的に相互調整を図りながら進行させ、全体計画と部分計画が策定される。このような一連の進行過程が繰り返されることで、事態変化に可変的に対応しながら、全体と部分の計画の策定過程が相互に関係性を持ちつつ、都市の将来像が実現される。

●漸進的な都市計画における共編集計画手法の位置づけ

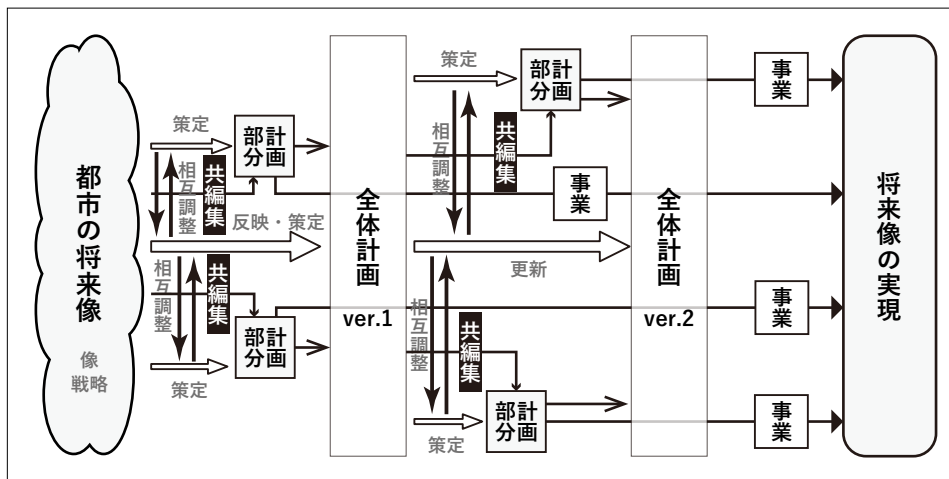


図 1-14. 漸進的な都市計画における共編集計画手法の位置づけ

(2) イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程

次に、本研究では、イタリアにおける歴史的市街地の震災復興における共編集を評価し、共編集計画手法を確立することから、既往研究を参照し、イタリアの都市計画の計画制度を概観する。その上で、共編集計画手法を用いることによる、イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程を仮説的に示す。

宮脇・西村 (1995) の研究¹⁻¹⁰⁷⁾によれば、イタリアの法定都市計画は、1) 地域調整計画 (Piano Territoriale di Coordinamento、通称 P.T.C.)、2) 都市基本計画 (Piano Regolatore Generale、通称 P.R.G.)、3) 地区詳細計画 (Piano Particolareggiato、通称 P.P.)、という3段階の計画により構成されている。地域詳細計画とは、国土利用に則って県域及び県域を超える広域圏の計画を定め、都市基本計画とは、基礎自治体であるコムーネの都市計画マスタープランを定めるものである。最も下位の計画である地区詳細計画は、地区レベルの開発方針を定めるものであるが、全ての地区に対して適用されず、各自治体によ

て策定状況は異なっている^{注1-62}。また、都市基本計画では、1942年都市計画法と1967年橋渡し法に則って、土地利用規制 (Zonizzazione) と建築規定 (Regolamento Edilizio) を規定しており、前者では、保護規制のかかる歴史的市街地 (Centro Storico) の区域を規定し、後者では、歴史的市街地内部の事業タイプ (Tipologia di Interventi) を定めている^{注1-63}。

漸進的な都市計画における共編集計画手法の位置づけを踏まえると、上記の3段階の計画の中で、全体の計画として都市基本計画が想定され、部分の計画としては地区詳細計画が想定される。

また、90年代以降、イタリアの都市計画は、ヨーロッパ全体の都市政策や結果よりも過程をマネジメントするストラテジック・プランニングの影響を強く受け、住民参加を取り入れたプロセス重視の計画策定を以前よりも取り入れるようになった^{注1-64}。また、公共事業省令によって、都市計画における「計画 (プラン)」と「事業 (プロジェクト)」をつなぐ役割を担ういくつかの「プログラム」が法的に定義され、退廃した歴史的市街地の修復や低質な市街地の再価値化に貢献した。これらのプログラムは、複合プログラム (Programmi Complessi) と総称されており、公共事業に対して民間の資金を導入する方法として運用されている^{注1-65}。

このプログラムは、漸進的な都市計画における共編集計画手法の位置づけを踏まえると、空間的なスケールとしては部分に位置づけられるため、イタリアにおいては、部分の計画に加えて部分のプログラムが組み込まれる。以上を踏まえ、イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程を図1-15に仮説的に示した。

イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程とは、全体の計画である都市基本計画と部分の地区詳細計画とプログラムの策定過程が、平行に同時進行で進められ、共編集計画手法により両者の過程の間に相互調整をもたらすものである。その後、策定された都市基本計画、プログラム、地区詳細計画に則って、各種事業が実施される。このような一連の進行過程が繰り返されることで、共編集型都市計画では、動態的かつ相互的な特性を含むものとなり、都市の将来像の実現を可能とする。それでは、この共編集型都市計画と関連するような、漸進的な都市計画の理論とはどのようなものが存在するのか。また、そのような既存の計画理論に対して、共編集型都市計画はどのように位置付けられるのだろうか。

●イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程

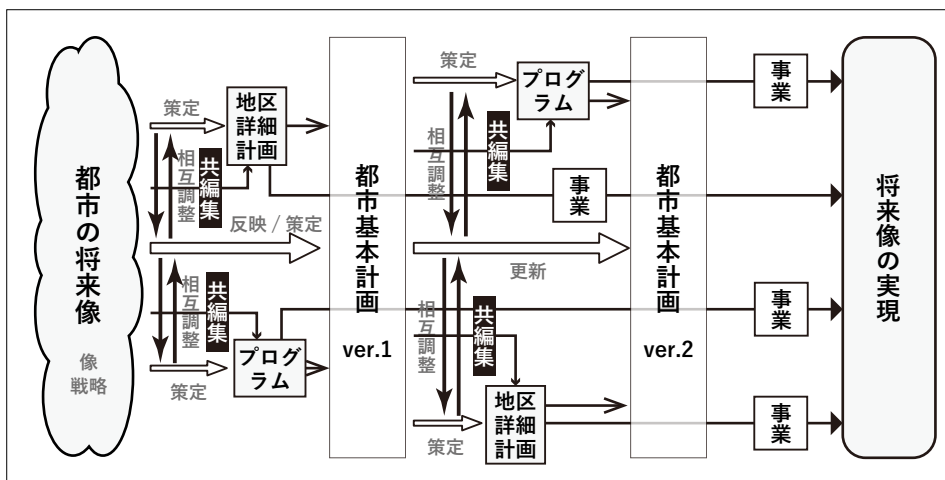


図1-15. イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程の仮説的提示

1-6-3 関連する既存の計画理論と位置づけ

ここでは、本研究で構築を目指す「共編集型都市計画論」に関連する既存の計画理論をレビューし、既存計画理論に対する位置づけを明確化する。

(1) 「構想」「造景」「編集」による都市デザイン論

佐藤や後藤らの「構想」「造景」「編集」による都市デザイン論^{注1-66}は、日本各地における都市デザインの実践例に基づいて、都市デザインの進め方を「構想」「造景」「編集」という3つのワークスタイルのセットとし、そのセットを構想段階、計画段階、実施段階のそれぞれの段階において実践する理論である。「編集」のワークスタイルは、都市デザイン特有のデザインスタイルとした上で、4つの編集スタイルを演繹的に整理している。それらは、1) 布石を打つ、2) いくつもの道筋を検討する、3) 体制を整え、布陣を組む、4) 波及と連携を生み出す、の4つである。

この都市デザイン論では、構想から計画、実施に至るまでのデザイン過程を対象とした編集を論じているのに対して、「共編集型都市計画論」では、過程に加えて、その過程の結果結実した空間とガバナンス体制についても分析しており、この都市デザイン理論をさらに発展させた計画論であると言える。

(2) Childsによる都市デザイン論

Childsによる都市デザイン論^{注1-67}は、都市デザインの専門的な職能を改めて問い直すために、都市デザイン主体の役割を検討する際に有効なアナロジーとして「編集 (Editing)」をとりあげている。この検討の中で、「編集」を担う3つの役割を提示しており、それらは「作者 (Authors)」、「編集主幹 (Editors)」、「フェロー (Fellows)」であるとしている。具体的には、「作者」は、公園や道路、建物、その他の建築物などそれぞれの事例の設計者であり、「編集主幹」はより良い都市のかたちへの道筋を審議、指導、構成、組み立て、創造する者、「フェロー」は、公共政策やローカルアジェンダなどを発展させる公的な団体に所属する者、とされている。

このChildsによる都市デザイン論が、「編集」を担う3つの役割を提示しているのに対して、「共編集型都市計画論」では、既往文献での議論を踏まえ「市民 (Citizens)」も「編集」を担う主体の役割として整理している。また、Childsによる都市デザイン論は、都市空間の物的なデザインの役割を再考する際にアナロジーとしての「編集 (Editing)」を用いているのに対して、「共編集型都市計画論」では、物的な空間に加えて、過程とガバナンス体制、像を共編集の要素としており、本計画論はより広い要素を含んでいると言える。

(3) Healeyによる討議型都市計画論

現代の都市計画における異なる社会経済的背景を有する多様な主体の関与と参加を促すことは、必要不可欠であると考えられており、それを実現するために様々な計画的アプローチが実践・理論化されてきた。代表的な例としては、90年代以降に発展してきたJudith Innesら^{注1-68}によるコミュニケイティブプランニングやPatsy Healey^{注1-69}によるコラボレーティブプランニングが挙げられるが、これらの計画理論の本質は、「多主体の討議にもとづいて都市計画を策定・実施・管理していくこと^{注1-70}」である。

また、これらの理論は、60年代にPaul Davidoff^{注1-71}によって論じられたアドボカシープランニングを基礎として発展した理論であり、「異なる利益・価値を持つ集団ごとの意向を調整^{注1-72}」するために、「十分かつ適切な討議過程^{注1-73}」を管理し、「その討議過程で得られた成果を意思決定に結びつけること^{注1-74}」は、現代においても通底する課題である。すなわち、異なる利害関係者の意向を調整する討議の過程と計画策定の過程に関係性を持たせ、その成果を都市計画へと反映することを目指していると考え

られる。

さらに、早田は、コラボレーティブプランニングとまちづくりの関係を論証する中で、「コラボレーティブプランニングは、利害関係者との応答による計画が、他の場所づくりの要素や社会全体とどう関係になるかを論じたものである^{注1-75)}」と主張している。すなわち、この計画理論では、対話を通じた利害関係者の意向を地域社会全体の課題や取り組みとの関係において編集し、より良い計画の策定を目指している。

この討議型都市計画論は、平時の実践事例に基づいて理論化されたものであることから、大きな都市空間の変容をもたらすものではなく、計画策定過程に対して異なる利害関係者の討議結果を反映させることで場所のガバナンス体制を構築することに主眼が置かれている。他方、「共編集型都市計画論」は、地震により被害を受けた歴史的市街地の震災復興を事例として理論化されることから、討議型都市計画論で見られる市民らによる公共建築や公共空間の運営管理にとどまらず、建物の再建や公共空間の整備などより大きな空間変容が予想される。そのため、本計画論は、討議型都市計画論にはない新規性を有していると言える。

(4) 藍谷による編集型アーバンデザイン論

藍谷によるアーバンデザイン論^{注1-76)}は、都市の文脈を継承し、部分的な改変を繰り返すことで都市を発展させる方法を「編集型アーバンデザイン」と定義し、その具体的な方法の1つとして「アーバン・カタリスト (Urban Catalyst)」を位置づけている。この「アーバン・カタリスト」は、都市の触媒という意味であり、化学反応を促進させる触媒のようなものであり、周囲にポジティブな連鎖反応や波及効果を引き起こすものである。「アーバン・カタリスト」の種類には、物的要素から非物的要素まで様々なものがある。藍谷による理論では、「アーバン・カタリスト」を挿入する際の4つの戦術を定めており、それらは、1) 保存手術 (Conservative Surgery)、2) 最小限の介入 (Minimal Intervention)、3) 都市の鍼治療 (Urban Acupuncture)、4) 都市への埋め込み (Urban Infill)、である。

この藍谷による編集型アーバンデザイン論では、その具体的な方法の1つとして「アーバン・カタリスト」に着目しており、「編集」についてあまり言及されておらず、なぜ「編集」という言葉を用いなければならなかったのかについて整理がなされていない。一方で、本計画論では、「編集」の再定義を行ったのちに、計画手法としての共編集の要素と構成を提示している。また、編集型アーバンデザイン論の4つの戦術が、個別の都市デザイン事業の戦術であるのに対し、本計画論は、結果的に結実した空間のみならず、都市の構想から計画、実施に至るまでの過程を含んでおり、より包括的な計画論であると言える。

(5) 共同化・協調化事業論

都市内部の既存住宅市街地では、土地の権利の細分化や建物の老朽化などにより無秩序な個別建て替えが進行し、防災や住環境、町並みなどの様々な問題が深刻化してきた。このような状況に対して、個別建て替えを住環境価値の維持向上につなげるために地域の中で共通ルールを設けて、既存市街地の更新を図る事業手法としての共同化・協調化が実装されてきた。

それぞれの概念に対応した事業手法として、共同建替えと協調建替えがあげられる。共同建替えとは、「複数の地権者が権利を持寄り、共同して一体的な、主として住宅の用に供する建築物へ建て替える行為^{注1-77)}」であり、一方協調建替えは、「個別敷地での建替えを現状の敷地形状や権利関係を変化させず、近隣に住まう居住者らが定めるルールに基づいて秩序化する整備手法^{注1-78)}」であり、異なる特徴を有する事業手法である。また、このような自主ルールに基づいた漸進的な建替えを促進するために、利害関係者らで地区の目標像を共有するゲーミング・シュミレーションの技術開発^{注1-79)}が取り組まれ、我が国では特に木造密集市街地の整備改善^{注1-80)}やインナーシティにおける小規模高層ビルの更新^{注1-81)}において、こ

の事業手法が大きな効力を有するものと期待されている。

要するに、この共同化・協調化事業論は、地域での建築行為に対する自主ルールに基づいた計画誘導と段階的な建替えの連鎖による既存市街地の更新とまとめられる。他方、「共編集型都市計画論」では、歴史的市街地の震災復興事例の分析を通じて理論化されるため、空間に対する共編集により、全体の空間形成プロセスと部分の空間変容に影響をもたらす計画手法を含んでいることから、共同化・協調化事業を多分に含んでおり、これらの事業論の分析手法や既往研究を踏まえることが求められる。

以上により、「共編集型都市計画論」に関連する計画理論を整理した。これらの関連理論の多くは、20世紀後半や21世紀初頭において、世界各地での都市計画の実践を踏まえて理論化されたものであり、共編集型都市計画論と類似する理論はすでに存在しているが、その目的や対象は限定的な範囲での理論化に留まっていた。本研究で構築を試みている「共編集型都市計画論」が構築されれば、既存計画理論の延長として社会的・経済的に成熟した社会における漸進的な都市計画の1つの理論を確立できると考えられる。

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

注釈

- 注 1-57) 参考文献 1-88, p.19 を参照。
注 1-58) 参考文献 1-89, pp.3-4 を参照。
注 1-59) 参考文献 1-90, pp.50-51 を参照。
注 1-60) 参考文献 1-91, pp.57-58 を参照。
注 1-61) 参考文献 1-92, p.223 を参照。
注 1-62) 参考文献 1-107, p.494 を参照。
注 1-63) 参考文献 1-109, pp.86-87 を参照。
注 1-64) 同上 (参考文献 1-109) , pp.89-90 を参照。
注 1-65) 参考文献 1-108, pp.1-2 を参照。
注 1-66) 参考文献 1-93 を参照。
注 1-67) 参考文献 1-99 を参照。
注 1-68) 参考文献 1-94 を参照。
注 1-69) 参考文献 1-95 を参照。
注 1-70) 参考文献 1-96, p.266 から引用。
注 1-71) 参考文献 1-97 を参照。
注 1-72) 参考文献 1-96, p.267 から引用。
注 1-73) 同上 (参考文献 1-96) , p.267 から引用。
注 1-74) 同上 (参考文献 1-96) , p.267 から引用。
注 1-75) 参考文献 1-98, p.87 から引用。
注 1-76) 参考文献 1-100 を参照。
注 1-77) 参考文献 1-101, p.278 を参照。
注 1-78) 参考文献 1-102, p.167 を参照。
注 1-79) 例えば、参考文献 1-104 及び参考文献 1-104 が挙げられる。
注 1-80) 参考文献 1-105 を参照。
注 1-81) 参考文献 1-106 を参照。

参考文献

- 1-88) 佐藤滋：まちづくりとは、佐藤滋編著、まちづくりの科学, pp.12-21, 鹿島出版会, 1999.9
- 1-89) 佐藤滋：選択可能都市への相互デザイン, 家とまちなみ, Vol.23, No.2, pp.28-31, 2004.9
- 1-90) 早田宰・志村秀明：協働の計画の基礎理論, 佐藤滋ほか編著, 地域協働の科学 まちの連携をマネジメントする, pp.44-56, 成文堂, 2005.11
- 1-91) 佐藤滋：地域協働の時代の都市計画 まちづくり市民事業からの再構築, 蓑原敬編著, 根底から見なおし新たな挑戦へ, 学芸出版社, pp.57-84, 2011.12
- 1-92) 木下勇：地域のガバナンスと都市計画 町内会とまちづくり協議会をめぐって, 高見沢実編著, 都市計画の理論 系譜と課題, 学芸出版社, pp.220-243, 2006.1
- 1-93) 佐藤滋・後藤春彦・田中滋夫・山中知彦：図説 都市デザインの進め方, 丸善出版株式会社, 2006.5
- 1-94) Judith Innes: Information in Communicative Planning, Journal of the American Planning Association, Vol.64, No.1, pp.52-63, 1998
- 1-95) Patsy Healey: Collaborative planning in a stakeholder society, The Town Planning Review, Vol.69, No.1, pp.1-21, 1998
- 1-96) 小泉秀樹：コラボラティブ・プランニング 多様な主体による討議にもとづく都市計画への転換, 高見沢実編著, 都市計画の理論 系譜と課題, pp.266-292, 2006.1
- 1-97) Paul Davidoff: Advocacy and Pluralism in Planning, Journal of the American Institute of Planners, Vol.31, No.4, pp.331-338, 1965
- 1-98) 早田宰：コラボラティブプランニングとまちづくり, 佐藤滋・饗庭伸・内田奈芳美編著, まちづくり教書, 鹿島出版会, pp.83-88, 2017.2
- 1-99) Mark C. Childs: A Spectrum of Urban Design Roles, Journal of Urban Design, Vol.15, No.1, pp.1-19, 2010.2
- 1-100) 藍谷綱一郎：アーバン・カタリスト 実践・都市再編集の現場から, 彰国社, 2018.1
- 1-101) 高見沢邦郎・竹内陸男：住宅系既成市街地における「共同建替え」の検討, 都市計画論文集, No.17, pp.277-282, 1982
- 1-102) 洪正徳・小出和郎：低層住宅地における協調型建替え手法に関する考察, 都市計画論文集, No.27, pp.163-168, 1992
- 1-103) 佐藤滋：居住者主体による住宅地の更新, 住宅総合研究財団研究年報, No.24, pp.17-28, 1998
- 1-104) 中川建・大方潤一郎・小林重敬：まちづくりゲーミング・シュミレーションによる協調建て替え手法の研究, 都市住宅学, No.3, pp.69-72, 1993
- 1-105) 小林由佳・高見沢邦郎・饗庭伸：密集市街地における建替え動向と協調建替え概念の検討, 都市計画論文集, No.38-1, 2003.4
- 1-106) 西井洋介・西野慶史郎・高田光雄・中井英吾：大阪・神戸における既存ペンシルビルの協調化・共同化に向けた所有者の意識, 日本建築学会学術講演梗概集, 都市計画, pp.1365-1366, 2003
- 1-107) 宮脇勝・西村幸夫：イタリアの都市計画法制度の基礎的研究—土地収用法(1865)、都市計画法(1942, 1967)、ガラッソ法(1985)を中心として—, 都市計画論文集, No.30, pp.493-498, 1995.11
- 1-108) 宮脇勝：イタリアの都市再生及び持続可能な広域開発プログラムと複合プログラムに関する制度の研究—法律、省令、州法、プログラム分布、評価について—, 第38回学術研究論文発表会, 都市計画論文集, 2013.12
- 1-109) 工藤裕子：イタリアの都市計画と土地利用—住宅政策を軸とした都市計画の展開—, 総合都市研究, No.62, pp.81-109, 1997

1-7 共編集の評価指標の設定

本研究では、戦後に大規模な地震災害が多発しているイタリアの歴史的市街地を研究対象とし、3つの震災復興事例の実態解明を通じて、「共編集型都市計画論」を構築することを目指している。この目的を達成するためには、これまでに整理した共編集計画手法の4要素と構成、イタリアにおける共編集型都市計画の進行過程を踏まえ、震災復興事例における共編集の有無を評価することが求められる。そのためには、共編集の評価指標を設定する必要がある。

「編集」の理論的課題を踏まえて設定された計画手法としての共編集の要素は、1) 過程、2) ガバナンス体制、3) 空間、4) 像、の4つである。4つ目の要素である「像」は、既出文献のレビューにより空間像、社会像、それら2つにより構成される都市像の3つの「像」が対象となっていた。本研究で構築する「共編集型都市計画論」では、地震により被害を受けた歴史的市街地の震災復興を事例として理論化を試みるため、3つの「像」の中でも空間像に対する共編集を評価する必要がある。しかし、この空間像に関しては、3つ目の対象である「空間」と合わせて評価される必要がある。そこで、本研究では、共編集の評価を、1) 過程、2) ガバナンス体制、3) 空間・像、の3つの観点から行う。これらの3つの観点から、震災復興事例の評価に用いる指標を次の3点とし、**図 1-16**のように共編集計画手法の構成に対応させて、評価指標を示した。

1-7-1 評価指標1：制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか

第1に、震災復興の中で「制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか」を評価指標1とする。既に共編集の要素で述べたように、共編集は、法律に基づいた計画や事業を策定し公式化する制度過程と地域社会の多様な主体の運動過程の2つの過程に相互作用をもたらすと仮定している。歴史的市街地の震災復興においても、復興計画やプログラムを策定する制度過程と市民組織や住民協議会などの参画による運動過程の間に相互作用をもたらすことは重要である。そのため、共編集が入ったことによって、震災復興のどの段階において、制度過程と運動過程の2つの過程の間に相互関係が存在したかを評価する。

1-7-2 評価指標2：段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか

第2に、震災復興の中で「段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか」を評価指標2とする。既に共編集の要素で述べたように、共編集は、複数の主体間により構成される共治の形態であるガバナンス体制を要素とし、段階に応じたガバナンス体制を構築し続けると仮定している。歴史的市街地の震災復興においても、計画策定段階における関係主体の間で構築されるガバナンス体制と復興事業竣工後の空間の維持管理のための構築されるガバナンス体制では、異なる性質を持つ必要があるため、震災復興過程の段階に応じてガバナンス体制を変容し続けなければならない。

佐藤(2020)^{注1-82)}は、近著において、日本のまちづくりの方法と技術を整理し、その中で多様な利害関係者のガバナンス体制(Multi-stakeholder governance)の基本的な4つのタイプに分類している。それらの類型とは、「ネットワーク型」「アリーナ型」「プラットフォーム型」「プロジェクト型」であり、以下の通りに定義^{注1-83)}されている。

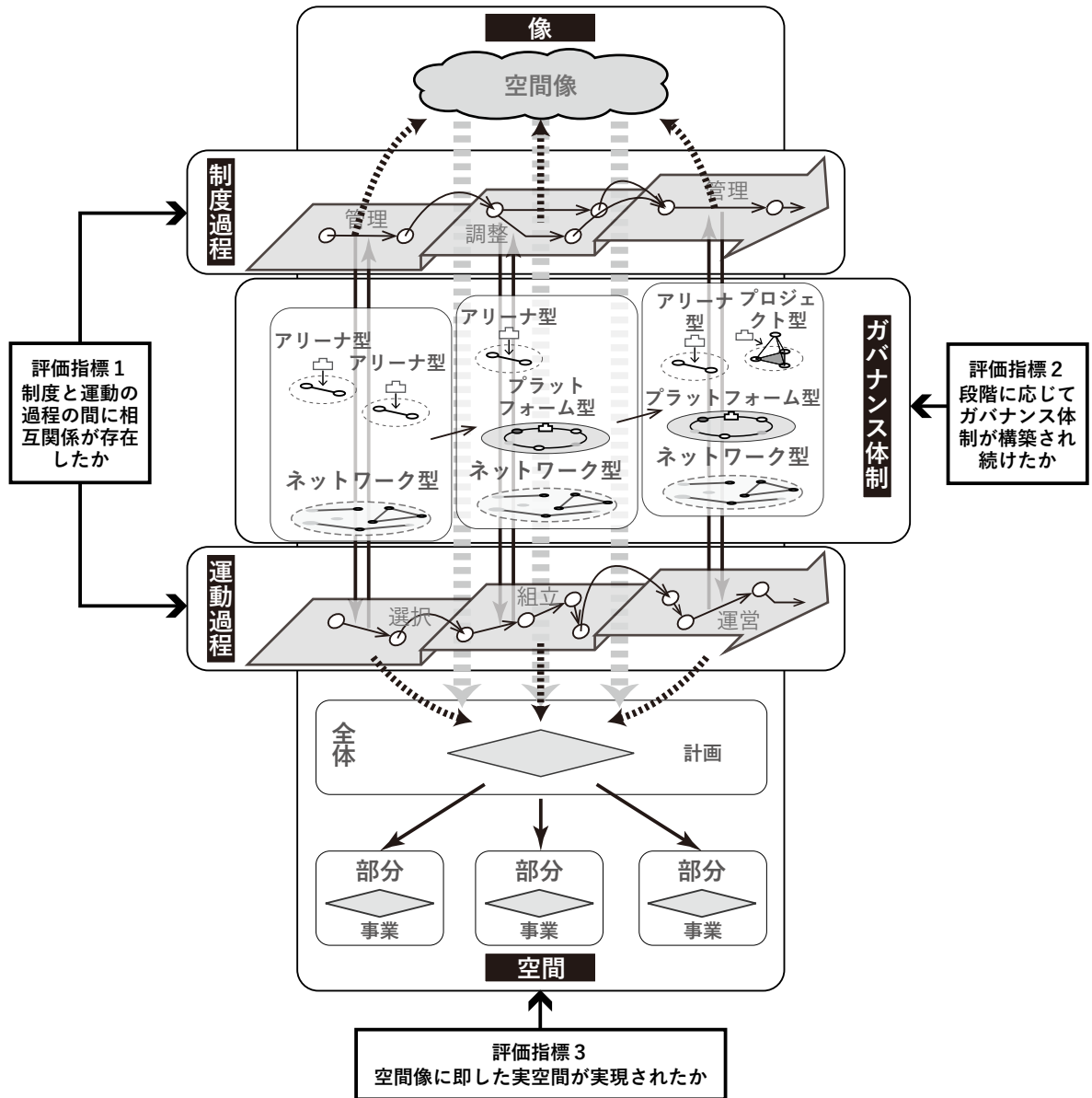


図 1-16. 共編集を評価するための3つの指標

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

第一に、「ネットワーク型ガバナンス体制」は、様々な市民組織同士の弱い繋がりによるガバナンス体制であり、基本的には、情報を交換しコミュニケーションを強化するために構築される。例えば、住宅系市街地での近隣自治組織が該当し、定期的な地域イベントの開催などの役割を担っている。

第二に、「アリーナ型ガバナンス体制」は、詳細な議論と意見交換に対応する意思決定の役割を担うガバナンス体制であり、特定の問題について結論を出すことを目的としている。例えば、様々な住民組織と市民らにより構成されるまちづくり協議会が代表例として挙げられる。

第三に、「プラットフォーム型ガバナンス体制」は、実践的な事業やアクションの設計と実施に関与する複数の利害関係者により構成されるガバナンス体制であり、各構成主体はそれぞれの法的・行政的立場を維持したまま自由に参画できる。例えば、中心市街地の活性化のために設立されるタウンマネジメント機関が代表例として挙げられる。

第四に、「プロジェクト型ガバナンス体制」は、特定の目標を達成するために多様な組織と個人を結びつけることで構成される時限的なガバナンス体制であり、異なる背景を有する主体らが事業や活動を計画・設計し、その後の実施段階において構成される。例えば、有限責任会社やまちづくり会社などが挙げられる。

本論文では、上記の佐藤による4つのガバナンス体制の類型が、震災復興プロセスのどの段階において構築されたかを把握し、共編集が入ったことによって、段階に応じたガバナンス体制が構築され続けていたかを評価する。

1-7-3 評価指標3：空間像に即した実空間が実現されたか

第3に、震災復興の中で「空間像に即した実空間が実現されたか」を評価指標3とする。既に共編集の要素で述べたように、「空間」は、具体的な空間変容の明確な部分としての空間、市街地など全体としての空間、の2つの空間を含んでおり、本節の最初に記述した通りに、空間像と合わせて評価することが重要である。本研究では、イタリアの歴史的市街地を対象として、その震災復興事例における共編集を評価することから、歴史的市街地という全体の震災復興の空間像と具体的な事業により実現された部分の空間を比較考察することで、共編集を評価する。

以上により共編集の要素である空間と空間像に対する評価指標を設定したが、空間変容をどのような分析軸で把握するかが重要になる。そこで、本研究では、「空間」を「空間構成要素」「空間構造」「空間秩序」により構成されるものとし、それぞれの軸毎に震災前と震災後でどのような変化がみられたかを把握することで、空間変容を分析することとする。

注釈

注 1-82) 参考文献 1-110, pp.83-85 を参照。

注 1-83) 同上 (参考文献 1-110) , pp.83-85 要旨を引用。筆者翻訳。

参考文献

1-110) Shigeru Satoh: Machidukuri methodology and tools, Shigeru Satoh edit., Japanese machizukuri and Community Engagement, pp.73-90, Routledge, 2020.2

1-8 第1章のまとめ：編集と共編集の再整理

本章では、文献調査により用語としての「編集」の概念整理と都市計画分野における位置づけを示した上で、「編集」の理論的課題と課題解決のための条件を定め、社会的・経済的に成熟した社会の都市計画における計画手法として、「編集」を「共編集」として再定義した。次に、共編集計画手法の4要素と構成を定めた上で、共編集型都市計画の進行過程を仮説的に構築し、共編集の評価指標を設定した。以上により、本章の目的は達成されたとと言える。

図1-17は、本章で整理あるいは設定した重要な概念や指標をまとめたものである。次章までは、演繹的なアプローチによる論証を行うが、第3章以降では、具体的な調査分析により実態を解明するため、本章の重要事項を図1-17のように整理し、適宜参照できるようにした。

① 用語「編集」の概念整理			
1-4 (49頁~55頁)	「編集」の多義性	「編集」の動態性	「編集」の相互性
② 「編集」の理論的課題			
1-5-1 (56頁~61頁)	「編集」主体の曖昧さ	「編集」対象の膨大さ	「編集」権限の不明瞭さ
③ 共編集の条件			
1-5-2 (62頁~63頁)	複数主体の協働	複数主体間での 価値観の共有	複数主体による 共同体の存在
④ 共編集計画手法の要素			
1-6-1 (70頁~72頁)	【過程】 制度過程と運動過程の 関係	【ガバナンス体制】 複数主体の関係による 共治の形態	【空間】 部分の空間と全体の 空間の関係
			【像】 空間像と社会像の 関係
⑤ 共編集の評価指標			
1-7 (78頁~80頁)	【指標1：過程】 制度と運動の過程の間に 相互関係が存在したか	【指標2：ガバナンス体制】 段階に応じてガバナンス 体制が構築され続けたか	【指標3：空間・像】 空間像に即した実空間が 実現されたか

図1-17.第1章で整理・設定した内容のまとめ

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

第2章

近現代イタリアにおける平時の都市計画 の理論と実践の展開

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

2-1 本章の目的と方法

2-1-1 本章の目的

第2章「近現代イタリアにおける平時の都市計画の理論と実践の展開」では、イタリアの工業化が本格化した19世紀末から2010年までにおける、都市計画や参加・分権の動きと社会変化を既往文献から整理する。ここから、都市計画によって私権が制限されていく流れと民主主義的手続きの重要性の高まりを時系列的に整理する。具体的には、以下の2点を明らかにすることを本章では目的としている。

第一に、開発と保全の規制による私権制限の変化を明らかにすることである。イタリアでは、我が国とほぼ同時期に1861年に自由主義国家イタリア王国が統一された。その後、1920年代と30年代には、社会主義的な国家ファシズム政党による政権が誕生し、戦後には再び自由民主主義国家としての体制を築き上げてきた。このような社会変化の中で、イタリアの近現代都市計画はどのように郊外地域の開発や歴史的市街地の保全に対して規制をかけて、私権を制限してきたのかを把握する。

第二に、地方分権と市民参加の改革過程とそれらの重要性の高まりを明らかにすることである。戦後のイタリア共和国憲法では、国民主権や地方自治と分権に関する基本原則が盛り込まれ、その後も1970年に地方自治体として州が設立され、1990年には新地方自治法が制定されるなど、戦後絶え間なく地方分権と市民参加を改革を行ってきた。戦後、民主主義的な手続きの重要性の高まりに対してどのように一貫して対応して改革してきたのかを明らかにする。

2-1-2 対象とした既往文献

時系列的な整理においては、イタリアの近現代の都市計画の歴史的展開を整理したものとして、Patrizia Gabellini(2010)による研究²⁻¹⁾、宗田好史(2000)による研究²⁻²⁾、岡本詔治(1994)による研究^{2-3),2-4)}、Marcello Vittorini(1976)による研究²⁻⁵⁾、Giovanni Astengo(1952)による研究²⁻⁶⁾を参照とした。また、特に第二次世界大戦後の都市計画を整理した既往文献として、Giorgio Piccinato(2010)による研究²⁻⁷⁾、宮脇勝(2004)による研究²⁻⁸⁾、宮脇勝・西村幸夫(1995)による研究²⁻⁹⁾、工藤裕子(1997)による研究²⁻¹⁰⁾、Giuseppe Campos Venuti(1987)による研究²⁻¹¹⁾を参照とした。

また、1960年代と70年代における歴史的市街地の計画と制度の変革に関しては、Paola Falini(1998)による研究²⁻¹²⁾や宗田好史(1998)による研究²⁻¹³⁾を参照とし、1990年代以降のガラッソ法に基づく州域を単位とした地域の景観計画に関しては、植田暁(1998)による研究²⁻¹⁴⁾を参照とした。

1960年代以降の革新自治体を中心とした住民参加や市民参加および戦後の地方分権改革に関しては、山田公平(2008)による研究²⁻¹⁵⁾、宗田好史(1989)による研究²⁻¹⁶⁾、イタリアCdQ研究会(1982)による研究²⁻¹⁷⁾を参照とした。

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

以上に記した既往文献における、都市計画の世代区分や時期区分、年代ごとの議論を整理し、本研究では以下の通りに7つの時代に区分した。なお、この時代区分と既往文献における時期の分け方との関係を表2-1に示した。

- 第1期 近代化都市改造期 (1885年～1921年)
- 第2期 ファシズム政権期 (1922年～1945年)
- 第3期 戦災復興期 (1945年～1959年)
- 第4期 制度改革期 (1960年～1969年)
- 第5期 制度確立期 (1970年～1979年)
- 第6期 同質化更新期 (1980年～1989年)
- 第7期 複合プログラム期 (1990年～)

表2-1. 近現代イタリアの都市計画の7つの時代区分

年	Astengo (1952)	Vittorini (1976)	Venuti (1987)	工藤 (1997)	Falini (1998)	宗田 (1998)	植田 (1998)	宗田 (2000)	Piccinato (2010)	Gabellini (2010)	時代区分							
	1865										1800年代_A1	1865						
1900										1900年代初頭_A2	1900	2-2.	2-2-1.	近代化都市改造期				
1910											1910							
1920	戦前の都市計画	ファシズム期の都市計画										1920・30年代_A3	19世紀末以降の都市計画	2-2-2.	ファシズム政権期			
1930																ファシズム末期		
1935																		
1940																		
1945	戦後の都市計画	戦後復興期	第1世代市街地化計画	第1期戦後復興期	戦後の都市改造				戦後復興期	戦後復興期	復興期_B1	1945	2-3.	第二次世界大戦以後の都市計画	2-3-1.	戦災復興期		
1950																	都市化・地価高騰・不動産市場期	50年代_B2
1955												60年代						
1960			60年代	第2世代都市拡張計画期	第2期-1都市拡張期	60年代	60年代				70年代						改革期70年代	
1965																		
1970																		
1975	70年代	第2期-2都市拡張期		70年代	70年代						1975	2-3-3.	制度確立期					
1980			第3世代都市更新計画期	第3期移行・過渡期	80年代				80年代	改革期80年代	80年代_C1	1980	2-4.	都市の思想の転換点以後の都市計画	2-4-1.	同質化更新期		
1985										複合プログラム	90年代・2000年代_C2							
1990												90年代					90年代	90年代
1995																		
2000																		
2005																		
2010												2010						
2015												2015						
2020												2020						

参考文献

- 2-1) Patrizia Gabellini: Fare urbanistica: Esperienze, comunicazione, memoria, Carocci editore, Roma, 2010.2
- 2-2) 宗田好史: にぎわいを呼ぶイタリアのまちづくり 歴史的景観の再生と商業政策, 学芸出版社, 2000.1
- 2-3) 岡本詔治: イタリア都市計画法制の史的考察(上)「私的土地所有権制限論」序説, 島大法学, Vol.37, No.4, pp.39-72, 1994.2
- 2-4) 岡本詔治: イタリア都市計画法制の史的考察(下)「私的土地所有権制限論」序説, 島大法学, Vol.38, No.1, pp.47-88, 1994.5
- 2-5) Marcello Vittorini: イタリア国土の変貌と歴史的街区, マルチェッロヴィットリーニ編, 都市の思想の転換点としての保存, イタリア都市・歴史的街区の再生, 都市住宅, pp.5-52, 1976.7
- 2-6) Giovanni Astengo: Town and Regional Planning in Italy, The Town Planning Review, Vol.23, No.2, pp.166-181, 1952.7
- 2-7) Giorgio Piccinato: Centenary paper: A brief history of Italian town planning after 1945, The Town Planning Review, Vol.81, No.3, pp.237-259. 2010
- 2-8) 宮脇勝: 第5章 イタリア, 民間都市開発推進機構 都市研究センター編集, 欧米のまちづくり・都市計画制度 サステイナブル・シティへの途, 伊藤滋・小林重敬・大西隆監修, pp.201-234, 2004.3
- 2-9) 宮脇勝・西村幸夫: イタリアの都市計画法制度の基礎的研究ー土地収用法(1865)、都市計画法(1942, 1967)、ガラッソ法(1985)を中心としてー, 都市計画論文集, No.30, pp.493-498, 1995.11
- 2-10) 工藤裕子: イタリアの都市計画と土地利用ー住宅政策を軸とした都市計画の展開ー, 総合都市研究, No.62, pp.81-109, 1997
- 2-11) Giuseppe Campos Venuti: La terza generazione dell'Urbanistica, Franco Angeli Libri s.r.l., Milano, 1987
- 2-12) Paola Falini: イタリア都市再生の論理ー都市の再評価から地域を見直すー, パオラファリーニ・植田暁編, イタリアの都市再生, 陣内秀信監修, 造景別冊1, pp.24-28, 1998.11
- 2-13) 宗田好史: 歴史的都心部再生を可能とした都市政策と計画制度ーイタリア・三十年の歩みから保存計画の背景をたどるー, パオラファリーニ・植田暁編, イタリアの都市再生, 陣内秀信監修, 造景別冊1, pp.29-36, 1998.11
- 2-14) 植田暁: イタリア歴史的遺産の再評価ーチェントロ・ストリコの保存から都市と地域の再生へ, パオラファリーニ・植田暁編, イタリアの都市再生, 陣内秀信監修, 造景別冊1, pp.37-44, 1998.11
- 2-15) 山田公平: イタリア・ボローニャ市地区評議会(CdQ)システムと市民参加の現状, コミュニティ政策, Vol.6, pp.99-123, 2008
- 2-16) 宗田好史: イタリアの都市自治と住民参加ー都市計画行政にみるー, 日本地方自治学会編, 日本地方自治の回顧と展望, 敬文堂, 1989.10
- 2-17) イタリア CdQ 研究会: 地区住民評議会 イタリアの分権・参加・自治体改革, 自治体研究所, 1982.5

2-2 19世紀末以降の都市計画

本節では、第二次世界大戦終戦中 1942 年都市計画法の制定に至るまでのイタリアの都市計画の歴史的展開を振り返るために、イタリアの工業化が本格化した 19 世紀末以降の都市計画の理論と実践、制度を整理する。そして、19 世紀中頃にイタリア王国として設立された自由主義的政権から 1920 年代以降のファシズム政権へと移行する中で、どのように都市を計画するために規制を設けてきたかを把握する。

2-2-1 近代化都市改造期：特別法による都市インフラの整備

1861 年に近代国民国家としてイタリア王国の成立後、1865 年にイタリア近代における都市法が定められ、19 世紀末以降に本格化した工業化の流れの中での都市改造や拡張は、基本的にこの都市計画法制に則って進められた。この 1865 年第 2359 号法「公共収用法」では、既成市街地において道路や広場・公園を整備する際に建物所有者らに一定距離の後退を義務付けるだけでなく、郊外に新たに市街地を開発する際においても建築規制を設けていた。つまり、公衆衛生や安全性の向上のみならず、イタリア固有の伝統に則って、快適でかつ美しい建物の配置を考慮した市街地全体の改造を目指していたのである^{注2-1}。

しかし、この公共収用法により定められた都市計画規定は、様々な要因から機能せず、ローマやフィレンツェ、ボローニャ、ミラノなどの経済成長が著しく、地方からの移住者が多いそれぞれの大都市ごとに、都市の発展を計画的に規制する国の特別法が制定されていた^{注2-2}。例えば、Patrizia Gabellini が 19 世紀後半の都市計画の特徴的な要素を識別できると紹介するボローニャの「建築規制と都市拡張計画 (Piano edilizio regolatore e di ampliamento della città)」は、1889 年 4 月 11 日第 6020 号法によって計画承認されている (図 2-1^{注2-3})。この計画では、近代都市を建設するために、古代からの都市形成プロセスに適応する形で統一されたデザインにより主にインフラ整備が都市全体で実施された。歴史的市街地では、当時の生活者のニーズに応じてかつての城壁の取り壊しや道路幅の拡幅が行われ、他方郊外の新しい市街地では、都市部の人口増加に起因して道路や住宅の建設が行われた^{注2-4}。

このように 19 世紀末にイタリア王国のほぼ全ての大都市では、各々の国の特別法にしたがって既成市街地に対する「規制計画 (Piano regolatore)」と新市街地整備のための「拡張計画 (Piano di ampliamento)」が策定された。そのため、これらの大都市は、20 世紀初頭に新たに都市計画の策定を行わなかったが、1912 年にミラノの「一般的な建物規制と拡張計画 (Piano generale regolatore edilizio e di ampliamento)」が例外的に承認されている (図 2-2^{注2-5})。この近代におけるミラノの 2 番目の計画は、1889 年に計画で設計された環状道路より外側に新たな市街地を拡張させた^{注2-6}。

つまり、20 世紀初頭の都市計画のテーマは、19 世紀後半のそれとさほど変わらないものの、それぞれの拡張地区だけではなく、都市全体との関係が描かれた拡張計画が一般的となり、計画の力点は徐々に郊外の住宅市街地の開発へと変化していった^{注2-7}。他方歴史的市街地においては、ただ単に古い都市組織を改造する事業を推進するには理由が求められるため、単体のモニュメント建築が点的に保護されるようになる^{注2-8}。

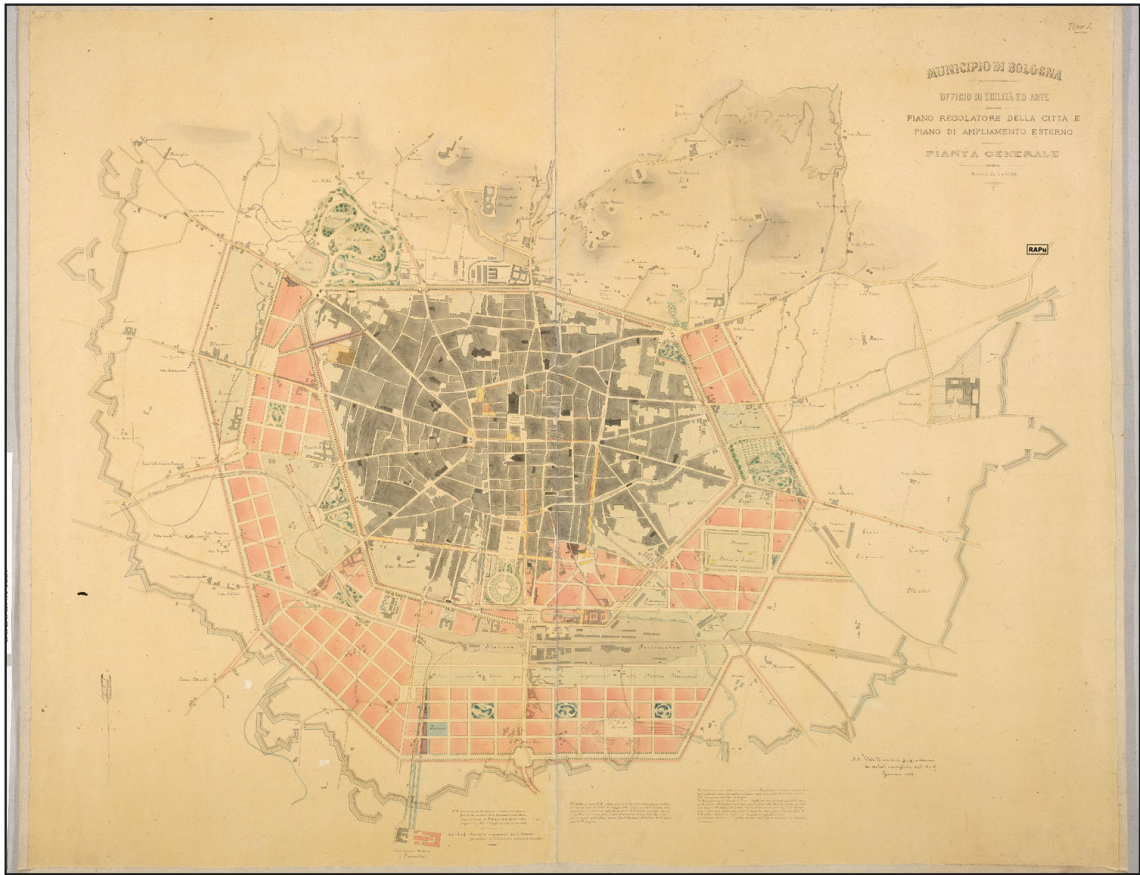


図 2-1. ボローニャの 1889 年建築規制と都市拡張計画

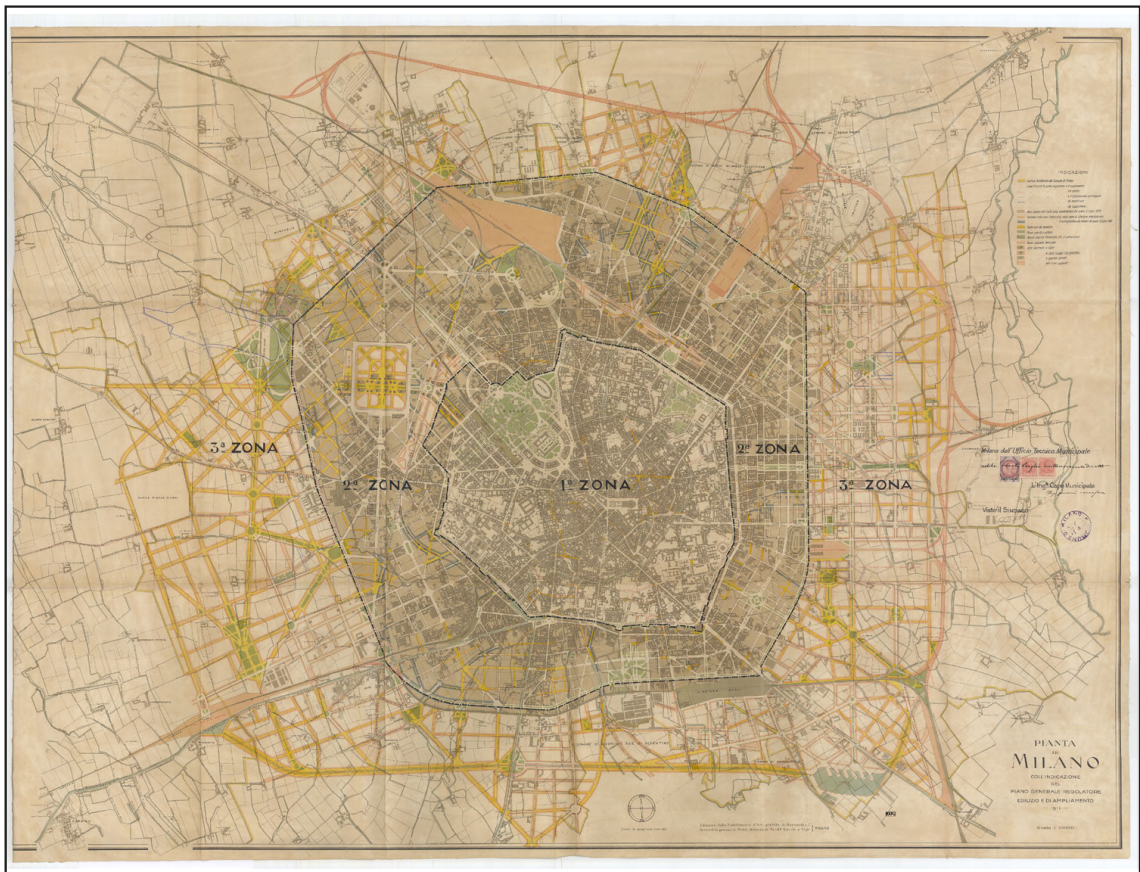


図 2-2. ミラノの 1912 年一般的な建物規制と拡張計画

2-2-2 ファシズム政権期：社会主義政治体制下での都市計画法の萌芽

ムッソリーニ率いる国家ファシスト党 (Partito Nazionale Fascista) がイタリア国政の第一党となりファシズム政権が誕生したのは、1922年のことである。この政権は、1945年の第二次世界大戦終戦まで20年以上維持され、その国家社会主義的思想は、特にファシズム政権末期において、土地所有権の規制や開発利益の還元などイタリアの都市計画の仕組みに強く影響を及ぼしたと言われている^{注2-9)}。

ファシズム政権誕生後の1920年代後半から1930年代前半は、地方自治体が基本計画案を公募する全国コンペティションが多数実施された時期である。基本的には、1935年リットリアの「都市の規制と拡張計画 (Piano regolatore e di ampliamento)」にみられるように新しい市街地の整備に関するものが大半を占めていたが、稀に1935年ベルガモの「ベルガモ旧市街の改良計画 (Piano di risanamento di Bergamo alta)」など歴史的市街地の改善を目指した計画も策定され、新たな技術を取り入れた実験的な計画が提示された^{注2-10)}。

Patrizia Gabelliniはこの時代の典型的な都市計画事例としてコモをあげており、1933年に「都市の規制計画の概要調査のためのコンペティション (Concorso per uno studio di massima del Piano regolatore della città)」を開催して計画案(図2-3^{注2-11)})を広く公募し、その後1937年に「都市の規制と拡張の計画 (Piano regolatore e di ampliamento della città)」が承認され、その複雑な形態をよく表している(図2-4^{注2-12)})。歴史的な既存市街地への公的な介入は、単に建築規制をかけたり、理論的で洗練された技術を披露するためだけではなく、歴史的市街地の改良を目指した準備が整い始めていた。一方で、郊外地域への都市の拡張の計画は、依然としてみられるものの、大都市へと成長することへの問題点が指摘されている^{注2-13)}。また、このコモの都市計画事例以外では、地方自治体により提示されたコンペティションの不十分な条件や作業可能期間の短さに起因して、過剰なまでの開発区域や生活感のない市街地構成などの質の低い計画が提案されていたのも事実である。そのような計画は、コンペティション終了後に地方自治体の計画部門で引き継がれた後に、大きな改編が加えられ、地権者や不動産会社の利益を守るために既存の道路を延長して新しい市街地を整備されていた^{注2-14)}。さらに、郊外地域では、公共による統制ではなく、土地所有者にとって利潤を最大化する条件に基づいた市街化が進行され、社会サービスや公共空間の欠如した劣悪な住宅市街地が形成された^{注2-15)}。

他方で、1930年代前半は、イタリアの近代的な都市計画の文化を高い水準に引き上げようと都市プランナーや研究者らの活動も活発であった。例えば、教育者、研究者であり、多くのコンペティションへの参加や専門書籍の執筆、サバウディアの規制拡張計画の作成者であるルイーゼ・ピッチナートは、当時の若手の都市プランナーらに啓示と目標を与えた。また、チェザーレ・キオディは、イタリアの近代的な都市計画の最初の専門書『近代都市：都市計画技術 (La città moderna. Tecnica urbanistica)』を出版し、都市プランナーではないがイタリア合理主義建築の主導者であったジュゼッペ・パガーノは、自身で編集を担った雑誌『Casabella』において、近代建築と都市の空間計画に対する論争を繰り広げていた。この合理主義的思想に影響を受けた若い都市プランナーは、いくつかのコンペティションにおいて、独自の表現方法を用いた計画案が提示されたものの、必然的に理論的すぎかつ形式的なものが多かったため、実現に至ることはなかった^{注2-16)}。

上記で述べた地方自治体による規制計画策定のためのコンペティション実施や都市プランナーなどによる勢力的な活動が行われたのは事実であるものの、実際に都市計画を実践し、建築物の監督業務



図 2-3. コモの 1933 年都市の規制計画のためのコンペティションでの計画案

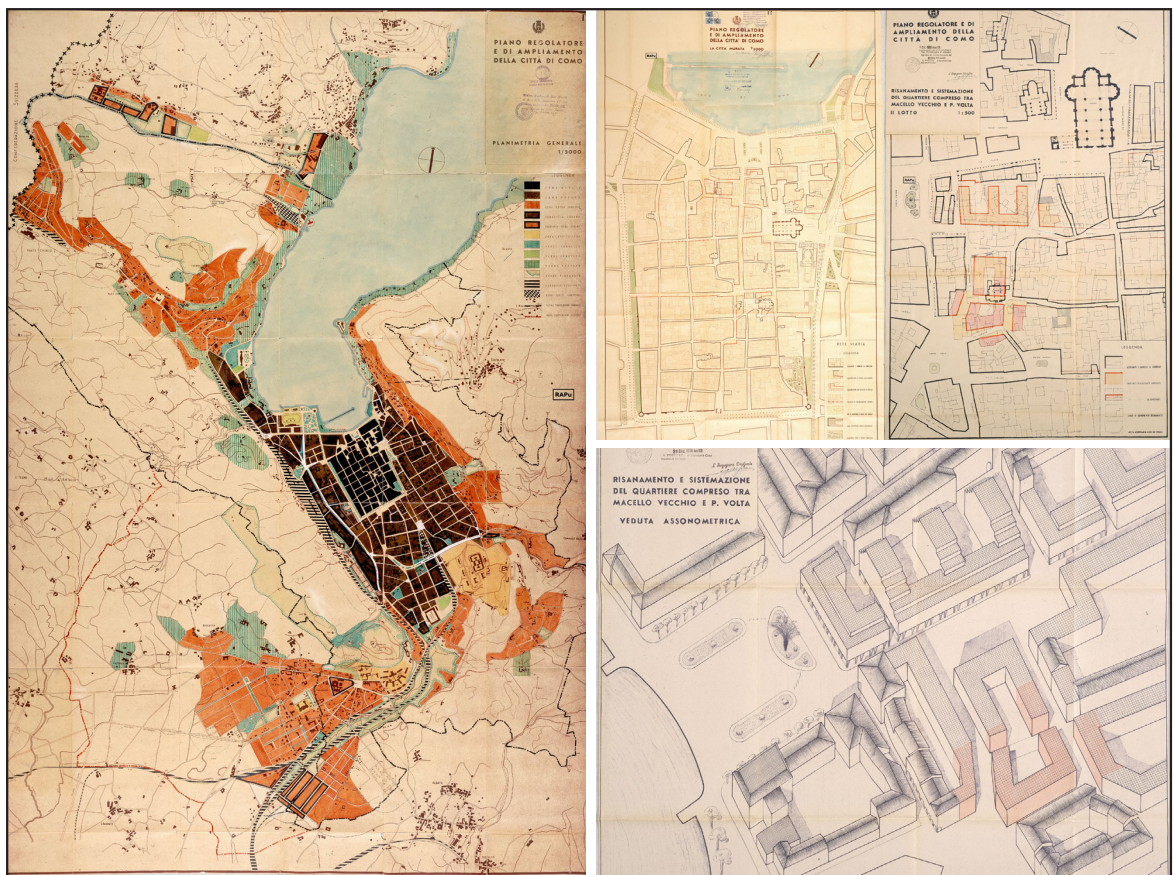


図 2-4. コモの 1937 年都市の規制と拡張の計画

を担当したのは、ファシズム政権の建築家であり指導者でもあったマルチェット・ピアチェンティーニであった。ピアチェンティーニは、「解体と癒しのつるはし (Il piccole demolitore e risanatore)」や「国民のための光と空気と太陽 (Luce, aria e sole al popolo)」という曖昧な宣言を掲げて、都市計画権限を持って既成市街地の一部を改造し、不動産会社が高い利益を得られる宮殿や公共広場の建設を押し進めた。この政府主導の都市計画の実例としては、ブレシアのヴィットリア広場の改造計画が挙げられ、繊細な市街地構成を考慮せずに、民間会社による投機的建設事業を奨励し、新たに広場やモニュメンタルな建造物群が整備された (図 2-5^{注2-17})。また、ファシスト政権は、イタリア全土の大小全ての地方自治体に対して、ファシスト政党本部として、「ファシストの家」と呼ばれるモニュメンタルな建築を建設し、その権威を表していた^{注2-18}。

この「ファシストの家」にみられるように、ファシズム政権下では、モニュメンタルな建築物への関心が高く、近代以前からあった歴史的芸術的遺産を国民共有の資産として保護しようとする機運が高まっていった。その結果、1939年に従来美術品や遺跡保護に関する法律が体系化されることで第1089号法「文化財保護法 (Legge sulla tutela delle cose d'interesse artistico o storico)」と街並みや田園景観の保存を規定した第1497号法「自然美保護法 (Legge della Protezione delle bellezze naturali)」が制定された。しかし、この法律では、有名な遺跡や教会建築を単体として保護する規定しか盛り込まれなかったために、モニュメンタルな建築の周辺の歴史的建造物は都市美を損ねるものとして解体される都市再開発が盛んに実施される理由づけに用いられた^{注2-19}。

イタリアファシズム政権は、1940年に第二次世界対戦に参戦し、その後都市計画に関連する国家的事業は実施されず、新たに建築事業や規制計画が作成されることもなくなった。そのような状況下において、イタリアの若い都市プランナーらは、1942年以後雑誌『Casabella』や『Architettura Italiana』において、イタリアの経済立て直しのための堅実で明確な手段として都市計画のための議論が交わされた^{注2-20}。

様々な事情が重なることで、戦時中でありファシズム政権末期の1942年8月17日に第1150号法「都市計画法 (Legge urbanistica)」が制定される。しかし、この法律の施行令が定められていなかったため、戦時中には全く機能しなかったものの、将来の効率的な都市計画への第一歩であった^{注2-21}。この1942年都市計画法は、ファシズム政権ならではの社会主義的思想に基づいて、土地所有権への強い規制を規し、都市計画の実施においては、詳細計画を定めることを義務付け、歴史的市街地においては「修復計画 (Piano di Recupero)」と呼ばれる詳細計画を策定することが求められた。要するに、この法律によって、1) 詳細計画の規定による「計画なければ開発なし」という方針、2) 土地収用建築規制の規定による「何人も開発利益を徐に独占できない」、というイタリアの都市計画の2つの大原則が定められたのである^{注2-22}。

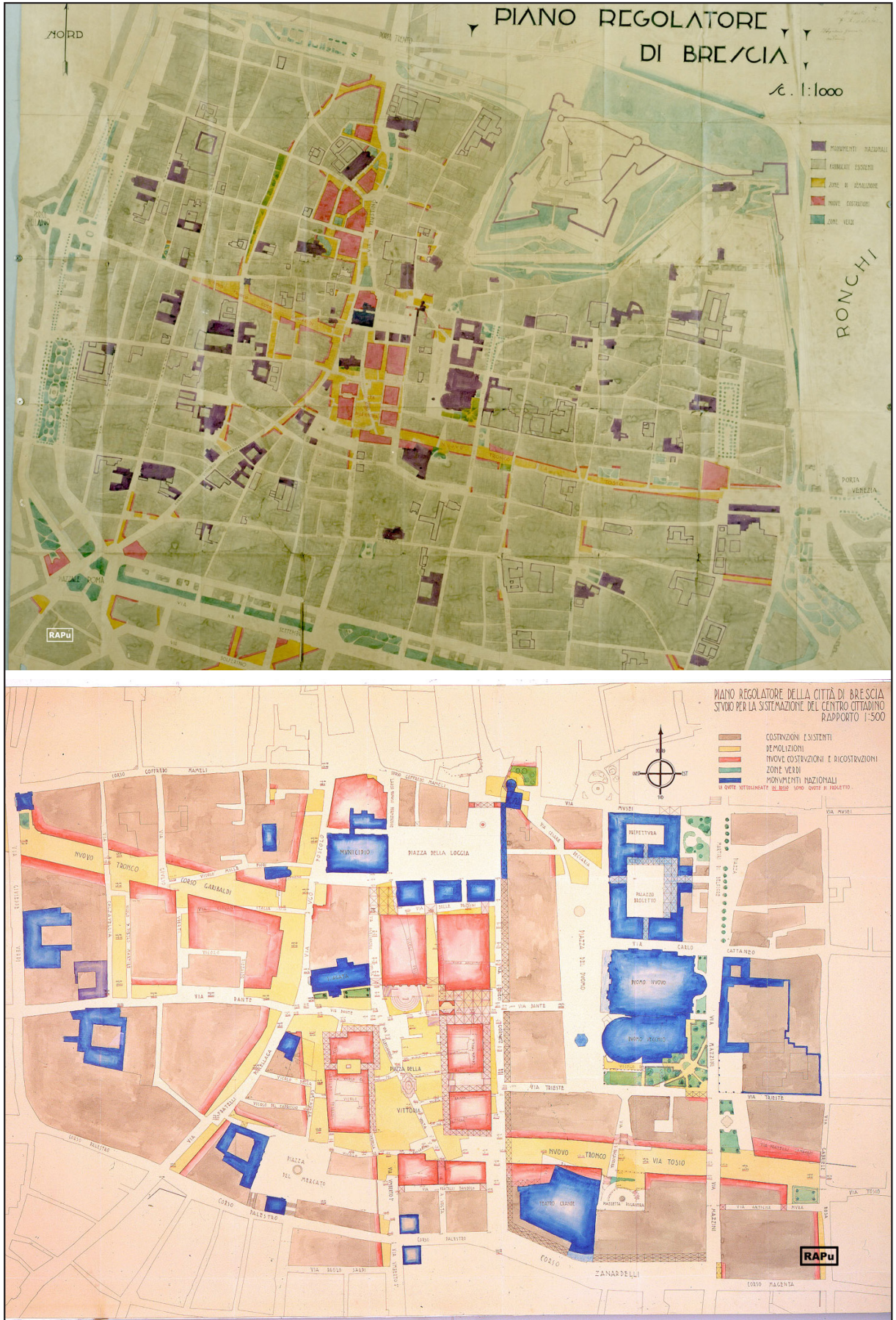


図 2-5. ピアチェンティーニによる 1929 年ブレシアの都市の中心部の建物規制計画

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

注釈

- 注 2-1) 参考文献 2-3, pp.42-43 を参照。
- 注 2-2) 同上 (参考文献 2-3) , p.43 を参照。
- 注 2-3) Patrizia Gabellini により設立された「RAPu (Rete Archivi Piani urbanistici)」のオンライン公開カタログより引用。
<https://www.rapu.it/index.php> より参照可能である。(2021年1月17日アクセス)
- 注 2-4) 参考文献 2-1, pp.148-149 を参照。
- 注 2-5) Patrizia Gabellini により設立された「RAPu (Rete Archivi Piani urbanistici)」のオンライン公開カタログより引用。
<https://www.rapu.it/index.php> より参照可能である。(2021年1月17日アクセス)
- 注 2-6) 参考文献 2-1, p.149 を参照。
- 注 2-7) 同上 (参考文献 2-1) , p.149 を参照。
- 注 2-8) 参考文献 2-5, p.9 を参照。
- 注 2-9) 参考文献 2-2, p.32 を参照。
- 注 2-10) 参考文献 2-1, p.150 を参照。
- 注 2-11) Patrizia Gabellini により設立された「RAPu (Rete Archivi Piani urbanistici)」のオンライン公開カタログより引用。
<https://www.rapu.it/index.php> より参照可能である。(2021年1月17日アクセス)
- 注 2-12) 同上 (<https://www.rapu.it/index.php>)(2021年1月17日アクセス)
- 注 2-13) 参考文献 2-1, pp.150-151 を参照。
- 注 2-14) 参考文献 2-6, p.167 を参照。
- 注 2-15) 参考文献 2-5, pp.9-10 を参照。
- 注 2-16) 参考文献 2-6, p.168 を参照。
- 注 2-17) Patrizia Gabellini により設立された「RAPu (Rete Archivi Piani urbanistici)」のオンライン公開カタログより引用。
<https://www.rapu.it/index.php> より参照可能である。(2021年1月17日アクセス)
- 注 2-18) 参考文献 2-6, p.169 を参照。
- 注 2-19) 参考文献 2-2, p.87 を参照。
- 注 2-20) 参考文献 2-6, p.170 を参照。
- 注 2-21) 同上 (参考文献 2-6) , p.170 を参照。
- 注 2-22) 参考文献 2-2, pp.32-33 を参照。

2-3 第二次世界大戦以後の都市計画

本節では、第二次世界大戦中に制定された1942年都市計画法の問題が解決され、具体的に機能し始めるまでの都市計画の展開を把握するために、1970年代までの都市計画の理論と実践を整理する。そして、1960年代の著名な都市計画家によるモデル的な都市計画の取り組みと1970年代のイタリア北中部の革新自治体における実験的な都市計画の取り組みを通じて、どのように開発と保全規制の強化、住民参加と地方分権の改革が推進され、制度化に至ったのかを把握する。

2-3-1 戦災復興期：都市郊外と中心部における無秩序な乱開発

第二次世界大戦終戦後、イタリアは国民国家として再出発を図るために様々な問題に対処しなければならず、この混乱期において、1942年「都市計画法」の私権の制限を大前提とするほとんどの規定は、60年代以降に定められることになる^{注2-23}。戦後イタリアでは、1946年以降左派政党が中央政府から追い出され、キリスト教民主党による穏健な連立政権が20年以上に渡って継続された^{注2-24}。この政権は、アメリカ合衆国への絶対忠誠を保証し、エルプ・プランとマーシャル・プランという堅固な財政支援により戦後イタリアの工業化過程が開始される^{注2-25}。このような戦災復興期においてはファシズム政権下で制定された都市計画法は決して適用されず、地方自治体の都市政策は著しい困難に直面することになる^{注2-26}。

戦後の財政支援による短期間での急速な工業化は、産業の三角地帯と呼ばれるトリノ、ミラノ、ジェノバを中心に進められ、継続的に工業施設が建設された^{注2-27}。工場生産に必要な労働力を賄うために、田舎から都市へ、内陸から沿岸部へ、そして南イタリアから北イタリアへの大規模な人口移動が起こり、都市部は深刻な住宅不足に直面する。この住宅不足に伴う不動産市場の発展は、都市人口へ住宅を供給するだけでなく、失業率を低下させ、資格のない労働者らに仕事を提供した^{注2-28}。以上のような都市の工業化により、郊外地域において工場施設や住宅団地建設のための土地の投機的行為が増加し、公共事業による公共施設やサービスの需要も生まれていった^{注2-29}。これにより整備された郊外の新市街地は、画一的な建物形状や単一機能による土地利用が特徴的であった^{注2-30}。

郊外での新市街地の建設は戦後15年間継続的に実施され、都市の大改造は歴史的市中心市街地においても同様であった^{注2-31}。建築家や都市計画家は、戦争で被害を受けた歴史的市街地の都市組織に現代的な建造物を挿入する際に、建築様式を適切に判断する課題に直面していた。さらに、歴史的市街地は、不動産市場からの圧力による歴史的市街地の変質という課題も顕著に現れた。小さな再開発が実施されると、開発圧力に拍車がかかり、建物類型の変化と容積増加を伴う根本的な建物変化が要求されるようになる。このような不動産投機のメカニズムによる歴史的市街地への破壊行為は、戦前のファシズム政権による市街地構造への破壊的な介入よりも遥かに深刻であった。特に、経済的に貧弱であり、政治的に妥協を繰り返してきた地方自治体は、戦後の不動産投機による都市の拡張の影響を制御することは不可能であった^{注2-32}。

以上のような郊外と歴史的市街地における乱開発が進行したのには、2つの理由が考えられる。1つ目の理由は、1945年3月1日第154号法「戦争により被害を受けた住宅市街地の復興計画に関する規定(Norme per i piani di ricostruzione degli abitati danneggiati dalla guerra)」により規定された戦災復興計画の特徴にある^{注2-33}。この戦災復興計画の策定は、中央政府により選出された地方自

治体に義務付けられたが、3ヶ月ほどの極めて短い期間内に策定しなければならなかった。また、この計画には、事業実現のための具体的な調査分析が含まれておらず、簡略化された文書に留まっており、実効力のある計画ではなかった^{注2-34}。期限内に復興計画を策定した地方自治体は極めて限られていたものの、結果的に300以上の戦災復興計画が主に中・少都市において策定された^{注2-35}。採用された計画には、主に3つの傾向が見られ、1つ目は、フィデンツァのように既存の歴史的市街地を改造して市街地内部で再建を完結させようとするもの(図2-6^{注2-36})。2つ目は、カッシーノやマチェラータのように郊外に市街地を拡張させ新たに住宅地を整備するもの(図2-7^{注2-37})。3つ目は、ごくわずかな例であるが、ペスカーラやアレツォのように都市内部の市街地全体を再構築するものである^{注2-38}。他方で大部分の大都市において復興計画は策定されず、新しい都市基本計画(Piano Regolatore Generale)とそれに含まれる復興計画の策定作業が継続的に行われていたミラノのみが1949年に復興計画を完成している^{注2-39}。復興計画を規定した1945年第154号法は、1957年まで10年以上にわたり繰り返し期間延長が行われ、この復興計画を根拠として郊外へ市街地整備と既成市街地での再開発による都市改造は必要性のあるものとして解釈され続けた^{注2-40}。

2つ目の理由は、都市計画権限が、地方自治体ではなく公営住宅建設機関INA-CASA(Istituto Nazionale delle Assicurazioni-Casa)に与えられたためである。この公的な機関は、1949年2月28日第43号法「労働者のための住宅建設を優遇し、就労を増進させるための措置法(Provvedimenti per incrementare l'occupazione operaia, agevolando la costruzione di case per lavoratori)」の制定を受けて設立され、1963年までの14年の間に、建設業の失業率下げながら労働者のための住宅を建設する国家的な建設プログラムが開始される^{注2-41}。当時の労働大臣アミントーレ・ファンファーニにより推進されたこのプログラムを実行するために、INA-CASAに対して都市計画権限が与えられ、都市基本計画の有無にかかわらず、住宅の建設用地を直接的に収用でき^{注2-42}、さらに土地収用から建設までの手続きは簡略化され、土地価格の調整手段まで与えられていた^{注2-43}。

初期の労働者住宅は、英国やオランダなど海外で経験を積んだ若い建築家やエンジニアにより設計され、非常に優れた建物の技術基準を兼ね備えていたものの、都市計画的観点からは立地や住棟配置に問題があった。その後、INA-CASAは、住宅のグループ化や住宅と合わせて公共サービス施設を建設する新しい住宅地の整備方針を採用し、ローマやトリノ、ミラノなどの多くの都市部において、近代的な特色を反映させた近隣住区ユニットを建設していった^{注2-44}。このように、戦災復興期に継続された労働者のための住宅建設プログラムは徐々に改善されていくものの、総じて言えば、戦前から専門家らにより議論されていたローカルな歴史の再評価を重要視するイタリアの都市計画の伝統は、ほとんど断絶されてしまった^{注2-45}。

無制限の拡張と継続的な建設利益を前提とした都市改造が進行する中で、左派の都市計画家らは継続的に歴史的市街地の保全の重要性を主張していたが、50年代前半までに時間をかけて作成された都市基本計画が採用されることはなかった^{注2-46}。1942年都市計画法の施行令と具体的な実施規定が定められていないために、一部の地方自治体は、都市基本計画を机上の将来ビジョンとして捉え、フリーランスの都市計画家らに都市基本計画の作成を依頼していた。左派の都市計画家らは、保全すべき歴史的市街地の線引きを行い、郊外の無秩序な開発を規制する義務規定を作成し、行政当局と土地所有者らにとっては是認し難い内容であった^{注2-47}。

50年代半ば以降も不動産市場の開発圧力は継続して存在するものの、いくつかの地方自治体では都市基本計画を策定しており、それらはアカデミックな計画と合理主義的計画の2つの計画モデルに



図 2-6. 1947 年フィデンツァの復興計画 - 当時の現況図 (上) 計画図 (中) 中心部の詳細図 (下) -

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

分けられる。アカデミックな典型的な計画は、1931年の都市規制計画 (Piano regolatore) を策定したマルチェット・ピアチェンティーニの後継者であるプリニオ・マルコーニが策定した、1954年ヴェローナの都市基本計画 (Piano Regolatore Generale) と1955年ボローニャの都市基本計画があげられる。他方で、合理主義的計画の代表例は、ピエトロ・ボットーニが素案を作成した1953年ミラノの都市基本計画、同じくボットーニとルイージ・ピッチナートによる1956年シエナの都市基本計画、ピッチナートによる1956年パドヴァの都市基本計画である^{注2-48)}。

戦後から50年代末までの戦災復興期では、一貫して不動産市場の開発圧力による郊外での新たな市街地整備と歴史的市街地の改造が横行し、開発と保全双方に規制をかける1942年都市計画法の理念が具現化されることはなかった。しかし、60年代以降、歴史的に革新的な政治色が多数派を占めるイタリア北中部地域において、その地域の社会的希望と建設利益を生む経済的欲望の間に矛盾が生じ始めることになる^{注2-49)}。

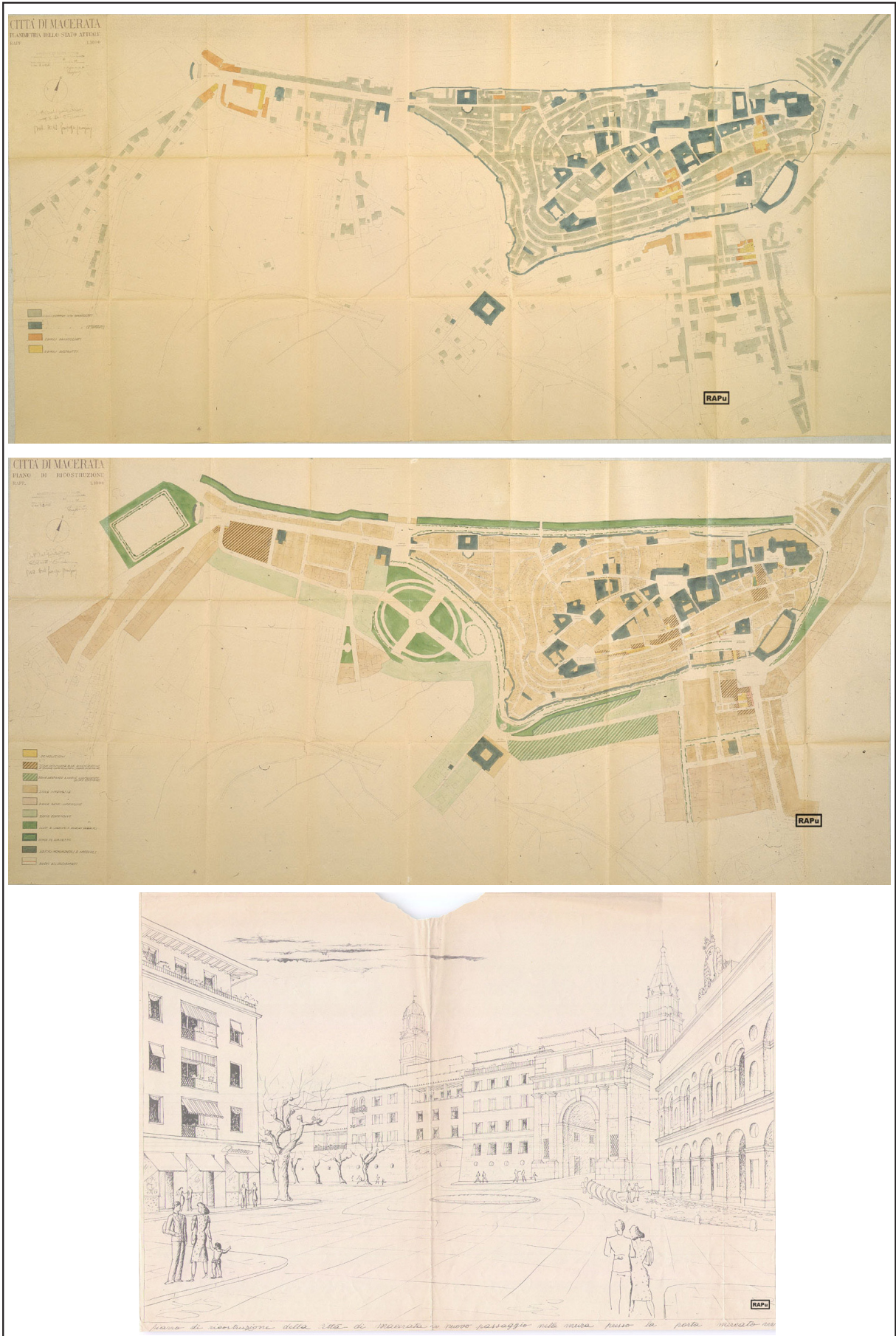


図 2-7. 1948 年マチェラータの復興計画 - 当時の現況図 (上) 計画図 (中) 城門付近のイメージ (下) -

2-3-2 制度改革期：中道左派政権の誕生と著名都市計画家による計画モデルの提示

1960年代のイタリアの都市は、戦災復興期における人口集中や工業化による都市郊外への市街地の拡大に継続的に直面し、大多数の人々は都市拡張によりもたらされる経済成長を合理的な目標として意識的に定めており、その都市成長の流れを都市計画技術により制限することは容易ではなかった^{注2-50}。このような都市拡張の現象は、イタリアのみならずその他の多くの先進諸国も同様に直面しており、60年代半ばまでの一般的な都市計画は、ゾーニングによる住宅地区と公共施設、工業地帯を基本色を用いて塗り分ける計画であった。永続的な都市化を前提とした郊外への市街地拡大が押し進められ、歴史的市街地を含む既成市街地は、効率の良い道路インフラへの障害物として認識されていた^{注2-51}。

1963年に『近代都市計画の起源』を出版したレオナルド・ベネーヴォロは、戦後から60年代までの都市拡大による経済成長が今後も継続するという前提に対して疑念を示し、特定の地区において経済的利益をいかに集中させるのではなく、その他の人々の不利益を和らげられるような方法でリソースを共同管理することを主張した^{注2-52}。このベネーヴォロの主張のように、イタリアの都市計画は、次第に改革主義的性格を帯び始め、都市の社会的関係を重視する傾向へと移行していく^{注2-53}。この60年代前半の都市計画の改革は、建築や都市計画の専門家らによる歴史的市街地の保存原則の提唱、ポローニャなどの革新自治体における実験的な取り組み、中道左派内閣による法制度の整備によって推進された。

ジョヴァンニ・アステンゴの呼びかけにより1960年にグッビオでは、歴史的市街地の保存と再生をテーマとした会議が開催された。多くの建築家や都市計画家が参加したこの会議を通じて、歴史・芸術的都市保存全国会議（Associazione nazionale centri storico-artistici/ANCSA）が設立され、歴史的市街地保存に関する原則を定めた「グッビオ憲章（Carta di Gubbio）」が発行された。これにより、教会などのモニュメンタルな単体建築物だけではなく、歴史的市街地全体を対象とした保存計画の重要性が主張され、60年代の都市計画制度の改革を通じて、制度化される^{注2-54}。

戦後に発足した保守政党キリスト教民主党は長期政権を維持していたが、戦災復興期における急速な産業開発によりもたらされた地域社会の矛盾を解消するために、抜本的な行政改革が不可避のものとなった。その結果、1963年には社会主義者の参画も許容する中道左派政党による政権が、戦後はじめて結成される^{注2-55}。この新しく発足した政権は、60年代初頭からの行政改革に関する議論を踏まえて、土地利用の公的統制や地方自治体としての州（Regione）の設置実現、住宅政策における国家の役割の整理など都市計画に直結する構造改革の全体像を描いた。この構造改革の内容は、1960年代から70年代にかけて段階的に法制度の整備を経て実現されていったが、全ての改革内容が実現されたわけではなく、政権による希望的宣言の次元に留まる改革もみられた^{注2-56}。例えば、1960年に郊外における土地や建物の投機的開発を極力減少させる新しい都市計画法が提案されたものの、土地や建物の所有権に強く縛られている穏健な政治勢力により拒絶され、国会での審議にかけられることはなかった^{注2-57}。

一方で、1960年代前半に実現された行政改革には、公共住宅建設政策に特化した2つの法制度が整備された。第一に、1962年4月18日第167号法「ローコスト庶民住宅建設のための用地収用を容易にさせる法律（Disposizioni per favorire l'acquisizione di aree fabbricabili per l'edilizia economica e popolare）、通称：公共住宅用地収用法」により、都市の郊外地域においてコムーネが

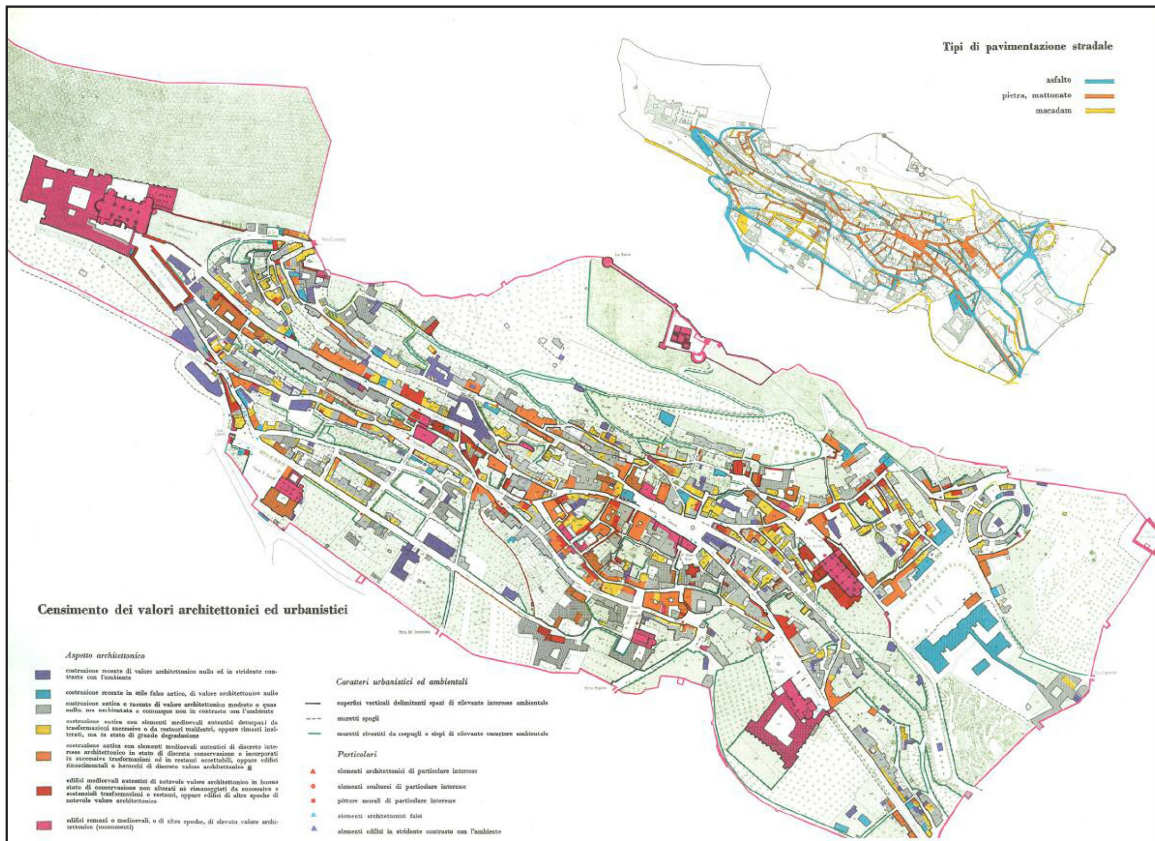


図 2-8. ジョヴァンニ・アステングにより作成された 1958 年アッシジの都市基本計画

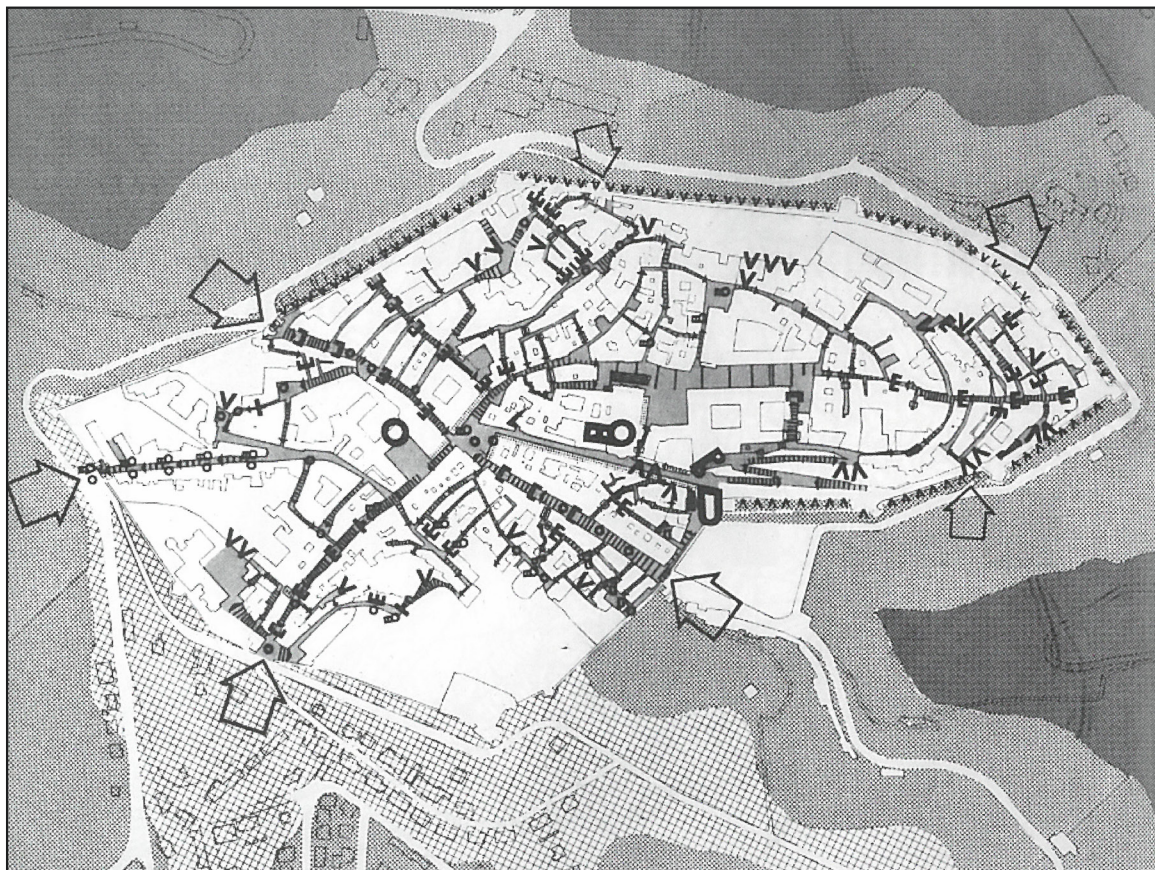


図 2-9. ジャンカルロ・デ・カルロにより作成された 1960 年ウルビーノの都市基本計画

労働者向けの公共住宅とそれに関連した施設を建設する際に、それに必要な土地を公定された農地価格で強制的に収用することをコムーネに認めた。さらに、コムーネは、その収用した建設用地を民間事業者売却することで生まれる収益によって、コムーネが権限を持つ事業の実現と都市の維持管理を財政的にまかなえるようになった^{注2-58)}。第二に、1963年3月5日第246号法「建設用地の価値の上昇に対する税金の制定に関する法律 (Istituzione di una imposta sugli incrementi di valore delle aree fabbricabili)、通称：土地増課税法」により、建設可能な郊外地域の値上がりした土地価格の何割かを税金として国庫へ収める規定が定められた^{注2-59)}。

住宅不足と土地建物の高騰問題に対処するために定められたこれら2つの法制度は、労働者の居住権を保護する革新系政治勢力の特徴と土地価格の上昇に伴う利益に課税するファシズムの特徴を含有していたため、それぞれの側面から私権の制限が定められることで、矛盾を内包する不完全な仕組みであった^{注2-60)}。しかし、これらの制度改革は、公営住宅建設においてのみコムーネの都市計画権限を強化した点で画期的であった。具体的には、人口5万人以上のコムーネは、「住宅・住宅用地整備10ヶ年計画を策定し、計画用地の半分以上の農地価格で取得・収用^{注2-61)}」を義務付けられ、「個人が地価増加で得る利益（開発利益）に重点的に課税し、利益還元^{注2-62)}」を図らなければならなかった。このように限定的ではあるが60年代前半にコムーネへの都市計画権限の付与が行われ、1942年都市計画法で定められていた自治体の都市計画権限の骨格の一部が実現された^{注2-63)}。

以上のような公営住宅の供給を中心とした行政による制度改革が進められる一方で、都市計画家らによるいくつかの先進的な取り組みも注目に値する。例えば、1960年にグッビオ憲章が発表された際には、ジョヴァンニ・アステンゴによる1958年アッシジの都市基本計画とジャンカルロ・デ・カルロによる1960年ウルビーノの都市基本計画の2つの計画がモデルとして認識され^{注2-64)}、その他にもルイーダ・ピッチナートによる1962年ローマの計画とエドアルド・デッティによる1962年フィレンツェの計画が代表的である^{注2-65)}。これらの取り組みでは、郊外への新市街地の建設や歴史的市街地内部での大規模再開発とは異なるアプローチが採用^{注2-66)}されており、デ・カルロによるウルビーノ計画は、斬新な歴史的市街地全体の総合的な再生計画^{注2-67)}であった(図2-8^{注2-68)})。

もう一方のモデルであるアステンゴによるアッシジの計画では、特に歴史的市街地の分析方法とその結果を踏まえた実施計画の策定方法について、科学的かつ学際的な計画であるとして長い間参照された^{注2-69)}。「都市と地域の発展という枠組みのなかで、チェントロ・ストリコ全域の保全と評価のプログラム^{注2-70)}」を位置付け、特に「荒廃のいちじるしい地区の環境の改善へ向けた積極的な事業方法としての保存的再生が提案された^{注2-71)}」のである。このアステンゴによるアッシジの計画は、市議会において承認されることはなかったものの、全ての市民に対して施設や公共サービスにアクセスできるような平等性を有し、歴史的市街地と郊外地域との明確な区別、歴史的市街地の厳格な保護、必要な住宅と土地利用の正しい見積もりがなされており、都市計画的観点から非常に優れていた^{注2-72)}(図2-9^{注2-73)})。

1960年代後半になると、その他の先進諸国と同様にイタリアでは、社会的緊張が都市部において高まり、学生運動や労働組合運動へと発展していった。これらの運動では、住宅や保険医療施設、学校、公共交通など異なる部門の問題が引き合いに出され、そのような部門別の運動は徐々に都市と地域の政府内部の根本的な改革というより一般的な要求へと統合される^{注2-74)}。このような市民運動の勃発に加え、1966年にフィレンツェとヴェネツィアにおける壊滅的な洪水被害を問題視する世論の後押しもあり、1960年に発表されたグッビオ憲章が再び注目を集め^{注2-75)}、1967年8月6日第765号法

「1942年8月17日第1150号都市計画法を改編・統合するための法律 (Modifiche ed integrazioni alla legge urbanistica 17 agosto 1942, n.1150)、通称橋渡し法」が制定される。

この法律は、橋渡し法 (Legge Ponte) と呼ばれているように、1942年都市計画法の実施規定を定めることで、新しい都市計画制度へと橋を渡そうとする暫定措置法である。地方自治体は、都市基本計画 (Piano Regolatore Generale/P.R.G.) と都市計画基準 (Standard Urbanistica) の策定を義務付けられ、市街地全体に規制がかけられることで開発権は極端に制限された。これにより、60年代前半に引き続いて地方自治体の都市計画権限は拡大され、特にイタリア北中部の革新自治体では、この新しい都市計画制度の都市政策への反映を試みていた^{注2-76)}。

この橋渡し法では、自治体に権限を付与することで郊外地域に公営住宅を自由に建設させようとした1962年公共住宅用地収用法とは逆行する形で規制を優先するが、他方では各自治体に市街地の発展に応じたインフラ整備を定める「都市計画基準」の策定を義務付け、開発を優先させる矛盾している点が、1つの特徴である^{注2-77)}。また、この法律制定のもう一つの重要な点として、都市基本計画の策定を早急に進めるために、その手続きの簡素化を行った点にある。なぜなら、コムーネはこの法律制定以前においても都市基本計画の策定を義務付けられていながらも、行政の能力不足や怠慢によりその制定を遅らせざるを得ないあるいは意図的に遅らせる自治体も多かった。そのため、都市基本計画の策定手続きを簡素化することでコムーネの負担を軽減させ、さらには策定手続きを完了していない自治体に対する都市計画方法についても定めたのである^{注2-78)}。要するに、「計画のない、つまり何らかの規制が決められていない地域での、建築可能性を厳しく制限^{注2-79)}」したのである。

さらに、「都市計画基準」では、ゾーニング (Zonizzazione) を定めており、AからFまでの6つの段階で土地利用規制が定められ、Aゾーンは歴史的市街地 (Centro Storico) と呼ばれる「歴史的・芸術的価値ある地区」として建築行為が厳しく制限されている。このAゾーンの線引き方法は、橋渡し法の施行令である1967年10月28日公共事業省令第3210号によって定義され^{注2-80)}、Aゾーン内の建築行為は、「修復 (Restauro)・保存的改造 (Risanamento Conservativo)・通常の維持と設備等の近代化 (Manutenzione Ordinaria e Straordinaria) に限定^{注2-81)}」された。

このような60年代における公営住宅関連の法律と都市計画法の改革をいち早く都市政策に反映したのは、伝統的に左派政党によって統治されているエミリアロマーニャ地域の州都である革新自治体ボローニャであった。ボローニャ市行政は、50年代の計画 (図2-10^{注2-82)}) を基礎とし、1969年から1970年にかけて歴史的市街地を保存再生するために都市基本計画を策定し、その策定過程において都市計画家ピエル・ルイジ・チェルヴェッラーティは、ムラトーリらによりコモで実践された都市組織を読み解く方法「建築類型学 (Tipologia Edilizia)」をボローニャで応用した。この類型学的分析により、歴史的市街地内部の全ての建物は、建築類型 (Tipo Edilizio) に分類され、それらの類型ごとに改修や再建などの事業介入カテゴリー (Categoria degli interventi) が規定された^{注2-83)} (図2-11^{注2-84)})。

このチェルヴェッラーティによるボローニャの計画のもう一つの特徴として、1962年の法律により規定され、通常なら郊外地域における労働者向けの公営住宅建設のための補助制度を読み替えて、歴史的市街地を回復させるための手段としての利用可能性を証明した点にある。このアイデアにより、パイロット事業地区内の不動産所有者らは、市行政から事業補助を受ける代わりに、事業終了後も設定された家賃で賃貸物件を提供することを義務付けられ、労働者階級の住民らがその事業地区内に住み続けられるようにした。このボローニャにおける公共住宅用地収用法を応用した歴史的市街地

の再生方法は、イタリアの都市全てに適用できるわけではなかったが、後に歴史的市街地へのあらゆる介入を行う上での標準となった類型学的分析方法の基礎を築いたと言われている^{注2-85)}。

1960年代の都市計画制度改革期では、公営住宅建設に関する2つの法律の制定によりコムーネの都市計画権限が強化され、土地価格の上昇に伴う開発利益へ課税することで開発を規制する制度が規定された。その後、1967年橋渡し法の制定により、自治体の都市計画権限はさらに強化され、都市基本計画の都市計画基準において定められる土地利用規制により郊外地域の開発に対する規制と歴史的市街地における厳格な建築行為によって、さらに私権の制限がかけられることになった。

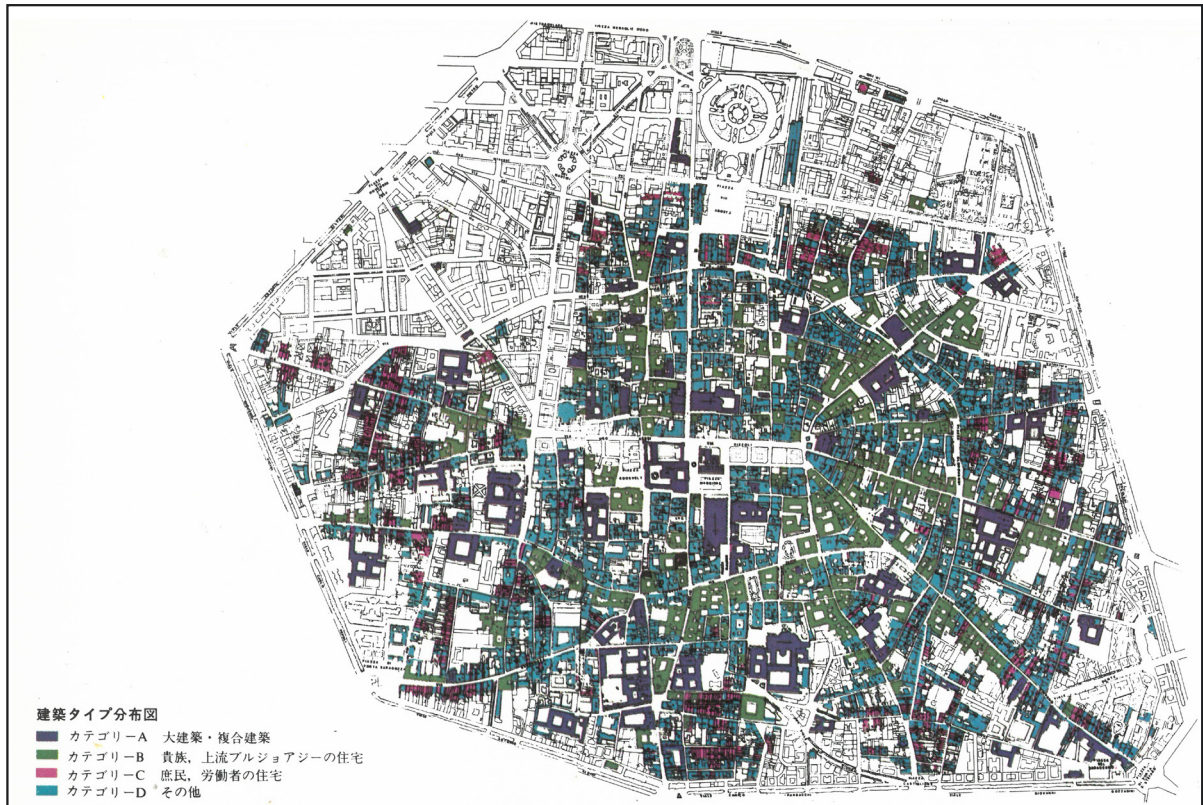


図 2-11.1970 年ボローニャの都市基本計画

2-3-3 制度確立期：革新自治体における保存再生理論の実験と参加と分権の制度化

1970年代初頭のイタリアでは、60年代末1969年「熱い秋」と呼ばれる労働運動により、継続して社会的緊張が高まっていた。この労働運動は、60年代前半に左派政党政権の発足とともに表明された都市問題に対する構造改革内容が実現されなかったことに起因しており、特に多大な負担を負わされていた労働者と低所得者階級の集まる大都市において顕著に現れていた。これらの労働者らは、賃金に見合った低廉な住宅と医療施設の不足や長い労働と通勤時間など劣悪な労働環境に苦しんでいたが、これは戦後から60年代中頃までに進行した郊外地域での投機的な住宅地開発に対して、中央と地方行政による公共事業が完全に欠如していたためであった^{注2-86}。そのため、労働組合はより良い公共交通機関と公営住宅、医療施設の拡充と労働環境の改善を政府に対して強く要求した。また、1973年オイルショックにより鉄鋼や石油化学など重厚長大産業は大幅に縮小され、大都市における建設産業も深刻な困難に直面することで、都市問題がさらに増大することになる^{注2-87}。

一方で、1970年代のイタリアでは、奇妙なことに戦後2番目の奇跡の経済成長を経験した時代でもあった。これは、高度に専門的な椅子や靴など輸出志向が強い中小企業による産業が発達し、これらの産業による雇用は、イタリア国内でも衰退傾向にあった小さな都市と郊外地域において活発になっていった。特にこの経済成長の中心地であったアドリア海沿岸部やイタリア北東部は、第三のイタリアと呼称されるようになり、戦後のイタリア発展を支えてきた大規模産業に取って代わる、新しい経済構造を発展させた。この新しい経済は、都市部に労働力を集中させる必要がなかったために、生産拠点を分散させ、小規模な集落や都市郊外地域において雇用創出と住宅建設を推し進めた^{注2-88}。

以上のような都市部において深刻化する都市問題と農村部での新しい経済の誕生に対して、中道左派政権により60年代に約束されたものの実現されていなかった構造改革が、論争の対象となっていった。具体的な改革内容は、都市計画から教育、医療、住宅、公共インフラ、農業政策など非常に多岐にわたり、60年代の公共住宅や都市計画関連の改革を受ける形で、革新的な改革が進められた^{注2-89}。

1970年に実施された地方分権に向けた改革として、州政府の設置の実現が挙げられる。この州政府は、1948年イタリア共和国憲法においてすでに定められた^{注2-90}ものであり、州行政区域内の地域と経済を効果的な管理を担う自治を与えられた選挙に基づく行政機関である。この州政府の実現は、長期的な視点からすると地方行政への国の権限を分権する段階的な取り組みと捉える一方で、州政府の権限が完全には定義されなかったために十分な財政や行政手段が与えられず、特に教育や公共福祉の問題について必須とされていた改革が再び据え置きになったとの指摘も見受けられる^{注2-91}。

他方で、都市市民らによる運動は、州政府設置による中央政府と地方の間の伝統的な構造の根本的な改変だけではなく、都市の管理への市民の直接参加を可能とする仕組みを形成する^{注2-92}。70年代における地方分権化は、地方自治体の権限を拡張したが、同時にその権限の多くは都市内部の地区へと分権化され、地区議会(Consiglio di Quartiere)と呼ばれる住民が組織する小議会が組織される。この地区議会は、1960年代以降ボローニャを中心とした革新自治体で実験された地区レベルでの参加と分権の仕組みに基づいており、1976年4月8日第278号法「市行政の分権および市民参加に関する法律(Norme sul decentramento e sulla partecipazione dei cittadini nella amministrazione del comune)、通称分権・参加法」により全国的に制度化された^{注2-93}。ボローニャの地区住民評議会は、「市民の多様な要求を取り入れ、検討していく住民の討論の場となり、地区の自主管理行政に際し、その

意思決定の場^{注2-94)}」であったのに対して、1976年の制度化により全国展開した地区議会では、「行政サービスの向上のために小規模な行政区ごとに分権化された事務所をおくように^{注2-95)}」、適正な人口規模に応じて小さな議会を設けて運営しようとしたため、従来のコムネ議会と地区議会の2重構造が発生した^{注2-96)}。この地区議会は、都心部の地区内街路や広場の交通規制や歴史的建造物の利活用など身近な居住環境の改善に積極的に取り組んだことで成果をあげたが、「都市計画制度への地区住民参加制度によって都市計画決定がいちじるしく遅滞したため、市役所は建築許可^{注2-97)}」を出せず70年代後半以降の経済回復期に開発事業を抑制したとも言われている^{注2-98)}。

地方分権と市民参加に関する改革に加えて、1970年代前半に中道左派政権は、深刻な住宅および都市問題にも抜本的な改革を行った。60年代前半にも住宅関連法が制度化されたものの、土地と建物の投機的開発や1962年第167号の実施不足、公共空間と社会福祉施設の不足がより深刻な問題となり、当時社会党の公共事業大臣の提案により、1971年10月22日第865号法「公共住宅建設のプログラムとその調整化のための、1942年8月17日第1150号都市計画法、1962年4月18日第167号法、1964年9月29日第847号法の改編と統合のための法律 (Programmi e coordinamento dell'edilizia residenziale pubblica; norme sulla espropriazione per pubblica utilità; modifiche ed integrazioni alle leggi 17 agosto 1942, n.1150; 18 aprile 1962, n.167; 29 settembre 1964, n.847)、通称公共住宅改革法」が制定される^{注2-99)}。この法律によって、「財源、住宅配分の判断基準、家賃の決定の判断基準^{注2-100)}」を以前の法律の一貫性のなさに起因して発生していた差別を克服しながら統合された。また、公共住宅の計画作成の任務を地方自治体に委ね、その計画「実施の任務を庶民住宅協会 (Istituto Autonomo per le case popolari) に委ねることにより、計画事業の特別団体の解散を指令^{注2-101)}」し、さらに地方自治体が、既存の建築遺産と歴史的市街地への再価値化のための計画事業のプログラムを提出する可能性を確立した。

もう1つの1971年第865号法により規定された重要な点として、1865年第2359号法により定められた公的な使用のための土地収用に関する規定がある。この第865号法による新しい規定により、コムネによる土地の獲得可能性を高くし、さらに土地収用時の買取価格を客観的かつ統一的方法により算出できるようにし、収用された土地の所有者は所有権を失うが、99年間の使用権を保持することとなった。要するに、実質的に農地価格に基づいて収用価格を定義することで、建設を目的とした土地の価値の上昇がなくなることで、土地の所有権利から建設権利が分離されることになった^{注2-102)}。

住宅問題の解決に向けた法整備は、1970年代後半にも実施され、これによりイタリア全土の都市の中心部において住宅再生事業が進行し、建築単体の保存修復ではなく、老朽家屋のある地区改善による都市再生が一般化する。この都市の保存と再生を進める機動力を与えた住宅関連法とは、1978年7月27日第392号法「都市不動産の賃貸原則の法律 (Disciplina delle locazioni di immobili urbani)、通称均等家賃法」、1978年8月5日第457号法「公共住宅建設10カ年法(Norme per l'edilizia residenziale)」であり^{注2-103)}、各自治体では公営住宅建設にあたって、歴史的市街地の老朽住宅の保存と再生に取り組む制度を整えた。この1971年第865号法と1978年457号法を活用することで、チェルベッラーティによるボローニャの都心部での庶民ローコスト住宅建設やその他コモ、フェッラーラ、ヴェネツィアなどの中規模都市とローマやトリノなど一部の大都市において、老朽家屋の買い上げにより公共住宅として再生する事業が進められた^{注2-104)} (図2-12^{注2-105)})。

以上のような70年代の社会闘争の後押しを得て、住宅・都市行政の仕組みが改革され、公共住宅

事業を通じた歴史的市街地の居住性改善による都市の保全と再生が進められたのには、以下の3つの要因が考えられる。

まず、都市の中心部に老朽家屋と高齢者の増加する歴史的市街地をどのように運営していくかという社会的課題に取り組んだためである。歴史的な価値のある建物の保存と修復という議論ではなく、歴史的市街地の再生を社会課題として捉え直すことで、市民の指示を獲得し、都市の保存が面的な広がりを持ち始めた^{注2-106}。

2つ目の要因として、建築と都市計画の専門家らによる学術的な議論の蓄積が考えられる。例えば、1971年 ANCSA のベルガモ大会では、これまでの文化財保護法的に保護し規制する歴史的市街地の認識ではなく、地域全体のシステムの中での資源として位置付ける考え方が議論され、歴史的市街地を都市開発の「むだづかい」の犠牲にするのではなく、郊外への新規建設投資を節約して、活用できる建築不動産を集合体として保全することが提言された^{注2-107}。他方、1973年 ANCSA のヴィチェンツァ大会では、歴史的市街地が文化的な価値だけではなく、都市の経済全体との関係の中で経済的資産としての役割を再考できることが主張されていた^{注2-108}。

最後に3つ目の要因として、イタリアでは1973年に2つの危機に見舞われたためである。まず、1973年石油危機に対して、イタリアでは燃料の消費を抑えるために、休日の個人の自動車の使用が制限された。こうして都市郊外の寝床としての住宅市街地の住みにくさを痛感し、無秩序な自動車交通により覆い隠されていた歴史的市街地の豊かさを再発見したのだ。次に、1973年ナポリと南イタリアの都市で蔓延したコレラによる危機である。このコレラ危機により、下水道未整備や保険医療施設の不足などの公衆衛生に配慮のない歴史的市街地における開発の限界が露呈した^{注2-109}。この2つの危機により、「既存の建築遺産の再生と再活用、都市と歴史的街区での私的交通の縮小、公共交通の強化が、文化的、歴史・芸術的遺産の保護手段としてではなく、社会的・経済的目標として捉えられ始めた^{注2-110}」のである。

これまで70年代の住宅都市行政の改革内容を分権・参加の仕組みや住宅関連法の再整理を通じて把握してきたが、イタリアの現行の都市計画法へと確立されるために忘れてはならない1970年代後半に整備された。それは、1977年1月28日第10号法「土地の建築可能性に関する規定 (Norme per la edificabilità dei suoli)、通称ブカロッシ法」である。このブカロッシ法は、1967年第1150号橋渡し法によって規定された「建築許可 (Licenza Edilizia)」制度をより厳しくし、暫定的であった橋渡し法を固定化するとともに、自治体に土地収用の権限が与えられた1962年第167号公共住宅用地収用法との矛盾を解消することで、土地利用権に対する規制をさらに厳しいものとした^{注2-111}。具体的には、「新規に建設される建物が自治体によって許可される場合は、そのために必要な都市整備に当てられる事業費が、土地所有者・建築主の負担となる。建築主は建築行為によって都市環境を改変するため、都市基盤整備に必要な公的経費を負担すべきであり、建築投資コストは、この社会的経費を含むべきものであるという内容^{注2-112}」である。この法律による過度な規制は、行き過ぎているとの指摘も見受けられるが、イタリアの都市計画法において開発利益の社会的還元意図を明確に位置付けたのである^{注2-113}。

以上に記した通りに1970年代の住宅・都市行政改革が進み、その改革内容は具体的に都市政策にも反映されていた。主に当時の革新系自治体において、不動産開発という都市の病理に対峙するために、計画と実装後の管理の関係を強化することを目指し、計画の現実的な実現可能性を向上させ、都市の発展に質的な効果をもたらすことを狙った都市基本計画が策定された。その実現方法としては、

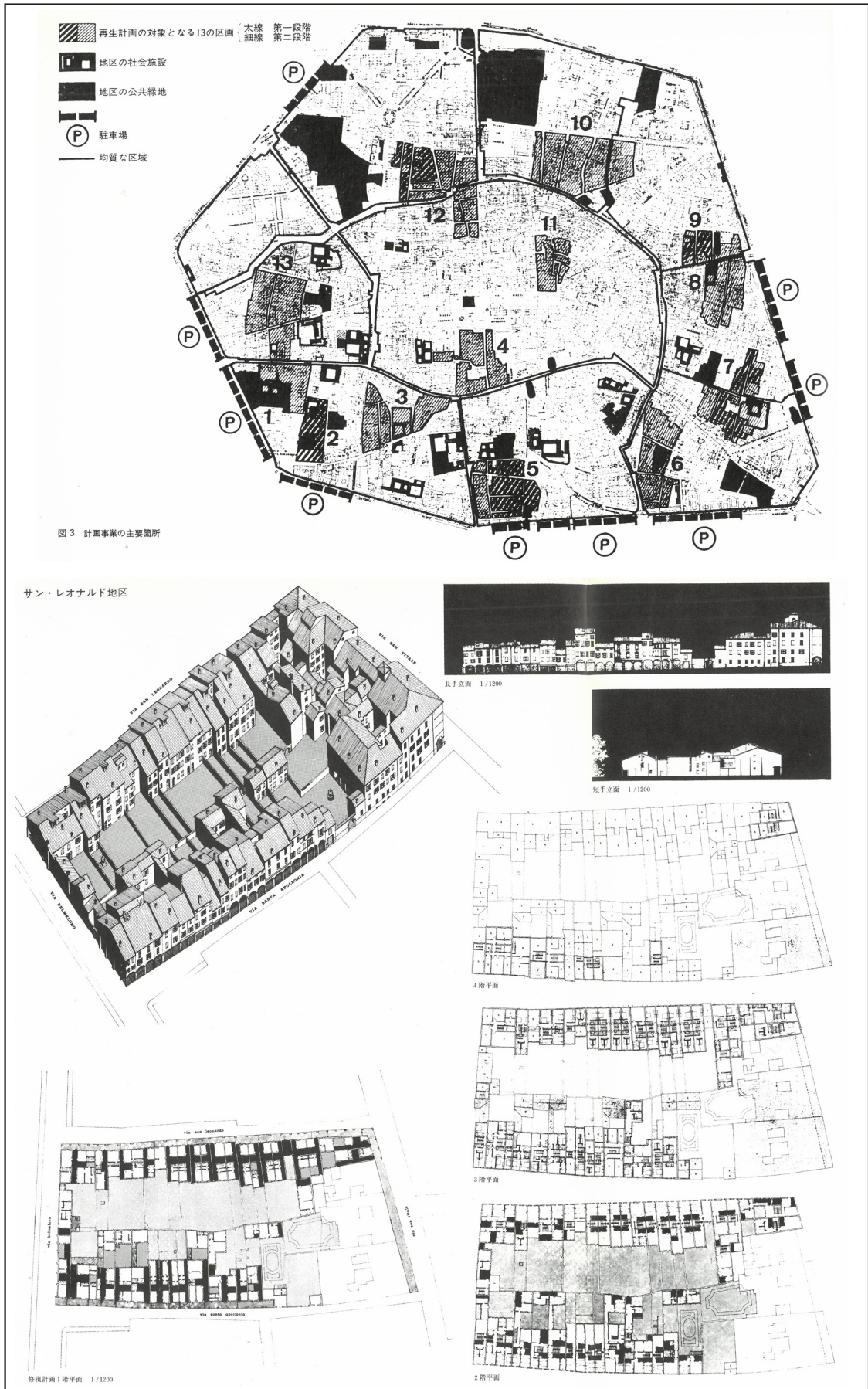


図 2-12. ボローニャのサン・レオナルド地区の修復計画

既に述べた老朽家屋のある地区を公共住宅として再生する事業があげられ、社会サービスの拡充と緑を中心とした自然の価値を高める新しい質的な都市開発の手法が試されたのだ。例えば、1976年に採択されたミラノとジェノバの都市基本計画やエミリアロマーニャ州における1975年フェッラーラやモデナの都市基本計画、1978年ボローニャの都市基本計画の改定などがあげられる^{注2-114)} (図2-13、図2-14^{注2-115)})。

1970年代の都市計画制度確立期では、1970年州政府の設置を皮切りに、住民参加の仕組みの制度化や住宅関連法の整理、都市計画法上の規制と開発の矛盾の解消など、60年代から始まった様々な住宅・都市計画行政の改革が進行した。戦前1942年に都市計画法が制定されたものの、施行令と実施規定が定められないまま戦中・戦後の混乱期に突入したことで後回しになっていた課題が、60年代末からの社会闘争と中道左派政権の革新的取り組みにより解消され、以上の改革が徐々に実現してきたのである。分権と参加の制度には、国から州政府へ与えられた権限が限定的であること、ボローニャでの実験とは異なる住民の直接参加を可能とする地区議会が設置されたこと、に問題が見られるものの、その解決は1990年新地方自治法の制定まで待たなければならない。

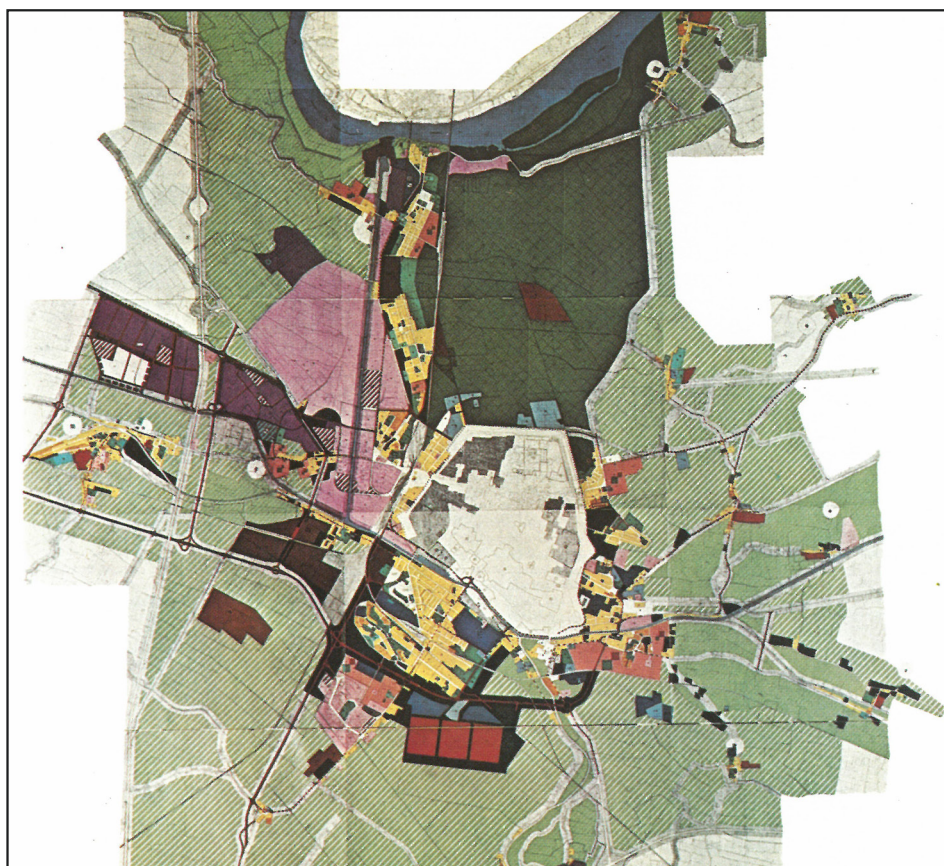


図 2-13. 1975年フェッラーラの都市基本計画の修正計画

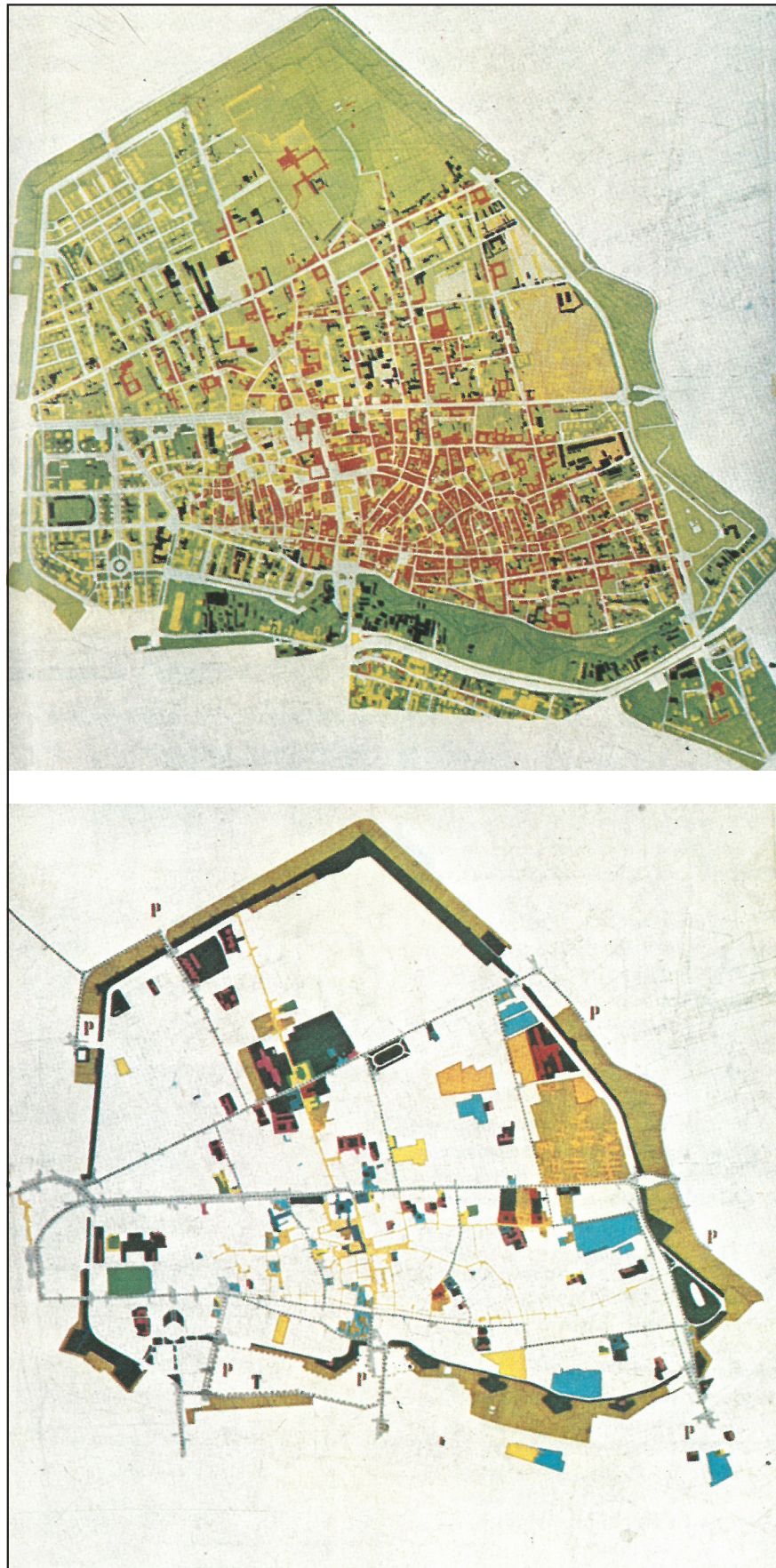


図 2-14.1975 年フェッラーラの都市基本計画での保存計画(上)と施設計画(下)

注釈

- 注 2-23) 参考文献 2-2, p.16 を参照。
- 注 2-24) 参考文献 2-5, p.10 と参考文献 2-7, p.242 を参照。
- 注 2-25) 参考文献 2-5, p.10 を参照。
- 注 2-26) 参考文献 2-2, p.16 を参照。
- 注 2-27) 参考文献 2-5, p.10 を参照。
- 注 2-28) 参考文献 2-7, p.238 を参照。
- 注 2-29) 参考文献 2-5, p.12 を参照。
- 注 2-30) 参考文献 2-11, p.37 を参照。
- 注 2-31) 参考文献 2-12, p.24 を参照。
- 注 2-32) 参考文献 2-7, p.251 を参照。
- 注 2-33) 参考文献 2-1, p.152 を参照。
- 注 2-34) 参考文献 2-7, p.242 を参照。
- 注 2-35) 参考文献 2-6, p.173 を参照。
- 注 2-36) Patrizia Gabellini により設立された「RAPu (Rete Archivi Piani urbanistici)」のオンライン公開カタログより引用。
<https://www.rapu.it/index.php> より参照可能である。(2021年1月17日アクセス)
- 注 2-37) 同上 (<https://www.rapu.it/index.php>) (2021年1月17日アクセス)
- 注 2-38) 参考文献 2-1, p.152 を参照。
- 注 2-39) 参考文献 2-6, pp.173-174 を参照。
- 注 2-40) 参考文献 2-1, p.152 を参照。
- 注 2-41) 参考文献 2-7, p.239 を参照。
- 注 2-42) 参考文献 2-5, p.26 を参照。
- 注 2-43) 参考文献 2-7, p.242 を参照。
- 注 2-44) 参考文献 2-6, p.178 を参照。
- 注 2-45) 参考文献 2-7, p.240 を参照。
- 注 2-46) 参考文献 2-7, pp.242-245 を参照。
- 注 2-47) 参考文献 2-5, p.26 を参照。
- 注 2-48) 参考文献 2-11, pp.37-38 を参照。
- 注 2-49) 参考文献 2-11, p.38 を参照。
- 注 2-50) 参考文献 2-11, p.38 を参照。
- 注 2-51) 参考文献 2-7, p.242 を参照。
- 注 2-52) 参考文献 2-7, p.243 を参照。
- 注 2-53) 参考文献 2-11, p.39 を参照。
- 注 2-54) 参考文献 2-12, p.24 を参照。
- 注 2-55) 参考文献 2-5, p.12 を参照。
- 注 2-56) 同上 (参考文献 2-5), p.12 を参照。
- 注 2-57) 同上 (参考文献 2-5), p.27 を参照。
- 注 2-58) 同上 (参考文献 2-5), p.27 を参照。
- 注 2-59) 同上 (参考文献 2-5), p.27 を参照。
- 注 2-60) 同上 (参考文献 2-5), p.27 を参照。
- 注 2-61) 参考文献 2-2, p.16 より引用。
- 注 2-62) 同上 (参考文献 2-2), p.16 より引用。
- 注 2-63) 同上 (参考文献 2-2), p.21 より引用。
- 注 2-64) 参考文献 2-7, p.253 を参照。
- 注 2-65) 参考文献 2-11, p.39 を参照。
- 注 2-66) 参考文献 2-12, p.24 を参照。
- 注 2-67) 参考文献 2-2, p.52 を参照。
- 注 2-68) イタリア都市計画協会の発行する専門誌『Urbanistica』24-25号 53-54頁(1965年発行)より引用。
- 注 2-69) 参考文献 2-7, p.253 を参照。
- 注 2-70) 参考文献 2-12, p.24 より引用。

- 注 2-71) 同上 (参考文献 2-12) , p.24 より引用。
- 注 2-72) 参考文献 2-7, p.253 を参照。
- 注 2-73) Mondadori Electa 編著『Giancarlo De Carlo. Le ragioni dell'architettura. Catalogo della mostra』(Electa S.p.A. より 2005 年出版) より引用。
- 注 2-74) 参考文献 2-5, p.13 を参照。
- 注 2-75) 参考文献 2-12, p.25 より引用。
- 注 2-76) 参考文献 2-12, p.21 を参照。
- 注 2-77) 参考文献 2-2, pp.34-35 を参照。
- 注 2-78) 参考文献 2-2, pp.35-36 を参照。
- 注 2-79) 同上 (参考文献 2-2) , p.36 より引用。
- 注 2-80) 同上 (参考文献 2-2) , pp.37-38 を参照。
- 注 2-81) 同上 (参考文献 2-2) , p.38 より引用。
- 注 2-82) Patrizia Gabellini により設立された「RAPu (Rete Archivi Piani urbanistici)」のオンライン公開カタログより引用。
<https://www.rapu.it/index.php> より参照可能である。(2021 年 1 月 17 日アクセス)
- 注 2-83) 参考文献 2-7, p.253 を参照。
- 注 2-84) マルチェットロ・ヴィットリーニ編『都市の思想の転換点としての保存 イタリア都市・歴史的街区の再生』, 都市住宅, 鹿島出版会, p.62, 1976.7 より引用。
- 注 2-85) 同上 (参考文献 2-7) , p.253 を参照。
- 注 2-86) 参考文献 2-5, p.13 を参照。
- 注 2-87) 参考文献 2-7, p.250 を参照。
- 注 2-88) 同上 (参考文献 2-7) , pp.250-251 を参照。
- 注 2-89) 参考文献 2-5, p.14 を参照。
- 注 2-90) 参考文献 2-5, p.25 を参照。
- 注 2-91) 参考文献 2-5, pp.13-14 を参照。
- 注 2-92) 参考文献 2-5, p.13 を参照。
- 注 2-93) 参考文献 2-16, p.31 を参照。
- 注 2-94) 参考文献 2-2, p.268 より引用。
- 注 2-95) 同上 (参考文献 2-2) , p.268 より引用。
- 注 2-96) 同上 (参考文献 2-2) , p.268 を参照。
- 注 2-97) 参考文献 2-2, p.268 より引用。
- 注 2-98) 参考文献 2-2, p.268 を参照。
- 注 2-99) 参考文献 2-5, p.26 を参照。
- 注 2-100) 同上 (参考文献 2-5) , p.30 より引用。
- 注 2-101) 同上 (参考文献 2-5) , p.30 より引用。
- 注 2-102) 同上 (参考文献 2-5) , p.30 を参照。
- 注 2-103) 参考文献 2-12, p.26 を参照。
- 注 2-104) 参考文献 2-2, p.62 を参照。
- 注 2-105) マルチェットロ・ヴィットリーニ編『都市の思想の転換点としての保存 イタリア都市・歴史的街区の再生』, 都市住宅, 鹿島出版会, p.64, pp.69-70, 1976.7 より引用。
- 注 2-106) 同上 (参考文献 2-2) , p.62 を参照。
- 注 2-107) 参考文献 2-12, p.26 を参照。
- 注 2-108) 参考文献 2-7, p.253 を参照。
- 注 2-109) 参考文献 2-5, pp.14-15 を参照。
- 注 2-110) 参考文献 2-5, p.15 より引用。
- 注 2-111) 参考文献 2-2, p.43 を参照。
- 注 2-112) 同上 (参考文献 2-2) , p.43 より引用。
- 注 2-113) 同上 (参考文献 2-2) , p.43-45 を参照。
- 注 2-114) 参考文献 2-11, pp.39-40 を参照。
- 注 2-115) マルチェットロ・ヴィットリーニ編『都市の思想の転換点としての保存 イタリア都市・歴史的街区の再生』, 都市住宅, 鹿島出版会, p.59, 1976.7 より引用。

2-4 都市の思想の転換点以後の都市計画

本節では、都市の権利を再獲得するための国民的議論と中道左派政権による制度改変により都市の思想の転換を迎えた1970年代後半以降の都市計画の展開を把握するために、1980年代から現代までのイタリアの都市計画の理論と実践を整理する。そして、歴史的市街地だけではなく、その周辺の既成市街地やテリトリーを再価値化するための各自治体における都市計画の取り組みを通じて、都市の質を高めるためにどのような手段が新たに整備され、参加と分権の仕組みがどのように更新されたのかを把握する。

2-4-1 同質化更新期：地域景観保全制度の確立と都市更新のための既成市街地の同質化

1980年代のイタリアの都市では、70年代までに確立された市街地全体に対する都市計画制度と都市の質を高める実施手段によって、具体的な空間更新の成果が歴史的市街地とその周辺の既成市街地において現れてくる。この70年代までに達成された都市の思想の転換とその実現は、1980年代以降より広い空間スケールである地域、つまり農村と漁村の思想の転換へと結びついていく。イタリアの小さな集落は、70年代以降第三のイタリアとして経済成長を遂げた一部の集落を除けば、戦後の都市化により恒常的に衰退傾向にあり、そのような急速に過疎化していた農村は70年代末に危機的状况を迎えることになる^{注2-116)}。この理由として、「60年代に始まるEU農業市場自由化に対抗するための農業構造改革」の行き詰まりと農村にリゾート開発圧力の波が押し寄せてきたことの2点が挙げられる。イタリアの都市基本計画(Piano Regolatore Generale)は、市街地を対象に規制をかけており、その周辺地域の土地利用に対する規制が設けられていなかったために、上記2つの課題に対処する制度を作る必要があった。

このような背景により、80年代後半に1985年6月27日第431号法「1985年6月27日暫定措置令312号の法律化、特別な環境価値のある地域の保護のための緊急規定(Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 27 giugno 1985, n.312, recante disposizioni urgenti per la tutela delle zone di particolare interesse ambientale)、通称ガラッソ法」が制定され、州政府により策定された地域景観計画に沿って、各自治体は景観計画を作成する^{注2-117)}ことになり、イタリアの国土全体が都市基本計画と景観計画によって保全と開発の規制がかけられた(図2-15、図2-16^{注2-118)})。

この景観計画策定のために様々な手法が開発されたが、特に70年代に歴史的市街地で「修復計画を立てていたおなじ専門家が作業にあたっていた^{注2-119)}」ために、地域の組織を読み解くための類型学的アプローチが発展した。なぜなら、「景観を形成するさまざまな農地・林地は、建物同様に景観の重要な要素であり、地域独特の形態をもち、また歴史的風土の中で人間と自然とのかかわり方によってつくられてきたことを考えれば、類型化されるべき特色をもっていることは当然^{注2-120)}」である。景観的に重要な要素の多様な組み合わせにより景観の保全計画を作成する手法は、衰退傾向にあった農村を再評価する上で非常に重要であった^{注2-121)}。

また、70年代までに確立された歴史的市街地の老朽家屋を公共住宅として建て替えることで都市を再生する仕組みによって、イタリアの全ての都市の抱える問題が解決されたわけではなかった。高齢化や住宅の老朽化、都心経済の衰退などの従来の問題が未解決であった中小都市の歴史的市街地は、1980年代において観光需要の増加による社会経済的構造の変化への対応、歴史的建造物の不動産価

値の高騰による住民や零細企業の追い出し、人口と経済活動の都心回帰の大規模化などの問題に直面する。このように歴史的市街地の抱える問題が複合化することで、60年代末より発展されてきた類型学的考察に基づく1970年代のボローニャでの実験を全国的に展開した社会的都市保存手法の限界が見え始め、ローマやナポリなどで保存と再生の目的と手法は多様化した^{注2-122}。

他方、70年代に制度化された地区議会という住民参加の仕組みは、80年代にどのような役割を果たしたのだろうか。この地区議会は、60年代にボローニャやフィレンツェで実験が重ねられ、1976年第278号法分権・参加法により制度化されたが、この法律を実施した自治体の数は少なく、実施されたとしても上述のボローニャやフィレンツェのように幅広い分野で豊かな権限が与えられた地区議会は極めて少なかった^{注2-123}。地区議会に付与された行政権限としては、福祉や文化、スポーツなどの分野に多く、これらの分野においては効率的でかつきめ細やかなサービスが地区の事務担当者により運営された。一方で、公共事業など都市計画行政に関わる分野では、住民間に利害関係が対立するために、意思決定に多大な時間を要してしまうため、権限が付与されないあるいは付与されたとしても問題を抱えていた。例えば、1つの公共事業が、都市計画や建築法規に適合しているものの、地区議会による意思決定がなされないために、コムーネによる建築許可を出せないこともみられた^{注2-124}。この地区議会による意思決定の遅れにより、「第2の奇跡」と呼ばれる80年代の経済成長期においても「町並みと居住環境が守られた^{注2-125}」という主張もあれば、意思決定の遅れにより「イタリアの街は時代遅れになってしまった^{注2-126}」という反対意見もあり、地区議会の果たす役割は議論的となった。

また、先進的な都市計画の取り組みを継続していた自治体では、都市の思想の転換点以後の80年代初頭において、その計画傾向が都市の拡張傾向から既成市街地全体の更新(Trasformazione)へと移行していく。つまり、戦後の無秩序な開発により不連続に拡張されてきた新市街地を再価値化することで、都市の有機的な繋がりを再獲得しようとしたのである^{注2-127}。この都市の広がりや再構築するために、建築や都市計画の専門家らは、都市更新を実現するための都市計画プロジェクトの必要性を提示し、都市更新の基本的テーマとして、都市の中に中核的な価値を有する場を分配することや都市内部の自然価値を高めるための緑の連続性を再構築することがあげられる^{注2-128}(**図 2-17**、**図 2-18**^{注2-129})。

この都市の更新(Trasformazione Urbana)という特徴は、60年代・70年代においても改革的な取り組みを行ってきているエミリアロマーニャ州の自治体で採択された計画に明確に現れている。このような更新をテーマとした計画では、既成市街地の質を高めるための課題解決が目指されており、「同質性(Omogenità)」というキーワードが用いられている。この同質性を担保して新しく都市地域システムを更新していく上では、どのような機能や地区が戦略的に重要であるかを決定する必要があり、更新のために決定的な貢献をもたらす可能性のある時間的な優先順位ではなく質的な優先順位が重要視される^{注2-130}。そのための具体的な方法としては、質的な更新を確実にするための「機能的統合(Integrazione funzionale)」と「弾力的な実施(Elasticità attuativa)」を用いた多様な方法が重要視されている^{注2-131}。

この多様な方法の共通項として、単一の地区に集中的に投資することで市街地更新に強い特徴をもたらす「集中的な介入(Interventi Intensivi)」と既成市街地全体に広がっている緩やかな更新をもたらす「広範囲に及ぶ介入(Interventi Estensivi)」との間に明確な区別が見られることだ。集中的な介入は、未利用の空間や退廃した地区を対象として、単機能を挿入するのではなく、住宅やレクリエー

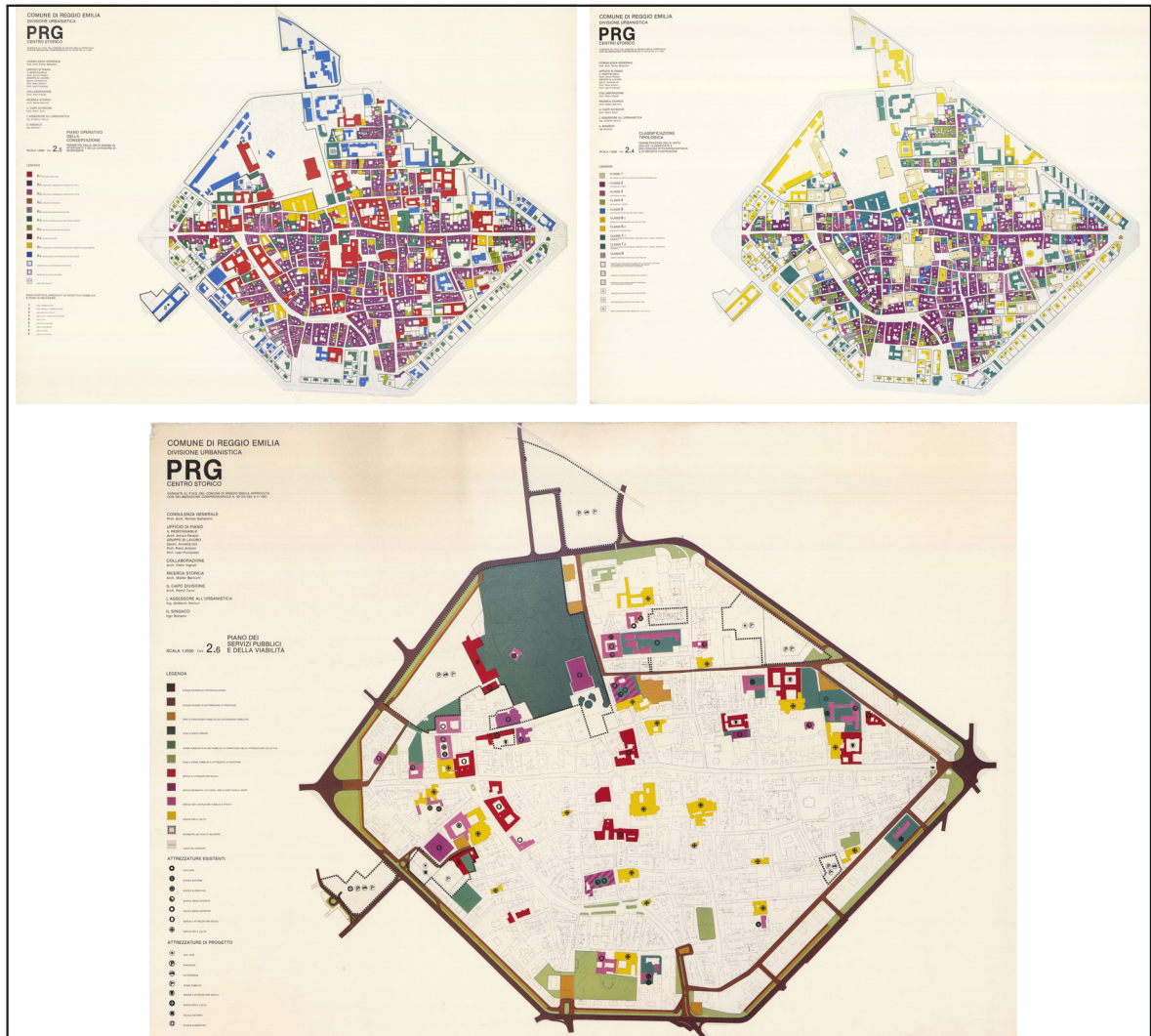


図 2-17. 1981 年レッジョエミリアの歴史的市街地内の都市基本計画



図 2-18. 1984 年レッジョエミリアの都市基本計画

ション、商業、生産、社会的な場など多様な機能を統合する方法で計画される。このような機能複合を可能とするために用途に対する規制緩和と建物所有者に対してインセンティブを与えるために容積緩和がなされ、大規模な民間投資と公共投資により戦略的価値のある地区へと更新される。一方で、広範囲に及ぶ介入は、上述の集中的な介入エリアの周辺を対象としており、新たに形成される介入度合いの高い地区の効果を周辺に波及させるために、公共サービスの拡充や緑地挿入による自然環境価値の連続性の向上などが計画される^{注2-132)}。

1980年代の同質化都市更新期では、戦後イタリアの都市に諸問題をもたらした市街地の拡張傾向は、都市の質を高めるための市街地更新へと移行され、比較的新しい市街地においても同程度の質を担保するための同質化が目指された。これを達成するためには、民間と公共双方の投資が求められ、土地利用や容積率に対する規制を弾力的に変更し、機能複合により戦略的な価値を生み出す多様な方法が試されたと言える。他方で、開発と保全規制の対象は、地域全体へと広がりを持ち、地方自治体は新たに景観計画の策定が義務付けられるようになった。一方で、直接的な住民参加を可能とする地区議会の制度には、権限付与される分野に応じて問題が見られるようになり、1990年新地方自治法の制定において、この参加の仕組みは、大きく改変されることとなる。

2-4-2 複合プログラム期：複合プログラムによる戦略的再編と地方分権の確立

1990年代と2000年代のイタリアでは、戦後から数度にわたり改革を続けてきた都市と地域の自治の仕組みが更新され、1980年代以降比較的新しい既成市街地の質を高めるための実施手段が整備され、地域スケールでの景観保全計画が各地で実装されていく。

イタリアの地方行政は、1948年に共和国憲法が施行されてから1990年までの期間、国の決定する政策により間接的に方向付けられていた。1970年に新たな地方自治体として州政府が設置されたことにより、国の権限の一部は州政府へと移譲され、国の財源の一部が州政府へと分配された。しかし、州政府には部分的な権限と財源しか与えられず、地方分権化を進める過程の中での中央集権モデルの一つの形態にすぎなかった。このような状況において、1990年6月8日第142号法「地方自治体に関する新法（Ordinamento delle autonomie locali）、通称地方自治法」の制定により地方自治制度が確立された。この地方分権制度の改革により、地方自治体は地域全体の計画と規制の権限と運営と管理の権限が整えられ、分権化された制度に則り州政府は、実行力のある政策を進める権限を与えられ、基礎自治体と市民らとの間で新たな関係構築を目指された。なぜなら都市内部の住民や商業者らは、1990年代に流動的に変化したために、市民参加の仕組みを更新する必要があったからだ^{注2-133)}。さらに、1993年より市長の直接選挙が実施される様になり、市長の既存政党からの独立性が強化された^{注2-134)}。

他方で、地区レベルでの参加と分権の制度として1970年代に制度化され全国展開した地区議会は、1990年の地方自治改革において、その権限内容と運営方法が再編されることとなる^{注2-135)}。早期に設立された革新自治体の地区議会では、20年以上にわたり地区の住民と事業者らが、都市計画規制

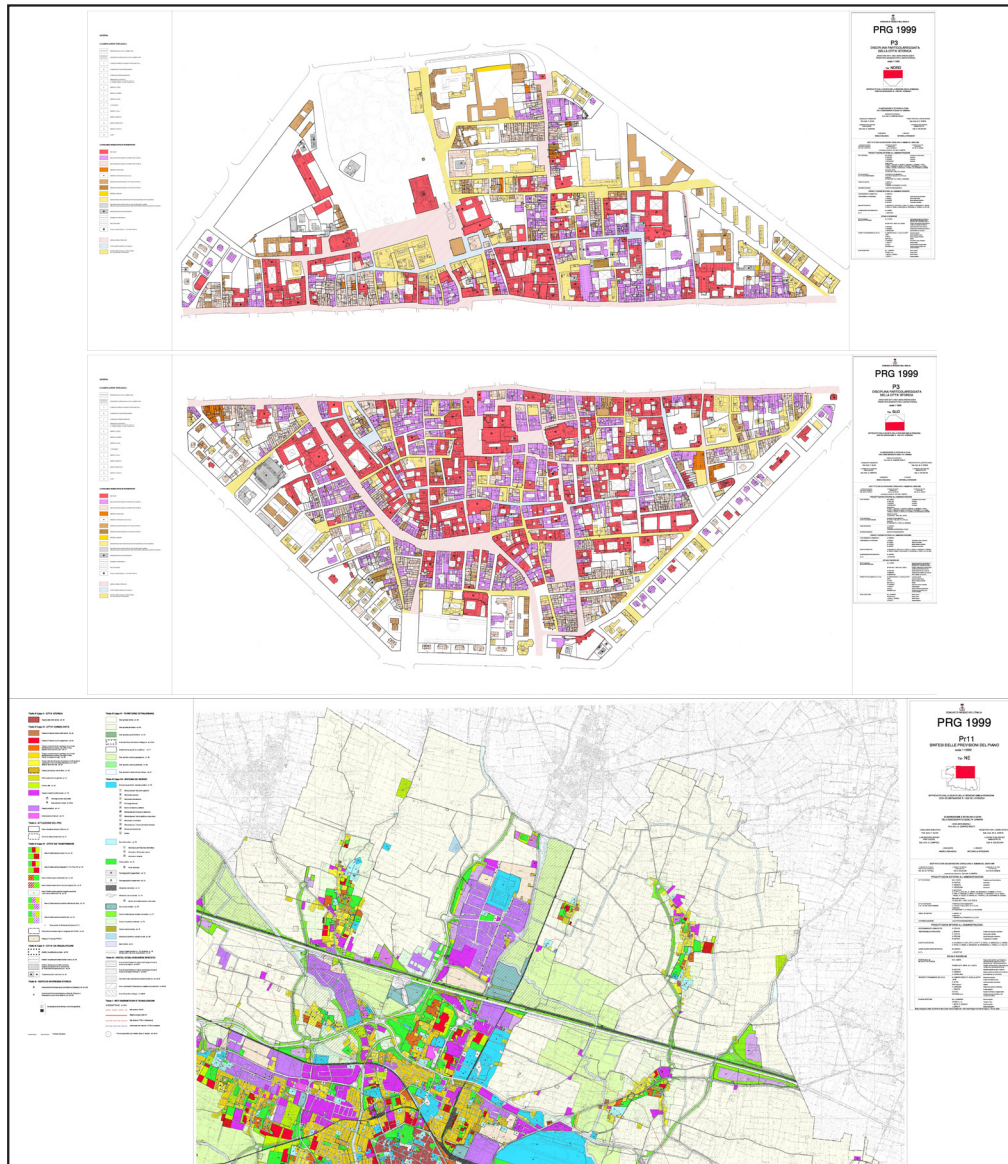


図 2-19.1999 年レッジョエミリアの新しい都市基本計画

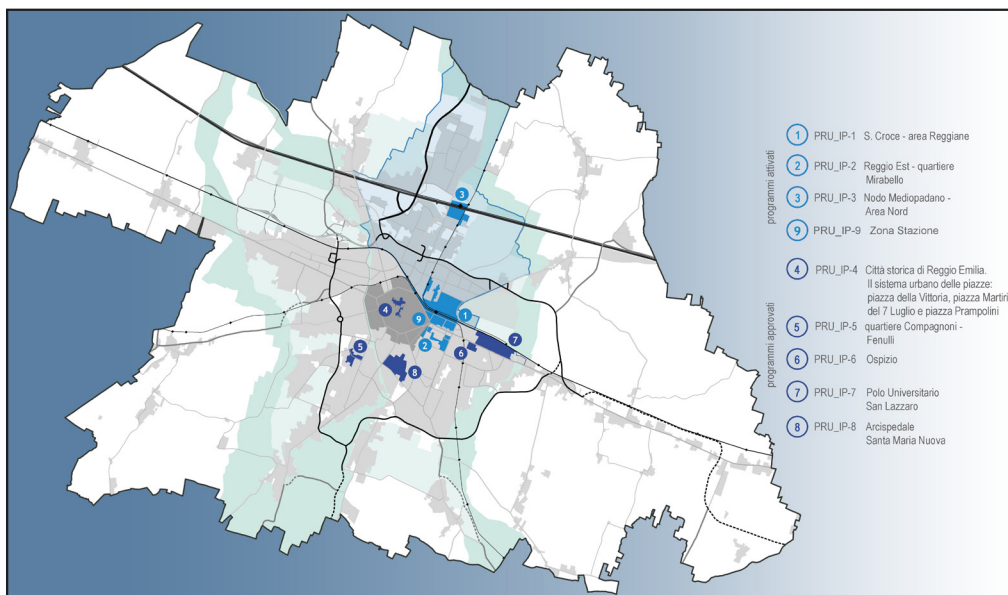


図 2-20.レッジョエミリアの市街地の再価値化プログラムの位置図

や事業内容を学習し、自らの生活と生業を向上させるために努力と投資の方向性を地区内で共有してきた^{注2-136)}。しかし、1990年代の地区議会は、深刻な問題を抱えていたために1990年地方自治法制定においてその仕組みが改正されたのである。第一の問題として、地区住民の自治への関心の希薄化が挙げられる。イタリアは、我が国と同様に1970年代以降に核家族化や高齢化など地域社会は急激な変化を迎え、さらに国民所得の上昇に伴う中間所得層の増加に伴い、市民らは自治への関心を薄めたと言われている^{注2-137)}。第二の問題は、地区住民と事業者らの高齢化に伴う地区議会の委員の高齢化である。90年代まで地区議会を支えてきた委員らは、社会闘争を体験し、長い年月をかけて地区行政に参画してきたが、委員の世代交代が進んだ際に、地区議会のシステムが機能するか不透明であるからだ。第三の問題は、地区議会の財源と権限にある。地区議会に割り当てられる限られた予算内では、地区の運営に限界が見られ、また与えられている裁量権が限られているために、広域的な課題に対処できず、公共サービス関連施設の技術的課題にも対応できなかった^{注2-138)}。

以上に記した地方自治制度の改革は、イタリアの都市計画におけるマスタープランである都市基本計画の優位性を排除し、権限の強化された地方政府は様々なスケールでの空間計画を策定できるようになり、州の空間計画を作成することで、基礎自治体に新しい都市基本計画の策定を促した。(**図 2-19**^{注2-139)}) 州の空間計画は、主に2つの段階に分けられており、1つ目の段階では、本質的な地域構造の問題に取り組むために、中長期的な効果を得るために自然環境や文化遺産など保存すべき要素と開発の許容される要素を分けて定義される。2つ目の段階では、機能的に利用制限のある土地の適切な利用と建設に関する権利を定めている。このような2つの段階に応じて交通、水資源、住宅など異なる部門ごとの計画が策定され、当時の都市地域空間の複合性へ対応を試みたのだ^{注2-140)}。また、80年代よりガラッソ法に基づいて州域全体での景観計画が策定され、景観の環境的および歴史的価値は保護されている。このような広域での景観保全の取り組みは、2000年の欧州委員会による欧州景観条約の承認を受けて、ますます多くの都市計画家と地方行政が景観に関わり始めている^{注2-141)}。

また、80年代より盛んになった歴史的市街地周辺の既成市街地を再価値化する取り組みは、90年代以降に都市の歴史性の概念を大きく拡大させ、19世紀に建設された建物に歴史的価値を認める様になる。例えば、2003年にローマ市で採用された都市基本計画では、19世紀と20世紀の都市空間的に重要な要素を含んだ「歴史都市 (Città storica)」という新しい概念を提唱し、一方でANCSAは地域スケールにおいて「歴史的地域 (Territorio storico)」の概念を推進するための取り組みを行っている^{注2-142)}。

80年代における既成市街地の同質化による都市更新の取り組みは、90年代以降のイタリアの都市計画の形式をプロダクト重視からプロセス重視へと移行させる契機となった。都市計画のプロセスに力点をおくために、「複合プログラム (Programmi complessi)」と総称されるプログラムが計画制度として定められ、未利用の工場地区や廃れた住宅地と歴史的市街地を再生に対して事業資金補助を与えられる(**図 2-20**^{注2-143)})。具体的には、第一に、1990年地方自治法により定められ、主に異なる地方自治体間の計画を相互に関係づけるための「プログラムの合意 (Accordo di Programma)」、第二に1992年2月17日第179号法「公共住宅に関する規定 (Norme per l'edilizia residenziale pubblica)」により定められた「介入のための統合的プログラム (Programmi Integrati di Intervento)、略称 PrInt」と「市街地の再評価のためのプログラム (Programmi di Riqualficazione Urbana)、略称 PRIU」、第三に1993年12月4日第493号法「雇用支援のための投資の促進と建築分野における手続きの簡素化のための規定」を定めた1993年10月5日立法令の改正による

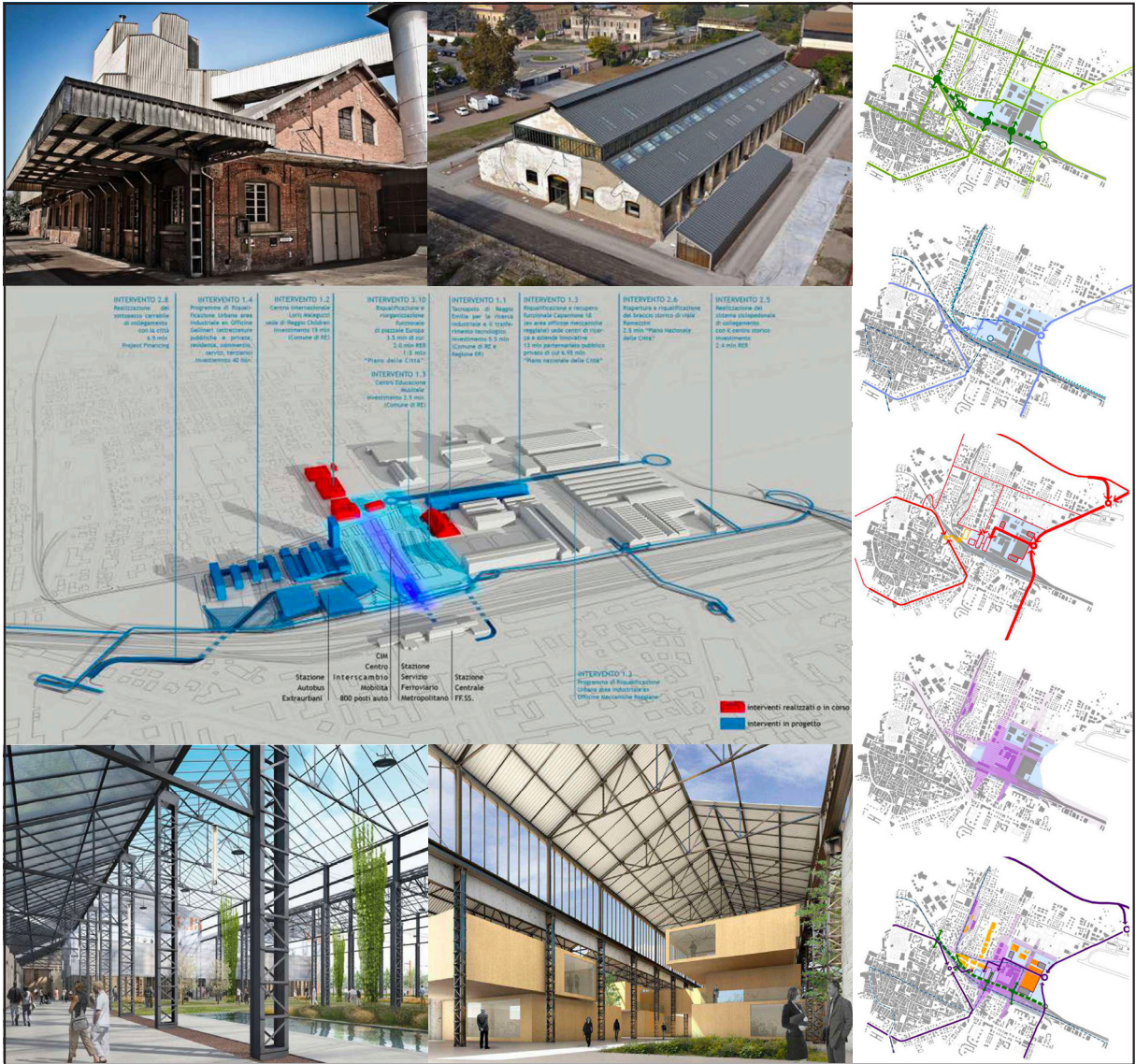


図 2-21. レッジョエミリアの郊外産業地区再生のための再価値化プログラム

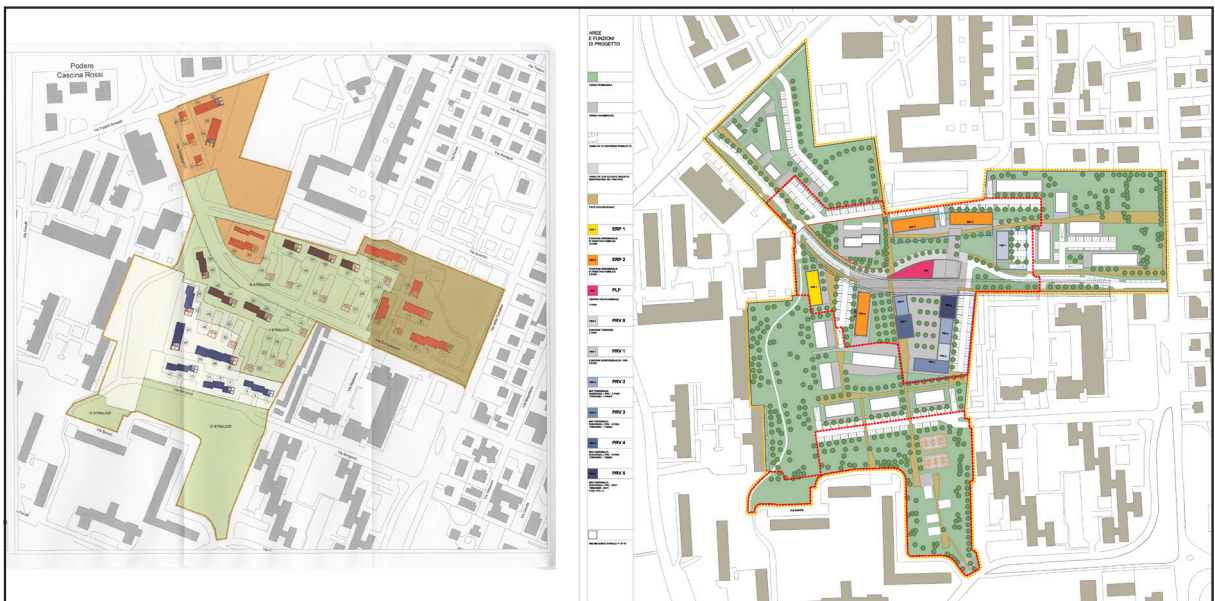


図 2-22. レッジョエミリアの郊外住宅地区の再価値化プログラム - 現状図 (左) と計画図 (右) -

法制化 (Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 5 ottobre 1993, n.398, recante disposizioni per l'accelerazione degli investimenti a sostegno dell'occupazione e per la semplificazione dei procedimenti in materia edilizia)」により整備された「市街地の修復プログラム (Programmi di Recupero Urbano)、略称 PRU」、第四に 1998 年 10 月 8 日省令第 1169 号法「市街地再評価および持続可能な地域発展プログラムと呼ばれる都市部での革新的なプログラムの推進 (Promozione di programmi innovativi in ambito urbano denominati <Programmi di riqualificazione urbana e di sviluppo sostenibile del territorio>)」により定められた「市街地再評価および持続可能な地域発展プログラム (Programmi di riqualificazione urbana e di sviluppo sostenibile del territorio)、略称 PRUSST」である^{注2-144}。この複合プログラム (Programmi Complessi) は、Urban Pilot Projects や URBAN など EU の先進的な都市計画の取り組みに影響を受けており、行政による公共投資だけでなく企業の民間投資により成り立っている^{注2-145}。さらに、このプログラムにより、都市計画的スケールで自由度の高いプロジェクトを組み立てられる様になり、都市計画政策と社会・財政・環境政策の規律の壁が取り払われた^{注2-146} (図 2-21、図 2-22^{注2-147})。

上記のプログラムは、都市基本計画の改定ほど強い制約を有していないものの、「都市計画業務 (Operazioni Urbanistiche)」とよばれるもので計画を立案できるようになっている。つまり、90年代以降、地域の条件やプロセス、政策と相性の良い「弱い可能性のある」計画が策定される様になり、常に変化する計画プロセスの特性への対応が可能となった。実際に策定された「都市計画業務 (Operazioni Urbanistiche)」では、計画プロセスに関する構造的なスキームや再生のための戦略シナリオ、土地利用に関する新しいルール、具体的なプロジェクトとプログラム内容を含んでおり、異なる視点から計画とプロジェクトの持続可能性の評価も行われている場合もある^{注2-148}。複合プログラムによる都市計画業務は、自然環境や財政、地域社会、都市政策などさまざまな特性を含んでおり、形態へのこだわりではなく、モノとモノの関係性や持続可能性へのこだわりが強調されていると言える^{注2-149}。

注釈

- 注 2-116) 参考文献 2-2, pp.27-28 を参照。
- 注 2-117) 同上 (参考文献 2-2), p.29 を参照。
- 注 2-118) エミリアロマーニャ州政府の公式ウェブサイトにて公開されている図版を引用した。https://territorio.regione.emilia-romagna.it/paesaggio/PTPR より参照可能である。(2021年1月7日アクセス)
- 注 2-119) 同上 (参考文献 2-2), p.29 より引用。
- 注 2-120) 同上 (参考文献 2-2), p.29 より引用。
- 注 2-121) 同上 (参考文献 2-2), p.29 を参照。
- 注 2-122) 参考文献 2-12, pp.26-27 を参照。
- 注 2-123) 参考文献 2-2, pp.270-271 を参照。
- 注 2-124) 同上 (参考文献 2-2), pp.270-271 を参照。
- 注 2-125) 同上 (参考文献 2-2), p.271 より引用。
- 注 2-126) 同上 (参考文献 2-2), p.271 より引用。
- 注 2-127) 参考文献 2-1, p.157 を参照。
- 注 2-128) 参考文献 2-1, p.158 を参照。
- 注 2-129) レッジョエミリア市政府の公式ウェブサイトにて公開されている図版を引用した。https://rigenerazione-strumenti.comune.re.it/strumenti-pianificazione-previgenti/ より参照可能である。(2021年1月7日アクセス)
- 注 2-130) 参考文献 2-11, p.46 を参照。
- 注 2-131) 同上 (参考文献 2-11), p.49 を参照。
- 注 2-132) 同上 (参考文献 2-11), p.48 を参照。
- 注 2-133) 参考文献 2-2, p.282 を参照。
- 注 2-134) 参考文献 2-2, p.256 を参照。
- 注 2-135) 参考文献 2-13, p.31 を参照。
- 注 2-136) 参考文献 2-2, p.26 を参照。
- 注 2-137) 同上 (参考文献 2-2), p.26 を参照。
- 注 2-138) 同上 (参考文献 2-2), p.275 を参照。
- 注 2-139) レッジョエミリア市政府の公式ウェブサイトにて公開されている図版を引用した。https://rigenerazione-strumenti.comune.re.it/strumenti-pianificazione-previgenti/ より参照可能である。(2021年1月7日アクセス)
- 注 2-140) 参考文献 2-7, p.255 を参照。
- 注 2-141) 同上 (参考文献 2-7), p.257 を参照。
- 注 2-142) 同上 (参考文献 2-7), p.254 を参照。
- 注 2-143) レッジョエミリア市政府の公式ウェブサイトにて公開されている図版を引用した。https://rigenerazione-strumenti.comune.re.it/strumenti-di-attuazione-3/prupoc/ より参照可能である。(2021年1月7日アクセス)
- 注 2-144) 参考文献 2-14, p.44 と 参考文献 2-1, p.158 を参照。
- 注 2-145) 参考文献 2-7, p.255 を参照。
- 注 2-146) 参考文献 2-14, p.44 と 参考文献 2-1, p.158 を参照。
- 注 2-147) レッジョエミリア市政府の公式ウェブサイトにて公開されている図版を引用した。https://rigenerazione-strumenti.comune.re.it/strumenti-di-attuazione-3/prupoc/ より参照可能である。(2021年1月7日アクセス)
- 注 2-148) 参考文献 2-1, p.159 を参照。
- 注 2-149) 同上 (参考文献 2-1), pp.159-160 を参照。

2-5 第2章のまとめ

第2章「近現代イタリアにおける平時の都市計画の理論と実践の展開」では、19世紀末から2010年までの間に、イタリアの都市計画の理論と実践の展開により、どのように私権制限と参加・分権の仕組みが更新されてきたかを把握した。

以下に、本章の2つの目的に応じて、明らかになった要点をまとめる。

2-5-1 開発と保全の規制による私権制限の変化

イタリア都市計画の規制は、ファシズム政権により1942年都市計画法が制定されてから、60年代の都市計画法の施行令と実施規定の決定、70年代の都市計画法と公共収用法の矛盾の解消を経て、現在に至っている。具体的には、以下の通りに開発と保全の規制による私権制限が変化していった。

1) ファシズム政権下での都市計画法制定による開発保全規制の原則規定（1942年）

1922年から第二次世界大戦終戦まで続いたイタリアファシズム政権下において、1942年都市計画法が制定され、社会主義的思想に基づいた土地所有権への強い規制が定められた。これにより、イタリア都市計画の特徴である「計画なければ開発なし」と「何人も開発利益を徐に独占できない」という基本原則が打ち出されたのである。しかし、戦時中と戦後の混乱期において、この法律の施行令と実施規定が定められず、開発と保全の規制による私権制限の実施は、60年代の中道左派政権誕生以降になる。

2) 公共住宅建設をめぐる開発促進・規制の併存と保全規制の強化（1962-1967年）

1960年代以降公共住宅建設をめぐり、郊外地域の開発を促進するための1962年公共住宅用地収用法と開発利益に対して課税することで開発を規制する1963年土地増課税法が制定され、2つの矛盾する側面から私権の制限がかけられた。一方で、1942年都市計画法の実施規定を定めた1967年橋渡し法により、遂に市街地全体に保全規制がかけられることで、特に歴史的市街地において私権が制限された。

3) 開発促進・規制の矛盾解消と建築許可による保全規制の強化（1971-1977年）

1971年公共住宅改革法により、60年代以降の公共住宅建設をめぐる開発促進と開発規制の矛盾は解消され、さらに公共住宅のための土地収用時の買収価格基準を定めたことで開発規制による私見の制限はさらに強化される。一方で、暫定的であった橋渡し法を固定化した1977年ブカロッシ法により、建築許可制度の強化は更なる保全規制の強化に繋がり、極めて強いイタリアの私権制限が固まった。

4) 地域の開発保全規制の強化と特区における開発保全規制の緩和（1985-1998年）

1980年代以降、開発保全規制の強化は、都市内部の市街地から地域全体へと広がり、1985年ガラッソ法に基づく景観計画によって私権の制限が地域全体でかけられる。一方で、80年代中頃から革新自治体において、既成市街地の質の向上を図るために、土地利用や容積率の規制

を緩和させることで民間に対してインセンティブを与え、都市の更新を目指す動きが見られ始める。1990年代以降、この流れは、複合プログラムと総称される戦略的再編を可能とするいくつかの手段により加速し、複合プログラム対象地区は、開発と保全規制を弾力的に変更される特区に指定され、部分的に私権の制限が緩和される。

2-5-2 地方分権と市民参加の改革過程とそれらの重要性の高まり

第二次世界大戦後、イタリアは自由民主主義国家として再出発し、絶え間なく地方分権と市民参加の改革を行ってきた。住宅と都市計画行政に関する権限は、国から地方へと分権化され、地区議会に代表とされる住民参加の仕組みが整って、現在に至っている。具体的には、以下の通りに地方分権と市民参加の改革が進められた。

1) 公営住宅建設機関 INA-CASA への都市計画権限の付与 (1949-1963年)

戦後のイタリアでは、住宅不足と失業問題を解決するために、労働者のための公営住宅を建設する専門機関 INA-CASA を 1949 年に設立した。国はこの専門機関に対して、公共住宅建設用地の収用権限と土地の収用価格の調整手段を与えており、基礎自治体ではなく INA-CASA に都市計画権限が付与されていた。

2) 基礎自治体の都市計画権限の拡大と地区住民評議会の実験 (1962-1968年)

1962年公共住宅用地収用法により、公共住宅建設に関する権限は基礎自治体へと移行され、さらに1967年橋渡し法の制定により基礎自治体の都市計画権限は強化されている。さらに、革新自治体ボローニャでは、市行政の権限を地区住民評議会へと分権化し、各地区の住民の多様な意見を地区の自治へと反映させるための市民参加の仕組みの実験であった。

3) 州政府設置による国の権限の部分的分権化と地区議会の制度化 (1970-1976年)

イタリア共和国憲法において定められていた州政府の設置が実現したのは、1970年のことであり、国の権限が部分的に地方政府へと分権化された。さらに、都市における労働運動と学生運動の勃発により、市民らは都市の管理への直接参加を要望し、それを可能とするための地区議会が1976年分権・参加法により制度化される。

4) 地方分権の確立と都市計画業務による弱い権限の付与 (1990-1998年)

1990年新地方自治法により、国から地方自治体へ地域全体の計画と規制の権限並びに運営管理の権限が完全に付与され、イタリアの地方分権は確立される。一方で地区レベルでの参加と分権の仕組みである地区議会は、地区住民の自治への関心の薄れや高齢化などの問題により、その権限内容と運営方法が見直されている。他方、既成市街地の質を高め、都市を更新する手段として複合プログラムが運用されるようになり、基礎自治体がこのプログラムを通じて都市計画業務を立案し、地域特性や計画プロセスに対応するための弱い権限を付与されていた。

2-5-3 共編集の必要性が高まる時代区分

以上により、本章で把握した平時のイタリアの都市計画の理論と実践の展開により、開発と保全の規制による私権制限の変化、地方分権と市民参加の改革過程を明らかにした。

最後に、本章で明らかになったことを踏まえ、イタリアの都市計画において共編集の必要性が高まる時代区分を考察する。

前章では、1) 権利の細分化、2) 民主的手続きの重要性の高まり、という2つの理由から共編集の重要性を論じている。

1つ目の理由では、権利の細分化が進行すればするほど、合意形成と意思決定を達成することが難しくなることを指摘し、細かくなった権利を再集合させるために、共編集が必要になると述べた。本章で把握した、イタリアの都市計画における開発と保全の規制による私権制限は、1967年橋渡し法の制定により強化され、歴史的市街地での建築行為は、建物毎に規定された種類にのみ限定された。また、70年代以降に歴史的市街地で取り組まれた、老朽家屋を買い上げて公共住宅として再生する事業では、個々の建物ではなく、建物群を単位として事業介入したことから、細かくなった権利を再び集めて権利者間での合意を形成しなければならなかった。このことから、開発と保全の規制による私権制限の変化という観点からは、60年代末以降に共編集の必要性が高まったと言える。

2つ目の理由では、民主国家であるために、参加と協働を重視した民主的手続きへの希求は高まり続けることを指摘し、常に共編集が必要になると述べた。本章で把握したイタリアの都市計画における地方分権と市民参加は、1970年の州政府設置と1976年参加・分権法制定により大きく転換した。これは、1969年「熱い秋」の民主化運動を受けて、70年代に取り組まれた改革であり、分権と参加の改革という観点からは、70年代以降に共編集の必要性が高まったと言える。

以上2つの観点により、イタリアの都市計画における共編集の必要性は、1970年代以降に高まったと言える。そのため、次章では、1970年代以降にイタリアで発生した大規模地震災害からの震災復興を分析対象とする。

第3章

4つの大規模震災後の復興ガバナンス体制の特性とその歴史的展開の解明

3-1 本章の目的と方法

3-1-1 本章の目的

第3章「4つの大規模震災後の復興ガバナンス体制の特性とその歴史的展開の解明」では、前章において把握したイタリアの都市計画における開発と保全に対する私権制限の変化と参加・分権の仕組みの制度化の過程を踏まえ、1970年以降にイタリアで発生した4つの大規模地震災害からの震災復興を研究対象とする。具体的には、1976年フリウリ地震、1997年ウンブリア・マルケ地震、2009年アブルッツォ地震、2012年エミリアロマーニャ地震^{注3-1)}である。これらの4つの震災復興の中で、共編集の存在が想定される事例を同定するために、本章では、共編集の要素の1つであり、共編集計画手法の構成の中でも中心に位置づけられる「ガバナンス体制」に着目し、比較分析を行うこととする。

これまでのイタリアの地震災害後のガバナンス体制に関する既往研究では、緊急時対応(Emergenza)期と復興(Ricostruzione)期に分けられて論じられてきたが、本章では、2つの期を一連の過程として捉え直す。そのために、復興ガバナンス体制を「被災地域の復興に参与する多様な主体により構成される共治の体制」と定義し、この復興ガバナンス体制の構築について詳細に検討するために、緊急時対応期から復興期を通じた主体の行為及び主体間の関係性(以下、主体間関係)の変容過程を明らかにする。

本章では、上述した4つの震災復興を事例とし、歴史的に先行している復興ガバナンス体制のあり方が、次の復興ガバナンス体制の構築に影響を及ぼす展開(以下、歴史的展開)が存在するという仮説に基づいて、以下の2点を明らかにすることを目的とする。

第一に、テキスト分析を用いた主体間関係を図化する方法を定位し、これを用いて4つの復興ガバナンス体制を可視化することにより、それらの特性を明らかにする。

第二に、2つの分析軸、1)中央政府主導と地方自治の関係、2)被災市街地の特性、により4つの復興ガバナンス体制をモデル化し、それらの歴史的展開を明らかにする。

3-1-2 本章の方法

本章の研究の方法を以下に記す。

第一に、文献調査^{注3-2)}より、1)被災地域の地理的・経済的特性、2)被害特性、3)復興基本方針、の3つの観点から4つの震災復興を概観し、各震災復興の特質を明らかにする。これは、4つの震災復興の全体像を把握すると共に、復興ガバナンス体制のモデル化を行うための分析軸を設定する際に参照するためである。

第二に、復興ガバナンス体制の可視化方法を確立するために、震災復興プロセスの段階に応じて時期区分^{注3-3)}を行い、抽出するキーとなる用語を設定する。次に、質的データ分析ソフトMAXQDA Analytics Pro 2018(以下、MAXQDA)を用いた定性的なテキストデータの分析方法、及び主体間関係を図化する方法を設定する。分析対象とした文書は、4つの震災復興に関する公開報告書と現地でのインタビュー調査結果スクリプト^{注3-4)}とする。

第三に、上記の方法により、4つの復興ガバナンス体制を可視化することでそれらの特性を明らかにする。次に、震災復興プロセスの時期毎に復興ガバナンス体制を比較し、それらの差異と共通点を

第1部 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

明らかにする。

第四に、2つの分析軸、1) 中央政府主導と地方自治の関係、2) 被災市街地の特性、を用いて4つの復興ガバナンス体制をモデル化し、その歴史的展開を明らかにする。

第五に、4つの復興ガバナンス体制モデルを踏まえ、ガバナンス体制の観点から共編集の存在が想定される震災復興事例を同定する。

注釈

注 3-1) 本章では、70年代以降に発生した大規模地震災害の中でも、1980年イルピーニャ地震と2016年イタリア中部地震を研究対象外とした。その理由として、文献調査を実施したところ1980年イルピーニャ地震の震災復興に関する州政府や専門家協会などの公開報告文書を入手できなかったためである。また、2016年イタリア中部地震を研究対象外とした理由としては、調査実施時に避難生活期であったため、緊急時対応期から復興期を含めた分析を行えなかったためである。

注 3-2) 参考文献 3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5 を分析対象とした。

注 3-3) 緊急時対応期、避難生活・計画策定期、事業計画・事業実施期の3つの段階を示している。

注 3-4) 表 3-5 に示した各震災復興ごとの文書ドキュメントを分析対象とする。報告書の発行主体は、州政府、イタリア都市計画協会、市民組織、専門家限定し、インタビュースクリプトは、一字一句イタリア語で書き起こしてまとめ、インタビュー対象者に内容を確認し、必要に応じて修正している。

参考文献

- 3-1) Dipartimento di Protezione Civile: Emergenza rischio sismico, http://www.protezionecivile.gov.it/jcms/it/emerg_it_sismico.wp?pagtab=1#pag-content (accessed 2018-02-08)(in Italian)
- 3-2) Emanuela Guidoboni・Gianluca Valensise: The Economic and social weight of the seismic disasters in Italy in the last 150 years, Bononia University Press, 2011.12.(in Italian)
- 3-3) Gianfranco Franz: THE RECONSTRUCTION IN EMILIA AFTER THE EARTHQUAKE OF MAY 2012. SUCCESSES, LIMITS AND UNCERTAINTIES OF AN EXTRAORDINARY EXPERIENCE, Urbanistica, No.154, pp.34-38, 2016.5
- 3-4) Alessandro Camiz: Different Approaches in Post-seismic Rebuilding of Urban Fabric: Venzone, S.Angelo dei Lombardi, Gibellina, 2nd ICAUD Conference 2014 Proceedings, No.158, pp.1-9, Tirana, 2014.5
- 3-5) Alpaslan Ozerdem・Giovanni Rufini: L'Aquila's reconstruction challenges: has Italy learned from its previous earthquake disasters?, Disasters, Vol.37, No.11, pp.119-143, 2013.1

3-2 4つの震災復興の特質の概観

3-2-1 1976年フリウリ地震からの震災復興

1976年5月から9月にかけて発生した2度の大地震により山岳部から平野部にかけて被災地域が広範囲に広がり、ウーディネ県とポルデノーネ県の約120の小規模自治体が壊滅的な被害を被った。住居や工場施設だけではなく多くの教会や宮殿など歴史的文化遺産が被災し、社会・経済的側面において甚大な被害を受けた^{注3-5}。

震災直後、被災地域の支援を管理する復興長官 (Commissario Straordinario) が中央政府により任命され、政府組織による避難所の設置や瓦礫撤去などが実施された^{注3-6}。また「1976年夏には、政府機関へ直接的に介入して意思決定を共有するため仮設テント協議会が避難住民により設立^{注3-7}」され、意思決定機関である中央政府、州政府、市政府、と協議会との議論を通して復興に向けた方針の枠組みが決定されている^{注3-8}。「壊滅的な被害を受けたヴェンゾーネ市では、地域コミュニティの草の根的活動を通してまちの復興スローガンとして『Dov'era, Com'era』が掲げられ^{注3-9}」、元々の都市構造や建築形態を復元する復興が進められた。

3-2-2 1997年ウンブリア・マルケ地震からの震災復興

ウンブリア州からマルケ州にまたがる広い地域が1997年9月26日の地震により被害を受け、フォーリーニョ市の大聖堂やノチェラウンブラ市の歴史的な鐘塔など芸術的価値の高い文化遺産の被害が顕著であった^{注3-10}。被災地域の市街地構成の特徴は、丘陵・山岳地域の多数の小集落や農村地域の集落及び小都市により構成されていた^{注3-11}。

1992年に制度化された市民防災局の緊急時対応システムが初めて導入され、客観的指標に基づいて公的・私的文化遗产と歴史的建造物の被害程度の調査が迅速に行われた^{注3-12}。また、山岳地域に分散する小集落毎に被災者のための仮設テントやコンテナを供給し^{注3-13}、元々の居住地の隣接地への避難により被災市民は建造物の再建プロセスに参加することができた^{注3-14}。

3-2-3 2009年アブルッツォ地震からの震災復興

「2009年4月6日に発生した地震により、アブルッツォ州の州都ラクイラ市及びその周辺地域が被害を受けた^{注3-15}」。人口約7万人のラクイラ市ほどの中規模都市全域と歴史的な中心市街地の壊滅的な被害は、これまでの地震災害と比較することができないほど甚大であった^{注3-16}。中央政府管轄の全国市民防災局が緊急時対応や文化遗产の復旧に関わり、被災者への仮設住宅を提供している^{注3-17}。

ラクイラ市では、被災後3年間の市民防災局による強い介入により郊外地区への免震低層集合住宅の建設が決定され^{注3-18}、被災した歴史的市街地での社会・経済的な生活再建を優先せずに半恒久的な住宅の建設を優先的に進める方針がとられている^{注3-19}。

3-2-4 2012年エミリアローマニャ地震からの震災復興

2012年5月20日に発生した地震による被災地域はエミリアローマニャ州の4県に及び、特にモデナ県の多数の小規模自治体が大きな被害を受けている。特に教会などの宗教施設や文化遺産、工場が大きな被害を受け、住宅被害は比較的小規模であった^{注3-20)}。

この地震からの復興では、復興プロセスの権限を州政府と市政府との連携に任せたことで、被災建造物の早期復旧、復興への地域住民の参加、歴史的な中心市街地の社会・経済的再生を復興方針として迅速に決定されている^{注3-21)}。

本節では、被災地域における地理的・経済的特性、被害特性、復興基本方針を概観し、4つの異なる震災復興の特質を概観した。表3-1に示したこれらの特質を比較すると、重大被災地域の特性が著しく異なっていることがわかる。

表3-1. 4つの大規模地震からの震災復興の特質

	発災年月日	最大マグニチュード(M)	被災地域の地理的・経済的特性	被災自治体数	死者数(人)	使用不可建物数(戸)
フリウリ地震	1976年5月6日	6.6	山岳部から平野部に立地する小都市及び集落	1州 137 コムーネ	965	32,000
ウンブリア・マルケ地震	1997年9月26日	5.9	丘陵・山岳地帯に立地する小集落及び小都市	2州 76 コムーネ	11	28,000
アブルッツォ地震	2009年4月6日	6.3	経済・文化・政治的中心地である州都ラクイラ市とその周辺集落	1州 57 コムーネ	309	35,379
エミリアローマニャ地震	2012年5月20日	5.9	ポー川流域の農工業地域に立地する中・小都市	1州 140 コムーネ	28	33,000

注釈

- 注3-5) 参考文献3-2, p.302, l.1-11 から要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-6) 参考文献3-2, p.313, l.6-14 から要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-7) 参考文献3-2, p.313, l.15-18 から引用。筆者翻訳。
- 注3-8) 参考文献3-2, p.314, l.43-46 から要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-9) 参考文献3-4, p.3, l.7-8 から引用。筆者翻訳。
- 注3-10) 参考文献3-1 1997年ウンブリア・マルケ地震の説明文要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-11) 参考文献3-2, p.361, l.13-15 から要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-12) 参考文献3-2, pp.370-372 から要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-13) 参考文献3-2, p.372, l.41-46 及び p.373, l.1-8 から要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-14) 参考文献3-2, p.374, l.37-42 から要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-15) 参考文献3-1 2009年アブルッツォ地震の説明文の要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-16) 参考文献3-6, p.49, l.11-16 の要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-17) 参考文献3-1 2009年アブルッツォ地震の説明文の要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-18) 参考文献3-5, p.119 を参照。
- 注3-19) 参考文献3-5, p.125 の要旨を引用。筆者翻訳。また、ラクイラ市の復興プロセスに影響を及ぼしたもう一つの重要な要因として、参考文献3-6, p.126 で、「主要なステークホルダーでの議論を中心に置いた参加型プロセスとは対象的なトップダウン型の復興アプローチを選択した(筆者翻訳)」と指摘しており、緊急時において関係主体の参加は実現されていないと言える。
- 注3-20) 参考文献3-1 2012年エミリアローマニャ地震の説明文の要旨を引用。筆者翻訳。
- 注3-21) 参考文献3-3, p.30 の要旨を引用。筆者翻訳。

参考文献

- 3-6) Federico Oliva: THE DIFFICULT RECONSTRUCTION OF L'AQUILA, Urbanistica, No.154, pp.49-52, 2016.5

3-3 復興ガバナンス体制の可視化方法

本節では、震災復興プロセスの段階に応じた時期区分を設定し、復興ガバナンス体制を可視化するための主体間関係の図化方法を定位する。

3-3-1 震災復興プロセスの段階に応じた時期区分

震災復興プロセスの中で変化する被災地域のニーズに応じて主体間関係が形成される。この主体間関係を段階に応じて図化するために、以下のように、震災復興プロセスの時期区分^{注3-22)}を行う。

- 1) 緊急時対応期(第1期)：発災直後から被災者への避難施設提供が終了するまでの期間
- 2) 避難生活・計画策定期(第2期)：仮設住宅や借上住宅での避難生活が開始され、各自治体の復興に向けた方針と計画が検討・策定されるまでの期間
- 3) 事業計画・事業実施期(第3期)：策定された復興計画やプログラムに基づいて、個々の民間事業が計画され、全事業が竣工する^{注3-23)}までの期間

3-3-2 主体間関係に関連する用語の種類

次に、「主体間関係」に関連する用語を分類する。主体間関係とは、主体の行為及び主体間の関係性と定義されており、主体による行為・関係性により表現される。よって「主体間関係」の分析のために、2種類のキーとなる用語(以下、キーターム)、1) 主体に関するキーターム、2) 行為・関係性に関するキーターム、を表3-2のように定義した。その定義に対応するキータームを次項で定めるテキスト分析の方法により抽出した結果、表3-2のように、1) 主体に関する12のキーターム、2) 行為・関係性に関する21のキータームに分類できた。

表3-2. キータームの定義と種類

キーターム	定義	種類
主体	被災地域の復興に関与する個人及び組織	1. 政府 2. 政府機関 3. 委員会 4. 復興特別機関 5. 大学 6. 協同組織 7. 住民協議会 8. 専門家 / 民間企業 9. 市民団体 / 協会 10. 市民組織 11. 共同事業体 12. 市民
行為 関係性	被災地域の復興に向けた主体の行為及び主体間の関係性	1. 復旧支援 2. 介入 / 供給 3. 被害調査 / 保護 4. 任命 / 譲渡 5. 設立 / 設置 6. 管理 / 運営 7. 条例制定 8. 資金供給 9. 協議 / 共有 10. 提示 / 提案 11. 協力 / 協同 12. 計画策定及び合意形成の支援 13. 計画提出及び事業報告 14. 計画及び事業承認 15. 計画策定及び事業実施 16. 参加 17. 法整備 18. 資料作成 19. 方針提示 20. イベント開催 21. 活動

3-3-3 テキスト分析の方法

次に、上述した震災復興プロセスの3期と2種類のキータームに基づいて、質的データ分析法を用いたテキスト分析の方法を設定する。**図 3-1**は、テキスト分析の4つの段階と分析に用いた単語の定義を示した図である。また、**表 3-3**は、テキスト分析結果をまとめた表の一例、**表 3-4**は、3つのガバナンスカテゴリー分類(大分類・中分類・小分類)と震災復興プロセスの時期区分毎のコード数を対応させたマトリックス表である。以下に、**図 3-1**に示した4つの段階に応じた具体的なテキスト分析方法を述べる。

第一に、**表 3-5**に示したイタリア語の分析対象文書を Adobe Acrobat Pro DC を用いて電子テキストへ変換し、それらを MAXQDA に取り込んで分析ソースのアーカイブを作成する。

第二に、それぞれの文書を意味のまとまり毎に文節化し、テキスト分析の最小単位である文書の要旨(以下、文書セグメント)を得る。その後、各文書セグメントから2種類のキータームの定義に対応する単語をイタリア語から日本語に翻訳して抽出する。さらに、文書セグメントを定義した震災復興プロセスの時期(Phase)に分類した。**表 3-3**で例示すると、文書セグメント欄のイタリア語のテキストからキータームの種類に対応する単語を日本語に翻訳し、主体「イタリア軍隊」、行為「支援」を抽出し、震災復興プロセスの時期は、「緊急時対応期」へ分類している。

第三に、文書セグメントの内容を端的にまとめたコードをつけていく手続き(以下、コーディング)を行う。これにより文書セグメントの要約であるオープンコードとオープンコードの理論的な概念である焦点的コードの2種類のコードを日本語に翻訳して得る^{注3-24)}。また、このコーディングを行う際に、それぞれのコードにコード番号を記している。**表 3-3**で2種類のコードとコード番号を例示すると、オープンコードは「フリウリに拠点を構えるイタリア軍隊が、緊急時の支援を供給した_OP」、焦点的コードは「軍隊の緊急時支援_FO」、コード番号^{注3-25)}は、「FR01」である。全ての文書セグメントをコーディングした結果、フリウリ地震復興が102コード、ウンブリア・マルケ地震復興が58コード、アブルッツォ地震復興が79コード、エミリアローマニャ地震復興が93コードであった。

第四に、コーディングにより得たコードを3つのガバナンスカテゴリーへ分類する。全てのコードを分類した結果、**表 3-4**のように5の大分類、10の中分類、27の小分類に分けられた。

尚、上述した分析方法は統計的にテキストを自動解析する分析方法とは異なり、理論的サンプリング^{注3-26)}の発想に基づきテキストデータの整理、キータームの定義に対応する単語の抽出、ガバナンスカテゴリーへの分類を行っている。このようなコーディング分析^{注3-27)}を進めていく中で段階的にコードとカテゴリーの対応関係を明らかにするために、MAXQDAを用いて常にオリジナルなテキストデータと抽出したコード及びカテゴリーを比較しながら分析を行った。

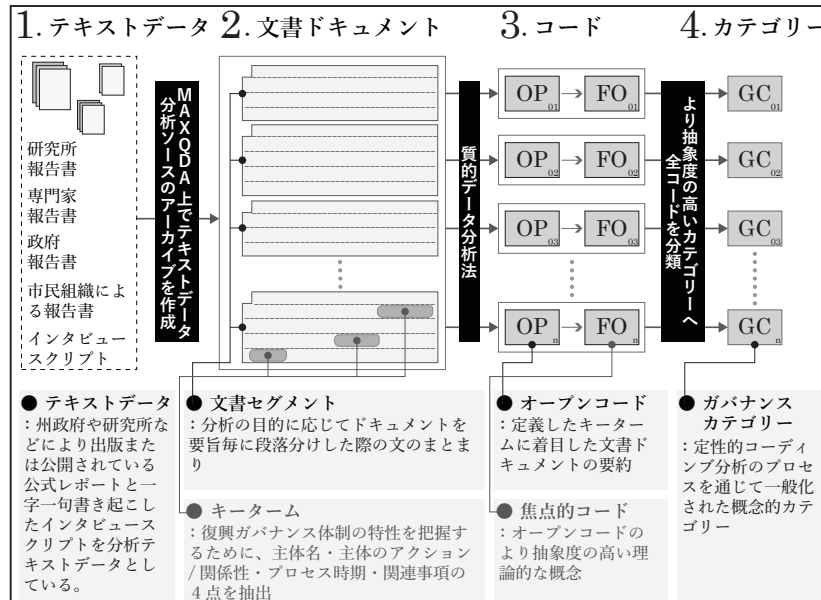


図 3-1. テキスト分析の4つの段階と用語の定義

表 3-3. フリウリ地震復興に関するテキスト分析結果の一例

文書番号	文書ドキュメント				コード			ガバナンスカテゴリー (小分類)	
	文書セグメント	キーターム			時期	オープンコード	焦点的コード		
		主体	対象主体	行為/関係性					
IR 01	<p><i>Gli interventi di soccorso furono favoriti dal fatto che i due terzi dell' esercito italiano erano discolati in Friuli;</i></p> <p>The support interventions were favored by the fact that two-thirds of Italian army were located in Friuli</p>	イタリア軍隊 Italian army	-	支援 Support	緊急時対応期 Emergency response	フリウリに拠点を構えるイタリア軍隊が、緊急時の支援を供給した_OP Italian army based in Friuli has provided emergency support_OP	軍隊の緊急時支援_FO Military Emergency Support_FO	FR 01	中央政府主導 Central Government-led (sc01)

表 3-4. 各段階におけるコード数を付したガバナンスカテゴリーのマトリックス表

ガバナンスカテゴリー			段階毎のコード数											
			フリウリ			ウンブリア・マルケ			アブルッツォ			エミリアロマーニャ		
大分類	中分類	小分類	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
lc01 中央政府主導	mc01 中央政府主導	sc01 中央政府主導	6			10	2		10	14		8	5	1
	mc02 中央政府と地方政府の協同	sc02 中央政府と地方政府の連携	5	8	5	2	2							
		sc03 中央政府と州政府の連携		1	1	2	1							
lc02 復興特別局による管理・運営	mc03 市民防災局の介入	sc04 市民防災局と地方政府の協同				3	3						1	
		sc05 市民防災局の介入				1	3		4	6		4	1	
		sc06 特別技術機関による管理・運営							4					
lc03 地方政府による管理・運営	mc04 復興特別局による管理・運営	sc07 復興特別局の管理・運営									10			
		sc08 州の復興監督局の管理・運営	1	3	4		7							
		sc09 復興長官と地方政府の連携	1	2								9	8	1
lc04 多主体協働	mc05 復興長官による管理・運営	sc10 復興長官による管理・運営							1	1				
		sc11 復興長官と特別技術機関の不連携							1					
		sc12 国際機関と地方政府の連携	2	2									2	1
		sc13 州政府と市政府の連携		4	6	1	2						1	
		sc14 州政府による管理・運営	1	3	2	3	7	6				1	5	3
		sc15 市政府による管理・運営		4	6		4			2	1		10	3
		sc16 地方政府と公共団体の連携										1	1	
lc05 地方自治	mc06 多様な主体による協働	sc17 公的団体による管理・運営												2
		sc18 市政府と大学／専門家による協働				2	2		4				3	
		sc19 多主体協働							8	5		2	3	
lc05 地方自治	mc08 住民協議会の参画	sc20 住民協議会と地方政府の協同		4	5									
		sc21 住民協議会の参画		7	3									
		sc22 市民組織の参加	1	6					2	2				
	mc09 市民組織の参加	sc23 非営利組織の管理・運営											1	
		sc24 共同事業体管理・運営						1		3			2	
		sc25 地域社会からの抗議運動		1					2					
		sc26 地域住民の参加	1	9	4								1	
mc10 地方自治	sc27 自律的な地域自治	2	4	3	1	1	1				5	6	3	

表 3-5. 質的データ分析に用いた文献リスト

	文書番号	文書のタイトル / 章タイトル	文書種類	出版元 / 調査対象者	年月日
フリウリ	IR01	IL PESO ECONOMICO E SOCIALE DEI DISASTRI SISMICI IN ITALIA NEGLI ULTIMI 150 ANNI / 1976 6 maggio, 11 e 15 settembre Friuli	研究所報告書	国立地球物理学火山学研究所	2011年12月
	IR02	FRIULI 1976: UN MODELLO O UN LABORATORIO DELLA RICOSTRUZIONE?	専門家報告書	イタリア都市計画協会	2016年
	PR01	IL MODELLO FRIULI. LE LINEE GUIDA DEL PROCESSO DI RICOSTRUZIONE DOPO IL TERREMOTO DEL 1976	専門家報告書	Enzo Spagna	2009年
	RR01	Atti e documenti sulla ricostruzione delle zone terremotate del Friuli	州政府報告書	フリウリヴェネツィアジュリア州	2016年12月
	AR01	Venezia, La ricostruzione di un centro storico	市民組織報告書	Amici di Venezia	2006年
ウンブリア・マルケ	IR01	IL PESO ECONOMICO E SOCIALE DEI DISASTRI SISMICI IN ITALIA NEGLI ULTIMI 150 ANNI / 1997 26 settembre, 14 ottobre Appennino umbro-marchigiano	研究所報告書	国立地球物理学火山学研究所	2011年12月
	PR02	La ricostruzione post-sismica in Umbria come modello di governance / Gli attori della governance e il funzionamento del modello	専門家報告書	Roberto Segatori	2007年
アブルッツォ	IS01	Interview for Alfiero Moretti : manager of the organization and Development Service of the Civil Protection in Umbria	インタビュースクリプト	Alfiero Moretti	2014年10月16日
	IR01	IL PESO ECONOMICO E SOCIALE DEI DISASTRI SISMICI IN ITALIA NEGLI ULTIMI 150 ANNI / 2009 6 aprile Abruzzo nord-occidentale - L'Aquila	研究所報告書	国立地球物理学火山学研究所	2011年12月
	PR03	LA DIFFICILE RICOSTRUZIONE DELL'AQUILA	専門家報告書	Federico Oliva	2016年5月
	IS01	Interview for Alfiero Moretti : manager of the Organization and Development Service of the Civil Protection in Umbria	インタビュースクリプト	Alfiero Moretti	2014年10月16日
	IS02	Interview for Donato Di Ludovico : researcher at University of L'Aquila	インタビュースクリプト	Donato Di Ludovico	2016年7月27日
	RR01	a un anno dal terremoto	州政府報告書	エミリアロマーニャ州政府	2013年5月
	RR02	a due anni dal sisma	州政府報告書	エミリアロマーニャ州政府	2014年5月
	RR03	Tre anni di lavoro dopo il terremoto	州政府報告書	エミリアロマーニャ州政府	2015年5月
	RR04	L'Emilia dopo il sisma, Report su quattro anni di ricostruzione	州政府報告書	エミリアロマーニャ州政府	2016年5月
	RR05	L'Emilia dopo il sisma, Report su cinque anni di ricostruzione	州政府報告書	エミリアロマーニャ州政府	2017年5月
エミリアロマーニャ	RR06	Inforum 45 / La normativa per la ricostruzione e la politica dei centri storici	州政府報告書	エミリアロマーニャ州政府	2014年5月
	RR07	Inforum 48 / La partecipazione delle comunita' alla ricostruzione	州政府報告書	エミリアロマーニャ州政府	2015年5月
	PR04	LA RICOSTRUZIONE IN EMILIA DOPO IL SISMA DEL MAGGIO 2012. SUCCESSI, LIMITI E INCOGNITE DI UN'ESPERIENZA STRAORDINARIA	専門家報告書	Gianfranco Franz	2016年5月

3-3-4 復興ガバナンス体制を可視化するための主体間関係の図化方法

最後に、**図 3-2** に示した主体間関係を図化する方法を述べる。この方法により震災復興プロセスの時期区分毎に復興ガバナンス体制を可視化することができる。

第一に、主体間関係を図化するために用いるキータームを決定する。本分析では、**表 3-2** で示した行為・関係性に関する 21 のキータームの中から、「17. 法整備」「18. 資料作成」「19. 方針提示」「20. イベント開催」「21. 活動」の 5 つのキータームを対象外とした^{注3-28)}。これにより、これらのキータームを含むコードを対象外とすると、次頁**表 3-6** に示すようにフリウリ地震復興が 46 コード、ウンブリア・マルケ地震復興が 41 コード、アブルッツォ地震復興が 49 コード、エミリアロマーニャ地震復興が 48 コード、を主体間関係の図化に用いた。次に、主体間関係の図化に用いるこれらのコードで抽出された主体・対象主体と行為・関係性を震災復興プロセスの 3 期に応じて整理する。

第二に、上記のコードで抽出した主体及び対象主体を配置するための枠組みを設定する。本分析では、中央政府、州政府、市政府の枠及び市政府を取り囲む被災地域の枠を定めた。尚、各期における市政府の枠は 2 つ又は 3 つ設定している。

第三に、上記の枠組みに各期で整理した主体・対象主体を配置する。また、複数の主体が参画する委員会や協議会は、構成主体を内包する形で配置する。

第四に、配置した主体及び対象主体の行為・関係性に基づいて、主体と対象主体の間を線でつなぎ、コード番号を記す。尚、被災地域に対する行為である、「1. 復旧支援」、「2. 介入 / 供給」、「3. 被害調査 / 保護」は、主体と被災地域をつないで表した。

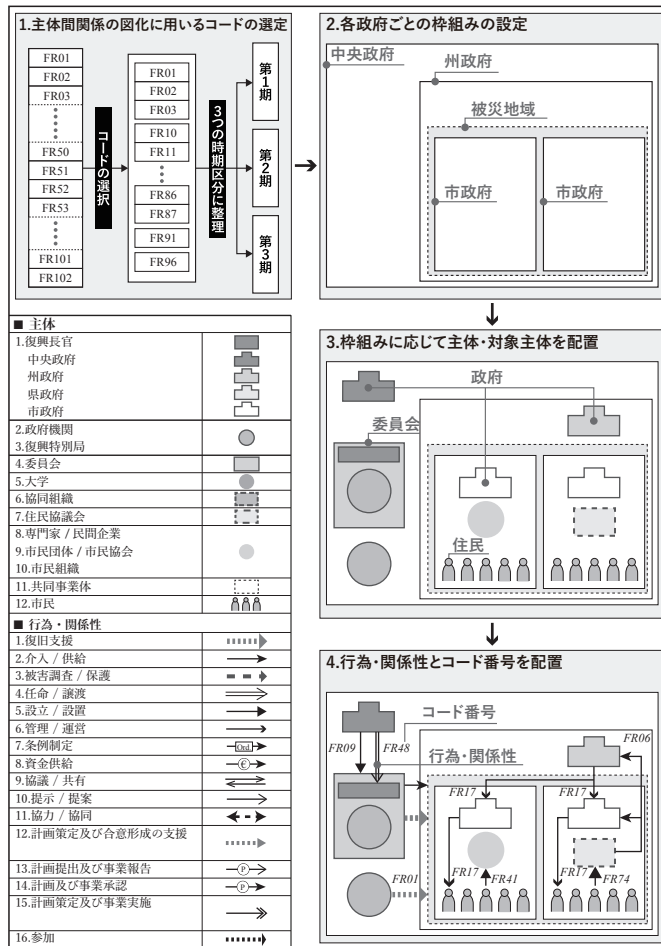


図 3-2. 主体間関係の図化方法

表 3-6. 主体間関係の図化に用いたコード数

コード数	フリウリ	ウンブリア・マルケ	アブルツォ	エミリアロマーニャ
全ての文書セグメントに対するコーディング結果数	102	58	79	93
可視化のために選択したコード数	46	41	49	48

注釈

- 注 3-22) イタリア震災復興プロセスの時期区分に関しては、参考文献 3-7, pp.49-50 において示された災害復興プロセスの典型的な 4 段階モデル、1)Emergency, 2)Restoration, 3)Reconstruction I, 4)Reconstruction II、がある。Geipel は、この 4 段階モデルを検証するために、復興に関わる法律策定や支出額などの指標により 1976 年フリウリ地震発災から 10 年のプロセスを分析している。このモデルを参考とし、本論文では以下のようにイタリア震災復興プロセスの 3 つの時期区分を仮定した。緊急時対応期 (PHASE I) は、1)Emergency に、避難生活・計画策定期 (PHASE II) は、2)Restoration と 3)Reconstruction I に、事業計画・事業実施期 (PHASE III) は、4)Reconstruction II に対応している。なお、避難生活・計画策定期が 2 つの段階を含んでいるのは、フリウリ地震復興での教訓からその後の地震災害において、歴史的建造物の被害調査に時間をかけて修復又は再建することが原則として受け継がれたため、2 つの段階が重なり合うからである。
- 注 3-23) 研究対象とした 4 つの震災復興において、フリウリ地震復興のみが全ての民間事業を竣工させている。被災から 20 年以上経過しているウンブリア・マルケ地震の被災地域では、建物所有者が居住していない建物に対する復興資金の優先順位が低かったため、未だに一部の建物は再建されていない。表 3-5 IS01 Alfiero Moretti 氏へのインタビュー調査 (2014/10/16) から
- 注 3-24) コード及びコーディングの詳しい方法は、参考文献 3-8, pp.115-122 「定性的コーディング・継続的比較法・理論的メモによるデータ分析」を参照。
- 注 3-25) コード番号は、以下に記す各震災復興における頭文字と数字を用いて定めている。フリウリ地震：FR、ウンブリア・マルケ地震：UM、アブルッツォ地震：AB、エミリアローマニャ地震：EM。
- 注 3-26) 理論的サンプリングに関する説明は、参考文献 3-8, pp.122-125 を参照。
- 注 3-27) コーディングの手続きについては、参考文献 3-8, pp.138-139 を参照。
- 注 3-28) 「17. 法整備」や「18. 資料作成」、「19. 方針提示」、「20. イベント開催」、「21. 活動」は、主体間関係を図化するには曖昧であったため除外した。

参考文献

- 3-7) Robert Geipel: Long-Term Consequences of Disasters: The Reconstruction of Friuli, Italy, in Its International Context 1976-1988, Springer, 1991
- 3-8) 佐藤郁哉: QDA ソフトを活用する実践質的データ分析入門, 新曜社, 2008.1

3-4 4つの復興ガバナンス体制の特性

前節で定位したテキストデータの分析方法と主体間関係の図化方法により、4つの地震災害からの復興ガバナンス体制を可視化した結果、**図 3-3a**、**図 3-3b**、**図 3-3c**、**図 3-3d** の分析図となった。

3-4-1 震災復興プロセスの3期を通じた4つの復興ガバナンス体制の特性

図 3-3 に可視化された復興ガバナンス体制図により、震災復興プロセスの3期を通じた特性を述べる。

1) 1976年フリウリ地震からの復興ガバナンス体制 (図 3-3a)

緊急時対応期には、中央政府、中央政府により任命された復興長官、復興長官の主導する緊急時対応委員会、イタリア軍隊により被災地域への復旧支援が実施され、周辺諸国による復旧支援も実施されている。さらに、避難住民により市民組織や仮設テント協議会が設立され、市政府及び州政府に対して介入していることがわかる。避難生活・計画策定期には、中央政府から州政府へ権限が譲渡され、州政府は復興長官と協同しながら被災地域に仮設住宅を供給している。また、仮設テントにて設立された住民協議会は、市政府と復興計画に関して議論する仮設住宅協議会、及び市政府に対して文化遺産を保護し復元する案を提示する遺産マネジメント協議会へと変容し、市民らはこれらの協議会に参加していることがわかる。事業計画・事業実施期には、州政府から市政府へ事業承認の権限が譲渡されている。市政府は州政府により提示された技術的資料に基づき事業計画を実施し、さらに市民及び遺産マネジメント協議会、住民協議会との議論・共有を経て事業が実施されていることがわかる。

以上より、1976年フリウリ地震からの復興ガバナンス体制の特性は、被災後に設立された市民組織及び住民協議会と市政府との議論及び共有を経て、計画と事業を実施している点にある。

2) 1997年ウンブリア・マルケ地震からの復興ガバナンス体制 (図 3-3b)

緊急時対応期には、中央政府により州知事が復興長官に任命され、被災地域の復旧支援には中央政府とボランティアに加えて、全国市民防災局が、州政府・市政府と協同しながら復旧支援を実施していることがわかる。避難生活・計画策定期には、全国市民防災局が、州政府・市政府と協同しながら被災地域への仮設住宅を供給している。また、市政府は、専門家及び民間企業の管理する共同事業体に基づいた個々の修復事業によるプログラムの策定支援を実施していることがわかる。事業計画・事業実施期には、州政府により復興事業を監督する情報プラットフォームが立ち上げられ、共同事業体を管理する専門家及び民間企業と市政府は事業に関する報告を行なっている。また、市政府は、共同事業体に対して建物所有者の合意形成支援を実施し、事業承認と事業資金の供給を行なっている。さらに、州政府により設立された行政連絡委員会には、被災地域の市政府が参加し、復興事業の進捗に関して議論及び共有を行なっていることがわかる。

以上より、1997年ウンブリア・マルケ地震からの復興ガバナンス体制の特性は、全国市民防災局、州政府、市政府の協同を通して復旧支援と仮設住宅供給が実施され、事業進捗を議論・共有する行政連絡委員会が設立されている点にある。

3) 2009年アブルッツォ地震からの復興ガバナンス体制 (図3-3c)

緊急時対応期には、中央政府と全国市民防災局の主導する緊急時の委員会により被災地域の復旧支援が実施され、避難施設が供給されている。中央政府により州知事が復興長官に任命されているものの、州政府と復興長官は被災地域に対して介入を行っていない。さらに、被災住民により住民組織が設立され組織間で議論及び共有を行なっていることがわかる。避難生活・計画策定期には、全国市民防災局により被災地域の被災者への居住地が供給されている。中央政府は、被災した市政府の管理とラクイラ市政府の復興計画の承認及び事業資金の提供を実施する新たな国家特別技術機関 STM を設置する。しかし、この技術機関と復興長官である州知事は議論及び共有を行わず、州政府は被災地域及び被災市政府に対して介入していないことがわかる。緊急時対応期にラクイラ市で設立された住民組織や被災住民は、ラクイラ市政府に対して復興への参加を要請したが実現されなかった。さらに、ラクイラ大学、イタリア都市計画協会 INU、全国歴史的芸術的街区協会 ANCSA の参画する多主体協同組織 Laulaq が設立され、この協同組織により開催されるまちの復興に向けた議論に市民が参加していることがわかる。事業計画・事業実施期には、ラクイラ市政府とその他の市政府の事業管理と計画承認を実施する2つの復興特別機関が中央政府により設置されている。緊急時対応期に設立された市民組織、ラクイラ大学、ラクイラ市政府によって多主体協同組織 Urban Center L'Aquila が設立されている。また、複数の建物所有者と民間企業により構成される共同事業体を単位として復興事業が実施されていることがわかる。

以上より、2009年アブルッツォ地震復興からの復興ガバナンス体制の特性は、全国市民防災局により主導された緊急時対応と仮設住宅供給から、市民、協会、大学の参画する多主体協同組織によってまちの復興に向けた議論へと変遷している点にある。

4) 2012年エミリアローマニャ地震からの復興ガバナンス体制 (図3-3d)

緊急時対応期には、全国市民防災局により被災地域に対して避難施設が供給され、被災した建物の被害調査が実施されている。中央政府により州知事が復興長官に任命され、その後復興長官により州政府、県政府、市政府の参加する行政委員会が設立され、復興長官と地方政府間で議論が実施されている。避難生活・計画策定期には、全国市民防災局は被災地域に対して仮設住宅を供給し、その後復興長官へ権限を譲渡している。市政府は、行政連絡委員会での協議の結果を踏まえ、専門家からの技術的支援や地域住民の参加を取り込みながら、復興計画及び復興プログラムを策定している。さらに、EUと州政府の助成金を受けて、大学により立ち上げられた教育プログラム Rebuilding には専門家が参加し、被災地域への支援を実施していることがわかる。事業計画・事業実施期には、複数の建物所有者、専門家、民間企業により構成される共同事業体が、市政府に対して事業計画の提出を行い、市政府は事業承認と事業資金の提供を行なっている。また、社会福祉法人 ASP は、州政府と市政府から資金補助を受けて高齢者福祉住宅事業を実施していることがわかる。

以上より、2012年エミリアローマニャ地震からの復興ガバナンス体制の特性は、地方政府の参加する行政委員会での議論と共有が、復興計画とプログラム策定での専門家支援と地域住民の参加へと結実した点にある。

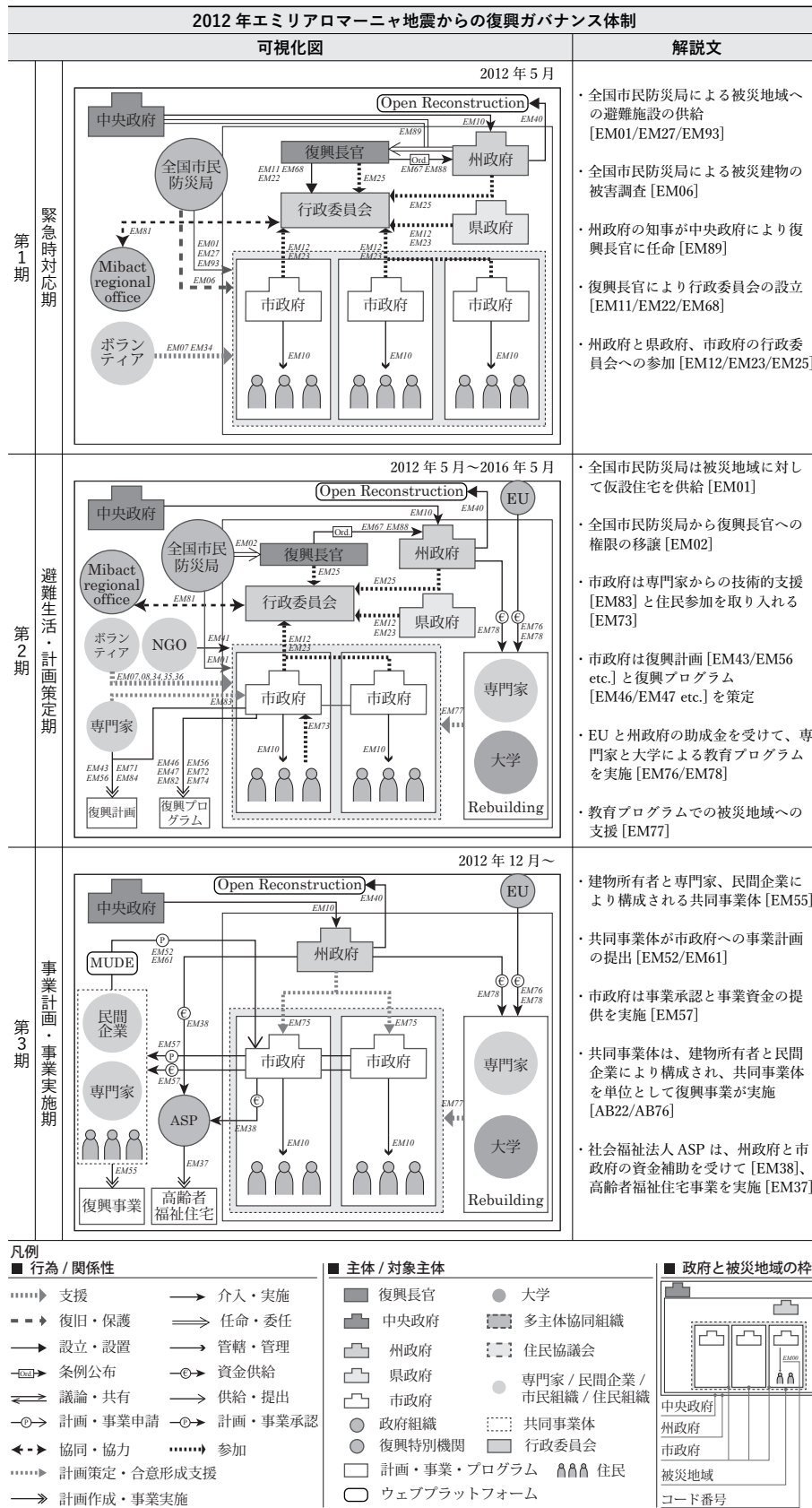


図 3-3d.2012年エミリアローマニャ地震からの復興ガバナンス体制

3-4-2 各期における4つの復興ガバナンス体制の比較

次に、可視化された復興ガバナンス体制から、3つの時期区分毎に復興ガバナンス体制を比較し、それらの差異や共通点を考察する。

1) 緊急時対応期

全ての復興ガバナンス体制において、中央政府により復興長官が任命されている。1997年ウンブリア・マルケ地震以降の復興ガバナンス体制では、州知事が任命され、さらに全国市民防災局が緊急時の避難施設供給や建物の被害調査を実施している。2012年エミリアロマーニャ地震復興の復興ガバナンス体制では、緊急時対応を担う全国市民防災局に加え、復興長官と地方政府の参加する行政委員会が設立されており復興初動期から地方分権型の復興ガバナンス体制が構築されていることがわかる。また、1976年フリウリ地震復興と2009年アブルッツォ地震復興の復興ガバナンス体制において、市民組織と協議会が被災後に設立され、前者では州政府と市政府に対して介入していることがわかる。

2) 避難生活・計画策定期

被災者への居住地の供給について、1976年フリウリ地震復興の復興ガバナンス体制では、復興長官と州政府が協働しながら被災地域に供給した。一方で、1997年ウンブリア・マルケ地震復興以降は全国市民防災局がその役割を担っている。しかし、全国市民防災局・州政府・市政府が協働して供給した1997年ウンブリア・マルケ地震復興、全国市民防災局の主導により供給された2009年アブルッツォ地震復興、全国市民防災局により計画され、復興長官へと管理の権限が譲渡された2012年エミリアロマーニャ地震復興、と異なる供給体制を構築していることがわかる。また、2009年アブルッツォ地震復興以外の3つの復興ガバナンス体制では、市政府は、専門家及び大学からの支援や住民・協議会との議論を経て復興計画やプログラムを策定し、州政府に承認を受けている。一方で、2009年アブルッツォ地震復興では、国の特別技術機関STMが設置され、州政府は被災地域に介入していないことがわかる。さらに、2009年アブルッツォ地震復興のみ、大学と協会の参加する協同組織が設立されており、市民の参加できる協議の場を提供していることがわかる。

3) 事業計画・事業実施期

復興事業と事業資金の管理について、2009年アブルッツォ地震復興以外の3つの復興ガバナンス体制では、州政府及び州政府管轄の監督局が担っているのに対し、2009年アブルッツォ地震復興では、中央政府により設置された2つの復興特別局が実施していることがわかる。また、1976年フリウリ地震復興では、住民協議会との議論を経て市政府により承認を受けて事業が実施されているのに対し、1997年ウンブリア・マルケ地震復興以降では、複数の建物所有者・民間企業・専門家により構成される共同事業体を単位として、事業計画及び事業実施、さらには事業報告を行なっていることがわかる。また、2009年アブルッツォ地震復興においてのみ、市政府・大学・市民組織・協会などが参加する多主体協同組織が設立され、市民の参加するプラットフォーム組織としての役割を担っていることがわかる。

3-5 4つの復興ガバナンス体制のモデル化とその歴史的展開

ここまでで、可視化された復興ガバナンス体制の特性の解明と時期毎の比較考察を行った。本節では、分析軸を設定し、4つの復興ガバナンス体制をモデル化し、その歴史的展開を考察する。これは、3-2で把握した各被災地域の特質と3-4で明らかにした復興ガバナンス体制の特性を踏まえ、それぞれ特有のモデル性を有していると考えたためである。

3-5-1 2つの分析軸の設定

ここでは、2つの分析軸を設定する。

第一の分析軸として、「中央政府主導と地方自治の関係」を設定する。4つの震災復興における復興ガバナンス体制の特性は、非常に多様であることがここまで明らかになったが、表3-4のガバナンスカテゴリーの大分類より、中央政府主導 (lc01) と地方自治 (lc05) が両極端に在ることがわかる。そこで、このような多様な復興ガバナンス体制が生成された一つの要因を、震災復興プロセスの各期の必要性に応じて、中央政府の介入と地方自治による市民社会の参画をバランスを取りながら適応させたことと仮定し、中央政府主導と地方自治の関係を分析軸とする。

第二の分析軸として、「被災市街地の特性」を設定する。表3-1の被災地域特性により、山岳部に立地する小集落から政治的・文化的な中心地である中規模都市に至るまで、被災市街地の規模と地理的条件が異なっていることがわかる。そこで、地域の中で中心的役割を果たす中・小都市、山岳部から平野部に立地する村及び集落、の二つで対立軸を設けて、被災市街地の特性を分析軸とする^{注3-29}。

3-5-2 復興ガバナンス体制のモデル化とその歴史的展開の解明

図3-4は、2つの分析軸に基づいてモデル化された4つの復興ガバナンス体制モデルとそれらの歴史的展開を示した図である。以下に市街地規模の小さなものから4つの復興ガバナンス体制モデルの特性を述べる。

1) ウンブリア・マルケ復興ガバナンス体制モデル

ウンブリア・マルケ復興ガバナンス体制モデルは、山岳・丘陵部の広域に広がる集落を、中央政府主導の緊急時対応と共同事業体を単位とした建造物の修復を並存させながら復興を進めるガバナンス体制である。中央政府管轄の市民防災局が、地域内に分散する多数の集落に対して暫定的居住地を整備することで集落コミュニティを維持する。被災地域の市政府が参加する連絡委員会を設立して情報共有を行い、複数の建物所有者と事業計画・実施を担う専門家及び民間企業により進められる共同事業を通して、被災市街地を再生する。

2) フリウリ復興ガバナンス体制モデル

フリウリ復興ガバナンス体制モデルは、平野部に立地する小さな村を対象とし、住民協議会と市政府の密な議論を通して復興方針の共有と復興計画の策定・実施により復興を進めるガバナンス体制である。中央政府や州政府による緊急時の支援を受けながらも、市民らにより自発的に結成された市民組織の活動や住民協議会での議論に力点を置き、地域の自治システムに根ざした体制を構築する。

3) エミリアローマニャ復興ガバナンス体制モデル

エミリアローマニャ復興ガバナンス体制モデルは、周辺地域の中で中心的な役割を担う小都市を対象として、地方政府の参画する委員会での議論から被災地域の全体の復興の道筋や対応策が定められ、復興協議会と市政府の連携により作成された復興計画・プログラムを用いて復興を進めていくガバナンス体制である。復興協議会は、大学や専門家の支援を受けて設立され、多数の地域住民の復興プロセスへの参加を可能とする受け皿となる。

4) アブルッツォ復興ガバナンス体制モデル

アブルッツォ復興ガバナンス体制モデルは、州域において政治的・文化的中心地である中規模都市を、中央政府と地方政府の連携により被災者への居住環境整備を実施し、多様な主体の参画する統合的プラットフォーム組織で総意を結集して復興を進めるガバナンス体制である。中央政府の介入期間を可能な限り限定し、大学・NPO・専門家団体・有志市民の参画するプラットフォーム組織により開催される一連のワークショップでの議論を通して、復興ビジョンと戦略を定め、実施計画へと反映させる。

上記のように2つの分析軸により4つの復興ガバナンス体制モデルを明らかにすることができた。これらのモデルを時系列に沿って考察することで、**図3-4**に示すように4つの復興ガバナンス体制モデルを位置付けることができ、以下のように歴史的展開を解明した。

第一に、強固な自治基盤により住民の参加を取り入れ小規模市街地の復興を遂げた1976年のフリウリモデルから、市民防災局による緊急時対応と共同事業体を単位とした修復事業手法が制度化され、1997年のよりスケールの小さな集落の復興であるウンブリア・マルケモデルにおいて実践されている。

第二に、上述した2つのモデルでの成果を受けて、2009年のアブルッツォモデルにてスケールの大きな中規模都市への適応を試みたが、全国市民防災局の強すぎた介入によって、中央政府主導に偏ったガバナンス体制が構築されている。

第三に、アブルッツォモデルでの経験の反映とウンブリア・マルケモデル及びフリウリモデルを継承・発展することで、2012年の地方自治に基づいた小都市の復興エミリアローマニャモデルへと成熟している。

注釈

注3-29) 中・小都市と村・集落に二分したが、被災程度は違えど、中規模都市から集落に至るまで被災しているのが実態である。ここでは、単純化のために重大被災地域において代表的な市街地規模により各震災復興を以下のように分類した。
アブルッツォ地震復興：中規模都市、エミリアローマニャ地震復興：小規模都市、フリウリ地震復興：村、ウンブリア・マルケ地震復興：集落。

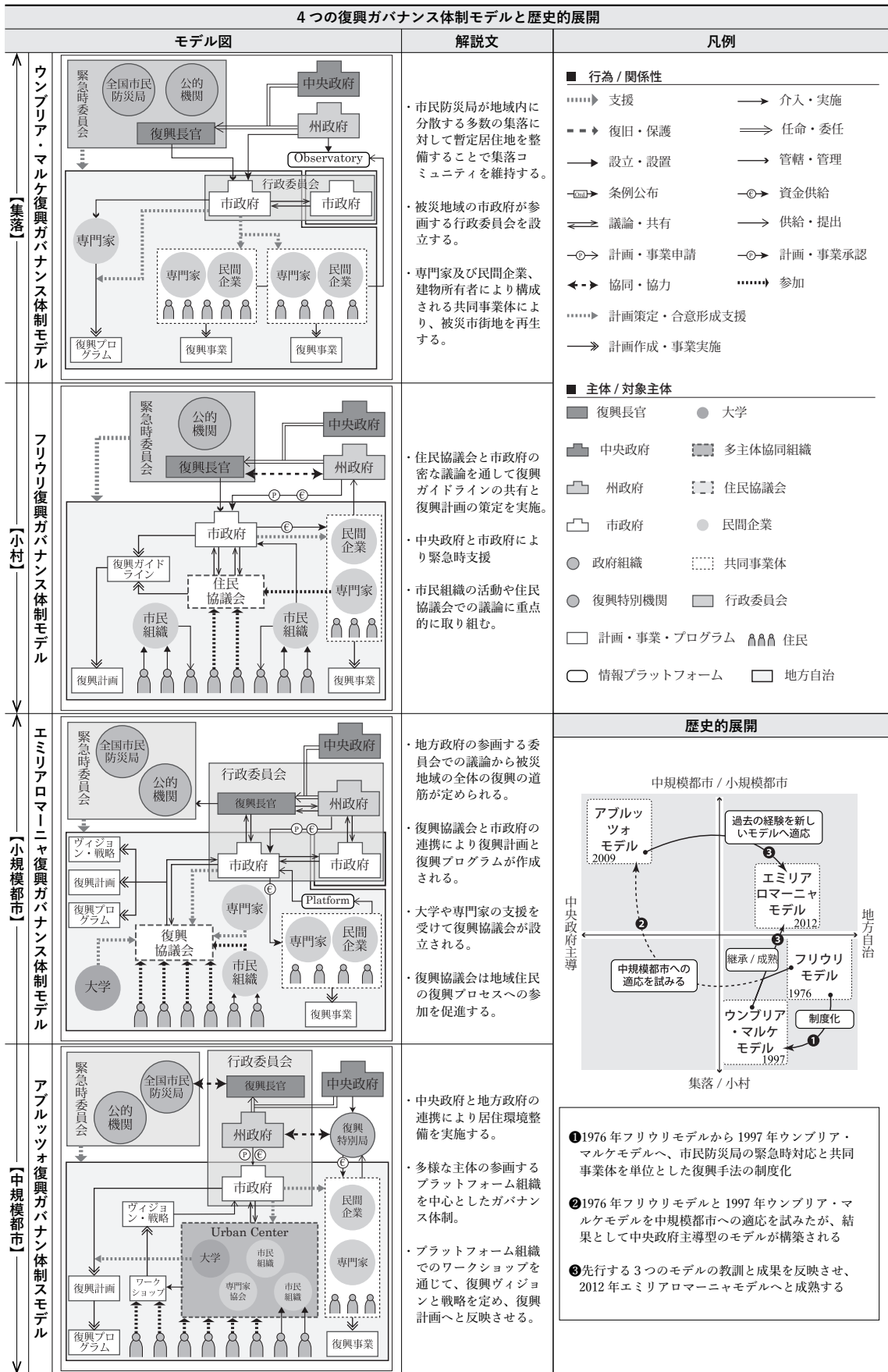


図3-4. 4つの復興ガバナンス体制モデルと歴史的展開

3-6 第3章のまとめ：共編集の存在が想定される震災復興事例の同定

本章では、1970年代以降に発生した4つの震災復興における復興ガバナンス体制の特性を解明し、その歴史的展開を明らかにした。テキストデータの分析方法と主体間関係の図化方法を用いることにより、震災復興プロセスの3つの時期ごとに復興ガバナンス体制を可視化し、それらの特性を明らかにした。これらの特性とそれぞれの震災復興の特質を踏まえて2つの分析軸、1) 中央政府主導と地方自治の関係、2) 被災市街地の特性、を設定し、それぞれの復興ガバナンス体制をモデル化した結果、以下4点を明らかにした。

第一に、山岳・丘陵部に立地する集落を対象とし、中央政府主導の緊急時対応と共同事業体を単位とした建造物修復により復興を進めるウンブリア・マルケモデル。

第二に、平野部に立地する小さな村を対象とし、住民協議会と市政府による密な議論を通して、復興方針の共有及び復興計画の策定・実施により復興を進めるフリウリモデル。

第三に、地域内で中心的な役割を担う小都市を対象とし、地方政府の参画する委員会において復興の道筋と対応策を決定し、復興協議会と市政府の連携により復興を進めるエミリアロマーニャモデル。

第四に、政治的・文化的中心地である中規模都市を対象とし、中央政府と地方政府の連携、及び多様な主体の参画する統合的プラットフォーム組織で復興を進めるアブルッツォモデル。

また、以上で示した4つの復興ガバナンス体制モデルを時系列に沿って考察したところ、以下の3つの歴史的展開を解明できた。

第一に、強固な自治基盤により住民の参加を取り入れ小規模市街地の復興を遂げた1976年のフリウリモデルから、市民防災局による緊急時対応と共同事業体を単位とした修復事業手法が制度化され、1997年のよりスケールの小さな集落の復興ウンブリア・マルケモデルにおいて実践されている。

第二に、上述した2つのモデルでの成果を受けて、2009年のアブルッツォモデルにてスケールの大きな中規模都市への適応を試みたが、全国市民防災局の強すぎた介入によって、中央政府主導に偏ったガバナンス体制が構築されている。

第三に、アブルッツォモデルでの経験の反映とウンブリア・マルケモデル及びフリウリモデルを継承・発展することで、2012年の地方自治に基づいた小都市の復興エミリアロマーニャモデルへと成熟している。

このような異なる復興ガバナンス体制の構築要因として、平時の地方自治システムとの関係が考えられる。イタリアの地方自治制度では、州は通常州と特別自治州に分けられ、4つの地震災害の中で1976年に被災したフリウリ・ヴェネツィア・ジュリア州が、唯一高度な地方自治権を有する特別自治州であった。そのため、法整備の行き届いていない状況においても強固な自治基盤によるフリウリモデルが構築された。また、1997年に被災したウンブリア州とマルケ州及び2012年に被災したエミリアロマーニャ州はイタリア北・中部に立地し、中世以降に成立した都市国家としての特性が色濃く残る自立性の高い州である。このような自治特性により、地方分権型のウンブリア・マルケモデルとエミリアロマーニャモデルが構築されたと考えられる。他方、中央政府の強い介入のみられたアブルッツォモデル構築は、州都ラクイラ市の壊滅的な被害が強く影響しており、アブルッツォ州の平時の自治システムによる影響は少ない^{注3-30)}と考えられる。

最後に、明らかになった4つの復興ガバナンス体制の特性を共編集の3条件と照らし合わせることで、共編集の存在が想定される震災復興事例を同定する。その結果は、図3-5に示した。

ウンブリア・マルケ震災復興では、地震により被災した歴史的建造物の構造体毎に設置される共同事業体を単位とした市街地の修復が行われた。この共同事業体は、所有者と事業設計を担う専門家により構成され、事業計画の策定と合意形成の役割を担っている。他方で、この共同事業体毎に事業計画がなされ、事業実施を経て復興が進められたため、市街地全体の復興に関する議論は行われなかった。したがって、複数主体の協働と複数主体間での価値観の共有が行われなかったとした。よって、ウンブリア・マルケ地震復興は、その他の震災復興と比較すると、共編集の存在が想定されないため、第2部における詳細な実態解明では対象としないこととする^{注3-31)}。つまり、1976年フリウリ地震からの震災復興、2009年アブルツォ地震からの震災復興、2012年エミリアローマニャ地震からの震災復興が、共編集の存在が想定される事例として同定された。

	共編集の条件		
	複数主体の協働	複数主体間での価値観の共有	複数主体による共同体の存在
ウンブリア・マルケ震災復興	市政府は、共同事業体に基づいた個々の修復事業による復興プログラムの策定支援を行い、複数主体での協働は行われなかった。	共同事業体毎に所有者と専門家により修復事業のための合意形成がなされたが、市街地全体で価値観の共有は行われなかった。	市民防災局が、地域内に分散していた多数の集落毎に、暫定居住地を整備された。既存の集落コミュニティが存在し、維持された。
フリウリ震災復興	復興のための新規市民組織や住民協議会、市政府の間で協働が見られ、復興計画の策定に参画していた。	住民らにより設立された住民協議会が、市政府と市民・市民組織の橋渡し役となることで、価値観の共有が行われた。	震災後に市民らにより自発的に結成された住民組織や住民協議会の活動が活発であったことから、共同体は存在した。
エミリアローマニャ震災復興	復興計画・プログラムの策定において、地域住民の参加を取り入れており、複数主体の協働が行われたと言える。	復興計画・プログラムの策定において、地域住民の参加を取り入れており、複数主体間での価値観の共有が行われたと言える。	市政府により実施された地域住民の参加プロセスが存在し、計画策定に参画していたことから、共同体は存在した。
アブルツォ震災復興	緊急時対応期後に、多様な主体の参画する多主体協同組織が設立されており、複数主体の協働が行われていると言える。	緊急時対応期後に、多様な主体の参画する多主体協同組織が設立されており、この組織での復興に向けた価値観の共有が行われている。	中央政府による緊急時対応期においても、市民らは住民組織を設立し復興に向けた議論を行っていたことから、共同体は存在した。

図3-5. 共編集の存在が想定される震災復興事例の同定

注釈

注3-30) 参考文献3-5, p.125において、発災時のアブルツォ州政府とラクイラ市政府の政治的特色は、民主党による中道左派であり、自由国民党による中央政府の政治的特色とは対照的だったと指摘されている。

注3-31) ウンブリア・マルケ震災復興では、複数主体の協働と複数主体間での価値観の共有が行われなかったと記した。ここで注意したいのは、この震災復興では、複数主体の協働と複数主体間での価値観の共有を行う必要がなかったとも捉えられる。この地震災害により被災した丘陵・山岳地域には、多数の小さな集落が散り散りに立地しており、歴史的市街地の規模はその他の地震災害の被災地域に比べても小さい。そのため、複数主体での協働や新たな価値観を共有に時間をかけるのではなく、既存の集落コミュニティを維持することが主眼として置かれ、共同事業体を単位として復興が進められたとも考えられる。

第2部
3つの歴史的市街地の震災復興
の実態解明

第4章

ヴェンゾーネ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態

4-1 本章の目的と方法

4-1-1 本章の目的

第1部・第3章「4つの大規模震災後の復興ガバナンス体制の特性とその歴史的展開の解明」では、70年代以降にイタリアで発生した4つの大規模地震災害からの震災復興における復興ガバナンス体制の特性とその歴史的展開を解明した。さらに、第1章で整理した共編集の3条件と明らかにした4つの復興ガバナンス体制の特性を照らし合わせ、共編集の存在が想定される3つの震災復興を同定した。それらは、1976年フリウリ地震からの震災復興、2009年アブルッツォ地震からの震災復興、2012年エミリアローマニャ地震からの震災復興であった。

第2部「3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明」では、第1部で同定した3つの震災復興における事例都市を選定し、その事例都市の震災復興の実態を物的・社会的側面から詳細に解明することを目的としている。第2部の各章のまとめでは、各地震災災害の事例都市の震災復興の実態を踏まえ、共編集の観点から改めて考察し、各震災復興事例における共編集の評価を行う第3部への接続を試みる。

第4章「ヴェンゾーネ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと建築類型の更新実態」では、1976年フリウリ地震による重大被災都市の1つであるヴェンゾーネ市を研究対象とする。第3章の分析結果によると、フリウリ地震での復興ガバナンス体制の特性は、発災後に設立された市民組織及び住民協議会と市政府との間で歴史的市街地復興に関する議論が行われ、計画と事業を実施している点にある。

この第3章で明らかにした復興ガバナンス体制の特性を踏まえ、本章では以下の2点を明らかにすることを目的とする。

第一に、ヴェンゾーネ市の震災復興プロセスに関する行政や専門家、市民組織により発行された報告書のテキストデータの分析により復興ガバナンス体制を可視化し、その構築プロセスの特性を明らかにする。

第二に、歴史的市街地内部の共同事業範囲毎の復興事業の実施プロセスを把握し、空間変容の実態を明らかにする。

4-1-2 本章の方法

調査概要を表4-1に示し、以下に研究の方法を述べる。

第一に、文献調査により、1) 復旧・復興に関する法律・法令・条例の制定、2) 暫定居住地整備計画や歴史的市街地の復興計画と事業の策定、3) 市民組織と住民協議会の設立、の3つの過程を把握する。次に、これらの過程を、1) 行政が主導する取組み、2) 市民組織・住民協議会・専門家組織の主導する取組み、に分けて、2つの取組みによる時期区分を設定する。最後に、両者の時期区分を統合し、ヴェンゾーネ市震災復興プロセスの時期区分を設定する。

第二に、ヴェンゾーネ市の震災復興プロセスに関与する州政府、市政府、市民組織、住民協議会、専門家により発行された報告書の文献調査を実施する。この報告書の文書ドキュメントを3章で定めた方法を応用して復興ガバナンス体制を可視化し、その構築プロセスの特性を明らかにする。この質的データ分析法のコーディング分析^{注4-1)}によるテキストデータの要約、キーとなる単語の抽出、カテゴリーへの分類を行えるため、復興ガバナンス体制を分析と図化するために必要である。

第三に、発災以後に実施された、共同事業範囲^{注4-2)}毎の被災民間建築物の修復事業に着目し、介入カテゴリー^{注4-3)}の組み合わせの異なる1つの復興事業を対象として、事業介入ユニット毎に空間変容の実態を明らかにする。

最後に、明らかにしたヴェンゾーネ市の震災復興の実態を共編集の観点から改めて考察する。

表4-1. 調査概要

	インタビュー調査 (4-4)	文献調査 (4-2, 4-4, 4-5)
調査日時	2017. 12. 14/2018. 4. 12/2020. 2. 11	2018. 4. 10-13/2018. 6. 29/2020. 2. 9-14
調査対象	1. ヴェンゾーネ市行政職員 (A. B. 氏) 2. フリウリ地震復興博物館員 (F. M氏) 3. カヴァッゾ市元市長 (F. B. 氏) 4. 計画策定事業調整に関与した修復士	1. 地区詳細計画と都市基本計画の計画図書、ICOMOSによる被害調査報告 2. 暫定居住地の整備計画図書 3. 歴史的市街地内の実施設計図書
調査内容	1. 発災後に設立された文化遺産保護組織や住民協議会の活動背景や内容 等 2. 地区詳細計画の策定過程と被災自治体の市長に付与された権限 等 3. 州政府と市政府の役割分担や連携体制、暫定居住地の建設 等 4. 地区詳細計画の策定者による事業調整の役割 等	1. 歴史的市街地の建築類型学的分析結果に基づいて策定された地区詳細計画の内容、都市基本計画の内容 等 2. 州政府と市政府の連携により建設された暫定居住地の規模と立地 等 3. 共同事業範囲毎に計画された実施設計による震災前後での変容 等

4-1-3 研究対象地ヴェンゾーネ市の概要

図4-1に研究対象地の概要を示す。フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア州のヴェンゾーネ市は、フリウリ平野北端のタリアメント川とヴェンゾナツセ川の合流地点に立地している。ヴェンゾーネは1000年前後に都市として成立し、北ヨーロッパへと通じる幹線道路の関所として関税を徴収する政治・経済的に重要な地点であった^{注4.4)}。その後、15世紀はじめにヴェネツィア共和国の統治下に入り、「北ヨーロッパとの物資の交換、売買のための市が開かれ、その商業的性格は十九世紀まで続いた^{注4.5)}」。しかし近代以降は、イタリアのその他の小都市と同様に衰退し、特に戦後の地方から大都市への人口移動によって、さらなる人口減少や歴史的市街地の空洞化などの都市問題を抱えていた^{注4.6)}。

このような歴史都市は、1976年5月6日と9月15日の2度の大規模地震により壊滅的な被害を受け、歴史的市街地の建物はほぼ全壊し、市民の大半は暫定居住地に仮設住宅が建設される1977年1月までの間、アドリア海沿いの宿泊施設への避難を余儀なくされた^{注4.7)}。

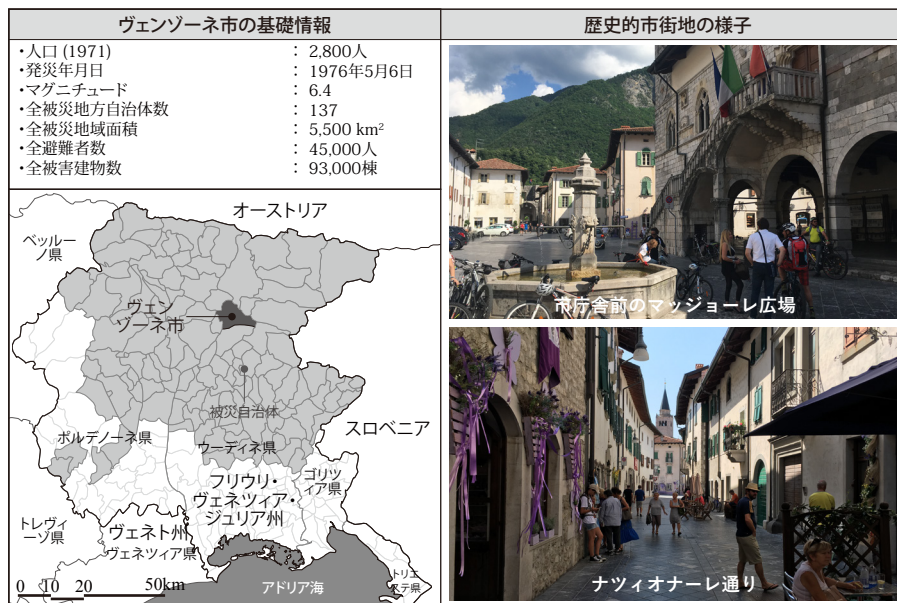


図4-1. ヴェンゾーネ市の概要

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

注釈

注 4-1) コーディング分析の詳しい方法は、参考文献 4-1, pp.115-122 を参照。

注 4-2) 1976 年フリウリ地震における共同事業範囲のイタリア語は、Ambito unitario d'intervento であり、建築類型学的アプローチにより建築類型 (Tipologia Edilizia) を特定し、連続する建物群の構造体毎に事業範囲が設定されている。そのため、複数の建物所有者らが復興事業に関わるため、共同事業としている。具体的な定義に関しては、4-5-1 を参照。

注 4-3) この介入カテゴリー (Categorie di Intervento) は、厳格な復元から軽微な修復に至るまで異なる保護規制を定めている。具体的な定義に関しては、4-5-1 を参照。

注 4-4) 参考文献 4-2, p.96 を参照。

注 4-5) 同上 (参考文献 4-2) , p.97 より引用。

注 4-6) 同上 (参考文献 4-2) , p.97 を参照。

注 4-7) 参考文献 4-3 を参照。

参考文献

4-1) 佐藤郁哉：QDA ソフトを活用する実践質的データ分析入門，新曜社，2008.1

4-2) 陣内秀信：都市を読む，法政大学出版局，1998.12

4-3) Emanuela Guidoboni・Gianluca Valensise: The Economic and social weight of the seismic disasters in Italy in the last 150 years, Bononia University Press, 2011.12.(in Italian)

4-2 ヴェンゾーネ市震災復興プロセスの4つの時期区分

4-2-1 2つの取り組みによる時期区分

本節では、文献調査により2つの取り組みに基づいた震災復興プロセスの時期区分を定め、それらを統合することで、震災復興プロセス全体の時期区分を設定する。これは、次節において復興ガバナンス体制を可視化する際に、より実態に即した時期区分を設定することが求められるからである。なお、震災復興プロセスの期間は、第一の地震が発生した1976年5月から行政による復興事業が全て竣工する1993年11月までの17年6ヶ月間としている。

1) 行政が主導する取り組みによる時期区分

・**緊急時対応期 (ph.i)**：中央政府により1976年5月13日に制定された緊急法律命令第13号により、緊急時対応の基本方針が決定され、その後同年7月21日に制定された州法第33号により仮設住宅の建設される暫定居住地の整備方針が決められる。次に、8月2日にヴェンゾーネ市議会において、プレハブ住宅を建設する暫定居住地の立地選定が承認され、その後暫定居住地整備事業は着工されている。1976年9月15日に発生した第二震を受けて、被災者らは1976年12月末までアドリア海沿いの宿泊施設に避難し、1977年1月以降竣工した仮設住宅への入居が開始され、避難生活期へと移行する。

・**避難生活期 (ph.ii)**：1977年1月以降、被災者らの仮設住宅入居が順次開始され、1月末までに全ての暫定居住地整備事業が竣工する。1977年6月20日州法第30号により、歴史的市街地の建物修復に関する規定が定められ、同年12月23日州法第63号により、歴史的市街地再生のための地区詳細計画策定に関わる規定が定められる。また、ヴェンゾーネ歴史的市街地全体は、1965年に国のモニュメントとして登録されていたが、壊滅的な被害を受けた後も残存する資料により復元が可能であるため、国の文化遺産として登録され続けることが決定され、12月6日には国の文化遺産委員会により復興のためのガイドラインが提示され、計画策定期へと移行する。

・**計画策定期 (ph.iii)**：ヴェンゾーネ市政府は、国の文化遺産委員会のガイドラインと州政府による法律第63号法の制定を受けて、1978年1月より歴史的市街地復興のための詳細計画の策定準備を開始する。他方で、1976年8月以降、ICOMOSと文化遺産環境保護省により実施されてきた、ヴェンゾーネの歴史的市街地の歴史的調査は、1978年9月に報告書と各種図面にまとめられる。この調査資料と報告書は、歴史的市街地復興のための地区詳細計画の策定業務においても参照され、この計画は1980年4月23日にヴェンゾーネ市議会により承認され、事業計画実施期へと移行する。

・**事業計画実施期 (ph.iv)**：1980年4月に歴史的市街地復興のための地区詳細計画の承認を受けて、共同事業範囲毎に復興事業の実施計画の策定が開始され、1981年12月31日に市議会において最初の実施計画が承認され、着工される。1984年3月以降に、これらの復興事業は竣工し始め、大多数の事業は1988年12月末までに竣工しているものの、1993年11月に竣工している事業も見られる。他方で、緊急時対応期において整備された暫定居住地では、1988年8月以降に再整備事業が着工し、宅地化または緑地化が進められている。

2) 市民組織・住民協議会・専門家組織が主導する取組みによる時期区分

・**遺産保護始動期 (ph.a)**：ヴェンゾーネでは、地震発生以前においても、ヴェンゾーネの歴史的・芸術的な遺産を保護し勉強する市民組織「Amici di Venzone」が1971年に設立されてから継続活動していた。1976年5月の発災直後、ヴェンゾーネのボランティア市民とイタリア中から集まった建築家や修復士、歴史家、考古学者らによって文化遺産保護組織「Comitato di Coordinamento per il Recupero dei Beni Culturali」が設立される。この組織は、地震により被害を受けた歴史的・芸術的に価値のある遺産を保護する活動を実施し、7月には市政府に対して被災した文化遺産の建材を回収して保護する計画を提案している。この計画は、1976年9月15日の第二の地震後に市政府により承認され、文化遺産を構成する建材の運搬作業が開始され、12月以降重要な建築構成要素の整理と番号付けが行われる。

・**復元方針要請期 (ph.b)**：1977年1月以降、アドリア海沿いの宿泊施設に避難していたヴェンゾーネの住民らは、歴史的市街地の周辺に整備された暫定居住地へと帰還する。その後、2月28日に市政府により1つの通りに面する建物の倒壊防止の木枠が破壊される。これをきっかけに、ヴェンゾーネ市民らは、3月19日に住民協議会「Comitato 19 marzo」を設立し、歴史的市街地の復興に関する問題の議論が行われ、「Cjase Nestre」と呼ばれる地域新聞を通じて仮設住宅の避難者やイタリア全土に対して情報を発信した。この住民協議会は、歴史的市街地を元々あった場所に可能な限り復元する復興のスローガン「Dov'era e Com'era」を掲げ、住民への署名活動を実施し、8月20日に要請書を地方政府と国の文化遺産環境保護省に提示した。その後、1977年12月に国の全国文化遺産委員会「Consiglio Nazionale dei beni culturali」によりヴェンゾーネの歴史的市街地が、国のモニュメントであり続けることが認められ、歴史的市街地を復元する復興方針が認められる。

・**復元状況共有期 (ph.c)**：復元方針要請が承認された1977年12月以降も、住民協議会「Comitato 19 marzo」は復興の進捗状況を発信するために地域新聞の発行を継続している。また、地震発生以前から活動していた市民組織「Amici di Venzone」は、復興事業の実施期間においても継続的に活動しており、毎年年末には活動報告書を発行している。

4-2-2 ヴェンゾーネ市震災復興プロセスの4つの時期区分

以上のように、1) 行政が主導する取組み、2) 市民組織・住民協議会・専門家組織が主導する取組み、の2つの取組みに基づいて、ヴェンゾーネ市の震災復興プロセスの時期区分を行った。

これらの時期区分を統合することで、以下のように4つの時期区分を設定した。それらの時期区分を図4-2に示した。

- 1) 緊急時対応・遺産保護始動期 (第1期) : 1976年5月～1976年12月
- 2) 避難生活・復元方針要請期 (第2期) : 1977年1月～1977年12月
- 3) 計画策定・復元状況共有期 (第3期) : 1978年1月～1980年4月
- 4) 事業計画実施・復元状況共有期 (第4期) : 1980年5月～1993年11月

この4つの時期区分により、I期で開始された遺産保護の活動を受けて、II期において復元方針要請が認められ、III期以降で歴史的市街地復興のための計画策定と事業実装が行われている。次節では復興ガバナンス体制を4つの時期区分ごとに可視化し、その構築プロセスを明らかにする。

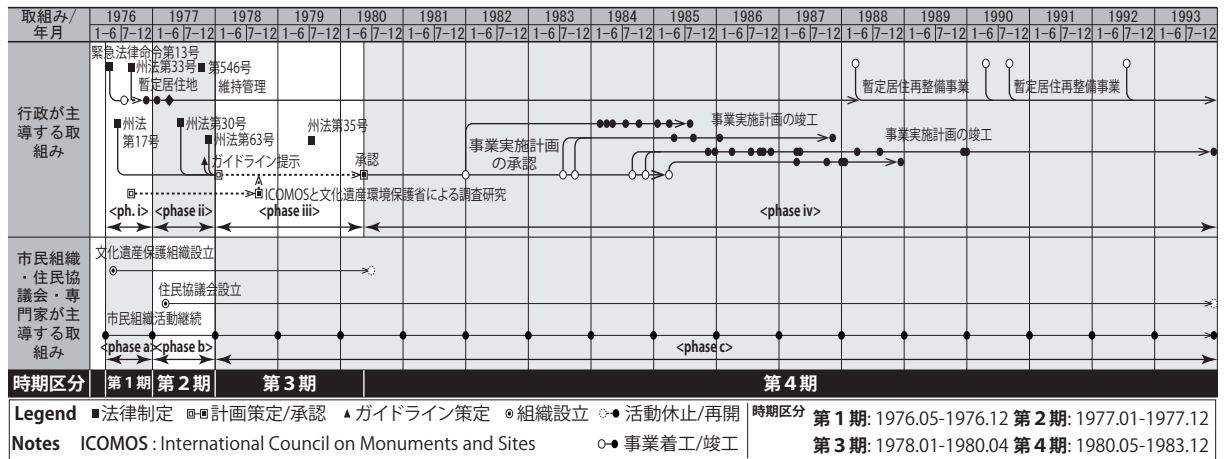


図4-2. ヴェンゾーネ市の震災復興プロセスの全体像

4-3 テキスト分析結果と主体間関係の図化方法

4-3-1 MAXQDA を用いたテキスト分析結果

ヴェンゾーネ市震災復興プロセスにおける復興ガバナンス体制を可視化し、その構築プロセスの特性を明らかにするために、本節では、表4-2に示した文書ドキュメントを対象に行ったMAXQDAを用いたテキスト分析結果とその結果に基づいた主体間関係の図化方法を記述する。ここでいう文書ドキュメントとは、インタビュー調査結果スクリプトと行政や市民組織の活動報告書を示している。なお、インタビュー調査の概要は、表4-1に示す通りである。

第3章で確立したテキスト分析方法を用いた分析結果の一例を表4-3に、抽出した2種類のキーワードの分類を表4-4に示している。表4-4の定義に基づいて2種類のキーワード、1)主体に関するキーワード、2)行為・関係性に関するキーワード、を抽出した結果、1)主体に関する12のキーワード、2)行為・関係性に関する21のキーワードに分類できた。また、全ての文書セグメントのコーディング分析結果を表4-5に示している。また、表4-6は、コーディング分析により得た全コードを整理した、3つのガバナンスカテゴリー（大分類・中分類・小分類）と4つの時期区分毎にコード数を対応させたマトリックス表である。全164コードをこれらの3つのガバナンスカテゴリーへと分類した結果、11の大分類、18の中分類、44の小分類に分けられた。

表4-2. テキスト分析に用いたドキュメント一覧

	文書番号	文書のタイトル / 章タイトル	文書種類	出版元 / 調査対象者	年月日
第4章で用いた文書ドキュメント一覧	IR01	IL PESO ECONOMICO E SOCIALE DEI DISASTRI SISMICI IN ITALIA NEGLI ULTIMI 150 ANNI / 1976 6 maggio, 11 e 15 settembre Friuli	研究所報告書	国立地球物理学火山学研究所	2011年12月
	IR02	FRIULI 1976: UN MODELLO O UN LABORATORIO DELLA RICOSTRUZIONE?	専門家協会報告書	イタリア都市計画協会	2016年
	PR01	IL MODELLO FRIULI. LE LINEE GUIDA DEL PROCESSO DI RICOSTRUZIONE DOPO IL TERREMOTO DEL 1976	専門家報告書	Enzo Spagna	2009年
	RR01	Atti e documenti sulla ricostruzione delle zone terremotate del Friuli	州政府報告書	フリウリヴェネツィアジュリア州	2016年12月
	AR01	Venezia. La ricostruzione di un centro storico	市民組織報告書	Amici di Venezia	2006年
	IS01	ヴェンゾーネ市市役所職員 Aldo Di Bernardo 氏へのインタビュー調査結果スクリプト	インタビュースクリプト	Aldo Di Bernardo	2017年12月
	IS02	フリウリ地震復興博物館職員 Floriana Marino 氏へのインタビュー調査結果スクリプト	インタビュースクリプト	Floriana Marino	2017年12月
	IS03	カヴァッゾ市市長 Franceschino Barazzutti 氏へのインタビュー調査結果スクリプト	インタビュースクリプト	Franceschino Barazzutti	2018年4月
	IS04	ヴェンゾーネ市の復興計画策定と事業調整に関わった修復士 Roberto Forgiarini 氏へのインタビュー調査結果スクリプト	インタビュースクリプト	Roberto Forgiarini	2020年2月

表4-3. テキスト分析結果の一例

文書番号	文書ドキュメント				コード			ガバナンスカテゴリー (小分類)
	文書セグメント	キーワード			オープンコード	焦点的コード	コード番号	
		主体	対象主体	行為 / 関係性				
AR01	Nei giorni immediatamente successivi al sisma, dopo le prime operazioni di soccorso alle vittime, si costituisce a Venezia un Comitato di Coordinamento per il Recupero dei Beni Culturali formato da volontari locali e altri professionisti qualificati: architetti, restauratori, storici dell' arte, archeologi provenienti da tutta Italia	市民ボランティア / 専門家	文化遺産マネジメント協議会	設立	緊急時対応・遺産保護始動期	緊急時対応の後に、ヴェンゾーネでは文化遺産修復に関するマネジメント協議会が、ボランティア市民と専門家によって組織された_OP	被災者救助後に市民と専門家による文化遺産修復マネジメントの協議会を設立_FO	AR01 新規市民組織による活動実施

表 4-4. キータームの分類

キーターム	定義	種類
主体	被災都市の復興に関与する住民及び組織、専門家、政府など多様な主体	1. 政府 2. 政府組織 3. 復興特別局 4. 行政委員会 5. 住民協議会 6. 専門家 7. 市民組織 8. 所有者共同事業体 9. 市民・住民・所有者 10. イタリア軍隊 11. 公的機関 12. 国外公的機関
行為関係性	被災都市の復興に向けた主体の行為及び主体間の関係性	1. 復旧支援 2. 報告・発行 3. 運動・抗議 4. 設立 5. 任命・移譲 6. 管理・運営 7. 居住地整備 8. 資金提供 9. 議論・共有 10. 計画提案 11. 計画策定・事業計画策定 12. 計画承認 13. ガイドライン・計画・事業策定と実装 14. 協同・連携 15. 参加・参画 16. 調整 17. 要望・要請 18. 介入 19. 法律制定 20. 集会開催 21. 活動実施

表 4-5. 文書ドキュメントに対する分析結果のコード数と図化に用いたコード数

ドキュメント番号	文書ドキュメントに対するテキスト分析結果のコード数	文書ドキュメントに対する主体間関係の図化に用いたコード数
IR01	13	7
IR02	10	7
PR01	15	12
GR01	33	28
AR01	22	17
IS01	37	27
IS02	4	4
IS03	17	16
IS04	13	12
合計	164	130

表 4-6. 各期におけるガバナンスカテゴリとコード数のマトリックス表

ガバナンスカテゴリ			各期のコード数			
大分類	中分類	小分類	第1期	第2期	第3期	第4期
lc01 中央政府主導	mc01 中央政府主導	sc01 中央政府主導	4			
		sc02 中央政府による法整備	1	1	1	
		sc03 国の委員会による復興方針の決定		3		
		sc04 中央政府による復興長官の任命	3			
		sc05 中央政府による緊急時対応委員会の設置	2			
lc02 中央政府と地方政府の連携	mc02 中央政府から地方政府への権限移譲	sc06 中央政府から地方政府への権限移譲	4	6	6	5
		sc07 中央政府による限定的な介入	1			
lc03 特別長官管理・運営	mc03 中央政府と地方政府の連携	sc08 中央政府、州政府、市政府の連携	3	3	3	3
		sc09 特別長官と州政府の連携	1	1	1	1
		sc10 特別長官と州政府による仮設住宅の供給	9	9		1
lc04 ICCROM による技術的支援	mc04 特別長官管理・運営	sc11 特別長官による被災者の避難管理	2			
		sc12 ICCROM による技術的支援	2	2	2	3
		sc13 地方政府間の連携	1	1	1	3
		sc14 復興特別局による管理・運営	1	2	1	1
		sc15 地方政府管理・運営	1	2	2	2
		sc16 州政府管理・運営	4	5	2	2
		sc17 州政府による法整備	1	2	1	
		sc18 州政府から市政府への権限移譲	3	4	4	4
		sc19 州政府から市政府への計画策定の委任	1	2	1	
		sc20 州政府から市政府への事業計画・実施権限の移譲				3
lc05 地方政府間の連携	mc05 ICCROM による技術的支援	sc21 州政府から市政府への技術的支援			1	2
		sc22 州政府から専門家への支援			1	1
		sc23 市政府管理・運営		1	4	9
		sc24 市政府から文化省への提案		1		
		sc25 市政府と住民の協同		2	3	2
		sc26 市政府による市民組織の要請承認	1			
		sc27 市政府の住宅所有権一時的取用による共同事業の管理				4
		sc28 市民組織から市政府への要請	1			
		sc29 住民協議会から市政府への要請		5	1	
		sc30 仮設テント住民協議会から市政府への介入	2			
lc06 地方政府管理・運営	mc10 州政府から市政府への権限移譲	sc31 専門家による計画策定			3	
		sc32 専門家による事業計画実施の調整				5
lc07 市民組織・協議会から市政府への要請	mc11 州政府による技術的支援	sc33 共同事業体運営			3	4
		sc34 共同事業設計者と住宅所有者の協同				3
		sc35 共同事業設計者による所有者ニーズの反映				2
lc08 専門家管理・運営	mc12 市政府管理・運営	sc36 住民協議会による活動実施		11	2	2
		sc37 住民協議会から文化省への提案		2		
		sc38 住民協議会から市民への情報発信		2	1	1
		sc39 新規市民組織の派生による住民協議会の設立		2		
		sc40 新規市民組織による活動実施	11	4	1	
lc09 設計者と所有者の協同	mc13 市民組織・協議会から市政府への要請	sc41 既存市民組織による活動実施	3	3	3	3
		sc42 仮設テント住民協議会による運動	4	1		
		sc43 地域住民の参加	3	3	4	3
		sc44 自主的住民運動	7	6	3	3
lc10 市民組織・協議会主導	mc14 専門家管理・運営					
lc11 地方自治	mc15 設計者と所有者の協同					

4-3-2 主体間関係の図化方法

図4-3に示した本分析での主体間関係を図化する方法を述べる。

第一に、主体間関係を図化するために用いるキータームを決定する。本分析では、表4-4に示した主体に関する12のキータームの中から、「10. イタリア軍隊」「11. 公的機関」「12. 国外公的機関」の3つのキータームを除外し、行為・関係性に関する21のキータームの中から、「19. 法律制定」「20. 集会開催」「21. 活動実施」の3つのキータームを除外した^{注4-8)}。これらのキータームを対象外とすると、主体間関係の図化に用いたコード数は、表4-5の通りである。次に、主体間関係の図化に用いるこれらのコードで抽出された主体・対象主体と行為・関係性を復興プロセスの4つの時期区分に応じて整理する。

第二に、上記のコードで抽出した主体及び対象主体を配置するための枠組みを設定する。本分析では、国と州政府、市政府の枠を定めている。

第三に、上記の枠組みに各期で整理した主体・対象主体を配置する。また、複数の主体が参画する委員会や共同事業体は、構成主体を包含する形で配置する。

第四に、配置した主体及び対象主体の行為・関係性に基づいて、主体と対象主体の間を線でつなぎ、コード番号を記す。

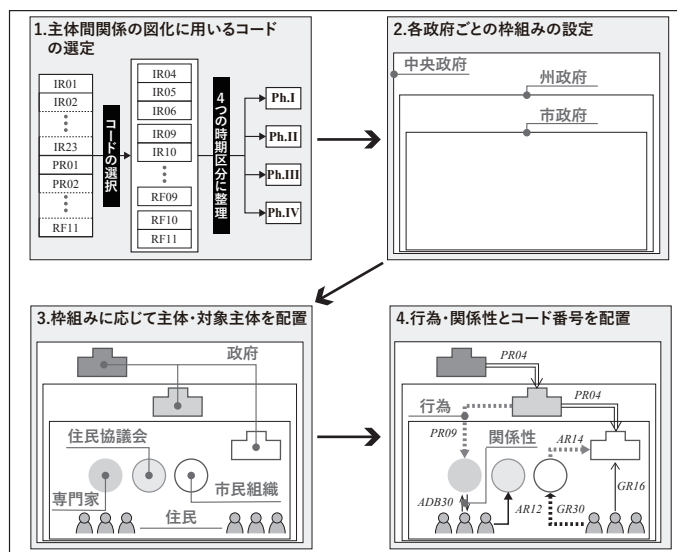


図4-3. 主体間関係の図化方法

注釈

注4-8) 「10. イタリア軍隊」や「11. 公的機関」、「12. 国外公的機関」、「19. 法律制定」、「20. 集会開催」、「21. 活動実施」は、主体間関係を図化するには曖昧であったため除外した。

4-4 復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性

4-4-1 復興ガバナンス体制の構築プロセスの記述方法

震災復興プロセスの4つの時期区分毎に復興ガバナンス体制を可視化した結果を図4-4aと図4-4bに示し、復興ガバナンス体制を記述する方法を述べる。次に、この記述方法に基づいて図4-4aと図4-4b全体を俯瞰してわかることを述べ、詳細に復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性を記述する。

テキスト分析の結果より、ガバナンスカテゴリーは18の中分類に分けられている。これらの中分類の中で政府間の権限委譲や連携に関するカテゴリーは、「mc02. 中央政府から地方政府への権限委譲」「mc03. 中央政府と地方政府の連携」「mc07. 地方政府間の連携」「mc10. 州政府から市政府への権限委譲」の4つである。さらに、市民組織及び住民協議会と市政府の関係や設計者と所有者の共同事業に関するカテゴリーは、「mc13. 市民組織・協議会から市政府への要請」「mc15. 設計者と所有者の協同」「mc16. 住民協議会主導」「mc17. 市民組織主導」の4つである。そこで、本研究ではこれらの8つのカテゴリーに分類される復興ガバナンス体制に着目し、図化したことでわかる構築プロセスの特性を記述する。

4-4-2 復興ガバナンス体制の構築プロセスの全体特性

初期段階より、中央政府から州政府・市政府へ権限が移譲されることで地方分権型のガバナンス体制が構築されており、市民らにより設立された市民組織や協議会は継続的に市政府との間に密な関係を築いている。最終段階においても権限の移譲された市政府を核としながらも、住民協議会を媒介とした市民らへの情報発信、専門家と共同事業体の調整による事業運営を行える有機的なガバナンス体制へと発展していることが図4-4aと図4-4b全体を見るとわかる。

4-4-3 復興ガバナンス体制の構築プロセスの詳細特性

以上で述べた全体俯瞰による特性を踏まえ、その構築プロセスの詳細特性を記述する。

第1期には、復旧・復興プロセスの全体管理の役割を担う特別長官が、中央政府により任命され、この特別長官と中央政府から権限移譲された地方政府の連携により、地方分権型のガバナンス体制が構築されている。また、特別長官と地方政府の連携を通じて、特別長官と州政府により暫定居住地の整備計画が策定され、被災者らの仮設住宅が供給されている。さらに、仮設テント村にて組成された協議会と地方政府との間で議論が行われ、既存市民組織と市民、専門家らにより文化遺産の保護を目的として設立された新規市民組織は、市政府に対して遺産の保護計画を提案し承認されている。

第2期においても、地方分権型のガバナンス体制が継続して構築され、各市政府の市長は、復興のための高官として任命されている。また、文化遺産保護運動を行っていた新規市民組織から派生して、歴史的市街地を可能な限り復元することを目指す住民協議会が新たに組成されている。この住民協議会は、市民らへの情報発信や市政府への抗議・議論を行うだけでなく、国の文化遺産・環境委員会に対して歴史的市街地の復元を計画提案し、その後、住民協議会の提案内容は文化遺産・環境委員会により提示された歴史的市街地復興のガイドラインに反映されている。

第3期では、市政府はICOMOSからの技術的支援を受けながら、歴史的市街地復興のための地区詳細計画の策定を専門家に委託し、復興計画が策定されている。また、住民協議会は、地域新聞を発行することで計画策定や共同事業に関する情報を住民らに発信し、市政府と住民らの間をつなぐ役割を担っている。

第4期では、第3期で策定された地区詳細計画に基づいて、街区内の共同事業範囲毎に共同事業体が設立され、この事業体は、共同事業範囲内の建物の所有者らと所有者らに選定された設計者により構成される。この設計者は、所有者らとの協同、所有者ニーズの反映の調整を通じて、共同事業計画を策定し、他方その策定プロセスにおいて、復興計画を策定した同一専門家が、共同事業実施計画の調整を行っている。事業実施過程においては、復興計画を策定した同一の専門家が、建設工事の調整を努めており、市政府は一時的に建物所有者らの所有権を収用し、竣工後に所有権の再割り当てを行っている。

以上により、中央から地方への権限移譲による分権型ガバナンス体制を基盤とし、中核的役割を担う市政府を中心として市民組織や住民協議会との関係が構築され、所有者と設計者、計画策定者の調整を可能とする有機的な復興ガバナンス体制へ移行していることが明らかになった。

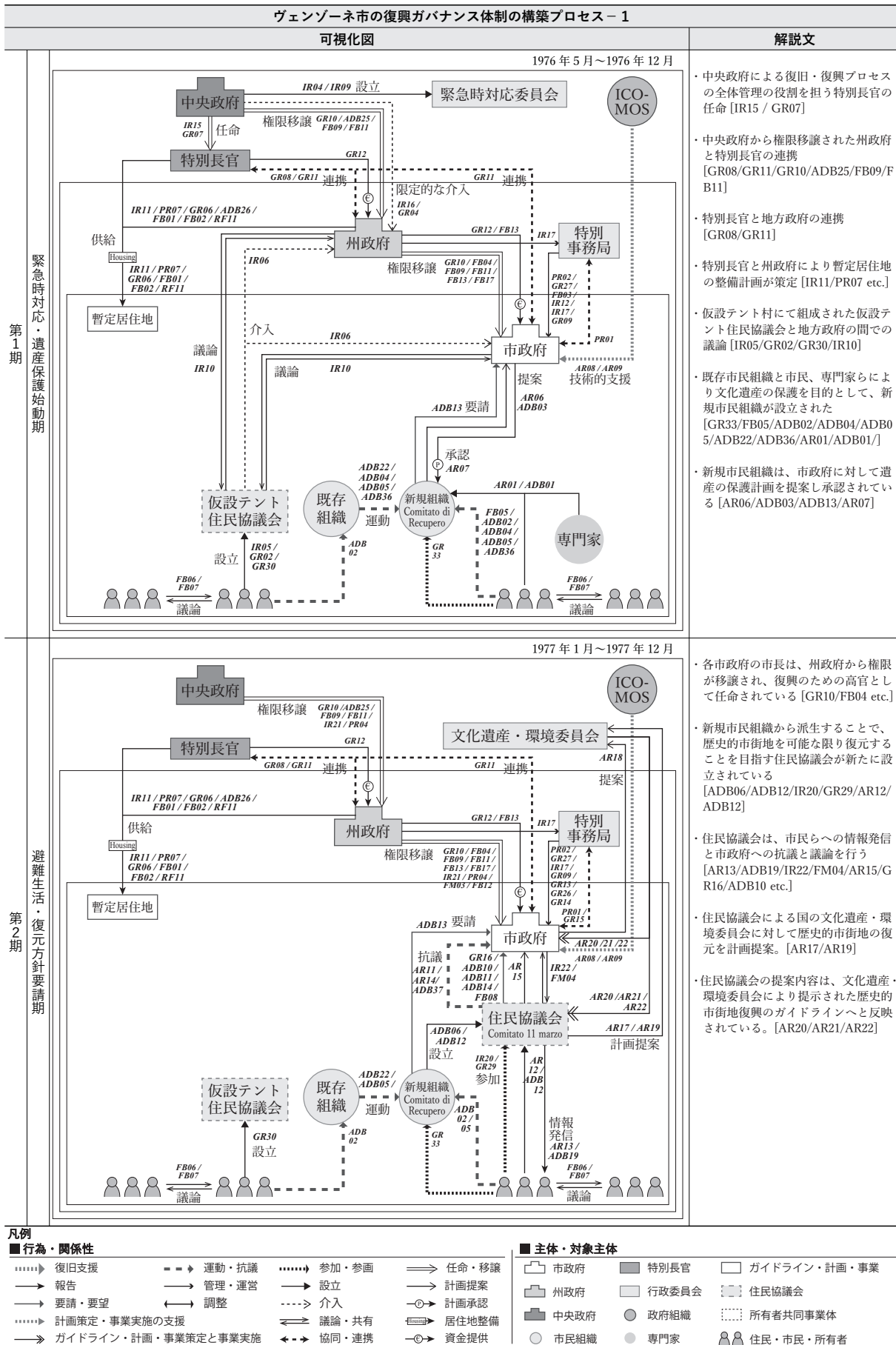


図 4-4a. ヴェンゾーネの復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図 -1

第4章 ヴェンゾーネ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態

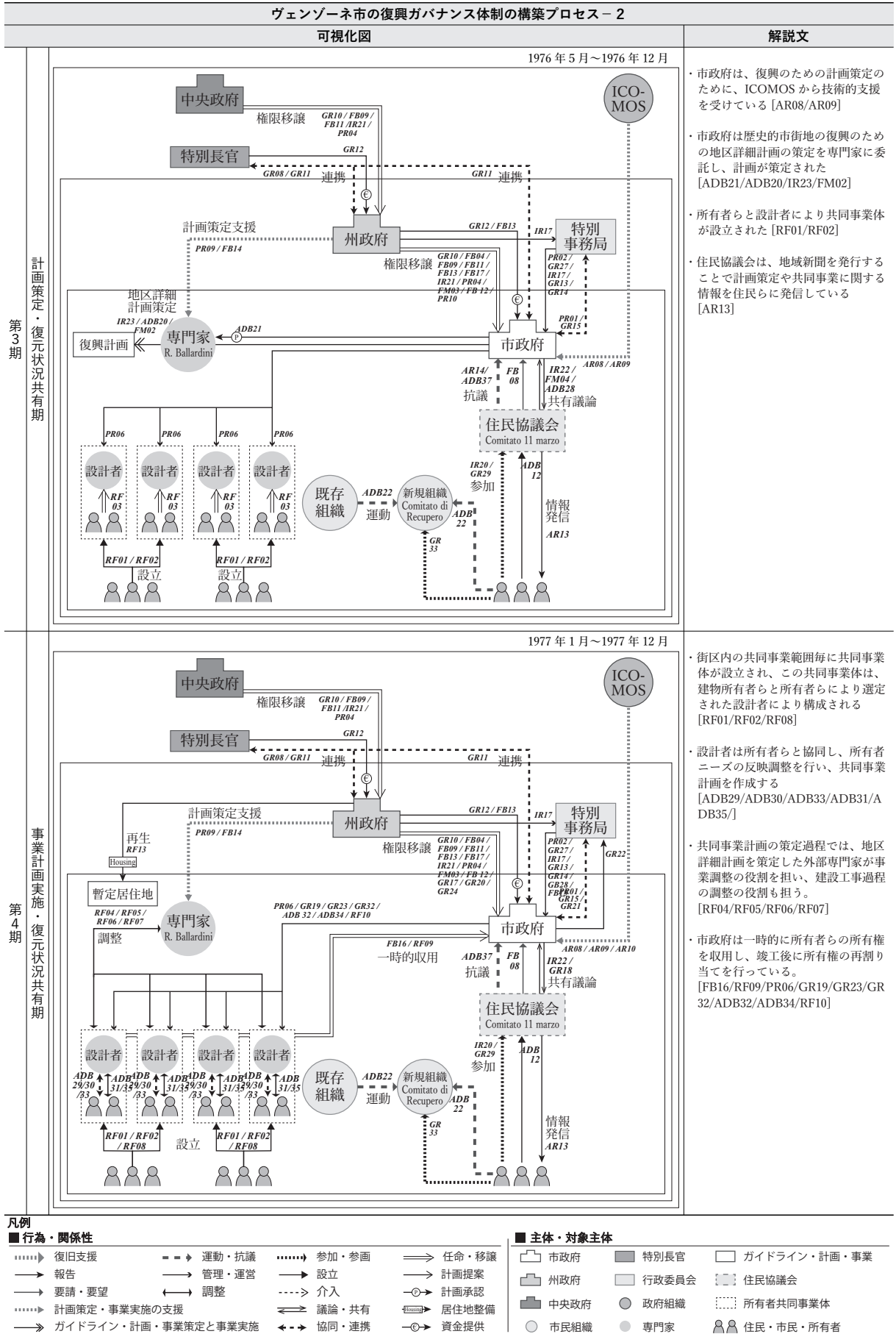


図 4-4b. ヴェンゾーネの復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図-2

4-5 復興事業の実施プロセスの特性

4-5-1 参照資料と専門用語の定義

前節で明らかにした復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性によると、歴史的市街地内部の復興事業は、共同事業範囲毎に所有者らと設計者による共同事業体により計画され、計画策定者との調整を経て事業実施される。本節では、この共同事業範囲に基づく復興事業の実施プロセスを解明した上で、建築類型の更新実態を明らかにする。

ここでは、本節で参照する文献資料を概説し、この文献資料内で用いられている専門用語の定義を概観する。参照目的に応じて文献資料を整理すると以下の通り3つに分けることができる。なお、**図4-5**に示すこれらの参照資料は、現地調査時にヴェンゾーネ市役所のアーカイブ室に保管されていた原資料を複写または写真撮影したものである。

第一に、歴史的市街地内部の復興事業の仕組みを把握するために、ヴェンゾーネ歴史的市街地復興のための地区詳細計画「Piano Particolareggiato per La Ricostruzione del Centro Storico di Venzone / P.P.」の文書や図面を参照した。

第二に、復興事業の実施プロセスを明らかにするために、各共同事業範囲の事業承認に関する市議会の審議議事録「Verbale di deliberazione del Consiglio Comunale」、着工時の建設許可「Concessione Edilizia」に関する文書、竣工時の点検「Collaudo」に関する文書、の一連の資料を参照した。

第三に、建築類型の更新実態を明らかにするために、分析対象とする復興事業に関する歴史的市街地の街区の実施事業計画「Progettazione Esecutiva del Insule del Centro Storico」の文書や図面を参照した。

次に、地区詳細計画の実施に向けた技術的規則「Norme Tecniche di Attuazione / N.T.A.」の1章の一般事項「Disposizioni Generali」で記載されており、本節の分析を行うために重要な6つの専門用語の定義を概観する。

第一の専門用語は、建物ユニット「Unità Edilizia」であり、「隣接する建物と区別できる建物本体並びにその本体につながる空地により構成される複合体」と定義されている。

第二に、類型分類「Classe Tipologica」であり、「同じ類型学的なパターンを特徴とする建物ユニットの性質を有する介入のための同質的な範囲」と定義されている。

第三に、建築類型「Tipologia Edilizia」であり、「典型的な繰り返しパターンに従って、構成要素が正確な関係により制御されているある種の空間的な組織」と定義されている。

第四に、ユニット建物集合体「Aggregazione Edilizia Unitaria」であり、「建物ユニットから始まり複合的な形成と変容の区分可能な過程を経て発展してきた建物本体と空地により構成される複合体」と定義されている。

第五に、介入ユニット「Unità d'Intervento」であり、「類型学的な複雑さにより1つ以上の建物ユニットを含む建物と空地により構成される複合体」と定義されている。

第六に、介入ユニットによる共同事業範囲「Ambito unitario di intervento」であり、「一般的に機能的自律性に恵まれ、複雑な変容の過程から生じる1つ以上の介入ユニットを含む建物複合体」と定義されている。

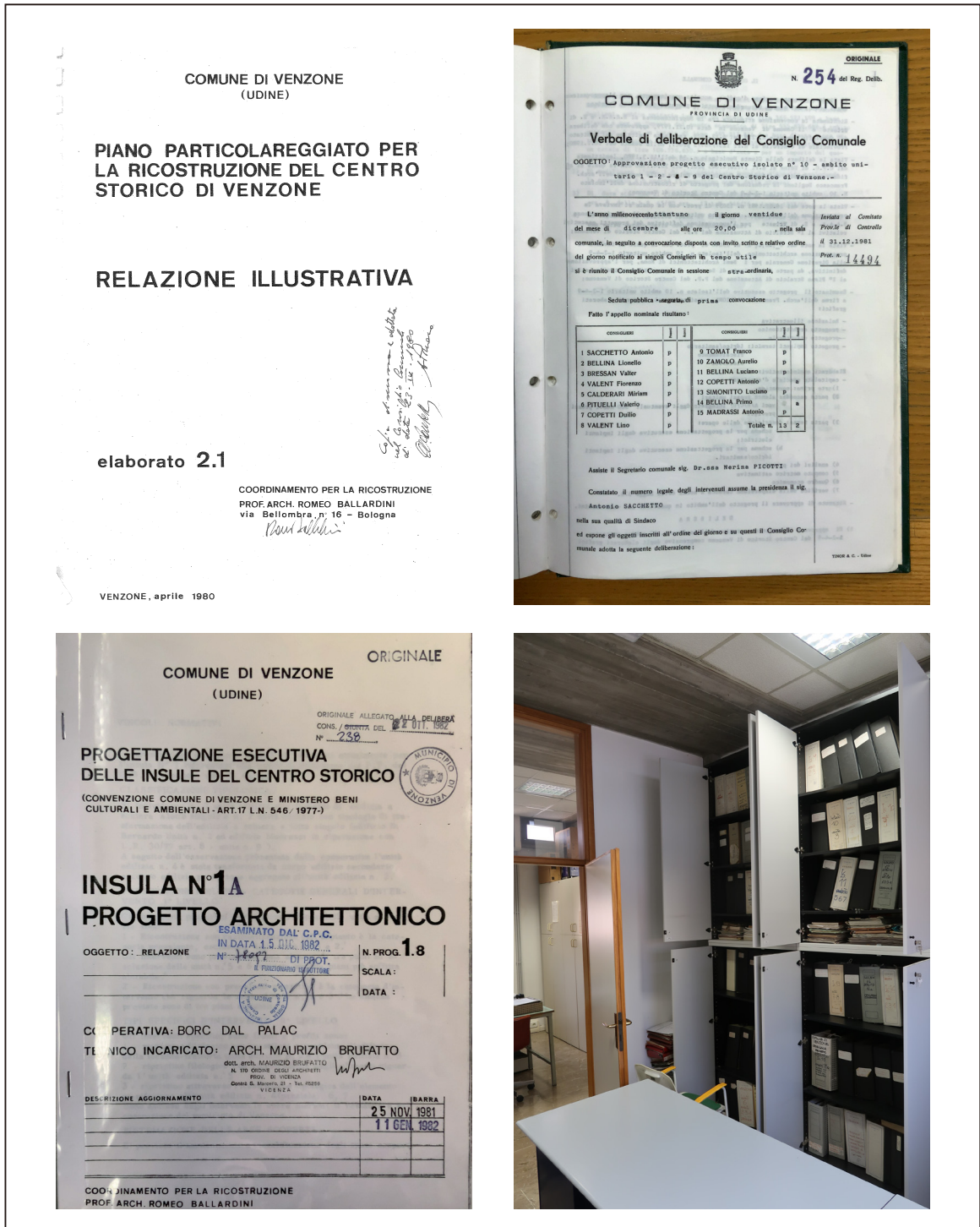


図 4-5. 参照とする文献抜粋資料とアーカイブ室の様子

4-5-2 類型分類の概観

まず、歴史的市街地復興のために実施された類型学的分析に基づく類型分類「Classe Tipologica」を文献調査により概観する。参照した文献は、ヴェンゾーネ歴史的市街地復興のための地区詳細計画「Piano Particolareggiato per La Ricostruzione del Centro Storico di Venzone / P.P.」の一連の文書や図面の中でも、実装に向けた技術的規則「Norme Tecniche di Attuazione / N.T.A.」の2章の類型分類「Clasificazione Tipologica」と図4-6に示した類型分類図面を参照とした。これらの文書と図面を参照し、設定された類型分類を表4-7に整理した。

ヴェンゾーネ歴史的市街地の類型分類は、分類1から分類9の9つの上位分類に分けられており、分類1と分類3、分類4は、それぞれ2つの下位分類に分けられている。



図4-6. 地区詳細計画の類型分類図面

分類1から分類3は、スキエラ型建物を基礎とする類型であり、分類1が最も単純でかつ古風なものであり、地階にある大きな中庭へのアクセスできるアンドローネが特徴的な類型である。分類2は、分類1よりも平面の大きな建物ユニットへと変容した類型であり、一方で分類3は連続する2つの区画のスキエラ型あってもものが統合された類型であり、ヴェンゾーネの産業が農業から商業へと移行する期間に出現したものである。

分類4は、コルテ型建物を基礎とする類型であり、ヴェンゾーネの商業的興隆を最も象徴する類型である。しばしば、当時の商業的性格を強く反映した組織の現存するタイプとルネッサンス以後に高貴な住宅へと変容されたために商業的性格が減少された組織のタイプが存在する。

分類5は、記念碑的特徴を有する類型であり、分類6は、分類5の建物システムを19世紀あるいは20世紀に変容されたが都市組織との一貫性と同質性を維持している類型である。

分類7は、上述した分類1から分類6のいずれにも属さない類型であり、高度に多様な変容を遂げたものである。

分類8は、ナポレオン統治時代の不動産台帳には存在するものの、1976年時点では存在しない、あるいは70年代に建設されたものの歴史的市街地の形態学的並びに類型学的な組織とは不一致の建物である。

分類9は、1976年地震後に崩壊せず、その後建設され現存する建物である。

表 4-7. 類型学的分析による類型分類の設定

分類		説明
上位	下位	
1 単一区画のスキエラ型建物システムタイプの建物ユニット	1.1 後部正面に(内側から外側へ)配置された階段のバリエーションを有し、基本的に分類1に属する建物ユニット	一般的にほぼ正方形の平面によって特徴付けられる最も単純で最も古風な建物のタイプ。地階の1つの大きな空間(中庭)に拡張されているアンドローネが特徴である。
	1.2 構造壁の横に並列に配置された階段のバリエーションを有し、基本的に分類1に属する建物ユニット	
2 単一区画のスキエラ型建物の変容タイプの建物ユニット		構成要素の典型的な位置を有するより大きな建物ユニットへの統合が顕在化する変容タイプ
3 並列二重区画のスキエラ型建物の変容タイプの建物ユニット	3.1 二重区画のスキエラ型建物の変容タイプの建物ユニット	並列する二重システムの単一区画の建物組織と関連し、変容した建物タイプ。ヴェンゾーネの歴史的市街地の農業から商業への移行期に変容したものの。
	3.2 並列変容タイプの建物ユニット	
4 コルテ型建物のシステムあるいは有機的な変容/拡張タイプの建物ユニット	4.1 ダブルフェイスのバリエーションを有しており、基本的に分類4に属する建物ユニット	ヴェンゾーネの商業的興隆のクライマックスを代表する建物タイプである。システムの類型は、歴史的市街地に想定される商業機能の影響を受けている組織が残っている。一方で、元々のシステムを維持しながらも、ルネッサンス後のバージョンである(有機的な)変容の類型は、高貴な住居への変容のための商業基盤の性格を減衰させる組織を有している。
	4.2 シングルフェイスのバリエーションを有しており、基本的に分類4に属する建物ユニット	
5 記念碑的建造物の建物ユニット		記念碑的な特徴を持ち、公共的・共同的な派生の元の機能に関連して異なる類型システムを有する建物のタイプ
6 典型的な特徴を有する19世紀あるいは20世紀の変容タイプの建物ユニット		分類5の建物システムを強く変容させたが、都市のレイアウトとの一貫性と同質性を維持し、正面の建築的組織に定義された典型的な特徴を持つ建物タイプ。
7 特定できないタイプの建物ユニット		高度に多様化した変容に加えて、時折基本的な典型的要素を示していたとしても、前述した典型的分類のいずれにも属さないタイプ
8 ナポレオンの不動産台帳に存在するが、1976年に存在しない、あるいはその時代に建てられたが、歴史的市中心街地の形態学的および類型学的な組織とは不一致の建物		1976年時点で戦争の後に建てられていない、またはナポレオンの不動産台帳に加えて、類型学的な分析を通じて存在が確認される歴史的市街地の形態学的および類型学的な組織とは不適切な解決策で建設されている領域(エリア)の建物
9 近年建設され現存する建物		1976年の地震後に崩壊せず、その後建設された建物

4-5-3 介入カテゴリーの概観

次に、歴史的市街地復興のために実施された類型学的分析に基づく介入カテゴリー「Categoria d'Intervento」を文献調査により概観する。参照した文献は、ヴェンゾーネ歴史的市街地復興のための地区詳細計画「Piano particolareggiato per La Ricostruzione del Centro Storico di Venzone / P.P.」の実装に向けた技術的規則「Norme Tecniche di Attuazione / N.T.A.」の3章の介入に関する規則的カテゴリーと種類「Categorie Normative e Tipi di Intervento」と図4-7に示した復興実行計画図面「Piano Operativo della Ricostruzione」である。

ヴェンゾーネ歴史的市街地の復興のための介入カテゴリーは、大きく2つの段階に分けられて設定されている。

(1) 第1段階：一般的な介入カテゴリー

第1段階は、設定するユニット毎に、建築計画や建物工事と外部空間整備の実装に関する規則を定め、「一般的な介入カテゴリー (Categorie generali d'intervento)」と呼ばれている。この第1段階の

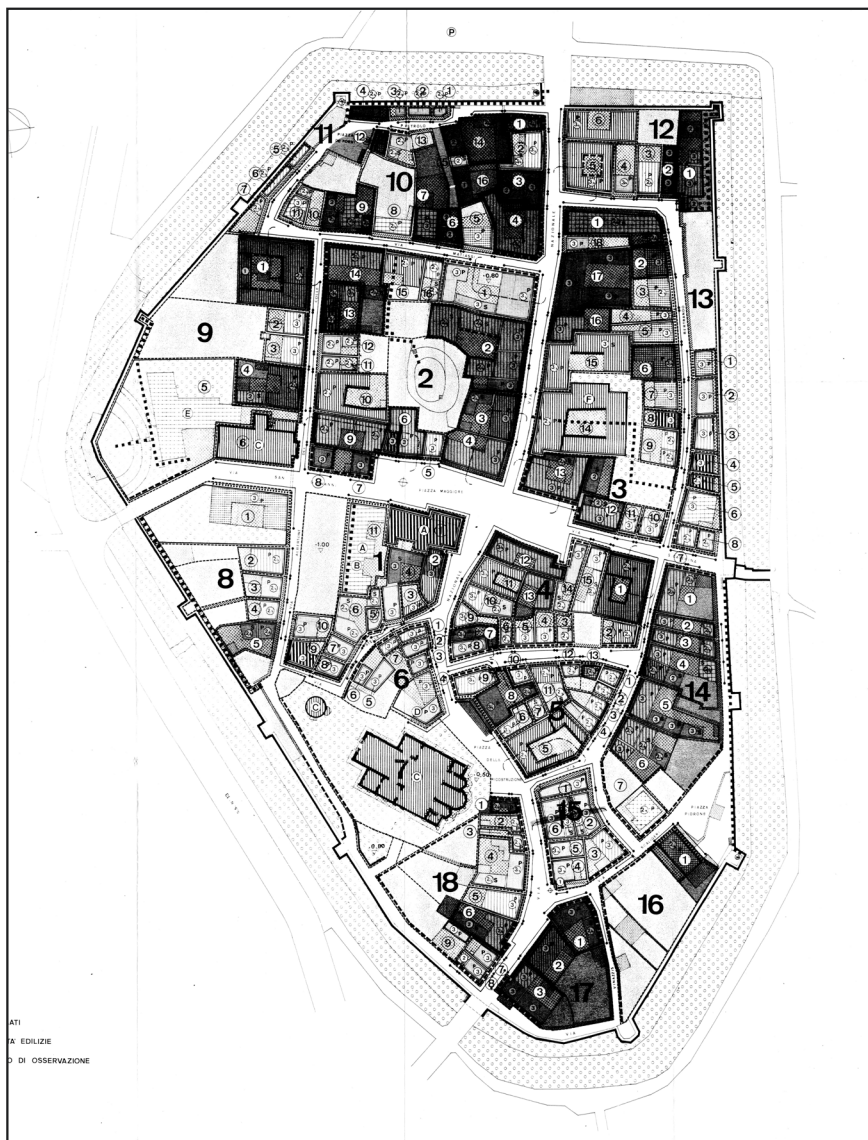


図4-7. 地区詳細計画の復興実行計画

カテゴリーは、それぞれの類型の本質的な特徴に対応し、地区全体に広がる有機的な一連の介入タイプを示しており、「一般的な処方箋 (Prescrizioni generali)」として位置付けられている。また、この一般的な介入カテゴリーは、その対象に応じて2つに区分されており、以下の通りである。

1) 建物本体を対象とする一般的な介入カテゴリー (Categorie generali di intervento riguardanti i corpi di edilizi principali e secondari)

この一般的な介入カテゴリーは、カテゴリー A からカテゴリー G の7つのカテゴリーに区分されており、それらは以下の通りである。

カテゴリー A: 一般的に修復による再建

カテゴリー B: 一般的に復元による再建

カテゴリー C: 類型学的・言語学的復元による再建

カテゴリー D: 既存建物システムの合理化による再建

カテゴリー E: 解放による復元

カテゴリー F: 容積測定処方による新設

カテゴリー G: 容積測定処方による変容可能な既存建物

これら7つのカテゴリーの中で、カテゴリー A と B、C はその他のカテゴリーと比較して保護規制が高く設定されている。次に、カテゴリー D は、既存の建物システムの合理的な判断に基づいて再建がなされ、カテゴリー E は、建物の残存部の取り壊しと不再建が定められ、カテゴリー F は、容積測量で特定された反復的な類型と類推して定義される類型に基づいて再建がなされるため、これら3つのカテゴリーは、地震発生以前と事業竣工後の間で最も建築類型の更新が予想される。最後にカテゴリー G は、近年新設された建物で残存している建物を対象とし、将来に再建する際にはカテゴリー F の規定が適用される。

2) 空地を対象とする一般的な介入カテゴリー (Categorie generali di intervento riguardanti le aree scoperte)

この一般的な介入カテゴリーは、1) 建物ユニット内の庭と中庭、私有の菜園地、公有の緑地を対象とする「空地の回復・再生」によるもの、2) 「公共交通エリアの回復と再編成」の2つに区分されており、いずれも空地に対する介入カテゴリーである。

(2) 第2段階：介入の特殊分類

第2段階は、個々の装飾など芸術作品の復元方法をより具体的な処方箋として規制するものであり、「介入の特殊分類 (Tipi specifici di intervento)」と呼ばれている。このより具体的な分類は、介入ユニット内に1つ以上複数から構成されることもある。この特殊分類は、4つのカテゴリーに区分されており、それらは以下の通りである。

カテゴリー a1: 修復

カテゴリー b1: アナスタローシスによる言語学的復元

カテゴリー b2: 要素の再構築による言語学的復元

カテゴリー b3: 要素の類型学的再構築による復元

カテゴリー c1: 新設

これら4つのカテゴリーは、窓枠やエントランス枠の装飾や建物基礎残存部など個々の小さな要素を対象としており、本節で明らかにしようとする建築類型の更新には直接的に関係しないカテゴリーであると考えられる。

4-5-4 介入ユニットによる共同事業範囲の概観とその分類

最後に、歴史的市街地の復興事業の事業実施単位である介入ユニットによる共同事業範囲「Ambito unitario di intervento」(以下、共同事業範囲)を文献調査により概観する。参照した文献は、ヴェンゾーネ歴史的市街地復興のための地区詳細計画「Piano particolareggiato per La Ricostruzione del Centro Storico di Venzone / P.P.」の実装に向けた技術的規則「Norme Tecniche di Attuazione / N.T.A.」の9章の実施「Attuazione」と図4-7に示した復興実行計画図面「Piano Operativo della Ricostruzione」と図4-8に示した共同事業範囲位置図である。

共同事業範囲は、図4-7の復興実行計画図面「Piano Operativo della Ricostruzione」において歴史的市街地の街区内容全ての介入ユニットに対して判別されている。この復興実行計画図とヴェンゾーネ市役所のアーカイブ室にて入手した図4-8の共同事業範囲位置図の比較により、図4-8に記載されている共同事業範囲の復興事業のみが実施されていた。



図4-8. 事業実施された共同事業範囲図

また、表 4-8 は、事業実施済みの 45 の共同事業範囲を 1 つの共同事業範囲内に含むカテゴリ A から G までの一般的な介入カテゴリの種類で分類し、各共同事業範囲の番号毎に包含する介入ユニット数と建物本体数をまとめたものである。その結果、45 の共同事業範囲は、22 の分類に分けられ、分類番号が小さいほど保護規制の厳格な介入カテゴリを含んでおり、異なる介入カテゴリを包含している。例えば分類番号 I は、保護規制の高いカテゴリ A、B、C を含み、合理的な判断に基づいて再建されるカテゴリ D と建物の残存部を取り壊すカテゴリ E も含まれている。

表 4-8. 一般的な介入カテゴリによる共同事業範囲の分類

共同事業範囲の分類		数	該当する共同事業 範囲の番号	共同事業範囲内 の介入ユニット 数	共同事業範囲 内の建物本体 数
分類番号	一般的な 介入カテゴリ				
I	A,B,C,D,E	1	2/B	6	17
II	A,C,D,F	1	13/A	4	4
III	A,C,D	1	1/A e B	7	10
IV	B,C,D,E	4	2/C	5	10
			4/A	7	10
			5/A.	6	10
			10/3-4.	2	5
V	B,C,D,G	1	14/2-3-4	3	8
VI	B,C,D	1	2/D	4	9
VII	B,C,E	1	9/2-4.	1	4
VIII	B,C	1	5/5.	2	2
IX	B,E	1	9/A	1	4
X	B	3	3/14.	1	1
			3/15.	1	2
			4/C	2	2
XI	C,D,E	5	2/A	2	3
			3/12.	1	3
			10/1-2.	2	3
			15/A	6	13
XII	C,D,G	1	17/1-2-3	3	9
			14/6.	1	4
XIII	C,D	6	3/13.	1	3
			4/B	6	8
			12/A	4	7
			14/5.	2	4
			18/B	4	6
			6/A	4	4
XIV	C,E,F	1	5/1-2-3-4	5	6
XV	C,E,	3	3/C	1	3
			9/2-3.	2	4
XVI	C	2	14/A	1	3
			3/10-11.	2	2
XVII	D,E,G	1	13/7-8.	2	2
			10/12-13.	2	5
XVIII	D,E	2	8/3-4-5	3	6
			18/A	4	9
XIX	D,F	1	10/5-6.	2	3
XX	D,G	1	6/2-3-4	3	4
XXI	D	6	1/C	2	2
			3/16-17.	1	3
			10/9.	1	2
			10/14.	1	2
			11/A	4	4
			14/B	1	2
XXII	E,F	1	16/A	1	2

4-5-5 復興事業の実施プロセスの特性

以上に記した類型分類、介入カテゴリー、共同事業範囲の概観により、歴史的市街地内部の復興事業の仕組みを把握することができた。

ここでは、4-5-1で記した市議会の審議議事録、着工時の建設許可文書、竣工時の点検文書を参照し、共同事業範囲に基づく復興事業（以下、復興事業）の実施プロセスの特性を明らかにする。

図4-9は、事業実施期間の中でも、復興事業の計画承認が開始される1981年12月から全ての復興事業が竣工される1993年11月までの12年間を対象としている。上記の期間において、実施された復興事業を計画承認された年で色を分け、2年間毎に復興事業の着工と竣工のプロセスを可視化したものである。なお、実施された復興事業の他には、公共事業と将来的に実施されるカテゴリーGの復興事業を判別できるように表している。

図4-10は、図4-9で可視化した復興事業の実施プロセスを年表形式で模式化した図版である。この図では、図4-9と同じように実施された復興事業を計画承認年毎に色分けし、それぞれの復興事業の計画承認、建設許可、竣工点検の年月日がわかるようになっている。

以下に、図4-9と図4-10により可視化された復興事業の実施プロセスの特性を述べる。

1982年-1983年では、1981年から1983年までに計画承認された復興事業の大半が着工しており、それらの多くは、歴史的市街地の主要広場であるマッジョーレ広場「Piazza Maggiore」に面する復興事業(4/A、4/B、3/13、3/12)、主要道路であるナツィオナーレ通り「Via Nazionale」に面する復興事業(10/1-2、10/3-4、3/15、3/13、1/A-B、6/2-3-4、5/5、17/1-2-3)とサンタカテリーナ通り「Via S.Caterina」に面する復興事業(3/10-11、4/C、13/7-8)であることがわかる。他方、竣工している復興事業は存在しない。

1984年-1985年では、1981年から1985年までに計画承認された全ての復興事業が着工している。他方で、1981年から1982年に承認された全ての復興事業が竣工し、1983年に承認された半数の復興事業が竣工しており、これによりサンタカテリーナ通り側のマッジョーレ広場に面する共同事業(4/A、4/B、3/13、3/12)が竣工していることがわかる。

1986年-1987年では、1983年に承認された全ての復興事業が竣工し、1984年から1985年に承認された約半数の復興事業が竣工している。これにより、サンタカテリーナ通りに面する全ての復興事業(3/10-11、4/C、13/7-8、14/A)が竣工し、2/Cと18/Bを除いたナツィオナーレ通りに面する全ての復興事業(10/1-2、10/3-4、2/D、3/16-17、3/15、3/14、3/13、1/A-B、4/A、6/A、6/2-3-4、5/A、5/5、15/A、18/A、17/1-2-3)が竣工している。

1988年-1989年では、16/Aを除いた1985年までに承認された全ての復興事業が竣工しており、つまり、最初に計画承認された1981年12月から1989年12月まで8年の間にほぼ全ての復興事業が竣工したことになる。

1990年-1991年では、16/Aの復興事業は、未だ着工中であり、竣工していない。

1992年-1993年では、1993年11月ようやく16/Aの復興事業が竣工しており、全復興事業が竣工するまでに12年の時間を要していることが明らかになった。

第4章 ヴェンゾーネ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態

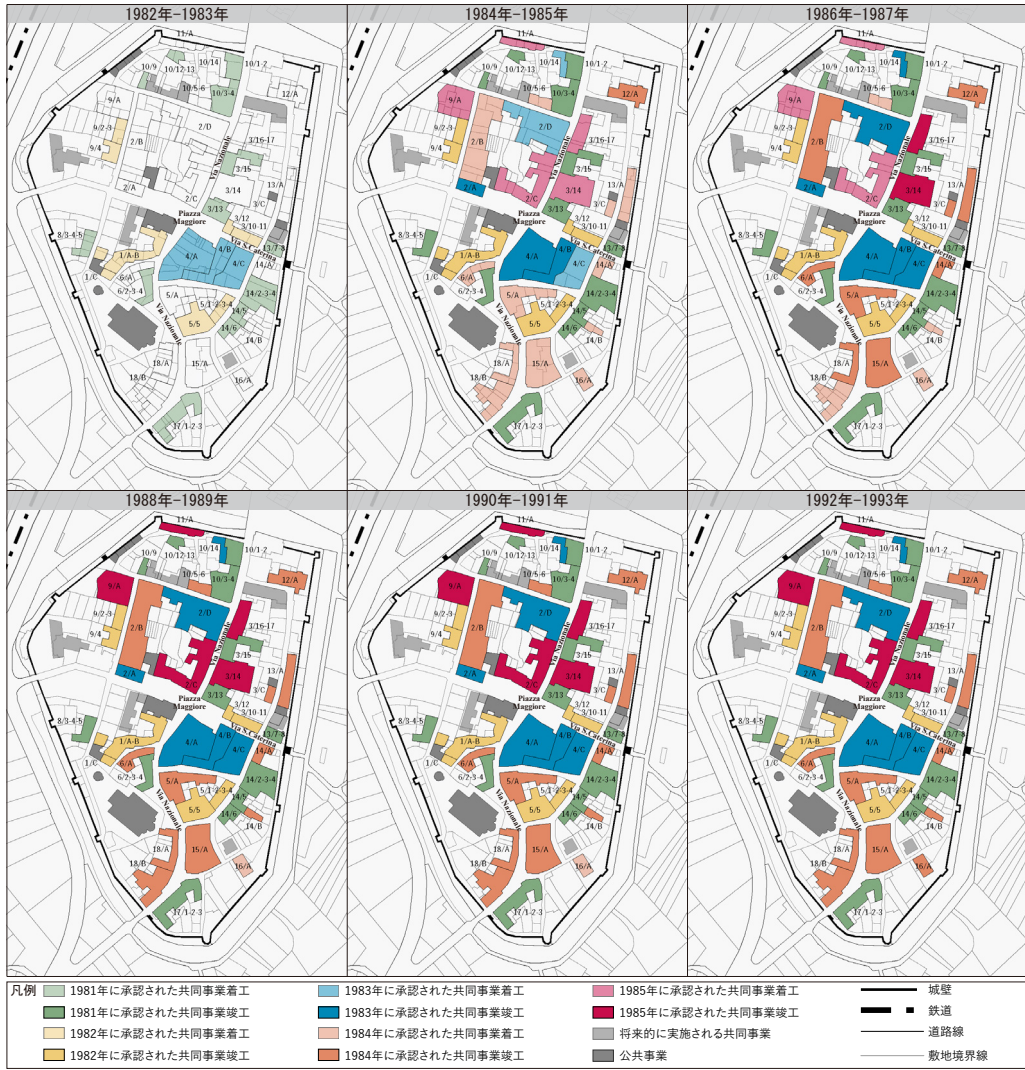


図 4-9. 2 年毎に可視化した復興事業の実施プロセス

通し 番号	共同事業範囲 番号 分類	復興事業 設計者	1982		1983		1984		1985		1986		1987		1988		1989		1990		1991		1992		1993		計画承認 年月日	建設許可 年月日	竣工点検 年月日
			1-6	7-12	1-6	7-12	1-6	7-12	1-6	7-12	1-6	7-12	1-6	7-12	1-6	7-12	1-6	7-12	1-6	7-12	1-6	7-12	1-6	7-12					
1	3/13 XIII	設計者																									1981.12.22	1983.02.14	1984.10.31
2	3/15 X	設計者																									1981.12.22	1983.02.04	1984.05.17
3	6/2-3-4 XX	設計者																									1981.12.22	1983.01.10	1984.07.11
4	8/3-4-5 XVIII	設計者																									1981.12.22	1983.01.10	1984.04.12
5	10/1-2 XI	設計者																									1981.12.22	1983.01.10	1984.03.10
6	10/3-4 IV	設計者																									1981.12.22	1983.01.10	1984.11.07
7	10/9 XXI	設計者																									1981.12.22	1983.01.10	1984.03.24
8	10/12-13 XVII	設計者																									1981.12.22	1983.05.16	1985.08.31
9	13/7-8 XVI	設計者																									1981.12.22	1983.06.27	1985.03.15
10	14/2-3-4 V	設計者																									1981.12.22	1983.01.24	1985.01.02
11	14/5 XIII	設計者																									1981.12.22	1983.01.10	1985.07.24
12	14/6 XII	設計者																									1981.12.22	1983.05.16	1985.07.24
13	17/1-2-3 XI	設計者																									1981.12.22	1983.02.03	1984.03.21
14	1/A-B III	設計者																									1982.10.22	1983.07.27	1985.08.02
15	1/C XXI	設計者																									1982.10.22	1983.07.27	1985.08.02
16	3/10-11 XVI	設計者																									1982.10.22	1983.02.14	1985.05.16
17	3/12 XI	設計者																									1982.10.22	1983.02.14	1985.05.16
18	5/1-2-3-4 XIV	設計者																									1982.10.22	1983.01.10	1985.08.02
19	5/5 VIII	設計者																									1982.10.22	1983.01.10	1985.08.02
20	9/2-3 XV	設計者																									1982.10.22	1983.07.27	1985.02.25
21	9/2-4 VII	設計者																									1982.10.22	1983.03.07	1985.02.25
22	2/D VI	設計者																									1983.04.21	1983.04.24	1985.05.18
23	2/A XI	設計者																									1983.06.29	1984.07.04	1985.09.20
24	4a IV	設計者																									1983.06.29	1983.08.29	1985.08.06
25	4b XI	設計者																									1983.06.29	1983.08.29	1985.05.15
29	4c X	設計者																									1983.06.29	1983.08.29	1986.01.04
26	10/14 XXI	設計者																									1983.09.28	1984.07.24	1987.11.11
27	13/a II	設計者																									1984.06.20	1984.10.29	1986.06.04
28	16/a XXII	設計者																									1984.06.20	1984.10.29	1993.11.18
30	2/B I	設計者																									1984.08.08	1984.11.22	1987.04.04
31	5/A IV	設計者																									1984.08.08	1984.11.22	1987.05.28
32	10/5-6 XIX	設計者																									1984.08.08	1985.06.14	1989.12.14
33	14/B XXI	設計者																									1984.08.08	1984.11.22	1988.03.07
34	15/a XI	設計者																									1984.08.08	1984.11.22	1986.07.28
35	3/C XV	設計者																									1984.10.24	1984.12.13	1985.11.14
36	6/A XIII	設計者																									1984.10.24	1984.12.18	1986.03.11
37	12/a XIII	設計者																									1984.10.24	1984.12.13	1985.12.20
38	14/A XV	設計者																									1984.10.24	1984.12.13	1986.09.15
39	18/A XVIII	設計者																									1984.10.24	1984.12.13	1986.08.30
40	18/B XIII	設計者																									1984.10.24	1984.12.13	1988.07.29
41	2/C IV	設計者																									1985.02.22	1985.05.06	1988.01.19
42	9/a IX	設計者																									1985.02.22	1985.05.06	1988.01.28
43	3/14 X	設計者																									1985.03.08	1985.09.16	1987.04.15
44	3/16-17 XXI	設計者																									1985.03.25	1985.06.17	1987.09.16
45	11/a XXI	設計者																									1985.03.25	1985.06.14	1988.12.20

図 4-10. 復興事業の実施プロセスの全体

4-6 復興事業「4/A」の空間変容の実態

4-6-1 分析対象とする復興事業の選定

ここでは、表4-1に示した文献調査により入手した実施設計図書を参照し、復興事業「4/A」を構成する4つの事業介入ユニットごとに、この事業の空間変容の実態を明らかにする。

既述した通りに、ヴェンゾーネの歴史的市街地内の実施済みである45の共同事業範囲は、表4-8に示した通りに21の分類に分けられている。この分類分けは、一般的な介入カテゴリーに基づいており、共同事業範囲内に1つの種類のカテゴリーのみを含むものもあれば、複数種類のカテゴリーを含むものもある。本節では、より多様なカテゴリーの特性を含んだ復興事業の空間変容を明らかにするため、後者の複数のカテゴリーを含むものから分析対象となる復興事業を選出することとした。

まず、7つの一般カテゴリーの中でも保護規定の厳格なカテゴリーAとカテゴリーBを少なくとも1つ含んでおり、さらに、3つ以上のその他のカテゴリーを含む共同事業範囲を選定した。この選定基準によると、復興事業「2/B」、「13/A」、「2/C」、「4/A」、「5/A」、「10/3-4」、「14/2-3-4」の7つの事業が該当しているが、これらの事業の中で現地調査において実施設計文書を入手できたのは、「4/A」と「5/A」の2つのみであった。本節では、ヴェンゾーネの歴史的市街地の主要広場であるマッジョーレ広場に面する復興事業「4/A」を分析対象とすることとした。この復興事業「4/A」の実実施設計は、1983年6月に市議会により承認されたのちに、1983年8月に事業着工され、1985年8月に事業竣工している。

4-6-2 空間の定義と空間変容の分析方法

まず、空間変容の分析方法を定める前に、「空間」の定義を述べる。本章では、「空間」を1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の3つにより成り立つものとして定め、それぞれの定義は、図4-11に示した通りである。

次に、既往文献⁴⁻⁴⁾と既往研究^{4-5), 4-6)}を参照し、1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の変容の分析内容を定める。

第一に、空間構成要素については、陣内(1978)によるボローニャの建築類型学的分析に基づいた歴史地区保存の技法の説明^{注4-9)}と齋藤ら(2009)によるミラノの中庭の空間構成の分析方法^{注4-10)}を参照し、図4-12の通りに空間構成要素の分類を行った。まず、大分類では、建造物と外部空間に大きく2つに分かれており、加えて建造物は建築物と工作物に、外部空間は中庭と公園、広場、緑地に分けられている。次に、中分類では、歴史的・芸術的価値のある要素、環境的価値のある要素、歴史的・芸術的・環境的価値のない要素の3つに分けられている。最後に、小分類では、壁面要素や導線要素など9つに分けられている。

第二に、空間秩序については、小林ら(2003)による密集市街地における協調建替え^{注4-11)}手法のルール枠組み^{注4-12)}を参照し、図4-13の通りに空間構成要素の大分類である建造物と外部空間に対して3つの空間秩序の分類を行った。1つ目は、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序であり、事業区域内で建築物の高さ統一や増築された建物ボリュームの撤去などが想定される。2つ目は、建造物と外部空間の配置に関する秩序であり、再建される建築物の壁面線の統一や建築物と中庭空間の間の

用語	定義	想定される前後の変化
空間構成要素	建築物と外部空間に大別される空間を構成する要素	付加／撤去／変化なし
空間構造	建築物と外部空間、通りの関係に着目した際の空間的な構造	全体改変／部分改変／改変なし
空間秩序	空間構成要素と空間構造にある一定の統一感を与える空間的な秩序	創出／回復／喪失／変化なし

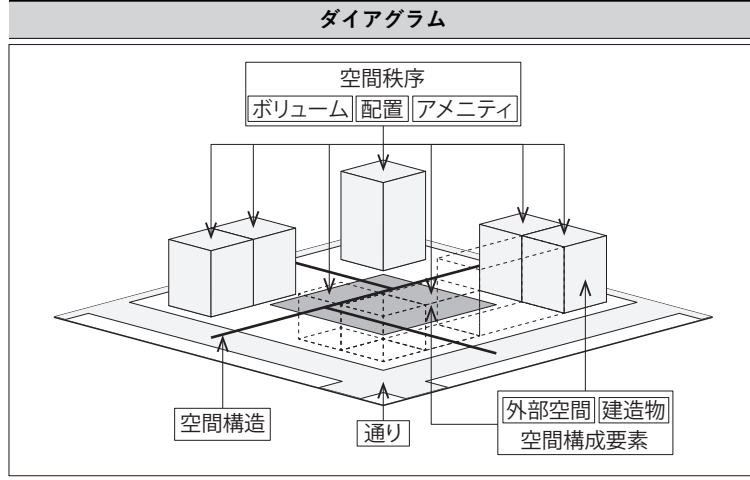


図 4-11. 「空間」の定義

空間構成要素			具体的な要素の例	
大分類	中分類	小分類		
建築物	歴史的・芸術的価値のある要素	壁面要素	門や窓枠、紋章、ベランダ	
		導線要素	ポルティコ、回廊	
	環境的価値のある要素	壁面要素	扉や窓、庇、外壁	
		構造要素	構造壁	
		導線要素	構造壁、通廊、階段室	
		設備要素	水回り、キッチン	
	歴史的・芸術的・環境的価値のない要素	屋根要素	屋根面	
		設備要素	室外機	
		付加要素	増築倉庫、障壁、人工地盤道路	
		付加要素	増築倉庫、障壁、人工地盤道路	
外部空間	環境的価値のある要素	中庭	植栽要素 高木、低木、生垣、花壇	
		公園	家具要素 ベンチ、テーブル、児童遊具	
		広場	舗装要素	芝生、抗外傷舗装
			設備要素	照明、扉、wi-fi、監視カメラ
	環境的価値のない要素	広場	舗装要素	コンクリート舗装
			設備要素	フェンス、扉
		緑地	設備要素	フェンス、扉
			付加要素	扉、看板

図 4-12. 空間構成要素の分類と具体例

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

緩衝帯の創出などが想定される。3つ目は、建造物と外部空間のアメニティに関する秩序であり、建築物の外壁の色や素材の統一などが想定される。

第三に、空間構造については、齋藤ら(2009)が中庭空間の構成タイプを街路との連続性に着目して分析^{注4-13)}していることから、本研究においても空間構成要素の大分類である建造物と外部空間に加えて、通りとの関係に着目することとした。図4-14は、建造物と外部空間、通りの3つの関係に着目した際の空間構造の種類を整理した図であり、3つの内いずれか2つによる空間構造と3つ全てを含む空間構造の2つのパターンが想定される。

空間秩序の種類	具体的な空間秩序の例
建築物と外部空間のボリュームに関する秩序	<ul style="list-style-type: none"> ・再建する建築物の高さを周辺の建物より低く設定する ・中庭に増築された倉庫を撤去し、外部空間を再生する ・外部空間に面する建築物の地階部分にポルティコを挿入する
建築物と外部空間の配置に関する秩序	<ul style="list-style-type: none"> ・新設する建築物と通りのある緑地を維持する ・新設する建築物と城壁の間に緩衝緑地を創出する ・中庭と新設される建築物との間に距離を保つ ・複数の建築物の壁面線を通りに沿って合わせる
建築物と外部空間のアメニティに関する秩序	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘された遺跡周辺を公共広場へと転用する ・新たに再建される建築物の外壁の色や素材を調和させる ・人工地盤道路を撤去し、なだらかな芝生斜面地と教会前の広場を整備する

図 4-13. 空間秩序の種類

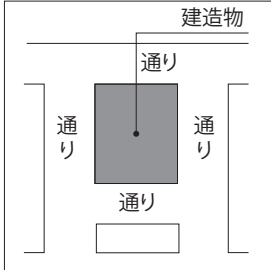
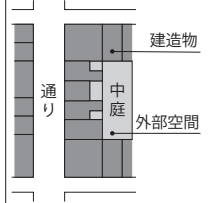
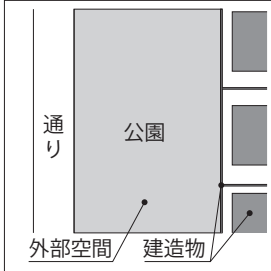
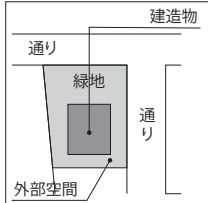
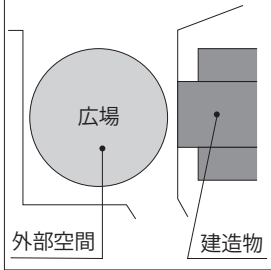
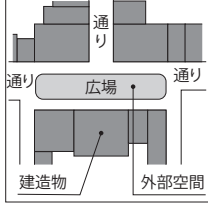
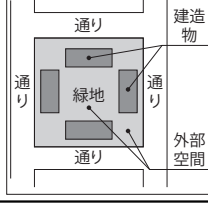
空間構造の種類					
(1) 建築物・外部空間・通りの3つによる空間構造			(2) 建築物・外部空間・通りのいずれか2つによる空間構造		
構造	説明	ダイアグラム	構造	説明	ダイアグラム
通り 建造	建築物が通りにより囲まれる空間構造である。例えば、敷地一杯に広がる歴史的な建物が、一例として挙げられる。		通り 建造 外部	通りに対して建造物群が立ち並び、その背後に外部空間が存在する空間構造である。例えば、歴史的市街地の連続した町並みを形成する歴史的建造物と中庭が一例として挙げられる。	
通り 外部	外部空間が通りに面する空間構造である。例えば、車道と歩行者道の整備された通りとそれに面する公園が、一例として挙げられる。		通り 外部 建造	通りと建造物の間に外部空間が存在する空間構造である。例えば、歴史的市街地外の公共施設などの建造物と前面緑地が一例として挙げられる。	
外部 建造	建築物が外部空間に面する空間構造である。例えば、歴史的な教会とそれに面する広場が、一例として挙げられる。		外部 通り 建造	外部空間と建造物の間に通りが存在する空間構造である。例えば、歴史的市街地の大きな中央広場の周りには通りのさらに周辺にある歴史的な建造物が一例として挙げられる。	
			通り 外部 建造 外部	通りに対する建造物の前面と後面に外部空間が存在する空間構造である。例えば、戦後に市街化された敷地内に複数の中層集合住宅が立地する場合が一例として挙げられる。	

図 4-14. 空間構造の種類

4-6-3 復興事業「4/A」の空間変容の実態

以上に記した、1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の分析内容を文献調査により入手した設計図書を参照し、震災前後にどのような変容が見られたかを把握することで、空間変容の実態を明らかにすることとする。

まず、復興事業「4/A」の実施設計の基礎情報を図4-15に示した。復興事業「4/A」では、設計事務所「Studio Conti e Associati」が、共同事業体「Su Su Venzone」との協議を踏まえて実施設計を計

復興事業「4/A」の実施設計の基礎情報				対象街区と事業介入ユニットの立地
設計者	Studio Conti e Associati			 <p>第4街区</p>
事業調整者	Prof. Arch. Romeo Ballardini			
共同事業体	Su Su Venzone			
関連計画	ヴェンゾーネ歴史的市街地復興と修復のための批評歴史分析 [R.S.C.] ヴェンゾーネ歴史的市街地復興のための地区詳細計画 [P.P.]			
事業計画の行程	1980年4月：市議会による地区詳細計画 [P.P.] の承認 1983年6月：市議会による復興事業「4/A」の実施設計 [P.E.] の承認			
工事の工程	1983年8月着工、1985年8月竣工			
備考	R.S.C. : Ricerca Storico Critica per La Ricostruzione e Il Restauro del Centro Storico di Venezia P.P. : Piano Particolareggiato per la Ricostruzione del Centro Storico di Venezia P.E. : Progettazione Esecutiva delle Insule del Centro Storico			
	事業介入ユニット 7番・8番	事業介入ユニット 9番・10番	事業介入ユニット 11番・13番	事業介入ユニット 12番
介入 カテゴリー	7番：D 8番：C B：一般的に復元による再建 (Ricostruzione con prevalente ripristino) C：類型学的・言語学的復元による再建 (Ricostruzione con ripristino tipologico e filologico) D：既存建物システムの合理化による再建 (Ricostruzione con razionalizzazione di impianto edilizio preesistente) E：解放による復元 (Ripristino di Riberazione)	9番：C 10番：C, D	11番：B 13番：C, E	12番：C
介入 特殊分類	7番：b1, b2 8番：b2 a1：修復 (Restauro) b1：アナスタローシスによる言語学的復元 (Ripristino filologico con anastilosi) b2：要素の再構築による言語学的復元 (Ripristino filologico con ricostruzione degli elementi)	9番：a1, b1 10番：b1	11番：b1 13番：なし	12番：b2
被害状況 分析	7番：地震により完全に破壊。垂直石積みが残っている形跡なし。 8番：地震により完全に破壊。垂直石積みが残っている形跡なし。	9番：地震により完全に破壊。丸いアーチ型門枠と砂岩門枠が残存。 10番：地震により完全に破壊。隣接建物に接する壁のアーチ門が残存。	11番：地震により完全に破壊。低いアーチ型門やポルティコ等残存。 13番：地震により完全に破壊。地階外壁と屋根裏部屋が残存。	12番：地震により完全に破壊。垂直石積みが残っている形跡なし。
重要な 回収物	7番：特になし。 8番：石灰岩を用いた18世紀の門の部分要素のみ回収された。	9番：ロマネスク様式の低い小門の弓形の枠と15世紀の紋章が回収された。 10番：地元の石灰岩製の丸いアーチ窓枠や門の切り積み石が回収された。	11番：15世紀の紋章、ロτζンア部分の構成要素、柱と切り積み石など多数が回収された。 13番：特になし。	12番：16世紀の丸いアーチ窓や16世紀記念碑的門扉、ピフォラなどが回収された。
現状 イメージ				

図4-15. 復興事業「4/A」の実施設計の基礎情報

壁面要素							
アーチ型窓 (ア窓)	ピフォラ窓 (ピ窓)	長方形窓 (長窓)	小さい窓 (小窓)	入り口 (入口)	扉 (扉)	紋章 (紋章)	バルコニー (バ)
導線要素				付加要素			
アンドローネ (通廊)	アクセス階段 (ア階)	ポルティコ (ポ)	障壁 (壁)	建物 (建物)			

図4-16. 抽出された空間構成要素

画しており、地区詳細計画を策定した計画者「Prof. Arch. Romeo Ballardini」が、事業調整の役割を担っている。また、復興事業「4/A」の実施設計は、1980年4月に地区詳細計画承認後に、計画が開始され、1983年6月に実施設計が承認され、1983年8月に事業着工したのちに、1985年8月に着工している。さらに、復興事業「4/A」は、7つの事業介入ユニット「Unità d'intervento」により構成されており、各ユニットの介入カテゴリーと介入特殊分類、被害状況、重要な回収物は図4-15に示した通りである。

次に、前節で定めた、1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の3つに着目した分析方法により、文献調査より入手した設計図書を参照^{注4-14)}し、復興事業「4/A」の7つの事業介入ユニット毎に空間変容の実態を明らかにする。図4-16は、7つの事業介入ユニット毎に空間変容の実態を分析した結果抽出された空間構成要素の一覧であり、それぞれの事業介入ユニットの空間変容は、以下の通りである。

1) 事業介入ユニット7番

事業介入ユニット7番の空間変容の分析結果を図4-17に示し、実施設計図面を図4-18に示した。まず、空間構成要素に関しては、建造物の歴史的・芸術的価値のある壁面要素、環境的価値のある壁面要素と導線要素、の3種類の空間構成要素が抽出された。歴史的・芸術的価値のある壁面要素は、回収された部分を震災後においても用いられたが、不足箇所については指定の石材で複製されている。また、環境的価値のある壁面要素は、震災後に指定の石材で複製されている。他方、環境的価値のある導線要素は、戦後に失われていた通りから内部の中庭へのアクセスを可能とするアンドローネ「Androne」であり、震災後に新たに付加されたものである。すなわち、抽出された7番の空間構成要素は、建材変更のなされたものもあったが、環境的価値のある導線要素は、新たに付加されていた。

次に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間の配置に関する秩序とアメニティに関する秩序は、回復されていた。他方で、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序は、震災前と同じボリュームで建造物が再建されたため、基本的に秩序が回復されていたが、かつて存在したカルロ・パスクアーリ通りから中庭の外部空間へのアクセスを可能とするアンドローネが、震災後に復元されていた。すなわち、建造物のボリュームに関するかつてあった空間秩序は、部分的に再構築された。

最後に、空間構造に関しては、建造物が2つの通りに面していたため、通り-建造物の2つによる空間構造を有していたが、震災後においてもこの構造は維持されていた。すなわち、空間構造の変化はみられなかった。

以上により、事業介入ユニット7番の空間変容とは、空間構造は変化せず、震災後に環境的価値のある導線要素であるアンドローネが復元されたことにより、通りから中庭へアクセスできるようになり、結果として建造物のボリュームに関する空間秩序の部分的な再構築であったと言える。

2) 事業介入ユニット8番

事業介入ユニット8番の空間変容の分析結果を図4-17に示し、実施計画図面を図4-18に示した。まず、空間構成要素に関しては、建造物の歴史的・芸術的価値のある壁面要素、環境的価値のある壁面要素、の2種類の空間構成要素が抽出された。歴史的・芸術的価値のある壁面要素は、回収された部分を震災後に用いられ、不足箇所を指定の石材で複製したものと震災後に全て指定石材で複製したものがあつた。また、環境的価値のある壁面要素は、震災後に全て指定石材で複製されている。すなわち、抽出された8番の空間構成要素は、建材変更のなされたものもあったが、維持されており、新

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

たに付加あるいは喪失されたものはなかった。

次に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序、配置に関する秩序、アメニティに関する秩序は、回復されており、空間秩序の変化はみられなかった。

最後に、空間構造に関しては、2つの建造物が通りに面しており、街区内部に中庭を有していたため、通り-建造物-外部空間の3つによる空間構造を有していたが、震災後においてもこの構造は維持されていた。すなわち、空間構造の変化はみられなかった。

以上により、事業介入ユニット8番は、空間構成要素、空間秩序、区間構造の全てに変化が見られず、空間変容は存在しなかったと言える。

		事業介入ユニット7番		事業介入ユニット8番		
		抽出された要素	震災前後の変化	抽出された要素	震災前後の変化	
空間構成要素	歴史的・芸術的価値のある要素	壁面要素	【前】ア窓 【後】ア窓	2階ファサードの14世紀頃のテラコッタ製の丸いアーチ型の窓は、回収部分をそのまま用いられ、不足箇所はトレアノ石で造り直された。	【前】扉/弓窓 【後】扉/弓窓	地階ファサードの18世紀頃の白い石灰岩でできた扉と弓形窓は、回収部分をそのまま用いられ、不足箇所は地元の石灰岩で造り直された。
		環境的価値のある要素	壁面要素	【前】入口 【後】入口	地階ファサードの戦後に造られた入口は、かつては内部の中庭へと通じるポルティコを有していたが、震災後においてもポルティコを復元せず、全てトレアノ石で造り直された。	【前】入口 【後】—
	壁面要素		【前】長窓 【後】長窓	1階ファサードのモルタル製の輪郭のある2つの長方形の窓は、震災後に全てトレアノ石で造り直された。	【前】弓窓 【後】弓窓	1階ファサードの砂岩で造られた輪郭のある2つの弓形の窓は、全てトレアノ石で造り直された。
	壁面要素		【前】小窓 【後】小窓	3階ファサードのモルタル製の輪郭のある小さな窓は、震災後に全てトレアノ石で造り直された。	【前】弓窓 【後】弓窓	2階ファサードのモルタルで造られた2つの弓形の窓は、全てトレアノ石で造り直された。
	壁面要素		【前】入口/長窓 【後】入口/長窓	バスクゥアリー通りの地階ファサードの入口と窓は、全てトレアノ石で造り直されたが、かつて存在した内部の中庭へのアクセスを可能とする通路を新たに付け加えられた。	【前】弓窓 【後】弓窓	バスクゥアリー通りの地階ファサードの石灰岩製の2つの小さな弓形の窓は、震災後にトレアノ石で造り直された。
	壁面要素	【前】長窓 【後】長窓	バスクゥアリー通りの1・2階ファサードの長方形の窓は、全てトレアノ石で造り直された。	【前】弓窓 【後】弓窓	バスクゥアリー通りの1階(4つ)・2階(4つ)・3階(3つ)ファサードの18世紀に造られた弓形窓は、震災後トレアノ石で造り直された。	
導線要素	【前】— 【後】通路	戦後に失われていたバスクゥアリー通りの地階ファサードの入口から内部の中庭へとアクセスを可能とするアンドロネ(通路)は、震災後に新たに付け加えられた。				
空間秩序	建造物と外部空間のボリュームに関する秩序	震災前後の変化		震災前後の変化		
	建造物と外部空間の配置に関する秩序	震災前と同じボリュームで再建するため、基本的には空間秩序を維持している。また、カルロ・バスクゥアリー通りの地階のドアと窓は、中庭へアクセスを可能とするアンドロネ(通路)を復元されており、かつてあった建造物の空間秩序が部分的に再構築された。		震災前と同じボリュームで再建するため、基本的には空間秩序を回復している。		
	建造物と外部空間のアメニティに関する秩序	回収されたナツィオナレ通りの2階ファサードの1300年後半から1400年前半まで遡るテラコッタ製の丸いアーチ型の窓は、震災後においても同じ部材が用いられている。回収されなかった地階・1階・2階の窓や門、ドアの枠は、新しいトレアノ石で作直されている。以上により、ファサードの空間秩序は回復されたと言える。		回収されたナツィオナレ通り地階ファサードの18世紀の白い石灰岩の輪郭のある入り口と窓は、そのまま震災後にも用いられ、不足部分は地元の石灰岩で再構成された。一方で、カルロ・バスクゥアリー通りの地階ファサードにあった13世紀の石灰岩のアーチ型の低い入り口は、元々の材が回収されなかったため、トレアノ石で作直された。回収されなかったそのほかの窓や入り口、門の部材はトレアノ石で作直されている。以上により、ファサードの空間秩序は回復されたと言える。		
空間構造	建造物・外部空間・通りのいずれか2つによる空間構造	震災前後の変化		震災前後の変化		
	建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造	7番の空間構造は、震災前建造物が2つの通りに面するため、通り-建造物の2つによる空間構造であった。この7番の空間構造は、震災後においても維持されているため、空間構造の変化はみられなかった。		8番の空間構造は、震災前2つの建造物が通りに面しており、街区内部に中庭を有しているため、通り-建造物-外部空間の3つによる空間構造であった。この8番の空間構造は、震災後においても維持されているため、空間構造の変化はみられなかった。		
		震災前		震災後		

図 4-17. 事業介入ユニット7番・8番の空間変容

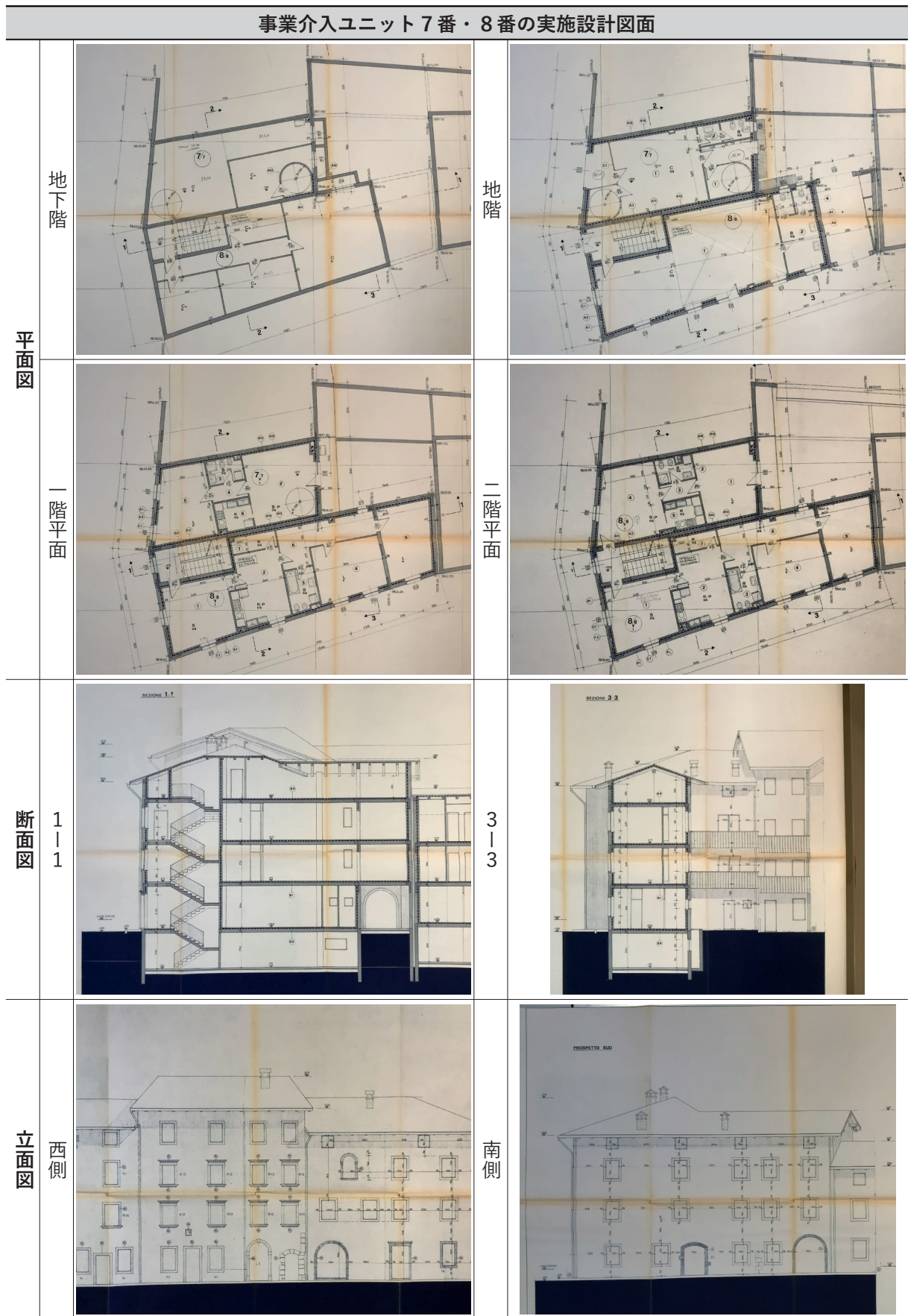


図 4-18. 事業介入ユニット7番・8番の実設計図面一覧

3) 事業介入ユニット9番

事業介入ユニット9番の空間変容の分析結果を図4-19に示し、実施計画図面を図4-20に示した。まず、空間構成要素に関しては、建造物の歴史的・芸術的価値のある壁面要素と環境的価値のある壁面要素、の2種類の空間構成要素が抽出された。歴史的・芸術的価値のある壁面要素は、回収された部分を震災後においても用いられたが、不足箇所については指定の石材で複製されている。また、環境的価値のある壁面要素は、震災後に指定の石材で複製されている。すなわち、抽出された9番の空間構成要素は、建材変更されたが、維持されており、新たに付加あるいは喪失されたものはなかった。

次に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序、配置に関する秩序、アメニティに関する秩序は、回復されており、空間秩序の変化はみられなかった。

最後に、空間構造に関しては、建造物が通りに面しており、街区内部に中庭を有しているため、通り-建造物-外部空間の3つによる空間構造を有していたが、震災後においてもこの構造は維持されていた。すなわち、空間構造の変化はみられなかった。

以上により、事業介入ユニット9番の空間変容とは、空間構成要素、空間秩序、空間構造の全てに変化が見られず、空間変容は存在しなかったと言える。

4) 事業介入ユニット10番

事業介入ユニット10番の空間変容の分析結果を図4-19に示し、実施計画図面を図4-20に示した。まず、空間構成要素に関しては、建造物の歴史的・芸術的価値のある壁面要素と導線要素、環境的価値のある壁面要素と導線要素、の4種類の空間構成要素が抽出された。歴史的・芸術的価値のある壁面要素と導線要素は、回収された部分を震災後においても用いられたが、不足箇所については指定の石材で複製されている。また、環境的価値のある壁面要素は、震災後に指定の石材で複製されている。他方、環境的価値のある導線要素は、小さな中庭のファサードに近い店舗内部への扉と1階住宅へのアクセス階段であり、震災後に新たに付加されたものである。すなわち、抽出された10番の空間構成要素は、建材変更のなされたものもあったが、環境的価値のある導線要素が、新たに付加されていた。

次に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間の配置とアメニティに関する秩序は、回復されていた。他方、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序は、震災前と同じボリュームで建造物が再建されたため、基本的に秩序が回復されたが、かつて存在していた中庭から地階店舗内部へのアクセス扉と1階住宅へのアクセス階段が、震災後に復元されていた。すなわち、建造物のボリュームに関するかつてあった空間秩序は、部分的に再構築された。

最後に、空間構造に関しては、建造物が通りに面しており、街区内部に中庭を有しているため、通り-建造物-外部空間の3つによる空間構造を有していたが、震災後においてもこの構造は維持されていた。すなわち、空間構造の変化はみられなかった。

以上により、事業介入ユニット10番の空間変容とは、空間構造は変化せず、震災後に環境的価値のある導線要素である中庭から地階店舗内部へのアクセス扉と1階住宅へのアクセス階段が復元されたことにより、中庭から建造物へアクセスできるようになり、結果として外部空間のボリュームに関する空間秩序の部分的な再構築であったと言える。

第4章 ヴェンゾーネ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態

		事業介入ユニット9番		事業介入ユニット10番		
		抽出された要素	震災前後の変化	抽出された要素	震災前後の変化	
空間構成要素	建造物(建築物/工作物)	歴史的・芸術的価値のある要素	【前】入口	地階ファサードの18世紀のアーチ型の入り口の回収部分は、そのまま用いられ、不足箇所はトリアーノ石で造り直された。	【前】入口	地階ファサードの内部の小さな中庭へのアクセスを可能とする低いアーチ型の入り口は、回収部分を用いられ、不足箇所はトリアーノ石で造り直された。
			【後】入口		【後】入口	
		導線要素	【前】紋章	地階ファサードの小さい四角い大理石の板の中にある15世紀の紋章は、全て回収されていたため、そのまま用いられた。	【前】紋章	3階ファサードに埋め込まれていた紋章は、回収され、そのまま用いられた。
			【後】紋章		【後】紋章	
			【前】入口	地階ファサードの砂岩枠のある入り口の回収部分は、そのまま用いられ、不足箇所はトリアーノ石で造り直された。		
	環境的価値のある要素	壁面要素	【前】長窓/扉	地階ファサードにあったオリージナ石の2つの長方形窓とそれらの間にある扉は、震災後に全てトリアーノ石で造り直された。	【前】扉/長窓	地階ファサードの戦後に造り直されていた扉と2つの長方形型の窓は、震災後にトリアーノ石で造り直された。
			【後】長窓/扉		【後】扉/長窓	
		導線要素	【前】弓窓	1階・2階ファサードの4つの弓型の窓は、震災後に全てトリアーノ石で造り直された。	【前】長窓	1階ファサードの砂岩の輪郭で造られた2つの長方形型の窓は、震災後にトリアーノ石で造り直された。
			【後】弓窓		【後】長窓	
			【前】長窓	3階ファサードの4つの長方形型の窓は、震災後に全てトリアーノ石で造り直された。	【前】長窓	2階ファサードの砂岩の輪郭で造られた2つの長方形型の窓は、震災後にトリアーノ石で造り直された。
【後】長窓		【後】長窓				
				【前】小窓	3階ファサードの2つの小さな窓は、震災後にトリアーノ石で造り直された。	
				【後】小窓		
				【前】-	小さな内部の中庭のファサードには、建物内部へのアクセスが正当化されていたため、地階店舗への扉と1階アパートへのアクセス階段が新たに付け加えられた。	
				【後】扉/ア階		
空間秩序	建造物と外部空間のボリュームに関する秩序		震災前と同じボリュームで再建するため、基本的には空間秩序を回復している。	震災前と同じボリュームで再建するため、基本的には空間秩序を維持している。しかし、小さな内部の中庭ファサードには、建物内部へのアクセスが正当化されていなかったため、かつてあったと思われる地階店舗への扉と1階アパートへのアクセス階段が新たに付け加えられた。以上により、外部空間の空間秩序が部分的に再構築されたと言える。		
	建造物と外部空間の配置に関する秩序		同じ位置で建造物を再建するため、空間秩序を回復している。	同じ位置で建造物を再建するため、空間秩序を維持している。		
	建造物と外部空間のアメニティに関する秩序		建造物と外部空間のアメニティに関しては、回収されたナイオナレ通りの地階ファサードの18世紀のアーチ型の門、15世紀の紋章、砂岩枠のある門は、そのまま用いられ、不足部分はトリアーノ石により再構成されている。一方で、回収されなかった窓や門は、トリアーノ石で作り直されている。以上により、ファサードの空間秩序は回復されたと言える。	建造物と外部空間のアメニティに関しては、回収された地階の小さな中庭へのアクセスするための低いアーチ型の地元の石灰岩で作られた門やホルティコ、3階の壁に埋め込まれた紋章は、回収された部分を用いられ、不足箇所はトリアーノ石で再構成された。また、その他の入り口や窓は、トリアーノ石で作り直されている。以上により、ファサードの空間秩序は回復されたと言える。		
空間構造	建造物・外部空間・通りのいずれか2つによる空間構造		9番の空間構造は、震災前建造物が通りに面しており、街区内部に中庭を有しているため、通り・建造物・外部空間の3つによる空間構造であった。この9番の空間構造は、震災後においても維持されているため、空間構造の変化はみられなかった。	10番の空間構造は、震災前建造物が通りに面しており、街区内部に中庭を有しているため、通り・建造物・外部空間の3つによる空間構造であった。この10番の空間構造は、震災後においても維持されているため、空間構造の変化はみられなかった。		
	建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造					

図4-19. 事業介入ユニット9番・10番の空間変容

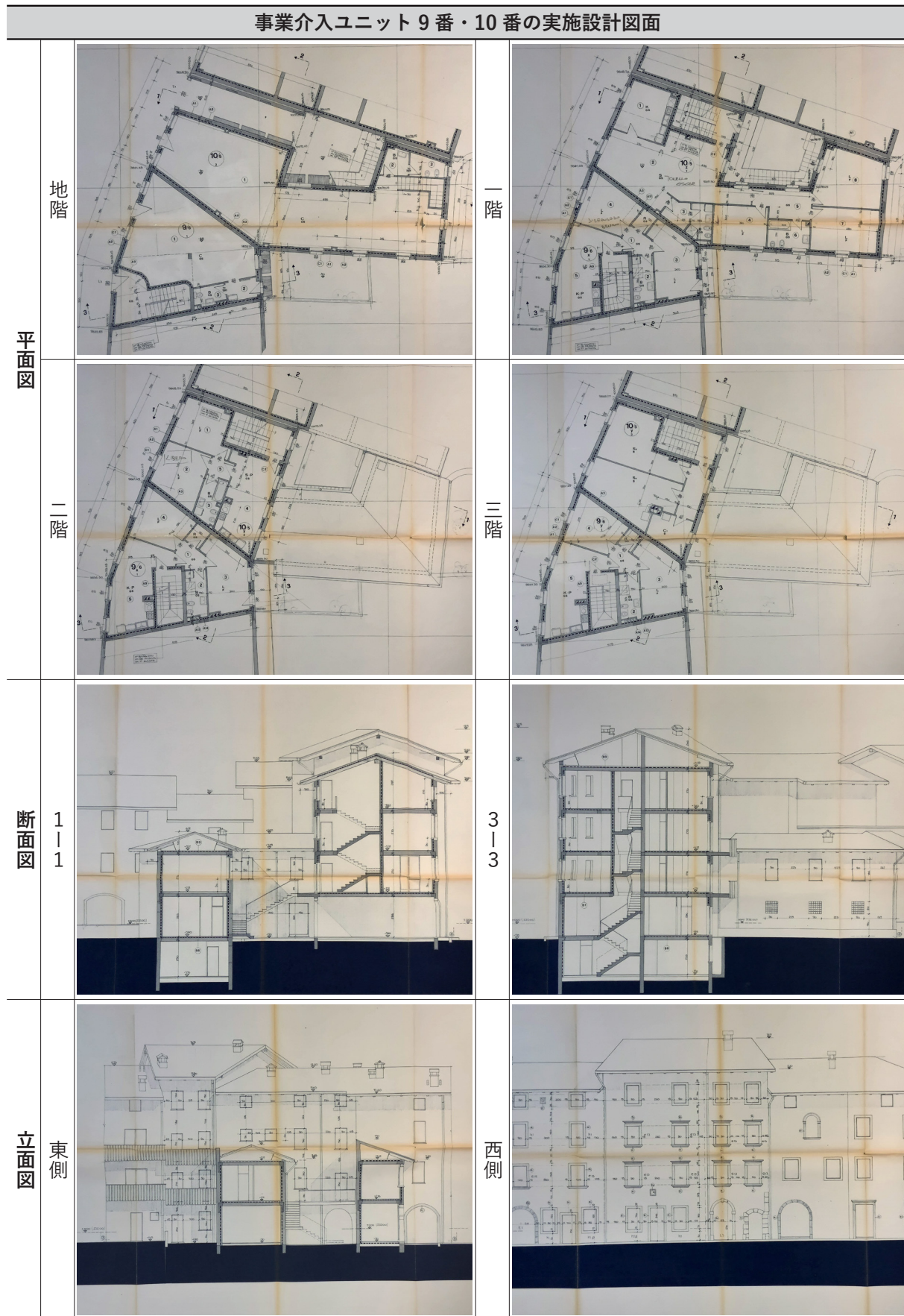


図 4-20. 事業介入ユニット9番・10番の実設計図面一覧

5) 事業介入ユニット11番

事業介入ユニット11番の空間変容の分析結果を図4-21に示し、実施計画図面を図4-22に示した。まず、空間構成要素に関しては、建造物の歴史的・芸術的価値のある壁面要素と導線要素、環境的価値のある壁面要素、歴史的・芸術的・環境的価値のない付加要素、の4種類の空間構成要素が抽出された。歴史的・芸術的価値のある壁面要素と導線要素は、回収された部分を震災後においても用いられたが、不足箇所については指定の石材で複製されている。また、環境的価値のある壁面要素は、震災後に回収された部分を用いられたが、不足箇所を指定の石材で複製している。他方、歴史的・芸術的・環境的価値のない付加要素は、ポルティコを取り囲むあるいは埋めていた障壁であり、震災後に不必要と識別可能であった部分を全て取り除かれた。すなわち、抽出された11番の空間構成要素は、建材変更のなされたものもあったが、歴史的・芸術的・環境的価値のない付加要素が全て取り除かれた。

次に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間の配置とアメニティに関する秩序は、回復されていた。他方、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序は、震災前と同じボリュームで建造物が再建されたため、基本的に秩序が回復されたが、中庭に面するファサードにある壁で塞がれることで閉ざされていたポルティコ空間を取り戻すために、不必要な障壁が取り除かれた。すなわち、外部空間のボリュームに関するかつてあった空間秩序が、部分的に再構築された。

最後に、空間構造に関しては、建造物が通りに面しており、街区内部に中庭を有しているため、通り-建造物-外部空間の3つによる空間構造であったが、震災後においてもこの構造は維持されていた。すなわち、空間構造の変化はみられなかった。

以上により、事業介入ユニット11番の空間変容とは、空間構造は変化せず、震災後に歴史的・芸術的・環境的価値のない付加要素であるポルティコを塞いでいた壁が取り除かれたことにより、かつてのポルティコ空間が再生され、結果として外部空間のボリュームに関する空間秩序の部分的な再構築であったと言える。

6) 事業介入ユニット13番

事業介入ユニット13番の空間変容の分析結果を図4-21に示し、実施計画図面を図4-22に示した。まず、空間構成要素に関しては、歴史的・芸術的価値のある壁面要素、歴史的・芸術的・環境的価値のない付加要素、の2種類の空間構成要素が抽出された。歴史的・芸術的価値のある壁面要素は、震災後に取り除かれ、歴史的・芸術的・環境的価値のない付加要素は、震災後に全て取り除かれた。他方、付加要素のあった敷地には、震災後に所有者ニーズを全面的に取り入れた建物である付加要素が新たに付加されている。すなわち、抽出された13番の空間構成要素は、全て震災後に取り除かれたが、一方で所有者ニーズを反映した建物である付加要素を新たに付加している。

次に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間の配置に関する秩序は、回復されていた。また、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序は、震災前の建物のボリュームを超える再建がなされたわけではないが、震災前の建物を所有者ニーズに応じて新たに建て替えられている。さらに、カテゴリーEに該当していた建物は、中庭の外部空間へと変更されており、建造物のボリュームの減少と外部空間のボリュームの増加がみられている。すなわち、建造物の新たな空間秩序が創出され、外部空間のかつての空間秩序が再構築された。他方、建造物と外部空間のアメニティに関する秩序は、建物を新設する際に建造物内部に開放的な中庭を設けており、建物のアメニティに関する新たな空間秩序が部分的に創出されたと言える。

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

		事業介入ユニット11番		事業介入ユニット13番	
		抽出された要素	震災前後の変化	抽出された要素	震災前後の変化
空間構成要素	歴史的・芸術的価値のある要素	【前】入口	地階ファサードの中央の15世紀に造られた明るい石灰岩素材の低いアーチ型入り口の回収部分は、そのまま用いられ、不足箇所はトレアノ石で造り直された。	【前】扉	1階の丸いアーチのある石膏で部分的に覆われていた四角い扉は、震災前に唯一残されていた重要な構成要素であったが、震災後に取り除かれた。
		【後】入口		【後】-	
		【前】ア窓	地階ファサードの13世紀に起源を持つ低いアーチ型の窓の回収部分は、そのまま用いられ、不足箇所はトレアノ石で造り直された。		
		【後】ア窓			
		【前】ピ窓	1階ファサードの14世紀に起源を持つ建物の外観の証拠である2つのピフォ窓の回収された要素は、そのまま用いられ、不足箇所はトレアノ石で造り直された。		
		【後】ピ窓			
		【前】長窓	1階ファサードの18世紀に造られたと予想される石灰岩素材の2つの長方形窓の回収部分は、そのまま用いられ、不足箇所はトレアノ石で造り直された。		
		【後】長窓			
		【前】紋章	1階ファサードにあった15世紀の紋章の回収部分は、そのまま用いられ、不足箇所はトレアノ石で造り直された。		
		【後】紋章			
	【前】小窓	2階ファサードの18世紀に造られた3つの小さな窓の回収部分は、そのまま用いられ、不足箇所はトレアノ石で造り直された。			
	【後】小窓				
	【前】ア窓	中庭内部の2階西側ファサードの13世紀に起源のある低いアーチ型の石灰岩素材の窓の回収部分は、そのまま用いられ、不足箇所はトレアノ石で造り直された。			
	【後】ア窓				
	導線要素	【前】通廊	通りから中庭へと通じる通廊(アンドロネ)の回収部分は、そのまま用いられ、不足箇所はトレアノ石で造り直された。		
【後】通廊					
【前】通廊		通りから中庭へと通じる通廊(アンドロネ)の回収部分は、そのまま用いられ、不足箇所はトレアノ石で造り直された。			
【後】通廊					
【前】ポ		中庭南側に13世紀に起源のある2つの低いアーチによるポルティコの回収部分は、そのまま用いられ、不足部分はシンプルなトレアノ石で造り直された。			
【後】ポ					
環境的価値のある要素	【前】ポ	中庭北側1階ファサードの17世紀に起源のあるトゥッファ石素材の3つの楕円アーチと四角い柱によるポルティコ回収部分は、用いられ、不足部分はトレアノ石で造り直された。			
	【後】ポ				
	【前】ポ	中庭北側の地階ファサードの2つの低いアーチと四角い柱によるポルティコの回収部分は、そのまま用いられ、不足部分はトレアノ石で造り直された。			
	【後】ポ				
	【前】窓	地階ファサードの近年オーリシナ石材で造られた窓の回収部分は、そのまま用いられ、不足部分はトレアノ石で造り直された。			
	【後】窓				
歴史的・芸術的・環境的価値のない要素	【前】壁	中庭南側にある13世紀の2つの低いアーチのあるポルティコを取り囲む障壁は、震災後に不必要な要素として識別可能であった部分を全て取り除いた。	【前】建物	オープンとベーカリー工場として機能させるために鉄筋コンクリートを用いて改造されていた建物は、震災後に全て取り除かれた。	
	【後】壁		【後】-		
	【前】壁	中庭北側の1階ファサードの17世紀に起源のありトゥッファ石素材の3つの楕円アーチと四角い柱による障壁は、震災後に不要と識別可能であった部分を全て取り除いた。	【前】建物	近年建設された1階の宿泊施設の建物は、震災後に全て取り除かれた。	
	【後】壁		【後】-		
	【前】壁	中庭北側の地階ファサードの2つの低いアーチと四角い柱のポルティコを埋めていた障壁は、震災後に不必要な要素として識別可能であった部分を全て取り除いた。	【前】建物	取り除かれた震災前の建物の敷地には、震災後に所有者のニーズを全面的に取り入れられた地階の開放的な中庭、商業活動関連の倉庫、1・2階の住宅建物が建設された。	
	【後】壁		【後】建物		

		震災前後の変化	震災前後の変化
空間秩序	建造物と外部空間のボリュームに関する秩序	震災前と同じボリュームで再建するため、基本的には空間秩序を回復している。一方で、中庭に面するファサードにあるいくつかの壁で塞がれることで閉ざされていたポルティコ空間を取り戻すために、不必要なアーチ内の壁などを取り除いた。以上により、外部空間のかつての空間秩序が部分的に再構築されたとと言える。	建造物と外部空間のボリュームについては、震災前の鉄筋コンクリートを用いていた建物を所有者のニーズに応じて新たに建て替えられているが、既存の建物のボリュームを超える増築がなされているわけではない。さらに、介入カテゴリEに該当していた建物は、解放された中庭の外部空間へと変換されており、建築物のボリュームの減少が減少され、外部空間のボリュームの増加がみられている。以上により建造物の新たな空間秩序が創出され、外部空間のかつての空間秩序が再構築されたとと言える。
	建造物と外部空間の配置に関する秩序	同じ位置で建造物を再建するため、空間秩序を回復している。	同じ位置で建造物を再建するため、空間秩序を回復している。
	建造物と外部空間のアメニティに関する秩序	回収された通りに面したファサードの窓・門・入り口などの部分は、再び用いられ、欠落部分はトレアノ石で再構成された。これは、中庭のファサードの窓・門・アーチなどにも同様である。以上により、通りと中庭のファサードの空間秩序は維持されたとと言える。以上により、ファサードの空間秩序は回復されたとと言える。	建造物と外部空間のアメニティに関しては、建物を新設する際に、建造物内部に解放的な中庭空間を設けられている。以上により、建造物のアメニティに関する新たな空間秩序が部分的に創出されたとと言える。

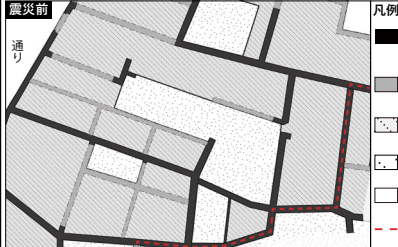

		震災前後の変化	震災前後の変化
空間構造	建造物・外部空間・通りのいずれか2つによる空間構造	11番の空間構造は、震災前建造物が通りに面しており、街区内部に中庭を有しているため、通り・建造物・外部空間の3つによる空間構造であった。この11番の空間構造は、震災後においても維持されているため、空間構造の変化はみられなかった。	13番の空間構造は、震災前街区内部の建造物と中庭により構成されているため、建造物・外部空間の2つによる空間構造であった。この13番の空間構造は、震災後においても維持されているため、空間構造の変化はみられなかった。
	建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造		

図4-21. 事業介入ユニット11番・13番の空間変容

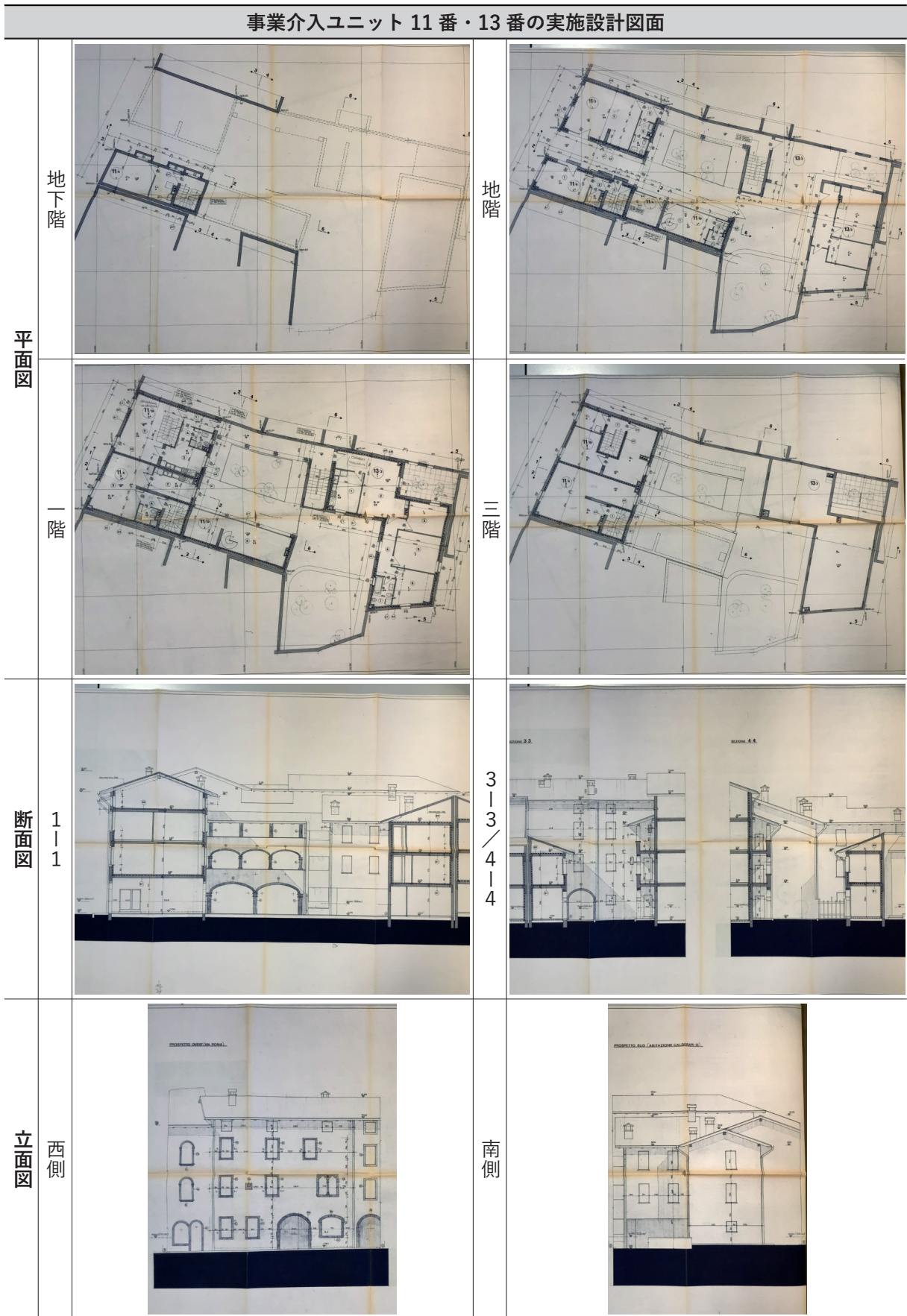


図 4-22. 事業介入ユニット 11 番・13 番の実設計図面一覧

最後に、空間構造に関しては、街区内部の建造物と中庭により構成されているため、建造物-外部空間の2つによる空間構造であった、震災後においてもこの構造は維持されていた。すなわち、空間構造の変化はみられなかった。

以上により、事業介入ユニット13番の空間変容とは、空間構造は変化せず、震災後に全ての構成要素が取り除かれ、所有者のニーズに応じた建物である付加要素が付加されたことにより、かつての建造物の撤去と中庭空間の復元、建造物内の中庭空間の整備がなされ、結果として建造物のボリュームに関する新たな空間秩序の部分的創出と外部空間のボリュームに関するかつての空間秩序の再構築、建造物のアメニティに関する新たな空間秩序の部分的創出であったと言える。

7) 事業介入ユニット12番

事業介入ユニット12番の空間変容の分析結果を図4-23に示し、実施計画図面を図4-24に示した。

		事業介入ユニット12番			
		抽出された要素	震災前後の変化		
空間構成要素	建造物(建築物/工作物)	歴史的・芸術的価値のある要素	壁面要素	【前】 扉/紋章 【後】 扉/紋章	地階ファサードの3つの弓形の門扉と高貴なシリオ家の紋章の回収部分は、震災後にもそのまま用いられ、不足部分は、トレアーノ石で造り直された。
			【前】 ビ窓 【後】 ビ窓	1階ファサードの16世紀に起源のあるピフォラ窓の回収部分は、そのまま震災後にも用いられ、不足部分は、トレアーノ石で造り直された。	
			【前】 ビ窓/パ 【後】 ビ窓/パ	2階ファサードにあるバルコニーと16世紀に起源のある6つのピフォラ窓の回収部分は、そのまま用いられ、不足部分はトレアーノ石で造り直された。	
			【前】 ア窓 【後】 ア窓	1階ファサードにあるロンバルド式の16世紀に起源のあるアーチ型の2つの窓の回収部分は、そのまま用いられ、不足部分はトレアーノ石で造り直された。	
			【前】 ア窓 【後】 ア窓	2階ファサードにあるロンバルド式の16世紀に起源のあるアーチ型の2つの窓の回収部分は、そのまま用いられ、不足部分はトレアーノ石で造り直された。	
	環境的価値のある要素	壁面要素	【前】 扉/小窓 【後】 扉/小窓	地階ファサードにある20世紀最初と戦後に造られた扉と窓は、震災後に全てトレアーノ石で造り直された。	
			【前】 小窓 【後】 小窓	3階ファサードにある7つの小さな四角い窓は、震災後に全てトレアーノ石で造り直された。	
		導線要素	【前】 入口/窓 【後】 入口/窓	ナツィオナーレ通り面に地階ファサードの近年建設された入り口と窓は、震災後にトレアーノ石で造り直された。	
			【前】 階段 【後】 階段	かつては倉庫や馬小屋として使用されていた建物内部の空間に造られていた階段は、震災後においても階段の機能を維持したまま変更を加えていない。	
		震災前後の変化			
空間秩序	建造物と外部空間のボリュームに関する秩序		震災前と同じボリュームで再建するため、基本的には空間秩序を維持している。		
	建造物と外部空間の配置に関する秩序		建造物と外部空間の配置については、かつては地階部分の特徴的な倉庫や馬小屋として使われていたが、近年分佈階段の機能と立地を震災後にも維持している。以上により、空間秩序を維持している。		
	建造物と外部空間のアメニティに関する秩序		回収された通りに面したファサードの窓・門・入り口などの部分は、再び用いられ、欠落部分はトレアーノ石で再構成された。以上により、建造物と外部空間の空間秩序は維持されたと言える。		
		震災前後の変化			
空間構造	建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造		12番の空間構造は、震災前建造物が通りに面しており、街区内部に中庭を有しているため、通り-建造物-外部空間の3つによる空間構造であった。この12番の空間構造は、震災後においても維持されているため、空間構造の変容はみられなかった。		

図4-23. 事業介入ユニット12番の空間変容

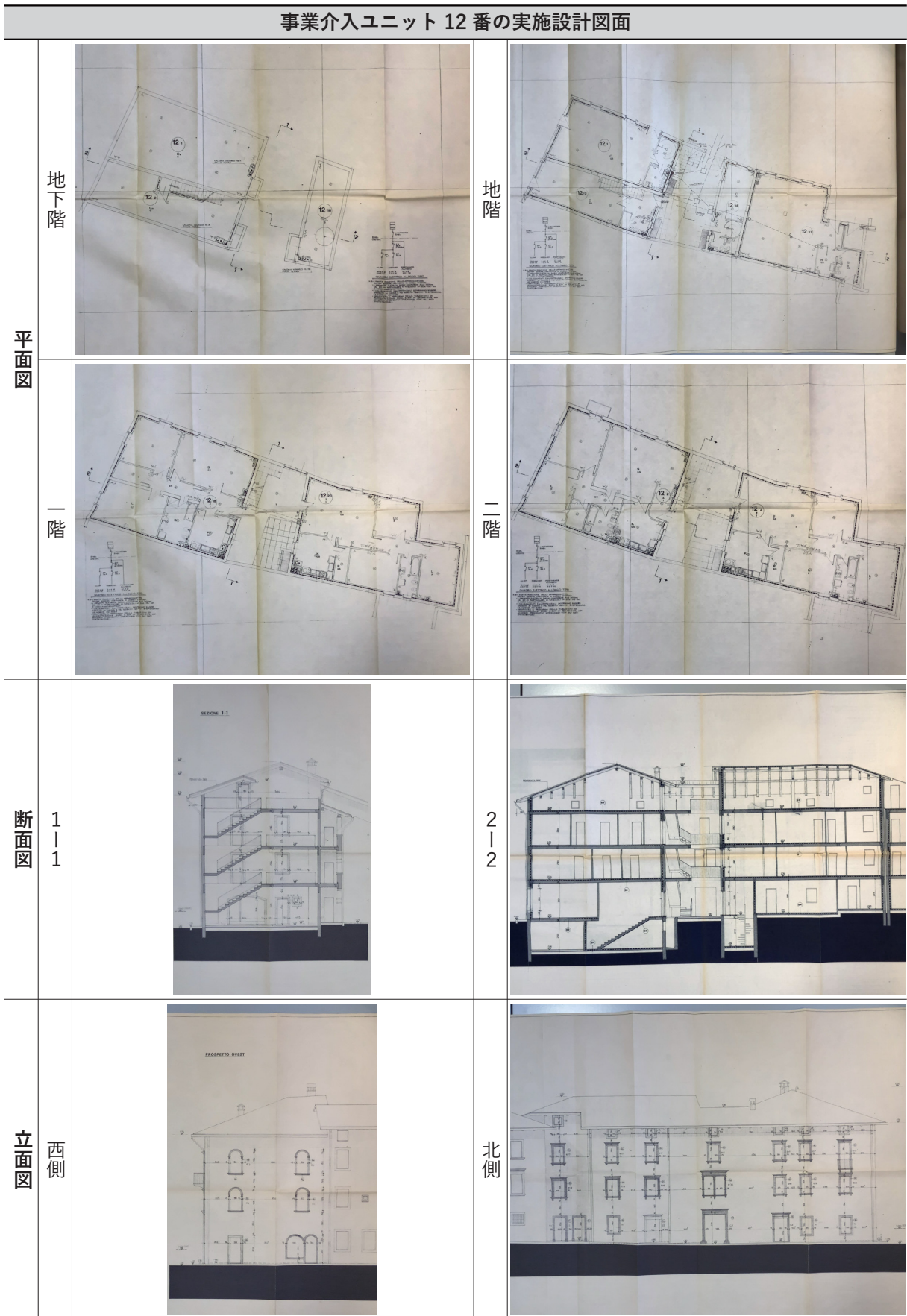


図 4-24. 事業介入ユニット 12 番の実設計図面一覧

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

まず、空間構成要素に関しては、歴史的・芸術的価値のある壁面要素、環境的価値のある壁面要素と導線要素、の3種類の空間構成要素が抽出された。歴史的・芸術的価値のある壁面要素は、回収された部分を震災後においても用いられたが、不足箇所については指定の石材で複製されている。また、環境的価値のある壁面要素と導線要素は、全て指定の石材で複製されている。すなわち、抽出された12番の空間構成要素は、建材変更のなされたものであった。

次に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序、配置に関する秩序、アメニティに関する秩序は、回復されており、空間秩序の変化はみられなかった。

最後に、空間構造に関しては、建造物が通りに面しており、街区内部に中庭を有しているため、通り-建造物-外部空間の3つによる空間構造を有していたが、震災後においてもこの構造は維持されていた。すなわち、空間構造の変化はみられなかった。

以上により、事業介入ユニット12番の空間変容とは、空間構成要素、空間秩序、空間構造の全てに変化が見られず、空間変容は存在しなかったと言える。

注釈

注4-9) 参考文献4-4, pp.195-202を参照。

注4-10) 参考文献4-5を参照。

注4-11) 洪らによる研究(参考文献4-7)において、協調建替えとは、「個別敷地での建替えを現状の敷地形状や権利関係を変化させず、近隣に住まう居住者が定めるルールに基づいて秩序化する整備手法概念」と定められており、空間を秩序化する1つの整備手法として位置付けられている。日本の密集市街地は、イタリアの歴史的市街地と同様に極めて建物群が密集しており、これらの建物が再建される際には、都市基本計画において定められている事業介入カテゴリに則った事業が計画される。これらの事業は、建物の高さや壁面線の位置、外壁の色彩など詳細に定められたルールに則って、計画されるため、日本で用いられている協調建替えと同様の整備手法であると言える。

注4-12) 参考文献4-8, p.18において示されている密集市街地における協調建替えルールの枠組みを参照。

注4-13) 参考文献4-5を参照。

注4-14) 本研究では、空間変容の実態を把握するために実施設計の原資料を分析資料としており、これらの資料に明記されている内容を参照することで各要素を抽出している。この設計図書に明記のある内容は、設計者が意図して記述したものであり、地区詳細計画や所有者との話し合いの結果反映されたものとして捉えられる。本分析では、参考文献4-5で取り入れられた現地での悉皆調査に基づく構成要素の抽出方法と比較すると、空間変容の実態を詳細に記述できないが、震災前の状況を詳細に把握する写真等を入手することは困難であった。そのため、本分析においては、設計図書を参照し、分析することとした。

参考文献

- 4-4) 陣内秀信：イタリア都市再生の論理，鹿島出版会，1978.11
- 4-5) 齋藤哲也・西尾知子・田口陽子・是永美樹・八木幸二：ミラノ歴史的な中心部における中庭の空間構成と利用用途，日本建築学会計画系論文集，Vol.74, No.639, pp.1095-1100, 2009.5
- 4-6) 安森亮雄・坂本一成・寺内美紀子：建築ヴォリュームに囲まれた都市の空地の構成形式，日本建築学会計画系論文集，No.568, pp.69-76, 2003.6
- 4-7) 洪正徳・小出和郎：低層住宅地における協調型建替え手法に関する考察，第27回日本都市計画学会学術研究論文集，pp.163-168, 1992
- 4-8) 小林由佳・高見沢邦郎・饗庭伸：密集市街地における建替え動向と協調建替え概念の検討，都市計画論文集，No.38-1, pp.13-24, 2003.4

4-7 第4章のまとめ：共編集の観点からみた本事例の考察

本章では、まず、ヴェンゾーネ市の震災復興プロセスに関与した市政府や専門家、市民組織により発行された報告書のテキストデータの分析により、復興ガバナンス体制を可視化し、その構築プロセスの特性を明らかにした。

復興ガバナンス体制の構築プロセスは、初期段階より、中央政府から州政府・市政府へ権限が移譲されることで地方分権型のガバナンス体制が構築されており、市民らにより設立された市民組織や協議会は継続的に市政府との間に密な関係を築いている。最終段階においても権限の移譲された市政府を核としながらも、住民協議会を媒介とした市民らへの情報発信、専門家と共同事業体の調整による事業運営を行える有機的なガバナンス体制へと発展していたことが全体特性として明らかになった。

次に、歴史的市街地内部の共同事業範囲毎の復興事業の実施プロセスを把握し、復興事業「4/A」の7つの事業介入ユニットの空間変容の実態を明らかにした。その結果、全ての事業介入ユニットでは、空間構造は変化しなかったが、いくつかの事業介入ユニットでは空間構成要素の変化により、空間秩序に変化がもたらされていた。具体的には、事業介入ユニット7番・10番・11番・13番では、かつての空間秩序の再構築が部分的にみられ、さらに事業介入ユニット13番では、新たな空間秩序の創出が部分的にみられた。

最後に、明らかになったヴェンゾーネ市の震災復興の実態を共編集の観点から改めて考察し、第3部への接続を試みる。考察は、第1章で設定した共編集の評価指標毎に行い、より詳細な評価は第3部へ譲ることとする。

第一に、「過程」に関する評価指標「制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか」については、ヴェンゾーネ市の震災復興プロセスは、2つの取り組みによる時期区分を踏まえ、4つの時期に区分された。第1期と第2期では、既存市民組織などによる被災した文化遺産の保護運動と歴史的市街地を可能な限り復元するための運動が行われ、これらの運動は、市政府や国の委員会による承認を受けて、制度過程へと反映されている。また、第3期と第4期においても、市政府と外部専門家による計画策定過程と共同事業範囲毎の事業計画過程の経過は、住民協議会の地域新聞の発行活動により、ヴェンゾーネ住民への情報発信されており、制度過程の進捗が運動過程へと反映されている。以上により、ヴェンゾーネ市の震災復興では、「過程」に関する評価指標を全ての時期区分で満たしていたと考察できる。

第二に、「ガバナンス体制」に関する評価指標「段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか」については、ヴェンゾーネ市では、地震発生以前から既存市民組織「Amici di Venzone」が活動を行っており、ネットワーク型ガバナンス体制が既に存在した。地震発生後、第1期に既存市民組織や外部専門家、ボランティアなどにより文化遺産保護を目的とした新たな市民組織が設立され、これによりアリーナ型ガバナンス体制が構築され、その後、第2期において、新規市民組織から派生する形で住民協議会が設立され、アリーナ型ガバナンス体制が構築されたと言えよう。その後、第3期と第4期においても、住民協議会は継続して存在し、事業計画を行う第4期では、共同事業範囲毎に所有者と専門家による共同事業体が設立されており、プロジェクト型ガバナンス体制が構築されたと言える。以上により、ヴェンゾーネ市の震災復興では、既存のネットワーク型ガバナンス体制から2つのアリー

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

ナ型ガバナンス体制が構築され、その後プロジェクト型ガバナンス体制が構築されており、プラットフォーム型ガバナンス体制はみられなかった。

第三に、「空間・像」に関する評価指標「空間像に即した実空間が実現されたか」については、ヴェンゾーネ市では、震災後に設立された住民協議会「Comitato 19 marzo」により主導された、国の文化遺産として登録されていた歴史的市街地全体を可能な限り復元する運動を経て、国の委員会によりこの方針が承認されることで、歴史的市街地の復元と修復を目指す復興ガイドラインが承認されている。ガイドライン制定後、ヴェンゾーネ市政府と建築家ボローニャ大学の教授 Romeo Ballardini 氏は、建築類型学的分析結果に基づいた地区詳細計画の策定に取り掛かり、この地区詳細計画では、歴史的市街地内部の全ての建物に対して類型分類「Classe Tipologica」と事業介入カテゴリー「Categoria d'Intervento」を定めている。計画策定後には、この地区詳細計画で規定された類型分類と介入カテゴリーを規範とし、共同事業範囲毎に実施設計が行われ、その後着工・竣工されている。本章の分析では、復興事業「4/A」の7つの介入事業ユニットの空間変容を分析したが、単純に震災前の状態に回復させるだけでなく、喪失されていた空間構成要素を付加することでかつての空間秩序を再構築したユニットや所有者ニーズに応じて新たな空間秩序を創出したユニットも見られた。以上により、ヴェンゾーネ市の震災復興では、住民協議会の要請により描かれ承認された歴史的市街地を可能な限り復元する空間像は、その後建築類型学的分析により地区詳細計画においてより具体化され、共同事業範囲毎に概ね震災前の実空間へと復元されたが、かつての空間を再構築したものやニーズに応じて新たな空間を創出したものも見られた。

第5章

ラクイラ市における復興ガバナンス体制 の構築プロセスと復興事業の実施プロセ スの相互関係

5-1 本章の目的と方法

5-1-1 本章の目的

第5章「ラクイラ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係」では、2009年アブルツォ地震被災地州都ラクイラ市を対象とする。第3章の分析によると、アブルツォ地震における復興ガバナンス体制の特性は、中央政府の主導するガバナンス体制から市民組織、市政府、大学などの参画する多主体協働のガバナンス体制へと変遷している点にある。

この第3章で明らかにした特性を踏まえ、「中央政府主導から多主体協働への変遷過程において、復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの間に相互関係が存在しており、そのことが、復興ガバナンス体制の多様化と復興事業の広範囲化^{注5-1)}をもたらす」という仮説に基づき、以下の2点を明らかにすることを目的とする。

第一に、ラクイラ市の震災復興プロセスに関与する主要な主体^{注5-2)}へのインタビュー調査結果の分析により、復興ガバナンス体制を可視化し、その構築プロセスの特性を明らかにする。

第二に、歴史的市街地と周辺地域の復興事業の実施プロセスを把握し、空間変容の実態を明らかにする。

5-1-2 本章の方法

調査概要を表5-1に示し、以下に研究の方法を述べる。

第一に、文献調査により、1) 復旧・復興に関与する法律・法令・条例の制定、2) 暫定居住地の整備計画や歴史的市街地の復興計画の策定、3) 多主体協同組織「Urban Center L'Aquila (以下、UCAQとする)」の設立、の3つの過程を把握する。次に、これらの過程を、1) 行政が主導する取組み、2) 市民組織・大学・専門家協会が主導する取組み、に分けて、2つの時期区分を設定する。最後に、両者の時期区分を統合し、ラクイラ市震災復興プロセスの時期区分を設定する。

第二に、ラクイラ市の震災復興プロセスに関与する市政府、ラクイラ大学、UCAQ、UCAQの設立に関わった市民組織に対してインタビュー調査を実施する。これらのインタビュー調査結果の文書ドキュメントを前章で定位した方法を応用して復興ガバナンス体制を可視化し、その構築プロセスの特性を明らかにする。この方法では、質的データ分析法のコーディング分析^{注5-3)}によるテキストデータの要約、キーとなる単語の抽出、カテゴリへの分類を行えるため、インタビュー調査結果を分析・図化するために必要である。

第三に、発災から10年間で実施された、1) 全国市民防災局による暫定居住地整備事業^{注5-4)}、2) 共同事業単位^{注5-5)}に基づく被災民間建築物の修復事業と戦略的事業、3) 市民組織による空間整備や維持管理に係る事業、の3種類の復興事業を地図上で重ね合わせ、歴史的市街地及び周辺地域における復興事業の実施プロセスの特性を明らかにする。

第四に、2つの戦略的事業と市民組織による事業の空間変容の実態を明らかにする。

第五に、復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係を明らかにし、本研究で定めた仮説を検証する。

最後に、明らかにしたラクイラ市の震災復興の実態を共編集の観点から改めて考察する。

表 5-1. 調査概要

	インタビュー調査 (5-4)	文献調査 (5-2, 5-5)
調査日時	2016.07.22-08.10 / 2018.06.12-06.23	2016.08.02.08.05 / 2018.06.13
調査対象	1. UCAQ代表 (Z氏) 及び副代表 (M氏) : 2名 2. ラクイラ大学教授 (D. L氏) : 1名 3. ラクイラ市行政 (S氏) : 1名 4. 6つの市民組織 : 6名	1. 免震低層集合住宅CASEと仮設住宅MAPの計画図及び報告書 2. ラクイラ市復興計画・事業計画図 3. 復興に関与する法律・法令・条例
調査内容	1. 背景・目的・きっかけ・体制などUCAQ設立過程や現在の活動と展望等 2. ラクイラ大学によるこれまでのまちの復興への関与活動等 3. 仮設市街地の整備や復興計画策定過程、復興事業進捗状況等 4. 発災後から現在までの活動、関係主体、実現した事業、事業資金等	1. 全国市民防災局により供給された仮設市街地の整備計画やプロセス等 2. 復興計画で定められた事業種類や戦略、共同事業単位、補助制度等 3. 中央・州政府により定められた法制度や、ラクイラ市政府によるUCAQ設立に向けた各種条例や協定等

5-1-3 研究対象地ラクイラ市の概要

図5-1-1に研究対象地の概要を示す。アブルッツォ州ラクイラ市は、皇帝フリードリヒ二世が、「盆地のまわりを円環状に取り囲む山々の斜面に分布する数多くのカステッロの住民たちに、都市建設の資格免許状^{注5-6)}」を1254年に与えたことにより建設された中世のニュータウンである。皇帝より許可を得た各有力家の村民らは、新たな自治都市の創設に向けて同盟を結び、中世以降ラクイラは、地域の中で経済・政治・文化的中心地として繁栄してきた^{注5-7)}。近代化の過程の中でラクイラ市はその経済的役割を港湾都市ペスカーラに譲るが、地域の中で州都として重要な政治的役割を担っていた。

このような歴史的背景を有する州都が、2009年4月6日に発生したアブルッツォ地震により未曾有の被害を受け、市人口の大半65,000人が避難し、34,153の建物が被災した^{注5-8)}。州都の壊滅的な被災に対応するために中央政府による緊急事態宣言が発令され、緊急事態の対処を委任された全国市民防災局は、被災者へのアドリア海沿いの宿泊施設の提供や暫定居住地の整備を管理した^{注5-9)}。

また、次頁の図5-1-2はラクイラ市の歴史的市街地の復興に関連する主要計画図面である。



図5-1-1. ラクイラ市の概要

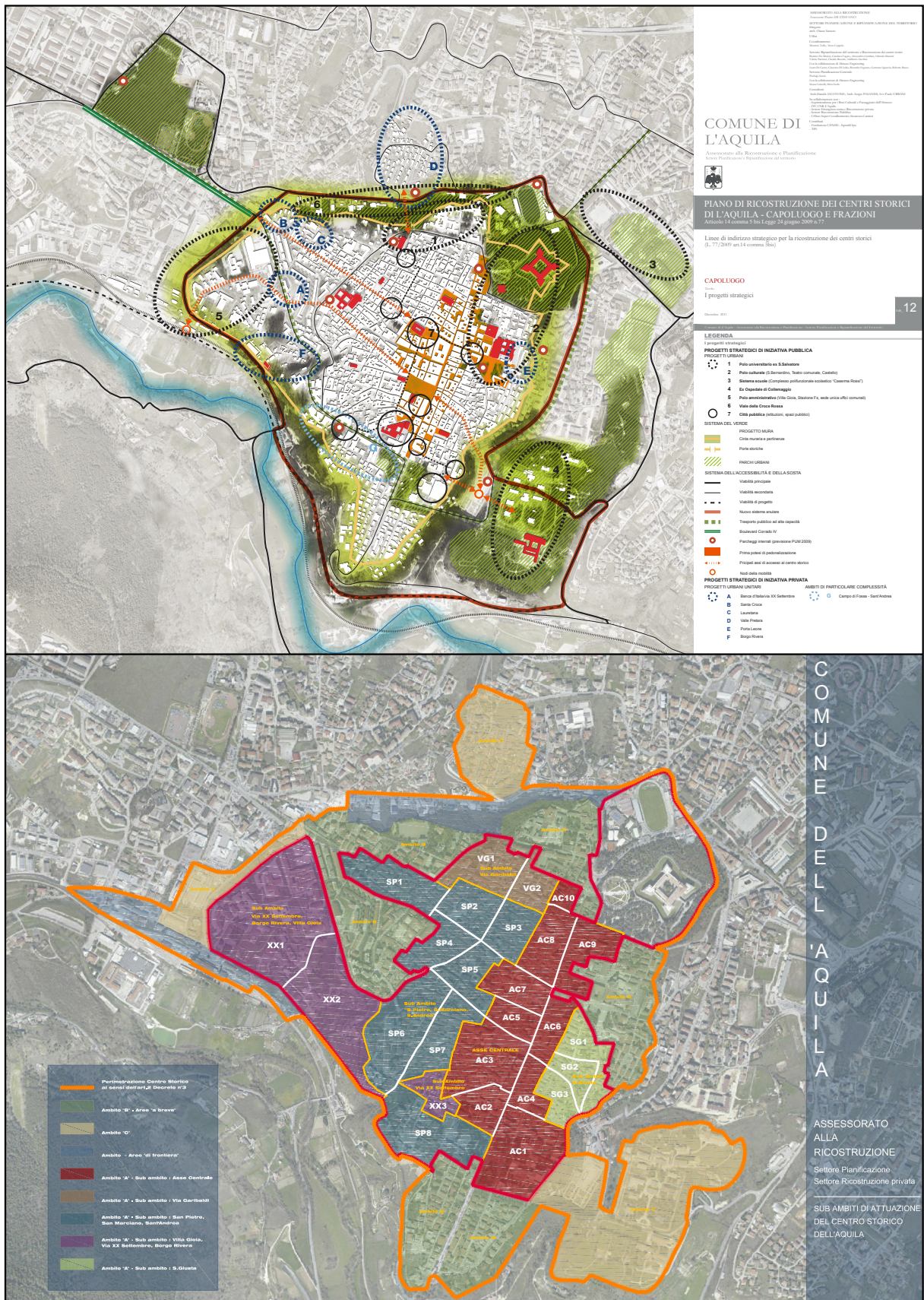


図 5-1-2b. ラクイラ市震災復興の主要計画図面 - 復興空間像 (上), 中心部の優先的事業実施ガイドライン (下)-

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

注釈

- 注 5-1) 本章では、広範囲化を「地理的な事業領域と事業種類の広範囲化」と定義している。
- 注 5-2) 主要な主体とは、ラクイラ市政府、ラクイラ大学、多主体協同組織 Urban Center L'Aquila、市民組織を示す。これらの主体に対して実施したインタビュー調査概要は、表 5-1 に示している。
- 注 5-3) コーディング分析の詳しい方法は、参考文献 5-2, pp.115-122 を参照。
- 注 5-4) 「Il Progetto C.A.S.E.」と称される免震低層集合住宅と「M.A.P.」と呼ばれる仮設住宅の2種類の事業により構成されている。また、これらの正式名称と日本語訳は、以下の通りである。Il Progetto C.A.S.E.(Complessi Antisismici Sostenibili Eco-Compatibili)：持続可能なエコ免震低層集合住宅。M.A.P.(Moduli Abitativi Provvisori)：仮設住宅モジュール。
- 注 5-5) 壁を共有して連なっている歴史的建造物を修復するため、イタリアでは「Unità Minime di Intervento (Minimum Unit of Intervention)」と呼ばれる共同事業のための最小事業単位が定められる。
- 注 5-6) 参考文献 5-3, p.31 1.12-13 から引用。
- 注 5-7) 参考文献 5-3, pp.31-35 から要旨を引用。
- 注 5-8) 参考文献 5-4, pp.387-388 から要旨を引用。
- 注 5-9) 参考文献 5-4, pp.401-407 を参照。

参考文献

- 5-1) Robert Geipel: Long-Term Consequences of Disasters: The Reconstruction of Friuli, Italy, in Its International Context 1976-1988, Springer, 1991
- 5-2) 佐藤郁哉：QDA ソフトを活用する実践質的データ分析入門, 新曜社, 2008.1
- 5-3) 陣内秀信：南イタリアへ！ - 地中海都市と文化の旅 -, 講談社, 1999
- 5-4) Emanuela Guidoboni・Gianluca Valensise: The Economic and social weight of the seismic disasters in Italy in the last 150 years, Bononia University Press, 2011.12.(in Italian)

5-2 ラクイラ市震災復興プロセスの6つの時期区分

5-2-1 2つの取組みによる時期区分

本節では、文献調査により2つの取組みに基づいた震災復興プロセスの時期区分を定め、それらを統合することで、震災復興プロセス全体の時期区分^{注5-10)}を設定する。これは、特性の異なる2つの取組みを統合することで、相互関係がより詳細に明らかになるからである。

1) 行政が主導する取組みによる時期区分

・**緊急時対応期 (ph.i)**: 中央政府により2009年4月28日に制定された緊急法律命令第39号により、全国市民防災局による緊急事態の全体管理と免震低層集合住宅 C.A.S.E と仮設住宅 M.A.P の建設が決定される。2009年6月上旬に C.A.S.E が着工し、続いて7月末に M.A.P が着工している。2009年9月29日に C.A.S.E の第一整備地区が竣工され、避難生活期へと移行する。

・**避難生活期 (ph.ii)**: 2009年10月よりラクイラ市の避難者は、C.A.S.E へ入居している。2010年2月19日に全ての C.A.S.E が竣工し、続いて2010年3月31日までに全ての M.A.P が竣工され、これらの住宅の維持管理はラクイラ市政府により実施されている。また、2010年3月9日に国の特別技術機関「Struttura Tecnica di Missione (以下、STM とする)」により復興計画策定のためのガイドラインが作成され、計画策定期へと移行する。

・**計画策定期 (ph.iii)**: STM により作成されたガイドラインに基づき、ラクイラ市政府は2010年4月より復興計画の策定を開始する。その後、2011年11月に市政府により歴史的市街地と周辺集落を復興するためのガイドラインが策定され、2012年2月にはラクイラ市の復興計画が STM により承認されている。また、中央政府により2012年8月7日に制定された法律第134号により、2013年以降のガバナンス体制の変更が決定され、事業計画実施期へと移行する。

・**事業計画実施期 (ph.iv)**: これまで復興計画の承認を行っていた STM の役割は、2013年1月以降新たに設立されたラクイラ市復興のための復興特別局「Ufficio Speciale per la Ricostruzione dell'Aquila (以下、USRA とする)」に移される。USRA は計画承認に加え、復興事業資金の管理の役割も担う。また、2013年3月にはラクイラの都市基本計画「Piano Regolatore Generale (以下、PRG とする)」の新たな構想作成に向けた取組みが開始され、2015年11月に PRG のための事前文書が承認されている。この事前文書を住民らとの議論を通じて計画決定するために、ラクイラ市政府により地域住民参加評議会が設置され、この評議会での検討結果を踏まえて2017年3月に承認済みの PRG の第一部を修正している。

2) 市民組織・大学・専門家が主導する取組みによる時期区分

・**気運醸成期 (ph.a)**：震災直後より、中央政府による強い介入や全国市民防災局による C.A.S.E 建設への抗議活動が、市民・市民組織らにより行われる。C.A.S.E と M.A.P 着工後は、歴史的市街地のドーム広場の仮設テントで市民組織らによりラクイラのまちの復興に向けた話し合いが行われる。発災から1年後2010年4月に、イタリア都市計画協会「Istituto Nazionale di Urbanistica (以下、INU とする)」と全国歴史芸術都市協会「Associazione Nazionale Centri Storico Artistici」によって、ラクイラの復興を議論する組織「Laboratorio Urbanistico per la Ricostruzione dell'Aquila (以下、Laulaq とする)」が設立されたことにより、協働萌芽期へと移行する。

・**協働萌芽期 (ph.b)**：Laulaq は、専門家や学生の参画するワークショップやフォーラム、アトリエを開催している。2011年11月には、ラクイラ市政府と INU が、多主体協同組織UCAQ の設立に向けた協定を締結し、その後市民組織も含めた議論を経て、協働準備期へと移行する。

・**協働準備期 (ph.c)**：UCAQ 設立に向けた協定に基づいて専門家や市民組織による議論が行われ、2013年11月に検討委員会が設置される。その後、2015年1月にラクイラ市政府がUCAQ への参加主体の公募を開始したことにより、協働実践期へと移行する。

・**協働実践期 (ph.d)**：2015年6月19日にUCAQ が設立され、部会ごとに議論が行われ、2016年8月に開催された住民参加に関するイベントで歴史的市街地の復興について議論するラウンドテーブルを企画している。その後、2017年3月にUCAQ の代表が急死したことにより活動が停滞するものの、2018年5月31日に新しい代表が選出されたことにより、協働発展期へと移行する。

・**協働発展期 (ph.e)**：2018年6月21日には、UCAQ の新しい理事会が設立され、7月7日には全役職の担当者が選出されている。組織内部の再編成後は、UCAQ の組織ロゴの公募や都市交通をテーマとした集会を開催し、活動を継続している。

5-2-2 ラクイラ市震災復興プロセスの6つの時期区分

以上のように、1) 行政が主導する取り組み、2) 市民組織・大学・専門家が主導する取り組み、の2つの取り組みに基づいて、ラクイラ市の復興プロセスの時期区分を行なった。

これらの時期区分を統合することで、以下のように6つの時期区分を設定した。それらの時期区分を図5-2に示した。

- 1) 緊急時対応・気運醸成期 (第1期) : 2009年4月～2009年9月
- 2) 避難生活・気運醸成期 (第2期) : 2009年10月～2010年3月
- 3) 計画策定・協働萌芽期 (第3期) : 2010年4月～2012年12月
- 4) 事業計画実施・協働準備期 (第4期) : 2013年1月～2015年6月
- 5) 事業計画実施・協働実践期 (第5期) : 2015年7月～2018年5月
- 6) 事業計画実施・協働発展期 (第6期) : 2018年6月～2019年3月

この6つの時期区分により、第1期と第2期での気運の高まりを受けて第3期以降で多様な主体による共治の形態が構築されており、計画区域内の復興事業は第4期以降に変化が見られると推察される。次節では復興ガバナンス体制を6つの時期区分ごとに可視化し、その構築プロセスを明らかにする。

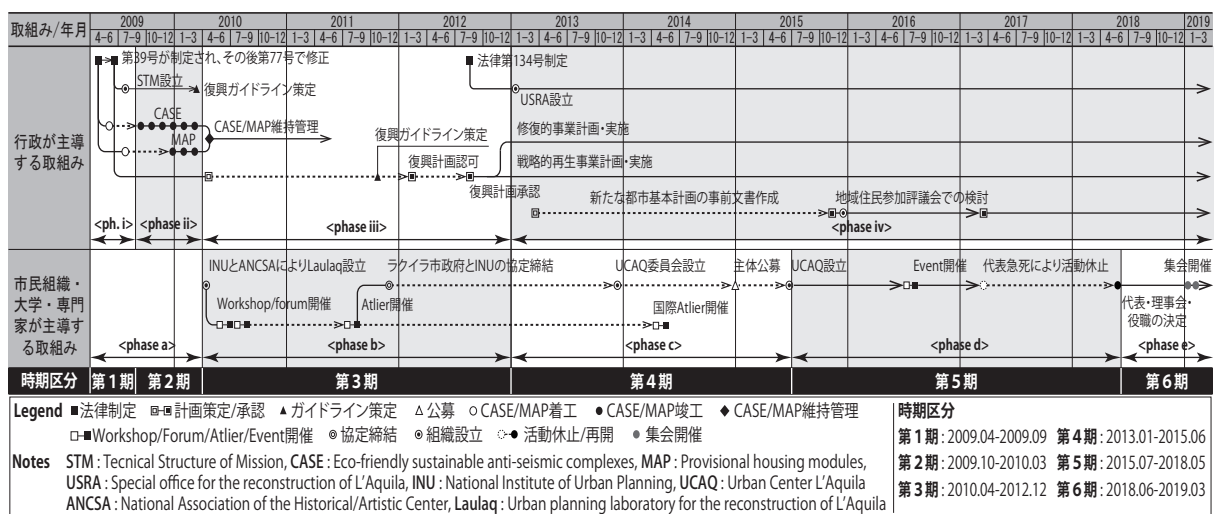


図5-2. ラクイラ市の震災復興プロセスの全体像

注釈

注5-10) 第3章では、参考文献5-1で示されたイタリア震災復興プロセスの典型的な4段階モデルを参照し、一般的な3つの時期区分を設定した。本研究では、より詳細に復興プロセスを分析するために、6つの時期区分を設定した。

5-3 テキスト分析結果と主体間関係の図化方法

5-3-1 MAXQDA を用いたテキスト分析結果

本節では、表 5-1 に示したインタビュー調査結果のテキストデータを分析することで、復興ガバナンス体制を可視化し、その構築プロセスの特性を明らかにする。インタビュー調査対象とした6つの市民組織の概要を表 5-2 に示している。

前章で確立したテキスト分析方法を用いた分析結果の一例を表 5-3 に、抽出した2種類のキーワードの分類を表 5-4 に示している。表 5-4 の定義に基づいて2種類のキーワード、1) 主体に関するキーワード、2) 行為・関係性に関するキーワード、を抽出した結果、1) 主体に関する17のキーワード、2) 行為・関係性に関する24のキーワードに分類できた。また、全ての文書セグメントのコーディング分析結果を、インタビュー対象主体に対応するコード数を表 5-5 に示している。また、表 5-6 は、コーディング分析により得た全コードを整理した、3つのガバナンスカテゴリー分類(大分類・中分類・小分類)と6つの時期区分毎のコード数に対応させたマトリックス表である。全708コードをこれら3つのガバナンスカテゴリーへ分類した結果、10の大分類、20の中分類、48の小分類に分けられた。

表 5-2. インタビュー調査対象とした市民組織のリスト

	市民組織 ①	市民組織 ②	市民組織 ③	市民組織 ④	市民組織 ⑤	市民組織 ⑥
組織名称略称	Italia Nostra - Sezione dell' Aquila [ITN]	Jemo'nnanzi [JMN]	Legambiente abruzzo beni culturali [LGB]	Archeoclub d'Italia - Sede L'Aquila [ARC]	Panta Rei - associazione di promozione sociale [PTR]	Policentrica - Ontlus [PLC]
組織種類	社会的非営利組織 (NPO)	任意ボランティア組織	社会的非営利組織 (NPO)	社会的非営利組織 (NPO)	社会振興組合 (NPO)	社会的非営利組織 (NPO)
設立時期	1961年12月	2009年4月	2010年2月	1980年	2001年	2009年11月
属性	市民、文化遺産の専門家	市民	市民、芸術品の修復師	市民、学生、考古学研究者	市民	若者、教師、建築家
会員数	40人	40人	40人	148人	60人	10人
活動資金	寄付金、会費	寄付金のみ	会費、事業公募金	会費、寄付金、事業公募金	会費	会費、寄付金、事業公募金
組織形態	州域管理組織の管轄下にある支部組織	市民有志により設立された任意ボランティア組織	州域管理組織の管轄下にある一つの部局	州域管理組織の管轄下にある支部組織	市民有志により設立された独立ボランティア組織	若者・専門家により設立された独立ボランティア組織
活動概要(目的・内容・範囲)	文化遺産や自然環境の保護を目的とし、公共機関への抗議や活動テーマに関連する報告書の作成を行っている。国立公園の保全から歴史的な中心市街地の文化財の復元に至るまで幅広い活動を実施している。	震災後に地域コミュニティの維持を目的に、歴史的な中心市街地の清掃活動や専門の保護活動を実施している。歴史的な中心市街地を主に活動範囲とし、城壁の協働管理を先導している。	震災後に芸術品や自然環境の保護を目的として設立され、環境教育と観光をテーマとしたイベントを実施している。市郊外地域での活動が多くみられ、小集落の観光マップや遊歩道の整備などを行なっている。	ラクイラ地域の自然環境や遺跡の認知向上を目的として震災以前から活動をしており、郊外の小集落の住民組織と協同で清掃活動やトレッキングなどを行なっている。まちの周辺地域から歴史的な中心市街地に至る範囲で活発に活動している。	市民のまちの歴史や文化に対する認識を向上させることを目的として震災以前から活動を行っていた。年一回のカンファレンスや歴史的な中心市街地のまちあるきなどをその他の市民組織と協同で実施している。	郊外地域への新市街地の整備と広域分散避難によりもたらされる地域コミュニティの崩壊に危機感を覚え、建築・都市計画の専門家や若者によって設立された。公共空間の整備事業や多主体協働組織UCAQの設立に主に関わっている。

表 5-3. テキスト分析結果の一例

文書ドキュメント	キーワード				コード			ガバナンスカテゴリー(小分類)
	キーワード			時期	オープンコード	焦点的コード	コード番号	
	主体	対象主体	行為/関係性					
Marrocchi : Quindi questo due proposte è uscito uno statuto di questa associazione contestualmente una manifestazione interesse. Quindi il comune ha fatto una sorta di avviso, dicendo avete 20 giorni per le associazioni, enti interessati per presentare domanda per unione di Urban Center	市政府	組織及び企業	参加主体を公募	事業計画実施・協働準備期	市政府は組織や企業に対して、Urban Center の設立に対し関与を表明するための、20日間の公募を行った_OP02	市政府は Urban Center 設立に参加する主体を公募した_F002	UC 02	市政府と関連組織の連携

表 5-4. キータームの種類

キーターム	定義	種類
主体	被災都市の復興に関与する住民及び組織、専門家、政府など多様な主体	1. 政府 2. 政府組織 3. 復興特別局 4. 行政委員会 5. 大学 6. 協同組織 7. 住民協議会 8. 専門家 / 民間企業 / 財団 9. 専門家協会 / 学会 10. 市民組織 11. 所有者協同事業体 12. 市民・住民・所有者 13. 市民組織連合体 14. 市民組織共同体 15. 参加主体 16. 関連主体 17. 組織代表と市長
行為関係性	被災都市の復興に向けた主体の行為及び主体間の関係性	1. 復旧支援 2. 報告 3. 運動・抗議 4. 設立 5. 任命・移譲 6. 管理・運営 7. 条例制定 8. 資金提供 9. 議論・共有 10. 計画・事業・組織設立の提案 11. 計画策定・合意形成・事業実施の支援 12. 計画・事業の実装 13. 計画・事業の承認 14. ガイドライン・計画・プログラムの策定 15. 協同・協働 16. 参加 17. 公募 18. 合意形成 19. 招待 20. 要望・要請 21. 評価 22. 法律制定 23. イベント実施・集会開催 24. 活動実施

表 5-5. インタビュー組織ごとのコード数と図化に用いたコード数

ドキュメント番号	文書ドキュメントに対するテキスト分析結果のコード数	文書ドキュメントに対する主体関係の図化に用いたコード数
ITN	52	35
JMN	57	31
LGB	69	39
ARC	130	67
PTR	40	24
PLC	76	49
MTS	25	16
UC	148	103
UN	62	43
CM	49	42
合計	708	449

表 5-6. 各段階ごとのコード数を付したガバナンスカテゴリーのマトリックス表

ガバナンスカテゴリー			各期のコード数								
			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期			
大分類	中分類	小分類									
lc01 中央政府主導	mc01 中央政府主導	sc01 中央政府主導	4	1	1						
		sc02 中央政府による法整備	1		3						
	mc02 全国市民防災局介入	sc03 全国市民防災局による応急建築物の供給	9	1							
lc02 復興特別機関管理・運営	mc03 復興特別機関管理・運営	sc04 国家技術特別機関管理・運営	6	8	13						
		sc05 復興特別局管理・運営				1	3				
	mc04 復興長官管理・運営	sc06 復興長官による法整備		1	1						
		sc07 復興長官と国家技術特別機関の非連携				1					
		sc08 復興長官と市政府の非連携	1	1	1						
lc03 地方政府管理・運営	mc05 地方政府管理・運営	sc09 州政府管理・運営					1				
		sc10 市政府管理・運営	4	3	6	11	19	7			
	mc06 市政府管理・運営	sc11 市政府と公的機関の連携			2	3	2	1			
		sc12 戦略的再生事業体管理・運営				4	4	4			
		sc13 市政府と建物所有者の合意形成				3	3	3			
		sc14 地域住民参加評議会の参画				2	7	1			
		sc15 市政府による地域住民参加評議会の設置				6	1				
lc04 官学連携	mc08 地方政府と関連組織の連携	sc16 州政府と関連組織の連携					3				
		sc17 市政府と関連組織の連携	1	1	2	8	1	1			
	mc09 市政府と専門家組織の連携	sc18 大学・専門家と市政府の協同			2						
lc05 学民連携	mc10 イタリア都市計画協会と市民組織の連携	sc19 イタリア都市計画協会と市政府の協同				4					
		sc20 イタリア都市計画協会と市民組織の協同				11	2	1			
	mc11 イタリア都市計画協会の参画	sc21 Laulaq 管理・運営					12				
		sc22 Laulaq と市政府の連携					3				
lc06 多主体協働	mc12 多主体協働プラットフォーム組織の管理・運営	sc23 イタリア都市計画協会の参画				5					
		sc24 UCAQ 管理・運営					7	74	21		
		sc25 UCAQ への多様な主体の参画					2	6			
		sc26 構成主体の不参加・不連携						19			
lc07 アリーナ型連携	mc13 市民組織連合体を核としたアリーナ組織の管理・運営	sc27 市政府、市民組織連合体、文化財監督局の連携					1	4			
		sc28 市政府と市民組織連合体の連携				1	10	24	15		
		sc29 市民組織連合体から公的機関への活動・事業提案						6	4		
		sc30 市民組織の連合体管理・運営						3	30	16	
lc08 プロジェクト型連携	mc14 市民組織共同事業体によるPJの管理・運営	sc31 市民組織共同体で事業提案・実施					7	11	2		
		sc32 市民組織と州政府の協同						3			
		sc33 市民組織と市政府の協同				4	1	7	21	3	
lc09 フォーラム型連携	mc16 市民組織と公的・公益機関の連携	sc34 市民組織と公的機関との連携						2	4		
		sc35 市民組織と財団などの公益団体との連携						3	3		
		sc36 市民組織間の連携・協同				3	19	28	18	5	
lc10 地方自治	mc18 市民組織による活動実施・事業運営	sc37 市民組織と住民自治組織の協同				1	9	15	6		
		sc38 社会的協同組合による活動実施・事業運営						6	10		
		sc39 NPOによる活動実施・事業運営				11	32	52	56	69	27
		sc40 NGOによる活動実施・事業運営							3		
		sc41 市民組織による活動の停滞	1	1	4						
	mc19 市民組織の参画	sc42 市民組織の参加					1	2	13		
		sc43 新しい市民組織の組成・再結成	6	12							
		sc44 共同事業体運営						3	4	3	
		sc45 住民自治組織の参加						1	9		
		sc46 地域住民参加	5	6	6	6	24	5			
sc47 自律的市民運動	8	16	3					2			

5-3-2 主体間関係の図化方法

図5-3に示した本分析での主体間関係を図化する方法を述べる。

第一に、主体間関係を図化するために用いるキータームを決定する。本分析では、表5-4で示した主体に関する17のキータームの中から、「16. 関連主体」「17. 組織と行政の代表」の2つのキータームを除外し、行為・関係性に関する24のキータームの中から、「22. 法整備」「23. イベントと集会開催」「24. 活動実施」の3つのキータームを除外した^{注5-11)}。これらのキータームを対象外とすると、主体間関係の図化に用いたコード数は、表5-5の通りである。次に、主体間関係の図化に用いるこれらのコードで抽出された主体・対象主体と行為・関係性を復興プロセスの6つの時期区分に応じて整理する。

第二に、上記のコードで抽出した主体及び対象主体を配置するための枠組みを設定する。本分析では、国と市政府の枠を定めている。

第三に、上記の枠組みに各期で整理した主体・対象主体を配置する。また、複数の主体が参画する委員会や連合体、共同体は、構成主体を包含する形で配置する。

第四に、配置した主体及び対象主体の行為・関係性に基づいて、主体と対象主体の間を線でつなぎ、コード番号を記す。

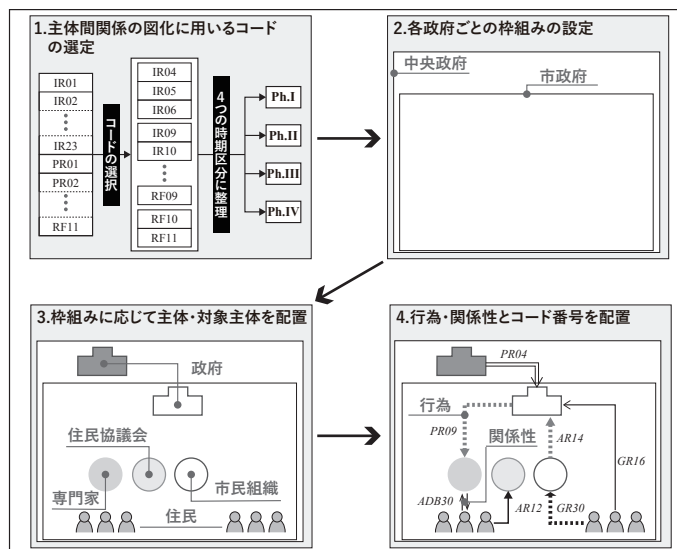


図5-3. 主体間関係の図化方法

注釈

注5-11) 「16. 関連主体」や「23. イベントと集会開催」、「24. 活動実施」は、主体間関係を図化するには曖昧であったため除外した。また、「17. 組織と行政の代表」は、10年の復興プロセスの中で入れ替わっている場合もあるため、除外した。一方、「22. 法整備」は、4-2にて法律に基づいて時期区分を行っており、主体間関係として図化する必要がなかったため除外している。

5-4 復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性

5-4-1 復興ガバナンス体制の構築プロセスの記述方法

震災復興プロセスの6つの時期区分毎に復興ガバナンス体制を可視化した結果を図5-4a、図5-4b、図5-4cに示し、復興ガバナンス体制を記述する方法を述べる。次に、この記述方法に基づいて図5-4a、図5-4b、図5-4c全体を俯瞰してわかることを述べ、詳細に復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性を記述する。

テキスト分析結果より、ガバナンスカテゴリーは、表5-6のように10の大分類に分けられている。これら的大分類の中で市民組織が関与するカテゴリーは、多主体協同組織を中心とした「lc06. プラットフォーム型連携」、市民組織連合体を核とした「lc07. アリーナ型連携」、市民組織共同体による「lc08. プロジェクト型連携」、市民組織と財団や自治組織の連携による「lc09. 市民組織主導」、の4つである^{注5-12)}。そこで、本研究ではこれらの4つのカテゴリーに分類される復興ガバナンス体制に着目し、図化したことでわかる構築プロセスの特性を記述する。

5-4-2 復興ガバナンス体制の構築プロセスの全体特性

初期段階には、中央政府の主導するガバナンス体制が構築されているが、徐々にアリーナ型の市民組織連合体（以下、連合体とする）やプロジェクト型の市民組織共同体（以下、共同体とする）が組成され、これらの連合体や共同体が糾合されることでプラットフォームである多主体協同組織UCAQが設立され、最終段階において複雑に絡み合っていたガバナンス体制が整然とした体系的なガバナンス体制へと発展していることが図5-4a、図5-4b、図5-4c全体を見るとわかる。

5-4-3 復興ガバナンス体制の構築プロセスの詳細特性

以上で述べた全体俯瞰による特性を踏まえ、以下にその構築プロセスの特性を詳細に記述する。

第1期では、中央政府と全国市民防災局により主導されるガバナンス体制が構築され、新たに設立された市民組織の間で議論が行われている。

第2期においても、中央政府主導のガバナンス体制が継続して構築されているが、市民組織 (LGB) と集落自治組織との連携が新たに生まれていることがわかる。

第3期では、国家特別技術機関がラクイラ市政府の復興計画承認と事業費管理を行なっている。また、市民組織らにより2つの連合体 (CPW, PLC/ARC/PTR) が設立され、市政府に対する抗議運動や議論を行なっていることがわかる。

第4期では、中央政府により設立された復興特別局 USRA が市政府の復興事業承認と事業費管理を行なっている。市民組織 (ARC) と集落自治組織の連携により復興事業が実施されており、共同体 (REUSES) が新たに設立されることによってラクイラ市政府との連携体制が構築されている。また、抗議運動を行っていた連合体 (CPW) は、新しい市民組織を交えて市城壁の協同管理をラクイラ市政府に提案している。さらに、連合体 (PLC/ARC/PTR)、イタリア都市計画協会、ラクイラ市政府が、検討委員会において、UCAQ 設立のための議論を行なっている。

第5期では、第4期で設立された検討委員会を母体として、連合体 (CPW)、共同体 (REUSES)、イタリア都市計画協会、大学、民間企業、市民組織が糾合されることで、プラットフォームの役割を担う多主体協同組織 UCAQ が設立されるが、組織内部に対立関係を内包していることがわかる。さらに、ラクイラ市政府と連合体 (CPW, PLC/ARC/PTR) 及び共同体 REUSES との連携体制、市民組織 (ARC) と集落自治組織の連携体制が林立しており、各々のガバナンス体制により復興事業が実施されていることがわかる。

第6期では、第5期で構築された複雑に絡み合うガバナンス体制が、多主体協同組織 UCAQ の再編成により組織内部の対立関係が解消され、事業推進のための体系的なガバナンス体制へ移行している。さらに、新たな市民組織 (MTS) と集落自治組織の連携体制が構築され、市城壁の協同管理を担っていた連合体 (CPW) から新しい連合体 (CPL) が生まれていることがわかる。

以上により、多様な主体が離合集散を繰り返しながら、プラットフォームの役割を担う多主体協同組織に糾合され、事業推進のための体系的な復興ガバナンス体制へ移行していることが明らかになった。

注釈

注 5-12) 多様な主体の関与により構成されるこれらの連携体制については、参考文献 5-5, pp.87-97 に詳しい。

参考文献

5-5) 佐藤滋他：地域協働の科学 - まちの連携をマネジメントする -, 成文堂, 2005.

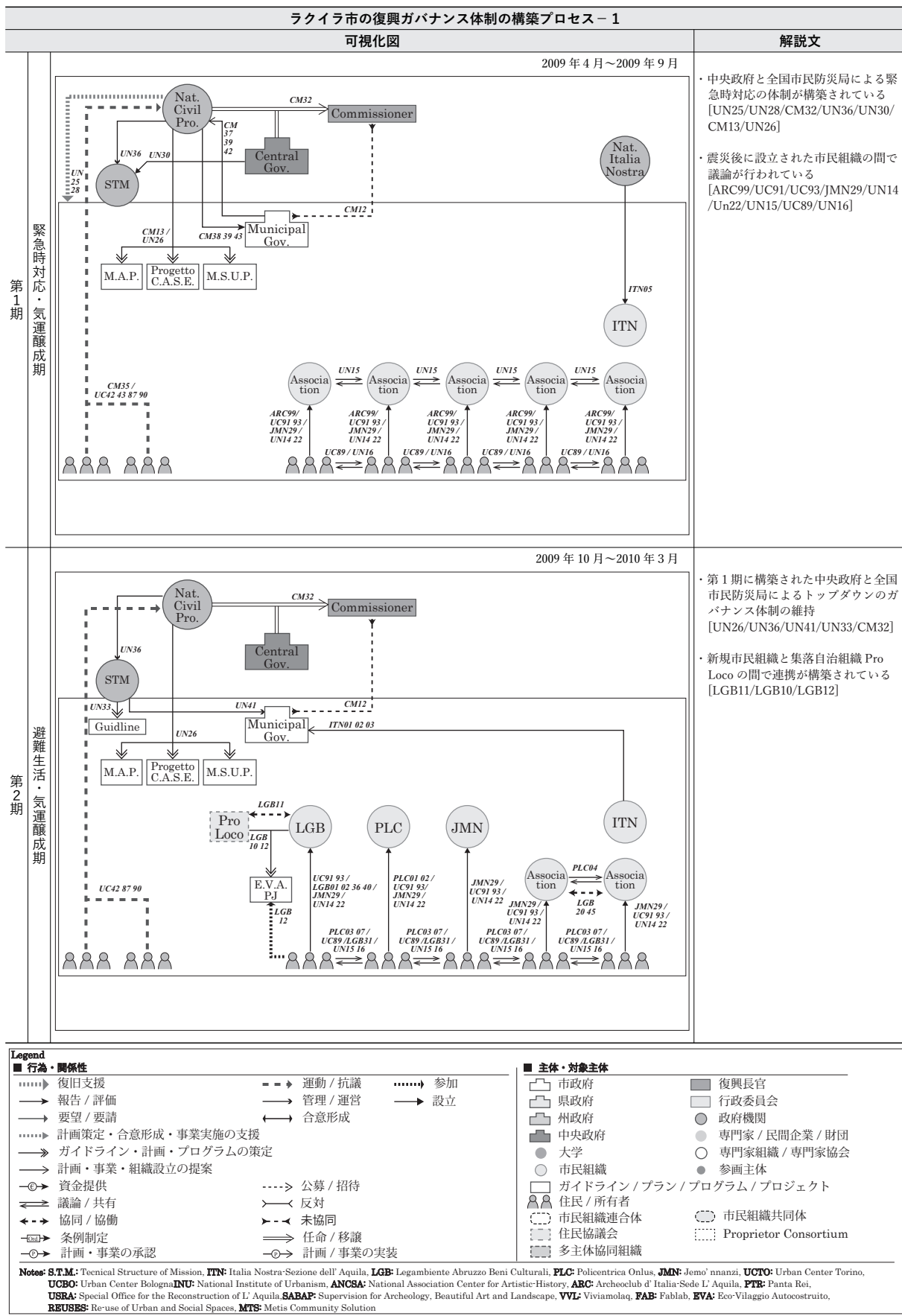


図 5-4a. ラクイラ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図 -1

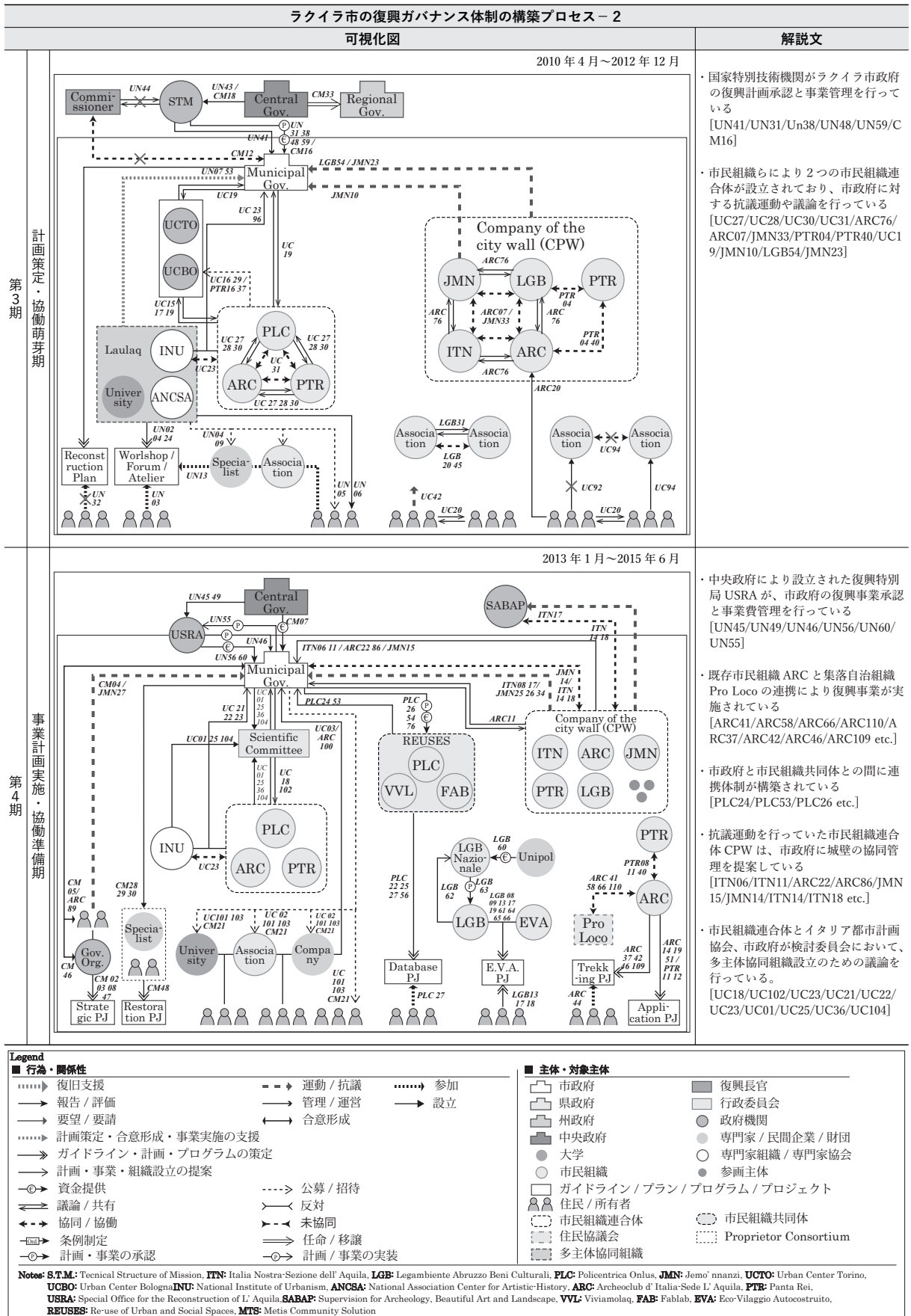


図 5-4b. ラクイラ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図 -2

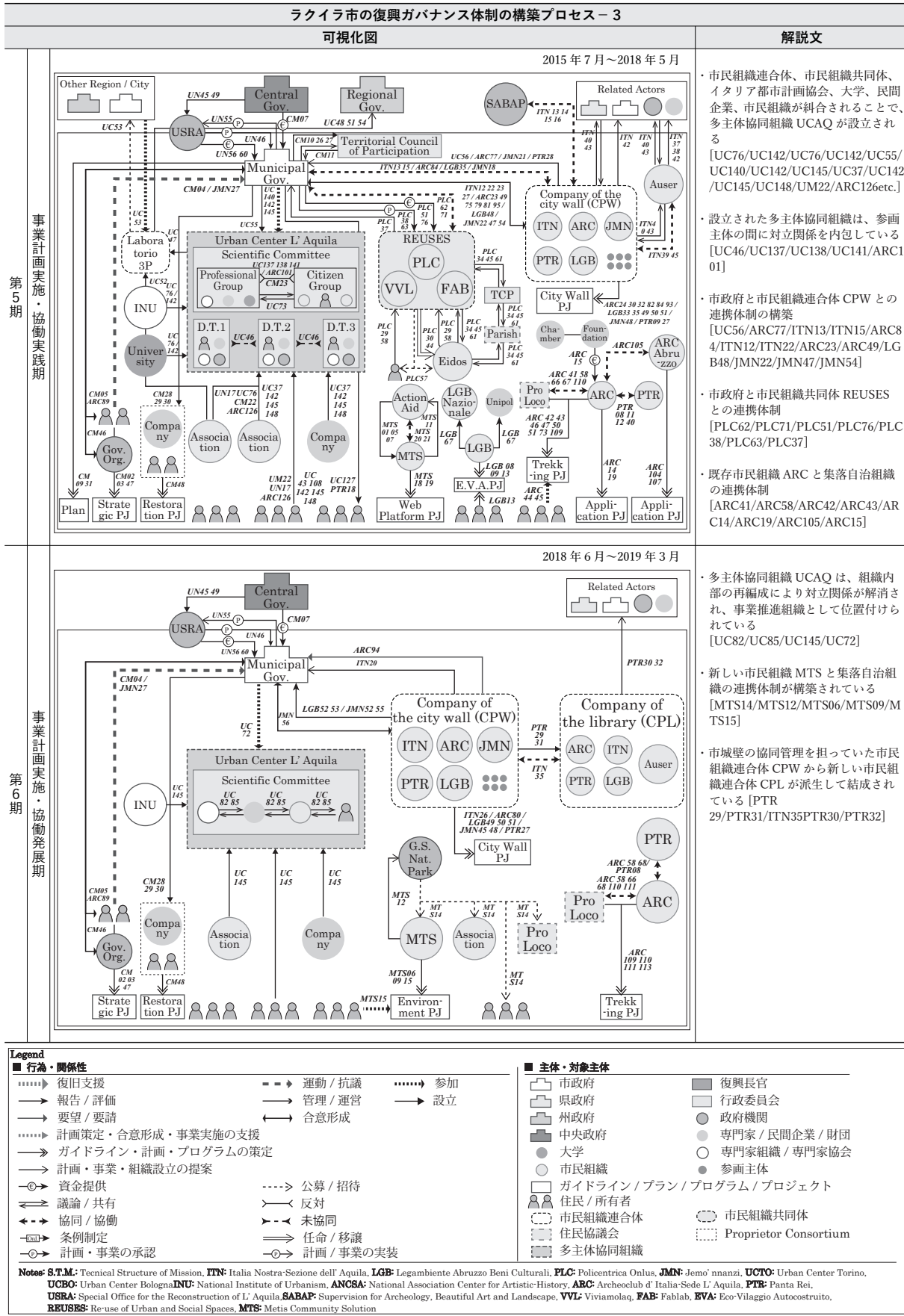


図 5-4c. ラクイラ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図 - 3

5-5 復興事業の実施プロセスの特性解明

5-5-1 3種類の復興事業実施状況の把握方法

ここでは、発災から10年間で実施された3種類の復興事業を地図上で重ね合わせ、歴史的市街地及び周辺地域における復興事業の実施プロセスの特性を明らかにする。6つの時期区分に応じてそれらの事業を分析した結果を次頁の図5-5と図5-6に示した。

復興事業の実施状況は、表5-1に概要を示した現地調査時に市政府担当課より資料を入手した。現地調査後の修復事業の実施状況は、復興特別局USRAの公開データベース^{注5-13)}を閲覧し、戦略的事業^{注5-14)}は市政府の公的復興事業担当課に問い合わせた。

5-5-2 復興事業の実施プロセスの全体特性

全体を俯瞰してわかる特性を述べた上で、1) 共同事業単位に基づく被災民間建築物の修復事業、2) 市民組織による空間の整備や維持管理に係る事業、の2つの実施プロセスの特性を述べる。

歴史的市街地における民間建築物の修復事業は、市街地内の主要道路やドーモ広場に面する事業が密集して着工しており、未着工の修復事業は、主要道路から距離のある北西部に集中していることがわかる。また、戦略的事業は、郊外地域と歴史的市街地との城壁周辺地区を対象に面的に配置されているが、未だ着工していないことがわかる。一方、周辺地域では全国市民防災局により供給されたC.A.S.E.が都市計画区域外に散り散りに立地していることがわかり、C.A.S.E.とM.A.P.の地区では、事業竣工以降、復興事業が実施されていないことがわかる。また、市民組織により周辺地域の各集落を繋げる事業が実施されていることがわかる。

5-5-3 2つの復興事業の実施プロセスの詳細特性

1) 共同事業単位に基づく被災民間建築物の修復事業

第1期と第2期では、歴史的市街地の修復事業の大半は着工しておらず、城壁(city wall)の周辺又はその外側にある修復事業がいくつか着工しているのみである。第3期では、市城壁(city wall)に隣接する小規模な事業単位の修復事業が着工しており、歴史的市街地の南側と東側にそれらの事業が集中していることがわかる。第4期では、主要道路(main street)沿いの中規模の事業単位の修復事業が着工しており、歴史的市街地の中心部で修復事業の着工が集中していることがわかる。第5期では、ドーモ広場(Duomo Plaza)に面する大規模な事業単位の修復事業が着工しており、歴史的市街地の主要道路(main street)と広場(plaza)に面する大半の修復事業が着工していることがわかる。第6期では、歴史的市街地の主要道路(main street)や広場(plaza)から離れている中規模の事業単位の修復事業が着工していることがわかる。

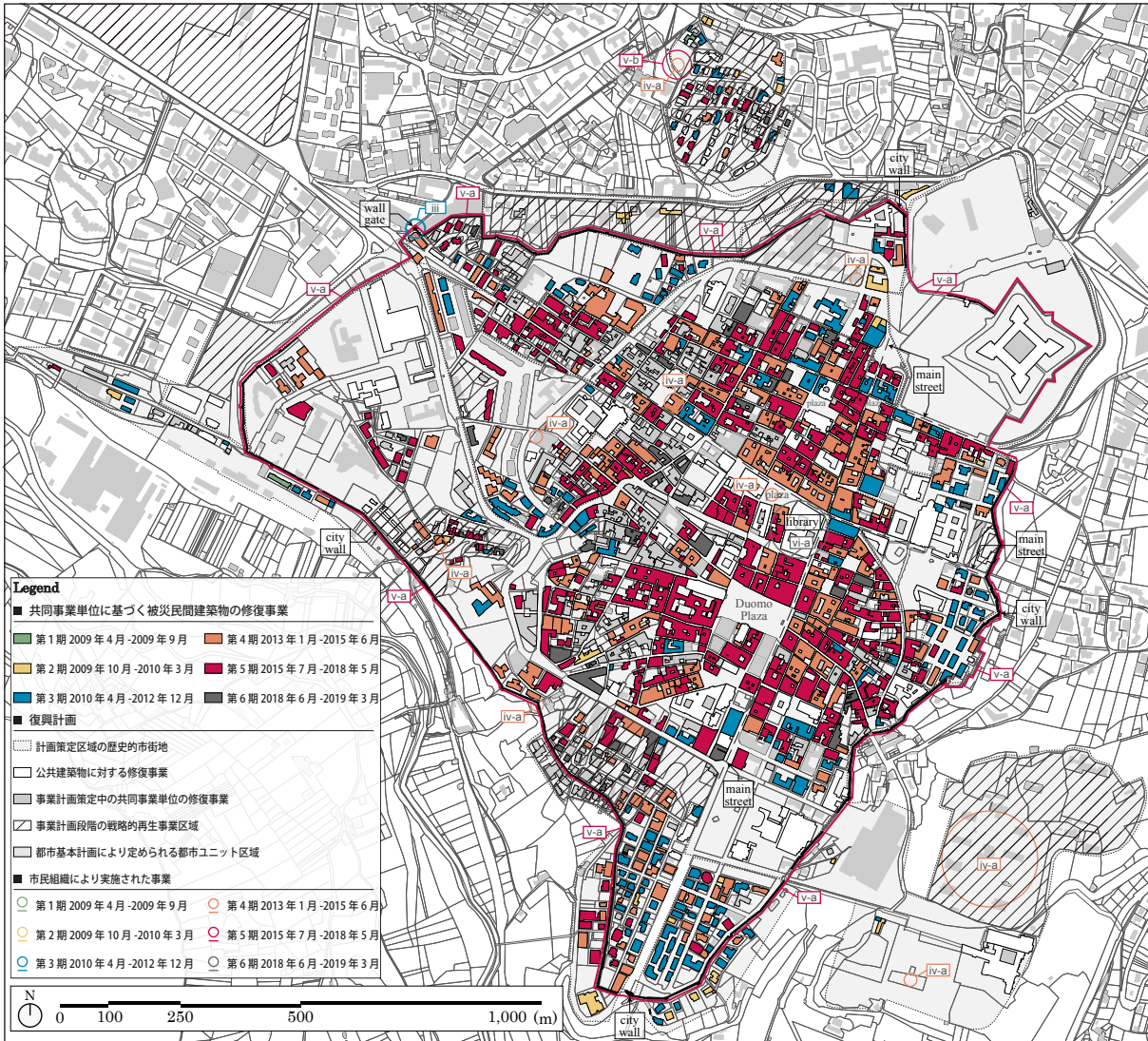


図 5-5. 可視化された歴史的市街地における復興事業の実施プロセス

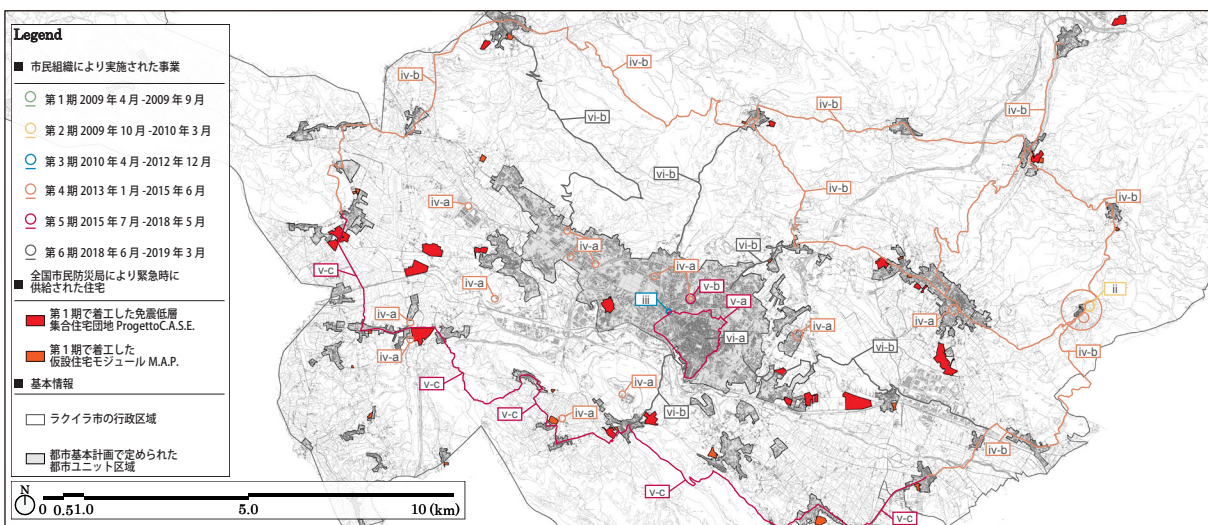


図 5-6. 可視化された周辺地域における復興事業の実施プロセス

2) 市民組織による空間整備や維持管理に係る事業

第1期には、市民組織による復興事業は実施されておらず、第2期に周辺地域の集落で、空間整備事業(ii)が実施されていることがわかる。第3期では、市城壁西側にかつてあった城門の復元事業(iii)の要請が実施されていることがわかる。第4期では、歴史的市街地と周辺地域の未活用の建築物や公共空間をマッピングする事業(iv-a)が実施されており、周辺地域では北側の集落を繋ぐ散歩道の整備事業(iv-b)が実施され、地域の中心である歴史的市街地と周辺地域の両方で市民組織による復興事業が実施されていることがわかる。第5期では、市城壁及びその周辺空間の協同管理事業(v-a)が開始され、歴史的市街地の北側では公共空間整備事業(v-b)が実施され、周辺地域では南側の分離集落を結ぶ散歩道(v-c)が整備されており、第4期同様に周辺地域と歴史的市街地の双方で事業が実施されている。第6期では、歴史的市街地の中心部に位置する図書館(library)の利活用提案事業(vi-a)が実施されており、周辺地域の集落を繋ぐように整備された散歩道の輪から歴史的市街地へ伸びる散歩道の整備(vi-b)を開始しており、周辺地域と歴史的市街地を物理的に繋ぐ復興事業が実施されている。

本節では、歴史的市街地と周辺地域で、発災から10年の間に実施された復興事業を地図上で重ね合わせ、その実施プロセスの特性を解明した。その結果、民間建築物の修復事業は、城壁周辺の小規模事業、主要道路や広場に面する中・大規模事業、主要道路や広場から離れた中規模事業、の順に着工していることが明らかになった。市民組織による復興事業では、第3期以降公共空間の整備や文化遺産の維持管理に関する復興事業が実施されており、地域の中心である歴史的市街地と周辺地域全体を一体的に捉えていると言える。

注釈

注5-13) ラクイラ市の復興事業を管理する復興特別局 USRA の公開データベースを参照した。以下の URL よりアクセス可能である。<http://www.usra.it/> (2021年1月7日アクセス)

注5-14) ラクイラ市行政の公的復興事業担当課に問い合わせた結果、復興計画に記載されている戦略的再生事業は全て事業計画段階であることがわかった。そのため、図5-5には戦略的再生事業の計画区域のみ示している。

5-6 3つの復興事業の空間変容の実態

5-6-1 分析対象とする復興事業の選定

ここでは、対象とする復興事業を選定し、現地調査で入手した設計図書を参照することで、復興事業の空間変容の実態を明らかにする。

まず、前節で把握した歴史的市街地内の共同事業単位に基づく被災民間建築物の修復事業は、都市基本計画において定められている介入カテゴリーに従って事業の種類が定められるため、震災前の建築物の修復を基本としている。そのため、これらの修復事業では、大きな空間変容が見られないと想定されるため、本節では分析対象から除外する。

また、都市再生を目的とした戦略的事業は、1) 民間イニシアチブによる戦略的事業、2) 公共イニシアチブによる戦略的事業、の2つに大別されており、民間による事業は7地区、公共による事業は11地区、合計18地区で戦略的事業が定められている。これらの全事業の立地を図5-7に示し、全事業概要を表5-7に示した。前述の通りに、これらの18地区での事業進捗状況を公的復興事業担当課に問い合わせたところ、3つの事業のみ準備設計の作成が終了している段階であった。3つの事業とは、2つの民間イニシアチブによる戦略的事業「Banca d'Italia / Via XX Settembre」「Porta Barette / Santa Croce」、1つの公共イニシアチブによる戦略的事業「Viale della Croce Rossa」である。これら3つの戦略的事業の中で、詳細な基本設計図書を入手できたのは、2つの民間イニシアチブによる戦略的事業であったため、本節では、これら2つの復興事業を分析対象とする。

さらに、市民組織による空間整備や維持管理に係る事業の中で大きな空間変容の想定されるものは、歴史的市街地北部で実施された公共空間利活用事業であり、この復興事業も分析の対象とした。

以上により、2つの民間イニシアチブによる戦略的事業と1つの市民組織による公共空間利活用事業の計3つの復興事業を空間変容の分析対象として選定した。

5-6-2 空間の定義と空間変容の分析方法

まず、空間変容の分析方法を定める前に、「空間」の定義を述べる。本章では、「空間」を1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の3つにより成り立つものとして定め、それぞれの定義は、図5-8に示した通りである。

次に、第4章の空間変容の分析において定めた、1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の変容の分析内容を定める。

第一に、空間構成要素については、図5-9の通りに空間構成要素の分類を行った。まず、大分類では、建造物と外部空間に大きく2つに分かれており、加えて建造物は建築物と工作物に、外部空間は中庭と公園、広場、緑地に分けられている。次に、中分類では、歴史的・芸術的価値のある要素、環境的価値のある要素、歴史的・芸術的・環境的価値のない要素の3つに分けられている。最後に、小分類では、壁面要素や導線要素など12に分けられている。

第二に、空間秩序については、図5-10の通りに空間構成要素の大分類である建造物と外部空間に対して3つの空間秩序の分類を行った。1つ目は、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序であり、事業区域内で建築物の高さ統一や増築された建物ボリュームの撤去などが想定される。2つ目は、

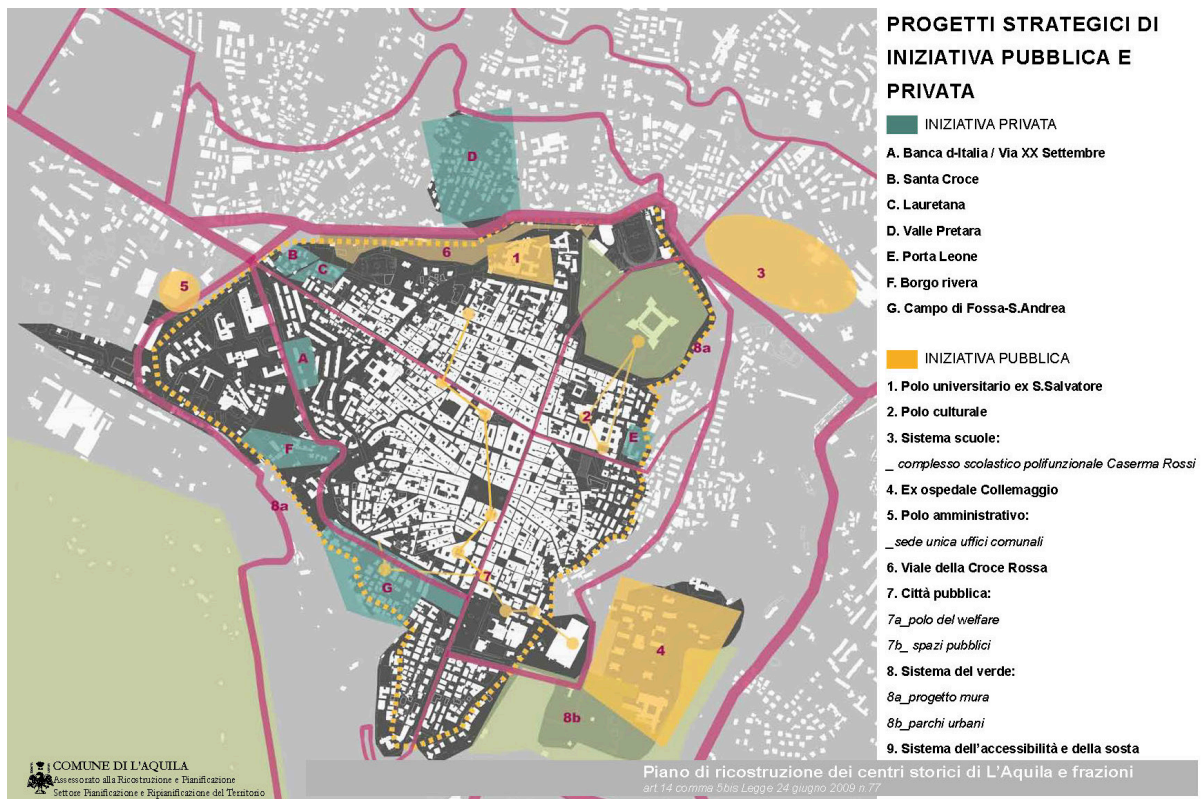


図 5-7. ラクイラ市における戦略的事業の立地

表 5-7. 民間・行政イニシアチブによる戦略的事業の概要

コード番号	事業類型	事業名称	優先的な事業テーマ	関係主体（所有）
PS-PRL_1	民間イニシアチブによる戦略的事業	Banca d'Italia / Via XX SETTEMBRE		民間、公営住宅供給地域団体 ATER、公共道路の管理団体ANAS
PS-PRL_2		Santa Croce		民間
PS-PRL_3		Lauretana	都市計画的再配置、中規模程度被害を受けた地区の再評価と都市再生	民間
PS-PRL_4		Valle Pretara		民間、公営住宅供給地域団体ATER
PS-PRL_5		Porta Leone		公営住宅供給地域団体ATER、民間
PS-PRL_6		Borgo Rivera		民間、行政
PS-PRL_7		Campo di Fossa-S.Andrea		民間
PS-PUB_1	公共イニシアチブによる戦略的事業	Polo universitario ex. S.Salvatore	重要な都市機能の挿入による未活用の公的不動産資産の修復と改善	大学
PS-PUB_2		Polo Culturale	歴史的・芸術的・建築的遺産の改善、観光提案の強化、テリトリーオの競争力と活力の向上	行政（コムーネ）
PS-PUB_3		Sistema Scuole	公共サービスの質の促進、遺産の再構成と改善、テリトリーオの競争力と活力の向上	行政（コムーネ）
PS-PUB_4		Ex ospedale Collemaggio	重要な都市機能の挿入による未活用の公的不動産資産の修復と改善	公的福祉団体ASL
PS-PUB_5		Polo Amministrativo	公共サービスの質の増進、遺産の再構成と改善、テリトリーオの競争力と活力の向上	行政（コムーネ）
PS-PUB_6		Viale della Croce Rossa	歴史的市街地と郊外地域間のインフラおよび機能的つながりの強化	行政（コムーネ）
PS-PUB_7		Polo del welfare	公的・行政サービスの挿入による歴史的市街地の再活性化	社会保障団体（Enti Previdenziali）
		Città Pubblica	Spazi Pubblici	都市の質の向上と促進、都市のイメージの再評価、歴史的市街地の歩行者空間化と公共空間の建物・環境要素の再構築を通じた都市景観の改善
PS-PUB_8		Sistema del verde	Progetto Mura	歴史的・芸術的・建築的遺産の改善、観光提案の強化、テリトリーオの競争力と活力の向上
	Parchi Urbani		都市の質と居住性の増進、娯楽と集会のための公的な場の修繕と改善	行政（コムーネ）
PS-PUB_9	Sistema dell'accessibilità e della sosta	アクセシビリティと駐車場システム	行政（コムーネ）	

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

建造物と外部空間の配置に関する秩序であり、再建される建築物の壁面線の統一や建築物と中庭空間の間の緩衝帯の創出などが想定される。3つ目は、建造物と外部空間のアメニティに関する秩序であり、建築物の外壁の色や素材の統一などが想定される。

第三に、空間構造については、**図 5-11**の通りに建造物と外部空間、通りの3つの関係に着目した際の空間構造の種類を整理した。3つの内いずれか2つによる空間構造と3つ全てを含む空間構造の2つのパターンが想定される。

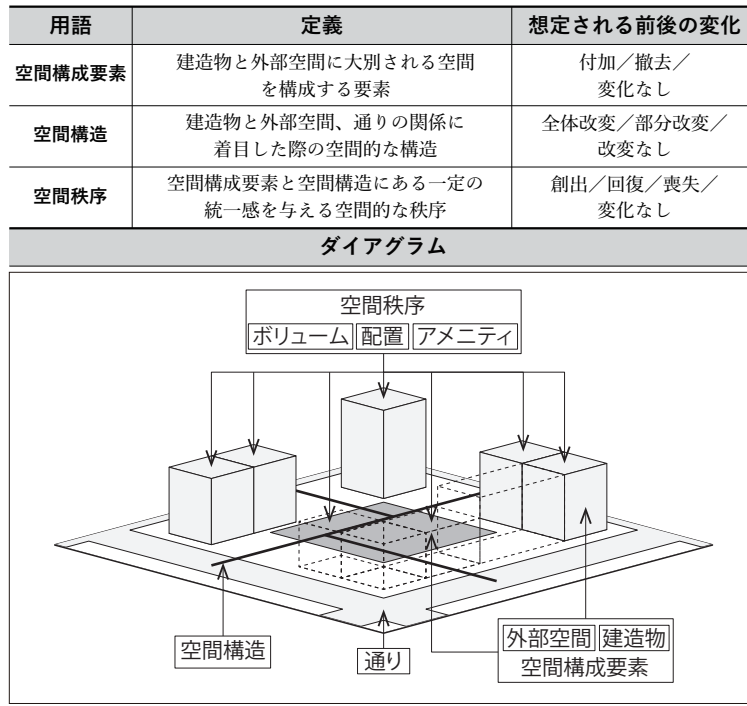


図 5-8. 「空間」の定義

空間構成要素			具体的な要素の例
大分類	中分類	小分類	
建造物	歴史的・芸術的価値のある要素	建物要素	教会、市庁舎
		壁面要素	門や窓枠、紋章、ベランダ
		導線要素	ポルティコ、回廊
		遺跡要素	城壁、城門
	環境的価値のある要素	壁面要素	扉や窓、庇、外壁
		構造要素	構造壁
		導線要素	構造壁、通廊、階段室
		設備要素	水回り、キッチン
	歴史的・芸術的・環境的価値のない要素	屋根要素	屋根面
		付加要素	増築倉庫、障壁、人工地盤道路
外部空間	環境的価値のある要素	建物要素	集合住宅、公共施設
		設備要素	室外機
		植栽要素	高木、低木、生垣、花壇
		家具要素	ベンチ、テーブル、児童遊具
	環境的価値のない要素	舗装要素	芝生、抗外傷舗装
		設備要素	照明、扉、wi-fi、監視カメラ
公園	舗装要素	コンクリート舗装	
広場	設備要素	フェンス、扉	
緑地	付加要素	扉、看板	

図 5-9. 空間構成要素の分類と具体例

空間秩序の種類	具体的な空間秩序の例
建築物と外部空間のボリュームに関する秩序	<ul style="list-style-type: none"> ・再建する建築物の高さを周辺の建物より低く設定する ・中庭に増築された倉庫を撤去し、外部空間を再生する ・外部空間に面する建築物の地階部分にポルティコを挿入する
建築物と外部空間の配置に関する秩序	<ul style="list-style-type: none"> ・新設する建築物と通りの間にある緑地を維持する ・新設する建築物と城壁の間に緩衝緑地を創出する ・中庭と新設される建築物との間に距離を保つ ・複数の建築物の壁面線を通りに沿って合わせる
建築物と外部空間のアメニティに関する秩序	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘された遺跡周辺を公共広場へと転用する ・新たに再建される建築物の外壁の色や素材を調和させる ・人工地盤道路を撤去し、なだらかな芝生斜面地と教会前の広場を整備する

図 5-10. 空間秩序の種類

空間構造の種類					
(1) 建築物・外部空間・通りの3つによる空間構造			(2) 建築物・外部空間・通りのいずれか2つによる空間構造		
構造	説明	ダイアグラム	構造	説明	ダイアグラム
通り 建造	建築物が通りにより囲まれる空間構造である。例えば、敷地一杯に広がる歴史的な建物が、一例として挙げられる。		通り 建造 外部	通りに対して建造物群が立ち並び、その背後に外部空間が存在する空間構造である。例えば、歴史的市街地の連続した町並みを形成する歴史的建造物と中庭が一例として挙げられる。	
通り 外部	外部空間が通りに面する空間構造である。例えば、車道と歩行者道の整備された通りとそれに面する公園が、一例として挙げられる。		通り 外部 建造	通りと建築物の間に外部空間が存在する空間構造である。例えば、歴史的市街地外の公共施設などの建造物と前面緑地が一例として挙げられる。	
外部 建造	建築物が外部空間に面する空間構造である。例えば、歴史的な教会とそれに面する広場が、一例として挙げられる。		外部 通り 建造	外部空間と建築物の間に通りが存在する空間構造である。例えば、歴史的市街地の大きな中央広場の周りにある通りのさらに周辺にある歴史的な建造物が一例として挙げられる。	
			通り 外部 建造 外部	通りに対する建築物の前面と後面に外部空間が存在する空間構造である。例えば、戦後に市街化された敷地内に複数の中層集合住宅が立地する場合が一例として挙げられる。	

図 5-11. 空間構造の種類

5-6-3 3つの復興事業の空間変容の実態

以上に記した、1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の分析内容を現地調査において入手した基本設計図書と報告書を参照し、震災前後にどのような変容が見られたかあるいは見られるかを把握することで、空間変容の実態を明らかにすることとする。

まず、戦略的事業「Banca d'Italia / Via XX Settembre」の準備設計の基礎情報を図 5-12 に示し、戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」の準備設計の基礎情報を図 5-13 に示し、市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」の基礎情報を図 5-14 に示した。

第一に、戦略的事業「Banca d'Italia / Via XX Settembre」では、事業区域内の4つの建物毎に選出された4人の設計者が事業に関わっている。2014年5月に設計者側から市政府へ準備設計に該当する統合プロジェクト提案が提出されたのちに、2015年3月に公共団体間でのプログラム協定が締結されたが、以後設計業務は進行していない現状にある。つまり、この戦略的事業では、市政府に対して準備設計を提出後、実施設計の作成が行われていないため、震災前と準備設計内容から、今後想定される空間変容を分析する。

第二に、戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」では、事業区域内の4つの集合住宅毎に選出された7人の設計者と州文化財監督局が関わっており、2016年8月に都市修復プログラム協定が締結され、2017年3月にボリューム調整のプログラム協定が締結されている。その後、2019年11月に準備設計に該当する設計準備文書が、国際コンペティション実施のために公開され、現地調査時点では応募者の提案審査過程であった。そのため、この戦略的事業では、承認された準備設計が公開されたのちに、基本設計案を選出する国際コンペティションを実施中であるため、震災前と準備設計内容から、今後想定される空間変容を分析する。

第三に、市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」では、市民参加型プロセスの全体統括するプロジェクトチームや、利活用案を採用された市民組織、教区コミュニティ、地域参加評議会など様々な主体が関与している。2015年2月に開始された参加型のプロセスを経て、2016年6月に実装する公共空間利活用事業を選定し、さらに事業竣工後の公共空間の維持管理協定の締結を行っている。この復興事業では、市議会により実施設計が承認されたのちに、2016年8月に着工、10月に竣工しており、震災前と竣工後の空間の変容実態を分析する。

戦略的事業「Banca d' Italia / Via XX Settembre」の準備設計の基礎情報		対象事業区域と建造物の立地			
事業概要	公共空間の創出と機能複合による地区再生				
事業区域立地	戦後に市街地化された歴史的中心市街地の西側				
設計者	4つの共同事業体ごとに選出された4人の設計者				
関係主体	2つの集合住宅の共同事業体、住宅公団[Ater]、道路公団[Anas]				
関連計画	ラクイラ歴史的市街地の復興計画 [PdR] ラクイラの都市基本計画 [P.R.G.]				
事業計画の行程	2010年3月：復興計画策定のためのガイドラインの作成 2012年2月：ラクイラ歴史的市街地の復興計画 [PdR] の承認 2014年5月：統合プロジェクト提案 [PPU] の提出 2015年3月：公共団体間でのプログラム協定 [AdP] の締結				
工事の工程	未定（※2020年2月現地調査時点）				
備考	Ater : Azienda territoriale per l' edilizia residenziale pubblica Anas : Azienda Nazionale Autonoma delle Strade PdR : Il Piano di Ricostruzione dei Centri Storici di l' Aquila e Frazioni P.R.G. : Piano Regolatore Generale PPU : Proposta di Progetto Unitario AdP : Accordo di Programma				
	建物1	建物2	建物3	建物4	
	カスティオーネ通り沿いの集合住宅	フォンテプレトゥーロ通り沿いの集合住宅	Ater 所有の集合住宅	Anas の所有する事務所	
土地利用	・都市の中の中心部を改造する住宅ゾーン（Zona Residenziale di Ristrutturazione del Capoluogo） ・公共の緑のゾーン（Zona a verde pubblico）				
敷地形状	・建物1～建物4の周辺の各敷地は、各建物所有者らにより所有される。 ・多角形状の事業区域は、西に向かってかなりの勾配がある。				
敷地所有	民間集合住宅の所有者らとAterによる所有	民間集合住宅の所有者らとAterによる所有	Aterによる所有	Anasによる所有	
建物機能	居住	居住	居住	居住/オフィス	
建物形態	質の低い現代的美的感覚から離れた20世紀のスタイル	質の低い現代的美的感覚から離れた20世紀のスタイル	質の低い現代的美的感覚から離れた20世紀のスタイル	1部分のみ芸術的価値のある形態を有する	
現状イメージ	   				

図 5-12. 戦略的事業「Banca d'Italia / Via XX Settembre」の準備設計の基礎情報

戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」の準備設計の基礎情報			対象事業区域と建造物の立地
事業概要	集合住宅再配置と人工地盤道路撤去による地区再生		
事業区域立地	戦後に市街地化された歴史的な中心市街地の西側		
設計者	未定		
関係主体	6つの集合住宅共同事業体、州文化財監督局		
関連計画	ラクイラ歴史的市街地の復興計画 [PdR] ラクイラの都市基本計画 [P.R.G.]		
事業計画の行程	2010年3月：復興計画策定のためのガイドラインの作成 2012年2月：ラクイラ歴史的市街地の復興計画 [PdR] の承認 2016年8月：都市修復プログラム [PRU] の協定 [AdP] の締結 2017年3月：ボリューム調整 [PdC] のプログラム協定 [AdP] の締結 2019年11月：国際コンペティションでの設計準備文書 [DPR] の公開		
工事の工程	未定（※2020年2月現地調査時点）		
備考	PdR : Il Piano di Ricostruzione dei Centri Storici di l' Aquila e Frazioni P.R.G. : Piano Regolatore Generale PRU : Programma di Recupero Urbano PdC : Planivolumetrico di Coordinamento AdP : Accordo di Programma AdM : Abaco dei Materiali		
	6つの集合住宅	住宅兼商店	教会
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 都市の中の中心部を改造する住宅ゾーン（Zona Residenziale di Ristrutturazione del Capoluogo） 交通と駐車場のゾーン（Zona destinata alla viabilità e parcheggio） 公共の緑のゾーン（Zona a verde pubblico） 		
敷地形状	<ul style="list-style-type: none"> 6つの集合住宅は、事業区域の北側に位置している。 人工地盤道路の撤去を事業に含むため、細長い事業区域の形状をしている。 		
敷地所有	民間集合住宅の所有者らによる所有	民間による所有	教会による所有
建物機能	居住	居住／商業	宗教施設
建物形態	戦後に建設された近代的な一般的集合住宅	1階の住宅へは人工地盤道路からアクセスする形態を有する	教会前に人工地盤道路が通っており、教会前広場が覆い隠されている
現状イメージ			

図 5-13. 戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」の準備設計の基礎情報

市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」の基礎情報		対象事業区域と公共空間の立地
事業概要	参加型プロセスによる都市地域内の未利用空間の抽出と再活性化	 <p>事業区域</p> <p>歴史的市街地内の事業区域の立地</p>
事業区域立地	歴史的市街地と周辺地域の緩衝地帯	
関係主体	3つの市民組織により結成されたプロジェクトチーム [REUSES]、採用プロジェクトの提案市民組織、教区コミュニティ、地域参加評議会 [C.T.P]、市政府、住民	
事業計画の行程	2014年5月：ラクイラ市政府による市民参加型プロジェクトの公募 2014年7月：市政府による公共空間利活用事業 [REUSES] の採択 2014年12月：市議会における [REUSES] の実施に対する補助金支給額の決定 2015年2月：[REUSES] での参加型プロセスの開始 2015年10月：複数の公共空間利活用提案から実装する事業案「Square Garden」の選出 2016年6月：市議会での実施設計と協働管理協定の承認 2017年7月：事業竣工後、教区コミュニティによる継続的な維持管理	 <p>教会</p> <p>事業区域の公共空間と周辺の関係</p>
工事の工程	2016年8月着工、2016年10月竣工	
備考	REUSES : REuse of Urban and Social spaces C.T.P. : Consiglio Territoriale di Partecipazione	
ヴァッレ・プレタラ地区のサンタ・マリア・メディアトリチェ教会前空間		
外部空間機能	<ul style="list-style-type: none"> 教会と住宅の前にある未利用の空間 自動車の駐車スペース 	
外部空間形態	教会と複数の住宅、道路に囲まれた扇型の敷地形態	
事業区域のイメージ		

図 5-14. 市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」の実施設計の基礎情報

次に、前節で定めた、1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の3つに着目した分析方法により、入手した設計図書並びに報告書を参照し、2つの復興事業の予想される空間変容と1つの復興事業の空間変容の実態を明らかにする。図5-15は、3つの復興事業の空間変容を分析した結果抽出された空間構成要素の一覧であり、それぞれの復興事業の空間変容は、以下の通りである。

1) 戦略的事業「Banca d'Italia / Via XX Settembre」

この復興事業で今後想定される空間変容の分析結果を図5-16に示し、図5-17に準備設計図面を示した。第一に、建造物の空間構成要素では、環境的価値のある導線要素、歴史的・芸術的・環境的価値のない建物要素、設備要素、付加要素、の4種類の空間構成要素が抽出された。環境的価値のある導線要素と歴史的・芸術的・環境的価値のない設備要素は、事業計画において新たに付加される予定のものである。また、歴史的・芸術的・環境的価値のない建物要素は、事業計画において新たに機能を複合する予定であり、歴史的・芸術的・環境的価値のない付加要素は、事業計画において撤去される予定である。つまり、建造物の空間構成要素は、4つの建物の再建に伴い全ての空間構成要素を撤去並びに新たに付加される予定である。

他方、外部空間の空間構成要素では、環境的価値のある植栽要素、家具要素、舗装要素、環境的価値のない舗装要素、の4種類の空間構成要素が抽出された。環境的価値のある植栽・家具・舗装要素は、事業計画において新たに付加される予定のものである。また、環境的価値のない舗装要素は、事業計画において撤去される予定である。つまり、外部空間の空間構成要素は、事業区域内内部の公共空間の創出に伴い全ての空間構成要素を撤去並びに新たに付加される予定である。

第二に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序は、事業計画では所有者のニーズに応じて分散されていた5つの住宅ボリュームを1つの建物に統合される予定である。また、XX Settembre 通りに面する2つの建物の高さは、水平方向に合わせられる予定である。すなわち、建造物のボリュームに関する空間秩序は、新たに創出される予定である。他方、建造物と外部空間の配置に関する秩序は、事業計画では市政府が事業区域内部の土地を取得し、公共空間を創出し、再建される建物と公共空間の間には十分な緩衝空間が設けられる予定である。また、XX Settembre 通り沿いの2つの建物は、通りに沿って壁面線を統一し、連続した1階歩行デッキを設置することで空間的連続性を担保する予定である。すなわち、建造物と外部空間の配置に関する空間秩序は、新たに創出される予定である。最後に、建造物と外部空間のアメニティに関する秩序は、事業計画では再建される4つの建物と整備される公共空間に対して使用する建材屋平面構成、舗装材などを定めた設計ガイドラインが存在する。すなわち、建造物と外部空間のアメニティに関する空間秩序は、新たに創出される予定である。

第三に、空間構造に関しては、いずれの建造物も通りに面しており、街区内部に未利用の空地を有しているため、通り - 建造物 - 外部空間の3つによる空間構造を有していたが、事業計画ではXX Settembre 通りに面する2つの建物が通りに対してセットバックしていることから、通りと建造物の間に外部空間が位置する。すなわち、XX Settembre 通りに面する2つの建物の空間構造が、変容する予定である。

以上により、戦略的事業「Banca d'Italia / Via XX Settembre」の空間変容とは、4つの建物の再建と内部での公共空間創出に伴い、震災前の全ての空間構成要素を撤去並びに新たに付加され、緩衝空間や壁面線についての自主的ルールと建材や舗装材についての設計ガイドラインに則って空間秩序が

第5章 ラクイラ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係

建物要素				導線要素			遺跡要素		設備要素
教会(教)	集合住宅(住)	事務所(事)	商店(商)	デッキ(デ)	階段(段)	階段広場(段広)	城壁(城壁)	城門(城門)	太陽光パネル(光パ)
設備要素				付加要素			家具要素		
照明(照)	電気充電(電充)	エレベーター(エ)	展望台(望)	障壁(障壁)	人工地盤道路(地盤)	斜面緑地(斜地)	ベンチ(ベ)	テーブル(テ)	椅子(椅子)
家具要素				舗装要素			植栽要素		
保護柵(柵)	児童遊具(遊具)	ゴミ箱(ゴ)	噴水(水)	芝生(芝)	地元自然素材(自素)	アスファルト(ア)	雑草(草)	廃木材(廃材)	高・中・低木(木)

図 5-15. 抽出された空間構成要素

		戦略的事業「Banca d' Italia / Via XX Settembre」の空間変容			
		抽出された要素	震災前後の変化(予定)		
空間構成要素	建造物(建築物/工作物)	環境的価値のある要素	導線要素 【前】 — 【後】 デ/段 【前】 住 【後】 住/商/事 建物要素 【前】 住 【後】 住/商/事 設備要素 【前】 — 【後】 光パ 付加要素 【前】 障壁 【後】 —		
		歴史的・芸術的・環境的価値のない要素	【前】 住 【後】 住/商/事 【前】 住/事 【後】 住/商/事		
		外部空間(中庭/公園/広場/緑地)	環境的価値のある要素	植栽要素	【前】 — 【後】 中木 【前】 — 【後】 高木
				家具要素	【前】 — 【後】 ベ
				舗装要素	【前】 — 【後】 芝 【前】 — 【後】 自素 【前】 — 【後】 自素 【前】 — 【後】 照
			環境的価値のない要素	舗装要素 【前】 ア 【後】 —	
				事業区域内で再建される4つの建物の屋根には、全て太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの開発を促進させることが計画されている。 事業区域内の4つの敷地境界線上に存在していた障壁は、撤去される計画であり、事業区域中央部には新たに公共空間が創出される予定である。 事業区域中央に新たに創出される公共空間には、設計ガイドラインで定められた中木が植栽として植えられる計画である。 XX Settembre 通り沿いの歩道には、設計ガイドラインで定められた高木が植栽として植えられる計画である。 事業区域中央に新たに創出される公共空間には、設計ガイドラインで定められたベンチがいくつも設置される計画である。 事業区域中央に新たに創出される公共空間には、設計ガイドラインで定められた芝生の植えられた空間が計画されている。 事業区域に面する3つの通りから事業区域内部の公共空間への歩行者道は、地元の天然自然素材で舗装され、居住者以外の住民も自由にアクセスできるようにする計画である。 事業区域内の民間集合住宅専用の駐車場は、地元の天然自然素材で舗装される計画である。 事業区域内の公共空間には、高さの異なる2種類の照明が複数設置される計画である。 震災前に事業区域中央部は、アスファルト舗装された駐車場あるいは未利用地であったが、計画ではこれらのアスファルト舗装を取り除き、芝生や天然自然素材で舗装された公共空間へと変容される予定である。	
	空間秩序		建造物と外部空間のボリュームに関する秩序	震災前後の変化(予定) ボリュームの秩序に関しては、Aterの所有している建物1の3つのアパートと建物2の2つのアパートのボリュームをAter所有の建物へと統合し、維持管理を行いやすくする計画である。また、XX Settembre 通りに面する建物3と建物4の2つの建物の高さは、水平方向に合わせる計画である。以上により、建造物のボリュームに関する空間秩序が、新たに創出される予定である。	
		建造物と外部空間の配置に関する秩序	配置の秩序に関しては、コムーネが事業区域内部の土地を所有者から取得し、公共空間を創出することが計画されており、事業区域に面する3つの通りから公共空間へアクセスできる歩行者道を整備する計画である。再建される4つの建物は、現況の敷地境界線から最小距離5mを確保することが定められており、建物と公共空間の間に緩衝空間が設けられる。また、XX Settembre 通り沿いの2つの建物は、通りに沿って壁面線を統一し、連続した1階歩行デッキを設置し、通りに対する空間的連続性を担保する計画である。以上により、建造物の配置に関する空間秩序が、新たに創出される予定である。		
		建造物と外部空間のアメニティに関する秩序	アメニティに関しては、設計ガイドラインにおいて、使用する建材や平面構成、公共空間の舗装素材が定められており、事業区域全体が調和の取れた建造物と外部空間となる計画である。これらの設計ガイドラインでは、外壁材、植栽、舗装材については例示写真が掲載されている。以上により、建造物と外部空間のアメニティに関する空間秩序が、新たに創出される予定である。		
	空間構造			震災前の4つの建物の空間構造は、いずれの建物も通りに面しており、街区内部に未利用の空地を残しているため、通り-建造物-外部空間の3つによる空間構造であった。計画内容では、建物1と建物2は、この空間構造を維持している。 他方、建物3と建物4については、計画において、XX Settembre 通りに対してセットバックしたことから、通りと建造物の間に外部空間が生まれたため、通り-外部空間-建造物-外部空間による空間構造へと変化する。以上により、建物3と建物4の空間構造の変容がみられる予定である。	
		建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造			

図 5-16. 戦略的事業「Via XX Settembre / Banca d'Italia」の空間変容

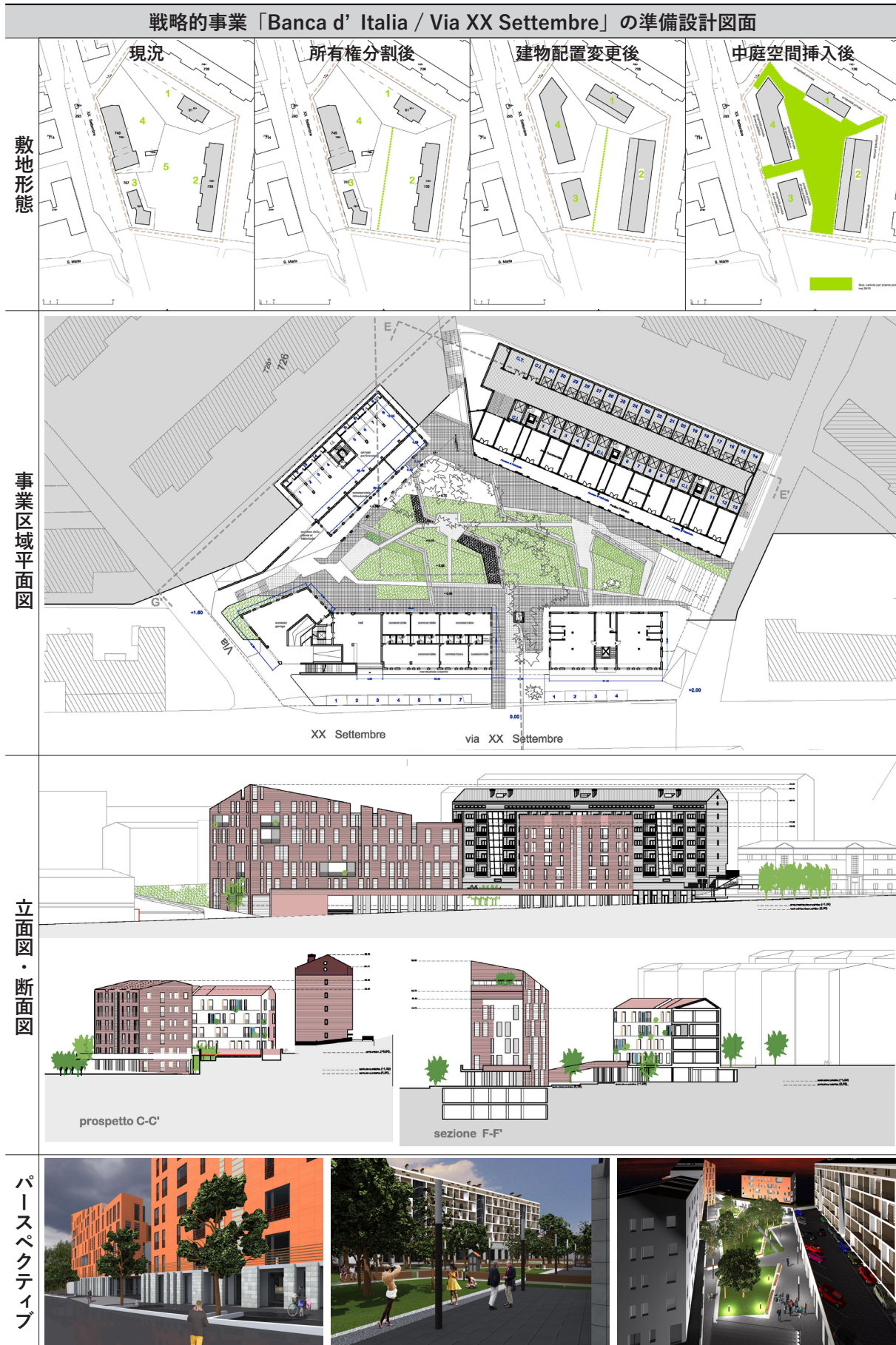


図 5-17. 戦略的事業「Banca d'Italia / Via XX Settembre」の準備設計図面一覧

新たに創出され、空間構造の変更が予定されていると言える。

2) 戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」

この復興事業で今後想定される空間変容の分析結果を図5-18に示し、図5-19に準備設計図面を示した。第一に、建造物の空間構成要素では、歴史的・芸術的価値のある建物要素、遺跡要素、環境的価値のある導線要素、歴史的・芸術的・環境的価値のない要素、の5種類の空間構成要素が抽出された。歴史的・芸術的価値のある建物要素と遺跡要素は、事業計画において震災前に存在した教会と城壁、城門遺跡を保全するだけでなく、人工地盤道路を撤去することでかつての教会前階段広場や城壁と城門を復元する予定のものである。また、環境的価値のある導線要素は、事業計画において人工地盤道路撤去に伴い徒歩での通行可能性を担保するために新たに整備される階段であり、新たに付加される予定である。歴史的・芸術的・環境的価値のない建物要素は、6つの集合住宅が3つに統合され再建されるため新たに付加されるが、住宅兼商店はそのまま残されるためそのまま維持される。歴史的・芸術的・環境的価値のない付加要素は、事業計画において人工地盤道路が撤去され、その撤去に伴い急峻な斜面緑地は緩やかな緑地へと再整備されることから、撤去並びに付加される予定である。つまり、建造物の空間構成要素は、3つの集合住宅への統合と再配置、人工地盤道路の撤去に伴いほぼ全ての空間構成要素を撤去し、新しい空間構成要素が付加される予定である。

他方、外部空間の空間構成要素では、環境的価値のある植栽要素、家具要素、舗装要素、設備要素、環境的価値のない舗装要素、植栽要素、の6種類の空間構成要素が抽出された。環境的価値のある植栽・家具・舗装・設備要素は、事業計画において新たに付加される予定のものである。また、環境的価値のない舗装・植栽要素は、事業計画において撤去される予定である。つまり、外部空間の空間構成要素は、人工地盤道路の撤去に伴い、多くの空間構成要素が撤去され、新たに地元の自然素材や環境に配慮した設備などが付加される予定である。

第二に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序は、事業計画では、人工地盤道路を撤去し、城門遺跡と城壁の保護とかつての城門・城壁の復元、教会前の階段広場の復元を行い、新たに公共空間を整備する予定である。また、6つの集合住宅のボリュームは、部分的に事業区域外へと移転され、地区内に残る住宅ボリュームは、3つの集合住宅へと統合される。なお、これらの集合住宅は、高さ制限が設けられている。すなわち、外部空間のボリュームに関する空間秩序は、再構築され、建造物のボリュームの空間秩序は、新たに創出される予定である。また、建造物と外部空間の配置に関する秩序は、事業計画では、再建される3つの集合住宅は、それぞれ10メートル以上離れ、集合住宅と城壁は5メートル以上離れることが定められ、さらにこれらの集合住宅は城門遺跡地区から10メートル以上離れて配置される。すなわち、建造物と外部空間の配置に関する空間秩序は、緩衝空間が整備されることで、新たに創出される予定である。最後に、建造物と外部空間のアメニティに関する秩序は、事業計画では再建される3つの集合住宅のファサードに用いる外壁材や色彩、開口部の大きさについて設計ガイドラインが存在する。すなわち、建造物と外部空間のアメニティに関する空間秩序は、新たに創出される予定である。

第三に、空間構造に関しては、いずれの建物も周囲を外部空間で囲われており、その外部空間は通りに面しているため、通り-外部空間-建造物-外部空間の3つによる空間構造を有していたが、事業計画では、6つの集合住宅が、3つに統合され再配置されているものの、3つの集合住宅は震災前と同様に周囲を外部空間で囲われており、同じ空間構造を維持している。すなわち、震災前と事業計

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態説明

画で空間構造に変化は見られない予定である。

以上により、戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」の空間変容とは、空間構造には変化せず、人工地盤道路の撤去、城門遺跡の保護とかつての城門・城壁の復元、集合住宅の統合・再配置に伴い、空間構成要素が撤去・付加され、緩衝空間や高さについての自主的ルールと建材や色彩、開口部の大きさについての設計ガイドラインに則って空間秩序が新たに創出され、城門遺跡の保護地区ではかつての空間秩序が再構築される予定であると言える。

		戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」の空間変容			
		抽出された要素			
		震災前後の変化（予定）			
空間構成要素	建造物（建築物／工作物）	歴史的・芸術的価値のある要素	【前】教 【後】教/階段	事業区域内で唯一の歴史的・芸術的価値のある建物であるサンタ・クロッチェ教会前広場は、震災前に人工地盤道路によって覆われていた。計画内容では、この人工地盤道路の撤去が決定されており、教会前の階段広場が再整備される予定である。	
		環境的価値のある要素	遺跡要素	【前】城壁/城門 【後】城壁/城門	震災前に事業区域内に存在した城壁と城門は、人工地盤道路によって覆われていたが、その道路を撤去することで新たに発掘される城門遺跡の保護と城壁並びに城門の復元が行われる計画である。
			導線要素	【前】－ 【後】階段	震災前に事業区域内を貫通していた人工地盤道路は、震災後の計画で撤去されることが決定している。人工地盤道路撤去後の広場からローマ通りへと徒歩で通行できるように、新たに階段が整備される計画である。
		歴史的・芸術的・環境的価値のない要素	建物要素	【前】住 【後】住	震災前に事業区域内に存在した6つの民間集合住宅の所有者らは、市政府との協議後地区外への容積移転を選択するものと地区内での再配置を選択するものに分けられた。地区内での再配置を希望した所有者らの住宅は、計画では3つの集合住宅へと統合され、発掘された城門遺跡から距離のある区域北東部に立地する予定である。
			付加要素	【前】住/商 【後】住/商	震災前に事業区域内にあった住宅兼商店の建物は、計画においてそのまま残されることが決定しており、震災前と計画内容で変更点はみられない。
		外部空間（中庭／公園／広場／緑地）	環境的価値のある要素	植栽要素	【前】－ 【後】木
	家具要素			【前】－ 【後】ゴ/水	計画において、城門遺跡周辺の公共緑地の周辺には、公共駐車場が整備されるが、それに伴い駐車場に必要なゴミ箱と噴水が新たに整備される計画である。
	環境的価値のない要素		舗装要素	【前】－ 【後】自素	事業計画では、城壁周辺には地元の自然素材を用いた歩行者道と自転車道が整備される予定である。
			設備要素	【前】－ 【後】自素	事業計画では、城門遺跡周辺には浸透性のある地元の自然素材を用いた道路と駐車場が整備される予定である。
				【前】－ 【後】芝	事業計画では、城門遺跡周辺とサンタクロッチェ教会の広場周辺に芝生の整備が予定されている。
			【前】－ 【後】照	事業計画では、城門遺跡周辺とサンタクロッチェ教会の広場周辺に夜間の安全性を向上するために、照明が設置される予定である。	
	環境的価値のない要素	舗装要素	【前】－ 【後】エ/望	事業計画では、城門遺跡周辺の公共空間隣接地に電気自動車のための充電ステーションを整備する予定である。	
植栽要素		【前】ア 【後】－	震災前にあった人工地盤道路は、事業計画内で撤去されることが決定されているが、住宅兼商店の1階入り口は人工地盤道路に面していた。この入り口へとアクセスできるようにするために、エレベーターと遺跡を見渡す展望台を設置する予定である。		
空間秩序	建造物と外部空間のボリュームに関する秩序	【前】ア 【後】－	震災前に事業区域内のほぼ全てを覆っていたアスファルト舗装は、撤去される。計画内容では、地元の自然素材の舗装へと変更される予定。		
	建造物と外部空間の配置に関する秩序	【前】草 【後】－	震災前に集合住宅周辺や人工地盤道路の横の急峻な斜面緑地の雑草は、除去される予定である。		
	建造物と外部空間のアメニティに関する秩序	【前】木 【後】－	震災前に集合住宅周辺や人工地盤道路の横の急峻な斜面緑地の高木は、除去される予定である。		
空間構造			震災前後の変化（予定）		
	建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造	<p>震災前の6つの集合住宅の空間構造は、いずれの建物も周囲を外部空間で囲われており、その外部空間は通りに面しているため、通り・外部空間・建造物・外部空間の3つによる空間構造であった。計画内容においても、集合住宅の数は、6つから3つへと変更されるものの、これら3つの集合住宅は、震災以前と同様に周囲を外部空間で囲われており、同じ空間構造を維持している。</p>			

図 5-18. 戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」の空間変容



図 5-19. 戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」の準備設計図面一覧

3) 市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」

この復興事業の空間変容の分析結果を図5-20に示し、図5-21に教区コミュニティへ提示した計画案の図面を示した。第一に、建造物の空間構成要素は抽出されなかった。他方、外部空間の空間構成要素では、環境的価値のある植栽要素、家具要素、舗装要素、設備要素、の4種類の空間構成要素が抽出された。環境的価値のある植栽要素と設備要素は、震災前後で変化はなく、そのまま維持されている。他方、環境的価値のある家具要素では、震災後に児童遊具の設置や廃木材を再利用してセルフビルドでベンチやテーブル、椅子、保護柵を設置され、新しい要素が付加されている。さらに、環境的価値のある舗装要素では、震災前に手入れされていなかった緑地には、廃木材を利用した木造デッキが設置されており、新しい要素が付加されている。つまり、外部空間の空間構成要素は、教会前の未利用の緑地の利活用に伴い空間構成要素が新たに付加された。

第二に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間のボリュームと配置に関する秩序は維持されている。他方、建造物と外部空間のアメニティに関する秩序は、未利用であった教会前の緑地に児童遊具や廃木材を再利用したベンチやデッキなどが整備されている。すなわち、外部空間のアメニティに関する空間秩序は、新たに創出される予定である。

第三に、空間構造に関しては、対象となった緑地は、教会やその他の民間住宅に面していることから、建造物-外部空間の2つにより構成される空間構造であり、事業竣工後においてもこの空間構造に変化は見られなかった。すなわち、震災前の震災後で空間構造に変化は見られない予定である。

以上により、市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」の空間変容とは、空間構造に変化は見られず、廃木材を再利用したセルフビルドのベンチやデッキなどの整備と児童遊具の設置に伴い、空間構成要素が付加され、新しいアメニティについての空間秩序が創出されたと言える。

第5章 ラクイラ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係

			市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」の空間変容		
			抽出された要素	震災前後の変化	
空間構成要素	外部空間（中庭／公園／広場／緑地）	環境的価値のある要素	植栽要素	【前】木 【後】木	震災前に教会前の緑地に存在した高木は、事業実施後もそのまま緑地に残されている。
			家具要素	【前】－ 【後】遊具	震災前に利用されていなかった緑地には、新たに子どもたちのための児童遊具が設置されている。
			舗装要素	【前】－ 【後】柵／廃材	震災前に利用されていなかった緑地には、子どもたちの遊び場やピクニックのための緑地となることから、安全性を考慮して斜面地との境界に廃木材を用いた柵を設置している。
			設備要素	【前】草 【後】木／デ	震災前に利用されておらず管理の行き届いていない雑草だらけの緑地は、廃木材を再利用して木造のデッキの設置された手入れの行き届いた高木のある緑地へと変容している。
				【前】斜地 【後】斜地	震災前に管理されていなかった斜面緑地は、再整備されている。
				【前】水 【後】水	震災前にあった噴水は、震災後も残されている。
空間秩序	震災前後の変化				
	建造物と外部空間のボリュームに関する秩序	ボリュームに関する変容は見られないことから、特に空間秩序に変化なし。			
	建造物と外部空間の配置に関する秩序	配置に関する変容は見られないことから、特に空間秩序に変化なし。			
空間構造	震災前後の変化				
	建造物と外部空間のアメニティに関する秩序	震災前に未利用で管理されていなかった教会前の緑地が、地区住民のニーズを反映して、児童遊具を兼ね備えた子どもの遊び場となり、廃木材を再利用してセルフビルドで造られたベンチやピクニック用のテーブルと椅子、木造デッキ、転倒防止柵が備わった緑地へと変化している。以上により、外部空間のアメニティの空間秩序は、新たに創出されたと言える。			
空間構造	建造物・外部空間・通りのいずれか2つによる空間構造	震災前の教会前の緑地の空間構造は、教会やその他民間住宅が緑地に面していることから、建造物-外部空間の2つにより構成される空間構造であった。計画内容においても、この空間構造に変化は見られず、同じ空間構造を維持している。			

図 5-20. 市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」の空間変容



図 5-21. 市民組織による公共空間利活用事業「REUSES」での広場整備案

5-7 復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係

5-7-1 共同事業単位に基づく復興事業の実施プロセスとの相互関係

本節では、実施プロセスの特性を示した2つの復興事業について、1) 復興ガバナンス体制の構築プロセス、2) 復興事業の実施プロセス、の2つのプロセス同士の相互関係を考察する。

国家技術特別機関による修復事業の管理が行われていた第1期から第3期では、市城壁 (city wall) の周辺地区に立地する小規模な修復事業しか着工していなかった。歴史的市街地の修復事業実施の遅れに対処するために、中央政府が新たに法律を制定し、第4期に事業承認と管理を担う復興特別局 (USRA) を中心とした新たなガバナンス体制が構築されている。これにより、歴史的市街地中心部の主要道路 (main street) や広場 (plaza) に面する中・大規模の修復事業が着工し始めている。

以上により、第4期における復興特別局の設置をきっかけとしたプロセス同士の相互関係が確認された。これにより、市城壁の周辺地区から歴史的市街地中心部に向けて復興事業領域の集中化がもたらされていると言える。

5-7-2 市民組織による復興事業の実施プロセスとの相互関係

1) 連合体による歴史的市街地の文化遺産の維持管理事業

第3期で城門 (wall gate) の復元を要請するために結成された連合体 (CPW) は、要請活動を通じて市城壁を重要な共有財産として再認識し、第4期にてラクイラ市政府に対し市城壁及び周辺歩行空間の協同管理を提案している。これに対して市政府は、第5期に計11の市民組織から成る連合体 (CPW) と協同管理 (v-a) 協定を締結し、さらに第6期には、歴史的市街地中心部の図書館 (library) の利活用事業 (vi-a) を提案するために、既存の連合体 (CPW) から派生することで新たな連合体 (CPL) が生まれている。

以上により、第4期から第6期を通じて市民組織の認識変化によるプロセス同士の相互関係が確認された。これにより、連合体から市政府への復元要請から協同管理の協定締結への過程で復興ガバナンス体制の多様化がもたらされている。さらに、城門から市城壁及び周辺空間全体へと復興事業領域の広範囲化がもたらされ、復元要請から協同管理、利活用提案に至る復興事業種類の広範囲化がもたらされていると言える。

2) 共同体による歴史的市街地の公共空間整備事業

第4期においてラクイラ市政府の市民参加型の公募事業に採択された共同体 (REUSES) は、歴史的市街地及び周辺地域の未活用公共空間と建築物の立地等に関する情報データベース (iv-a) を構築している。第5期では事業を具体化するために歴史的市街地の北側にある公共空間 (v-b) を選定し、この地区の教区コミュニティ (Parish) と地域住民参加評議会 (TCP) と新たに協同体制を構築し、公共空間整備を実施している。

以上により、事業採択期間である第4期と第5期において共同体の事業が採択され、市民参加が実施されたことでプロセス同士の相互関係が確認され、事業実施後の第6期では相互関係が見られな

かった。相互関係の見られた第4期と第5期では、共同体と市政府だけではなく教区コミュニティと評議会を含めた協同体制が構築されており、復興ガバナンス体制の多様化がもたらされていると言える。

3) 市民組織と集落自治組織の連携による散歩道整備事業

第4期に構築された市民組織 (ARC) と周辺地域の北側の集落自治組織 (Pro Loco) の連携体制によって北側の集落間を結ぶ散歩道が整備 (iv-b) され、第5期には新たに南側の集落自治組織 (Pro Loco) を加えた連携体制により南側の集落間を結ぶ散歩道が整備 (v-c) されたことで、周辺地域の集落間を結ぶ散歩道の輪が実現されている。その後、第6期においても市民組織 (ARC) と自治組織 (Pro Loco) の連携体制は維持され、散歩道の輪から歴史的市街地へと伸びる新しい散歩道の整備 (vi-b) が開始されている。

以上により、第4期から第6期を通じて集落間の散歩道整備におけるプロセス同士の相互関係が確認された。これにより、市民組織と集落自治組織の連携体制の段階的構築という復興ガバナンス体制の多様化がもたらされており、さらに周辺地域から歴史的市街地へと復興事業領域の広範囲化がもたらされていると言える。

本節では、復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係を考察した。その結果、プロセス同士の相互関係の存在が、復興ガバナンス体制の多様化、復興事業の種類と領域の広範囲化、復興事業領域の集中化をもたらすことを明らかにできた。

5-8 第5章のまとめ：共編集の観点からみた本事例の考察

本章では、2009年アブルッツォ地震被災地州都ラクイラ市を対象とし、6つの時期区分に基づいて復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性を明らかにした。

復興ガバナンス体制の構築プロセスは、初期段階には、中央政府の主導するガバナンス体制が構築されているが、徐々にアリーナ型の市民組織連合体やプロジェクト型の市民組織共同体が組成され、これらの連合体や共同体が糾合されることで、プラットフォーム型である多主体協同組織「Urban Center L'Aquila」が設立された。最終段階では、複雑に絡み合ったガバナンス体制が事業推進のための整然とした体系的なガバナンス体制へと発展していたことが全体特性として明らかになった。

次に、発災から10年間で実施された3種類の復興事業について、歴史的市街地及び周辺地域における実施プロセスを把握し、2つの戦略的事業と市民組織による公共空間利活用事業の空間変容の実態を明らかにした。戦略的事業「Banca d'Italia / Via XX Settembre」では、空間構造を変更し、緩衝空間や壁面線について自主ルールと設計ガイドラインにより新しい空間秩序が創出され、戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」では、空間構造を変更せず、城門遺跡保護のための人工地盤道路の撤去により大きく空間構成要素を変化させ、自主ルールと設計ガイドラインにより新しい空間秩序が創出され、かつての空間秩序が再構築される予定である。他方、市民組織による事業「REUSES」では、空間構造を変化させず、廃木材を再利用したセルフビルドのベンチやデッキなどを整備することでアメニティに関する新しい空間秩序が創出された。

最後に、明らかになったラクイラ市の震災復興の実態を共編集の観点から改めて考察し、第3部への接続を試みる。この考察は、第1章で設定した共編集の評価指標毎に行い、より詳細な評価は第3部で行うこととする。

第一に、「過程」に関する評価指標「制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか」については、ラクイラ市の震災復興プロセスは、2つの取り組みよる時期区分を踏まえ、6つの時期に区分された。第1期と第2期では、中央政府の管理下にある全国市民防災局により郊外地域での暫定居住地の整備が進められたが、それに対して当初からラクイラの住民や市民組織は、恒久的な免震低層集合住宅の建設への抗議運動を行っていたが、計画の見直しなど制度過程への反映は見られなかった。その後、第3期では、専門家協会らにより設立されたLaulaqでの復興計画検討や多主体協同組織設立に向けた協定締結等、市民社会での運動は活発に継続されていた。他方、国の特別技術機関の定める復興ガイドラインに則って市政府により作成された復興計画の策定過程へと反映されることは見られなかった。よって、第1期と第2期では、2つの過程の間に相互関係はみられなかったと考察できる。

第4期以降、第3期に締結した協定に基づいて多主体協同組織の設立に向けた検討委員会が正式に立ち上げられ、ここまでの市民組織らによる運動過程が、制度過程へと反映され、第5期には、参加主体の公募を経て、多主体協同組織UCAQが公式に設立され、第6期以降もその活動を継続している。以上により、ラクイラ市の震災復興では、第3期以降「過程」に関する評価指標を満たしていたと言える。

第二に、「ガバナンス体制」に関する評価指標「段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか」については、アブルッツォ州の州都であるラクイラ市では、地震発生以前から主に文化遺産や遺跡の

保護をテーマとした市民組織が活動しており、その中でも本章の調査において調査対象とした既存市民組織「Italia Nostra-Sezione dell'Aquila」と「Archeoclub d'Italia - Sede L'Aquila」は代表例である。地震発生後、中央政府による強い介入のあった第2期以降において、集落自治組織と既存市民組織や震災後に新たに設立された市民組織らの間に連携体制が生まれており、さらに市民組織間での連携体制が生まれており、ネットワーク型ガバナンス体制に加えてアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。その後、第3期では、ネットワーク型ガバナンス体制とアリーナ型ガバナンス体制による活動は継続され、専門家協会により設立されたプラットフォーム型ガバナンス体制 Laulaq が設立される。第4期以降、以上のガバナンス体制に加えて、プラットフォーム型ガバナンス体制である多主体協同組織UCAQと市民公募型事業に採択されたプロジェクト型ガバナンス体制であるREUSESが継続的に構築されたと言える。以上により、ラクイラ市の震災復興では、既存のネットワーク型ガバナンス体制からアリーナ型ガバナンス体制が多数構築され、その後プラットフォーム型ガバナンス体制とプロジェクト型ガバナンス体制が構築されており、4つの類型のガバナンス体制が構築されており、特に第3期以降に段階に応じて豊富なガバナンス体制が構築され続けている。

第三に、「空間・像」に関する評価指標「空間像に即した実空間が実現されたか」については、ラクイラ市では、国の特別技術機関STMにより作成された復興ガイドラインに基づいて、ラクイラ市政府が復興計画を策定し、STMにより承認されている。歴史的市街地の復興計画では、平時の都市基本計画P.R.G.で規定されるゾーニングに基づいて、歴史的市街地のコアである中心部と周辺地区に分けられ、中心部を復元・修復し、周辺地区を戦略的に再生する歴史的市街地の将来像が描かれた。

貴族邸宅や教会など大規模な歴史的建造物の多い中心部では、P.R.G.で規定されていた事業介入タイプを規範とし、共同事業単位「Aggregazioni」毎に設立された共同事業体によって実施設計が行われる。本章の調査分析によると、都市軸沿いと主要広場沿いの事業から優先的に着工・竣工されており、中心部に対して描かれた空間像は実現してきていると言える。他方、周辺地区では、震災以前に抱えていた都市課題の解決や新たな価値創造のために、戦略的事業が計画され、空間構造と空間構成要素を大きく変化させて、設計ガイドラインや自主ルールに則って、新たな空間秩序を創出する事業である。しかし、これらの事業は、発災から10年以上経過した現在、未だ実施設計を終えておらず、当初描かれた空間像が実空間としては実現されていない。

また、ラクイラ市政府の公募型事業により採択された3つの市民組織共同体による事業REUSESでは、未利用の公共建築物や公共空間を利活用することを目指して、ラクイラの歴史的市街地と周辺地域の未利用空間を選定し、地区住民と教区コミュニティと共にその内の1つの公共空間を再整備された。この事業では、大きな空間変容を行わず、廃木材を再利用してセルフビルドでデッキやベンチを配置し、児童遊具を設置し、アメニティを高めることで新たな空間秩序を創出し、事業竣工後の空間の維持管理は、教区コミュニティ・地区住民と市政府との隔年の協働協定「Patto di Collaborazione」に基づいて行われており、空間像に即した実空間が実現されたと言える。

第6章

ノヴィディモデナ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態

6-1 本章の目的と方法

6-1-1 本章の目的

第6章「ノヴィディモデナ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態」では、2012年エミリアローマニャ地震による重大被災都市を研究対象とする。第3章の分析結果によると、エミリアローマニャ地震での復興ガバナンス体制の特性は、地方政府の参加する行政委員会での議論と共有が、復興計画と有機的プログラム策定での専門家支援と地域住民の参加へと結実した点にある。

この特性を踏まえると、震災復興のための計画とプログラムの策定プロセスにおける専門家支援の体制や地域住民参加のあり方は、被災都市毎に異なっていると考えられる。本章では、エミリアローマニャ地震により被災した60の基礎自治体から復興計画を策定した基礎自治体を把握し、後に記す4つの観点に基づいて重大被災4都市を選定した上で、以下の3点を明らかにすることを目的とする。

第一に、重大被災4都市における震災復興プロセスの特性を明らかにする。

第二に、2つの分析軸によりノヴィディモデナ市のコミュニティ参加プロセスを評価する。その上で、インタビュー調査結果の分析により、復興ガバナンス体制を可視化し、その構築プロセスの特性を明らかにする。

第三に、歴史的市街地内部の最小事業介入単位ごとの修復事業の実施プロセスを把握し、空間変容の実態を明らかにする。

6-1-2 本章の方法

本章の研究の方法を以下に述べる。

第一に、文献調査により、60の被災基礎自治体の中から復興計画を策定している28の被災基礎自治体を選定し、1)歴史的市街地の物的被害、2)プレハブ住宅モジュールの供給数、3)有機的プログラムの策定状況、4)コミュニティ参加プロセスへの州政府の補助事業の採択状況、の4つ観点から28の被災基礎自治体を把握する。次に、物的・人的被害が甚大であり、コミュニティ参加の補助事業に採択されている4つの被災基礎自治体を重大被災都市として選定する。

第二に、文献調査により、分析対象とする重大被災4都市の平時の都市計画ツールを把握する。その上で、震災復興プロセスの4つの時期区分を設定した上で、それらのプロセスを比較する。

第三に、ノヴィディモデナ市における参加型提案文書と都市計画ツールの関係を把握した上で、4つの時期毎のコミュニティ参加プロセスの成果を明らかにする。次に、2つの分析軸、1)震災復興プロセスの段階、2)参加のレベル、によりコミュニティ参加の動的メカニズムを解明する。

第四に、コミュニティ参加プロセスのファシリテーター専門家へのインタビュー調査結果の文書ドキュメントを第3章で定位した方法を応用して復興ガバナンス体制を可視化し、その構築プロセスの特性を明らかにする。

第五に、最終の現地調査時点までに実施された、1)市民防災局による暫定居住地並びに公共施設整備事業、2)最小事業介入単位に基づく民間建築物の修復事業、3)公共空間と公共建築物の再生のためのパイロット事業、の3種類の復興事業を地図上で重ね合わせ、歴史的市街地における復興事業の実施プロセスの特性を明らかにする。さらに、4つのパイロット事業の空間変容の実態を明らかにする。

最後に、明らかにしたノヴィディモデナ市の震災復興の実態を共編集の観点から改めて考察する。

6-1-3 4つの重大被災都市の選定

2012年エミリアロマーニャ地震による被害は、合計60の基礎自治体に及んでおり、**図6-1**に該当地震の基礎情報を示した。これら60の基礎自治体から重大被災都市を選定するために、まず復興計画「Piano di Ricostruzione」を策定している28の被災基礎自治体を選定し、その後以下4つの観点から28の被災基礎自治体を把握した。

- 1) 歴史的市街地の建造物の甚大な物的被害に伴い、定義された最小事業介入単位「Unità Minime di Intervento」の数
- 2) 歴史的市街地の建造物被害による避難者数の増加に伴い、既成市街地近くに供給されたプレハブ住宅モジュール「Prefabbricati Modulari Abitativi Rimovibili」の数
- 3) 有機的プログラム「Piano Organico」の策定の有無
- 4) 基礎自治体のコミュニティ参加プロセスに対する州政府の補助事業「Bando Ricostruzione」の採択有無

上記の4つの観点について、**表6-1**にまとめた。その結果、上記4つの観点に基づいて、地震による物的・人的被害が甚大であり、復興計画と有機的プログラムを策定し、コミュニティ参加プロセスの補助事業に採択されている基礎自治体は、コンコルディア・スツラ・セッキア市（以下コンコルディア市）、ミランドラ市、ノヴィ・ディ・モデナ市（以下ノヴィディモデナ市）、サン・フェリーチェ・スル・パナーロ市（以下サンフェリーチェ市）、チェント市、の5つである。

これらの5つの基礎自治体の中で、チェント市の最小事業介入単位数が5である。その他4つの基礎自治体の最小事業介入単位数が50を超えていることから、チェント市の歴史的市街地内部の物的被害は、その他の4つの基礎自治体と比較すると少ないことがわかる。そのため、本章では、チェント市を除いた4つの基礎自治体（コンコルディア市、ミランドラ市、ノヴィディモデナ市、サンフェリーチェ市）を重大被災都市として選定する。

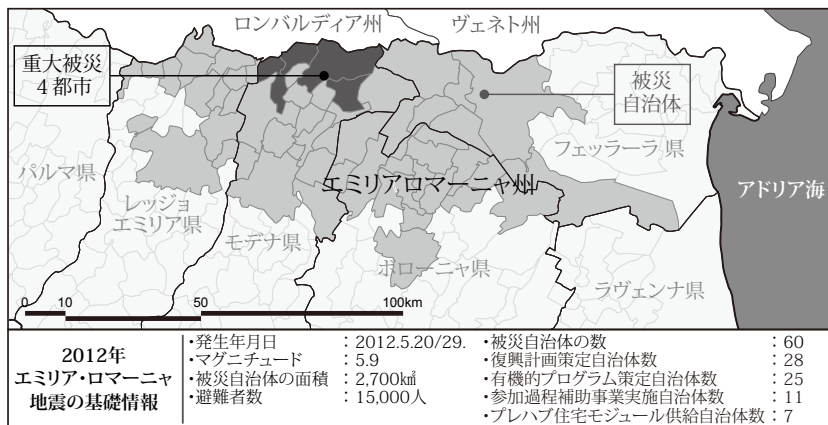


図 6-1.2012 年エミリアロマーニャ地震の基礎情報と重大被災 4 都市の位置

表 6-1. 復興計画を策定した 28 の被災自治体一覧

番号	県名	市町村名	最小事業介入単位数	プレハブ住宅モジュールの供給数	復興計画の策定状況	有機的プログラムの策定状況	参加過程の補助事業採択状況
1	モデナ県	ボンボルト市	6	0	○	○	×
2		カンボサント市	12	0	○	○	○
3		カルビ市	114	0	○	○	×
4		カヴェッツ市	0	72	○	○	×
5		コンコルディアスツラセッキア市	68	95	○	○	○
6		フィナーレエミア市	143	0	○	○	○
7		メドッラ市	13	0	○	×	×
8		ミランドラ市	456	264	○	○	○
9		ノナントーラ市	0	0	○	○	○
10		ノヴィディモデナ市	157	125	○	○	○
11		ラヴァリーノ市	0	0	○	○	○
12		サンフェリーチェスルパナーロ市	143	84	○	○	○
13	フェッラーラ県	サンボッシドーネオ市	50	73	○	○	×
14		サンプロスペーロ市	0	0	○	×	×
15		ソリエラ市	0	0	○	○	×
16	ボローニャ県	ボンデーノ市	2	0	○	○	×
17		チェント市	5	44	○	○	○
18		ミラベッロ市	36	0	○	○	○
19		サンタアゴスティーノ市	4	0	○	○	○
20		ヴィガラーノミランドラ市	0	0	○	○	×
21	レッジョ・エミリア県	カステッロダルジューレ市	0	0	○	○	×
22		クレヴァルコーレ市	104	0	○	○	×
23		ガッリエラ市	0	0	○	×	×
24		サンビエトロインカザーレ市	0	0	○	○	×
25	ローマ県	ファブリコ市	0	0	○	○	×
26		ルッザラ市	0	0	○	○	×
27		レージョーロ市	0	0	○	○	×
28		ローロ市	0	0	○	○	×

重大被災 4 都市の歴史的市街地の様子



6-2 4つの重大被災都市の震災復興プロセスの実態比較

6-2-1 発災以前の平時の都市計画ツール

ここでは、4つの重大被災都市における震災復興プロセスを分析する前に、これら4つの基礎自治体が、震災以前に策定していた都市計画ツールを把握する。これは、2012年エミリアローマニャ地震の復興計画が、既存の都市計画ツールと調和され、都市の質を改善する実行的な都市計画ツールだからである^{注6-1)}。

文献調査により、研究対象4都市で発災以前に策定されていた平時の都市計画ツールを**表6-2**にまとめた。この**表6-2**により、研究対象とする4つの重大被災都市は以下の2つのタイプに分けることができる。

1つ目のタイプは、発災以前に平時の新しい都市計画ツールである都市構造計画「Piano Strutturale Comunale (以下P.S.C.)」が、州議会により承認されているものであり、サンフェリーチェ市とコンコルディア市の2都市が該当する。このP.S.C.は、市町村行政区域の全体の発展や調整に関する戦略的な選択肢をまとめたものであり、2000年第20号州法によりその策定が定められた^{注6-2)}。

2つ目のタイプは、上記のP.S.C.が、発災以前に承認されていない基礎自治体であり、ノヴィディモデナ市とミランドラ市の2都市が該当する。

つまり、4つの基礎自治体の中で2つのみが、発災以前に基礎自治体の領域内の地域全体の戦略を定めていた。しかし、ミランドラ市は、州議会により承認されていなかったものの、発災以前にP.S.C.の策定段階であったことを踏まえると^{注6-3)}、ノヴィディモデナ市だけが、被災建造物の再建のための復興計画と有機的プログラムの策定と並行して、発災後に新しい地域全体のビジョンと戦略を策定しなければならなかったと言える。

表6-2. 4つの重大被災都市の発災以前の既存の都市計画ツール

	旧州法に則った都市計画ツール		2000年第20号州法に則った新しい都市計画ツール		
	統合的修復計画 [Piano Integrato di Recupero]	都市基本計画 [Piano Regolatore Generale]	都市構造計画 [Piano Strutturale Comunale]	建物都市計画規制 [Regolamento Urbanistico Edilizio]	都市実行計画 [Piano Operativo Comunale]
ノヴィディモデナ市	1995年11月29日(第120号)に歴史的市街地と分離集落に対する計画を市議会で承認。	2000年7月31日(第448号)に州議会において都市基本計画の改訂が承認。	未策定	未策定	未策定
サンフェリーチェ市	未策定	2012年地震発災以前に新しい都市計画ツールへと移行	2009年4月22日(第25号)に市議会において承認。	2009年4月22日(第25号)に市議会において承認。	2011年7月28日(第46号)に市議会において承認。
コンコルディア市	未策定	2012年地震発災以前に新しい都市計画ツールへと移行	2009年4月24日(第23号)に市議会において承認。	2009年10月26日(第70号)に市議会において承認。	地震発災以前に未策定であったが、2013年12月23日(第87号)に市議会において承認。
ミランドラ市	2001年7月23日(第146号)に歴史的市街地に対する統合的修復計画を市議会で承認。	2001年4月17日(第153号)に州議会において都市基本計画の改訂が承認。	地震発災以前に策定段階であり、2015年7月27日(第111号)に市議会において承認。	地震発災以前に策定段階であり、2015年7月27日(第112号)に市議会において承認。	地震発災以前に策定段階であり、2015年7月27日(第111号)に市議会において承認。

6-2-2 震災復興プロセスの4つの時期区分

次に、4つの重大被災都市における震災復興プロセスの4つの時期区分を設定する。第4章のヴェンゾーネ市復興プロセスの時期区分並びに第5章のラクイラ市復興プロセスの時期区分では、1) 行政が主導する取組み、2) 市民組織や専門家が主導する取組み、の2つの取組みを概観し、それらの取組みを統合することで、復興プロセス全体の時期区分を設定している。これは、2つの事例都市における復興プロセスの実態に即した時期区分を設定するためであった。

他方、本章で対象としている2012年エミリアローマニャ地震被災都市では、第3章の分析の結果、復興計画と有機的プログラムの策定過程において住民参加が実施されたことが明らかになっており、参加プロセスを促進する外部専門家が、行政の取組みと住民や市民組織の取組みを調整していたと考えられる。

そのため、本節では、4つの重大被災都市の震災復興プロセスを分析するために、ノヴィディモデナ市とサンフェリーチェ市のコミュニティ参加プロセスを促進した専門家へのインタビュー調査に基づいて、以下の通りに4つの時期区分を設定した。

- 1) **初動段階** : コミュニティの抱える課題を把握し、復興に向けたニーズと要望を明確化する時期
- 2) **構想段階** : 地域全体の将来ビジョンと共通の戦略的枠組みを構築する時期
- 3) **事業計画段階** : それぞれのコミュニティにおいて空間事業を議論・計画し、優先順位を決定する時期
- 4) **事業実施段階** : 優先順位の高い事業を実施し、竣工後の空間維持運営のための協定を締結する時期

6-2-3 4つの重大被災都市の震災復興プロセスの比較

設定した4つの時期区分により4つの重大被災都市の震災復興プロセスを比較するため、それぞれの基礎自治体による公開行政資料、1)復興計画、2)有機的プログラム、3)コミュニティ参加プロセスに対する州政府の補助事業報告書、4)専門家により作成された参加型提案文書「Documento di Proposta partecipata/D.P.P.」を収集した。これらの資料に基づいて、**図6-2**の通りに4都市の震災復興プロセスの全体像を示した。

図6-2に示した復興計画の策定プロセスを4つの都市で比較すると、ノヴィディモデナ市とサンフェリーチェ市では、復興計画を2段階に分けて策定しており、コンコルディア市とミランドラ市は、1段階で策定していることがわかる。一方、有機的プログラムの策定プロセスを比較すると、これらの4つの自治体では、その策定プロセスに差異が見られない。

他方、設定した震災復興プロセスの4つの時期区分によりコミュニティ参加のプロセスを分析すると、以下のような4つの特性を把握できる。

第一に、ノヴィディモデナ市は、初動段階から事業実施段階に至る4つの段階により構成される「Fatti il Centro Tuo !!」において、1つの連続した長期的なコミュニティ参加のプロセスを実施していることがわかる。

第二に、サンフェリーチェ市は、初動段階と構想段階の2つの段階により構成される「PIU' sanFELICE」において、1つの連続した中期的なコミュニティ参加のプロセスを実施している。

第三に、コンコルディア市では、初動段階の「Focus Group」と事業計画段階の「Dalla calamita' alla calamita'」において、2つの分離した短期的なコミュニティ参加のプロセスを実施している。

第四に、ミランドラ市では、初動段階である「Immagina Mirandola」において、短期的なコミュニティ参加のプロセスを2014年と2017年末に2度実施している。他方、地震発生以前には、P.S.C.策定のために多様な利害関係者とともに参加型ワークショップを実施していることがわかる。

以上により、ノヴィディモデナ市のみが、4つの段階を1つの連続した長期的なコミュニティ参加のプロセスを実施しており、その他3都市では、全てのプロセス段階を実施されていない、または不連続なプロセスを実施されていないことが明らかになった。

注釈

注6-1) 参考文献6-1, p.12を参照。

注6-2) 2000年にエミリアロマーニャ州政府により策定された第20号州法「Disciplina generale sulla tutela e l'uso del territorio」の第28条を参照した。

注6-3) 発災後に州議会により承認を受けた、P.S.C.の計画文書において、P.S.C.の策定過程について説明されている。

参考文献

6-1) Fabio Andreassi: Il ruolo dei disastri naturali e dell'azione pubblica nella destrutturazione dell'immaginario collettivo della città, Archivio di studi urbani e regionali, No.123, pp.5-25, 2018

6-3 ノヴィディモデナ市コミュニティ参加の動的メカニズム

6-3-1 参加型提案文書と都市計画ツールの関係

前節までの分析によると、4つの重大被災都市の中でノヴィディモデナ市の震災復興プロセスのみが、4つの段階を1つの連続した長期的なコミュニティ参加のプロセスを経ていることがわかっている。本節では、このノヴィディモデナ市のコミュニティ参加プロセス「Fatti il Centro Tuo!!」を分析対象として、コミュニティ参加の動的メカニズムを明らかにする^{注6-4)}。

まず、コミュニティ参加プロセスに対する州政府の補助事業報告書を参照し、対象のコミュニティ参加のプロセスを通じて提案されたアイデアや議論の内容が、どのように平時と有事の都市計画ツールに反映されたかを把握する。

ノヴィディモデナ市コミュニティ参加のプロセスの最大の特徴は、入念に管理された協同討議のリズムを通じて、意思決定に柔軟性をもたらしたことにある。初動段階には、1週間に1度の頻度で協同討議の機会を設けて、構想段階以降は、2週間あるいは1ヶ月に1度の協同討議の機会を設けている。この初動期における短期的なリズムは、市民一人一人のニーズや要望を共通の考えに基づく提案へと発展させることを可能とした。

また、これらの協同討議で得たアイデアや議論の内容は、意思決定を担う基礎自治体に対してコミュニティの考えを提示するために、参加型提案文書「Documento di Proposta Partecipata」にまとめられている。さらに、この報告書は、地域の復興のガイドラインの役割も担っており、有事の都市計画ツールである復興計画や有機的プログラム、平時の都市計画ツールである公共事業の年間リストと三年プログラム「Programma Triennale ed Elenco Accuale delle Opere Pubbliche」と都市基本計画「Piano Urbanistico Generale」、実行協定「Accordi Operativi」との間をつなげるように機能している。この参加型提案文書と有事・平時の都市計画ツールの関係は、**図 6-3-1**に示した通りであり、ノヴィディモデナ市の参加型提案文書の主要図書は、**図 6-3-2a**と**図 6-3-2b**に示した。

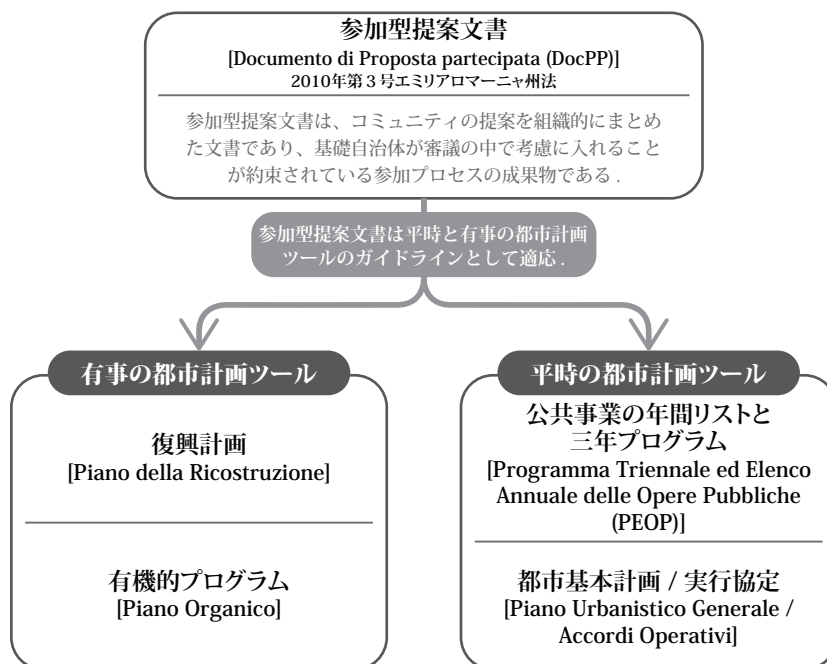


図 6-3-1. 参加型提案文書と都市計画ツールの関係

6-3-2 4つの時期毎のコミュニティ参加プロセスの成果

次に、ノヴィディモデナ市のコミュニティ参加プロセスの結果が、参加型提案文書、有事の都市計画ツール、平時の都市計画ツールに成果としてどのように反映されたかを把握する。表6-3は、このコミュニティ参加プロセスの4つの段階の概要と各段階の成果を整理した表である。以下にそれぞれの段階における成果を述べる。

第1期である初動段階では、参加した市民や市民組織、専門家などは、被害状況など基本的なデータと分析結果を共有し、さらに復興のために重要な問題とニーズを参加型提案文書にまとめられている。ノヴィディモデナ市にある3つの地区コミュニティノヴィ、ロベレート、サンアントニオに分けて、それぞれのコミュニティのニーズと要望が分析枠組みの中で整理されている。

第2期である構想段階では、地域全体の再生のためのビジョンと戦略が、それぞれのコミュニティでのニーズと要望に基づいた討議プロセスを経て相互調整することで合意され、参加型提案文書に整理されている。地域全体に対する3つの使命とそれぞれの都市中心部に共通する9つの戦略的手段が、一連の協同討議から導き出されている。また、この第1期初動段階と第2期構想段階までのコミュニティ参加プロセスの成果は、第一次復興計画へと反映されている。

第3期である事業計画段階では、復興を促進させるための事業介入の優先順位が、提案されたシナリオと戦略に適した具体的なパイロット事業と共に参加型提案文書にまとめられている。3つの地区コミュニティ毎に15の事業計画条件が設定され、合計45の事業案が作成され、その後5つのパイロット事業が、3つの都市中心部ならびに地域全体の再生のための優先的に定義されている。この都市再生の枠組みや事業介入目的の明確化、事業種類の定義などの第3期の成果は、有機的プログラムへと反映されており、優先的に事業実施される5つのパイロット事業は、公共事業の年間リストと三年プログラムに位置付けられている。

第4期である事業実施段階では、新たに創出された共有空間の運営のために、自治体とコミュニティの間で協働協定「Patto di Collaborazione」が締結され、これはパイロット事業の1つである「Spazi inFESTATI」に関係している。この事業では、3つの市街地の緑の空間の再整備が行われ、この空間を共同運営する権限が、それぞれのコミュニティに移譲されている。また、2020年2月現在、3つのパイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」、「Spazi inFESTATI」の大部分、「Parcobaleno」は竣工している。他方、「Piazza Diffusa di Novi」は、実施設計が承認され、現在事業着工しており、「Polo Scolastico di Robereto」は、現在実施設計を策定中である。

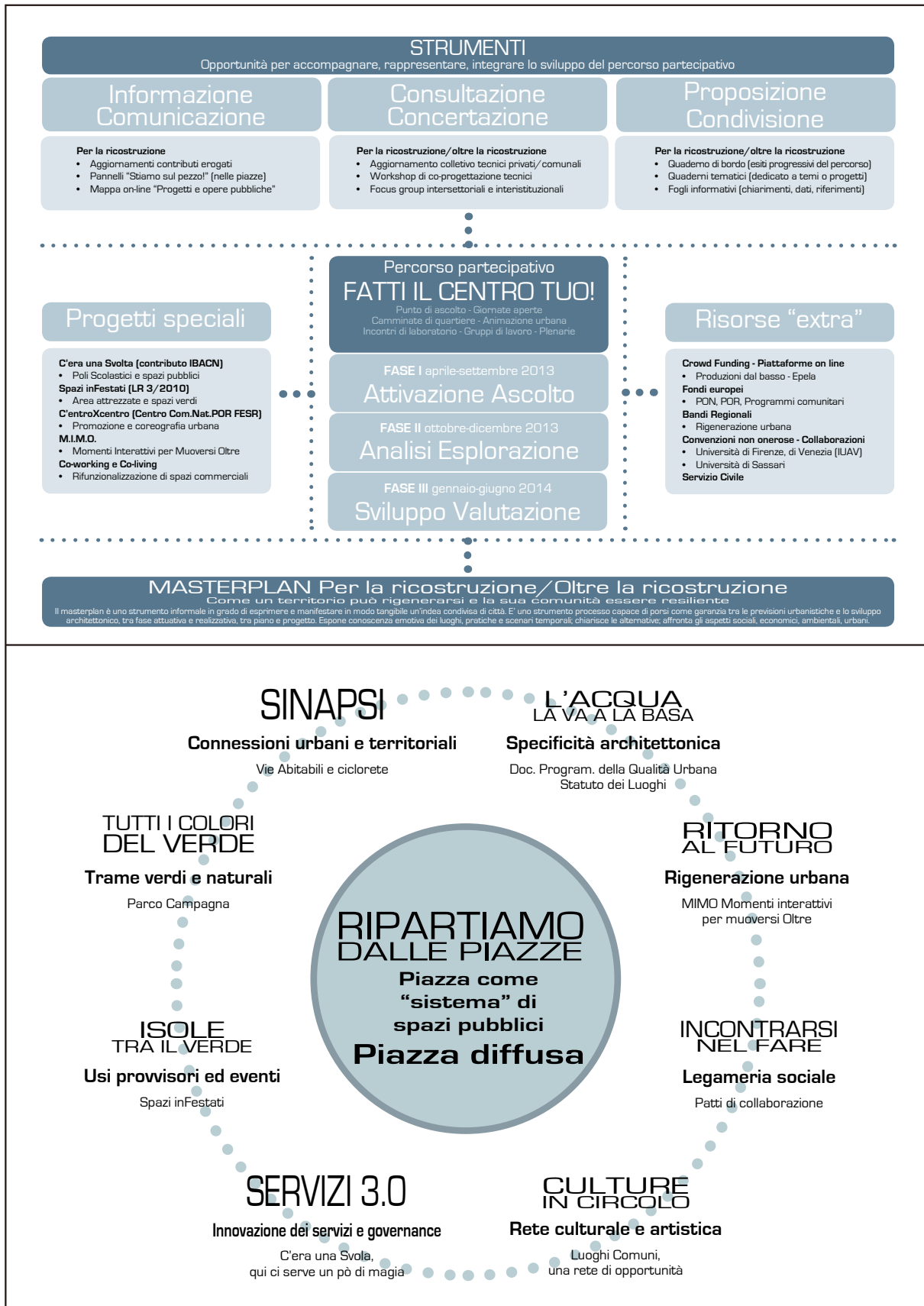


図 6-3-2a. 参加型提案文書の主要図書 - 参加過程の全体像 (上), 歴史的市街地の復興戦略 (下) -

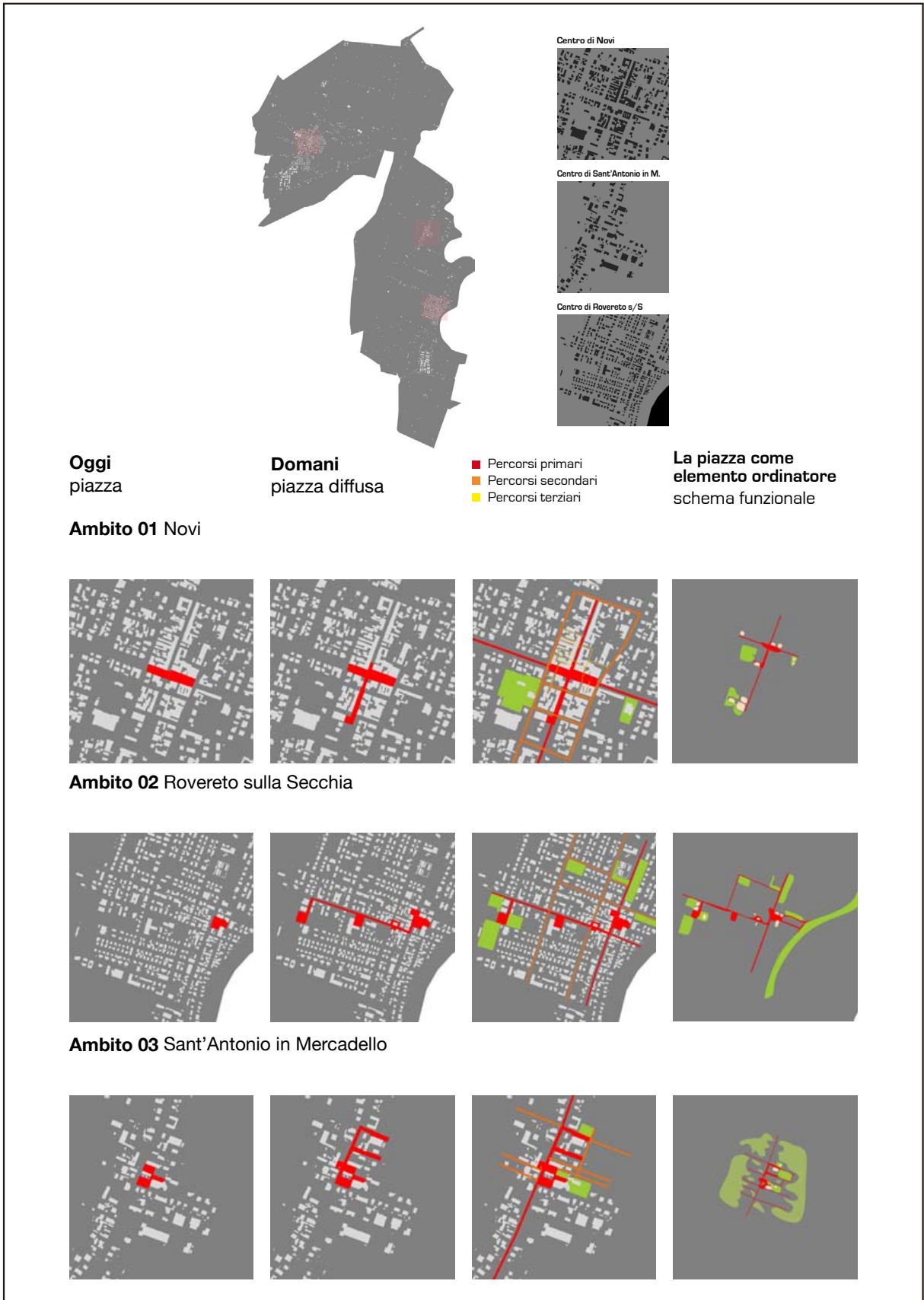


図 6-3-2b. 参加型提案文書の主要図書 - 3つの歴史的市街地毎の広場を核とした公共空間再価値化プログラム -

表 6-3. コミュニティ参加プロセスの成果

コミュニティ参加プロセス 「Fatti il Centro Tuo!!」の4つの段階		コミュニティ参加プロセスの成果		
該当期間/ 指針となる問い	活動種類と回数/ 参加者属性と数	参加型提案文書 Documento di Proposta Partecipata (DocPP)	有事の都市計画ツール： 復興計画 [Piano di Ricostruzione] / 有機的プログラム [Piano Organico]	平時の都市計画ツール 都市基本計画 [Piano Urbanistico Generale] / 公共事業の年間リストと三年プログラム [Programma Triennale ed Elenco Annuale delle Opere Pubbliche]
第1期：初動段階 【該当期間】 2013年4月～2013年9月 【指針となる問い】 何が危機的な問題であり、復興のために集約できる機会とはなんであるか？	【活動種類と回数】 公共集会:35 ワークショップ:6 展覧会:1 共同学習日:15 【参加者属性と数】 市民(大人と子ども):897 組織とグループ:30 専門家:54 大学:1	【分析枠組み】 ノヴィ(Novi)とロベレート(Robereto)、サンアントニオ(Sant'Antonio)のそれぞれの都市中心地区におけるニーズと要望の明確化	【復興計画】 計画策定の準備、最小事業介入単位の設定と位置付け、田園地域に立地する歴史的な建築遺産の保護 【有機的プログラムに考慮された参加型提案文書内容】 緑と水の生態システムとインフラの発展、緑の空間の浸透性と機能性の向上、公園と河川地区の構造的役割の割り当て、農業の多機能性を向上させるために田園地域における居住機能の運営、観光のために農業地区の再評価、コミュニティを貧困化させる障壁としての地域の構成要素を取り除く	【都市基本計画】 将来的に認知された枠組みのための適応を提案できる
第2期：構想段階 【該当期間】 2013年10月～2013年12月 【指針となる問い】 地域全体を再生するためには、どのような介入の戦略を設定すれば良いのか？	【活動種類と回数】 ワークショップ:6 展覧会:1 共同学習日:12 【参加者属性と数】 市民(大人と子ども):90 組織とグループ:25 専門的組織:3 専門家:31	【ビジョン】 ・地域再生のための戦略的目標と事業計画のためのガイドラインの設定 ・地域全体に対する3つの使命と3つの都市中心部のための9つの戦略的指標を明確化	【復興計画】 都市中心部の市街地の再活性化のための洞察とルール 【有機的プログラムに考慮された参加型提案文書内容】 ・近隣サービスと極性に着眼した都市中心部の再評価、既存のインフラ構造の地域の繋がり強化、コミュニティの可能性を高める、柔軟性と機能性の混合による公共空間の社会的パフォーマンスの増幅、新たな利用の集中の導入、異なる社会年齢層・文化組織のバランスの取れた存在感を公共空間に維持 ・集会場所の量と質の発展、公共空間利用の新たな方法を探る、コミュニティのイメージを還元する多様な活動で都市組織を強化する、公共空間での行動、日常生活の中で時間をかけて自発的な利用のための条件設定、時間をかけて構造化された取組みの共同参加のための条件づくり、様々な機能と幅広い社会性を支える	【都市基本計画】 将来的に都市と地域の再生のためのガイドラインを提案できる
第3期：事業計画段階 【該当期間】 ・2014年1月～2014年10月/ ・2014年11月～2018年11月 ・2016年8月～ 【指針となる問い】 復興のための優先的に取り組むべき介入とはどのようなものであるか？	【活動種類と回数】 フォーカスグループ:39 全体会議:6 都市展覧会:1 共同学習日:20 【参加者属性と数】 市民(大人、子ども、高齢者、学校教師、商業者):347 組織とグループ:28 専門的組織:3 専門家:34 大学:3	【優先順位】 ・3つの都市中心部ごとに15の事業条件を設定し、合計45の事業案 ・計45の事業案からパイロット事業を選定。Nuovo Polo Artistico e Culturale, Spazi inFESTATI, Parcobaleno, Piazza Diffusa di Novi, Polo Scolastico di Robereto.	【有機的プログラム】 都市の枠組み、目標の設定、事業介入の定義 【有機的プログラムの焦点】 都市の中心部の中の核を再構築し、公共空間と指摘空間を再生し、社会経済的機能を再活性化し、住民と産業を誘致するための事業介入の設定 【有機的プログラムに考慮された参加型提案文書内容】 ・都市中心部における公共空間の機能的・形態的建築的性格を都市計画との関係で定義し、より読み取りやすい質と共に有機的で認知可能な都市の連続性を与えるために公共利用を定義した ・社会的経済的発展を支える環境文化遺産の統合的促進	【公共事業の年間リストと三年プログラム】 都市の枠組み、目標の設定、事業介入の定義 ・Nuovo Polo Artistico e Culturale: 日常生活を維持するために空間、アクション、ビジョンを集中させることで、活動的な文化機能を最適化する ・Spazi inFESTATI: コミュニティのパーティーやイベントのための装備の共同プロジェクト企画と共同実現 ・Parcobaleno: 若者に適した場所を創出するために公共空間で実現すべきアーバンフアンニチャーを設置する ・Piazza Diffusa di Novi: 最も大きな都市中心部であるノヴィの歴史的市街地の公共空間を再生、再活性化、再開発する ・Polo Scolastico di Robereto: 新たな学校拠点とコミュニティ拠点を完成させるために、教育空間を設計する
第4期：事業実施段階 【該当期間】 ・2014年12月～2016年4月 ・2015年12月～ ・2016年3月～2016年9月 ・2020年3月～ 【指針となる問い】 新しい commons の運営によりどのようにコミュニティを活性化させるのか？	【活動種類と回数】 フォーカスグループ:3 全体会議:1 都市展覧会:2 【参加者属性と数】 市民:297 組織とグループ:10	【協働協定】 パイロット事業の1つである「Spazi inFESTATI」に関連する緑の空間の参加型管理のための地方自治体とコミュニティとの協働協定を締結する	復興計画と有機的プログラム策定済みのため特になし。	【公共事業の年間リストと三年プログラム】 ・Nuovo Polo Artistico e Culturale: 全ての事業介入が実現している ・Spazi inFESTATI: 大部分の事業介入を実現させ、参加型運営のための協働協定を締結している ・Parcobaleno: 全ての事業介入が実現している ・Piazza Diffusa di Novi: 実施設計が終了し、2020年3月に事業着工している ・Polo Scolastico di Robereto: 現在実施設計を策定中である

6-3-3 2つの分析軸によるコミュニティ参加の動的メカニズム

最後に、2つの分析軸を設定し、ノヴィディモデナ市におけるコミュニティ参加の動的メカニズムを解明する。

第一の分析軸は、前節において既に設定した「震災復興プロセスの4つの段階」である。

第二の分析軸は、「参加のレベル」であり、これを定義するために以下の既往研究を参照した。Arnstein(1969)は、著名な「市民参加の梯子」の論文において、市民参加の8つのレベルを提唱している^{注6-5)}。近年では、Bratt・Reardon(2013)が、アメリカでの2つのプランニングプロセスの評価により、コミュニティ発展における住民の役割に関する新たな理論的理解を提示している^{注6-6)}。以上の既往研究での調査分析の対象は、平時のコミュニティデザインや都市計画プロセスであるため、災害復興という有事の際の得意な条件を踏まえて「参加のレベル」を設定しなければならない。ここでは、災害復興という条件下では、Olshansky(2012)による時間圧縮^{注6-7)}やCeccarelli(2017)によるコミュニティ結束の強化^{注6-8)}という特異な条件を考慮に入れることとする。これを踏まえると、Arnsteinによる市民参加の8つのレベルの中でも、中盤の3つの梯子の中の「情報提供 (Informing)」と「相談 (Consultation)」、上部3つの梯子の中の「パートナーシップ (Partnership)」と「権限移譲 (Empowerment)」が、災害復興の条件下でコミュニティ参加の効果を最大化するために極めて重要なレベルであると考えられる。ここで着目したコミュニティ参加の4つのレベルは、本研究では以下の通りに定義した。

- 1) **情報提供レベル**：参加者らが意見を表明できるようにするためにデータと分析結果、提案内容を共有する
- 2) **相談レベル**：与えられた情報に基づいて参加者らと協同討議を行い、意見を求める
- 3) **パートナーシップレベル**：意思決定プロセスにおいて参加者らが協働し、調整する
- 4) **権限移譲レベル**：すべての維持管理に関する権限を市民や市民組織に移譲する

以上により、「震災復興プロセスの4つの段階」と「参加の4つのレベル」の2つの分析軸を設定した。州政府の補助事業報告書と参加型提案文書の文献調査^{注6-9)}とファシリテーターへのインタビュー調査^{注6-10)}の結果に基づくと、ノヴィディモデナ市のコミュニティ参加プロセスは、2つの分析軸により図6-4に示すように定められた。

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

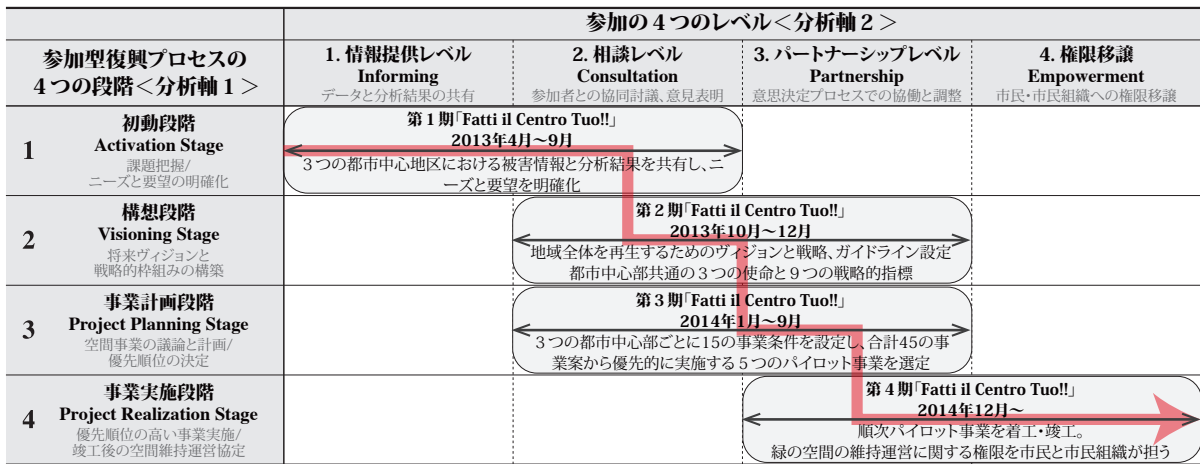


図 6-4. ノヴィディモデナ市のコミュニティ参加の動的メカニズム

この図 6-4 によると、第 1 期初動段階は、「情報提供」と「相談」の 2 つの参加レベルを含んでおり、被害情報とその分析結果を共有することで課題を確認し、各コミュニティの参加者らとの協同討議によりニーズと要望の把握している。

第 2 期構想段階は、「相談」と「パートナーシップ」の 2 つの参加レベルを含み、第 1 期と比較すると 1 つレベルが上がっており、3 つのコミュニティのニーズと要望を踏まえて、地域全体の将来ビジョンと戦略的枠組みを協働しながら全体調整を行っている。

第 3 期事業計画段階は、第 2 期同様に「相談」と「パートナーシップ」の 2 つの参加レベルを含んでおり、地域全体のビジョンと戦略に基づいて空間事業について議論計画し、優先的に実施する 5 つのパイロット事業を協働選定している。

第 4 期事業実施段階は、「パートナーシップ」と「権限移譲」の 2 つの参加レベルを含み、第 3 期と比較すると 1 つレベルが上がっており、優先順位の高いパイロット事業を実施しながら、竣工した緑の空間の維持管理の権限を市民・市民組織へ移譲する協定を締結している。

以上により、第 1 期から第 4 期に渡って、参加のレベルは、「情報提供」から「相談」、「パートナーシップ」、「権限移譲」に至るまで徐々に上昇し、最終的には全ての参加のレベルを達成していることが明らかになった。このように、ノヴィディモデナ市の震災復興プロセスでは、連続した長期的なコミュニティ参加プロセスにおいて徐々に参加のレベルを上げながら、最終的には事業竣工後の空間の維持管理運営を担う権限を市民・市民組織へ移譲している。このことが、災害復興の特異な条件を考慮して設定した 2 つの分析軸により明らかになったノヴィディモデナ市のコミュニティ参加の動的メカニズムであると言える。

注釈

注 6-4) 本章の分析においては、現地調査時に入手し市行政のホームページで公開されている資料のテキストデータを分析対象とし、ノヴィディモデナ市のコミュニティ参加の動的メカニズムを明らかにしている。このテキストデータの分析では、復興ガバナンス体制の可視化と比較すると、扱うテキストデータの数が多くないため、質的データ分析ソフト MAXQDA を用いなかった。

注 6-5) 参考文献 6-2 に詳しい。

注 6-6) 参考文献 6-3 に詳しい。

注 6-7) 参考文献 6-4 に詳しい。

注 6-8) 参考文献 6-5 に詳しい。

注 6-9) ここで用いた公開行政資料である「Piano Organico」と「Fatti il Centro Tuo!!」は、以下の URL より閲覧可 (2021 年 1 月 7 日アクセス) <https://www.comune.novi.mo.it/index.php/amministrazione-trasparente/pianificazione-e-governo-del-territorio/263-atti-di-governo-approvati/1023-piano-organico-approvato>, <https://www.comune.novi.mo.it/index.php/fatti-il-centro-tuo>

注 6-10) 2016 年 3 月 2 日に実施した Monia Guarino 氏へのインタビュー調査による。

参考文献

- 6-2) Sherry Arnstein: A Ladder Of Citizen Participation, *Journal of the American Institute of Planners*, Vol.35, No.4, pp.216-224, 1969.07
- 6-3) Rachel G Bratt・Kenneth M. Reardon: Beyond the Ladder: New Ideas About Resident Roles in Contemporary Community Development in the United States, Carmon Naomi and Fainstein Susan S. edit, *Policy, Planning, and People: Promoting Justice in Urban Development*, pp.356-382, University of Pennsylvania Press, 2013
- 6-4) Robert B. Olshansky・Lewis D. Hopkins・Laurie A. Johnson: Disaster and Recovery: Processes Compressed in Time, *NATURAL HAZARDS REVIEW*, Vol.13, No.3, pp.173-178, 2012.8
- 6-5) パオロチェッカレリ：まちづくりとヨーロッパ, 佐藤滋他編著, まちづくり教書, pp.97-100, 鹿島出版会, 2017
- 6-6) Barbara Nerozzi・Maria Romani: Il Piano della ricostruzione: un nuovo approccio disciplinare metodologico, *Inforum*, No.45, pp.12-15, 2014

6-4 復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性

6-4-1 4つの時期区分に応じた復興ガバナンス体制の可視化方法

前節で明らかにしたノヴィディモデナ市のコミュニティ参加の動的メカニズムがどのように復興ガバナンス体制とその構築プロセスの特性に影響を及ぼしたかを明らかにするために、まず、表6-4に示した文書ドキュメントを対象にMAXQDAを用いたテキスト分析結果とその結果に基づいた主体間関係の図化方法を記述する。ここでいう文書ドキュメントとは、インタビュー調査結果スクリプトである。

第3章で確立したテキスト分析方法を用いた分析結果の一例を表6-5に、抽出した2種類のキーワードの分類を表6-6に示している。表6-6の定義に基づいて2種類のキーワード、1)主体に関するキーワード、2)行為・関係性に関するキーワード、を抽出した結果、1)主体に関する16のキーワード、2)行為・関係性に関する22のキーワードに分類できた。また、全ての文書セグメントのコーディング分析結果を、インタビュー対象主体に対応するコード数を表6-7に示している。また、表6-8は、コーディング分析により得た全コードを整理した、3つのガバナンスカテゴリー分類(大分類・中分類・小分類)と4つの時期区分毎のコード数に対応させたマトリックス表である。全137コードをこれらの3つのガバナンスカテゴリーへと分類した結果、11の大分類、20の中分類、42の小分類、に分けられた。

表6-4. テキスト分析に用いた文書ドキュメント一覧

	文書番号	文書のタイトル / 章タイトル	文書種類	出版元 / 調査対象者	年月日
第6章で用いた文書ドキュメント一覧	IS01	ノヴィディモデナ市コミュニティ参加プロセスのファシリテーター Monia Guarino 氏へのインタビュー調査結果スクリプト	インタビュースクリプト	Monia Guarino	2015年12月
	IS02	ノヴィディモデナ市コミュニティ参加プロセスのファシリテーター Monia Guarino 氏へのインタビュー調査結果スクリプト	インタビュースクリプト	Monia Guarino	2017年11月
	IS03	ノヴィディモデナ市コミュニティ参加プロセスのファシリテーター Monia Guarino 氏へのインタビュー調査結果スクリプト	インタビュースクリプト	Monia Guarino	2017年12月
	IS04	ノヴィディモデナ市コミュニティ参加プロセスのファシリテーター Monia Guarino 氏へのインタビュー調査結果スクリプト	インタビュースクリプト	Monia Guarino	2020年1月
	IS05	ノヴィディモデナ市コミュニティ参加プロセスのファシリテーター Monia Guarino 氏へのインタビュー調査結果スクリプト	インタビュースクリプト	Monia Guarino	2020年2月

表6-5. テキスト分析結果の一例

文書番号	文書ドキュメント				コード			ガバナンスカテゴリー(小分類)	
	文書セグメント	キーワード			時期	オープンコード	焦点的コード		コード番号
		主体	対象主体	行為/関係性					
AR01	Guarino : Abbiamo iniziato così, prima per parte. Ne senso che partire tutti assieme non era proprio fattibile. Per cui siamo partiti con 3 attività proprio legate alle singole comunità. Quindi abbiamo ragionato per territorio. Abbiamo fatto un po' i problemi salienti legata al terremoto, ma anche soprattutto la domanda che noi ponevamo come dal terremoto possiamo rintracciare delle opportunità nuove già che doniamo ricostruire e proviamo capire che possiamo ricostruire i modo tale da migliorarci più che tornare come eravamo prima.	参加プロセス運営グループ	3つの地区コミュニティ	議題を議論	初動段階	参加過程「Fatti il centro tuo」の第一段階では、最初からみんなで指導することは難しかったので、1つの地区コミュニティごとに3つの活動を開始し、震災前の状況よりも良くするために、テリトリーオの中のそれぞれの地区がどのような問題を抱えているか理解し、復興を契機に3つの地区をつなげようと考えた_OP04	参加過程「Fatti il centro tuo」では、まず3つの地区コミュニティ毎に抱えている課題を把握し、震災以前よりも良くするために3つの地区を地域全体としてつなげようと考えた_FO04	MG03	参加プロセス運営グループと地区コミュニティの協議

表 6-6. キータームの分類

キーターム	定義	種類
主体	被災都市の復興に関与する住民及び組織、専門家、政府など多様な主体	1. 政府 2. 行政担当課・担当者 3. 参加プロセス運営グループ 4. 建築と景観の質に関する審議会 5. 設計者・技術者 6. パイロット事業設計グループ 7. 専門家 8. 大学 9. 地区コミュニティ 10. 住民・市民・参加者 11. 専門的な会議所 12. 建物所有者 13. 市民組織 14. 民間企業・商業者 15. 財団 16. パイロット事業関係者・関係主体
行為 関係性	被災都市の復興に向けた主体の行為及び主体間の関係性	1. 報告 2. 設立 3. 申請 4. 運営 5. 提案・選定 6. 要請 7. 公募 8. 資金提供 9. 議論・共有 10. 関係構築 11. 計画策定支援 12. ヴィジョンと戦略の設定 13. ガイドライン・計画・プログラム・事業策定 14. 事業計画・設計実施 15. 参加・参画 16. 調整 17. 協働 18. 反映・変更 19. 審査・評価・指導 20. 検討 21. 集会開催 22. 活動実施

表 6-7. 文書ドキュメントに対する分析結果のコード数と図化に用いたコード数

ドキュメント 番号	文書ドキュメントに対する テキスト分析結果のコード数	文書ドキュメントに対する主体間関係 の図化に用いたコード数
IS01	18	17
IS02	13	11
IS03	3	3
IS04	53	50
IS05	50	46
合計	137	127

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態説明

表 6-8. 各期におけるガバナンスカテゴリーとコード数のマトリックス表

ガバナンスカテゴリー			各期のコード数			
大分類	中分類	小分類	第1期	第2期	第3期	第4期
lc01 地方政府管理・運営	mc01 州政府管理・運営	sc01 州政府管理・運営	1	1	1	1
		sc02 州政府によるコミュニティ参加促進への補助事業公募				1
	mc02 州政府から市政府への補助金提供	sc03 州政府から市政府への補助金提供	1			
		sc04 市政府管理・運営	1	3	3	5
	mc03 市政府管理・運営	sc05 市政府から州政府への補助事業申請			2	1
		sc06 市政府から地域住民への報告				1
lc02 市政府間の連携	mc04 市政府と市政府の連携	sc07 市政府から市政府への支援要請	1			
		sc08 市政府から市政府への事業資金提供	1			
lc03 外部専門家から市政府への支援	mc05 外部専門家から市政府への計画策定支援	sc09 市政府による参加プロセスを踏まえた復興計画策定	1	1		
		sc10 外部専門家から市政府への復興計画策定支援	1	1		
lc04 審議会管理・運営	mc06 建築と景観の質に関する審議会管理・運営	sc11 建築と景観の質に関する審議会運営	3	3	6	3
		sc12 審議会による事業の質の調整と始動	3	3	8	3
lc05 参加プロセス運営グループ運営	mc07 参加プロセス運営グループによる運営	sc13 参加プロセス運営グループによる運営	7	8	10	6
		sc14 参加プロセス運営グループと参加者による設計ガイドラインの設定				2
		sc15 参加プロセス運営グループによる参加型提案文書の作成				1
		sc16 参加プロセス運営グループによる議論成果の復興計画への反映	1	1		
		sc17 参加プロセス運営グループによる議論成果を有機的プログラムへ反映				7
	mc08 参加プロセス運営グループと地方政府の協議	sc18 参加プロセス運営グループと地方政府の協議	1	1	1	1
		sc19 参加プロセス運営グループと参加者の協議	3	5	8	2
		sc20 参加プロセス運営グループと大学の協議	1	1	1	1
		sc21 参加プロセス運営グループと外部専門家の協議	2	2	2	1
		sc22 参加プロセス運営グループと地区コミュニティの協議	4	3	2	2
lc06 大学の関与	mc09 参加プロセス運営グループと参加者の協議	sc23 参加プロセス運営グループと民間建物所有者の協議	1	1		
		sc24 参加プロセス運営グループとパイロット事業設計グループの協働				3
lc07 パイロット事業設計者と参加者の協議	mc10 運営グループと設計グループの協働	sc25 大学による参加プロセスへの関与				1
		sc26 パイロット事業設計者と利害関係者の相互調整				2
lc08 パイロット事業設計者主導	mc11 大学による参加プロセスへの関与	sc27 パイロット事業設計者と参加者の協議				2
		sc28 パイロット事業設計者と地区コミュニティの協議				1
		sc29 パイロット事業設計者による参加型提案文書を踏まえた実施設計				7
		sc30 パイロット事業設計者による設計ガイドラインに基づいた実施設計				2
lc09 地区コミュニティのパイロット事業実現への参画	mc12 パイロット事業設計者と参加者の協議	sc31 市政府担当課によるパイロット事業の実施設計				2
		sc32 外部専門家によるパイロット事業の準備設計				2
		sc33 外部専門家によるパイロット事業の実施設計				8
lc10 財団・市民・民間企業から市政府への寄付	mc13 パイロット事業設計者による参加プロセスを踏まえた設計	sc34 地区コミュニティによるパイロット事業の事業支援				2
		sc35 地区住民のパイロット事業設計過程への参加		1		7
lc11 地方自治	mc14 市政府担当課によるパイロット事業の設計	sc36 財団からの市政府への寄付				2
		sc37 市民と民間企業から市政府への寄付	1	1	1	
	mc15 外部専門家によるパイロット事業の設計	sc38 地区コミュニティ間での関係構築		2		
		sc39 市民組織による空間管理運営				1
lc11 地方自治	mc16 地区コミュニティのパイロット事業実現への参画	sc40 専門的な会議所の参加			1	
		sc41 市民組織の参加	1	2	1	1
	mc17 財団・市民・民間企業から市政府への寄付	sc42 地域住民の参加	3	3	2	2
		mc18 地区コミュニティ間での関係構築				

次に、この図6-5に示した本分析での主体間関係を図化する方法を述べる。

第一に、主体間関係を図化するために用いるキータームを決定する。本分析では、表6-6に示した主体に関する16のキータームの中から、「16.パイロット事業関係者・関係主体」の1つのキータームを除外し、行為・関係性に関する22のキータームの中から、「21.集会開催」「22.活動実施」の2つのキータームを除外した^{注6-11)}。これらのキータームを対象外とすると、主体間関係の図化に用いたコード数は、表6-6の通りである。次に、主体間関係の図化に用いるこれらのコードで抽出された主体・対象主体と行為・関係性を震災復興プロセスの4つの時期区分に応じて整理する。

第二に、上記のコードで抽出した主体及び対象主体を配置するための枠組みを設定する。本分析では、州政府と市政府の枠を定めている。

第三に、上記の枠組みに各期で整理した主体・対象主体を配置する。また、複数の主体が参画するグループは、構成主体を包含する形で配置する。

第四に、配置した主体及び対象主体の行為・関係性に基づいて、主体と対象主体の間を線でつなぎ、コード番号を記す。

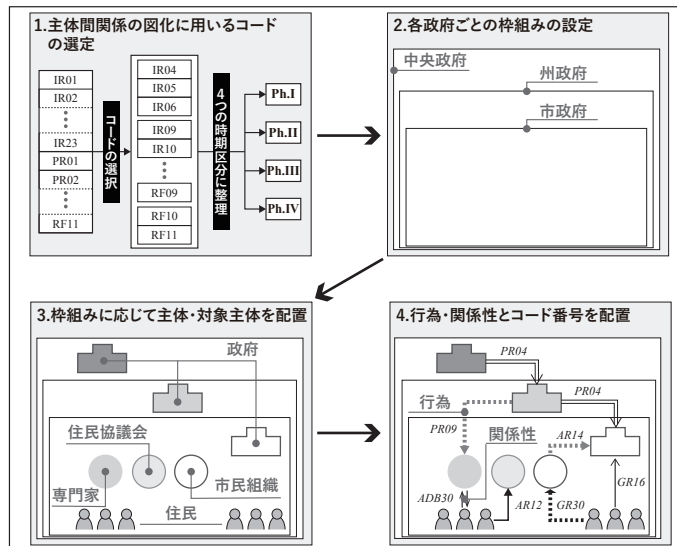


図6-5. 主体間関係の図化方法

注釈

注6-11)「16.パイロット事業関係者・関係主体」や「20.集会開催」、「21.活動実施」は、主体間関係を図化するには曖昧であったため除外した。

6-4-2 復興ガバナンス体制の構築プロセスの記述方法

震災復興プロセスの4つの時期区分毎に復興ガバナンス体制を可視化した結果を図6-6aと図6-6bに示し、この図に基づいて復興ガバナンス体制を記述する方法を述べる。

テキスト分析の結果より、ガバナンスカテゴリーは、表6-8のように11の大分類に分けられている。これら的大分類の中で特にコミュニティ参加プロセスの運営に関するカテゴリーは、「lc03. 外部専門家から市政府への支援」、「lc04. 審議会管理・運営」、「lc05. 参加プロセス運営グループ運営」の3つである。また、パイロット事業に関するカテゴリーは、「lc07. パイロット事業設計者と参加者の協議」、「lc08. パイロット事業設計者主導」、「lc09. 地区コミュニティのパイロット事業実現への参画」の3つである。そこで、本章ではこれらの6つのカテゴリーに分類される復興ガバナンス体制に着目し、図化したことでわかる構築プロセスの特性を記述する。

6-4-3 復興ガバナンス体制の構築プロセスの全体特性

次に、この記述方法に基づいて図6-6aと図6-6b全体を俯瞰してわかることを述べ、詳細に復興ガバナンス体制の構築プロセスの特性を記述する。

初期段階より、参加プロセス運営グループを中心としたコミュニティ参加の促進体制が構築されており、この運営グループと3つの地区コミュニティ毎に議論の行われた後に、これらのコミュニティを含む地域全体でビジョンと戦略に関する議論が行われている。最終段階においても、運営グループを中心とした全体体制に変化は見られないが、5つのパイロット事業グループで作成された事業計画は、建築と景観の質に関する審議会により指導・調整されており、この審議会による審議を通過したパイロット事業は実施されていることが図6-6aと図6-6b全体を見るとわかる。

6-4-4 復興ガバナンス体制の構築プロセスの詳細特性

以上で述べた全体俯瞰による特性を踏まえ、その構築プロセスの詳細特性を記述する。

第1期初動段階には、コミュニティ参加の専門家とノヴィディモデナ市行政の市長、広報部門担当者、技術部門担当者により参加プロセス運営グループ（以下、運営グループ）が結成されている。また、ノヴィディモデナ市政府は、このグループを運営するためにバンニャカバッロ市政府からの資金援助を受けており、市行政区域内の3つの地区コミュニティ毎に議論の機会を設けている。さらに、コミュニティとの議論で課題とニーズを把握した運営グループは、ノヴィディモデナ市政府が計画策定支援を依頼した外部専門家と共に、第一次復興計画の策定を行っている。

第2期構想段階以降においても、参加プロセス運営グループを中心とした体制が継続して構築されている。第1期において、3つの地区コミュニティ毎に課題とニーズを把握した運営グループは、構想段階ではコミュニティ毎に議論の場を分けるのではなく、3つの地区コミュニティの参加する場で地域全体のビジョンと戦略を設定している。さらに、第1期同様に、計画策定を支援する外部専門家と運営グループが、第二次復興計画の策定を行っており、地域全体のビジョンと戦略に基づいたパイロット事業が選定されている。

第3期事業計画段階では、第2期で選定した5つのパイロット事業毎に設計グループが設立されており、それぞれのグループには事業に関わる異なる利害関係者が参画している。運営グループとパイロット事業設計グループとの間で行われた議論と相互調整の結果は、これまでのコミュニティ参加のプロセスの結果も踏まえて参加型提案文書としてまとめられ、その中でも公共空間の再生プログラムについては有機的プログラムとしてまとめられている。例えば、パイロット事業「Spazi inFESTATI」では、既存の緑地や公園の改修事業であったため、市政府内部の公共事業担当課により準備設計と実施設計が行われ、その設計過程において、運営グループと市民らとの議論・共有を行っている。他方、パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」では、中心部の広場の再生を担当する設計者と広場周辺の民間建物の再建を担当する設計者、商業者などの市民、運営グループにより、広場と周辺の建物のデザイン調整に関する議論・共有が行われている。さらに、それぞれのパイロット事業設計グループで作成された設計準備文書や準備設計については、建築と景観の質に関する審議会により、その事業のデザインの質や参加型提案文書と有機的プログラムで定められた設計ガイドラインの遵守の有無に関して審査されており、デザイン調整の必要な場合には設計変更を指導している。

第4期事業実施段階では、第3期で実施設計を策定した5つのパイロット事業設計グループは、事業竣工までの間市行政の担当課からの進捗状況の報告を行い、また運営グループは現地での見学会を開催している。また、パイロット事業「Spazi inFESTATI」では、事業費の一部を地区コミュニティが負担しており、3つのコミュニティの緑地や公園で整備された空間は、地域住民らにより管理運営が行われている。最後に、この運営グループは、第1期から継続的にノヴィディモデナ市のコミュニティ参加の中核的役割を担っており、このグループの運営にかかる費用は、第2期と第4期においては市政府の予算で賄われており、第3期では州政府からの補助金により運営され、第1期ではその他の市政府からの資金援助を経て行われたものである。

以上により、第1期初動段階から第4期事業実施段階に至るまで運営グループを中心とした体制が継続的に構築され、それぞれの地区コミュニティに配慮しながらも地域全体のビジョンを設定されていた。その後、選定されたパイロット事業の設計グループでは、それぞれの事業で関与する利害関

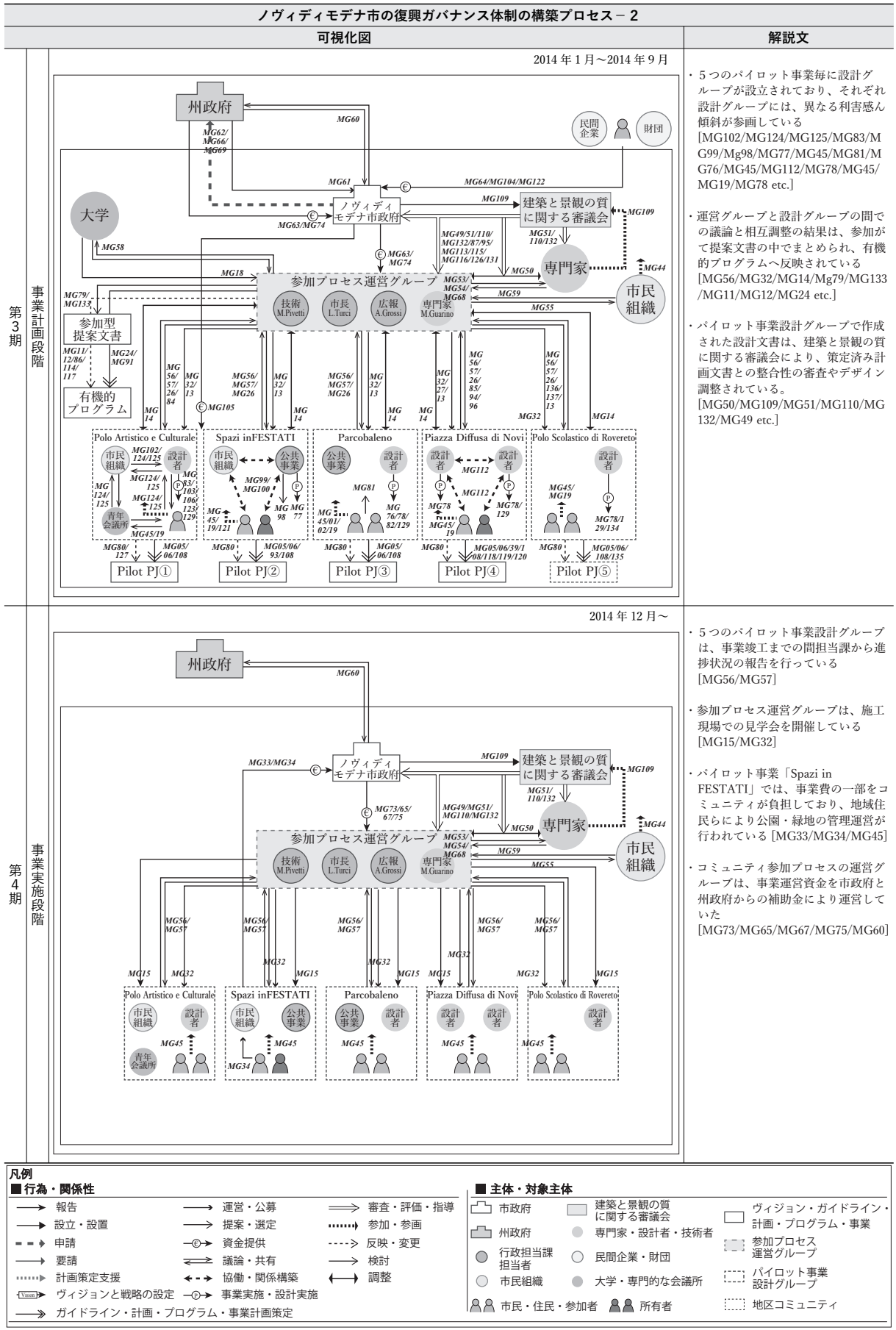


図 6-6b. ノヴィディモデナ市の復興ガバナンス体制の構築プロセスの可視化図 - 2

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

係者が参画し、作成された設計文書が審議会により審査されたことにより、それぞれの事業の建築と景観の質が担保されている。また、1つのパイロット事業では、事業竣工後の空間の維持管理は、地域住民と市政府との協定に則って住民らにより行われており、住民への権限移譲がなされていたことが明らかになった。

6-5 復興事業の実施プロセスの特性

6-5-1 3種類の復興事業実施状況の把握方法

ここでは、ノヴィディモデナ市の3つの歴史的市街地の1つであるノヴィ歴史的市街地を対象に、2012年5月発災から2020年5月までの8年間で実施された復興事業を地図上で重ね合わせる。ここで言う復興事業とは、1) 市民防災局により実施された仮設住宅の立地する暫定居住地ならびに公共施設整備事業、2) 最小事業介入単位に基づく民間建築物の修復事業、3) 公共空間と公共建築物の再価値化のためのパイロット事業、の3種類である。上記の対象期間において、それぞれの事業で図6-7の凡例の通りに色分けを行い、2年間毎に3種類の事業の着工と竣工のプロセスを図6-7の通りに可視化した。

なお、復興事業の実施状況の把握については、1) 暫定居住地並びに公共施設整備事業、2) 民間建築物の修復事業、の2種類の事業に関しては、エミリアロマーニャ州政府の公開データベース^{注6-12)}を閲覧し、パイロット事業に関しては、市政府担当課に各事業の設計図書の提供を要請し、それらの資料に基づいて実施状況を把握した。

6-5-2 復興事業の実施プロセスの全体特性

まず、復興事業の実施プロセスを示した図6-7の全体を俯瞰してわかる特性を述べる。

歴史的市街地における民間建築物の修復事業は、比較的小規模な主要道路と広場に面していない事業から着工し、2020年5月までで大部分の修復事業が着工しているものの、着工していない修復事業は、市街地の主要道路の北側に集中している。また、パイロット事業は、2016年5月までに歴史的市街地の範囲外に位置する2つのパイロット事業が着工・竣工しており、その後歴史的市街地の中心部の広場を再生するパイロット事業が着工している。なお、市民防災局により実施された市庁舎建設事業は、歴史的市街地の範囲内の西端に位置していることがわかる。

一方、周辺地域では、市民防災局により実施された暫定居住地整備事業は、市街化区域外の南側に立地しているが、市庁舎や小中学校、体育館などの公共施設整備事業は、市街化区域内の歴史的市街地の周縁部に立地している。また、2014年6月以降に、パイロット事業が着工し始めており、その中でも2つのパイロット事業は、歴史的市街地の中心部ではなく、既成市街地内の小学校の裏側やサッカー場の隣地に立地している。

6-5-3 復興事業の実施プロセスの詳細特性

次に、3種類の復興事業の実施プロセスの特性を述べる。

1) 暫定居住地並びに公共施設整備事業

ノヴィの歴史的市街地及びその周辺地域において、市民防災局により仮設住宅の立地する暫定居住地の整備、小中学校・体育館の整備、市庁舎の整備が、2012年5月-2014年5月において全て実施されている。これらの事業の中で暫定居住地の整備事業は、南側の市街化区域外の1つの敷地に立地し、小中学校・体育館と市庁舎整備事業は市街化区域内に立地している。また、小中学校の整備事業が、歴史的市街地範囲の周縁部に立地しているのに対して、市庁舎は歴史的市街地内の西端に立地してい

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明



図6-7. 歴史的市街地とその周辺地域での復興事業の実施プロセス

る。

2014年6月-2016年5月では、上記の整備事業は変化していないものの、2016年6月-2018年5月では、既成市街地の南側に整備されたプレハブ仮設住宅の立地する暫定居住地区が撤去され、2018年6月-2020年5月では小中学校・体育館と市庁舎の整備事業は変化していない。

2) 最小事業介入単位に基づく民間建築物の修復事業

2012年5月-2014年5月では、着工・竣工している修復事業は、主要道路や広場に面していない小規模なものであり、歴史的市街地全体に点的に広がっている。

2014年6月-2016年5月では、2014年6月-2016年5月の期間に着工したほぼ全ての修復事業が、竣工している。また、この期間に着工・竣工した修復事業は、グリェルモ・マルコーニ通り「Corso Guglielmo Marconi」の東側街区とジャコモ・マテオッティ通り「Via Giacomo Matteotti」とマルティエリ・デッラ・リベルタ通り「Via Martiri della Libertà」、デモス・マラヴァシ通り「Via Demos Malavasi」に面する4つの街区に集中していることがわかる。

2016年6月-2018年5月では、2016年5月までに着工した約半分の修復事業が竣工している。また、この期間では、主要広場であるプリモ・マッジョ広場「Piazza Primo Maggio」に面する大規模な事業が着工し始めており、ジャコモ・マテオッティ通り「Via Giacomo Matteotti」通りに面する4つの街区に着工した修復事業が集中していることがわかる。

2018年6月-2020年5月では、2016年5月までに着工したほぼ全ての修復事業が竣工している。また、この期間では、主要広場であるプリモ・マッジョ広場「Piazza Primo Maggio」に面するほぼ全ての修復事業がすでに着工しており、その他にもグリェルモ・マルコーニ通り「Corso Guglielmo Marconi」に面する小規模な事業が新たに着工していることがわかる。

3) 公共空間と公共建築物の再価値化のためのパイロット事業

2012年5月-2014年5月では、歴史的市街地とその周辺地域において着工しているパイロット事業は、存在しない。

2014年6月-2016年5月では、歴史的市街地の東側でパイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」が着工・竣工しており、西側では既存のレジスタンス公園を再価値化するパイロット事業「Spazi inFESTATI」が着工・竣工している。周辺地域では、震災後に建設された小中学校と体育館に隣接する旧小学校立地敷地でパイロット事業「Parcobaleno」が着工・竣工している。

2016年6月-2018年5月では、周辺地域で既存公園の設備を向上するパイロット事業「Spazi inFESTATI」が着工・竣工しており、歴史的市街地では変化は見られない。

2018年6月-2020年5月では、歴史的市街地の中心の主要広場であるプリモ・マッジョ広場「Piazza Primo Maggio」を再価値化するパイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」が着工している。これにより、ノヴィの歴史的市街地およびその周辺地域で計画されているパイロット事業は全て着工し、「Piazza Diffusa di Novi」以外の事業は竣工している。

注釈

注6-12) エミリアロマーニャ州政府が、2012年地震後に立ち上げた、復興関連事業の公開データベース「Open Ricostruzione(<https://openricostruzione.regione.emilia-romagna.it/>)」である。(2021年1月7日アクセス)

6-6 4つのパイロット事業の空間変容の実態

6-6-1 分析対象とする復興事業の選定

以上により明らかにした3種類の復興事業の実施プロセスを踏まえ、ここでは、対象とする復興事業を選定し、現地調査で入手した設計図書を参照することで、復興事業の空間変容の実態を明らかにする。

まず、前節で把握した3種類の復興事業の中でも、公共空間と公共建築物の再価値化のためのパイロット事業から分析対象を選定することとした。なぜなら、市民防災局による暫定居住地と公共施設の整備事業は、基本的には被災後の行政サービスの継続と避難者の仮設住宅供給を主眼としており、また、最小事業介入単位に基づく民間建築物の修復事業では、都市基本計画において規定される介入カテゴリーにしたがって事業の種類が定められるため、被災した建物の修復を基本としている。つまり、これら2種類の復興事業は、パイロット事業と比較すると、コミュニティ参加のプロセスの結果としての空間変容ではないと考えられるため、パイロット事業から分析対象を選定することとした。

前節までで把握した公共空間と公共建築物の再価値化のためのパイロット事業は、5つ存在しており、これらの事業は、ノヴィディモデナ市の3つの地区コミュニティであるノヴィ、サンアントニオ、ロベレートに分散して立地している。前節までの分析の対象としていたノヴィ地区では、「Nuovo Polo Artistico e Culturale」、「Spazi inFESTATI」、「Parcobaleno」、「Piazza Diffusa di Novi」の4つの事業が計画されており、3地区の中でも最も多くのパイロット事業が計画された。

前述の通りに、これらのパイロット事業に関して、市政府担当課に問い合わせたところ、「Nuovo Polo Artistico e Culturale」、「Spazi inFESTATI」、「Parcobaleno」の3つの事業は既に竣工しており、「Piazza Diffusa di Novi」は、実施設計の策定を終えて着工予定であり、ロベレート地区の「Nuovo Polo Scolastico di Rovereto」は、実施設計策定段階であった。以上のパイロット事業の進捗状況を踏まえ、本節では、3つの事業が既に竣工しており、1つの事業が着工予定であるノヴィ地区に立地する4つのパイロット事業を分析対象とした。

6-6-2 空間の定義と空間変容の分析方法

まず、空間変容の分析方法を定める前に、「空間」の定義を述べる。本章では、「空間」を1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の3つにより成り立つものとして定め、それぞれの定義は、**図6-8**に示した通りである。

次に、第4章と第5章の空間変容の分析において定めた、1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の変容の分析内容を定める。

第一に、空間構成要素については、**図6-9**の通りに空間構成要素の分類を行った。まず、大分類では、建造物と外部空間に大きく2つに分かれており、加えて建造物は建築物と工作物に、外部空間は中庭と公園、広場、緑地に分けられている。次に、中分類では、歴史的・芸術的価値のある要素、環境的価値のある要素、歴史的・芸術的・環境的価値のない要素の3つに分けられている。最後に、小分類では、壁面要素や導線要素など12に分けられている。

第二に、空間秩序については、**図6-10**の通りに空間構成要素の大分類である建造物と外部空間に対して3つの空間秩序の分類を行った。1つ目は、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序であ

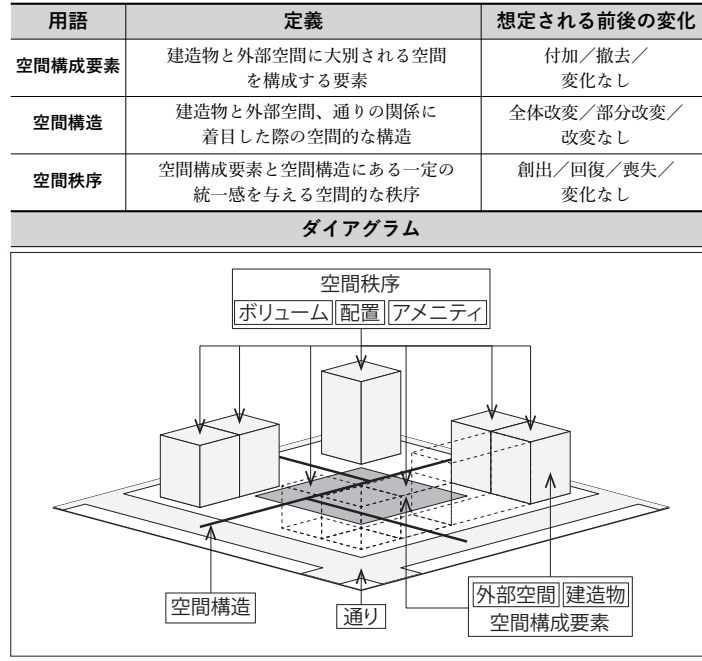


図 6-8. 「空間」の定義

空間構成要素			具体的な要素の例
大分類	中分類	小分類	
建築物	歴史的・芸術的価値のある要素	建物要素	教会、市庁舎
		壁面要素	門や窓枠、紋章、ペランダ
		導線要素	ポルティコ、回廊
		遺跡要素	城壁、城門
	環境的価値のある要素	建物要素	多目的文化センター
		壁面要素	扉や窓、庇、外壁
		構造要素	構造壁
		導線要素	構造壁、通廊、階段室
		舗装要素	抗外傷舗装
	歴史的・芸術的・環境的価値のない要素	設備要素	水回り、キッチン
		屋根要素	屋根面
		付加要素	増築倉庫、障壁、人工地盤道路
外部空間	中庭	外部空間要素	広場、駐車場
		植栽要素	高木、低木、生垣、花壇
		家具要素	ベンチ、テーブル、児童遊具
		舗装要素	芝生、抗外傷舗装
	公園	設備要素	照明、扉、wi-fi、監視カメラ
		舗装要素	コンクリート舗装
	広場	設備要素	照明、扉、wi-fi、監視カメラ
		舗装要素	コンクリート舗装
		設備要素	フェンス、扉
		付加要素	扉、看板
緑地	舗装要素	コンクリート舗装	
	設備要素	フェンス、扉	
		付加要素	扉、看板

図 6-9. 空間構成要素の分類と具体例

空間秩序の種類	具体的な空間秩序の例
建築物と外部空間のボリュームに関する秩序	<ul style="list-style-type: none"> ・再建する建築物の高さを周辺の建物より低く設定する ・中庭に増築された倉庫を撤去し、外部空間を再生する ・外部空間に面する建築物の地階部分にポルティコを挿入する
建築物と外部空間の配置に関する秩序	<ul style="list-style-type: none"> ・新設する建築物と通りの間にある緑地を維持する ・新設する建築物と城壁の間に緩衝緑地を創出する ・中庭と新設される建築物との間に距離を保つ ・複数の建築物の壁面線を通りに沿って合わせる
建築物と外部空間のアメニティに関する秩序	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘された遺跡周辺を公共広場へと転用する ・新たに再建される建築物の外壁の色や素材を調和させる ・人工地盤道路を撤去し、なだらかな芝生斜面地と教会前の広場を整備する

図 6-10. 空間秩序の種類

り、事業区域内で建築物の高さ統一や増築された建物ボリュームの撤去などが想定される。2つ目は、建造物と外部空間の配置に関する秩序であり、再建される建築物の壁面線の統一や建築物と中庭空間の間の緩衝帯の創出などが想定される。3つ目は、建造物と外部空間のアメニティに関する秩序であり、建築物の外壁の色や素材の統一などが想定される。

第三に、空間構造については、**図 6-11**の通りに建造物と外部空間、通りの3つの関係に着目した際の空間構造の種類を整理した。3つの内いずれか2つによる空間構造と3つ全てを含む空間構造の2つのパターンが想定される。

以上に記した、1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の分析内容を現地調査において入手した実施設計図書と報告書を参照し、震災前後にどのような変化が見られたかを把握することで、空間変容の実態を明らかにすることとする。

6-6-3 4つのパイロット事業の空間変容の実態

まず、パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」の実実施設計の基礎情報を**図 6-12**に示し、「Spazi inFESTATI」の実実施設計の基礎情報を**図 6-13**に示し、「Parcobaleno」の実実施設計の基礎情報を**図 6-14**に示し、「Piazza Diffusa di Novi」の実実施設計の基礎情報を**図 6-15**に示した。

第一に、パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」では、設計事務所「POLITECNICA」と技術者「Geom.Luigi Boschuni」が、コミュニティ参加過程の第3期での議論を踏まえて実施設計を計画しており、財団からの寄付金で事業費が賄われている。実施設計は、2014年5月に市議会において承認されており、その後2014年12月に着工し、2016年5月に竣工している。

第二に、パイロット事業「Spazi inFESTATI」では、コミュニティ参加過程の第3期での議論を踏まえて、ノヴィ地区ではレジスタンス公園とカンペッティ隣接緑地の2地区が選定され、既存公園と緑地の再整備が計画されている。実施設計は、市行政の公共事業担当課が計画し、レジスタンス公園の実実施設計は2016年1月に承認され、カンペッティ隣接緑地の実施設計は2016年8月に承認されており、事業承認後すぐに事業着工・竣工している。

第三に、パイロット事業「Parcobaleno」では、コミュニティ参加の第3期での議論と並行して実施された児童公園整備事業計画を経て、設計者「Arch.Roberto Malagoli」と市行政の公共事業担当課が実施設計を計画している。実施設計は、2015年11月に市議会において承認され、2016年3月に着工、2016年9月に竣工している。

第四に、パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」では、コミュニティ参加過程の第3期での議論を踏まえて作成された有機的プログラムと参加型提案文書を踏まえて、事業計画が行われている。準備設計が、2015年11月に承認され、実施設計は、設計事務所「ZANIRATOSTUDIO」と設計者「Arch. Claudio Zanirato」により計画され、2018年11月に市議会において承認されている。その後、現地調査を実施した2020年2月時点では、着工していなかったが、2020年3月に着工し、2020年12月に東側地区が竣工する予定である。

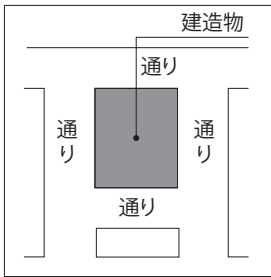
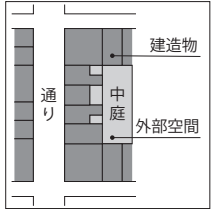
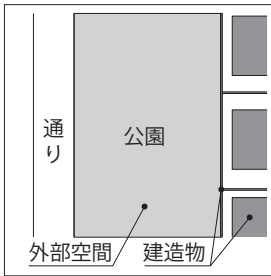
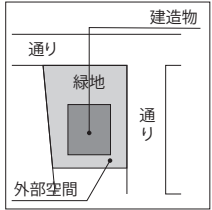
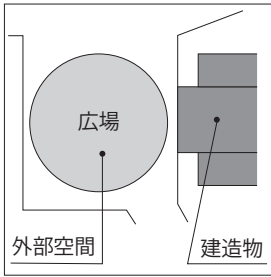
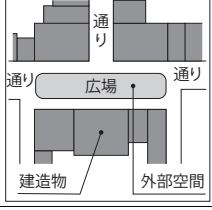
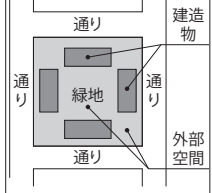
空間構造の種類					
(1) 建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造			(2) 建造物・外部空間・通りのいずれか2つによる空間構造		
構造	説明	ダイアグラム	構造	説明	ダイアグラム
通り 建造	建造物が通りにより囲まれる空間構造である。例えば、敷地一杯に広がる歴史的な建物が、一例として挙げられる。		通り 建造 外部	通りに対して建造物群が立ち並び、その背後に外部空間が存在する空間構造である。例えば、歴史的市街地の連続した町並みを形成する歴史的建造物と中庭が一例として挙げられる。	
通り 外部	外部空間が通りに面する空間構造である。例えば、車道と歩行者道の整備された通りとそれに面する公園が、一例として挙げられる。		通り 外部 建造	通りと建造物の間に外部空間が存在する空間構造である。例えば、歴史的市街地外の公共施設などの建造物と前面緑地が一例として挙げられる。	
外部 建造	建造物が外部空間に面する空間構造である。例えば、歴史的な教会とそれに面する広場が、一例として挙げられる。		外部 通り 建造	外部空間と建造物の間に通りが存在する空間構造である。例えば、歴史的市街地の大きな中央広場の周りがある通りのさらに周辺にある歴史的な建造物が一例として挙げられる。	
			通り 外部 建造 外部	通りに対する建造物の前面と後面に外部空間が存在する空間構造である。例えば、戦後に市街化された敷地内に複数の中層集合住宅が立地する場合が一例として挙げられる。	

図 6-11. 空間構造の種類

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」の実施設計の基礎情報		対象事業区域と建造物の立地
事業概要	芸術文化サービスの向上を目指した公共建築物の再建	 <p>事業区域</p> <p>歴史的市街地内の事業区域の立地</p>
事業区域立地	歴史的市中心市街地の東側の主要東西道路沿い	
設計者	設計事務所 POLITECNICA / Geom.Luigi Boschini	
関係主体	寄付財団 Fondazione Cassa di Risparmio di Carpi	
関連計画	ノヴィディモデナ市の復興計画 [PdR] 有機的プログラム [PO] 参加型提案文書 [DPP]	
事業計画の行程	2013年6月 : 財団と市政府で建設に向けた協定締結 2014年1月～10月 : コミュニティ参加過程 Fatti il Centro Tuo!! 第3期 2014年4月 : 建築・景観の質に関する審議会 [CQAP] を通過 2014年5月 : 市議会にて実施設計 [PE] の承認	
工事の工程	2014年12月着工、2016年5月竣工	
備考	PdR : Piano di Ricostruzione PO : Piano Organico DPP : Documento di Proposta Partecipata CQAP : Commissione per la Qualità Architettonica e il Paesaggio PE : Progetto Esecutivo	
既存小学校		 <p>旧小学校</p> <p>事業区域の建物と周辺地域との関係</p>
土地利用	・既存住宅ゾーン (Zona residenziale d' incompletamento)	
敷地形状	・ジュゼッペ・ディ・ヴィットリオ通りとエンリコ・マッテイ通りに面する細長い敷地形状	
敷地所有	・ノヴィディモデナ市政府	
建物機能	・学校教育施設	
建物形態	・1970年代に建設された小学校であり、特筆すべき形態的特徴はなし。	
建物被害	・地震により小学校が被害を受けたため、市街地の南側に仮設小学校を建設。	
現状イメージ		

図 6-12. パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」の実施設計の基礎情報

パイロット事業「Spazi inFESTATI」の実施設計の基礎情報		対象事業区域と建造物の立地	
事業概要	地域イベントのための既存公園と緑地の再生	 <p>事業区域</p> <p>歴史的市街地内の事業区域の立地</p>	
事業区域立地	歴史的市中心市街地の西側、歴史的市街地の周辺地域の南側		
設計者	ノヴィディモデナ市行政公共事業担当課		
関係主体	市政府、自治体連合、空間維持管理を担う市民組織		
関連計画	ノヴィディモデナ市の復興計画 [PdR]、有機的プログラム [PO]、参加型提案文書 [DPP]		
事業立地	①ノヴィ地区・レジスタンス公園 ②ノヴィ地区・スポーツエリア「カンベッティ」隣接緑地		
事業計画の行程	2013年12月 : 州政府のコミュニティ参加に関する公募事業に応募 2014年1月～9月 : コミュニティ参加過程 Fatti il Centro Tuo!! 第3期 2016年1月 : ①レジスタンス公園の実施設計 [PE] を市議会にて承認 2016年8月 : ②カンベッティ隣接緑地の実施設計 [PE] を市議会にて承認		
工事の工程	① 2016年1月着工・竣工、②2016年8月着工・竣工		
備考	PdR : Piano di Ricostruzione PO : Piano Organico DPP : Documento di Proposta Partecipata PE : Progetto Esecutivo		
①レジスタンス公園		②カンベッティ隣接緑地	 <p>レジスタンス公園</p> <p>レジスタンス公園の立地</p>
土地利用	・公共サービス設備ゾーン (Zona destinata ad attrezzature pubbliche di servizio)	・レジャー・スポーツゾーン (Zona destinata ad attrezzature per lo svago e lo sport)	
敷地所有	・ノヴィディモデナ市政府	・ノヴィディモデナ市政府	
外部空間機能	・公共緑地、公民館、カフェテリア	・公共緑地、バーベキュー用設備	
外部空間形態	・2つの通りと民有に面する正方形の形をした公園	・2つの体育館に挟まれた細長い緑地	
現状イメージ			

図 6-13. パイロット事業「Spazi inFESTATI」の実施設計の基礎情報

第6章 ノヴィディモデナ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態

パイロット事業「Parcobaleno」の実施設計の基礎情報		対象事業区域と建造物の立地
事業概要	小・中学校跡地の児童公園への転用	 <p>事業区域</p> <p>歴史的市街地内の事業区域の立地</p>
事業区域立地	歴史的市中心街地の南側に立地する新設された小中学校の裏	
設計者	Arch. Roberto Malagoli / 市行政公共事業担当課	
関係主体	事業区域の隣接地に新設された学校に通う生徒や先生ら	
関連計画	ノヴィディモデナ市の復興計画 [PdR] 有機的プログラム [PO] 参加型提案文書 [DPP]	
事業計画の行程	2014年1月～10月：コミュニティ参加過程 Fatti il Centro Tuo!! 第3期 2014年2月～6月：児童公園整備事業「C'era una svolta」の実施 2015年10月：建築・景観の質に関する審議会 [CQAP] を通過 2015年11月：市議会にて実施設計 [PE] の承認	
工事の工程	2016年3月着工、2016年9月竣工	
備考	PdR : Piano di Ricostruzione PO : Piano Organico DPP : Documento di Proposta Partecipata CQAP : Commissione per la Qualità Architettonica e il Paesaggio PE : Progetto Esecutivo	
既存小学校、中学校、体育館		
土地利用	・公共サービス設備ゾーン (Zona destinata ad attrezzature pubbliche di servizio)	 <p>事業区域と周辺の建物との関係</p>
敷地所有	・ノヴィディモデナ市政府	
建物機能	・教育	
建物形態	・戦後に建設された小学校、中学校、体育館であり、特筆すべき形態的特徴は存在しない	
建物被害	・小学校、中学校、体育館は、地震により大規模に被害を受けたため、緊急時対応期に市民防災局により隣接地に再建された	
現状イメージ		

図 6-14. パイロット事業「Parcobaleno」の実施設計の基礎情報

パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」の実施設計の基礎情報		対象事業区域と建造物の立地
事業概要	プリモマッジョ広場を核とした公共空間の再評価と再生	 <p>事業区域</p> <p>歴史的市街地内の事業区域の立地</p>
事業区域立地	歴史的市街地の中心広場であり都市軸の交差点	
設計者	設計事務所 ZANIRATOSTUDIO / arch.Claudio Zanirato	
関係主体	市行政、広場に面する建物の所有者、商業者、市民組織、市民	
関連計画	ノヴィディモデナ市の復興計画 [PdR] 有機的プログラム [PO] 参加型提案文書 [DPP]	
事業計画の行程	2014年1月～10月：コミュニティ参加過程 Fatti il Centro Tuo!! 第3期 2014年12月：有機的プログラム [PO] と参加型提案文書 [DPP] 承認 2015年11月：市議会にて準備設計 [PP] の承認 2018年11月：市議会にて実施設計 [PE] の承認	
工事の工程	2020年3月着工 (予定)、2020年12月東側地区竣工 (予定)	
備考	PdR : Piano di Ricostruzione PO : Piano Organico DPP : Documento di Proposta Partecipata CQAP : Commissione per la Qualità Architettonica e il Paesaggio PE : Progetto Esecutivo	
プリモマッジョ広場		
土地利用	・歴史的芸術的特徴のある市街地ゾーン (Zona interesse da agglomerati insediativi che rivestono carattere storico-artistico)	 <p>事業区域</p> <p>事業区域と周辺の建物の関係</p>
敷地形状	・歴史的市街地の中央部の2つの都市軸沿いに東西に細長い形状	
敷地所有	・ノヴィディモデナ市政府	
外部空間機能	・道路、公共駐車場	
現状イメージ		

図 6-15. パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」の実施設計の基礎情報

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

次に、前節で定めた、1) 空間構成要素、2) 空間秩序、3) 空間構造、の3つに着目した分析方法により、入手した実施設計図書を参照し、3つの復興事業の空間変容を明らかにする。図6-16は、3つの復興事業の空間変容を分析した結果抽出された空間構成要素の一覧であり、それぞれの復興事業の空間変容は、以下の通りである。

建物要素							壁面要素			
芸術文化施設 (芸文)	音楽学校 (音楽)	中・小学校 (学校)	体育館 (体育)	ボルティコ (ボル)	市役所 (役所)	時計塔 (塔)	カフェテリア (カフェ)	漆喰塗装外壁 (漆喰壁)	ガラス張壁 (ガ張壁)	ガラス製壁 (ガ製壁)
屋根要素		舗装要素								
鋼トラス (鋼ト)	ドーマー窓 (ド窓)	ストーンウェア (スウ)	芝生 (芝)	インターロッキング (イロ)	セルブロック式 舗装(セ舗)	アスファルト舗 装(ア舗)	ウィングゲート (ゲート)	人工丘 (丘)	バスケットコー ト(バコ)	緑石 (緑石)
舗装要素						付加要素		外部空間要素		
自然素材 (自素)	坑外傷舗装 (坑外)	砂岩石材舗装 (砂舗)	ポーフィリー舗 装(ポ舗)	石英石材舗装 (石英舗)	石灰岩石舗装 (石灰舗)	ブルー石材舗 装(ブル舗)	障壁 (壁)	非常階段 (非階段)	広場 (広場)	駐車場 (駐車)
設備要素							植栽要素			
空調設備 (空)	水関連設備 (水)	電気設備 (電)	ガス設備 (ガス)	フェンス (フェ)	照明 (照明)	wi-fi設備 (wi-fi)	地上照明 (地照明)	駐輪ラック (駐輪)	花壇 (花)	ツタ (ツタ)
家具要素				植栽要素				導線要素		
ボード (ボラ)	児童遊具 (遊具)	ドッグラン用柵 (ド柵)	ベンチ (ベ)	ゴミ箱 (ゴ)	高木 (高)	中木 (中)	低木 (低)	表土 (土)	生垣 (垣)	屋外通路空間 (屋外)

図6-16. 抽出された空間構成要素

1) パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」

このパイロット事業では、地震により被害を受けた小学校の跡地に新しい芸術・文化複合施設と音楽学校が建設されている。芸術・文化複合施設には、図書館や青少年センター、行政事務室、楽器練習室など芸術と文化に特化した公共サービス機能が含まれており、新たにカフェテリアという商業機能も付与されている。

このパイロット事業の空間変容の分析結果を図6-17に示し、図6-18に実施設計図面を示した。第一に、建造物の空間構成要素では、環境的価値のある建物要素、壁面要素、導線要素、舗装要素、設備要素、屋根要素、歴史的・芸術的・環境的価値のない建物要素、の7種類の空間構成要素が抽出された。建造物の環境的価値のある全ての要素は、新設された芸術・文化複合施設に新たに付加された要素であり、歴史的・芸術的・環境的価値のない建物要素は、撤去された旧小学校である。つまり、建造物の空間構成要素は、旧小学校跡地への2つの建物の新設に伴い全ての空間構成要素を撤去並びに新たに付加された。

他方、外部空間の空間構成要素では、環境的価値のある植栽要素、舗装要素、設備要素、の3種類の空間構成要素が抽出された。環境的価値のある植栽要素の高木は、旧小学校と通りとの間の緑地に植えられていた2本の杉の木であり、震災後も維持されているものである。また、環境的価値のある植栽要素の低木は、2本の杉の木と同様に震災前に緑地に植えられていたものであるが、震災後に撤去されている。さらに、環境的価値のある舗装要素と設備要素は、震災後に新たに付加されたものである。つまり、外部空間の空間構成要素は、2つの建物の新設に伴い、植栽要素の一部は維持されたものの、その他の空間構成要素を撤去並びに新たに付加されている。

第二に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序は、新設される芸術文化複合施設は、コミュニティ参加過程での議論を経て、細長い敷地形状に合わせて細長い2つの建築物ボリュームの間に、地域イベントなどで使用できる屋外空間を整備することが決定され、整備されている。以上により、建造物と外部空間のボリュームに関する空間秩序が、新たに創出される予定である。他方、建造物と外部空間の配置に関する秩序は、震災前の小学校と通りとの間にあった緑地に植えられていた2本の杉の木と緑地は、震災後の芸術文化複合施設においても維持されることが、コミュニティ参加過程での議論を経て決定されている。つまり、外部空間の空間秩序が維持されている。また、震災後の当初の計画案では、芸術文化複合施設と音楽学校の間には壁の整備が計画されていたが、コミュニティ参加過程での議論を経て、壁を撤去し2つの建物を自由に行き来できるように通路空間を整備されている。以上により、建造物と外部空間の配置に関する空間秩序が新たに創出された。最後に、建造物と外部空間のアメニティに関する秩序は、新設される芸術文化複合施設の北側ファサードと屋外空間に面するファサードは、内部と外部のコミュニケーションを行えるように全面ガラス張りで整備されている。さらに、新設される芸術文化複合施設と音楽学校との間に不協和音を生じさせないように、複合施設の外壁素材や色調をニュートラルなものとして設定している。以上により、建造物のアメニティに関する空間秩序が、新たに創出された。

第三に、空間構造に関しては、震災前の小学校は、2つの通りに面しており、通りとの間には緑地が存在していたため、通り - 外部空間 - 建造物の3つによる空間構造であった。震災後に計画された芸術文化複合施設は、震災前と同様に、2つの通りに面しており、通りとの間に全面緑地が確保されていた。事業区域内に芸術複合施設とは別に音楽学校が建設されたが、空間構造は変化していない。

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

以上により、パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」の空間変容とは、旧小学校跡地での芸術文化複合施設と音楽学校の新設に伴い、部分的に震災前の植栽要素が維持されたが大部分の空間構成要素は撤去並びに新たに付加され、コミュニティ参加過程での議論を通じてボリューム、配置、アメニティに関する新しい空間秩序が創出され、空間構造が維持された。

		パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」の空間変容		
		抽出された要素	震災前後の変化	
空間構成要素	建造物（建築物／工作物）	環境的価値のある要素	建造物要素	【前】— 震災前に事業区域内に存在した70年代に建設された小学校は、地震により大規模に被災したため、緊急時対応において既成市街地の南側に新設された。そのため、小学校跡地に図書館や青少年センター、イベントスペース、練習室などの機能複合された芸術文化複合施設が新たに建設された。
			【後】 芸文	【前】— 震災前に事業区域内に存在した70年代に建設された小学校は、地震により大規模に被災したため、緊急時対応において既成市街地の南側に新設された。小学校跡地の北側には、芸術文化複合施設が新設され、南側には市民組織の管理する音楽学校が建設された。
		【後】 音楽	【前】— 事業区域内に新設される芸術文化複合施設の外壁には、伝統的な素材である漆喰塗装の壁が定められている。	
		壁面要素	【後】 漆喰壁	【前】— 新設される芸術文化複合施設の北側とエントランスへの屋外通路空間に面する外壁は、建物内部の公共活動を見えるように壁全面ガラス張りの壁が装備されている。
		【後】 ガ張壁	【前】— 芸術文化複合施設内部の図書館と読書室兼学習室の間には、3m弱の高さのガラスの壁で区切られており、静かな環境が整えられている。	
		【後】 方製壁	【前】— 震災前に事業区域内に存在した70年代建造の小学校は、周辺からは閉じられていた。一方、新設される芸術文化複合施設では、敷地形状に沿って細長い2つの建物ボリュームの間に、エントランスへの導線を確保する屋外空間が設けられている。この屋外空間は、地域のイベントスペースとしても利用される予定である。	
		導線要素	【後】 屋外	【前】— 新設される芸術文化複合施設の床は、木目調の磁器製ストーンウェアで整備されており、良好なメンテナンス性能が保証されている。
		舗装要素	【後】 スウ	【前】— 新設された芸術文化複合施設では、冬期暖房システムと夏期冷却システム、空気循環システムなどの空調設備、衛生的な水供給や排水など水関連設備、長寿命・高効率ランプを搭載したペンダント照明などの電気設備が装備されている。
		設備要素	【後】 空/水/電	【前】— 新設された芸術文化複合施設の屋根では、鋼格子のトラス構造による屋根が採用されており、内部や外部からもその構造を認識できるように整備されている。
		【後】 鋼ト	【前】— 新設された芸術文化複合施設の屋根の一部では、開放できる大きなドーマー窓が装備されており、図書館内にも上から光を取り入れるように設計されていた。	
屋根要素	【後】 ド窓	【前】 学校	【前】— 震災前に事業区域内に存在した70年代に建設された小学校は、地震により大規模に被災したため、緊急時対応において既成市街地の南側に新設された。そのため、被害を受けた小学校は、取り壊され、跡地には芸術文化複合施設と音楽学校が建設された。	
【後】 —	【後】 —	【後】 —	【後】—	
歴史的・芸術的・環境的価値のない要素	建造物要素	【前】 学校	【前】— 震災前に事業区域内に存在した70年代に建設された小学校は、地震により大規模に被災したため、緊急時対応において既成市街地の南側に新設された。そのため、被害を受けた小学校は、取り壊され、跡地には芸術文化複合施設と音楽学校が建設された。	
【後】 —	【後】 —	【後】 —	【後】—	
外部空間	環境的価値のある要素	植栽要素	【前】 高	事業区域の北側に震災前から植えられていた2本の杉の高木は、コミュニティ参加のプロセスを経た事業計画の中で維持されることが決定されていた。しかし、1本の杉の木は、倒木の危険性があったため、震災後には1本の杉の木のみ保存されている。
		【後】 高	【前】 低	震災前の事業区域内の小学校の前面緑地には、低木が植えられていたが、震災後には撤去されている。
		【後】 低	【前】 —	震災前に小学校の周辺には、緑地が広がっていたが、震災後の芸術文化複合施設と音楽学校の外部空間には、芝生が植えられ、歩行者通路はインターロッキング舗装で仕上げられている。
		【後】 —	【後】 芝/イロ	【前】— 震災前の小学校は、高いブロック塀で囲われていたが、震災後の事業区域と周辺の通路との間には、高さの低い視認できるフェンスが整備されている。
【後】 フェ	【後】 フェ	【後】 —	【後】—	
空間秩序	建造物と外部空間のボリュームに関する秩序	震災前後の変化		
	建造物と外部空間の配置に関する秩序	ボリュームに関しては、新設される芸術文化複合施設は、コミュニティ参加過程での議論を経て、細長い敷地形状に合わせて細長い2つの建物ボリュームの間に、地域イベントなどで使用できる屋外空間を整備することが決定され、整備されている。以上により、建造物のボリュームに関する空間秩序が、新たに創出された。		
	建造物と外部空間のアメニティに関する秩序	配置に関しては、震災前の小学校と通りの間にあった緑地に植えられていた2本の杉の木と緑地は、震災後の芸術文化複合施設においても保存されることが、コミュニティ参加過程での議論を経て決定されている。よって、建造物と外部空間の配置に関する空間秩序が維持された。また、震災後の当初の計画案では、芸術文化複合施設と音楽学校の間に壁の整備が計画されていたが、コミュニティ参加過程での議論を経て、壁を撤去し2つの建物を自由に行き来できるように通路空間を整備している。以上により、外部空間の配置に関する空間秩序が、新たに創出された。		
空間構造	建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造	震災前後の変化		
		震災前	震災後	

図6-17. パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」の空間変容

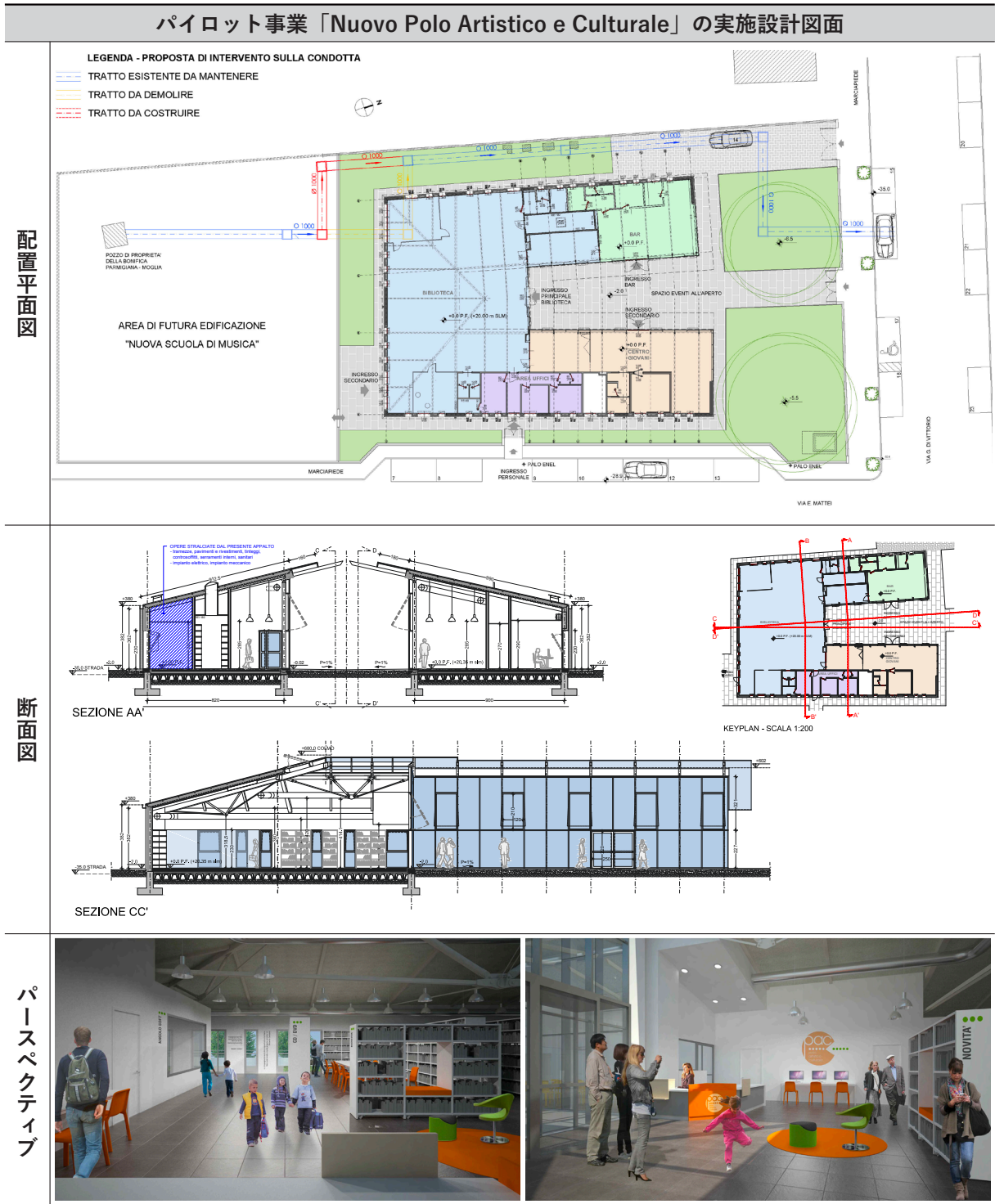


図 6-18. パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」の実施設計図面一覧

2) パイロット事業「Spazi inFestati」

このパイロット事業では、既存のレジスタンス公園の再価値化が行われており、カフェテリアの入っている公共建物の外壁塗装の修復や公園内の舗装修復、地域イベントのためのインフラ設備設置、植栽の再配置や芝生の整備が行われている。

このパイロット事業の空間変容の分析結果を図6-19に示し、実施設計図面を図6-20に示した。第一に、建造物の空間構成要素では、環境的価値のある建物要素と壁面要素の2種類の空間構成要素が抽出された。建造物の環境的価値のある建物要素は、震災後も維持されており、壁面要素は外壁塗装の修復により新たに付加された要素である。つまり、建造物の空間構成要素は、維持並びに新たに付加されている。

他方、外部空間の空間構成要素では、環境的価値のある植栽要素、家具要素、舗装要素、設備要素、環境的価値のない舗装要素、付加要素、の6種類の空間構成要素が抽出された。環境的価値のある植栽要素と家具要素は、既存の中・低木と児童遊具が撤去され、新たに植栽が植えられ、ドッグランとその柵が整備されたことから、空間構成要素の撤去と付加されたものである。また、環境的価値のある舗装要素と設備要素は、震災前の人口の丘のみ撤去された空間構成要素であるが、その他の空間構成要素は、全て公園の再価値化事業の中で新たに付加された要素である。さらに、環境的価値のない舗装要素と付加要素は、全て震災後に撤去されている。つまり、外部空間の空間構成要素は、公園の再価値化に伴い、全ての空間構成要素が撤去並びに新たに付加されている。

第二に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間のボリューム、配置に関する秩序は維持されており、に変化は見られなかった。他方、アメニティに関する秩序は、コミュニティ参加過程での一連の活動を通じて、3つのコミュニティごとに緑地を「アクセシビリティ」「視認性」「利便性」「設備」の4つの指標により分析し、その結果を踏まえてレジスタンス公園において、地域イベントのための設備整備や舗装の修復と張り替え、植栽の撤去と再整備が行われている。以上により、外部空間のアメニティに関する空間秩序が新たに創出された。

第三に、空間構造に関しては、震災前のレジスタンス公園の空間構造は、1つの通りと民間住宅地により囲まれており、通り-外部空間の2つによる空間構造であった。このパイロット事業では、既存公園の再価値化により植栽や舗装、遊具、建物の外壁などの改修が行われたため、空間構造を維持している。

以上により、パイロット事業「Spazi inFESTATI」の空間変容とは、公園の再価値化に伴い、震災前のカフェテリアのある建物は維持されたが、抽出された大部分の空間構成要素は撤去並びに新たに付加され、コミュニティ参加過程での議論を通じてアメニティに関する新しい空間秩序が創出され、空間構造が維持された。

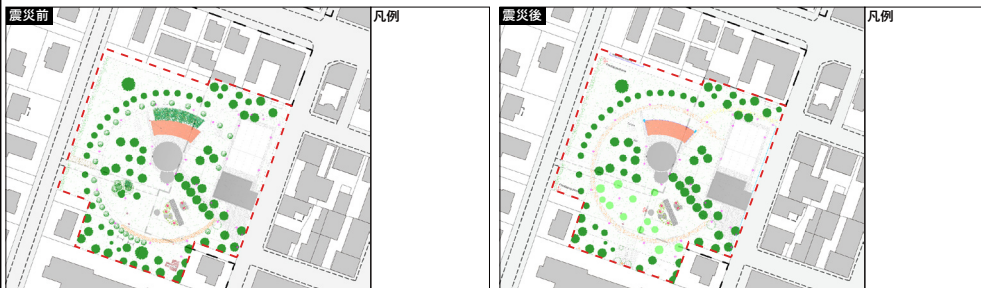
パイロット事業「Spazi inFESTATI」の空間変容				
		抽出された要素	震災前後の変化	
空間構成要素	建造物	環境的価値のある要素	建物要素 【前】 カフェ 【後】 カフェ 震災前からレジスタンス公園に存在したカフェテリアの入っている建物は、震災後においても残されている。	
		環境的価値のある要素	壁面要素 【前】 - 【後】 漆喰壁 震災前からレジスタンス公園に存在したカフェテリアの入っている建物の外壁は、公園の再価値化事業の中で、漆喰壁の外壁塗装の修復が行われた。	
	外部空間（中庭／公園／広場／緑地）	環境的価値のある要素	植栽要素 【前】 中/低 【後】 中/低 震災前にレジスタンス公園内にあった全てのサイレンスやボプラなどの中木や低木は、震災後に伐採・除去されており、震災後に新しい中木・低木に植え替えられている。	
			家具要素 【前】 遊具 【後】 ド冊 震災前にレジスタンス公園内に存在した古びた児童遊具は、撤去され、その跡地には、小型・中型・大型犬用に分けられたドッグランとその仕切り柵が設置されている。	
		舗装要素	【前】 丘 【後】 - 震災前にレジスタンス公園内に存在した人工の丘は、公園の再価値化事業の中で撤去された。	
			【前】 - 【後】 セ舗 震災前にレジスタンス公園中央部にあった円環状の歩道の既存アスファルト舗装は、震災後にセルフロック式舗装に再整備されている。	
			【前】 - 【後】 ア舗 震災前にレジスタンス公園の東側入り口からの歩道のアスファルト舗装は、震災後に舗装修復が行われた。	
			【前】 - 【後】 芝 震災前に整備の行き届いていなかったレジスタンス公園内の緑地の一部は、芝生へと変更された。	
			【前】 - 【後】 フェ レジスタンス公園の再価値化事業では、震災前に存在しなかった公園東側の既存壁にスチールフェンスを新たに設置し、通りから公園内の視認性を向上させている。	
			【前】 - 【後】 ゲート レジスタンス公園の再価値化事業では、震災前に存在しなかった公園東側の2箇所に3つのウィンドゲートが設置されている。	
		環境的価値のない要素	舗装要素 【前】 ア舗 【後】 - 震災前にレジスタンス公園にあった円環状の歩道や入り口付近の歩道は、いずれも経年劣化したアスファルト舗装であったが、震災後にセルフロック式舗装に再整備されている。	
			付加要素 【前】 壁 【後】 - 震災前にあったレジスタンス公園の東側の既存壁は、視認性を確保するために撤去されている。	
		環境的価値のない要素	付加要素 【前】 緑石/壁 【後】 - 震災前にあったスケートリンクの緑石や障壁は、レジスタンス公園の再価値化事業により撤去されている。	
			震災前後の変化	
	空間秩序	建造物と外部空間のボリュームに関する秩序	配置に関する変容は見られないことから、空間秩序は維持されており、変化なし。	
		建造物と外部空間の配置に関する秩序	アメニティに関する秩序では、コミュニティ参加過程の一連の活動を通じて、3つのコミュニティごとに緑地を「アクセシビリティ」「視認性」「利便性」「設備」の4つの指標により分析し、その結果を踏まえてレジスタンス公園において、地域イベントのための設備整備や舗装の修復と張り替え、植栽の撤去と再整備が行われている。以上により、外部空間のアメニティに関する空間秩序が新たに創出されたと言える。	
	空間構造	震災前後の変化		震災前のレジスタンス公園の空間構造は、1つの通りと民間住宅地により囲まれており、通り・外部空間の2つによる空間構造であった。このパイロット事業では、既存公園の再価値化により植栽や舗装、遊具、建物の外壁などの改修が行われたため、空間構造を維持している。
		建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造		

図 6-19. パイロット事業「Spazi inFestati」の空間変容

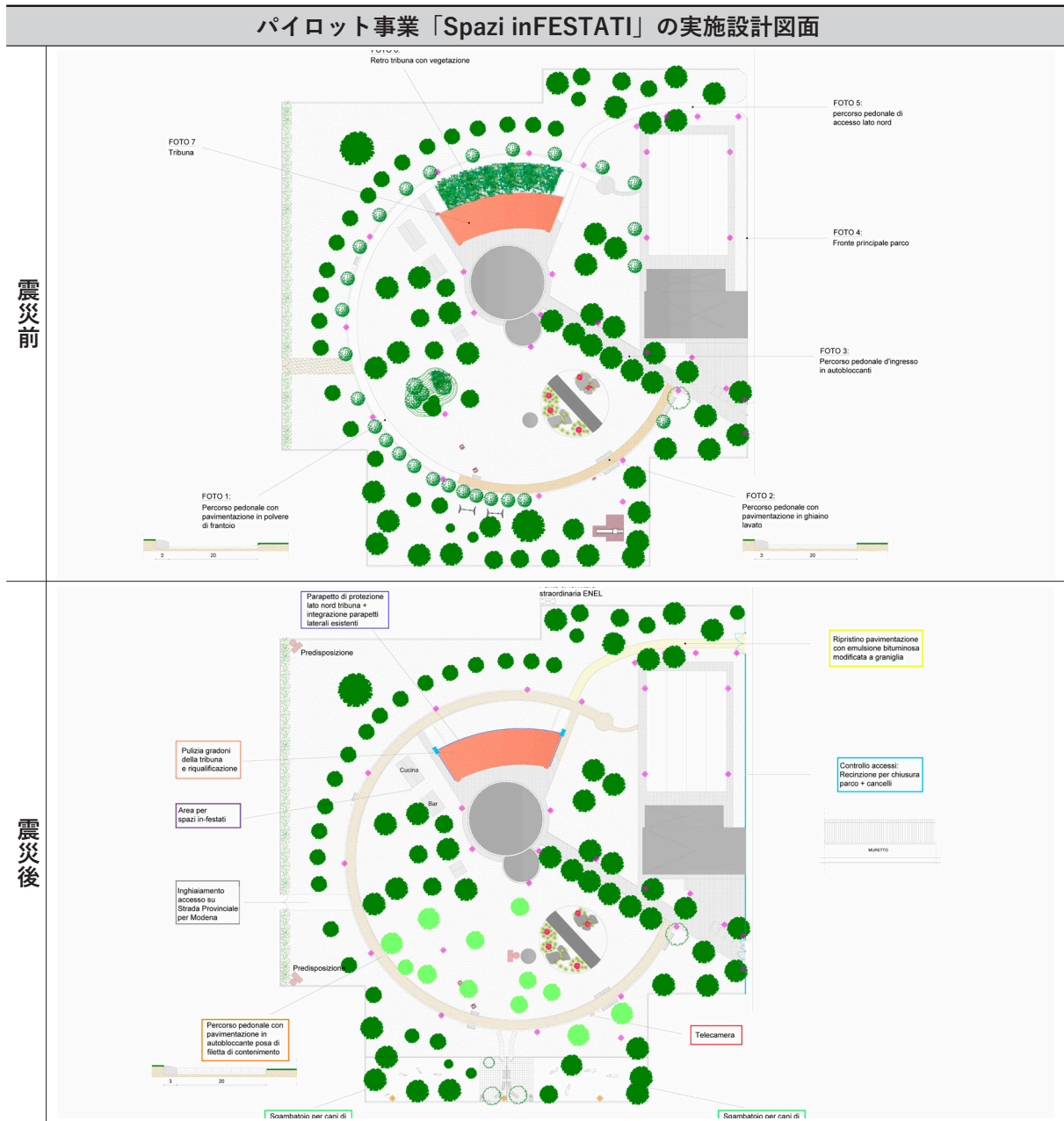


図 6-20. パイロット事業「Spazi inFESTATI」の実施設計図面一覧

3) パイロット事業「Parcobaleno」

このパイロット事業では、地震により被害を受けた中学校と小学校、体育館の3つの建物の跡地を学校に通う児童と市民のための公園として転用し、再価値化されている。この事業計画過程では、学校の児童と教師らの参加型設計が実施された。

このパイロット事業の空間変容の分析結果を図6-21に示し、実施設計図面を図6-22に示した。第一に、建造物の空間構成要素では、環境的価値のある建物要素の1種類の空間構成要素が抽出された。この建造物の環境的価値のある建物要素は、震災後に撤去されている。つまり、建造物の空間構成要素は、撤去されている。

他方、外部空間の空間構成要素では、環境的価値のある植栽要素、家具要素、舗装要素、設備要素、環境的価値のない舗装要素、付加要素、の6種類の空間構成要素が抽出された。環境的価値のある植栽要素の高木と中木は、震災後に再配置されて植え直されており、設備要素のフェンスは、震災後に部分的に再利用され、震災後も維持されている要素である。他方、その他の環境的価値のある要素は、全て震災後の公園整備で新たに付加されたものである。また、環境的仮のない舗装要素と付加要素は、ほぼ全て震災後に撤去されているものの、体育館と民有地の住宅地との間の壁は修復され、バスケットコート壁として再利用されている。つまり、外部空間の空間構成要素は、植栽要素の一部と付加要素の一部は維持されたものの、その他の空間構成要素は撤去並びに新たに付加されている。

第二に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間のボリューム、配置に関する秩序は維持されており、変化は見られなかった。他方、アメニティに関する秩序は、学校跡地を児童と市民のための公園へと転用するコミュニティ参加過程での議論を経て、小中学校の生徒と先生らの意見を踏まえたガイドラインと推薦事項がまとめられ、公園の公共に開く部分と学校の部分に対する空間の質を高めるルールが定められている。このルールに基づいて、事業区域内外に視覚的な障壁を設けずに、子どもたちの感覚を刺激する地形や植栽を選定し、多様な利用を誘発するベンチや児童遊具を設置している。以上により、外部空間のアメニティに関する空間秩序が新しく創出された。

第三に、空間構造に関しては、震災前の事業区域の空間構造は、通りと小学校・中学校との間に校庭が広がっていたため、通り-外部空間-建造物の3つによる空間構造であった。震災後に学校跡地は児童と市民のための公園へと整備されたため、通り-外部空間の3つによる空間構造へと変化している。以上により、事業区域内の空間構造は、震災前後で変容している。

以上により、パイロット事業「Parcobaleno」の空間変容とは、学校跡地の公園へ転用するための建造物の撤去に伴い空間構造が変化され、震災前の植栽とフェンス、壁は部分的に維持されたが、抽出された大部分の空間構成要素は撤去並びに新たに付加され、コミュニティ参加過程での議論を通じてアメニティに関する新しい空間秩序が創出された。

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

		パイロット事業「Parcobaleno」の空間変容				
		抽出された要素	震災前後の変化			
空間構成要素	環境的価値のある要素	環境的価値のある要素	【前】 学校 / 体育館 【後】 -	震災前に事業区域内に存在した「ガスパリーニ」中学校、体育館、「アンネ・フランク」小学校は、地震により大規模に被害を受け、震災後に取り壊された。また、緊急時対応において市民防災局が隣接地に小中学校と体育館を建設しており、暫定的な公共施設だが質が高いため、継続的な使用が決定されている。		
			植栽要素	【前】 - 【後】 土	学校と体育館の跡地を子どもと市民のための公園として整備するために、植栽を植えるための新しい表土が搬入された。	
				【前】 高 / 中 【後】 高 / 中 / 低	震災前に事業区域内に存在した既存の高木と中木は、公園整備において再配置され、また新しい高・中・低木が、植えられている。	
				【前】 - 【後】 垣 / 花	震災前に事業区域内に存在しなかった、生垣と花壇が、公園整備において新たに造形されている。	
			家具要素	【前】 - 【後】 ベ / ゴ	震災前に事業区域内に存在しなかった、ベンチやゴミ箱が、公園整備において新たに設置されている。	
				【前】 - 【後】 児童	震災前に事業区域内に存在しなかった、児童遊具が、公園整備において新たに設置されている。	
			舗装要素	【前】 - 【後】 芝	震災前に事業区域内に存在しなかった芝生が、公園内に新たに整備されている。	
				【前】 - 【後】 自素	震災前に事業区域内には、アスファルト舗装の歩行者道と自動車道が整備されていたが、公園への再価値化事業では、自然素材を用いられた歩行者と自動車の通路が整備されている。	
				【前】 - 【後】 ゲート	事業区域の北側通路には、新たに公園へのアクセスゲートが設置されている。	
				【前】 - 【後】 坑外	震災前に事業区域内に存在しなかった子どもたちの遊び場が、坑外傷フローリングにより舗装されている。	
			設備要素	【前】 フェ 【後】 フェ	震災前に事業区域内にあった敷地境界のフェンスは、建物の取り壊して損傷したため、既存のフェンスを修復し、さらに不足箇所には新しいフェンスを設置した。	
				【前】 - 【後】 水	震災前に事業区域内になかった灌漑システムや下水道システムなど水関連設備が、新たに整備された。	
			環境的価値のない要素	舗装要素	【前】 - 【後】 ア舗	震災前に事業区域内にあったアスファルト舗装の歩行者道や自動車道、駐車場、野外活動スペースは、全て撤去され、震災後には自然素材の舗装や坑外傷フローリング、芝生などで整備されている。
					【前】 ア舗 【後】 -	震災前に事業区域内に立地しており被害を受けたため取り壊された建物の基礎部分やアスファルト舗装が、公園整備のために撤去された。
				付加要素	【前】 非階段 【後】 -	震災前に事業区域内にあった中学校の非常階段は、震災後に撤去されている。
					【前】 壁 【後】 壁 / パコ	震災前に事業区域内にあった体育館と民有地の住宅地との間の壁は、震災後も修復されてバスケットコートのリングの支え壁として再利用されており、さらにこの壁の前にはバスケットコート舗装がなされている。
					震災前後の変化	
					建造物と外部空間のボリュームに関する秩序	ボリュームに関する変容は見られないことから、空間秩序は維持されており、変化なし。
建造物と外部空間の配置に関する秩序	配置に関する変容は見られないことから、空間秩序は維持されており、変化なし。					
建造物と外部空間のアメニティに関する秩序	アメニティに関する秩序では、学校跡地を児童と市民のための公園へと転用するコミュニティ参加過程での議論を経て、小中学校の生徒と先生らの意見を踏まえたガイドラインと推薦事項がまとめられ、公園の公共に開く部分と学校の部分に対する空間の質を高めるルールが定められている。このルールに基づいて、事業区域内外に視覚的な障壁を設けずに、子どもたちの感覚を刺激する地形や植栽を選定し、多様な利用を誘発するベンチや児童遊具を設置している。以上により、外部空間の新しい空間秩序が創出された。					
空間構造	震災前後の変化					
	建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造	震災前の事業区域の空間構造は、通りと小学校・中学校との間に校庭が広がっていたため、通り・外部空間・建造物の3つによる空間構造であったが、震災後に学校跡地は児童と市民のための公園へと整備されたため、通り・外部空間の3つによる空間構造へと変化している。以上により、事業区域内の空間構造は、震災前後で変容している。				

図 6-21. パイロット事業「Parcobaleno」の空間変容



図 6-21. パイロット事業「Parcobaleno」の実施設計図面一覧

4) パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」

このパイロット事業は、ノヴィの歴史的市街地の中心にあるプリモ・マッジョ広場の再価値化、再生を図る事業であり、震災後にはそれぞれの特徴に応じた5つの小さな広場へと分けられて、デザインされている。

このパイロット事業の空間変容の分析結果を図6-22に示し、実施設計図面を図6-23に示した。第一に、建造物の空間構成要素では、歴史的・芸術的価値のある建物要素と環境的価値のある建物要素の2種類の空間構成要素が抽出された。歴史的・芸術的価値のある時計塔と市役所は、震災後に修復されるため、この空間構成要素は維持される予定である。他方、環境的価値のあるポルティコは、震災後に広場に面する建造物の地階部分に挿入されることから、新たに付加された要素である。つまり、建造物の空間構成要素は、歴史的価値のある空間構成要素が維持され、環境的価値のある空間構成要素が新たに付加される予定である。

他方、外部空間の空間構成要素では、環境的価値のある外部空間要素、植栽要素、家具要素、舗装要素、設備要素、の5種類の空間構成要素が抽出された。環境的価値のある外部空間要素である広場は、5つの小さな広場へと分けられデザインされる予定である。その他の環境的価値のある抽出された空間構成要素は、全て新たに付加された要素である。つまり、外部空間の空間構成要素は、広場の再価値化に伴い、全ての空間構成要素が新たに付加される予定である。

第二に、空間秩序に関しては、建造物と外部空間のボリュームに関する秩序では、広場に面する建物の再建の際に、市民の生活・商業空間の連続性を確保するために、再建をきっかけに地階にポルティコ空間を創出している建物も見られる予定である。よって、建造物と外部空間のボリュームに関する新しい空間秩序が創出される予定である。また、建造物と外部空間の配置に関する秩序では、震災前の大きく広い1つのプリモ・マッジョ広場は、それぞれの空間の特性に応じて5つの小さな広場に分けられ、周辺の建築特徴に応じて各々の広場の機能や形態が決められている。よって、外部空間の配置に関する新しい空間秩序が創出される予定である。最後に、建造物と外部空間のアメニティに関する秩序は、コミュニティ参加過程での議論を踏まえて作成された有機的プログラムとこの事業の準備設計では、広場のガイドラインだけではなく、5つの広場に面する建物の再建事業の機能的・形態的な質を調整するルールが定められている。例えば、外壁材や色の調和、建物機能に応じた各々の広場のベンチや植栽の設置などである。以上により、建造物と外部空間のアメニティに関する新しい空間秩序が創出される予定である。

第三に、空間構造に関しては、広場が通りと建造物に取り囲まれていたので、外部空間、通り、建造物の3つによる空間構造であったが、震災後に広場の再価値化事業が実施されるためであり、空間構造の変容は予定されていない。

以上により、パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」の空間変容とは、歴史的市街地の中心の広場の再価値化に伴い、時計塔や市役所は維持されたが、抽出されたポルティコやその他植栽、家具、舗装、設備などの空間構成要素は新たに付加され、コミュニティ参加過程での議論を通じてボリューム、配置、アメニティに関する秩序が新たに創出され、空間構造は維持されている。

第6章 ノヴィディモデナ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態

		パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」の空間変容		
		抽出された要素	震災前後の変化（予定）	
建造物	歴史的・芸術的価値のある要素	【前】塔/役所 【後】塔/役所	震災前にプリモ・マッジョ広場に面している建物の中で特に歴史的・芸術的価値のある建物は時計塔と市役所であるが、震災後においても修復されて重要な要素として位置付けられる予定である。	
	環境的価値のある要素	【前】－ 【後】ボル	震災前にプリモ・マッジョ広場に面していた建物の中には、いくつか地階部分にボルティコ空間を有しているものが存在したが、広場の再整備と合わせて、広場に面する建造物を再建する際に、ボルティコ空間を地階部分に挿入される予定である。	
外部空間（中庭／公園／広場／緑地）	環境的価値のある要素	外部空間要素	【前】広場 【後】広場	事業区域対象となっている震災前のプリモ・マッジョ広場は、ノヴィの歴史的市街地の中でも中心であり、一部は公共駐車場として利用されていた。震災後の事業計画では、この広場は5つの小さな広場に分割されて、デザインされる予定である。
		植栽要素	【前】－ 【後】低	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場に植栽は植えられていなかったが、5つの広場の中で最も西側の休憩とリラクゼーションのための緑の広場には、ベンチの近くにカタルパという低木が植えられる予定である。
	【前】－ 【後】低		震災前の大きなプリモ・マッジョ広場に植栽は植えられていなかったが、5つの広場の中で歴史的な時計塔の前の広場には、花を咲かせるプロナスという低木が植えられる予定である。	
	家具要素	【前】－ 【後】ツタ	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場に植栽は植えられていなかったが、5つの広場の中で中央に立地する集会のための中央広場には、装飾的なエスバリエというツタが植えられる予定である。	
		【前】－ 【後】中/花壇	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場に植栽は植えられていなかったが、5つの広場の中でイベントのための市役所前の広場には、マグノリアという中木が残され、新たに花壇が整備される予定である。	
	植栽要素	【前】－ 【後】低/花壇	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場に植栽は植えられていなかったが、5つの広場の中で駐車場と植栽のあるマーケット広場には、低木が植えられ、花壇が整備される予定である。	
		【前】－ 【後】ボラ	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場にはなかったものの、広場の再価値化、活性化、再生事業では、車の通行を制限する移動式と固定式のボラードが設置される予定である。	
	舗装要素	【前】－ 【後】ペ	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場にはなかったものの、広場の再価値化、活性化、再生事業では、多様な素材によるベンチが設置される予定である。	
		設備要素	【前】－ 【後】砂舗	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場は、アスファルト舗装であったものの、広場の再価値化、活性化、再生事業により、緑の広場とマーケット広場は、非常に耐久性があり滑りにくい地元の砂岩石材舗装で整備される予定である。
	舗装要素		【前】－ 【後】ポ舗	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場は、アスファルト舗装であったものの、広場の再価値化、活性化、再生事業により、塔の広場、中央十字広場、市役所広場の3つの広場では、3色のポーフイーラー舗装で整備される予定である。
		舗装要素	【前】－ 【後】石英舗	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場は、アスファルト舗装であったものの、広場の再価値化、活性化、再生事業により、私道やボルティコ空間の舗装は、石英材舗装により整備される予定である。
	舗装要素		【前】－ 【後】石灰舗	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場は、アスファルト舗装であったものの、広場の再価値化、活性化、再生事業により、水の収集路は石灰岩石材で造られる予定である。
		舗装要素	【前】－ 【後】ブル舗	震災前の大きなプリモ・マッジョ広場は、アスファルト舗装であったものの、広場の再価値化、活性化、再生事業により、時計塔からレジスタンス公園へ斜めのトラックがブロン石材舗装で整備される予定である。
	設備要素		【前】－ 【後】照明	広場の再価値化、活性化、再生事業により、背の高いマルチアームの照明が、ベンチや花壇の周辺に整備される予定である。
		設備要素	【前】－ 【後】地照明	広場の再価値化、活性化、再生事業により、時計塔と市役所広場には、地上照明が整備される予定である。
	設備要素		【前】－ 【後】水	広場の再価値化、活性化、再生事業により、排水管や集水システムなど水関連設備が整備される予定である。
		設備要素	【前】－ 【後】駐輪	広場の再価値化、活性化、再生事業により、自転車の駐輪ラックやシェアサイクルステーションが、ベンチや花壇の周辺に整備される予定である。
	設備要素		【前】－ 【後】ゴ	広場の再価値化、活性化、再生事業により、ゴミ収集箱が、ベンチや花壇の周辺に整備される予定である。
空間秩序		震災前後の変化（予定）		
	建造物と外部空間のボリュームに関する秩序	ボリュームに関する秩序については、広場に面する建物の再建の際に、市民の生活・商業空間の連続性を確保するために、再建をきっかけに地階にボルティコ空間を創出している建物も見られる予定である。よって、建造物のボリュームに関する新しい空間秩序が創出される予定である。		
	建造物と外部空間の配置に関する秩序	配置に関する秩序については、震災前の大きく広い1つのプリモ・マッジョ広場は、それぞれの空間の特性に応じて5つの小さな広場に分けられ、周辺との建築特徴に応じて各々の広場の機能や形態が決められている。よって、外部空間の配置に関する新しい空間秩序が創出される予定である。		
建造物と外部空間のアメニティに関する秩序	アメニティに関する秩序については、コミュニティ参加過程での議論を踏まえて作成された有機的プログラムとこの事業の準備設計では、広場のガイドラインだけでなく、5つの広場に面する建物の再建事業の機能的・形態的な質を調整するルールが定められている。例えば、外壁材や色の調和、建物機能に応じた各々の広場のベンチや植栽の設置などである。以上により、建造物と外部空間のアメニティに関する新しい空間秩序が創出される予定である。			
空間構造	震災前後の変化（予定）			
	建造物・外部空間・通りの3つによる空間構造	震災前の事業区域の空間構造は、広場という外部空間が通りと建造物に取り囲まれていたため、外部空間、通り、建造物の3つによる空間構造であったが、震災後に広場の再価値化整備事業が実施されるのみであり、空間構造の変容は予定されていない。		

図 6-22. パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」の空間変容



6-7 第6章のまとめ：共編集の観点からみた本事例の考察

本章では、まずノヴィディモデナ市の震災復興プロセスにおけるコミュニティ参加の動的メカニズムを示し、その上でコミュニティ参加コーディネーターへのインタビュー調査結果の分析により、復興ガバナンス体制を可視化し、その構築プロセスの特性を明らかにした。

復興ガバナンス体制の構築プロセスは、初期段階より、参加プロセス運営グループを中心としたコミュニティ参加の促進体制が構築されており、この運営グループと3つの地区コミュニティ毎に議論の行われた後に、これらのコミュニティを含む地域全体でビジョンと戦略に関する議論が行われている。最終段階においても、運営グループを中心とした全体体制に変化は見られないが、5つのパイロット事業グループで作成された事業計画は、建築と景観の質に関する審議会により指導・調整されており、この審議会による審議を通過したパイロット事業は実施されていたことが全体特性として明らかになった。

次に、歴史的市街地内部の最小事業介入単位ごとの修復事業の実施プロセスを把握し、4つのパイロット事業の空間変容の実態を明らかにした。大きな空間変容の見られた事業は、パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」とパイロット事業「Parcobaleno」であり、前者の事業では、被災した旧小学校跡地に芸術文化複合施設と音楽学校の新設に伴い、コミュニティ参加過程での議論結果を規範とし、ボリューム、配置、アメニティに関する新たな空間秩序が創出された。他方、後者の事業では、被災した学校跡地を公園へ転用するために大部分の空間構成要素は撤去並びに新たに付加され、コミュニティ参加過程での議論を規範として、アメニティに関する新しい空間秩序が生まれていた。

一方で、パイロット事業「Spazi inFESTATI」と「Piazza Diffusa di Novi」では、公園と広場の再価値化を目指した事業であり、前者の事業では、カフェテリアのある建物の修繕などによりアメニティに関する新しい空間秩序が創出されていた。他方、「Piazza Diffusa di Novi」では、歴史的な価値のある時計塔や市役所は維持されたが、新たに舗装や家具、植栽などの空間構成要素が付加されており、コミュニティ参加過程での議論を規範として、ボリューム、配置、アメニティに関する新しい空間秩序が創出される予定である。

最後に、明らかになったノヴィディモデナ市の震災復興の実態を共編集の観点から改めて考察し、第3部への接続を試みる。この考察は、第1章で設定した共編集の評価指標毎に行い、より詳細な評価は第3部で行うこととする。

第一に、「過程」に関する評価指標「制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか」については、ノヴィディモデナ市の震災復興プロセスは、4つの時期区分に基づいて分析を行った。これらの震災復興プロセスでは、コミュニティ参加のプロセスを促進する外部専門家が、計画やプログラム策定など制度過程と地域の課題やニーズの把握という運動過程を常に調整しながら進められた。コミュニティ参加の結果は、第一次・第二次復興計画と有機的プログラムへと反映され、参加過程の結果は、エミリアローマニャ州法により定められた参加型提案文書 D.P.P. としてまとめられ、ノヴィディモデナ市のローカルな復興ガイドラインとして位置づけられていた。以上により、ノヴィディモデナ市の震災復興では、4つの時期区分全てで「過程」に関する評価指標を満たしていたと言える。

第2部 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

第二に、「ガバナンス体制」に関する評価指標「段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか」については、ノヴィディモデナ市では、震災以前からモデナ県の中でも市民活動が活発に行われていた自治体であり、ネットワーク型ガバナンス体制が既に存在した。このような素地のあった自治体では、第1期より、アリーナ型ガバナンス体制であるコミュニティ参加プロセスの運営グループが設立され、さらに3つの地区コミュニティ毎に課題とニーズを把握するためのアリーナ型ガバナンス体制が構築された。第2期では、地区コミュニティ毎のアリーナ型ガバナンス体制を統合してプラットフォーム型ガバナンス体制を構築し、地域全体のビジョンとシナリオを描いている。その後、第3期では、5つのパイロット事業毎に、プロジェクト型ガバナンス体制であるパイロット事業設計グループが設立され、第4期には、事業竣工後の公共緑地空間を維持管理権限をと市民・市民組織へと移譲され、市民・市民組織と市政府との間にアリーナ型ガバナンス体制が構築されている。以上により、ノヴィディモデナ市の震災復興では、4つのガバナンス体制の類型が全て構築されており、第1期より段階に応じてガバナンス体制が構築され続けていたと言える。

第三に、「空間・像」に関する評価指標「空間像に即した実空間が実現されたか」については、ノヴィディモデナ市では、発災から7ヶ月後2012年12月末に州政府による復興のための法律制定後、2013年4月よりコミュニティ参加過程の運営グループを結成し、復興計画の策定と有機的プログラムの策定が実施された。ノヴィディモデナ市の復興計画と有機的プログラムでは、3つの地区コミュニティの課題とニーズを踏まえた上で、地域全体の復興の将来像とそれを実現化させるための戦略を描いている。ノヴィ地区の歴史的市街地の復興計画では、平時の都市基本計画P.R.G.で規定されるゾーニングと統合的修復プログラムP.I.R.の事業区域と介入カテゴリーを規範とし、最小事業介入単位「Unità Minime di Intervento」毎に設立された共同事業体によって実施設計が行われる。本章の調査分析では、ノヴィ地区の歴史的市街地には、未だ都市軸沿いの事業で未着工の修復事業も散見されたが、発災から8年弱が経過した時点での分析であることから、順調に事業実施がなされていると考察できる。

他方、主に有機的プログラムに基づいて構想された4つのパイロット事業では、主に公共建築物と公共空間の再価値化を主眼としており、コミュニティ参加過程の結果を踏まえて、ボリューム、配置、アメニティに関する新しい空間秩序が創出されていた。4つのパイロット事業の内、3つの事業は既に竣工済みであり、残り1つのパイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」は、現地調査実施時点では着工済みであった。さらに、パイロット事業「Spazi inFESTATI」と「Parcobaleno」により再価値化された公共緑地空間では、市民と市民組織が事業竣工後に市政府から維持管理に関する権限を付与されている。

以上により、ノヴィディモデナ市の震災復興では、コミュニティ参加の過程を経て描かれた空間像は、復興計画と有機的プログラムにおいてより具体化され、最小事業介入単位の修復事業は概ね事業竣工しており、4つのパイロット事業の内3つは既に着工済みであることから、実空間として実現されたと考察できる。

第3部
共編集の評価と
「共編集型都市計画論」の構築

第7章

3つの震災復興事例における 共編集の評価

7-1 本章の目的と方法

第2部「3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明」では、第1部で同定された3つの震災復興での重大被災都市を選定し、その事例都市の震災復興の実態を物的・社会的側面から詳細に解明することを目的とした。それらは、第4章で対象とした1976年フリウリ地震被災地ヴェンゾーネ市の震災復興、第5章で対象とした2009年アブルッツォ地震被災地ラクイラ市の震災復興、第6章で対象とした2012年エミリアローマニャ地震被災地ノヴィディモデナ市の震災復興であった。その上で、第2部の各章のまとめでは、解明した震災復興の実態を共編集の観点から考察し、共編集の評価を行う第3部への接続を試みた。

第3部「共編集の評価と『共編集型都市計画論』の構築」では、第1章で設定した評価指標に基づいて、第2部の各章で実態を明らかにした3つの震災復興事例における共編集を評価し、「共編集型都市計画論」の構築を目的としている。

第3部の最初の章である第7章「3つの震災復興事例における共編集の評価」では、第2部で行った3つの震災復興の実態解明を踏まえ、以下の2点を目的とする。

第一に、第1章で整理した共編集の3条件が、3つの震災復興での事例都市において満たされていたかを明らかにする。

第二に、3つの震災復興事例ごとに、第1章で設定した3つの指標を用いて共編集を評価する。

次に、これら2つの研究目的を達成するための研究方法を述べる。

第一に、共編集の3つの条件である、1) 複数主体の協働、2) 複数主体間での価値観の共有、3) 複数主体による共同体の存在、が3つの震災復興事例において満たされていたか把握する。

第二に、第1章で設定した3つの指標、1) 制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか、2) 段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか、3) 空間像に即した実空間が実現されたか、を用いて、3つの震災復興事例における共編集の評価を行う。

7-2 3つの震災復興事例都市における共編集の条件

第1章で設定した3つの指標により、各震災復興事例における共編集の評価を行う前に、3つの事例都市での震災復興が共編集の3条件を満たしていたか把握する。

(1) ヴェンゾーネ市の震災復興

まず、ヴェンゾーネ市の震災復興事例について、共編集の3条件を満たしていたか把握する。

1) 複数主体の協働

第一に、「複数主体の協働」に関しては、地震発生直後にボランティア市民や専門家、既存市民組織の協働により文化遺産保護を目的とした市民組織が設立され、歴史的市街地の復興方針決定後には、市政府と住民協議会の協働により、復興の進捗状況を発信するために、地域新聞の発行を行っていた。以上により、ヴェンゾーネ市の震災復興は、1つ目の共編集の条件を満たしていた。

2) 複数主体間での価値観の共有

第二に、「複数主体間での価値観の共有」に関しては、震災後に発足した住民や専門家、既存市民組織の参画する住民協議会が、復興スローガン「Dov'era, Com'era」を掲げて歴史的市街地の保護運動を実施していた。国の全国文化遺産委員会により歴史的市街地を可能な限り復元する復興方針が決定されると、市政府もこの方針に則り地区詳細計画の策定に移ったことから、複数の主体の参画する住民協議会と市政府の間で共通した価値観の共有が行われていたと言える。以上により、ヴェンゾーネ市の震災復興は、2つ目の共編集の条件を満たしていた。

3) 複数主体による共同体の存在

第三に、「複数主体による共同体の存在」に関しては、住民協議会の実施した歴史的市街地復元のための署名活動に対して、歴史的市街地内のほぼ全ての居住者が署名したことから、発災当時伝統的な共同体は存在していたと言える。また、署名活動を実施した住民協議会は、歴史的市街地の可能な限りの復元という目標を共有する複数の主体の参画する共同体としても捉えることができる。以上により、ヴェンゾーネ市の震災復興は、3つ目の共編集の条件を満たしていた。

(2) ラクイラ市の震災復興

次に、ラクイラ市の震災復興事例について、共編集の3条件を満たしていたかを把握する。

1) 複数主体の協働

第1に、「複数主体の協働」に関しては、震災復興プロセスの第1期・第2期においては中央政府の強い介入により複数主体の協働を行える状況ではなかったものの、地域社会では、多様な主体の協働に向けた気運醸成が行われ、複数の専門家協会の協働が実施され、最終的には市政府、専門家協会、市民組織、大学など複数の主体の参画する協同組織が設立された。以上により、ラクイラ市の震災復興の第3期以降は、多主体協同組織設立の萌芽が見え始め、1つ目の共編集の条件を満たしていた。

2) 複数主体間での価値観の共有

第2に、「複数主体間での価値観の共有」に関しては、歴史的市街地全体に対する復興方針やゾーニング、戦略的事業の立地は、第2期までに国の特別技術機関STMにより作成された復興ガイドラインに則ってラクイラ市行政により策定された復興計画の中で定められている。この復興計画策定過程においては、住民参加のプロセスは実施されなかったものの、復興計画において戦略的事業に位置

づけられた城壁およびその周辺空間では、市民組織連合体による協同管理が行われるようになっていった。他方、歴史的市街地の周辺地区で計画されている戦略的事業では、都市課題の解決と価値創造を目的として、機能複合や公共空間創出などを伴う大きな空間変容を目指していた。しかし、調査分析の結果、これらの戦略的事業は未だ事業計画過程にあり、利害関係者での合意形成が進んでいない現状にある。この戦略的事業の遅れは、関係主体間での価値観の共有がなされていなかったためと推察できる。以上により、ラクイラ市の震災復興は、歴史的市街地全体では第3期以降2つ目の共編集の条件を満たしていたが、戦略的事業区域では満たされていなかった。

3) 複数主体による共同体の存在

第3に、「複数主体による共同体の存在」に関しては、発災直後の中央政府による強い介入に対する市民や市民組織らによる抗議活動が行われていたことから、発災当時伝統的な共同体は存在していたと言える。また、多主体協同組織「Urban Center L'Aquila」は、震災前から存在した2つの市民組織と新規市民組織により立ち上げられた市民参加の勉強会を母体として、ラクイラ市政府とイタリア都市計画協会の支援を受けて設立された組織体であり、震災復興プロセスへの市民参加を促進させるために複数の主体の参画する共同体としても捉えることができる。以上により、ラクイラ市の震災復興は、3つ目の共編集の条件を満たしていた。

(3) ノヴィディモデナ市の震災復興

最後に、ノヴィディモデナ市の震災復興事例について、共編集の3条件を満たしていたかを把握する。

1) 複数主体の協働

第1に、「複数主体の協働」に関しては、震災復興プロセスの初動段階から事業実施段階に至るまで1つの連続した長期的なコミュニティ参加プロセス「Fatti il Centro Tuo!!」を実施していたことから、復興計画と有機的プログラムの策定、事業計画と実施後の維持管理に至るまで、専門家による支援を受けながら多様な主体が協働していた。以上により、ノヴィディモデナ市の震災復興は、1つ目の共編集の条件を満たしていた。

2) 複数主体間での価値観の共有

第2に、「複数主体間での価値観の共有」に関しては、コミュニティ参加プロセスの第2期構想段階では、地域全体の再生のためのビジョンと戦略が合意され、一連の協同討議から地域全体に対する3つの使命とそれぞれの都市中心部に共通する9つの戦略的手段が導き出されている。以上により、ノヴィディモデナ市の震災復興は、2つ目の共編集の条件を満たしていた。

3) 複数主体による共同体の存在

第3に、「複数主体による共同体の存在」に関しては、コミュニティ参加プロセスの第1期初動段階では、3つの地区コミュニティにおいて復興のための課題やニーズを踏まえて、地域全体のビジョンとシナリオが導き出されていたことから、発災当時伝統的な共同体は存在していたと言える。以上により、ノヴィディモデナ市の震災復興は、3つ目の共編集の条件を満たしていた。

7-3 3つの指標を用いた共編集の評価

ここでは、前節で共編集の条件を満たしていることが確認された3つの震災復興事例を、第1章で設定した以下の3つの指標に従って、評価を行う。

評価指標1：制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか

評価指標2：段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか

評価指標3：空間像に即した実空間が実現されたか

まず、1976年フリウリ地震被災都市・ヴェンゾーネ市、2009年アブルッツォ地震被災都市・ラクイラ市、2012年エミリアローマニャ地震被災都市・ノヴィディモデナ市の3つの事例都市の震災復興事例について共通の指標で評価を行う。

その上で、それぞれの評価を通じて明らかになった共編集の特徴を比較考察する。

7-3-1 ヴェンゾーネ市の震災復興での評価

ここでは、ヴェンゾーネ市の震災復興における共編集を評価するために、第4章で解明した震災復興の実態に基づき、3つの指標に従って評価する。

1) 評価指標1：制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか

ヴェンゾーネ市の震災復興では、4つの時期区分を設定しているため、この時期区分に応じて評価する。

第1に、第1期「緊急時対応・遺産保護始動期」では、文化遺産保護を目的として新たに設立された市民組織が、市政府に対して遺産の保護計画の提案を行い、市政府がその提案を承認することにより、歴史的市街地の保護が実施されている。つまり、市民組織の運動による文化遺産保護提案は、市政府の承認により公式的に位置付けられたため、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。

第2に、第2期「避難生活・復元方針要請期」では、住民協議会が、地方政府と国の文化遺産・環境委員会に対して歴史的市街地を可能な限り復元する復興方針を提案し、その後この住民協議会による提案内容が、国の委員会により承認され、歴史的市街地の復興ガイドラインに反映された。つまり、住民協議会による復興方針の要請運動は、国の委員会の承認により公式的にガイドラインに位置付けられたため、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。

第3に、第3期「計画策定・復元状況共有期」では、市政府は、歴史的市街地の復興のための地区詳細計画の策定を外部専門家へ委託したが、その計画策定過程の進捗状況は、住民協議会が地域新聞の発行を行うことで、住民らに対して情報発信を行っていた。つまり、市政府と外部専門家による計

画策定プロセスという制度過程は、地域新聞発行という住民協議会の運動過程に反映されており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。

第4に、第4期「事業計画実施・復元状況共有期」では、策定された地区詳細計画に基づいて、街区内の共同事業範囲毎に共同事業体が設立され、設計者は地区詳細計画に則って事業計画を作成し、所有者らとの協議を経て、ニーズの反映を行い、各事業の実施設計を作成している。つまり、共同事業体を単位として、所有者らとの協議を踏まえて、設計者による実施設計の策定が行われており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。

以上により、ヴェンゾーネ市の震災復興では、4つの時期区分全てにおいて制度過程と運動過程の相互関係が存在していた。

2) 評価指標2：段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか

次に、第1章で整理した4つのガバナンス体制の類型の中で、上述した4つの時期区分において構築されていたガバナンス体制の類型を把握し、段階に応じて構築され続けたかを評価する。

第1に、第1期「緊急時対応・遺産保護始動期」では、既存市民組織と住民、専門家らにより結成された文化遺産保護を目的とした新規市民組織が設立されており、ネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。以上により、第1期では、ネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。

第2に、第2期「避難生活・復元方針要請期」では、第1期に設立されたネットワーク型ガバナンス体制である新規市民組織が継続的に活動を行っていた。また、この新規市民組織から派生して、歴史的市街地を可能な限り復元することを目的とした住民協議会が組成されており、アリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。以上により、第2期では、ネットワーク型ガバナンス体制とアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。

第3に、第3期「計画策定・復元状況共有期」では、第1期に設立されたネットワーク型ガバナンス体制である新規市民組織が継続的に活動を行っていた。また、第2期に設立されたアリーナ型ガバナンス体制の住民協議会は、復興の進捗状況を地域新聞を発行することで住民らに発信していた。さらに、市政府は、歴史的市街地の地区詳細計画の策定業務を外部専門家に委託しており、新しくアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。以上により、第3期では、ネットワーク型ガバナンス体制と2つのアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。

第4に、第4期「事業計画実施・復元状況共有期」では、第1期に設立されたネットワーク型ガバナンス体制である新規市民組織と第2期に設立されたアリーナ型ガバナンス体制の住民協議会は、継続的に活動を行っていた。また、第3期において計画策定のために構築された市政府と外部専門家によるアリーナ型ガバナンス体制は、外部専門家が計画策定後も共同事業の調整役として継続的に役割を担うことで、事業調整を目的とした外部専門家と設計者との間のアリーナ型ガバナンス体制へと移行された。さらに、街区内の共同事業範囲毎に建物所有者らと設計者により構成される共同事業体が設置され、事業竣工後は解散されることから時限的なプロジェクト型ガバナンス体制が多数構築されていた。以上により、第4期では、ネットワーク型ガバナンス体制と2つのアリーナ型ガバナンス体制、多数のプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。

以上により、ヴェンゾーネ市の震災復興では、4つの時期区分毎に異なるガバナンス体制の類型が構築されており、段階に応じてガバナンス体制が構築され続けた。

3) 評価指標3：空間像に即した実空間が実現されたか

ヴェンゾーネ市の震災復興では、震災前に国の文化遺産として登録されていた歴史的市街地の壊滅的な被害を受けて、国の委員会は市政府と住民協議会により提示された2つの復興方針を鑑みて、歴史的市街地全体を可能な限り復元するガイドラインを制定していた。歴史的市街地を可能な限り復元する空間像は、復興ガイドラインとICOMOSによる建築類型学的分析結果資料、州法の規定に基づいて、歴史的市街地の復興のための地区詳細計画の策定により具体化されていた。地区詳細計画では、歴史的市街地内部の全ての建物に対して類型分類と事業介入カテゴリーが定められ、これらを規範とすることで共同事業範囲毎に事業計画が行われた。

それでは、上述した空間像に即した実空間は実現されていたのか。

共同事業範囲「4/A」の復興事業を構成する7つの事業介入ユニット毎に空間変容を分析した結果、介入カテゴリーDの修復事業である事業介入ユニット7番では、空間構造には変化が見られなかった。また、基本的に空間秩序は、回復されていたが、環境的価値のある空間構成要素アンドローネが復元されたことにより、かつての空間秩序の部分的な再構築が部分的に行われていた。

介入カテゴリーCの復元事業である事業介入ユニット8番では、空間構造には変化が見られなかった。また、空間構成要素は、付加あるいは喪失されたものは存在せず、空間秩序は回復されていた。

介入カテゴリーCの復元事業である事業介入ユニット9番は、空間構造には変化が見られなかった。また、空間構成要素は、付加あるいは喪失されたものは存在せず、空間秩序は回復されていた。

介入カテゴリーCとDの復元・修復事業である事業介入ユニット10番は、空間構造に変化が見られなかった。また、空間構成要素は、環境的価値のある中庭から地階店舗内部へのアクセス扉と1階住宅へのアクセス階段が復元されたことにより、かつての空間秩序が部分的に再構築されたが、基本的には空間秩序は回復されていた。

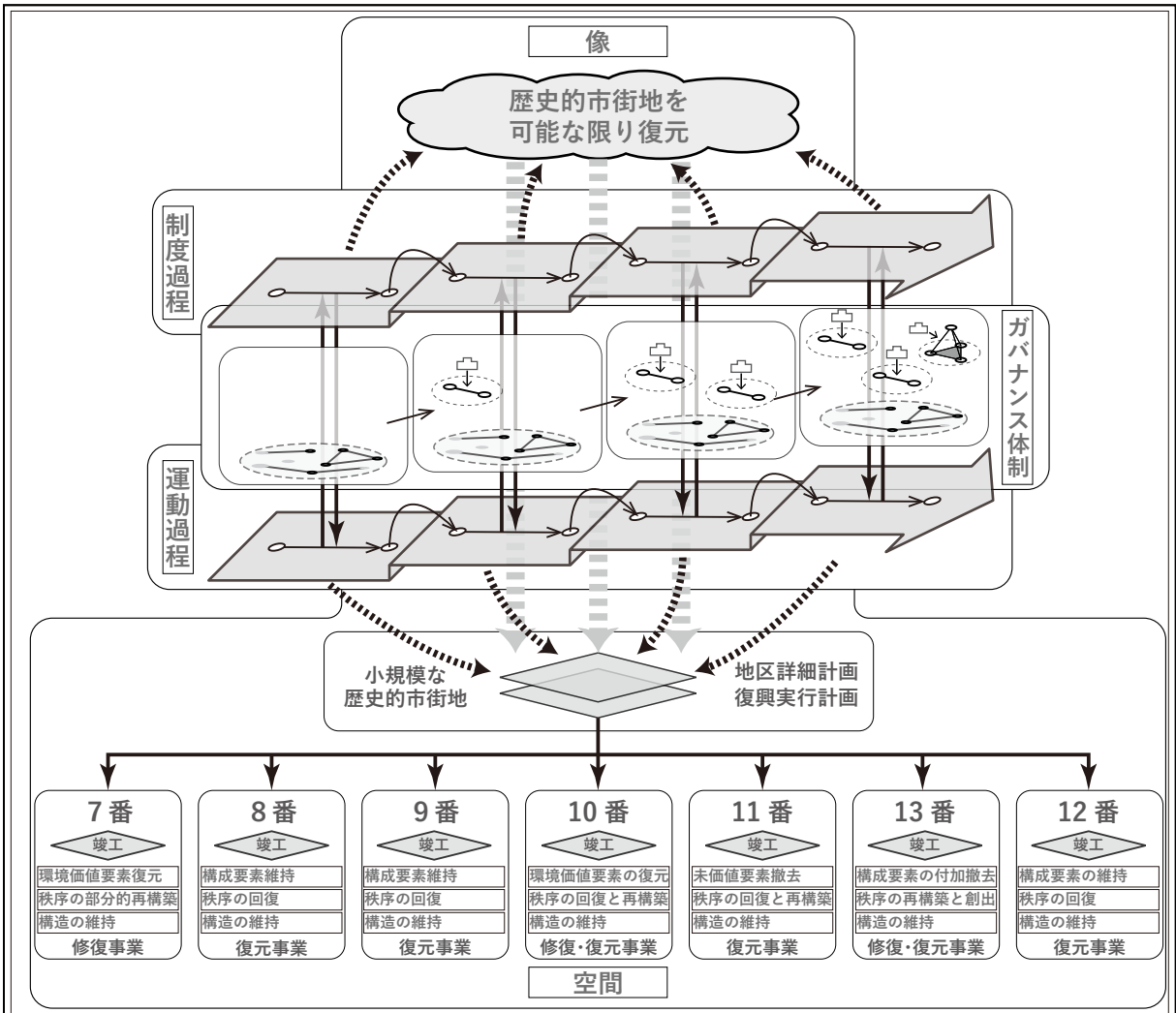
介入カテゴリーBの復元事業である事業介入ユニット11番は、空間構造に変化が見られなかった。また、空間構成要素は、歴史的・芸術的・環境的価値のない付加要素であるポルティコを塞いでいた壁を取り除いたことにより、かつての空間秩序が部分的に再構築していたが、基本的には空間秩序は回復されていた。

介入カテゴリーCとDの復元・修復事業である事業介入ユニット13番は、空間構造に変化は見られなかった。また、空間構成要素の撤去と付加により、中庭空間を復元させることでかつての空間秩序が再構築され、建造物撤去後の所有者ニーズに応じて建物を再建させることで新たな空間秩序が創出されていた。

介入カテゴリーCの復元事業である事業介入ユニット12番は、空間構造に変化が見られなかった。また、空間構成要素には大きな変化が見られず、空間秩序は回復されていた。

以上により、ヴェンゾーネ市の震災復興では、空間像に即した実空間が、分析した7つの事業介入ユニットで実現されていた。さらに、震災以前の空間秩序の回復だけではなく、空間像では描かれていなかった、かつての空間秩序の再構築や所有者ニーズに応じた新たな空間秩序の創出もみられた。

以上により、3つの評価指標によりヴェンゾーネ市の震災復興における共編集を評価した。これらの評価から、ヴェンゾーネ市では、4つ全ての時期区分において制度過程と運動過程の間に相互関係が存在し、4つの時期区分の段階に応じてガバナンス体制が構築され続け、その結果として空間像に即した実空間が実現されたと言える。



		ヴェンゾーネ市の震災復興プロセス							
評価指標1	制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか	第1期 緊急時対応・遺産保護始動期	第2期 避難生活・復元方針要請期	第3期 計画策定・復元状況共有期	第4期 事業計画実施・復元状況共有期				
評価指標1	制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか	市民組織の運動による文化遺産保護提案は、市政府の承認により公式的に制度として位置付けられた。よって、2つの過程に相互関係が存在した。	住民協議会による復興方針の要請運動は、国の委員会の承認により公式的にガイドラインに位置付けられたため、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。	市政府と外部専門家による計画策定プロセスという制度過程は、地域新聞発行という住民協議会の運動過程に反映されており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。	共同事業体を単位として、所有者らとの協議を踏まえて、設計者による実施設計の策定が行われており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。				
評価指標2	段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか	既存市民組織と住民、専門家らにより結成された文化遺産保護を目的とした新規市民組織が設立されていた。よって、第1期では、ネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。	第1期に設立された新規市民組織が継続的に活動を行っており、この新規市民組織から派生して、歴史的市街地を可能な限り復元することを目的とした住民協議会が組成されていた。よって、第2期では、ネットワーク型ガバナンス体制とアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。	第1期に設立された新規市民組織と第2期に設立された住民協議会は、継続的に活動を行っていた。また、市政府は、歴史的市街地の地区詳細計画の策定業務を外部専門家に委託していた。よって、第3期では、ネットワーク型ガバナンス体制と2つのアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。	新たに事業調整を目的とした外部専門家と設計者との連携体制が構築され、街区内の共同事業範囲毎に所有者と設計者による共同事業体が設置された。よって、第4期では、ネットワーク型ガバナンス体制と2つのアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。				
評価指標3	空間像に即した実空間が実現されたか	空間像 ・歴史的市街地を可能な限り復元する空間像は、復興ガイドラインとICOMOSによる建築類型学的分析結果資料、州法の規定に基づいて、歴史的市街地の復興のための地区詳細計画の策定により具体化されていた。 ・地区詳細計画では、歴史的市街地内部の全ての建物に対して類型分類と事業介入カテゴリが定められ、これらを規範とすることで共同事業範囲毎に事業計画が行われた。	7番 修復事業である事業介入ユニット7番は、空間構造に変化は見られず、基本的に空間秩序は回復されていた。ただし、環境的価値のある空間構成要素が復元されたことにより、かつての空間秩序が部分的に再構築されていた。	8番 復元事業である事業介入ユニット8番は、空間構造に変化は見られず、空間構成要素は付加あるいは喪失されたものは存在せず、空間秩序は回復されていた。	9番 復元事業である事業介入ユニット9番は、空間構造に変化は見られず、空間構成要素は付加あるいは喪失されたものは存在せず、空間秩序が回復されていた。	10番 修復・修復事業である事業介入ユニット10番は、空間構造に変化は見られず、空間秩序は基本的に回復されていたが、環境的価値のある要素の復元により、かつての空間秩序が部分的に再構築された。	11番 復元事業である事業介入ユニット11番は、空間構造に変化は見られず、空間秩序は基本的に回復されていたが、価値のない付加要素を取り除いたことで、かつての空間秩序が部分的に再構築された。	13番 修復・修復事業である事業介入ユニット13番は、空間構造に変化は見られず、空間構成要素の撤去と付加により、かつての空間秩序が再構築され、新たな空間秩序が創出されていた。	12番 復元事業である事業介入ユニット12番は、空間構造に変化は見られず、空間構成要素に変化は見られず、空間秩序は回復されていた。

図 7-1. ヴェンゾーネ市の震災復興における共編集の評価

7-3-2 ラクイラ市の震災復興での評価

次に、ラクイラ市の震災復興における共編集を評価するために、第5章で解明した震災復興の実態に基づき、3つの指標に従って評価する。

1) 評価指標1：制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか

ラクイラ市の震災復興では、6つの時期区分を設定しているため、この時期区分に応じて評価する。

第1に、第1期「緊急時対応・気運醸成期」では、中央政府の管理下にある全国市民防災局により郊外地域への免震低層集合住宅と仮設住宅の建設がトップダウンで決定される。このような中央政府の強い介入に対して、ラクイラの市民や市民組織らは抗議運動を実施し、ドーモ広場に建設された仮設テントで復興に向けた議論が実施されていたが、中央政府により決定された方針は変更されなかった。つまり、中央政府主導型の制度過程に対して、地域社会側からの抗議運動過程がみられたものの、制度過程と運動過程の間に相互関係はもたらされなかった。

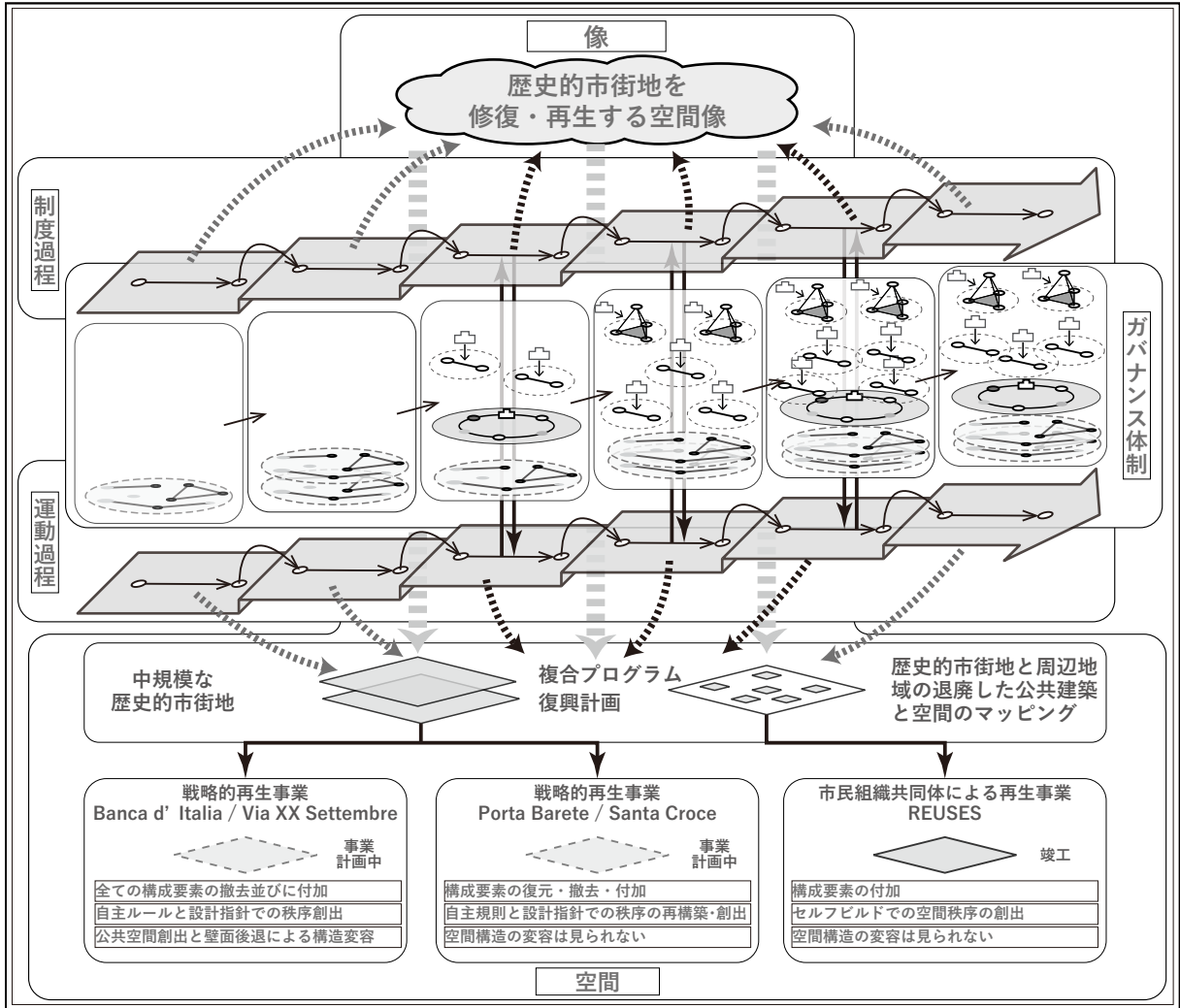
第2に、第2期「避難生活・気運醸成期」では、1期同様に中央政府主導で復興計画策定のためのガイドラインが制定され、このような動きに対して、イタリア都市計画協会と全国歴史芸術都市協会がラクイラの復興を議論する組織を新たに設立されたが、専門家協会らにより設立された組織での議論の結果が、復興や計画策定のガイドラインに反映されることはなかった。つまり、中央政府主導型の制度過程に対して、専門家協会らにより組成された組織らによる改善運動過程がみられたものの、制度過程と運動過程の間に相互関係はもたらされなかった。

第3に、第3期「計画策定・協働萌芽期」では、ラクイラ市政府の復興計画策定過程においては、中央政府により策定された復興のガイドラインに市民参加に関する規則が規定されなかったために、参加型の計画策定は実施されなかった。他方で、多主体協同組織「Urban Center L'Aquila」の設立に向けて、ラクイラ市政府とイタリア都市計画協会との間で協定が締結されており、専門家協会による運動がラクイラ市政府により協定という形で制度化されている。つまり、ラクイラ市政府による復興計画策定という制度過程に対して、市民参加など運動過程が相互に関係を持つことはなかったものの、専門家協会による多主体協同組織設立に向けた運動に対してラクイラ市政府との間に協定を締結するという制度化が行われ、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。

第4に、第4期「事業計画実施・協働準備期」では、ラクイラ市政府が実施した市民公募型事業に採択された市民組織共同体 REUSES は、住民参加を取り入れながら歴史的市街地並びに周辺地域の未活用の建築物と公共空間をマッピングする事業を実施した。つまり、ラクイラ市政府の公募事業に採択されることで制度化された市民組織共同体は、住民参加を取り入れたマッピング事業を実施しており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。

第5に、第5期「事業計画実施・協働実践期」では、第3期から継続的に実施してきた多主体協同組織 Urban Center L'Aquila が設立され、多様な主体の参画するプラットフォーム組織が制度化されている。また、第4期以降実施されてきた市政府の市民公募型事業では、市政府からの補助を受けて地域住民や教区コミュニティと共に教会前の公共空間整備が実現している。さらに、市政府に対して市城壁の協同管理を提案した市民組織連合体は、市政府との間で協定を締結し、協同管理が実施されている。つまり、第5期においては制度過程と運動過程の複数の相互関係が存在した。

第6に、第6期「事業計画実施・協働発展期」では、分析した期間が短かったこともあり、制度過



ラクイラ市の震災復興プロセス								
評価指標	第1期 緊急時対応・気運醸成期	第2期 避難生活・気運醸成期	第3期 計画策定・協働萌芽期	第4期 事業計画実施・協働準備期	第5期 事業計画実施・協働実践期	第6期 事業計画実施・協働発展期		
評価指標1 制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか	中央政府主導型の制度過程に対して、地域社会側からの抗議運動過程がみられたものの、制度過程と運動過程の間に相互関係はもたらされなかった。	中央政府主導型の制度過程に対して、専門家協会らにより組成された組織らによる改善運動過程がみられたものの、制度過程と運動過程の間に相互関係はもたらされなかった。	専門家協会による多主体協同組織設立に向けた運動に対してラクイラ市政府との間に協定を締結するという制度化が行われ、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。	ラクイラ市政府の公募事業に採択されることで制度化された市民組織共同体は、住民参加を取り入れたマッピング事業を実施しており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。	ラクイラ市政府の公募事業に採択されることで制度化された市民組織共同体は、住民参加を取り入れたマッピング事業を実施しており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。	分析対象期間が短かったため、制度過程と運動過程の間に相互関係がみられなかった。		
評価指標2 段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか	第1期では、ネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。	第2期では、2つのネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。	第3期では、ネットワーク型ガバナンス体制、2つのアリーナ型ガバナンス体制、プラットフォーム型ガバナンス体制が構築されていた。	第4期では、2つのネットワーク型ガバナンス体制、3つのアリーナ型ガバナンス体制、多数のプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。	第5期では、2つのネットワーク型ガバナンス体制、4つのアリーナ型ガバナンス体制、プラットフォーム型ガバナンス体制、多数のプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。	第6期では、2つのネットワーク型ガバナンス体制、3つのアリーナ型ガバナンス体制、多数のプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。		
評価指標3 空間像に即した実空間が実現されたか	<ul style="list-style-type: none"> ・国の特別技術機関STMにより作成された復興ガイドラインに則って、ラクイラ市政府が復興計画を策定し、STMにより承認。 ・歴史的市街地の復興計画では、平時の都市基本計画P.R.G.で規定されたゾーニングに基づいて、歴史的市街地の中心部と周辺地区に分けられ、中心部を修復し、周辺地区を戦略的に再生する将来像が描かれた。 ・市政府の公募事業を採択された市民組織共同体は、歴史的市街地と周辺地域の廃れた公共空間を活用する将来像を描いた。 							
	中心部 - 修復 -		周辺地区 - 再生 -					
	貴族邸宅や教会など大規模な歴史的建造物が多い中心部では、都市基本計画で定められていた事業介入タイプを規範とし、共同事業単位「Aggregazioni」毎に設立された共同事業体によって事業計画が行われた。第2部での調査分析によると、事業ガイドラインに則って都市輪治いと主要広場沿いの事業から優先的に着工・竣工されており、中心部に対して描かれた修復の実空間は、実空間として実現されたと考えられる。		戦略的事業「Bancad'Italia / Via XX Settembre」 <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の4つの建物の再建と敷地内部の公共空間を創出。 ・震災前の全ての空間構成要素を撤去並びに新たに付加される。 ・さらに緩衝空間や壁面線についての自主ルールと建材や舗装材に関する設計ガイドラインに則って新しい空間秩序が創出される。 ・空間構成の変更が予定されている。しかし、この空間容の計画は、未だ設計を終えた段階であり、実空間の実現には至っていない。 			戦略的事業「Porta Barette / Santa Croce」 <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の6つの集合住宅による空間構造に変更は加えられない。 ・人工地盤道路の撤去、城門遺跡の保護とかつての城門・城壁の復元、集合住宅の統合・再配置に伴い、震災前の空間構成要素の撤去並びに新たに付加される。 ・自主ルールと設計ガイドラインに則って空間秩序が新たに創出され、城門遺跡の保護区域ではかつての空間秩序が再構築される予定である。 ・しかし、この空間容の計画は、設計者選定コンペが開催されており、未だ実施設計の策定を終えておらず、実空間の実現には至っていない。 		公共空間活用事業「REUSES」 <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の過程を通じて歴史的市街地と周辺地域の未利用の公共空間と公共建築物を選定。教会前の広場を活用する空間像が描かれた。 ・活動を主導した市民組織共同体と教区コミュニティ、地域住民らにより廃木材を再利用してセルフビルドでベンチやデッキが整備され、見違えが刷新されたことで、新しい空間秩序の創出が行われた。 ・事業竣工後の実空間は、教区コミュニティ等による維持運営 ・市民組織共同体により描かれた空間像は、実空間として実現されたと見える。

図 7-2. ラクイラ市の震災復興における共編集の評価

程と運動過程の相互関係はみられなかった。

以上により、ラクイラ市の震災復興では、第1期・第2期・第6期で制度過程と運動過程の相互関係が存在しなかったものの、第3期・第4期・第5期では相互関係が存在した。

2) 評価指標2：段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか

次に、第1章で整理した4つのガバナンス体制の類型の中で、上述した6つの時期区分において、構築されていたガバナンス体制の類型を把握し、段階に応じて構築され続けていたかを評価する。

第1に、第1期「緊急時対応・気運醸成期」では、中央政府主導のガバナンス体制が構築されていたが、震災後に新たに設立された市民組織らは、情報共有と議論を行っており、ネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。以上により、第1期では、ネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。

第2に、第2期「避難生活・気運醸成期」では、第1期に設立された新規市民組織間でのネットワーク型ガバナンス体制が継続的に構築されていた。また、自然環境保護を活動目的とした市民組織と周辺地域の集落自治組織との間に連携が生まれ、ネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。以上により、第2期では、2つのネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。

第3に、第3期「計画策定・協働萌芽期」では、第1期に設立されていた新規市民組織間でのネットワーク型ガバナンス体制が継続的に構築されていた。また、城門遺跡の保護を活動目的とした複数の市民組織による城壁を守る会が結成され、ラクイラの復興における市民参加や多主体協働のあり方を勉強する会が、3つの市民組織により結成されており、2つのアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。さらに、専門家協会とラクイラ大学により復興のヴィジョンと計画を構想するプラットフォーム組織 Laulaq が設立されており、プラットフォーム型ガバナンス体制が構築されていた。以上により、第3期では、ネットワーク型ガバナンス体制、2つのアリーナ型ガバナンス体制、プラットフォーム型ガバナンス体制が構築されていた。

第4に、第4期「事業計画実施・協働準備期」では、第1期に設立されていたが第2期・第3期に存在しなかった市民組織と集落自治組織との間の連携体制が構築されており、2つのネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。また、第3期に設立された2つのアリーナ型ガバナンス体制は、継続的に構築されており、このアリーナ型ガバナンス体制である市民参加を勉強する会は、専門家協会と市政府と共に多主体協同組織の設立検討委員会を設置しており、新しいアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。さらに、市政府の住民参加型公募事業に採択された3つの市民組織による共同体 REUSES が事業を行っており、策定された計画に基づいて共同事業単位毎に民間の建物所有者と設計者による共同事業体が多数設立され、プロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。以上により、第4期では、2つのネットワーク型ガバナンス体制、3つのアリーナ型ガバナンス体制、多数のプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。

第5に、第5期「事業計画実施・協働実践期」では、第4期に設立されていた2つのネットワーク型ガバナンス体制が継続的に構築されていた。また、第3期・第4期で活動していたアリーナ型ガバナンス体制である城壁を守る会は、ラクイラ市政府との間に城壁周辺空間の協同管理協定を締結しており、新たにアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。他方、第4期で活動していたアリーナ型ガバナンス体制である市民参加を勉強する会と検討委員会は、市政府、専門家協会、大学などの参画するプラットフォームの役割を担う多主体協同組織 Urban Center L'Aquila へと糾合されており、プラットフォーム型ガバナンス体制が構築されていた。さらに、第4期で結成されたプロジェクト型ガ

バランス体制である市民組織共同体 REUSES は、継続的に事業を実施し、教会前の広場の利活用事業を検討するために教区コミュニティと連携しており、新たにアリーナ型ガバナンス体制が構築され、事業竣工後は教区コミュニティと市政府との間に管理運営のための協働協定が締結され、アリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。最後に、第4期において設立され始めたプロジェクト型ガバナンス体制である民間建物の修復事業の共同事業体は、継続的に構築されており、修復事業を順次実施していた。以上により、第5期では、2つのネットワーク型ガバナンス体制、4つのアリーナ型ガバナンス体制、プラットフォーム型ガバナンス体制、多数のプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。

第6に、第6期「事業計画実施・協働発展期」では、第4期に設立されていたネットワーク型ガバナンス体制が継続的に構築されており、新たに設立された社会的協同組合が集落自治組織との間に連携体制を構築したことから、新しいネットワーク型ガバナンス体制も構築されていた。また、第3期・第4期・第5期で活動していたアリーナ型ガバナンス体制である城壁を守る会、城壁周辺空間の協同管理のためにこの組織と市政府との間に構築されたアリーナ型ガバナンス体制は、継続的に構築されていた。また、この城壁を守る会から派生する形で、歴史的市街地の図書館の利活用案を検討する複数の市民組織による連携が生まれており、新たにアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。さらに、第5期に設立されたプラットフォーム型ガバナンス体制である多主体協同組織は継続的に活動しており、プラットフォーム型ガバナンス体制は構築されていた。最後に、第4期以降設立され事業計画と事業実施を担うプロジェクト型ガバナンス体制である共同事業体は、継続的に構築されており、事業竣工後は解散される時限的組織であった。以上により、第6期では、2つのネットワーク型ガバナンス体制、3つのアリーナ型ガバナンス体制、プラットフォーム型ガバナンス体制、多数のプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。

以上により、ラクイラ市の震災復興では、第1期と第2期においては、ネットワーク型ガバナンス体制のみ構築されていたが、第3期以降は、それぞれの時期毎に異なるガバナンス体制の類型が構築されており、第3期以降に段階に応じてガバナンス体制が構築され続けた。

3) 評価指標3：空間像に即した実空間が実現されたか

ラクイラ市の震災復興では、国の特別技術機関 STM により作成された復興ガイドラインに則って、ラクイラ市政府が復興計画を策定し、STM により承認されていた。この歴史的市街地の復興計画では、平時の都市基本計画 P.R.G. で規定されたゾーニングに基づいて、歴史的市街地の中心部と周辺地区に分けられ、中心部を修復し、周辺地区を戦略的に再生する将来像が描かれた。

それでは、上述した空間像に即した実空間は実現されていたのか。

貴族邸宅や教会など大規模な歴史的建造物の多い中心部では、都市基本計画で定められていた事業介入タイプを規範とし、共同事業単位「Aggregazioni」毎に設立された共同事業体によって事業計画が行われた。第2部での調査分析によると、事業実施ガイドラインに則って都市軸沿いと主要広場沿いの事業から優先的に着工・竣工されており、詳細な空間変容の分析は行えていないが、中心部に対して描かれた修復の空間像は、実空間として実現されたと考えられる。

他方、周辺地区では震災以前の都市課題の解決と新たな価値創出のために、戦略的事業が計画され、第2部での調査分析では、2つの戦略的事業での空間変容の分析を行った。戦略的事業「Banca d'Italia / Via XX Settembre」では、事業区域内の4つの建物の再建と敷地内部の公共空間の創出に伴い、

第3部 共編集の評価と「共編集型都市計画論」の構築

震災前の全ての空間構成要素を撤去並びに新たに付加される。さらに緩衝空間や壁面線についての自主ルールと建材や舗装材に関する設計ガイドラインに則って新しい空間秩序が創出され、空間構造の変更が予定されている。しかし、この空間変容の計画は、未だ準備設計を終えた段階であり、実空間の実現には至っていない。

戦略的事業「Porta Barete / Santa Croce」では、事業区域内の6つの集合住宅による空間構造に変更は加えられないが、人工地盤道路の撤去、城門遺跡の保護とかつての城門・城壁の復元、集合住宅の統合・再配置に伴い、震災前の空間構成要素の撤去並びに新たに付加される。緩衝空間や高さについての自主ルールと建材や色彩、開口部の大きさに関する設計ガイドラインに則って空間秩序が新たに創出され、城門遺跡の保護区域ではかつての空間秩序が再構築される予定である。しかし、この空間変容の計画は、設計者選定の国際コンペティションが開催されており、未だ実施設計の策定を終えておらず、実空間の実現には至っていない。以上により、歴史的市街地の周辺地区に対して描かれた再生の空間像は、実空間として実現されていない。

また、第2部の分析では、市政府により描かれた復興のための空間像に加えて、3つの市民組織により設立された市民組織共同体によって描かれた空間像と公共空間利活用事業「REUSES」の空間変容の分析も行った。ラクイラ市政府の公募型事業により採択されて行われた市民組織共同体による活動は、市民参加の過程を通じて歴史的市街地と周辺地域の未利用の公共空間と公共建築物を選定し、教会前の広場を利活用する空間像が描かれた。この空間像は、活動を主導した市民組織共同体と教区コミュニティ、地域住民らにより廃木材を再利用してセルフビルドでベンチやデッキが整備され、児童遊具が配置されたことで、新しい空間秩序の創出が行われた。事業竣工後の実空間は、教区コミュニティと地区住民、市政府との間で隔年の協働協定に基づいて維持運営されている。以上により、市民組織共同体により描かれた空間像は、実空間として実現されたとと言える。

以上により、3つの評価指標によりラクイラ市の震災復興における共編集を評価した。これらの評価から、ラクイラ市では、第3期・第4期・第5期において制度過程と運動過程の間に相互関係が存在し、第3期以降に段階に応じてガバナンス体制が構築され続け、その結果として行政主導で描かれた歴史的市街地中心部の空間像と市民組織共同体により描かれた空間像は、実空間として実現されたが、歴史的市街地周辺地区の空間像は、実空間として実現されていないと言える。

7-3-3 ノヴィディモデナ市の震災復興での評価

最後に、ノヴィディモデナ市の震災復興における共編集を評価するために、第6章で解明した震災復興プロセスの実態に基づき、3つの指標に従って評価する。

1) 評価指標1：制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか

ノヴィディモデナ市の震災復興では、4つの時期区分を設定しているため、この時期区分に応じて評価する。

第1に、第1期「初動段階」では、コミュニティ参加プロセスの運営グループは、行政区域内の3つの地区コミュニティとそれぞれ議論の場を設けて、各々のコミュニティの抱える課題とニーズを把握し、その成果を第一次復興計画へと反映している。つまり、コミュニティ参加プロセスでの各コミュニティとの運動過程は、第一次復興計画の策定という制度過程へと反映されており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。

第2に、第2期「構想段階」では、コミュニティ参加プロセスの運営グループは、3つの地区コミュニティの参加する議論の場を設けて、地域全体のビジョンと戦略を設定し、その成果を第二次復興計画へと反映している。さらに、この議論を通じて5つのパイロット事業が選定され、合意がなされている。つまり、コミュニティ参加プロセスでの地域全体のビジョンと戦略を描き、パイロット事業を選定する運動過程は、第二次復興過程の策定とパイロット事業への合意という制度過程へと反映されており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。

第3に、第3期「事業計画段階」では、選定された5つのパイロット事業毎に設計グループが設立され、これらの設計グループと運営グループとの間の議論と相互調整の結果は、コミュニティ参加のプロセスの成果を踏まえて参加型提案文書や有機的プログラムとしてまとめられている。さらに、それぞれの設計グループで作成された設計準備文書と準備設計は、審議会により各種文書との整合性を審査された後に、承認されている。つまり、5つのパイロット事業の設計過程における設計グループと運営グループとの議論と相互調整の成果は、提案・プログラム文書としてまとめられ、作成された設計文書は審査会により承認を受けており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。

第4に、第4期「事業実施段階」では、1つのパイロット事業「Spazi inFESTATI」により再価値化された緑地や公園については、地域住民や市民組織が市政府と協定を結ぶことで、再整備後の空間の運営・管理が行われている。つまり、参加型プロセスで設計された空地や緑地は、事業竣工後に運営・管理協定により住民や市民組織の役割が公的に位置づけられており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。

2) 評価指標2：段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか

次に、4つのガバナンス体制の類型の中で、上記の4つの時期区分において構築されていた類型を把握し、段階に応じて構築され続けていたかを評価する。

第1に、第1期「初動段階」では、市政府は、その他の市政府からコミュニティ参加プロセス実施のための支援を受けており、市政府間でのネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。また、コミュニティ参加の外部専門家、市長、行政担当者により参加プロセス運営グループが結成されており、コミュニティ参加のためのアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。さらに、運営グループは、

第3部 共編集の評価と「共編集型都市計画論」の構築

3つの地区コミュニティ毎に課題とニーズを議論する場を設け、市政府より計画策定支援の依頼を受けた外部専門家と共に第一次復興計画の策定を行ったことから、4つのアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。以上により、第1期では、ネットワーク型ガバナンス体制と5つのアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。

第2に、第2期「構想段階」では、第1期で設立されたアリーナ型ガバナンス体制である運営グループと3つの地区コミュニティ毎の議論の場は、継続的に構築されている。また、地域全体のビジョンと戦略を定めるために、3つのアリーナ型ガバナンス体制が参加する場を設けており、プラットフォーム型ガバナンス体制が構築されていた。さらに、第1期で結成されていた外部専門家と運営グループによるアリーナ型ガバナンス体制は、継続的に構築されており、第二次復興計画の策定とビジョン・戦略に基づいたパイロット事業の選定を行っている。以上により、第2期では、5つのアリーナ型ガバナンス体制とプラットフォーム型ガバナンス体制が構築されていた。

第3に、第3期「事業計画段階」では、第1期に設立されたアリーナ型ガバナンス体制である運営グループは継続的に構築されている。また、コミュニティ参加のプロセスで選定された5つのパイロット事業毎に、利害関係者の参画する設計グループが結成されており、5つのプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。さらに、運営グループの全体管理の下で、設計グループで作成された設計文書は、建築と景観の質に関する審議会により計画・プログラムとの整合性などを審査されており、審査の時点のみのアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。最後に、歴史的市街地の民間建物の修復事業のために、所有者らと設計者による共同事業体が結成されており、多数のプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。以上により、第3期では、アリーナ型ガバナンス体制、5つのパイロット事業のプロジェクト型ガバナンス体制、多数の修復事業のプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。

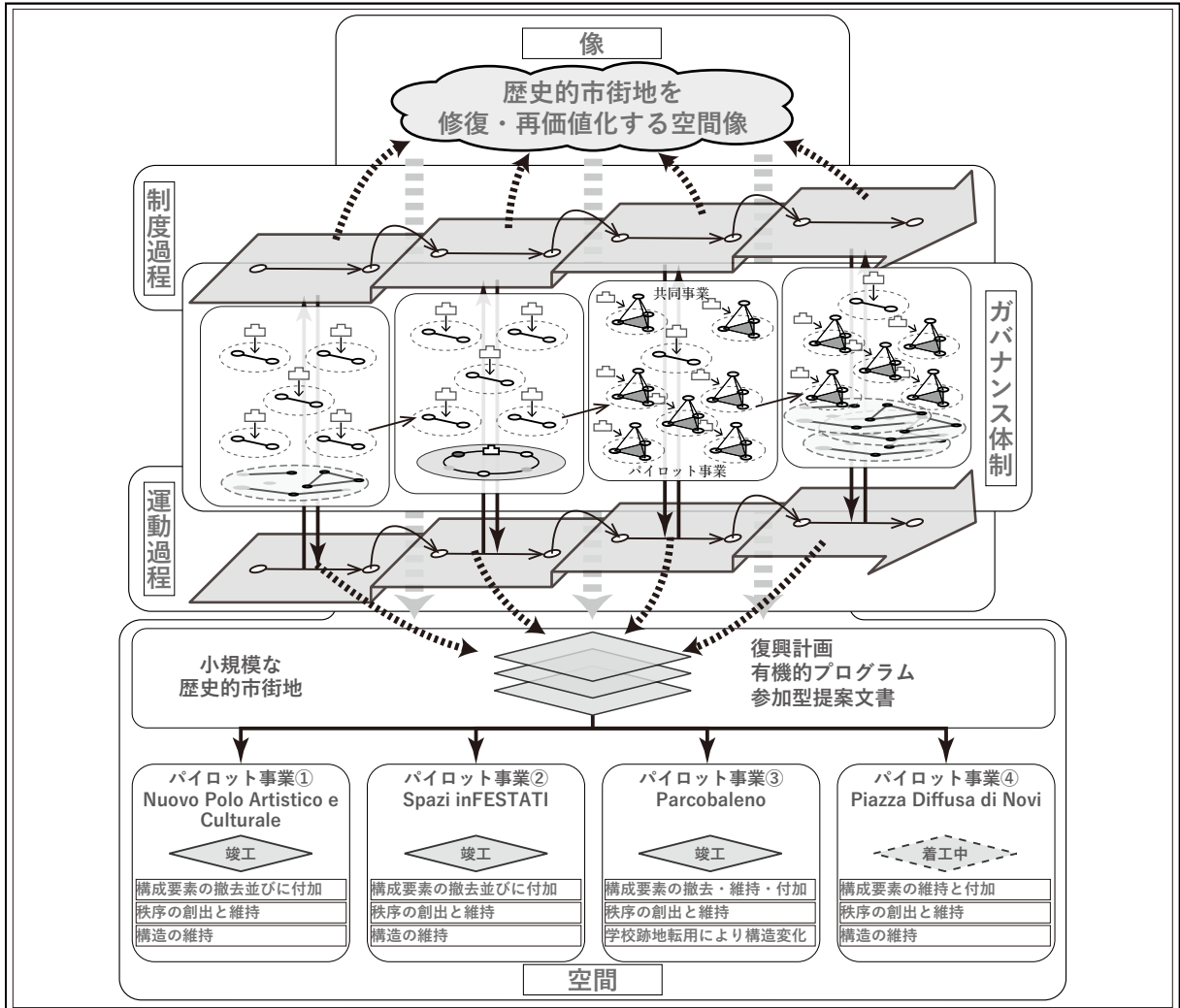
第4に、第4期「事業実施段階」では、第1期に設立されたアリーナ型ガバナンス体制である運営グループは継続的に構築されている。また、第3期で設立されたプロジェクト型ガバナンス体制であるパイロット事業の設計グループは、継続的に存在している。また、1つのパイロット事業竣工後には、地域住民と市政府との間に事業竣工後の空間を維持管理するための協働協定が締結されており、複数のネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。以上により、第4期では、アリーナ型ガバナンス体制、5つのパイロット事業のプロジェクト型ガバナンス体制、複数のネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。

以上により、ノヴィディモデナ市の震災復興では、4つの時期区分毎に異なるガバナンス体制の類型が構築されており、段階に応じてガバナンス体制が構築され続けた。

3) 評価指標3：空間像に即した実空間が実現されたか

ノヴィディモデナ市の震災復興では、外部専門家の支援を受けて実施されたコミュニティ参加のプロセスの中で、3つの地区コミュニティの課題とニーズを把握した上で、地域全体の復興の将来像とそれを3つの歴史的市街地において実現化させるための戦略を描いており、これらの過程の成果は第一次・第二次復興計画と有機的プログラムへと反映されていた。このような地域全体の空間像とそれぞれの歴史的市街地の中心部を修復し、公共空間の再価値化を行う空間像が描かれたのちに、コミュニティ参加過程において再価値化を実現化させる5つのパイロット事業が選定されている。

このような、歴史的市街地全体の空間像に即した実空間は実現されていたのか。歴史的市街地の中



ノヴィディモデナ市の震災復興プロセス				
評価指標1	第1期 初動期	第2期 構想段階	第3期 事業計画段階	第4期 事業実施段階
制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか	コミュニティ参加プロセスでの各コミュニティとの運動過程は、第一次復興計画の策定という制度過程へと反映されており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。	コミュニティ参加プロセスでの地域全体のビジョンと戦略を描き、パイロット事業を選定する運動過程は、第二次復興過程の策定とパイロット事業への合意という制度過程へと反映されており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。	5つのパイロット事業の設計過程における設計グループと運営グループとの議論と相互調整の成果は、提案・プログラム文書としてまとめられ、作成された設計文書は審査会により承認を受けており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。	参加型プロセスで設計された空地や緑地は、事業竣工後に運営・管理協定により住民や市民組織の役割が公的に位置づけられており、制度過程と運動過程の間に相互関係が存在した。
段階に応じてガバナンス体制が構築されたか	第1期では、ネットワーク型ガバナンス体制と5つのアリーナ型ガバナンス体制が構築されていた。	第2期では、5つのアリーナ型ガバナンス体制とプラットフォーム型ガバナンス体制が構築されていた。	第3期では、アリーナ型ガバナンス体制、5つのパイロット事業のプロジェクト型ガバナンス体制、多数の修復事業のプロジェクト型ガバナンス体制が構築されていた。	第4期では、アリーナ型ガバナンス体制、5つのパイロット事業のプロジェクト型ガバナンス体制、複数のネットワーク型ガバナンス体制が構築されていた。
空間像に即した実空間が実現されたか	・コミュニティ参加のプロセスの中で、3つの地区コミュニティの課題とニーズを把握した上で、地域全体の復興の将来像とそれを3つの歴史的市街地において実現化させるための戦略を描いた。これらの過程の成果は第一次・第二次復興計画と有機的プログラムへと反映。 ・地域全体の空間像とそれぞれの歴史的市街地の中心部を修復し、公共空間の再価値化を行う空間像が描かれたのちに、コミュニティ参加過程において再価値化を実現化させる5つのパイロット事業が選定され、中心部を修復する将来像が描かれた。			
	中心部 - 修復 - 都市基本計画 P.R.G. で規定されたゾーニングと統一的修復プログラム P.I.R. で定められていた事業介入タイプを規範とし、最小事業介入単位毎に設立された共同事業体によって事業計画が行われた。 第2部での調査分析によると、その他の震災復興事例において定められていた事業実施ガイドラインが定められておらず、都市軸に沿った主要広場には多くの事業が竣工していた。よって、中心部に対して描かれた修復の空間像は、実空間として実現された。	パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」 ・旧小学校跡地再生での芸術文化複合施設と音楽学校の新設に伴い、大部分の空間構成要素は撤去並びに新たに付加。 ・分節された建物ボリュームでの屋外空間の創出、新設される2つの建物の自由通路の整備、2つの建物の外壁素材と色の調和が行われており、新しい空間秩序が創出され、空間構造は維持されていた。 ・歴史的市街地の再価値化の空間像は、実空間として実現。	パイロット事業「Spazi inFESTATI」 ・既存公園の再価値化に伴い、植栽や舗装などの大部分の空間構成要素は撤去並びに新たに付加。 ・インフラ設備と舗装の整備や植栽の再整備が行われており、新しい空間秩序が創出され、空間構造は維持。 ・歴史的市街地の再価値化の空間像は、実空間として実現。	パイロット事業「Parcobaleno」 ・学校跡地の公園への転用して再生するために、震災前の空間構成要素は部分的に維持されたが、舗装や植栽などは新たに付加。 ・植栽やベンチ、遊具の整備が行われており、新しい空間秩序が創出され、空間構造は変更。 ・歴史的市街地の再価値化の空間像は、実空間として実現。

図 7-3. ノヴィディモデナ市の震災復興における共編集の評価

第3部 共編集の評価と「共編集型都市計画論」の構築

心部では、都市基本計画 P.R.G. で規定されたゾーニングと統合的修復プログラム P.I.R. で定められていた事業介入タイプを規範とし、最小事業介入単位「Unità Minime di Intervento」毎に設立された共同事業体によって事業計画が行われた。第2部での調査分析によると、その他の震災復興事例において定められていた事業実施ガイドラインが定められておらず、都市軸沿いと主要広場に面する事業の優先的な着工・竣工はみられなかったものの、調査時点では多くの事業が竣工していた。最小事業介入単位毎に詳細な空間変容の分析は行えていないが、中心部に対して描かれた修復の空間像は、実空間として実現されたと考えられる。

他方、4つのパイロット事業については、詳細に空間変容の分析を行った。パイロット事業「Nuovo Polo Artistico e Culturale」では、旧小学校跡地再生での芸術文化複合施設と音楽学校の新設に伴い、大部分の空間構成要素は撤去並びに新たに付加された。また、コミュニティ参加過程での成果を踏まえて、分節された建物ボリュームでの屋外空間の創出、新設される2つの建物間の自由通路の整備、2つの建物の外壁素材と色の調和が行われており、新しい空間秩序が創出され、空間構造は維持されていた。以上により、歴史的市街地の再価値化と再生の空間像は、実空間として実現された。

パイロット事業「Spazi inFESTATI」では、既存公園の再価値化に伴い、植栽や舗装などの大部分の空間構成要素は撤去並びに新たに付加された。また、コミュニティ参加過程での成果を踏まえて、インフラ設備と舗装の整備や植栽の再整備が行われており、新しい空間秩序が創出され、空間構造は維持されていた。以上により、歴史的市街地の再価値化の空間像は、実空間として実現された。

パイロット事業「Parcobaleno」では、学校跡地の公園へ転用して再価値化するために、震災前の空間構成要素は部分的に維持されたが、舗装や植栽などは新たに付加された。また、コミュニティ参加過程での成果を踏まえて、植栽やベンチ、遊具の整備が行われており、新しい空間秩序が創出され、空間構造は変更されていた。以上により、歴史的市街地の再価値化と再生の空間像は、実空間として実現された。

パイロット事業「Piazza Diffusa di Novi」では、歴史的市街地の中心の広場の再価値化に伴い、時計塔や市役所は維持されたが、ポルティコやその他の植栽、家具、舗装、設備などの空間構成要素は新たに付加される。また、コミュニティ参加過程での成果を踏まえて、広場に面する建物地階部分へのポルティコ空間の挿入、周辺建物の特徴に応じた5つの小さな広場のデザイン、広場と広場に面する建物の機能的・形態的な質の調整が行われており、新しい空間秩序が創出され、空間構造は維持される予定である。このパイロット事業は、調査実施時点で事業着工されていることから実現される予定であるが、現時点での評価としては、実空間として実現されていない。

以上により、3つの評価指標によりノヴィディモデナ市の震災復興における共編集を評価した。これらの評価から、ノヴィディモデナ市では、4つ全ての時期区分において制度過程と運動過程の間に相互関係が存在し、4つの時期区分の段階に応じてガバナンス体制が構築され続け、その結果としてコミュニティ参加過程を経て描かれた歴史的市街地の中心部の修復と公共空間の再価値化と再生の空間像は、事業着工中の事業も見られたが、概ね実空間として実現されたとと言える。

7-4 第7章のまとめ：共編集の特徴の比較考察

本章では、第2部で研究対象とした3つの震災復興の事例都市において、共編集の3つの条件が満たされていたかを把握した。その結果、ヴェンゾーネ市の震災復興とノヴィディモデナ市の震災復興では、共編集の3条件を全て満たしていることが明らかになった。他方、ラクイラ市の震災復興では、「複数主体による共同体の存在」は満たしていたが、中央政府による強い介入のみられた第1期と第2期では、「複数主体の協働」と「複数主体間での価値観の共有」の2つの共編集の条件を満たしておらず、3期以降に満たされていたことが明らかになった。

次に、第1章で設定した3つの指標により共編集を評価した。その結果、それぞれの震災復興の事例都市における共編集は、以下のように評価された。

ヴェンゾーネ市の震災復興では、4つ全ての時期区分において制度過程と運動過程の間に相互関係が存在し、4つの時期区分の段階に応じてガバナンス体制が構築され続け、その結果として空間像に即した実空間が実現された。

ラクイラ市の震災復興では、第3期・第4期・第5期において制度過程と運動過程の間に相互関係が存在し、第3期以降に段階に応じてガバナンス体制が構築され続け、その結果として行政主導で描かれた歴史的市街地中心部の空間像と市民組織共同体により描かれた空間像は、実空間として実現されたが、歴史的市街地周辺地区の空間像は、実空間として実現されていない。

ノヴィディモデナ市の震災復興では、4つ全ての時期区分において制度過程と運動過程の間に相互関係が存在し、4つの時期区分の段階に応じてガバナンス体制が構築され続け、その結果としてコミュニティ参加過程を経て描かれた歴史的市街地全体の空間像は、着工中の事業も見られたが、概ね実空間として実現された。

最後に、3つの震災復興の事例都市の評価結果を比較考察することで、共編集の特徴を明らかにする。

まず、ヴェンゾーネ市の震災復興における共編集の特徴として、震災後に構築された「アリーナ型ガバナンス体制」である住民協議会が、歴史的市街地全体の震災復興の方針と空間像の設定に寄与していた。この住民協議会は、歴史的市街地を可能な限り復元する方針を提示する運動を実施し、国の委員会によりその復元方針が承認されることで制度化され、復元方針とその空間像は、住民協議会と市政府との間で共有された。他方、ノヴィディモデナ市の震災復興では、地域全体と歴史的市街地の空間像の描出は、コミュニティ参加過程の運営グループである「アリーナ型ガバナンス体制」、地区コミュニティ毎の「アリーナ型ガバナンス体制」、地区コミュニティの参画する「プラットフォーム型ガバナンス体制」によって行われていた。要するに、ノヴィディモデナ市では、2つのアリーナ型ガバナンス体制とプラットフォーム型ガバナンス体制が、空間像の描出に関与していたのに対して、ヴェンゾーネ市では、1つのアリーナ型ガバナンス体制のみが空間像の設定に対して重要な役割を担っていた。なぜこのようなことが可能になったのか。

その理由としては、第一に、ヴェンゾーネ市の震災復興では、歴史的市街地を可能な限り復元することを主眼としており、ノヴィディモデナ市の震災復興と比較すると目的が明確であり、震災復興の主目的が関係していると考えられる。第二に、ヴェンゾーネ市の歴史的市街地は、ノヴィディモデナ市とラクイラ市の歴史的市街地と比較すると、規模が小さく、震災復興に関与する主体の数も少なかったと考察できるため、歴史的市街地の規模が関係していると考えられる。

次に、ラクイラ市の震災復興における共編集の特徴として、中央政府の強い介入のあった第1期と第2期には、共編集の2条件を満たしておらず、その結果として、第1期と第2期にはネットワーク型ガバナンス体制のみ構築され、段階に応じてガバナンス体制が構築され続けなかったために、制度過程と運動過程の間に相互関係を生じさせることができなかつた点がある。他方、ヴェンゾーネ市とノヴィディモデナ市の震災復興では、共編集の3条件を満たしており、その結果、全ての時期の段階に応じてガバナンス体制が構築され続け、制度と運動の過程の間に相互関係が生まれていた。つまり、発災後の中央政府の強い介入により、共編集が入る余地がなくなってしまうと言えるであろう。

アブルッツォ州の州都であるラクイラ市は、人口約7万人の中規模都市であり、その他の事例都市と比較すると人口と歴史的市街地の規模が最も大きかった。このような中規模都市が、地震により未曾有の被害を受けたために、中央政府による迅速な緊急時対応も必要とされるが、本来州政府の法律に則って定められるべき復興ガイドラインが、国の特別技術機関により制定されたことは行き過ぎた介入であり、中央政府による介入の期間と範囲が限定されていなかった点が問題であったと言えよう。要するに、都市の規模が大きくなればなるほど、緊急時における中央政府による介入の可能性が高まり、共編集の条件を満たせなくなってしまう可能性があるため、より大きな規模での共編集のあり方の検討がなされなければならない。

最後に、ノヴィディモデナ市の震災復興における共編集の特徴として、第1期に構築された「アリーナ型ガバナンス体制」は、全ての時期を通じてコミュニティ参加過程の運営役割を担い、その結果として3つの地区コミュニティの課題とニーズを踏まえた、地域全体の空間像と歴史的市街地の空間像の描出に寄与していた。ヴェンゾーネ市とラクイラ市の震災復興で描かれた空間像が、歴史的市街地を対象としていたのに対して、ノヴィディモデナ市の震災復興では、より広域的なスケールである地域「Territorio（テリトリー）」全体にまで空間像を描かれていた。なぜこのようなことが可能になったのか。

その要因としては、第一に、80年代以降イタリアの都市計画においては、州域での景観計画の策定などにより、地域「Territorio」の分析と再生に取り組みされており、そのような平時の都市計画の発展の流れが、震災復興においても結実したことも要因として考えられる。第二に、ノヴィディモデナ市は、ボローニャ市など革新系自治体の多く存在するエミリアローマニャ州に位置しており、兼ねてからイタリアの中でも都市計画制度の改革を推し進めてきた同州では、2009年に都市計画における市民参加の新しい法律を制定していた。この法律制定により、事例の中でも重要な役割を担っていた参加型提案文書が法的にも位置づけられていたことから、コミュニティ参加の過程の成果は実行力のあるものとなった。このような社会的な制度と仕組みが整っていたことが要因として考えられる。第三に、コミュニティ参加過程をコーディネートした外部専門家の役割と徹底的な議論を延々と続けられる市民の存在であり、70年代以降参加と分権の改革を継続してきたエミリアローマニャ州では、参加に関する制度と仕組みが整えられ、それらを使いこなす外部専門家が育ってきている点が考えられる。さらに、この参加の伝統によって築き上げられ、市民同士の議論を通じて対立を乗り越えて妥協点を見出せる、市民社会の特性があるのではないだろうか。この点に関しては、明確な因果は明らかにできないものの、ノヴィディモデナ市の震災復興において共編集の効果がその他の事例都市の震災復興と比較するとよく現れていたことを考慮すると、専門家と市民の担う役割の重要さは指摘せざるを得ない。

第3部 共編集の評価と「共編集型都市計画論」の構築

3つの震災復興における共編集の評価の比較考察により、共編集の特徴として、震災復興の主目的と歴史的市街地の規模に応じて、共編集のあり方が異なることが考察された。また、大規模な都市であればあるほど、中央政府の介入により共編集の条件が満たされない危うさが高まることが考察された。さらに、共編集の特徴として、平時の都市計画における参加に関する法制度と実装のための仕組みが整えられており、その仕組みを使いこなせる外部専門家と建設的な議論を行える市民が存在する場合には、共編集の効果がより発揮されると考察された。

これらの比較考察の結果導き出された共編集の特徴を参照しつつ、次章においては、共編集を計画手法化するために3つの震災復興事例から学ぶことを整理する。次に、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に着眼することで共編集計画手法のモデルを導出・提案し、「共編集型都市計画論」を構築する。

第8章
共編集の計画手法化と
「共編集型都市計画論」の構築

8-1 本章の目的

第8章「共編集の計画手法化と『共編集型都市計画論』の構築」では、3つの震災復興事例における共編集の評価を踏まえて、以下の手順で「共編集型都市計画論」を構築する。

まず、3つの震災復興事例における共編集の評価をもとに、共編集が果たした役割と課題について整理し、共編集を計画手法化するために学ぶべきことを明らかにする。

次に、3つの震災復興事例の歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に着眼し、事例毎に「共編集計画手法モデル」を導出する。

ここで歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に着眼するのは、第3章において復興ガバナンス体制をモデル化する際に被災した歴史的市街地の規模を1つの軸としたためである。もう一つの理由として、第7章での共編集の評価を踏まえた、3つの事例の比較考察により、共編集の特徴として、震災復興の主目的と歴史的市街地の規模に応じて、共編集のあり方が異なると考察されたためである。以上の理由により、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に着眼し、3つの「共編集計画手法モデル」を導出する。

さらに、事例毎の「共編集計画手法モデル」を踏まえ、大規模な歴史的市街地を対象として、複合目的を達成する「統合的共編集計画手法モデル」を提案する。ここで、規模の大きな歴史的市街地を対象にモデル提案を行うのは、第7章で比較考察した共編集の特徴から、大きな都市であればあるほど、中央政府の介入により震災後に共編集の条件が満たされない場合が想定されるため、事前にモデルとして検討を行うことが重要だからである。

最後に、「統合的共編集計画手法モデル」をイタリアの平時の計画制度へ適用させることで、共編集型都市計画の枠組みを提示する。次に、共編集型都市計画を汎用性を持って実用するために、提示した枠組みに基づき、過程、ガバナンス体制、実空間に対する3つの適用方法を示す。さらに、「統合的共編集計画手法モデル」による計画制度とイタリアの平時の計画制度との関係に着目し、3つの適用方法を支える制度的な仕組みを示す。最後に、3つの適用方法と制度的な仕組みを体系化することで、「共編集型都市計画論」を構築する。

本章のまとめでは、構築した「共編集型都市計画論」のイタリアの既成市街地への応用可能性を考察する。

8-2 計画手法化のために3つの震災復興事例から学ぶこと

ここでは、共編集を計画手法として位置付けるために、3つの震災復興事例において共編集が果たした役割と課題を学ぶこととして述べる。

(1) ヴェンゾーネ市の震災復興から学ぶこと

まず、共編集が果たした役割について考察する。

第1に、文化遺産保護の保護活動を行うネットワーク型ガバナンス体制である新規市民組織による共編集が果たした役割である。この新規市民組織は、震災後に住民や既存市民組織、外部専門家らにより結成された組織であり、提案した文化遺産保護計画が市政府により承認されていた。さらに、新規市民組織は、歴史的市街地の復興方針を提示するアリーナ型ガバナンス体制である住民協議会の設立に寄与していた。つまり、新規市民組織が共編集を行ったことによって、被災した文化遺産の保護と復興方針を提示する住民協議会の設立が、成果として現れていた。

第2に、歴史的市街地の復元方針の提示を目的としたアリーナ型ガバナンス体制である住民協議会による共編集が果たした役割である。この住民協議会は、歴史的市街地の可能な限りの復元する方針要請が国の委員会に承認されており、震災復興の空間像と復興ガイドラインの共有に貢献していた。さらに、住民協議会は、住民向けに地域新聞を発行し、計画策定や事業実施など復興進捗状況を発信していた。つまり、住民協議会が共編集を行ったことによって、空間像と復興ガイドラインの共有と復興進捗状況の発信が、成果として現れていた。

第3に、市政府から計画策定を委託された外部専門家による共編集が果たした役割である。この外部専門家は、歴史的市街地の空間像と州法による規定、建築類型学的分析結果を踏まえて、地区詳細計画を策定していた。さらに、この専門家は、歴史的市街地の全ての建物に対して類型分類と事業介入カテゴリを定め、街区よりも小さな単位で共同事業範囲を設定し、事業実施ガイドラインを定めていた。つまり、外部専門家が共編集を行ったことによって、空間像を実現するための地区詳細計画の策定が、成果として現れていた。

第4に、市政府から事業調整を委託された同一外部専門家による共編集が果たした役割である。この外部専門家は、計画策定業務終了後も、共同事業範囲を単位とした個別の事業計画の調整役割を担っていた。事業設計者により作成された事業計画が、地区詳細計画で規定されていた規範を遵守しているかを確認・指導していた。つまり、外部専門家が共編集を行ったことによって、地区詳細計画を遵守した事業計画の作成が、成果として現れていた。

第5に、共同事業の設計者による共編集が果たした役割である。この設計者は、地区詳細計画で定められた規範を参照し、歴史的市街地の復元と修復という空間像を実現するために事業計画を策定した。さらに、設計者は、事業計画により震災前の空間秩序を回復させるだけでなく、アンドローネや空地を取り戻すことでかつての空間秩序を再構築し、所有者ニーズに応じて新しい空間秩序を創出していた。つまり、共同事業の設計者が共編集を行ったことによって、像に即した空間の実現が、成果として現れていた。

次に、ヴェンゾーネ市の震災復興事例では、前章での評価によると、全ての時期区分において制度と運動の相互関係が存在し、3つのガバナンス体制の類型が構築され、空間像に即した実空間が実現

されていた。そのため、特筆すべき共編集の課題は存在しなかったと言える。

(2) ラクイラ市の震災復興から学ぶこと

まず、共編集が果たした役割について考察する。

第1に、ラクイラの震災復興における市民参加と多主体協働のあり方を勉強する組織アリーナ型ガバナンス体制による共編集が果たした役割である。この勉強する会は、2つの既存市民組織と新規市民組織により結成された組織であり、ラクイラ市政府、専門家協会により構成されるアリーナ型ガバナンス体制である検討委員会に参画していた。その後、この検討委員会を母体として多様な主体の参画するプラットフォーム型ガバナンス体制である多主体協働組織が結成されるが、勉強する会はこの組織内部で中核的な役割を担っていた。つまり、市民参加を勉強する会が共編集を行ったことによって、検討委員会の設立とその後の多主体協働組織の結成が、成果として現れていた。

第2に、ラクイラ市政府による共編集が、歴史的市街地の心部の事業実施に果たした役割である。ラクイラ市政府は、国の特別技術機関による管理期間終了後、歴史的市街地中心部の復興事業の遅れを取り戻すために、優先的に着工する事業を定めた事業実施ガイドラインを定めていた。このガイドラインにより、歴史的市街地の中心部を修復する空間像は、都市軸沿いと主要広場沿いの事業から実現されるように、中心部に対する空間像の早期実現に寄与していた。つまり、ラクイラ市政府が共編集を行ったことによって、歴史的市街地中心部に対する修復の空間像の早期実現が、成果として現れていた。

第3に、ラクイラ市政府の住民参加型公募事業に採択されたプロジェクト型ガバナンス体制である市民組織共同事業体 REUSES による共編集が果たした役割である。この市民組織共同事業体 REUSES は、3つの市民組織により構成され、住民参加の過程を通じて歴史的市街地と周辺地域における未利用の公共空間を選定し、教会前の広場を利活用する空間像を描いた。この空間像は、地域住民と地区コミュニティと共に事業計画として具体化され、廃木材等を再利用してセルフビルドで実現された。事業竣工後は、教区コミュニティと市政府との間に協働協定が締結され、広場の管理運営権限がアリーナ型ガバナンス体制に移譲されていた。つまり、共同事業体 REUSES が共編集を行ったことによって、住民参加を通じて描いた広場に対する空間像の実現と地区コミュニティと市政府の協働協定が、成果として現れていた。

第4に、ラクイラ市城壁周辺空間の協同管理を行うアリーナ型ガバナンス体制である城壁を守る会による共編集が果たした役割である。この城壁を守る会は、複数市民組織による設立当初発掘された城門遺跡の保護を活動目的としていたが、遺跡保護の決定を受けて、ラクイラ市政府に対して城壁周辺空間の協同管理を提案した。その後、参画する市民組織数の増えた城壁を守る会は、市政府との間に協同管理協定を締結し、市政府から城壁を守る会へ城壁周辺空間の管理運営権限が移行された。つまり、城壁を守る会が共編集を行ったことによって、市政府との間の協同管理協定の締結と城壁周辺空間の管理運営が、成果として現れていた。

次に、ラクイラ市の震災復興でみられた共編集の課題について考察する。

前章でのラクイラ市の震災復興における共編集の評価によると、中央政府とその管轄下にあった全国市民防災局と国家特別技術機関による強い介入の影響を受けたため、第1期と第2期では、制度と運動の過程の間に相互関係が存在せず、段階に応じてガバナンス体制が構築されていなかった。その

第3部 共編集の評価と「共編集型都市計画論」の構築

ため、これらの時期区分においては、共編集を行えなかったが、その結果どのような負の影響がもたらされたのか。

第1に、市民組織間のネットワーク型ガバナンス体制しか構築されず、歴史的市街地の復興方針を構想するためのアリーナ型ガバナンス体制やプラットフォーム型ガバナンス体制が早期に構築されなかった点が挙げられる。これにより、市民組織と地方政府の間に連携体制が構築されず、地域社会での市民らによる運動は、方針決定やビジョン作成などの制度過程へと反映されることはなかった。

第2に、国家特別技術機関の定めた復興ガイドラインに市民参加に関する規定が定められていなかったため、ラクイラ市政府は、参加過程を通じて市民や地区コミュニティの課題とニーズを踏まえた、歴史的市街地全体の空間像を描けなかった点が挙げられる。

第3に、歴史的市街地の周辺地区に対する再生の空間像が、利害関係者の参加を通じて描かれた像ではなかったため、当該地区で計画されている戦略的事業は、未だ設計段階にあり、実空間の実現目処が立っていない点が挙げられる。歴史的市街地の中心部に対する修復の空間像は、平時の都市基本計画での規制に基づいて震災前の空間像に戻される。他方、周辺地区では、都市再生を目指して、機能複合や価値創造を推進するため、利害関係者間での協議を通じて新しい空間像を描くことが求められていた。共編集の評価は、発災から10年経過した時点でを行ったため、未だ評価する時期にないと捉えることもできるが、現時点では、共編集が行われなかったことにより負の影響がもたらされたと言える。

(3) ノヴィディモデナ市の震災復興から学ぶこと

まず、共編集が果たした役割を考察する。

第1に、コミュニティ参加過程を運営するアリーナ型ガバナンス体制である運営グループによる共編集が果たした役割である。この運営グループは、外部専門家、市長、行政職員らにより構成されており、参加過程の全ての時期においてコーディネートを 행っていた。これにより、運営グループのコーディネートで行われた議論の成果は、復興計画や有機的プログラム、参加型提案文書へと公式的に位置づけられた。つまり、運営グループが共編集を行ったことによって、コミュニティ参加を踏まえた復興計画や有機的プログラムの策定が、成果として現れていた。

第2に、運営グループによる共編集が果たしたもう一つの役割である。この運営グループは、歴史的市街地の地区コミュニティの課題とニーズを把握するためにコミュニティ毎にアリーナ型ガバナンス体制を構築し、地域全体のビジョンと戦略を討議するために1つのプラットフォーム型ガバナンス体制を構築していた。さらに、運営グループは、公共空間の再価値化を優先的に行うパイロット事業の選定を行った。つまり、運営グループが共編集を行ったことによって、目的に応じたガバナンス体制の構築が、成果として現れていた。

第3に、建築と景観の質に関する審議会による共編集が果たした役割である。この審議会は、パイロット事業の設計グループで作成された設計図書を計画やプログラム、設計ガイドラインと整合しているかを審査していた。これにより、参加者のニーズと議論の成果を反映させた、パイロット事業が実空間として実現していた。つまり、建築と景観の質に関する審議会が共編集を行ったことによって、参加の成果を反映したパイロット事業の実現が、成果として現れていた。

第4に、パイロット事業の設計グループによる共編集が果たした役割である。この設計グループは、パイロット事業毎に利害関係者により構築されたプロジェクト型ガバナンス体制であるが、事業竣工

後の実現した空間の維持運営体制について設計過程で検討していた。事業竣工後には、市民や市民組織と市政府との間に、整備された空間を管理運営するための協働協定が締結されていた。つまり、設計グループが共編集を行ったことによって、市民・市民組織と市政府の協働協定が、成果として現れていた。

次に、ノヴィディモデナ市の震災復興でみられた共編集の課題について考察する。

歴史的市街地中心部に対する修復の空間像を実現化するための民有建築物の復興事業の実施ガイドラインが定められていなかった点は、課題としてあげられる。ヴェンゾーネ市とラクイラ市の震災復興においては、歴史的市街地の中心部の事業実施に関する優先順位が付けられていたが、ノヴィディモデナ市ではガイドラインが定められておらず、分析結果によると歴史的市街地の北部の主要道路沿いに未着工の復興事業が集中していた。そのため、歴史的市街地の民有建築物の修復事業の事業実施ガイドラインを設定しておくことで、社会的・経済的な活動にとって重要な主要道路沿いの建物を早期に再建できたと考えられる。

8-3 規模と主目的に着眼した「共編集計画手法モデル」の導出と提案

これまでの、3つの震災復興事例における共編集の評価を元に、歴史的市街地を対象とした「共編集計画手法モデル」の導出と「統合的共編集計画手法モデル」の提案を行う。

第7章では、3つの震災復興が共編集の条件を満たしていたかを把握した上で、第1章で設定した3つの指標により共編集の評価を行った。次に、本章前節において、共編集が果たした役割と課題を考察し、3つの震災復興から学ぶこととして整理した。

ここでは、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に着眼し、震災復興事例毎に、「共編集計画手法モデル」を導出する。

ここで歴史的市街地の規模と震災復興の主な目的に着眼するのは、第3章において復興ガバナンス体制をモデル化する際に被災した歴史的市街地の規模を1つの軸としたためであり、1976年フリウリ地震ヴェンゾーネ市は平野部の小さな村の歴史的市街地、2009年アブルッツォ地震ラクイラ市は政治的・文化的中心地である中規模都市の歴史的市街地、2012年エミリアローマニャ地震ノヴィディモデナ市は周辺地域の中で中核的な役割を担う小都市の歴史的市街地としていた。もう一つの理由として、第7章のまとめで述べたように、3つの事例において震災復興の主目的が異なっており、具体的には、ヴェンゾーネ市の震災復興では、歴史的市街地の復元と修復を主目的とし、ラクイラ市の震災復興では、歴史的市街地の修復と再生を主目的とし、ノヴィディモデナ市の震災復興では、歴史的市街地の修復と再価値化が目指されていた。以上の理由により、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に着眼して、3つの「共編集計画手法モデル」を導出する。さらに、導出された3つの「共編集計画手法モデル」を統合することで、大規模な歴史的市街地を対象として、複合目的を達成する「統合的共編集計画手法モデル」を提案する。表8-1にそれぞれの震災復興事例の規模と主目的を整理した。

なお、このモデル導出とモデル提案は、3つの震災復興事例に基づいて行われるが、それぞれの事例における時期区分は、ヴェンゾーネ市の震災復興では4つの時期区分、ラクイラ市の震災復興では6つの時期区分、ノヴィディモデナ市の震災復興では4つの時期区分、と異なっていた。そのため、モデル導出とモデル提案のための時期区分の一般的な段階を設定することが求められよう。

佐藤・後藤ら(2006)⁸⁻¹⁾は、「編集」という実践的行為が構想段階、計画段階、実施段階に効果を及ぼすと想定していた。本研究では、この既往研究での3段階の想定に基づいて共編集を計画手法化する。

表 8-1. モデル導出とモデル提案のための規模と主目的の整理

該当事例	歴史的市街地の規模			震災復興の主目的			
	小規模	中規模	大規模	復元	修復	再価値化	再生
ヴェンゾーネ市の震災復興事例	●	—	—	●	●	—	—
ノヴィディモデナ市の震災復興事例	●	—	—	—	●	●	—
ラクイラ市の震災復興事例	—	●	—	—	●	—	●
今後発災の予想される大都市での震災復興	→ ●			●	●	●	●

(1) 小規模歴史的市街地の復元と修復を主目的とした「共編集計画手法モデル」の導出

第1のモデルは、小規模な歴史的市街地の復元と修復を主目的とした「共編集計画手法モデル」であり、1976年フリウリ地震ヴェンゾーネ市の小規模であり国の文化遺産として保護対象となっていた歴史的市街地の震災復興における共編集の評価を踏まえ導出される。このモデルを図8-1に示した。

まず、このモデルの過程特性としては、第1に、住民協議会による歴史的市街地を可能な限り復元・修復する方針提案を受けて、地方政府がその方針を承認し、市政府が外部専門家と共に方針に則って地区詳細計画を策定する過程が挙げられる。

第2に、住民協議会が、市政府と外部専門家による地区詳細計画の策定過程や復興事業の実施過程に関する進捗状況を地域新聞に掲載して発行し、住民らに情報を発信する過程が挙げられる。

次に、このモデルのガバナンス体制の特性として、第1に、文化財と都市計画行政と住民の橋渡しをする住民協議会の存在が挙げられる。住民協議会は、既存市民組織や外部専門家、住民らによる組成され、行政に対する異議申し立てや住民に対して地域新聞の発行により事業進捗状況の報告を行う。

第2に、歴史的市街地の全体計画を策定し、事業実装を調整する専門家の存在が挙げられる。この専門家は、全体計画と事業の実施設計との整合性の確認や事業実施過程における調整を行う。

第3に、複数の事業介入単位を含んだ街区の実施設計を担当する専門家の存在が挙げられる。1つの街区は、3～4つ程の事業介入単位毎に共同事業体が設立され、設計調整を容易に行えるようにするために、一人の専門家が複数の実施設計を行う。

さらに、このモデルの空間特性としては、第1に、歴史資料の建築類型学的分析に基づいた、建築類型と事業介入カテゴリーの設定が挙げられる。この類型とカテゴリーは、かつての空間構成要素を復元することで、空間秩序を再構築させ、保護規制の低い建物では、現代的ニーズに応じた新しい空間秩序の創出を行うための判断基準となる。

第2に、復元事業の優先順位を定めた実施ガイドラインの設定である。小規模な事業介入ユニットに基づいた復元事業の事業着工時の煩雑化を防ぎ、経済的・社会的中心である主要広場や道路に面する建物を早期に竣工させることが狙いである。

第3に、回収されたオリジナルな建材の修復と再利用である。歴史的・芸術的価値のある外壁材や装飾を復元事業において修復して再利用し、オリジナルな建材と新たに付加された素材の判別を行えるようにする。

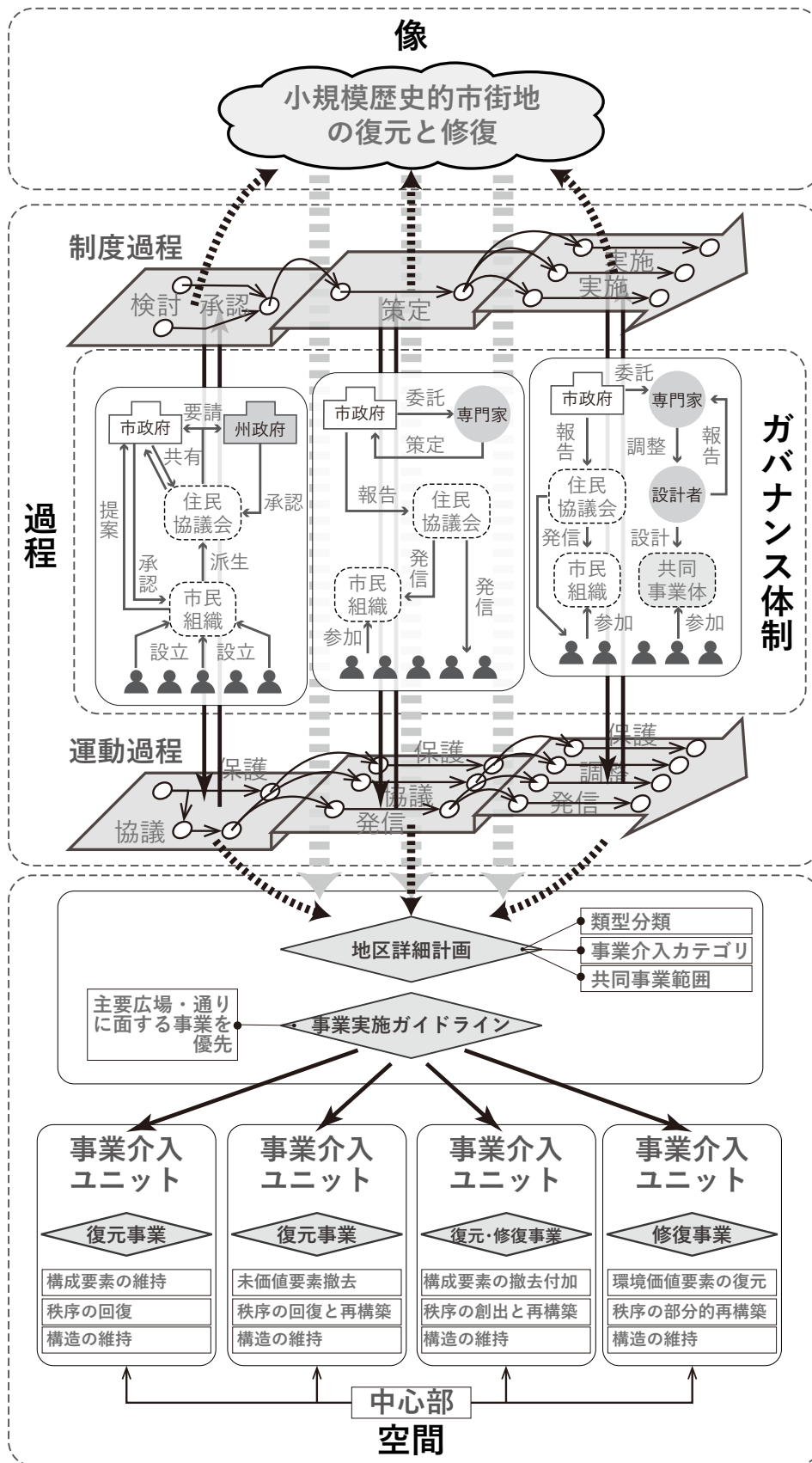


図 8-1. 小規模歴史的市街地の復元と修復を主目的とした「共編集計画手法モデル」

(2) 小規模歴史的市街地の修復と再価値化を主目的とした「共編集計画手法モデル」の導出

第2のモデルは、小規模な歴史的市街地の修復と再価値化を主目的とした「共編集計画手法モデル」であり、2012年エミリアロマーニャ地震ノヴィディモデナ市の小規模であり平時の都市基本計画で保全対象となっていた歴史的市街地の震災復興での共編集の評価を踏まえて導出される。このモデルを図8-2に示した。

まず、このモデルの過程特性として、第一に、各コミュニティの抱える課題とニーズを把握し、さらには地域全体の将来像と戦略を描いたコミュニティ参加過程での成果を参加型提案文書としてまとめ、ローカルな計画ガイドラインとして制度的に位置づける過程が挙げられる。この参加型提案文書は、州政府の定めた参加に関する法律に則ったガイドライン文書であり、その後の復興計画やプログラム策定において参照される。

第二に、コミュニティ参加過程と同時並行的に実施される第一次・第二次復興計画と有機的プログラムの策定過程が挙げられる。コミュニティ参加の過程での議論の結果が、主に民有の建築物の修復を行う復興計画と公共建築物・空間の再価値化事業を組み立てる有機的プログラムへと反映されている。

第三に、コミュニティ参加過程を経て決定された公共空間再価値化のためのパイロット事業の策定過程が挙げられる。コミュニティ参加過程全体での議論の結果を踏まえて、パイロット事業毎にプロジェクト型ガバナンス体制であるパイロット事業設計グループを立ち上げ、空間像に即した事業計画の策定を行う。

次に、このモデルのガバナンス体制の特性として、第一に、コミュニティ参加過程の運営グループの存在が挙げられる。この運営グループは、専門家と行政担当者により組成され、コミュニティ参加過程の全体をコーディネートするとともに、各段階におけるワークショップやディスカッションの企画実施を行う。

第二に、コミュニティ毎の議論の場と地域全体の議論の場の設定が挙げられる。歴史的市街地の再価値化のためには、各々のコミュニティの課題やニーズを明確化し、それらを踏まえて地域全体のビジョンと具体化のための戦略を立てる必要があり、運営グループはこれらの議論の場の設置を行う。

第三に、優先的に着手する再価値化事業毎に関係主体の参画する設計グループの存在が挙げられる。各々設計グループにおいて、参加型の設計プロセスをコーディネートし、事業竣工後の空間の維持運営についても協議を重ねる。

第四に、行政から市民あるいは市民組織への事業着工後の空間の維持運営の権限の移譲が挙げられる。行政との協定に基づいて、市民や市民組織らは、自ら設計過程に関わった竣工後の空間の維持運営や地域の催し事の開催などが行われる。

さらに、このモデルの空間特性としては、第一に、平時の都市基本計画で定められた事業介入単位や介入カテゴリーに基づいた修復事業タイプの設定が挙げられる。すでに定められている保全規制と事業介入単位を順守し、所有者らと設計者による共同事業体を設立し、修復事業を計画する。

第二に、コミュニティ参加の結果を反映した公共空間や公共建築物の再価値化事業の計画が挙げられる。コミュニティ参加過程により設定された地域全体のビジョンと戦略を歴史的市街地の実態に落とし込み、公共サービス機能の複合化や既存公園・緑地の再整備、広場のリデザインなどの再価値化事業を計画する。

第三に、再価値化事業の優先順位を定めた実施ガイドラインの設定である。事業介入単位に基づく修復事業の実施と並行して優先的に着工する公共空間や公共建築物の再価値化事業を決定する。

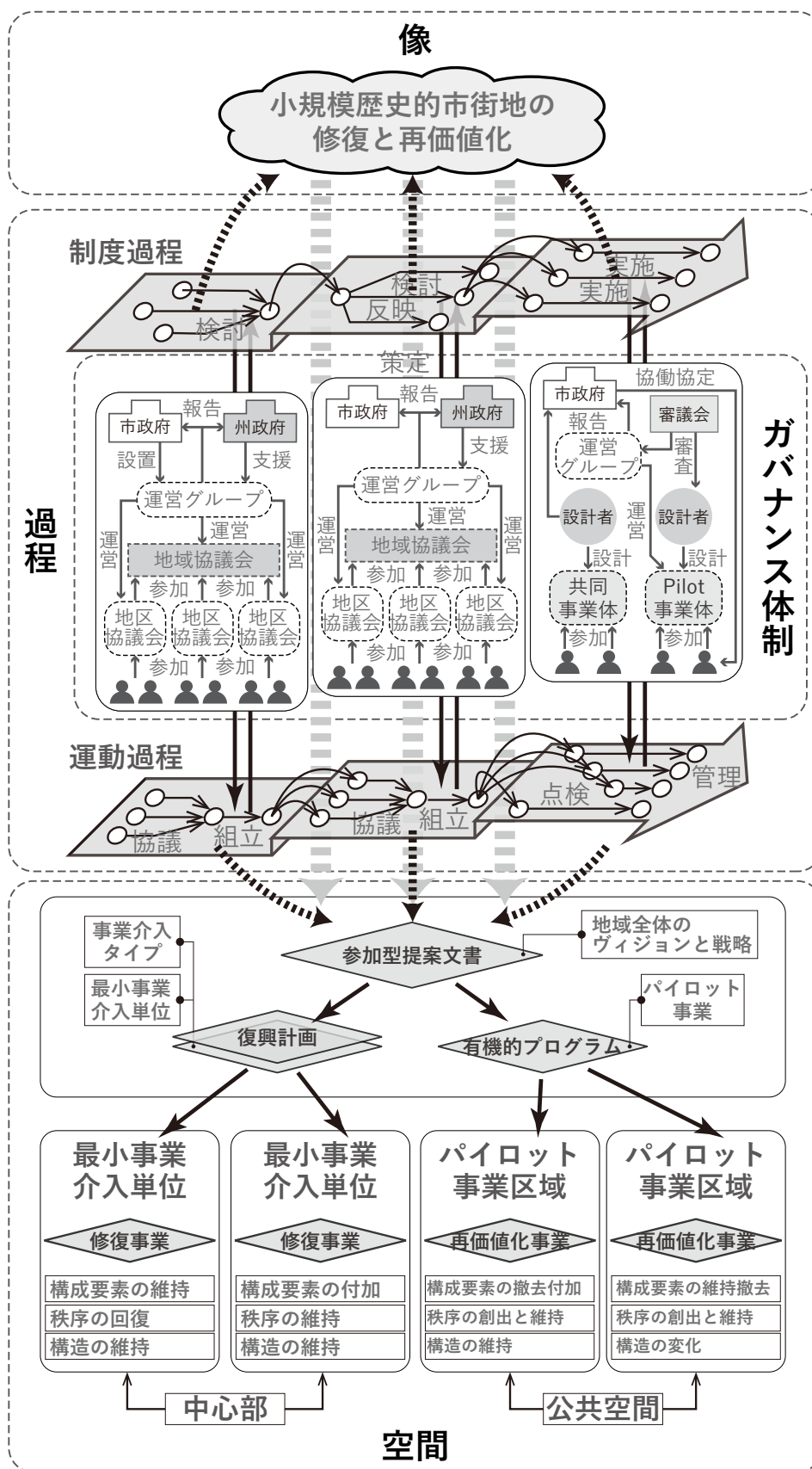


図 8-2. 小規模歴史的市街地の修復と再価値化を主目的とした「共編集計画手法モデル」

(3) 中規模歴史的市街地の修復と再生を主目的とした「共編集計画手法モデル」の導出

第3のモデルは、中規模な歴史的市街地の修復と再生を主目的とした「共編集計画手法モデル」であり、2009年アブルッツォ地震ラクイラ市の中規模であり平時の都市基本計画で保全対象となっていた歴史的市街地の震災復興における共編集の評価を踏まえ導出される。このモデルを図8-3に示した。

まず、このモデルの過程特性としては、第一に、多様な主体の参画するプラットフォーム型多主体協同組織の1つの部会が開催する市民参加ワークショップでの討議内容を踏まえて、市政府に対する提案文書を作成し、ローカルな計画ガイドラインとして制度的に位置づける過程が挙げられる。

第二に、市民参加ワークショップでの討議と提案文書作成と並行して、市政府が地域全体の復興将来像と戦略を描き、復興計画を策定する過程が挙げられる。この市民参加ワークショップは、プラットフォーム型多主体協同組織に参画する専門家協会が先導して複数回開催され、住民との将来像の共有と具体的な計画内容へ反映される。

第三に、復興計画の策定後に歴史的市街地の周辺地区の再生事業の策定過程が挙げられる。再生事業の区域毎に、利害関係者の参画するプロジェクト型ガバナンス体制である設計グループを立ち上げ、円滑に事業計画の策定を行う。

次に、このモデルのガバナンス体制の特性として、第一に、複数の市民組織の参画するアリーナ型ガバナンス体制の存在である。このアリーナ型ガバナンス体制は、市民参加の仕組みの勉強会や城壁を守る会、未利用の公共空間と建物の利活用検討会など、ある明確な目標に基づいて活動を行う。

第二に、行政と市民組織が協定を締結し、具体的な事業を実現化させるプロジェクト型ガバナンス体制の存在である。このプロジェクト型ガバナンス体制は、行政の公募事業などに採択されることで結成され、事業竣工後には解散される時限的な組織である。

第三に、多様な主体の参画するプラットフォーム型多主体協同組織の存在である。この組織は、歴史的市街地の修復と再生を達成するために、地域全体の将来像と戦略を描くために、関係する多くの主体が一同を介する組織体であり、既存の様々な組織が糾合されることで組成されるものである。

第四に、再生事業の利害関係者で結成されるプロジェクト型ガバナンス体制の存在である。この組織は、都市課題の解決や新たな価値の創出を目的とした戦略的な再生事業を実現化するための合意形成やデザイン調整、事業推進などの役割を担うものである。

さらに、このモデルの空間特性としては、第一に、平時の都市基本計画で定められた共同事業単位や事業介入タイプに基づいた修復事業タイプの設定が挙げられる。すでに定められている保全規制と事業介入単位を順守し、所有者らと設計者による共同事業体を設立し、修復事業を計画する。

第二に、プラットフォーム型多主体協同組織で議論決定されたビジョンとシナリオを反映した再生事業の計画が挙げられる。戦略的再生事業は、大きな空間変容を擁するために保全規制の強くない歴史的市街地の周辺地区に立地させ、公共空間の創出や緑道整備、機能複合化等再生事業を計画する。

第三に、修復事業と再生事業の優先順位を定めた実施ガイドラインの設定である。中規模な歴史的市街地では、修復事業数が膨大になる可能性があるため、都市軸沿いや大きな広場に面する修復事業を優先的に着工することで、歴史的市街地の経済的・社会的活性化が予想される。また、修復事業の進捗を踏まえつつ、再生事業の着手する事業を選定し、課題解決と価値創出を同時並行で行えるよう

にガイドラインを決定する。

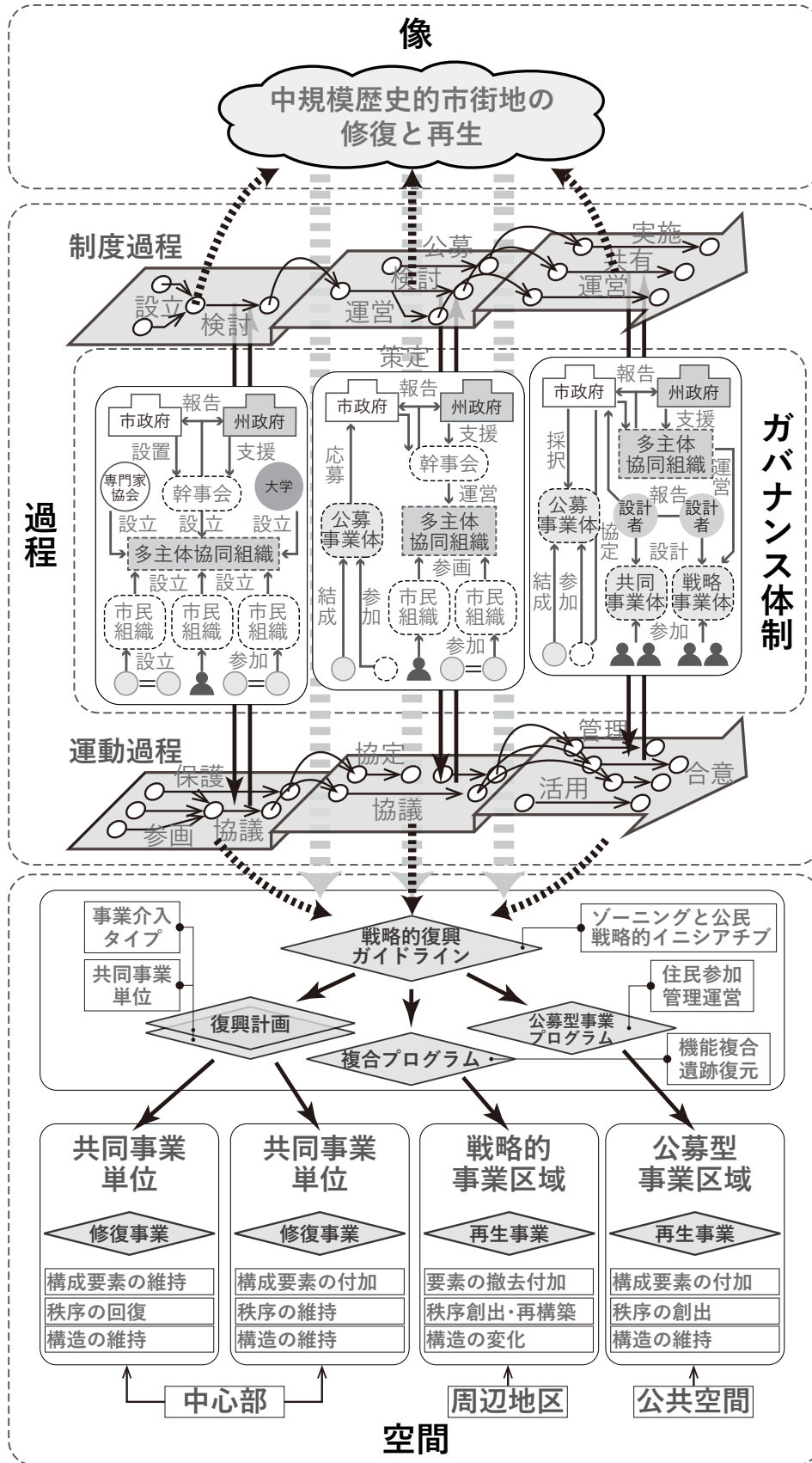


図 8-3. 中規模歴史的市街地の修復と再生を主目的とした「共編集計画手法モデル」

以上により、3つの震災復興毎に、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に基づいて、3つの「共編集計画手法モデル」を導出した。これらのモデルは、それぞれの規模と主目的に応じたものであり、今後発生予想される地震災害からの歴史的市街地の震災復興において有用であると考えられる。

（4）大規模歴史的市街地の複合目的を達成する「統合的共編集計画手法モデル」の提案

以上により、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に応じた3つの「共編集計画手法モデル」を導出した。最後に、これらのモデルを統合することで、大規模な歴史的市街地が被災した際に、復元、修復、再価値化、再生の異なる目的を複合的に達成しうる「統合的共編集計画手法モデル」を提案する。なお、このモデル提案は、これまでのモデル導出と同様に、3つの評価指標毎に特性を記述し、**図8-4**に統合的共編集型計画手法モデルを示した。

まず、このモデルの過程特性としては、第一に、大規模な歴史的市街地を形成過程に応じて複数の地区に区分し、それぞれの地区コミュニティの抱える課題とニーズを把握し、さらに周辺地域の核となる歴史的市街地を含めた地域全体の将来像と戦略を描く。このコミュニティ参加過程での成果は、州法の平時の都市計画に関する法律に則ったローカルなガイドライン文書である参加型提案文書にまとめられ、震災復興のための復興計画と有機的プログラムの策定過程において参照される。

第二に、コミュニティ参加過程と同時並行的に第一次・第二次復興計画と有機的プログラムの策定過程が進められる。歴史的市街地の中心部に立地する私有の歴史的建造物の修復事業と歴史的市街地の周辺地区に立地する都市再生のための戦略的事業は、復興計画において規定され、公共建築物と公共空間の再価値化事業は、有機的プログラムにおいて組み立てられ、それらの中から優先的に事業着工を進めるパイロット事業を選定する過程である。

第三に、コミュニティ参加過程を経て決定された公共空間再価値化のためのパイロット事業の設計過程と周辺地区の都市再生のための戦略的事業の設計過程が、進められる。これらの事業設計過程では、パイロット事業と戦略的事業の区域内の利害関係者の参画する設計グループを組織し、空間像に即した実空間を実現するために、主に所有者間での合意形成と準備設計の素案作成の役割を担う。

第四に、市政府による市民参加型事業の公募と事業採択後の参加過程が行われる。これは、上述した有機的プログラムで対象とする大きな公共空間の再価値化とは異なり、市民や市民組織、教区コミュニティが身近な小さな公共空間を創意工夫を凝らして再価値化する事業を推進するための仕組みである。隔年毎の事業公募に採択された市民組織らは、公共空間の再価値化事業を実施後、市政府との間に協働協定を締結し、竣工後の公共空間の維持運営の権限を付与される。

次に、このモデルのガバナンス体制特性としては、第一に、コミュニティ参加過程を促進し、復興計画とプログラムを策定するための、大規模歴史的市街地内部の複数地区のコミュニティ毎にアリーナ型ガバナンス体制である地区協議会を構築し、さらにこれらの複数のアリーナ型ガバナンス体制を統合する大規模歴史的市街地全体でのプラットフォーム型ガバナンス体制である地域協議会を構築する。これらのアリーナ型ガバナンス体制とプラットフォーム型ガバナンス体制は、複数人の外部専門家と行政の担当課職員により構成されるコミュニティ参加運営グループにより運営され、外部専門家の確保が難しい場合は、専門家協会からの派遣を要請する。

第二に、大規模歴史的市街地に関与する多様な主体が参画し、主に情報共有の役割を担うプラット

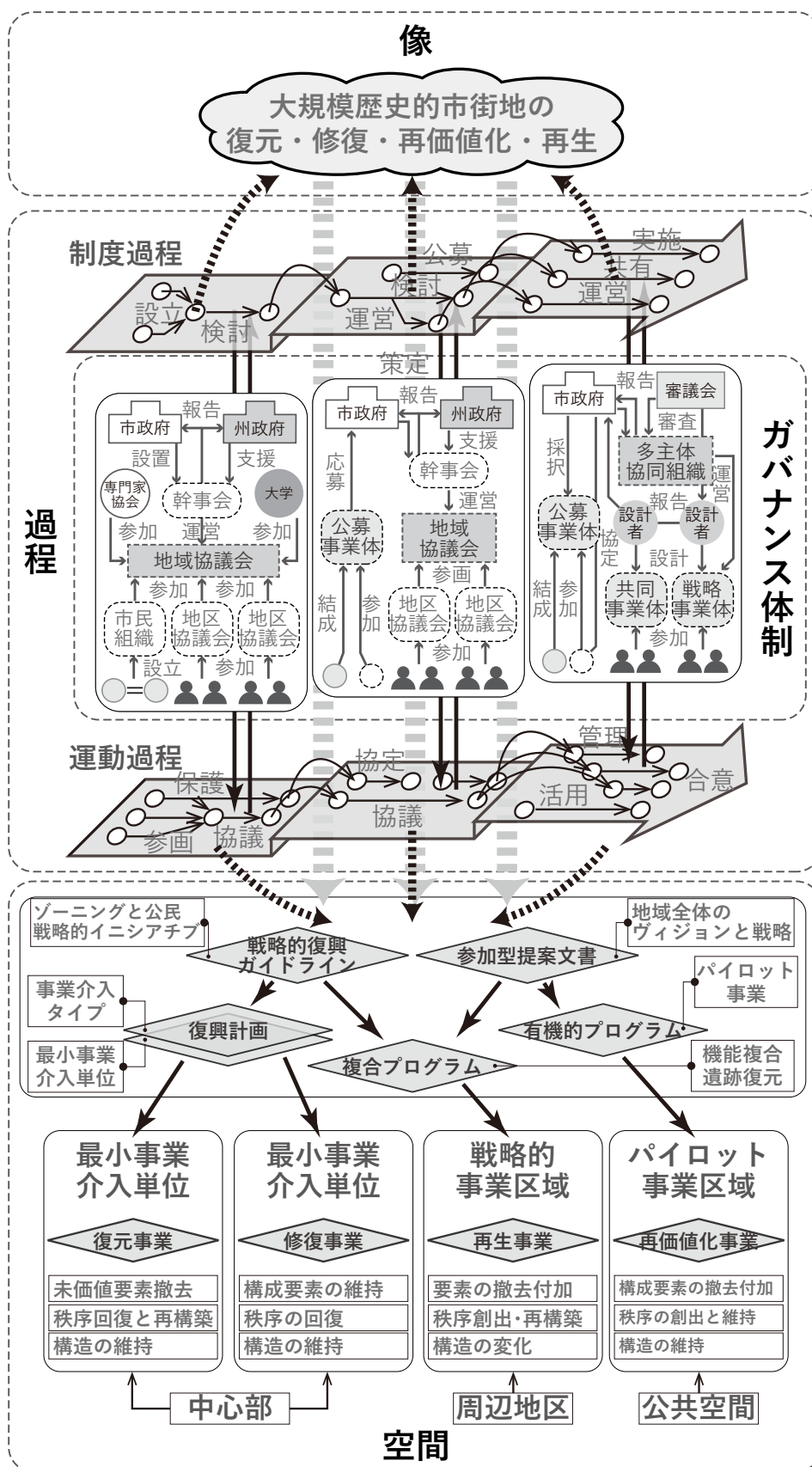


図 8-4. 大規模歴史的市街地の複合目的を達成する「統合的共編集計画手法モデル」

第3部 共編集の評価と「共編集型都市計画論」の構築

フォーム型ガバナンス体制である多主体協同組織を設立する。このプラットフォーム型ガバナンス体制は、市政府からの公募により参加主体を募集し、複数の部会毎にテーマに沿った討議と活動を行い、必要に応じてこのプラットフォーム型ガバナンス体制から派生してアリーナ型ガバナンス体制とプロジェクト型ガバナンス体制を構築する。

第三に、都市再生を目的とした戦略的事業と公共空間の再価値化事業では、行政職員、所有者、専門家、設計者により構成されるプロジェクト型ガバナンス体制である戦略事業体を設立する。この事業体により作成された準備設計のためのデザイン案は、適宜州政府の建築と景観の質に関する審議会により審査され、州毎の規則や空間像、コミュニティのニーズに即した提案となっているか審議される。

最後に、このモデルの空間特性としては、第一に、大規模歴史的市街地の中心部では、平時の都市基本計画のゾーニングと事業介入タイプを規範として復興計画が策定され、最小事業介入単位で設立される共同事業体毎に事業計画を行う。復興計画では、社会・経済的中心である都市軸沿いや主要広場に面する事業を優先的に着工する事業実施ガイドラインを定め、長期化する震災復興過程においても歴史的市街地の中心部の中でも重要な通りと広場に社会・経済的活力を取り戻す。

第二に、大規模歴史的市街地の周辺地区では、従前の都市課題の解決や機能複合による新たな価値創造によって、都市再生を進める戦略的事業の計画を行う。これらの事業地区の中でも大規模な戦略的事業は、国の複合プログラムによる支援を想定し、他方小規模な戦略的事業は、州政府の独自の有機的プログラムによる支援を想定する。これにより、戦略的事業の中でも比較的小規模なものを早期に竣工させ、事業規模の大きく多数の利害関係者の関与する大規模な戦略的事業では、時間をかけてゆっくりと合意形成を行う。

第三に、公共空間の利活用を目的とした、市行政による住民参加型公募事業に応募し、事業採択された市民組織らは大規模歴史的市街地と周辺地域における未利用の公共建築物と公共空間など身近な小さな空間を再価値化する活動と事業を行う。事業竣工後は、参加していた住民や市民組織、コミュニティが、再整備された公共空間を維持運営する権限を市政府との協働協定に基づいて取得する。

以上により、大規模歴史的市街地の複合目的を達成する「統合的共編集計画手法モデル」の提案を行った。

参考文献

- 8-1) 佐藤滋・後藤春彦・田中滋夫・山中知彦：図説 都市デザインの進め方，丸善出版株式会社，2006.5

8-4 イタリアにおける「共編集型都市計画論」の構築

次に、前節で提案した「統合的共編集計画手法モデル」をイタリアの平時の都市計画へと適用させることで、共編集型都市計画の枠組みを提示する。その後、この枠組みに基づいて、共編集型都市計画を実用する際の汎用性を高めるために、1) 過程、2) ガバナンス体制、3) 実空間、に対する、3つの適用方法を示す。さらに、「統合的共編集計画手法モデル」による計画制度とイタリアの平時の計画制度の関係に着目することで、3つの適用方法を支える、4) 制度的な仕組み、を示す。最後に、提示した枠組みに基づく3つの適用方法と制度的な仕組みの体系化により、「共編集型都市計画論」を構築する。

まず、共編集型都市計画の枠組みとは、「統合的共編集計画手法モデル」をイタリアの平時の都市計画へと適用させた時の全体像を示すものである。ここで最初に枠組みを示すのは、8-3で「統合的共編集計画手法モデル」を提案した際には、イタリアの平時の計画制度との関係を論じられておらず、まず共編集都市計画の枠組みを提示することが求められるからである。第1章1-6-2並びに第2章で整理した通りに、イタリアの平時の都市計画は、地域調整計画、都市基本計画、地区詳細計画の3段階の計画に構成され、さらにこれらの計画と事業の間には、プログラムが位置づけられている。なお、「統合的共編集計画手法モデル」において用いていた、参加型提案文書は将来ビジョン計画、復興計画は「共編集」計画、有機的プログラムは「共編集」プログラム、参加型公募事業は参加型「共編集」公募事業、へと置き換えている。

イタリアにおける共編集型都市計画の枠組みを図8-5に示した。この枠組みの中央には、ガバナンス体制が制度と運動の2つの過程の間に位置しており、構想段階、計画段階、実施段階の3段階毎に、多様な主体によるガバナンス体制を可変的に構築し続けることで、市民社会における運動過程と法律・条例の制定や計画の承認等の制度過程に相互関係を引き起こす。これにより、枠組みの最上部であるコミュニティ参加の過程を経て描出された将来ビジョン計画の空間像は、「共編集」計画と「共編集」プログラムにより具体化され、イタリアの平時の計画・プログラムへと反映される。最終的には、策定された「共編集」計画と「共編集」プログラムに基づいて設計指針が示され、歴史的市街地の中心部では主に復元事業と修復事業、歴史的市街地の周辺地区では、戦略的再生事業、歴史的市街地の中心部並びに周辺地区の公共空間では再価値化事業が実施され、実空間として実現される。

以上により、イタリアにおける共編集型都市計画の枠組みを示した。次に、この枠組みの中の、1) 過程、2) ガバナンス体制、3) 実空間、に着目し、共編集型都市計画を有効的に活用するための3つの適用方法を示す。

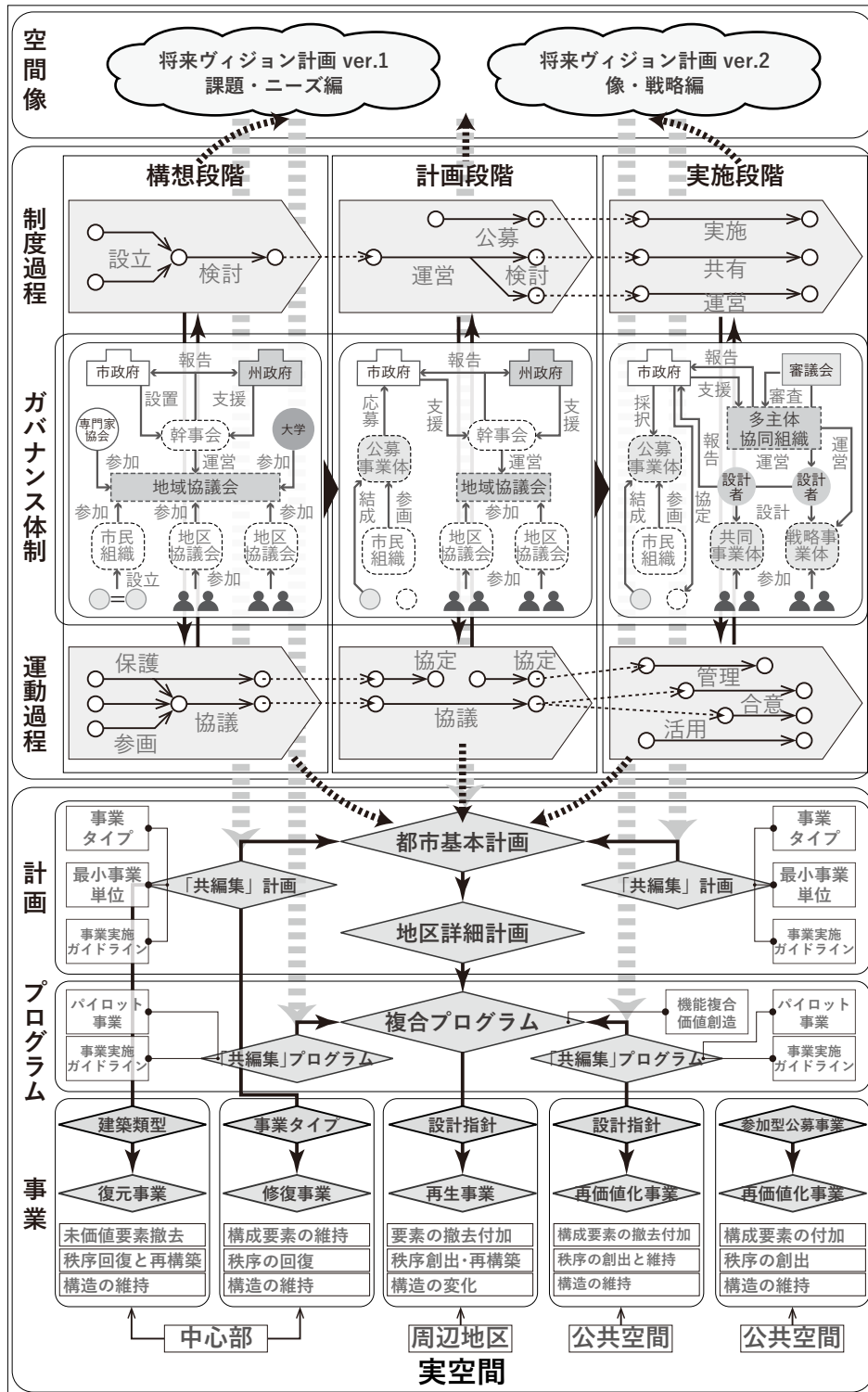


図 8-5. イタリアにおける共編集型都市計画の枠組み

1) 「過程」に対する適用方法

1つ目の適用方法は、共編集型都市計画の枠組みの中の「過程」に対するものであり、その方法を図8-6に示した。この方法は、共編集型都市計画を取り入れる際に、時系列的な作用を増大させるためのものである。

この適用方法を用いることで、平時の既存の都市計画に基づいて、将来ビジョン計画の策定過程と「共編集」計画と「共編集」プログラムの策定過程が、相互に関係を持ちながら同時並行で進行される。将来ビジョン計画は、各コミュニティの課題とニーズをまとめる第一将来次ビジョン計画、地域全体の将来像と戦略をまとめる第二次将来ビジョン計画に分けて作成される。その後、策定された将来ビジョン計画と「共編集」計画、「共編集」プログラムは、イタリアの平時の都市計画である都市基本計画と地区詳細計画へと反映され、改訂される。次に、策定された「共編集」計画と「共編集」プログラムに基づいて、再生と再価値化を目的とする事業では、「共編集」設計指針に則って、事業計画が行われ、事業実施へと移行する。また、将来ビジョン計画と都市基本計画に基づいて、平時の都市計画制度である複合プログラムの策定が開始され、機能複合や価値創造などを目的とした再生事業が実施へと向かう。さらに将来ビジョン計画において位置づけられた、市政府公募の参加型「共編集」公募事業が計画・実施される。

以上に記した「過程」に対する適用方法は、共編集型都市計画の動態性と相互性を向上させるために重要である。

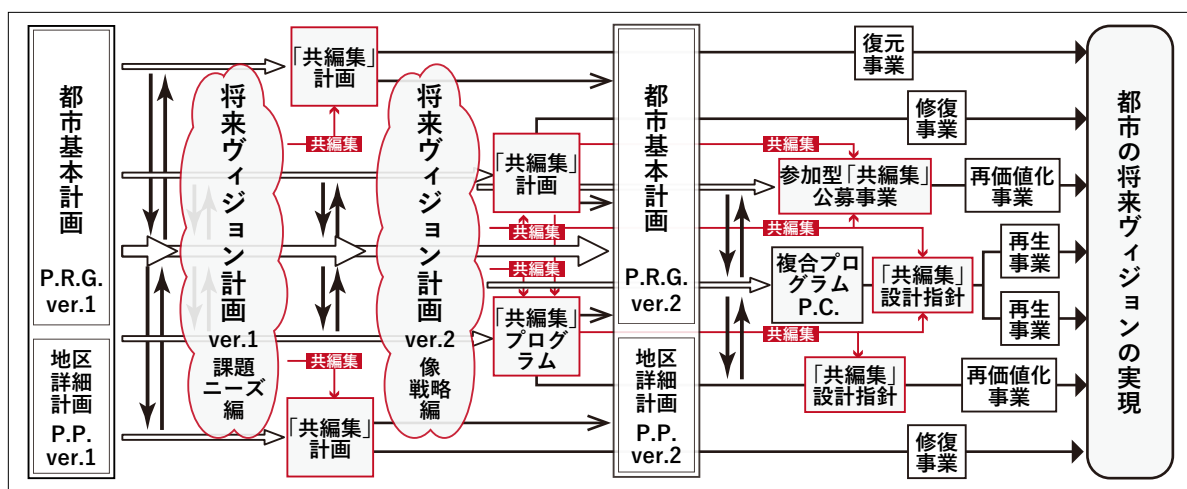


図 8-6. 「過程」に対する適用方法

2) 「ガバナンス体制」に対する適用方法

2つ目の適用方法は、共編集型都市計画の枠組みの中の「ガバナンス体制」に対するものであり、その方法を図8-7に示した。この方法は、共編集型都市計画を取り入れる際に、関係主体の行為や関係性への作用を増大させるためのものである。

この適用方法を用いることで、構想段階のガバナンス体制では、市政府により設置されたコミュニティ参加の全体運営を担う幹事会が設置される。地区コミュニティ毎に設置された地区協議会では、各コミュニティでの課題とニーズを討議し、複数の地区協議会と市民組織連合体、大学等の参画する地域協議会では、地域全体の将来像と戦略を将来ビジョン計画への取りまとめる役割を担う。計画段階のガバナンス体制では、各地区協議会において「共編集」計画が作成され、地域協議会では、各地区協議会での計画作成状況の共有とプログラムの作成を担い、地域全体の戦略との整合性を図る役割を担う。また、公募共同事業体は、市政府による住民参加型の事業の公募に対して、事業計画を作成し、提示する役割を担う。実施段階のガバナンス体制では、幹事会と地域協議会を母体として多主体協同組織が設立され、情報提供や合意形成支援などの事業推進の役割を担う。設計者らは、修復を目的とした所有者らによる共同事業体と再生を目的とした利害関係者らによる戦略的事業体と共に、事業計画・設計を担い、審議会は設計案の「共編集」計画や「共編集」プログラムとの整合性を審査すると共に、設計案の建築と景観の質に関して審査する役割を担う。さらに、市政府の公募に採択された公募事業体は、住民参加型事業を実施し、事業竣工後の空間の管理運営は、地区コミュニティと市政府との協働協定に則って行われる。

以上に記した「ガバナンス体制」に対する適用方法は、共編集型都市計画において、各段階の目的に応じて多様な主体による協働体制を構築し続けるために重要である。

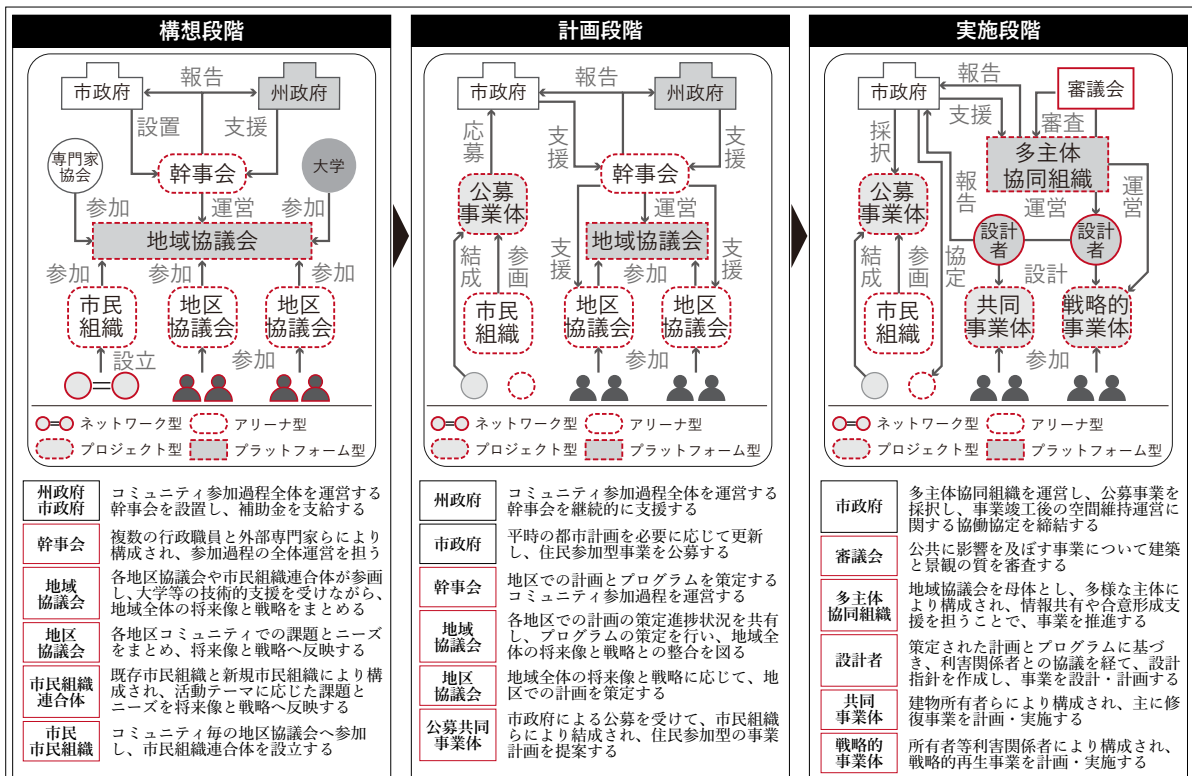


図 8-7. 「ガバナンス体制」に対する適用方法

3) 「実空間」に対する適用方法

3つ目の適用方法は、共編集型都市計画の枠組みの中の「実空間」に対するものであり、その方法を図8-8に示した。この方法は、共編集型都市計画を取り入れる際に、実空間の秩序への作用を増大させるためのものである。

この適用方法では、実空間の秩序に対して4つの作用がもたらされる。第一に、「維持」とは、軽微な被害のために再建が不必要な場合に、震災前の空間秩序へ戻す作用であり、保護規制の高い貴族邸宅などの復元事業と修復事業、既存公園や広場の再価値化事業に該当する。第二に、「回復」とは、重度な被害のために再建が必要な場合に、震災前の空間秩序を取り戻す作用であり、事業介入タイプの定められている一般的な民有の歴史的建造物の復元事業と修復事業に該当する。第三に、「再構築」とは、重度な被害のため再建が必要な場合に、震災前よりも前のかつての空間秩序を取り戻す作用であり、ポルティコの再獲得を含む復元事業や、増改築により失われた通廊を整備する修復事業、発掘された遺跡周辺に公共空間を整備する再生事業に該当する。最後に、「創出」とは、重度な被害のために再建が必要な場合に、震災前とは異なる新たな空間秩序を創り出す作用であり、建物新設により失われていた中庭空間を創り出す修復事業やセルフビルドで広場を利活用する再生事業、学校跡地の公園へ転用する再価値化事業が該当する。

以上に記した「実空間」に対する適用方法は、共編集型都市計画において、実空間の歴史的文脈や利害関係者のニーズを踏まえながら、周辺の景観に対して調和した秩序を実空間として実現させるために重要である。

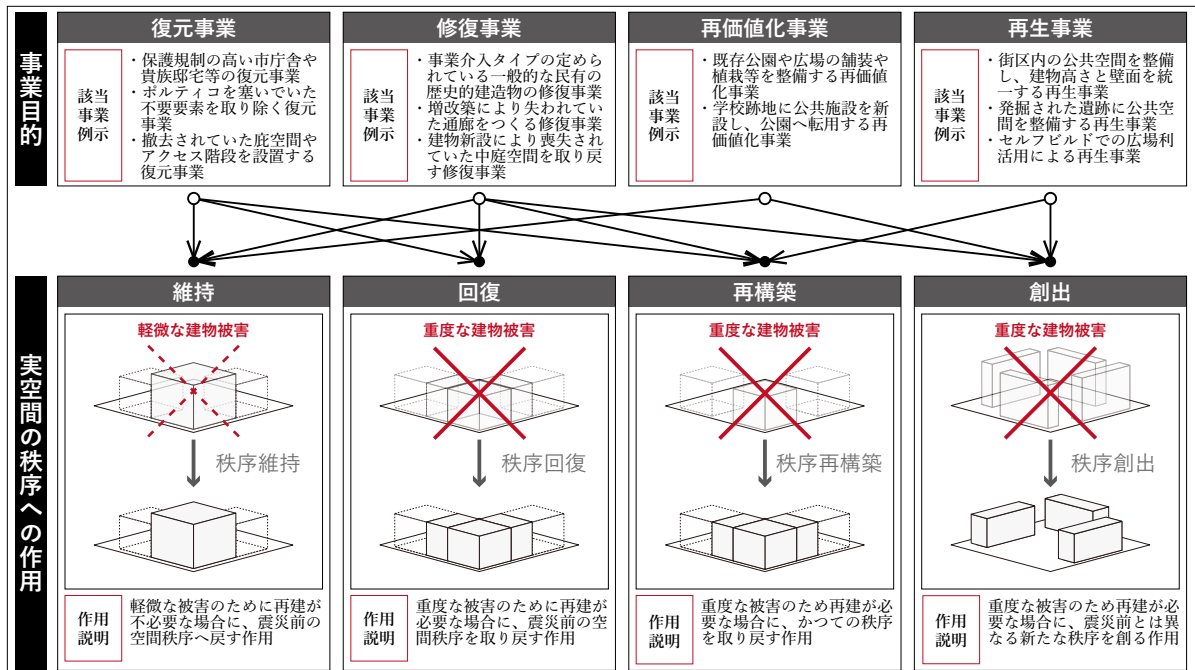


図 8-8. 「実空間」に対する適用方法

4) 制度的な仕組み

最後に、「統合的共編集計画手法モデル」による計画制度とイタリアの平時の都市計画制度の関係に着目し、3つの適用方法を支える制度的な仕組みを図8-9に示した。

図中右側に平時のイタリア都市計画の計画・プログラム・事業を示しており、左側には、有事の震災復興事例から導出された3つの「共編集計画手法モデル」から提案された「統合的共編集計画手法モデル」による計画・プログラム・設計指針・事業を示した。将来ビジョン計画は、都市基本計画の上位に位置づけられ、「共編集」計画は、都市基本計画と地区詳細計画の間のスケールに挿入され、「共編集」プログラムは、平時の計画とプログラムを結びつけるものとして位置づけられており、公定計画の各階層に対して介入することで、結果として重ね合わされている。また、「統合的共編集計画手法モデル」を適用させたことにより、将来ビジョン計画は、「共編集」計画と「共編集」プログラムへと反映され、「共編集」計画は、「共編集」プログラムと「共編集」設計指針、参加型「共編集」公募事業へと反映され、「共編集」プログラムは「共編集」設計指針と参加型「共編集」公募事業へと反映されている。以上のように、「統合的共編集計画手法モデル」を適用させた計画・プログラム・設計指針・事業は、最上位の将来ビジョン計画から最下位の参加型「共編集」公募事業に至るまで補完関係を有しており、さらに平時の公定計画の各階層の間に介入することで重ね合わされている。

要するに、共編集型都市計画の3つの適用方法を支える制度的な仕組みとは、「統合的共編集計画手法モデル」による計画制度が、公定計画の規模に応じた制度階層の間に差し込まれることで重ね合わせられた全体の仕組みであると言える。

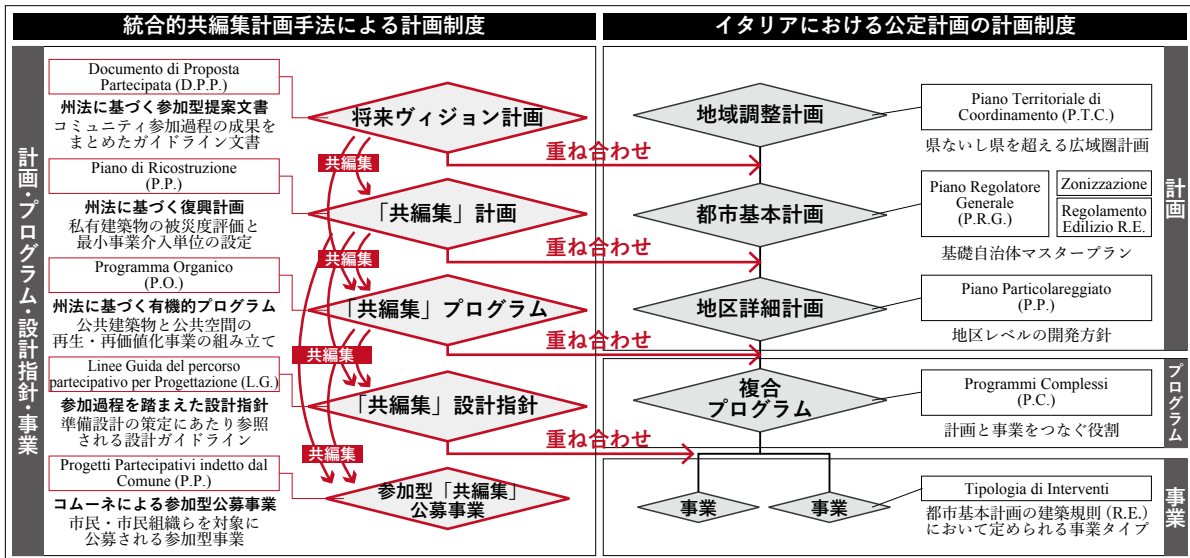


図8-9. 3つの適用方法を支える制度的な仕組み

以上により、共編集型都市計画の枠組みに基づいて、1) 過程、2) ガバナンス体制、3) 実空間に着目することで、共編集型都市計画を実用する際の3つの適用方法を示した。さらに、「統合的共編集計画手法モデル」の計画制度と公定計画の制度の関係に着目することで、それら3つの適用方法を支える制度的な仕組みを示した。

最後に、共編集型都市計画の枠組みに基づく、3つの適用方法と制度的な仕組みのの影響関係を整理することで体系化し、「共編集型都市計画論」を構築する。これらの影響関係を整理し、**図8-10**に共編集型都市計画の体系を示した。この体系では、枠組みの中の左側に適用方法が位置づけられ、枠組み内右側の制度的な仕組みは、左側の適用方法を支える関係となっている。適用方法の中央に位置する2つ目の「ガバナンス体制」に関する適用方法は、上下に配置された1つ目の「過程」に関する適用方法と3つ目の「実空間」に関する適用方法の効用を向上させる触媒効果を有している。

よって、本章で目的としたイタリアにおける「共編集型都市計画論」の構築は、達成されたと言える。

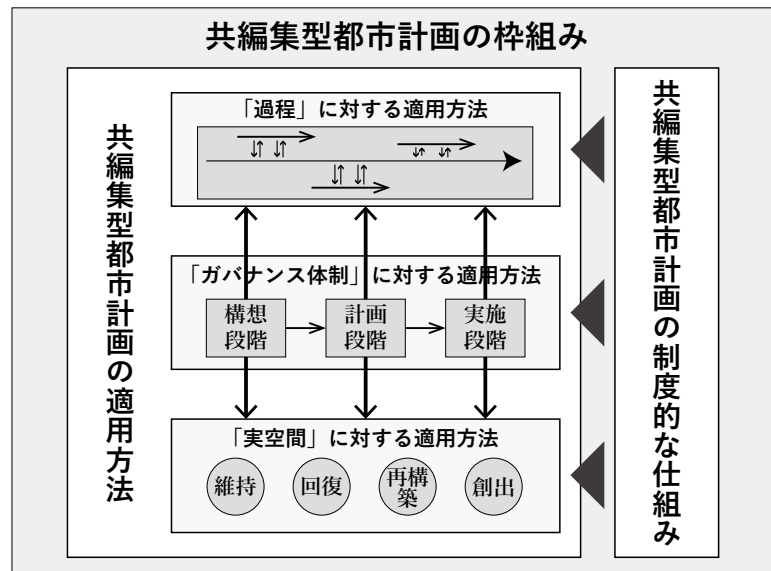


図8-10.共編集型都市計画の体系

8-5 第8章のまとめ：イタリアの既成市街地への応用可能性の考察

本章では、研究対象事例とした3つの震災復興において、共編集の役割と課題を考察し、共編集を計画手法化するために学ぶこととして整理した。次に、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に着眼し、3つの「共編集計画手法モデル」を導出した。それらは、ヴェンゾーネ市の震災復興事例では、小規模な歴史的市街地の復元と修復を主目的とした「共編集計画手法モデル」、ノヴィディモデナ市の震災復興事例では、小規模な歴史的市街地の修復と再価値化を主目的とした「共編集計画手法モデル」、ラクイラ市の震災復興事例では、中規模な歴史的市街地の修復と再生を主目的とした「共編集計画手法モデル」、であった。さらに、導出した3つの「共編集計画手法モデル」を踏まえ、大規模な歴史的市街地に対する複合目的を達成する「統合的共編集計画手法モデル」を提案した。最後に、「統合的共編集計画手法モデル」をイタリアの平時の都市計画へと適用させることで、共編集型都市計画の枠組みを提示し、それに基づく適用方法と制度的な仕組みを体系化することを通じて、イタリアにおける「共編集型都市計画論」を構築した。

最後に、本章で構築した「共編集型都市計画論（コエディティング・プランニング）」のイタリアの既成市街地への応用可能性を考察する。

本研究で構築した「共編集型都市計画論」は、イタリアの歴史的市街地の震災復興事例から導出し、提案した「統合的共編集計画手法モデル」に基づいている。イタリアの既成市街地では、「共編集型都市計画論」は応用可能であろうか。

まず、既成市街地において「共編集型都市計画論」を取り入れるためには、共編集の3つの条件である「協働」、「共有」、「共同体」を満たしている地域であることが理想的であり、少なくとも3つ目の条件である「複数主体による共同体の存在」を満たしていることが前提である。なぜなら、我が国と同様にイタリアにおいても戦前・戦後の都市のスプロール化により、低質な市街地が形成され、共同体の存在しない地域がみられるからである。この共同体の存在が最低限必要な条件として考えられるのは、ラクイラ市の震災復興において、初動期に中央政府による強い介入によって、「協働」と「共有」の2つの条件を満たし得なかったものの、「共同体」が存在したことによって、中央政府の介入が終了した後に、共編集の効果が発揮されたからである。既成市街地においても、共同体が存在すれば、「共編集型都市計画論」を取り入れることで、複数主体の協働の機運が高まって、空間像の創出に向けた価値観の共有が達成されると考える。

次に、「共編集型都市計画論」は、3つの適用方法と制度的な仕組みの体系化を通して構築された。制度的な仕組みについては、歴史的市街地とその周辺の既成市街地の間で、土地利用規制の種別が異なるものの、既成市街地において適用不可能な計画制度はみられない。また、3つの適用方法の中で、「過程」に対する方法と「ガバナンス体制」に対する方法については、歴史的市街地ではなく既成市街地を対象とした場合も適用可能である。一方、「実空間」に対する適用方法を既成市街地において適用する場合は、この適用方法の秩序に対する作用種類の中でも過去の空間秩序を取り戻す作用である「再構築」は、想定されないと考えられる。また、「再構築」以外の作用では、上述した通りに既成市街地には低質な住宅系市街地の整備された地域もみられるため、新しい空間秩序を創り出す作用である「創出」を積極的に適用することが望まれる。そのためには、コミュニティ毎の協同討議を通じて、自主ルールや設計指針を自律的に規範として定めることが求められるため、3つの適用方法を

全てセットで適用させることが求められる。

要するに、本研究で構築した「共編集型都市計画論」は、イタリアの既成市街地においても、十分に応用可能であると言える。

結論 研究の総括

結一 1 各章のまとめ

本研究は、成熟社会における都市計画の新たな計画手法として共編集を位置づけ、イタリアの3つの歴史的市街地の震災復興における共編集の評価に基づき、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的に着眼することで、「共編集計画手法モデル」の導出と「統合的共編集計画手法モデル」の提案を行い、共編集型都市計画の枠組みに基づく適用方法と制度的な仕組みの体系化により、「共編集型都市計画論」を構築した。

結論「研究の総括」では、各章のまとめを要約した上で、構築した「共編集型都市計画論」の日本の歴史的都市の旧市街地への応用可能性を考察し、研究の総括とする。

結一 1-1 「編集」の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開

第1部「『編集』の再定義とイタリアにおける平時と有事の都市計画の展開」（第1章・第2章・第3章）では、平時と有事の都市計画の展開を歴史的に解明し、それを基に共編集の実践が推定される震災復興事例を研究対象として選定した。

第1章「研究の目的と方法並びに『編集』の再定義」では、文献調査を基に「編集」の概念を整理した上で、計画行為における「編集」の理論的課題と実践要件を設定し、それらを基に共編集の概念を再定義した。その上で共編集計画手法の4つの要素と構成、また共編集型都市計画の実践過程を示して共編集の評価指標を定位した。

第2章「近現代イタリアにおける平時の都市計画の理論と実践の展開」では、文献調査により19世紀末以降の平時の都市計画の理論と実践の特徴を7つの時代区分ごと明らかにした。特に戦後の一貫した権利の細分化の進行と民主的手続きの重要性の高まりに着目し、都市計画の対応と変遷の特徴を明らかにしている。これらの結果から、1970年代以降の都市計画における共編集計画手法の必要性の拡大を指摘した。

第3章「4つの大規模震災後の復興ガバナンス体制の特性とその歴史的展開の解明」では、テキストデータのコーディング分析と主体間関係の図化により、4つの大規模地震災害後の復興ガバナンス体制を可視化し特性を明らかにした。これらの特性を、共編集の3条件と照合して、共編集の実践が推定される3つの震災復興を詳細分析対象として選定した。

結一 1-2 3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明

第2部「3つの歴史的市街地の震災復興の実態解明」(第4章・第5章・第6章)では、3つの震災復興プロセスを対象に特徴的な時期区分を設定し、復興ガバナンス体制の構築プロセスの詳細を明らかにしている。その上で、復興事業実施プロセスの詳細と事業による空間変容実態の詳細を明らかにしている。

第4章「ヴェンゾーネ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態」では、1976年フリウリ地震被災地ヴェンゾーネ市を対象に、震災復興プロセスの4つの時期区分を設定し実態解明を行なった。具体的には、初期段階に地方政府へ権限移譲されたガバナンス体制の継続、最終段階での住民協議会を媒介とした有機的なガバナンス体制の構築などの特徴を明らかにしている。さらに、1つの復興事業を構成する7つの事業介入ユニットに注目し空間変容を分析した結果、復興事業に伴う空間構造の変化は全事業介入ユニットでは見られず、その一方、震災以前の空間秩序の再構築や新たな空間秩序の創出が見られたことを論じた。

第5章「ラクイラ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係」では、2009年アブルッツォ地震被災地ラクイラ市を対象とし、震災復興プロセスの6つの時期区分を基に実態解明を行った。具体的には、初期段階の中央政府主導のガバナンス体制が漸進的に多主体協働のガバナンス体制へと遷移したことを明らかにしている。また、2つの戦略的再生事業と1つの市民組織事業による空間変容を分析した結果、戦略的再生事業では自主ルールと設計ガイドラインに基づく新しい空間秩序の創出や、震災以前の空間秩序の再構築が計画されたこと、他方、市民組織事業ではセルフビルドによる公共空間の再整備が新しい空間秩序を創出したことを明らかにした。

第6章「ノヴィディモデナ市における復興ガバナンス体制の構築プロセスと空間変容の実態」では、2012年エミリアローマニャ地震被災地ノヴィディモデナ市を対象とし、震災復興プロセスの4つの時期区分を基に実態解明を行った。具体的には、初期段階から最終段階までコミュニティ参加プロセスの運営グループを中心に参加を促進するガバナンス体制が構築されていたことを明らかにした。また、4つのパイロット事業の空間変容を分析した結果、3つの事業ではコミュニティ参加による議論を規範とした新しい空間秩序が創出され、さらに現在施工中の事業では、完了時に新しい空間秩序の創出が計画されていることを明らかにした。

結一 1-3 共編集の評価と「共編集型都市計画論」の構築

第3部「共編集の評価と『共編集型都市計画論』の構築」(第7章・第8章)では、3つの震災復興事例の共編集を評価し、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的によって異なる3つの計画手法モデルの導出とそれに基づく1つの「統合的共編集計画手法モデル」を提案し、「共編集型都市計画論」の構築を論じている。

第7章「3つの震災復興事例における共編集の評価」では、共編集の4要素である「過程」、「ガバナンス体制」、「空間」、「像」を対象に、3つの評価指標、「1. 制度と運動の過程の間に相互関係が存在したか」、「2. 段階に応じてガバナンス体制が構築され続けたか」、「3. 空間像に即した実空間が実現されたか」を用いて3つの震災復興における共編集を評価した。その結果、ヴェンゾーネ市とノヴィディモデナ市の震災復興では、全時期区分で制度と運動の過程の間に相互関係が存在し、段階に応じてガバナンス体制が構築され続けていた結果、空間像に即した実空間が実現されたことを明らかにした。他方、ラクイラ市の震災復興では、6つの時期区分の内3つのみで制度と運動の過程間に相互関係が存在し、3期以降に段階に応じたガバナンス体制が構築され続けた結果、歴史的市街地中心部の空間像と市民組織事業の空間像は実空間として実現された一方、歴史的市街地周辺地区の空間像は実現されなかったことを明らかにした。

第8章「共編集の計画手法化と『共編集型都市計画論』の構築」では、3つの震災復興において共編集が果たした役割と課題を明らかにし、共編集を計画手法化するための要件を明らかにした。その上で、歴史的市街地の規模と震災復興の主目的によって異なる3つの「共編集計画手法モデル」を導出し、これらを基に「統合的共編集計画手法モデル」を提案した。この成果を基に、イタリアの震災復興にみる有事の計画手法モデルを平時の都市計画へ適用させる「共編集型都市計画論」の枠組みを提示し、それに基づく3つの適用方法とそれらを支える制度的仕組みの体系化を通して「共編集型都市計画論」を構築した。

結一 2 研究の総括

以上、要するに本研究は、共編集の計画手法としての有用性を明らかにし、その上で「共編集型都市計画論」の構築を行なったものである。

最後に、「共編集型都市計画論」の日本の都市計画への応用可能性を考察し、本研究の総括とする。ここでは、日本の歴史的都市の旧市街地を対象とした都市計画を想定して、その応用可能性を考察する。

本論文最終節 8-5 においてイタリアの既成市街地への応用可能性を考察した際にも述べたが、「共編集型都市計画論」を取り入れるためには、共編集の 3 条件の中でも、少なくとも「複数主体による共同体の存在」を満たしていることが望ましい。なぜなら、町内会や自治会などの地縁的コミュニティが機能していることで、ネットワーク型ガバナンス体制が構築されやすく、さらにテーマ型コミュニティの活動が活発である場合は、アリーナ型ガバナンス体制が構築されやすいからだ。そのため、このような地縁的コミュニティとテーマ型コミュニティの存在する旧市街地では、「共編集型都市計画論」の応用可能性が高いと考えられる。

しかし、近年の日本の歴史的都市の旧市街地の空洞化状況を踏まえると、このような好条件の揃った旧市街地は稀であり、希薄化したコミュニティがろうじて残っている旧市街地が大部分を占めると想定される。このようなコミュニティの希薄化した旧市街地においては、本計画論の構想段階で実践する地区コミュニティの課題とニーズの把握を特に丹念に時間をかけて行い、異なるコミュニティ間で課題とニーズを共有して地域全体の将来像を描く過程を通じて、コミュニティを育てていくことが重要である。つまり、「共編集型都市計画論」を取り入れることで、希薄化したコミュニティがより強化され、関係主体間で協働を進めていくことで、価値の多元性を認めながらも地域全体として価値観の共有を行える。

次に、「共編集型都市計画論」の制度的な仕組みは、イタリアの平時の都市計画制度に対して、震災復興という有事の際の計画制度を重ね合わせて体系化されたものである。有事の際の計画制度に関しては、日本では大規模災害発生後に特別立法により災害復興に関する計画制度が整えられるため、平時の都市計画制度と比較すると適用可能性が高いと考えられる。ただし、イタリアの災害復興の有事の際の計画制度は、権限移譲された州政府により制定された州法に基づくものであり、該当地域の地域性に依拠した制度設計がなされていた。一方、日本では、都道府県に立法権が付与されていないため、国により制定される特別措置法において、各都道府県での都市計画の取り組みや被災状況の違いなどに柔軟に対応できる多様な計画制度が設計されることが求められる。

他方、イタリアの平時の都市計画制度が、3段階の計画とプログラム、事業により構成されるシンプルな計画制度であるのに対して、日本の平時の都市計画制度はより複雑である。歴史的都市の旧市街地を例としてあげれば、中心市街地活性化計画と景観計画、歴史的風致維持向上計画など異なる計画が併存している現状にあり、異なる計画の間の整合性が取れていない現状も見受けられる。そのため、歴史的都市の旧市街地では、有事のみならず、平時においても異なる計画の間を相互調整する「共編集」計画や「共編集」プログラムが必要であり、「共編集型都市計画論」は有用であると考えられる。

さらに、「共編集型都市計画論」の 3 つの適用方法の中でも、「過程」と「ガバナンス体制」に対する適用方法は、歴史的都市の旧市街地の中でも、中心市街地の活性化のために設立された TMO などの中間支援組織やまちづくり会社が、まちづくり活動を継続している旧市街地では、これらの適用方法の導入可能性が高いと考えられる。このような核となる中間支援組織や第三セクターが 1 つでも存

在することにより、構想段階から計画段階、実施段階にかけて多様なガバナンス体制を構築し続け、旧市街地と周辺市街地の間で整合性の取れた包括的な将来ビジョンを描くことが可能となる。また、歴史的風致維持向上計画を策定している歴史的都市では、この計画実施や計画内容の変更等の討議を行う歴史まちづくり協議会が存在しており、「ガバナンス体制」に対する適用方法を導入した際に、重要な役割を担うことが想定される。

他方で、「実空間」に対する適用方法については、歴史的都市の旧市街地に国指定の文化財や史跡が含まれる場合には、軽微な老朽化状態の場合には、以前の空間秩序に戻す「維持」や歴史資料に基づいた過去の空間秩序を取り戻す「再構築」を適用できると考えられる。また、老朽化の激しい未指定の民有の歴史的建造物に対しては、地区計画や景観計画で定められた住民合意のルールに基づき、以前の空間秩序を取り戻す「回復」を適用することが望まれる。しかし、所有者ニーズに応じて、建物内部の形態・機能変更や街区内部の半公共空間の整備など新しい空間秩序を創り出す「創出」を適用することも想定されよう。さらに、老朽化の激しく、特徴的な歴史的・芸術的・環境的価値を有していない一般的な建物に対しては、公定計画で定められた自主的なルールに応じた設計指針を整えることで、新しい空間秩序を創り出す「創出」を適用させ、周辺の景観に配慮した市街地形成に寄与しうると考えられる。

以上要するに、本研究で構築した「共編集型都市計画論」の制度的な仕組みは、日本の歴史的都市の旧市街地を対象とした場合に、平時の計画制度の違いはみられるものの、整合性の取れていない異なる計画が併存しているために、水平方向に計画の間を媒介する「共編集」計画と「共編集」プログラムが求められることから、本計画論の有用性の高さが考察された。さらに、適用方法については、旧市街地の特徴に応じて、十分に適用可能であることを示すことができた。

研究業績一覧

種類別	題名、発表・発行掲載誌名、発表・発行年月、連名者（申請者含む）
○論文 (査読付)	復興ガバナンスの構築プロセスと復興事業の実施プロセスの相互関係、アブルッツォ地震から10年経過したラクイラ市を対象として、日本建築学会計画系論文集 85(771)、pp.1067-1077、2020年5月、益子智之・ジャンフランコフランツ・内田奈芳美・有賀隆・佐藤滋
○論文 (査読付)	イタリアにおける4つの大規模震災後の復興ガバナンスとその歴史的展開プロセスに関する研究、日本建築学会計画系論文集 84(757)、pp.579-589、2019年3月、益子智之・ジャンフランコフランツ・内田奈芳美・有賀隆・佐藤滋
○論文 (査読付)	Collaborative planning for post-disaster reconstruction in Italy, International Planning History Society Proceedings 18(1), pp.814-824, 2018.10, Tomoyuki Mashiko, Monia Guarino, Gianfranco Franz, Shigeru Satoh
○論文 (査読付)	Post-Disaster Reconstruction Planning and Urban Resilience: Focus on Two Catastrophic Cases from Japan and Italy, Urbanistica Informazioni 272(2), pp.189-193, 2018.2, Tomoyuki Mashiko, Shigeru Satoh, Donato Di Ludovico, Luana Di Lodovico
総説	震災復興の観点から考えるイタリアの豊かさ、都市計画 69(6)、pp.44-47、2020年11月、益子智之
総説	Planning and design for post-quake reconstruction in Italy L' Aquila City, 10 years after the Abruzzo Earthquake, 復興デザイン会議第一回全国大会資料集, 復興デザイン研究体, pp.1-2, 2019.12, 益子智之
総説	エミリア・ロマーニャ地震後の住宅復興における社会福祉法人の役割 高齢者福祉住宅事業を事例として、住まいの復興の共有知を目指して 東日本大震災の事例から考えるこれからの住まい、日本建築学会、pp.75-76、2019年9月、益子智之
総説	大阪から考える都市再生の現在、建築雑誌 134(1729)、pp.2-3、2019年10月、藤村龍至・益子智之・吉本憲生・内田奈芳美・吉江俊
総説	万博から考える関西の未来、建築雑誌 134(1729)、pp.20-21、2019年10月、藤村龍至・豊川斎赫・益子智之・水谷元・三井祐介・吉本憲生・吉江俊
総説	瀬戸内ペリトリーオの再構築、建築雑誌 134(1724)、pp.2-3、2019年5月、藤村龍至・樋渡彩・三宅拓也・杉田宗・藤田慎之介・益子智之
総説	イタリア震災復興の論点、造景、pp.31-40、2019年7月、益子智之
総説	大規模地震災害後の多様な住まい イタリアの取り組みから学ぶ、建築ジャーナル1288、pp.2-7、2019年3月、益子智之
総説	イタリアにおける地震災害後の暫定居住地の計画とデザイン、建築雑誌 134(1721)、p.14、2019年3月、益子智之
総説	「仮」すまいの未来、建築雑誌 134(1721)、pp.2-3、2019年3月、豊川斎赫・井本佐保里・石樽督和・益子智之・益邑明伸
総説	災害復興計画史研究の最新動向、都市計画 67(6)、p.4、2018年11月、益子智之
総説	イタリアの歴史的市街地における修復型復興、都市計画 66(5)、p.8、2017年9月、益子智之
講演 (招待)	歴史的市街地の震災復興をめぐるジレンマ-イタリア・ラクイラの事例から-、住まいの復興の共有知を考える連続トークイベント、第1回時間とジレンマ-都市か人か-、zoom、2020年11月、益子智之
講演 (招待)	戦後イタリアの復興デザイン思想の展開、第1回復興デザイン会議論文賞記念講演会、復興デザイン会議、zoom、2020年6月、益子智之
講演 (招待)	イタリア都市再生の現在 カタストロフィと歴史的な居住環境、早稲田まちづくりセミナー #07、早稲田都市計画フォーラム、東京都新宿区、2020年1月、益子智之
講演 (招待)	Planning and design for post-quake reconstruction in Italy L' Aquila city, 10 years after the Abruzzo Earthquake, Disaster Re-Design in Abroad, 東京都文京区、2019.12、益子智之

種類別	題名、発表・発行掲載誌名、発表・発行年月、連名者（申請者含む）
講演 (招待)	イタリア震災復興の5つの論点、第6回「復興とは何か」を考える連続ワークショップ、日本災害復興学会、東京都千代田区、2018年12月、益子智之
講演 (招待)	イタリアの震災復興から何を学ぶか、仮設市街地研究会、日本都市計画家協会、東京都千代田区、2018年9月、益子智之
講演	アクティビティの混在による賑わいを誘発するアーケード空間の構成原理とその利用特性の解明に関する研究 伝統的都市ジャイブル旧市街を対象として、2019年日本建築学会大会（北陸）学術講演会、2019年9月、山田歩美・益子智之・内田奈芳美・有賀隆
講演	タイの水上マーケットにおける水上通路の伝統的空間性・生活形態の持続可能性の研究 サムットソングクラム・アムパワーを事例として、2019年日本建築学会大会（北陸）学術講演会、2019年9月、村井瑞希・益子智之・内田奈芳美・有賀隆
講演	重要文化的景観認定区域における住民活動に対応した水路空間マネジメントに関する研究 山形県長井市を対象として、2019年日本建築学会大会（北陸）学術講演会、2019年9月、加藤雅大・益子智之・内田奈芳美・有賀隆
講演	東日本大震災からの復興における地域住居の住生活と機能の変容に関する研究 宮城県気仙沼市唐桑町小鯖地区における防災集団移転事業を事例として、2019年日本建築学会大会（北陸）学術講演会、2019年9月、笹森達也・小嶋諒生・益子智之・内田奈芳美・有賀隆
講演	ヴェンゾーナ市における市街地復興プロセスと市民参加の関係 イタリアにおける震災復興都市計画に関する研究（2）、2018年日本建築学会大会（東北）学術講演会、2018年9月、益子智之・佐藤滋
講演	漁村集落における防災集団移転促進事業計画・事業プロセスと高台移転者の居住環境変化の関係に関する研究、2018年日本建築学会大会（東北）学術講演会、2018年9月、小嶋諒生・有賀隆・内田奈芳美・益子智之
講演	Collaborative planning for post-disaster reconstruction in Italy, 18th International Planning History Society Conference, Session 6 Disaster and Resiliency, Yokohama, 2018.7, Tomoyuki Mashiko, Monia Guarino, Gianfranco Franz, Shigeru Satoh
講演	Post-Disaster Reconstruction Planning and Urban Resilience: Focus on Two Catastrophic Cases from Japan and Italy, 10th Study Day of INU Conference, Session 2 Post-Catastrophe Reconstructions, Napoli, 2017.12, Tomoyuki Mashiko, Shigeru Satoh, Donato Di Ludovico, Luana Di Lodovico
講演	Post-Disaster Territorial Reconstruction Methodologies: a focus on L' Aquila City Italy, 7 years after the Abruzzo Earthquake, 24th International Seminar on Urban Form Conference, session W1C URBAN MORPHOLOGY ANALYSIS: Post-catastrophe areas, Valencia, 2017.9, Tomoyuki Mashiko
講演	ラクイラ市歴史的市街地における復興メカニズムの解明 イタリアにおける震災復興都市計画に関する研究（1）、2017年日本建築学会大会（中国）学術講演会、2017年9月、益子智之・中西美裕・佐藤滋
講演	On the Reconstruction Methods for the Quaked Historical Center in Italy: A case study of Mirandola, the Earthquake city, North Italy, 2012, 17th International Planning History Society Conference, session Q2 Resilience and Climate, Delft, 2016.7, Tomoyuki Mashiko, Naoto Nomura, Gianfranco Franz, Shigeru Satoh
講演	Recovery process for the tsunami devastated areas in Tohoku Region, 3rd International Workshop on Risk Design and Planning, 2016.7, Tomoyuki Mashiko
講演	仮設住宅から町外コミュニティ移行へのデザイン 福島県浪江町民との協働の取り組み、2015年日本建築学会大会（関東）学術講演会、2015年9月、佐藤亘・泉貴広・丹野勝太・益子智之・沖津龍太郎・箱崎早苗・星直哉・小林真大・菅野圭祐・茂木大樹・白木里恵子・佐藤滋
講演	アクション・リサーチによるまちづくりプロセスの分析 福島県浪江町避難住民による協働の復興まちづくり、2015年日本建築学会大会（関東）学術講演会、2015年9月、菅野圭祐・益子智之・白木里恵子・野村直人・茂木大樹・小林真大・佐藤亘・阿部俊彦・丹野勝太・岡田昭人・佐藤滋
講演	ZERO VOLUME, International Contemporary Design in Historical Centers Workshop, 2015.4, Laura Abbruzzese, Tomoyuki Mashiko, Favia Prado, Paulo Henrique Viel

種類別	題名、発表・発行掲載誌名、発表・発行年月、連名者（申請者含む）
講演	Research on improvement methodologies for living environments in city built-up areas in China: A case study about three different living environments in Hangzhou, 10th International Symposium on Architectural Interexchange in Asia Conference, session C3 Urban Planning and Landscape Design, Hangzhou, 2014.10, Tomoyuki Mashiko, Xiaofei Zhang, Chengqi Zhao, Naomi Uchida, Shigeru Satoh
講演	杭州市中心部・湖浜地区におけるジェントリフィケーションと自律的居住環境の変質実態 杭州市の都市変容と住環境改善段階に関する研究(3)、2014年日本建築学会大会(近畿)学術講演会、2014年9月、益子智之・菊地原雄馬・張曉菲・内田奈芳美・趙城琦・佐藤滋
講演	Disaster Risk Management by developing the power of local community, 1st Summer School of the International Network Routes towards Sustainability, 2014.7, Tomoyuki Mashiko
講演	気仙沼市内湾地区における防潮堤問題と住民主体のまちづくり、復興支援住まい・まちづくり展、2014年3月、阿部俊彦・松村尚之・藤岡諒・益子智之
著書	まちづくり図解、鹿島出版会、2017年7月、佐藤滋、内田奈芳美、野田明宏、益尾考祐、阿部俊彦、井上拓哉、大木一、大橋清和、加納亮介、菅野圭祐、杉本千紘、瀬戸口剛、瀬部浩司、辰巳寛太、新津瞬、益子智之、山田大樹（5章担当）
その他 (受賞)	2019年復興デザイン会議第一回全国大会 復興研究論文 奨励論文賞、2019年12月、益子智之
その他 (受賞)	2018年日本建築学会大会学術講演会若手優秀発表賞、2018年11月、益子智之

謝辞

本論文は、早稲田大学大学院博士後期課程において、有賀隆教授のご指導のもとで取り組んできた研究をまとめたものです。有賀隆先生には、国際的な見地から理論研究の進め方、論理構成の組み立て方、評価指標の設定方法、本論文のまとめ方に至るまで並々ならぬご指導を賜りました。ここに深く感謝致します。

また、論文審査の過程においては、副査の先生方からも多くのご指導を頂きました。後藤春彦先生からは、本論文の根幹である計画論の構築について御教授頂きました。また、佐々木葉先生には景観デザインの立場から、矢口哲也先生には都市デザインの立場から、多面的かつ細部にわたりご指導をいただき、論文の内容を深めることができました。心から感謝致します。

選択定年での教育課程からご退職されてからも佐藤滋名誉教授には、学部での研究室配属以来、研究指導に止まらず、都市計画・まちづくりへの基本的な姿勢に至るまで、徹底的に並々ならぬご指導を賜りました。心から感謝致します。

本研究は2015年修士課程在籍時の1年間、2017年博士後期課程在籍時の1年間、計2年間留学したイタリア・フェッラーラ大学建築学部での研究の成果に基づいています。建築学部名誉教授であるPaolo Ceccarelli先生には、ミラノのご自宅兼ILAUD事務所にて、本論文の中でも重要な概念である「共編集」に対してご指導を頂きました。留学時に研究指導教員を努めていただいたGianfranco Franz先生には、現地調査のサポートや定期的なディスカッションの実施、共著論文の執筆を通して、ご指導とご支援を頂きました。また、2015年留学時に都市デザインスタジオ受講時にメンターであった故Etra "Connie" Occhialini先生には、当時イタリア語を話せなかった私にとって最適なグループを編成いただき、イタリアでの生活・勉強・研究の機会の窓を大きく開いてくださいました。深く感謝致します。

Franz先生の教え子であるMonia Guarino氏には、イタリアの参加型都市計画やまちづくりについてご教示頂くとともに、Guarino氏がファシリテーターの役割を勤めていたノヴィディモデナ市での調査研究では、多くのご助言を頂きました。また、Franz先生の主宰する研究チームメンバーであった、Sarah Coen氏、Camilla Sabattini氏、Andrea Costi氏には、フェッラーラでの日常的な交流からラクイラで開催した国際シンポジウムの共同運営に至るまで、貴重なサポートを頂きました。記して感謝致します。

サッサリ大学のPaola Rizzi先生、ラクイラ大学のDonato Di Ludovico先生、Luana Di Lodovico氏、Quirino Crosta氏には、調査への同行のみならず、歴史的市街地を練り歩きながら、震災前の様子や復興の進捗状況について直接教えて頂きました。ラクイラ市役所の都市計画家Chiara Santoro氏には、緊急時対応や復興計画の策定、事業計画について何度もご教示いただき、資料提供にもご協力頂きました。また、ラクイラ市現地調査では、多くの市民組織の代表の方々に、ご協力を頂きました。

ノヴィディモデナ市の現地調査では、復興計画の策定に携わった建築家Mara Pivetti氏、コミュニティ参加の広報を担当していたAlessandro Grossi氏、公共事業を担当していたGeminiano Galavotti氏のご協力を頂きました。また、パイロット事業の設計者であり審議会メンバーであった建築家Claudio Zanirato先生、エンジニアのCorrado Giacobazzi氏、ランドスケープアーキテクチャRoberto Malagoli氏には、実施設計図面の提供とインタビュー調査へのご協力を頂きました。

1976年フリウリ地震の調査では、州政府の担当者 Chiara Firmani 氏には、ウーディネからゴリツツィアにある州政府の倉庫までご案内いただき、約40年前の一次資料の検索をサポート頂きました。資料入手後、ウーディネに戻った後も数日間資料の読み込みを一緒に行っていただき、大判図面のスキャン代の値引き交渉から宿泊場所の提供に至るまで、ご協力頂きました。

ヴェンゾーネ市の現地調査では、Franz先生の大学時代の友人であり、フリウリ地震復興に関する博物館の館長を務める Floriana Marino 氏より資料提供にご協力頂きました。また、ヴェンゾーネ市役所からは、市長 Amedeo Pascolo 氏と副市長 Stefano Di Bernardo 氏から全面的に調査協力をいただき、Vilma Valent 氏と Paola Barazzutti 氏には、定年間近であるにもかかわらず市役所内のアーカイブ室にて実施設計図面や建築許可に関わる資料などの収集にご協力頂きました。ヴェンゾーネ市の復興のための地区詳細計画に携わった建築家 Romeo Ballardini 氏の助手を当時勤めていた修復士 Roberto Forgiarini 氏には、計画策定と事業調整に関する貴重なお話を聞かせて頂きました。建築家・都市計画家である Gianni Pietro Nimis 氏には、事務所にてフリウリ復興での経験を踏まえて、近年の地震災害からの復興に関する大変貴重な議論をさせて頂きました。

1997年ウンブリア・マルケ地震の調査では、州の市民防災局局長 Alfiero Moretti 氏、文化財保護担当部 Filippo Battoni 氏のご協力を頂きました。

多くのご協力いただいた皆様に深く感謝致します。

早稲田大学佐藤滋研究室の先輩方には、多大なご助言を頂きました。特に、内田奈芳美先生、益尾孝祐先生、阿部俊彦先生、菅野圭祐先生には、研究へのご助言のみならず、公私ともに様々な面においてご協力を頂きました。佐藤研究室在籍時の留学生であった Alba Zamarbide Urdaniz さんや Armelle Le Mouellic さんには、イタリアへの留学を後押しいただき、留学中にもご支援を頂きました。イタリア留学の先輩方の集うイタリア会の皆さん、佐藤研究室の同期や後輩たちにも、多くの励ましとご支援を頂きました。

また、復興まちづくりのドキュメンタリー映像撮影に同行させていただいた青池組の皆様、フェッラーラ留学生活でのフラットメイトや友人たち、東日本大震災の被災地で災害復興研究に取り組む他大学の若手研究者の同志の皆さん、有賀研究室の後輩とゼミメンバーにも、多くの刺激を頂きました。

ご協力・ご支援いただいた皆様に心から感謝致します。

本研究は、日本学術振興会特別研究員奨励費、科学研究費助成事業「研究活動スタート支援」、早稲田大学理工学術院総合研究所「アーリー・バードプログラム」、の助成を受けてまとめられています。特別研究員採用期間終了後は、有賀隆先生のご支援により、早稲田大学建築学科助手としての職を得ることができました。記して感謝致します。

最後に私事ながら、これまで大学進学から現在までの研究活動を支援してくれた両親と兄弟、研究に専念できるように様々な面で支えてくれた鍼灸師である妻・礼奈、笑顔で元気をくれた息子・誠太郎、に心より感謝致します。

2021年2月